文學博士井上頼圀
熱田宮々司角田忠行　監修
平田盛胤
三木五百枝　校訂

平田篤胤全集

東京　法文館書店

平田篤胤翁古稀賀宴生田國秀大人詠詩

謹奉賀六十一初度

六十一年春無秋方開
賀宴酒相酬匱函韞道
書高積鋼鐵成丹齡益
脩徹視顯幽惟自得大觀

天地獨神遊古今寧有
先生敵　貴壽何人亦共
儔

門人　生田萬再拜

史料編纂官和田英松先生秘藏

古史傳十之卷

平篤胤謹撰
男　鐵胤
孫　延胤　續攷

神代中二之卷

爾科天日鷲命而。種穀木。令作白和幣。爾科長白羽命而。種麻。令作青和幣。是穀木麻。並一夜蕃茂矣。於天羽槌雄命。令織文布。所謂荒衣是也。亦謂敷和衣。即宇都波多是也。以天御梓命為司。以天八千千比賣命。亦名天棚機比賣命。為織女而。令織神衣矣。所謂和衣是也。是者神衣祭之縁也。

天日鷲命。長白羽命。天羽槌雄命。天御梓命のことは。下に委く云べし。○穀の木は。和名抄に。穀加知。木名也と云ひ。字鏡にも。穀楮也。加知乃木とあり。（今の世に、加宇豆乃木と云は、音便の訛りなり。）○麻は和名抄に。麻和名乎。一ニ云。阿佐。枲屬也。枲和名介無之。麻有子名也。苧和名加良無之。麻屬白而細者也。また卷子閇蘇。績麻圓卷名也。（今云、臍に似たる故に名づくるか、）○白和幣。青和幣。神代紀に。和幣此云尼枳底。とあり。（古語拾遺にも、和幣古語爾伎氐とあり、）師云て 氐は多閇の約りたる。言にて。即ち爾岐多閇なり。爾岐は。即ち和の字の義。また熟の字をも訓り。多閇は。縣居大人の說に。絹布の類を總云ふ名なりとあり。（此こと冠辭考、白多閇の條に見ゆ。また此の次にも云り。）絹の切を佐伊氐と云は、裂多閇なり。また俗にいふ古手は。古多閇なり。これらみな 多閇を約めて氐と云ふ例ぞ。）されば幣の字を書くは。神に奉る方に付きてのことにて。此物の本義には非ず。（今云、幣の字を書よしは、字書に、帛也、財也、又錢也などあるに依て、用ふるならむ、）さて麻は。穀に比れば。稍青き故に。青和幣と云ひ。穀は麻に比ぶれば。

白き故に。白和幣と云なり。さて古語拾遺に。穀の木を殖て。白和幣を作るよし云へる處に。是木綿也。と見えたり。(また神武天皇の段にも、穀木所生、故謂之結城と見え、寶基本記にも、謂以穀木作之白和幣。名號木綿と見ゆ。)かゝればば白爾岐氏は。木綿のこと。木綿は。穀の木の皮以て織れる布にて。古へはあまねく用ひたりし物なり。(此を布にすること、漢籍にも見えたり。)扨布にせし事は。いと古へのことにて。稍降りては。たゞ紙にのみして。布に爲ることは絶たりと見ゆ。(其は和名抄にも、穀紙は見えて、布の事は見えざるにて知べし。)さて由布に。木綿の字を用ふることは。杜仲の一の名を取れるなり。(其は和名抄、木の部に、本草注云、杜仲一名木緜、折之多白絲者也、和名波比末由美、と見え、また祭祀の具に、本草注云、木綿折之多白絲者也、和名由布と見えたり。)されば此は。穀を杜仲と思ひ誤れるにて。實に杜仲を用ひたるには非ず。然らば和名抄にも、祭祀の具には、穀を擧て、和名由布と記すべき事なるに、木綿を擧たるは、世に普く用ふる字を出せるのみにて、實に杜仲なりとするには非ず、故に同じ本草注の説を引ながら、彼の處には杜仲の字をも、波比麻由美の名をも擧ず、其は別に木の部に出せり、そのかみ既に、杜仲をば由布には用ひざりしと知べし、○また杜仲の外に、木綿と云木、大小二種あり、其の小きは、近き世に弘まれる、紀和多のことなり、大きなるも共に實の中に、白綿あるを採りて、布にはする物なり、然れば此れらも由布とは甚く異なり、字の同じき以て、おもひ混ふべからず。)さて穀の木の皮以て織れる布は。殊に白き物なる故に。白由布とも。白爾岐氏とも。白多閉とも云なり。(古哥などに、白多閉と多く詠るも、もはら此布なり、白たへの麻衣、また白たへの藤なども有れど、其はたまさかの事なり。)扨豐後の風土記に。速見郡柚富郷。此郷之中楮樹多生。常取楮皮以造木綿。因曰柚富郷。とあるに依れば。古書に。楮機。楮衾。楮繩。楮領巾など多くある楮も。穀の木と同じ物なり。(故れ萬葉に、白楮ともかき、また萬の白き物に、楮衾、楮角乃など、枕詞にも云り。角

は綱なりと師は云れ、或人は、栲の布なりと云り。さて栲の字は、楮を草書より誤りつらむ、と師は云れつれど、楮の字を書る例なければいかが、此はなほ別に和字ならむ。)さて書紀に。下枝懸以天日鷲所作木綿と云ると。古事記に。於下枝取垂白丹寸手。青丹寸手而。とあるとを合せて思ふに。書紀に。木綿とのみ言へれども。白和幣のみにはあらで。必ず青和幣も具ふべければ。如此云ふときは。穀と麻と二種を凡ても。木綿と云へりと見ゆ。なほ式などに。其料の物を擧たる所には。木綿と麻とを出せるに。其を用ふる所には。唯々木綿のことのみ云て。麻の事は見えぬが多きも。二種を合せて。木綿と稱ふ故なりけり。(凡て榊に木綿を付くなど云へるは、二種を合せての名なり。)さて白和幣。青和幣。共に織たる布をも云ひ。(萬葉に、木綿疊手向などあるは、必ず織りたる布と聞ゆ。)また未だ織りはせで。たゞ糸に爲たる儘なるをも用ひたりと見ゆ。故れ古書に。木綿をば作と云て。(作と書て、波具とよめり、剝なり。)織とは云はず。(もし布ならば、倭文織などの如く、織と有べき事なり。)また式などに。布若干端。木綿若干斤。麻若干斤と。布の外に擧げ。端などは無くて斤とあるも。糸ながら用ふる證なり。(かゝれば木綿手次、木綿蘰なども、糸の儘なるべし。)然れば此時。賢木に垂たるも是なり。(麻も常には、未だ織ざるを云ども、又その布をも、同じく麻衣など云る如く、綿木も然なり、されば惣名の多閉も、織たる、未だ織ざる通はし云べきか。)また神に手向る奴佐(幣、また幣帛など書く。)も。絹布をも云ひ。未だ織ざる木綿麻をも云り。(麻と書くは、種々の中の一つに就てなり、また後世に紙を用るは、木綿の代りなり。)

○是穀木麻。並一夜蕃茂矣。こは其生茂れる事の。いと速かりし事を云る文にて。一夜ばかりの間に生出し由なり。(此の時常夜往けるほどなりしかば、晝夜の謂れに非ざること知べし。)○文布。荒衣。敷和衣。宇都波多。文布は倭文と書るも同物なり。(倭を委と書くは省字なり。)共に斯杼理と訓べし。(神代紀に、倭文神此云斯圖梨俄未、とある圖は、書紀に、トの假字に用ひたり、ツと訓るは

非なり、和名抄にも、淡路國三原郡倭文之止利と
あり、また志豆とのみ云ることも、萬葉などに多
く見えて、下に引るが如し、また東大寺戒壇院の
神名帳に、委文大明神に、シツトンと假字を添た
るは、音便の訛りなり、斯豆淤理の約れる言にて。
(其は天武天皇の紀に、倭文此云之頭於利とあ
り、頭於は杼と約まる。)斯豆は筋なり。(今も東國
にて、筋をシヅといふ處々あり、倭文を志豆との
み云るは、此由なるべし。)さて其筋やがて文なる
故に。綾布とも云へり。されど此文布を、アヤヌ
ノと訓るは非なり。)其は釋紀に。倭文號綾布之
類歟。建久諸祭興行之時。大藏省年預申狀有青
筋文之布云々と云ひ。常陸風土記に。久慈郡。静
織里上古之時。織綾之機。未知此人。于時此村
初織。因名と見え。(此風土紀の文、殊に志杼理の、
綾布なる事を知るべき明文なり。)また釋紀に。倭
文神坐常陸國。依之諸祭幣物内倭文者。常陸國
之所濟也(此文、倭文神坐常陸國と云る、其
社のことは下に云べし。)主計式に。常陸國倭文三
十一端と見え。(これ此の國より、倭文を進れる證

なり、其の本の緣は下に云べし。)新猿樂記に。常
陸國綾とあるも。倭文を云るなどを合せ考へて。
斯豆淤理とは。筋織の義にて。青筋の文ある布を
云ことと知られたり。(今の世に、阿夜と云は、絹に
文あるを云へど、古は然らず、今の謂ゆる縞木綿
の類を云り、志豆は穀、また麻を以て織れるなる
と、下に委く云を見て知べし。)さて此を神に立奉
れる事は。上に引る釋紀に。諸祭幣物内倭文と見
え。萬葉十三の卷に倭文幣を手に取持て云々。
十七の卷に神社に底流鏡。しづにとりそへてひの
みて。と有にて灼し。さて此布は古專と帶に用ひ
たりと聞えて。武烈の卷に。大君の御帶の倭文機
結び垂り。と詠み。萬葉三の卷に。古昔に有けむ
人の倭文はたの。帶とき替て云々。十一の卷に。
いにしへの倭文はた帶を結び垂り。など詠り。(縣
居の大人云、或說に、此倭文を著る故に、賤き者
を志豆と云といへるはわろし、神に獻り、また武
烈紀の哥に、大君の御帶の倭文機と詠み、雄略の
卷の哥に、倭文纒の足座に立し、とも有を以て古
は賤き物とせざりしてと知べし、賤の男、賤の女

は、下男下女の意にて、語の意異なり、そは下枝
をしづ枝、下鞍をしづ鞍、と云にて知べし、）然
れば神に手向る事も。和衣の神衣と並べて。御帶
の料に獻るにぞ有べき。（或人の說に。倭文機の帶
は、常陸帶と同物かといへり、此は然も有べし、）
されど後には。下ざまにて。帶にすること止たる
か。萬葉に。古への倭文はた帶と詠み。古今集に
も。古への倭文の苧環なども詠り。（古のと云る
に、心を著て辨ふべし、）また釋紀にも。倭文號
綾布之類歟。と見えたれば。後にに弘く用ひぬ事
となれりしなり。（さてこそ正中御飾記にも、其
物の知がたき由見えたれ、）さて所謂荒衣是也と
は。（徵に云へる如く、下文神衣の下に、所謂和
衣是也、とある文に對へて作ける文にて、）文布や
がて荒妙なる由なり。其は伯家部類に。主上大嘗
會降臨御祝文と載されたる御文に。是朕我奉留神
衣乎。羽槌雄乃織留文布、棚機姬乃所織留和衣乃
神衣登。諸神達乃御心平介久。御魂懸能神物登受
賜陪止。八度拜志氐奉獻留。青筋乃文布乃荒妙乃
神衣。白綸繒帛乃和妙乃神衣乎。諸神等受介幸比

氐。此乃文布繒帛乃淸淨久明潔爾御魂依託利賜比
氐云々。守護幸比賜陪止。恐美恐美毛申壽。と有
て。白綸繒帛長四丈。廣一尺二寸。太神宮和妙同
之。青筋文布長四丈廣一尺二寸。大神宮荒妙同
之と見えたり。此れにて文布やがて荒妙なるこ
と論なし。（儀式に。荒衣天井蚊屋一條、長口尺弘
五幅、荒衣帳一條長七尺六寸、弘十二帖、荒衣御
被一條、長六尺弘三幅とあり、）古語拾遺神武天皇
處に。天日鷲命之孫。造木綿及麻並織布。（古語
阿良多倍、とあり、）さて荒といふ由は。赤曳糸も
て織れる。和衣に對へてなり。（此布は、續麻を用
て織ること、下に次々注せるを見るべし、）亦謂
敷和衣。（此事は、下に神衣祭之緣也、とある處に
注べし、）○以天御梓命為司。此命を司と爲た
るは。御衣織る事を。殊に重みしてなり。後まで
も。此時の由緣によりて。此命の裔の服部の群主
として。神御衣を織る事を仕へ奉ること、下に引
る書等に見えたるが如し。○天八千々比賣命。天
棚機比賣命。八千々の意は。上なる栲幡千々比賣
の處（第三十七段、）に云るが如くにて。此は決く

彼の神と同じ神なり。其は上に擧たる如く。彼の比賣神の名のいと多く。其れみな機に由れる名なるを。機織る業に與かれる事實の見えざるは。その服織ませる御名をば。かく別名を以て。語り傳へたる故にぞ有べき。（さる例は、餘神たちにもいと多かり。其は次々に云を見て知べし。）さて亦の名の棚機は。手之機なり。（之を那と云は、例いと多し。）高照比賣の哥に。阿米那流夜淤登多那婆多能宇那賀世流。多麻能美須麻流云々。とあるは。此の神を思ひ寄せたるなり。（後に此神を、漢籍にいはゆる織女星の故事に附會せて、七夕の妄説を云は、論ふにも足らぬ事ながら、此も哥作者どもの、漫言いひしらふ種となれるは、甚も煩さく、忌はしき事になむ、されど此こと、年中行事秘抄にも見えたれば、年久しき事にこそ。）神名式に。尾張國山田郡に。多奈波太神社あり。此を當國神名帳に正四位下多奈波太天神とあり。（天野信景が此神名帳の集説と云ものに、此社は、今山田庄田端村と云に在て、天棚機姫を祭れる由云り、）○神衣。こゝは加牟美曾と訓べし。尊辭に加たる神なればなり。○所謂和衣是也とは。この神衣といふは。所謂和衣なりとの言にて。其は赤引の糸を以て織る故に。績麻もて織れる。倭文の荒妙に對へて。和とは云ふなり。○神衣祭之縁也。神祇令の義解に。神衣祭謂伊勢神宮祭也。此神服部等。齋戒潔淸。以參河赤引神調糸。織作御衣。又麻績連等。績麻以織敷和衣。以供神明。故曰神衣祭也とあり。（參河赤引神調糸のこと、御衣のこと、敷和衣のことは、下に委く云べし、神服部等は。此なる天御桙命の裔の氏人。麻績連等は。此なる長白羽命の裔の氏人なること。下に見えたるが如くにて。此は是時の因縁に依て。此の氏人の專と掌る御祭なり。其は毎年四月九月。兩度ありて。いつも十四日の日なり。其儀は。大神宮式に。四月九月神衣祭。大神宮和妙衣廿四疋。荒妙衣八十疋。（疋と云ことは、截縫せずて獻ることなり、伯家部類に、大嘗會の時に獻らるゝ、和妙荒妙を、二卷づゝ卷物に爲たる圖を著して、和妙荒妙共に、麻を以て、左右の卷を貫き通し、頭の方にて結び合せ、木綿を付け、細籠に納む、殺の長

さ八寸幅八分、左右卷合の間に指挾み納め、左右に垂置く、大神宮和妙荒妙同之、とあるにて知るべし。)荒祭宮和妙衣十三疋。荒妙衣四十疋。(荒祭宮は、大御神の荒御魂に坐て、第一の攝神に坐す故に、共に此の祭に預りたまふなり。)和妙衣者服部氏。荒妙衣者麻續氏。(これ二氏人の、和妙荒妙を持分て織る明文なり、各自潔齋始從祭月一日織造。至十四日供奉。其儀大神宮司。禰宜内人等。(此等の職名の事は垂仁天皇の卷に云べし。)率服織女八人。(此は天八千々比賣命の裔なること、下に引る神名祕書に見えたるが如し。)並著明衣各執玉串。陳列御衣之後入。大神宮司宣祝詞。(この祝詞は下に注べし。)訖共再拜兩段。詣荒祭宮供御衣。如大神宮儀。と見ゆ。(内宮儀式に、神服織々女八人、神麻續織女八人、著明衣皆悉、給玉串、即行列參入、即宮司常例告刀申畢氐、即持參入東寶殿奉上、罷出訖就座氐拜奉、荒祭宮御衣奉行事與同、とあり、合せ考ふべし。)さて此時申す祝詞は。祝詞式に。度會乃宇治五十鈴原爾。大宮柱太敷立。高天原爾千木高知天。稱辭竟奉留。天照坐皇大神乃大前爾申久。服部麻續乃人等乃。常毛仕奉。和妙荒妙乃御衣乎。進事乎申給とあり。また荒祭宮爾毛。如此申天進止宣。と見えたれば。同御文なりけり。(さて祈年祭、神嘗祭共に、豐受宮も預り給へば、此御祭も預り給ふべきに、其事式に見えず、また儀式にも、此事の見えざるは、甚いぶかし、此は既く縣居大人も、疑ひ置れたり。)さて上に引る義解の文に。以參河赤引神調糸織作御衣。とある赤引糸のこと。古くは。持統天皇の紀に、潤五月丁未。伊勢大神奏天皇曰。免伊勢國今年調役。然輸其二神郡赤引絲參拾伍斤。於來年當折其代。(二神郡とは、度會、多氣二郡なり、これに飯野を加へて、神三郡と云ふ、雜例集に委く見ゆ、また道前道後と云ふことも有り。)とあるは。此糸の名の。物に見えたる始めにて。兩宮の延暦儀式にも。此名見えて。字は赤引とも。明曳とも作たれど共に。阿加良毘伎と訓べし。其は大神宮雜事記(長暦三年の處)に。赤良曳御調糸(年中行事にも赤良曳と有り。)とあるも。此糸を云へればな

り。（また延暦十年の處、貞觀十一年の處、延長五年の處などに、盜入ありて、御調糸を取れるよし見えたるも是なり。）さて此の御糸を。參河赤引神調糸。と云ることは。神宮雜例集（神服機殿政印事條）に記せる。少神部神服連公俊正。大神部神服連公道尙等が。嘉應二年解狀にも。抑神御衣御糸事。任令條幷度々宣旨。以三河國赤引神調御糸。可被奉織之由經言上之處。未被裁下之條。且爲恐且爲愁。何者縱雖不被載于式條。神事嚴重之間。隨申請被定置料所之例。況於神御衣勤者。掛畏天照坐皇大神。御坐天原之時。以神部等遠祖。天御梓命爲司。以八千々姬爲織女。奉織之間。御垂跡之後。于今其勤誠以嚴重無雙也。因之以彼國赤引御糸。齋戒潔淸可奉織之由。所被定置神祇令歟。隨致其勤之處。自然中絕。然而麻續機殿御衣御麻沙汰之次。以三河赤引糸織之由。寬治兩度宣旨。又以明白也。其中絕之子細。先度如言上云々。其後神部等不言上之條。雖有遲緩之恐。

今補任當職之神部。乍勝令條幷度々宣旨。爲神爲朝蓋經言上哉。就中神部等。勵私力奉織之間。爲光隆朝臣被撿封御糸。奉納人面重次（八千々媛孫、）住宅之條。是神令然之事歟。（爲光隆朝臣、被撿封御糸云々とは、此前文に、爲義人大夫光隆朝臣、號有官物未進、被撿封御絲、奉納人面重次住宅、云々とあり、然れば官物未進を咎めて、封したる其物の中に、御糸をば思はえず、人面重次が家に封めたる故に、御衣を織るに害なかりしは、神慮なることと知られて、未曾有事ぞ、と云へる意なり、人面のことは、下に委く注べし。）依爲未曾有事言上次第之間。度々雖被宣下未遂沙汰節。然則任彼令條幷兩度宣旨。以三河赤引神調御糸。齋戒潔淸可被奉織神御衣者。神事違例之御祟自消叶神慮。仍言上如件謹解。と見えたれど。彼國より獻る本緣は。いまだ考へ得ず。神鳳抄に。參河國新內荷前御調糸四勾。新加內荷前御調糸二勾。など見えたる御調の糸は。赤良曳の御糸を云なるべし。

(年中行事に、赤良曳荷前御調、と見えたるをも思合すべし、)當國人の物語に。額田郡西郡に。三好氏なる人ありて。古へより神衣祭の前ごとに。麻糸を調進ること今に絶ず。其地に赤曳明神と云ふ神ありと云へり。(また或人の說に、神名式に、寶飫郡に、赤比古神社あり、此は赤曳の轉語なるべし、と云れど、いかゞあらむ、此神は、文德天皇紀仁壽元年十月の處に、赤孫神從五位下と見え、清和天皇紀貞觀七年十二月の處に、參河國從五位下赤孫神從五位上、同十八年六月の處に、授從五位上赤孫神正五位下、と見えたる神なり、今は上郷村と云に在とぞ。和名抄にも、寶飫郡に、赤孫郷ありて、安加比古と訓り、なほ考へて定むべし。)此は由有て聞ゆるに就きて考ふるに。萬葉集に。あから引くてふ發語の有て。種々につゞけたるに。十の卷に。朱羅引色妙子と詠る色妙は。借字にて。敷栲の意にとり。色妙之妹といふと同し狀に。敷栲之子と云へるにて。敷栲は。縣居大人の言れたる如く。繁くうつくしき織物を云ふ。と聞ゆれば。色妙子とは。女の美しく和やかなるに譬へたる語なり。また同卷に。朱引くはだもふれずて寐たれども。と詠るは。肌のうつくしきに譬へ。四の卷に。赤羅引く日も闇るまで。と詠るは。赤根刺日と續くるに同く。日の明き由を云りと通ゆるなどを合せ思ふに。彼の御糸を赤良曳といふも。明く美しく和やかなる由なり。(祝詞に、明妙、照妙、和妙、と云ふをも思ひ合すべし、)さて十一の卷に、朱引く朝行く公。とつゞけ詠るは。赤曳く麻といふ語のあるに。朝をかけたるにて。朝明の雲の。明々と棚曳く狀に。連けたりと聞ゆれば。赤曳の糸は。實に麻なるべくぞ所思たる。(然れば彼三好氏は、出自の由ある人ならむも知べからず。)さて糸に曳くてふことは。古くも今も云ふ言なると。荒妙を織る麻をば。績むと云を思ふに赤曳の糸は。其を曳くに殊なる法ありて。績麻とはこよなく勝りて。細く和に曳ける麻なるべし。(此も彼の三好氏に問はま欲きものなり、)○後按ふに、絹糸なる由儀式帳に有り、其は禰宜大初位上神主公成云々、毎年九月、己之家仁養蚕乃赤引糸九絇、織奉、大神御衣仁供奉祭レ之とあり、

是は服部氏なるべし。）さて此糸を以て織れる布は。式の文に和妙衣とある布にて。其は御衣の料に獻る故に。此に採れる本文に。神衣と書きて所謂和衣なりといひ。令義解にも。御衣とは書れしなり。（荒妙をも、荒妙衣とは書れど、唯に神衣とも、御衣とも云ることなきに、心を著て辨ふべし。）さて上つ代には。同じ麻布にても。細かに和やかなるをば和妙と云ひ。荒くこはきをば荒妙と云ること。上に辨へたる趣と。穀の木の皮をもて織れる布を。白遒岐氏といひ。麻もて織れる布を青遒岐氏と云にて。織種は何にまれ。和なるを和妙と云ことは灼然を。（そは遒岐氏とは、和多閇と云に同きこと、上に云るが如くなればなり。）絹布に限りて。和妙と云ことゝなれるは。稍後の事なり。（伯家部類に、白綸縉帛を荒妙と並べて、和妙と云るも、後のことなるべし。）さてまた令義解に。織敷和衣とあるは。式文の荒妙衣に當り。その荒妙は。やがて倭文なること。文布の下に。委く辨たるが如くなるを。同し集解に。敷和者宇都波多也。とあり。然れば敷和（ウツハタに、敷和と書るはいかゞ考ふべし。）文布。荒妙は一つ物にて。稱の別なるにぞ有ける。かくて宇都波多と云ふ名の義を考ふるに。常陸風土記に。久慈郡長幡部社の處に。長幡部遠祖多氐命云々。其所織服自成衣裳。更無裁縫。謂之内幡とあり。（此全文は、下なる倭文連の處に引べし、但しこの長幡部と云は、倭文連と同祖なり、其事も下に委く注べし。）此に據れば。宇都は。全拔全剝などの宇都にて。其全に用ふべく。織たる布と聞ゆるを。文布の處に引る。萬葉十一の卷に。いにしへの倭文はた帶を結び垂り。と詠る歌の左に。一書の歌とて。古への狹織の帶を結び垂り。と有に就て。縣居大人の說に。此狹織は。即ち倭文の狹く織たるにて。帶に用ひむ料と見ゆ。今さなだと云て。細き紐あるも。狹之織の意なりしと言れしは然る說にて。（但し佐那太は、狹之衣にても有べし。）倭文は御帶の料に獻ること。上に云る如くなれば。合せ縫ふことも無く。其全に用ふべく。袋佐那太と云物の狀に。織たる物なる故に。全機と云ひ。（全拔、全剝の宇都は、空室の宇都と、自づから

に、同義の言なるをも思ふべし。）其の文に筋を織入れたる故に。志豆織とも。文布とも云ひ。荒き糸もて織れる故に。荒妙とは云也けり。（宇都波多を縣居大人は、美織なりと云れしを、前には然る説に思へりしかど、今思へば、然は非ざりけり、猶上にも下にも注へる言どもを、合せ考ふべし。）さて此御祭は。此時の因縁に依て。神代より爲來れること。右に引る。神服部連等が解狀に。於天神御衣勤者。掛畏天照坐皇大神。御坐天原之時云々。と云へるにて灼く。伊須受能原に鎭め奉れる時より。二つの機殿を建させ給ひて。（此の兩機殿の事は、垂仁天皇の紀二十二年の處に、委く注べし。）御々世々嚴重に仕へ奉れるを。機殿儀式に。（此書は、古き書目錄に、其名の見えたるのみにて、全書は世に傳はらず、今は神名秘書に引るを、又引るなり。）難波長柄豐前朝廷。有格以留止大神御衣。然後飛鳥淨御原朝廷。更發仕奉大神御衣。更始立此機殿。と有を思ふに。孝德天皇の御世には。止させ給ひりしなり。（此御世には、天智天皇の、皇太子と坐まし、專と事執給ひて、古への風を多く漢風に改めたまへる間なりしかば、此事も彼の太子の御心に出けむかし、斯ばかりやごとなき神事を、止させ給へるは、何なる御心にか有けむ。）然るを天武天皇の、更に起させ給ひて、後に連綿さて絶ず。延喜の頃まで嚴重に仕奉れること。大神宮式に。織造神衣料所須雜物。皆以服織戸廿二烟調庸及租。各便充。大神宮司撿挍雜人等。神服織。神麻續各五十人。輸調免庸とあるもて。延喜の御式も。いと嚴重なることを知べし。（大神宮雜事記に、天暦七年九月、神服部、神麻續、二機殿例貢乃神御衣、調備賫參之間、五十鈴川俄洗岸、洪水出來往還不通、彼之神部八面等、作奉持神御衣等、三員宮司相共二箇日夜之間、逗留宇治山、以同十六日、乘船奉渡件神御衣、奉納了、と云ことも見えたり。）然るに中比より。亂世のつゞきたりしかば。稍々に此の御祭の衰へもて來て。兩機殿も燒失などして。終に絶て。神服部連。神麻續連共に。所を去るまでなりしを。元祿十二年の頃。一の禰宜園田長官など議りて。彼の二た氏人の。安濃津に

在けるを。尋ねて。絶たる祭を興し。彼の氏人等に。神衣を調へしめてより。稍古の狀に行ふ事となれりしとぞ。（かくて後に、藤堂家の殿人に、朱雀賴母忠圖、須知彥之丞正矩と云ける二人縣郡を巡察ける時に、兩機殿の荒廢たるを嘆き、また神部等の其料も無きに、よく其職を勤むることを感て、殿に申ければ、享保三年五月十三日、兩所の機殿に、各々田三十石の修理料を寄られ、また宮地に榜を建て、樹竹を伐ることを禁られしとぞ、此御機殿の燒たる以來の事は、度會淸在が倭姬命世記抄、また天野信景が、しほじりの記に、記せるを採て、記したるなり、あはれ國々に、かゝるまめ人たちの、多からむ事もがな、）○儀式帳に、御船代の木を切出す處に、山向物忌、先以忌斧、弖木本切始、然後神服織神麻續内人戸人幷諸役夫等、切造奉とも有り、）

故其天日鷲命者。亦云天日鷲翔矢命。產巣日神之御子。天底立命。亦名角凝魂命之子。天手力男神。亦名天石戸別命。亦名伊佐布魂命。亦名明日名門命之子。粟國忌部。多米連。天語連。弓削連等之祖也。次長白羽命者。亦云天白羽命。亦名天物知命。亦名天八坂彥命。天日鷲命之子。神麻續連等之祖也。次天羽槌雄命。亦云健葉槌命。亦云天羽雷命。亦名綺日安命。亦。出自角凝魂命之子。伊佐布魂命。倭文連。長幡部等之祖也。次天御桙命者。神服部連等之祖也。次天八千千比賣命者。伊勢人面等之祖也。

天日鷲命。天日鷲翔矢命。此の神の名の訓は。姓氏錄に。天比和志可氣流夜命。とも書れたるに據て知るべし。さて此名を。天日鷲命の亦の稱と決たることは。まづ姓氏錄左京天神に。伊勢朝臣と。

弓削宿禰と並べ擧られたるは。同祖の緣に因れりと聞ゆるを始め。(其は伊勢朝臣は。天底立命孫、天日別命之後也、とあるは、本と末とを擧たるにて其中つ祖は、第百三十七段に委く注ふ如く、天日鷲命なるに、弓削宿禰は、天日鷲翔矢命之後也、と云へるにて知べし、さて國造本紀に、二所まで天日別命を、天日鷲命に誤れるは、祖と孫と、名の似たるより誤れるなれど、實は由ある事なりかし。)木綿を作るをも。矢を作るをも。波久と云を思ふに。此神弓を削り。矢を作き。木綿を作けむ故に。日鷲てふ名を負しけむことと灼し。(矢の羽を鷲の羽もて作ことは、神世より由ある事なり、其は既く、天上にて製れる矢は、鷲の羽にて作きたりけむ故に、此神の名に負せるならむ、と知らるればなり。)此を同神ならずとしては。弓削氏の祖にて。日鷲てふ名は通えたれど。木綿を作れるに。日鷲てふ名は通えず。また此神の御子兄弟の神等に。長白羽命。天羽槌雄命。天津羽々命など羽てふ名を負るも。悉々に由ありて聞ゆるを思ひ合するに。天日鷲翔矢命と云は。委くいへる名。天日鷲命と云るは。翔矢てふことを省きて。傳へたる名なることと疑なし。故れ同神とは決たるなり。(なほ天日鷲命の、弓を削れる正しき證あり、其は第五十四段、天加奈止美命の處に、注すを見るべし。)さて此神の。天手力男命(亦名、天石戸別命)の御子なる由は。下に次々注を見て知べし。○天底立命。角凝魂命。此を天底立命の。亦名と決め。産靈神の御子と決めたる由は。姓氏錄(左京天神下、伊勢朝臣條。)に。天底立命孫天日別命(未定雜姓に、天日和伎命。)とある。(この孫は、ヒコと訓べからず、ハツコと訓て、裔の義に見るべし。)天日別命は。伊勢度會氏の祖にて。大神宮例文(また度會氏系圖。)に。天村雲命子。天波與命子とあり。(塙本例文に、天波與命なきは、脫たるなり。)かくて其天村雲命は。姓氏錄(右京天神、額田部宿禰條)に。明日名門命三世孫とあり。この明日名門命と云は。天手力男神に坐て。亦の名を伊佐布魂命とも申せり。(此等のこと、下に手力男神の名の處に、委く辨ふるを見て知べし。)かくて姓氏錄に。倭文氏を。出レ自ニ神魂命一とも。角凝魂命

之後也とも。角凝魂命男。伊佐布魂命之後也ともあり。此を上に擧たる。天底立命孫。天日別命。と云へる傳に合せ考ふるに。角凝魂命といふは。やがて天底立命の亦の名なること疑なし。(なほ第二段に、天底立神、角凝魂命と申す名の義を、釋るをも思ひ合ずべし。)抑天底立神は。天地初發の時に。天と萠騰れる物に因て成坐れば。產靈神の御子とは申がたきに似たれども。下に引る姓氏錄の傳々に。此神の御末の氏々の始の祖を。二柱產靈神に係たるは。產靈神は。あらゆる神等の本ツ祖と坐す謂による事と見えたるに。況て神名式出雲國神門郡に。神魂子。角魂神社と云あり。(角凝魂命を、また角凝命とも、天角己利命ともあれば、角魂神とも云ることと知べし。)然れば產靈神の御子と申すに難なし。(なほ此の大元祖を擧ば、天之御中主神より系べし、其は古語拾遺に、二柱產靈神を、其男と傳へ、伊勢風土記に、天日別命を、天御中主尊十二世孫ともあればなり、されど、十二世と云るは長すぎたり、實は八世とてそ有べけれ、其は次々に注しと、系圖に記せるとを見て知べし、)○天手力男神。天石戸別命伊佐布魂命。明日名門命。この天石戸別命と云は。手力男神の亦の名なること。古語拾遺(大御神、石屋戸を出御の處、)に。令天手力男神引啓其扉遷座新殿云々。豐磐間戸命。櫛磐間戸命守衛殿門。と見えたる。文のつゞきを熟思ひ。古事記に。天石戸別神。(亦名謂櫛石窓神、亦名謂豐石窓神、)此神者。御門之神也とあると。大神宮本記に。御戸開神。天手力男命。(また元々集に引る、麗氣記にも、天手力男神、亦名扉開神とも見えたり、)とあるを思ひ合せて曉るべし。(手力男神、石戸別神、同神なりと云こと、今まで人の言ざる說なれど、かく思ひ合すべき書を記し出たらむには、誰も辨へ曉るべき事なる故に、委くは云はずなむ、)さて姓氏錄(河內國天神多米連條、)に。神魂命兒、天石都倭居命とありて。產靈神より系たるは。然ることなれど。兒と云るは。生の子の由には非ず。例の子孫を廣く云へるにて。實は天底立命(亦名角凝魂命、)の御子に坐り。然るを古語拾遺に、豐石間戸命、櫛石開戸命、並太玉命子とあるは、並にと云

ひて二神と爲たるさへ誤なるに、太玉命の子とあるは、甚く誤れる傳なり、また御鎭座本緣に、天手力男命、高皇産靈尊第七子、思兼命子也と云るも、いと〳〵漫りにて、更に古傳の實に符はざる說なりかし、)其は姓氏錄(津國天神)に。委文連角凝魂命男。伊佐布魂命之後也。と見え。此れに竝べて。額田部宿禰。同神男。五十狹經魂命之後也と云るに。(同神とは、角凝魂命を申せり、)また右京天神に。額田部宿禰。明日名門命三世孫。天村雲命之後也。とあるを考へ合せて。伊佐布魂命。明日名門命。同し神にて。角凝魂命の御子なること知られ。明日名門と申す名によりて。是れやがて天手力男神(亦名天石戸別命)の。亦名なることは知られたり。(明日名門を、師のアスナドと訓れたるは、本訓のまゝなれど誤なり、アケヒナドと訓て、日神の御戸を、開たる由の御名なり、)さて伊佐布魂命と申す名の義。詳には思ひ得ねど。布とは文を云へば。彼の倭文氏の祖たるを以て。かく負坐るか。(今の世にも、籠中などの文を布といひ、また草木の葉に文あるをば、伊佐波とも云

めり、又思ふにイサフは勇布か、イサビ、イサブとも活用くべし、スサビ、カチサビなどの、サビと同言なるべし、遮サフも同言か、忍日命の事考へ合すべし、)さて魂は。多麻と訓べきこと。第二段。角凝魂命の下に既に注へりき。天背男命。(阿麻乃西乎乃命とも作にて、訓を知べし、)と申す名の義は。いまた思ひ得ず。(舊事紀天神本紀に、天背男命、尾張中島海部直等祖とあり、後人よく考ふべし、)○粟國忌部。神代紀に。粟國忌部遠祖。天日鷲命と見え。古語拾遺にも、天日鷲命。阿波國忌部祖也とありて。神武天皇の御世の事を記せる處にも。天日鷲命之孫。求肥饒地遣阿波國。殖穀麻種。其裔今在彼國。當大嘗之年。貢木綿麻布及種々物。所以郡名爲麻殖之緣也。と見えて。(この事神武天皇の卷の本文と爲つれば、彼の段に委く云べし、)神名式に。阿波國麻殖郡。忌部神社。(名神、大、月並、新嘗、或號麻殖神、或號天日鷲命。)とあり。此御社のこと。仁明天皇の紀に。嘉祥二年四月。奉授阿波國天日鷲神從五位下。清和天皇の紀に。貞觀元年正月。

忌部天日鷲神從五位上。元慶二年四月正五位下。同七年十二月。正五位上天日鷲神從四位下。など見ゆ。(此神の、此國に祭られ給へるは、其裔を、神武天皇の御世に。肥饒の地を求て、遣し給へるよりの事なるべし。)さて古語拾遺に。其裔今在彼國。云々と云れば。大同三年の頃も。なほ彼の國に在て。榮えたること著く。また神祇伯仲資王の記に。建久五年六月十二日。阿波國忌部久家。還補氏長者。角凝魂命之後也。とあり。(此頃はなほ令條の如く、伯職の、諸國の神社を進退せられし故に。家の記にもかゝる事さへあり。)然れば此頃までも。なほ此御社は榮え坐けり。(古語拾遺を撰れる大同三年より、三百八十七年にやならむ、然るを今は、其地に近き國人に問へども、詳には知らぬまで衰へ坐るは、甚も歎かはしき事なり。神名式考證には、今山崎村と云に在と云へり。)さて此仲資王の記に。角凝魂命之後也。と有るは。やがて此忌部の家に傳へたる古傳を。其儘に記されつと見えたり。これ天日鷲命を。高皇産靈。神皇産靈神之御子。天底立命(亦名角凝魂命)より系つべき。正しき據なり。(なほ下に、次々云ふ證文とも見るべし。)なほ此神を祭れるならむと思ふ社は。式に。同國板野郡に。大麻比古神社。(名神、大、)此社は。貞觀元年正月。阿波國從五位下。大麻比古神從五位上。同九年四月。授正五位上。元慶二年四月。授從四位下。など國史に見えたるも。此神なるべし。(國人は、此を猿田彦神なりと云ふよしなれど、信がたし。)其は此社は。國の一の宮なるを。國人に問るに。大麻山と云ふに在りと云へり。(神名式考證には、今板東村に在りと云。)然れば大麻と云るは。麻を殖たる山にて。山の名も。此謂に因り負へりと所思ればなり。(第七十七段に見えたる、青幡佐草日古命、於高麻山之上、蒔初麻矣、故云高麻山、於此山上坐御魂坐也、又此神之坐處、於今云大草也、と云へる故事をも思ひ合すべし。)また式に。勝浦郡に。阿佐多知比古神社とあるも。此神なるべし。(もしさもあらば、多知は、底立命の多知と同く、多は都と通ひて、之に通ふ助辭、知は比古遲の遲と同く、男神といふ稱名ならむ、○鈴朖云、阿佐

多知比古と云神の名は、麻のよく生ひ立たるを稱へて云ふ義には非じか、さるは、大麻、高麻など云ふ地名をも思ひ合すべし、又此れに依て按ふに、一宮大麻比古神社の祭神を。今猿田彦神なりと云由なるは、若くは、阿佐多知比古を訛れるならむか、其はサルダヒコは正しくは、サダビコなれば、サダビコ、アサダチヒコ、最よく似たり、アサのアは省かる例多し、然れば、大麻比古神社、阿佐多知比古神社、同神なるべし、今猿田彦神なりと云を、かにかくに信がたく思ゆる儘に、かくは云なり。）また讃岐國多度郡に。大麻神社あり。此の社は。貞觀七年十月。大麻神從五位上。と國史に見え。紀略に。延喜十年八月。授讃岐國大麻天神從四位下。と見ゆ。（此は今大麻村と云に在と、帳考に云り。）又式に、伊豆國田方郡に。大朝神社。石見國那賀郡に。大麻山神社なども。麻殖神には非ざるか。（其は大朝神社の坐す、田方郡に、倭文神社あれば、由あることなり、また大麻山神社の坐す、那賀郡に、大祭天石門彦神社あれば、此も由ありておぼゆ、若由あらば、郡名の那賀は、阿波國の那賀郡を移したるなるべし。）〇多米連。こは姓氏錄（左京天神）に。多米連神魂命五世孫。天日和志命之後也。成務天皇御世仕奉炊職。賜多米連也。また（右京天神に。）神御魂命五世孫。天日鷲命之後也。成務天皇御世。仕奉大炊寮。御飯香美特賜嘉名。と有に依りて記せり。（但し日鷲命を、神魂命五世孫とあるは、共に傳の誤にて、實は三世孫なり、其由下に云を見て知るべし。）さて此嘉名を賜はりしは。天日鷲命より。幾世ばかりの後なりけむ知べからず。（大和國天神に、多米連、神魂命十二世孫、意保止命之後也とも有るは、本と末とを擧て、中を省ける傳なり、此意保止命のほどにや。）然るに天日鷲命之後也と云へるは。遠祖を擧る姓氏錄の例なり。（大和國天神に、神魂命と云へるは、なほ其本を擧たるなり。）さて同書（河内國天神。）に。多米連神魂命兒。天石都倭居命之後也。とも有り。（石都倭居命を、神魂命の孫とあるべきに、兒と云へるは、例の裔を弘く云へるなり。）此の上に引る。神祇伯仲資王の記に。阿波國忌部を。角凝魂命之後也。と有るに合

せ考へて。產靈神之子。天底立命（亦名角凝魂命）之子。天手力男命（亦名天石戶別命）之子。天日鷲命。と系つべき事を思ひ決むべし。（故上に引る文どもに、五世の孫とあるは誤にて、實は三世の孫なりとは云なり、猶下に擧たる諸氏に、思ひ合すべきこと多かり）また姓氏錄（大和國天神に、忌部宿禰の次、多米宿禰の上）に。田邊宿禰神魂命五世孫。天日鷲命之後也。と有り。但し五世の孫とあるは誤にて、實は三世の孫なること、上に云るが如し）天武天皇紀に。十三年十二月。櫻井田部連賜姓曰宿禰。とあるは。此れか否か。（櫻井田邊共に、河內國の地名にて、和名抄に見えたり、また按ふに、田邊は、多米の轉語なるか、よく考ふべし）○天語連。こは姓氏錄（右京天神）に。天語連云々。神魂命七世孫。天日鷲命之後也。と有に依て記せり。（但し七世の孫とあるは、誤にて、實は三世の孫なること、上に云へるに同じ）さて天語と云ことは。雄略天皇の卷に。伊勢國の三重采女が。天皇の御怒にふれて詠ける歌。また其時の大后の御歌。天皇の大御歌の處に。此三歌者。天語歌也とあるは。采女が歌に。天地初發の時に。二柱神の。漂へる國を。許袁呂許袁呂に。畫成たまへりし故事を詠あはせたる故に。其時の三の歌を。天語歌と云りと通ゆれば。（此事なほ委くは、彼卷に云を見るべし）此姓も。天上の故事を語る部の連なりし故に。かくは負にけむと所思るに就て考ふるに。貞觀儀式。大嘗會の處に。物部。門部。語部者。左右衛門府。九月上旬申官預令量程參集云々。語部。美濃八人。丹波二人。丹後二人。但馬七人。因幡三人。出雲四人。淡路二人。伴宿禰一人。佐伯宿禰一人。各引語部十五人云々。就位奏古詞とあり。然れば此の語部てふ部は。天上の故事を語る部なること疑なく。また部あらむには。其を掌る群主の有けむてとも疑なければ。天語連は。その群主なりけむと所思ゆ。其は天武天皇の紀に。十二年九月。語造賜姓曰連。と見え。元正天皇の紀に。養老三年十一月。少初位上朝妻手人。龍麻呂。賜海語連姓。除雜戶號。とあるを以て。元はたゞに語連と云りしが。後に天語連と賜へることを知べし。

海は天の借字なり、さて天日鷲命の裔として。語部の群主を持たることは。如何なる因緣ありけむ。其はいまだ考へ得ず。○弓削連。こは姓氏錄（左京天神、）に。弓削宿禰。高魂命孫。天日鷲翔矢命之後也。）また（河內國天神に、）弓削宿禰。天高御魂乃命孫。天比和志可氣流夜命之後也。とあるに依て記せり。（此傳に孫とあれど、實は三世の孫と有べきなり。其由は上に云りき、）和名抄に。河內國若江郡に。弓削（由介）鄕あるは。此氏人の住る地なるべし。また神名式に。同郡に。弓削神社二座。（並大、月次、相嘗、新嘗、）とあるは。此氏人の祭れる社にて。一座は。天日鷲命を弓削神と祭り。（そは始て弓を製れる神なればなり、其の由は第五十四段に見ゆ。）一座は。彌加布都神と比古佐自布都神を祭ると通ゆ。（二神を、一座に祭れる例多し、殊に此の二神、實は一神なること、下に云如くなれば、一座に祭るべきなり。）其はまづ。此社何のほどよりか。二所に別て。一座は。若江郡東弓削村と云に在て。布都大明神と稱し。一座は。志紀郡西弓削村といふに在て。弓削神社と云ふ由なると。清和天皇の紀に貞觀元年正月。弓削神從五位上。とあり。同二年七月の下に。進河內國從三位彌加布都命神。比古佐自布都命神階。並加從二位。と有とを合せ考へて知られたり。（其は貞觀元年に、從五位上を授られたるには、弓削神とあり、同二年に、三位を授られたるには、布都神と有て、甚く位階の違へるを以て曉るべし。）さて彌加布都神。比古佐自布都神と申は。下（第百十三段）に見えたる如く。布都主神に坐すを。弓削神と相殿に祭れることは。天日鷲命は。弓を削りはじめ。布都主神は。矢を作ことを始め給へる謂れに因りてなるべし。其は姓氏錄（未定雜姓）に。河內國矢作連。布都努志乃命之後也。とあれば。矢を作はもと始めけむこと著く。（此事なほ第百十三段に委く云を見よ。）神名式に。同國若江郡に。矢作神社ありて。弓削神社と同郡なるをも思ひ合すべし。（矢作神社は、河內志に、在八尾別宮邑、矢作儀通西北、有正久年中國宣、今稱八幡と云へり。）かゝれば弓削神社二座は。始めて弓を削れる天日鷲命と。始て矢を作る。布都努志

命とを。二座と爲て。弓削氏の祭れる社に違ひあるまじくてこそ。(また矢作神社は、矢作氏の祭れるなるべし。)さて此の弓削氏と出自は異にして。同姓を稱れるは。姓氏錄(左京天神)に。弓削宿禰。同神饒速日命之後也。とあり。然れども。此は本姓は物部なるを。母方の姓を複稱るにて。守屋大連より始まれるなれば。弓を削れる謂れには非ず。(其は天孫本紀に、物部尾輿大連、弓削連祖、倭古連女子阿佐姫爲妻と有て、守屋大連は、其兒なる故に、物部弓削連と負へるなり、なほ用明天皇の卷に、委く云を見るべし、此例いと多かり。)また同し錄(左京地祇)に。弓削宿禰。出自天押穗根命。洗御手水中化生神。爾伎都麻呂也。ともあり。(押穗根命の御末を、地祇に收たるは、此錄の誤りなり、天孫部にてこそ收べけれ。)此神の御裔にして。弓削姓を負る由は。いまだ考へ得ず。(されど此も、本姓の有けむを、殊なる由ありて、弓削氏となれるにては有るべし。)さて天武天皇の紀に。十三年十二月。弓削連賜姓曰宿禰。とあるは。此三系の氏人に賜へる事と見えて。姓氏錄には。上の件の如く。何れも宿禰の加婆禰にては有るなり。○長白羽命。天之白羽命 天物知命。天八坂彥命。まづ長白羽命。名義。古語拾遺に。此神の名の下に。今俗衣服謂之白羽。此緣也とあり。(但し此を、俗言の如く云へるは非なり。)此に依て考ふるに。波と云ふは。布帛をいふ古言と聞ゆ。其は羽槌雄命の羽。服の波。羽衣の羽。などみな是にて。薄くひらめくより云へる言ならむ。と思はれたり。(鳥羽、魚鰭などの波。また木葉を波と云ふも、もとは此意より出たるなるべし。)長とは。長幡と云へる言の例と合せ考ふるに。布帛の長きよしを稱へたる言ならむ。(また年中行事祕抄の古本に、長白羽命と訓を加たるを思ふに、これ古き唱へにて、機の具の筬に依れる名にや、然もあらば、下なる長幡部の長も、ヲサと訓べきにや、今思ひ定めがたくて、姑く本の儘にて解るなり、)神名式に。常陸國久慈郡。天之志良波神社あり。此は貞觀八年五月。授常陸國正六位上。白羽神從五位下。同十六年十二月。授從五位下。天之白羽神從五位上。など國史に見ゆ。(下に注せる靜

神社、長幡部神社と並び坐り。）此は常陸誌に。今白羽村と云に在て。白羽明神と申すとあり。是に就て按ふに。萬葉二十の卷に。等倍多保美志留波乃伊宗と詠るは。遠江白羽の磯にて。今榛原郡相良鄕に。白羽村と云あり。此邊なるべし。（南方記傳に、東國下向の舟ども、伊豆三崎にて、難風にわひ漂沒す、尊長親王の御子、一品の御舟は、遠江國白羽湊に着く云々、とあるも此地ならむ。）我徒粕谷春雄が云るは。後風土記に、白羽浦東境ニ相良ニ西限ニ駒形之岬ニとありて。今も白羽村と、相良鄕なる地頭方村と入交たり。地頭方村と云は、相良鄕より。やゝ南に寄る處を境として。駒形岬までを云なり。（駒形岬は、謂ゆる遠江の七十里灘なり、此岬を古くは廐崎と云ひ、今は御前崎と云ふ、此岬に、駒形大明神と申す神あり。）然れば上ツ代に。白羽の磯と云るは。今地頭方といふ地までを廣く云りしを、後に地頭方村を立てより。白羽と云は。纔に一村の名に存れるなるべし。（今地頭方村と云邊も、古くは白羽と言ひたりけむ證は。當村の法恩庵と云に、元曆二年に、鎌倉よりの下

し文を藏たるが、其文に、遠洲國新庄之內、地頭方村事云々とあり、然ればこれより以前に、新に庄と爲たる故に、新庄と云ひ、其を分けて地頭方と稱しならむ、天野信景がしほじりに、地頭の名は、賴政以來所ㇾ稱也と云り、決めて此頃よりや、かく分りけむ。）と云り。さて此所に。白羽大明神と申す神の坐すは。此神なるべく所思たり。其は此神に奉る絹織る地を。御衣村と云なども、由ありて聞え、白羽神と今も云ひ傳ふればなり。（然れど所の者は、彥火々出見尊、豐玉日女神、玉依日女神にて、仁明天皇の承和元年三月、榛原郡相良庄、御前崎と云に現はれ坐して、本は其處に祭りたりしを、今の地に遷し祭れり、今御前崎にある、駒形明神と申すは、始めて鎭坐る地なりと云ふ、○國人小栗廣伴云く、白羽社神主瀧氏說に、當社を羽鳥田社と云よし、言ひ傳ふること有れども、正き據を知らずと云りとぞ、此は因ある事なるか。）さて長白羽命の。天日鷲命の子なる由は。下に云ふを見よ。（亦の名どもの事も、麻績連の下に出るを見るべし、○長白羽命の亦名を天物知命と

云に、琴を弾て、物を知れる故なるか、〇麻續連、
こは古語拾遺に、長白羽神伊勢國麻續祖、と有に
依て記せり。和名抄に、(伊勢國多氣郡、)麻續乎宇
美とあれど、な彼に神天皇の此の歌に、宇美と有
るに依て訓べし。(續の字古書に麻とも書る、これ
正字なり、然れども續と書るが多きを思に、誤字
にはあらで、麻を續には、さきて續くる意を以て、
績と書るが弘まれるにても有べし。)さて崇神天皇
の巻に、伊勢麻績君(其人の名は見えず。)とある。
これ此氏の世に見えたる始めなり。神祇令義解に。
麻續連等績ぎ麻云々。大神宮式に。荒妙衣者。麻續
氏績造など見えて。上に引るが如し、然るに姓氏
録(右京神別)に。神麻續連、天物知命之後也、ま
た(天神本紀に、)天八坂彦命、伊勢神麻續連等祖
と有り、(神麻續と云は、神服部、神宮部、神奴な
ど云が如し。)此は出自の傳への異なるが如くなれ
ど。然らず。決めて白羽神の別名也。(されど二つ
共に、其の名の義は、いまだ思ひ得ず。)文武天皇
の紀に。二年九月。麻續豐足爲ニ氏上一。と見ゆ。高
野天皇神護景雲三年二月。左京人正六位上。神麻
續連ニ麻呂、子老、右京人神麻續連足麻呂等廿六人
賜ニ姓宿禰一。と見え。同年十一月、左京人神麻續宿
禰足麻呂、右京人神麻續宿禰廣目女等廿六人、改
爲ニ神麻續連一。などもみえたり。(天神本紀に、天乳
速日命、麻續神麻續連等祖とあるは、出自の異な
るにや、はた同きにや。)神名式に伊勢國多氣郡
麻續神社あり。儀式帳に、此の祭る神を、大神
御衣織ニ麻續機殿神一と云り。此は神名祕書に引た
る文なり。)此は相殿に坐す大御神の御靈を稱す御
名なるべし。(さるは社の名を麻續神社と申しなが
ら、大御神の御靈をのみ祀る由あらめや。よく思
べし。)和名抄に、當郡に麻續郷あり。此を倭姫命
世記に、號ニ麻續郷一者、麻續氏等別ニ居此村一。因以
爲ニ名也と見ゆ。(なほ此社の事は、垂仁天皇の
巻に注ふべし。)〇天羽槌雄命、健葉槌命、天羽雷
命、綺日安命、名義、羽は、白羽命の羽に同じ。(葉
と作るも、たゞ同じことなり。)槌は借字にて、都
は之に通ふ助辭、知は男神を稱へ言ふ例の知なり。
槌雄を連たるは、武甕槌之男命の例なり。(但し此
御名の例によるときは、羽槌之雄と讀べきかとも

云へど、此になほ都知貴と訓べし。さて此の神の事、神代紀に。倭文神建葉槌命と有て。武羽槌之男神に從ひて。星神香々背男といふ惡神を取り給へることを思ふに。いと強き神に坐しけむ故に。かく雄々しき名を負ひ坐るにて。天羽雷命と申す名も。雄々しく坐るより稱へたる名なるべし。然るをうすの由緒に。倭文は。古傳書のまゝに書れたる借字にて。後取なり。此の神、武羽槌神の。殿後神と云ことなり。と解れしは、古語拾遺に。天羽槌雄神、倭文遠祖也。とあるを思ひ浚されたるなり。其は御名の稍異なるに依てなるべし。神代紀の趣にては。後取せられしには、違ひなけれど、後取を爲たると。倭文を織たるとは別なり。思ひ混ふべからず。)此は雷とは。凡て猛く嚴きをば。神とも物をも弘く云稱言なる由は。既に云りき。(第十六段。大雷神の處見るべし。)神名式に。大和國葛下郡に。葛木倭文坐天羽雷命神社。(大、月次新嘗。)とあり。此に淸和天皇の紀に。貞觀元年正月、葛木倭文天羽雷命從五位上と見ゆ。(今加守村と云に在て。加守明神と云と、帳考に云へり。)

綺日女命と申すよしは。次に引る常陸風土記の傳にて知べし。さて建葉槌命やがて長白羽命にて。天日鷲命の子なる由は。下に取總て注ふを見よ。○倭文連。此は建葉槌命の裔なること。神代紀に。倭文神建葉槌命。古語拾遺に。天羽槌雄神。倭文遠祖也。神名式に倭文坐天羽雷命。(淸和天皇の紀には。倭文天羽雷命。)と有て紛なし。然るに姓氏錄(津國天神。)に。倭文連角凝魂命男。伊佐布魂命之後也。(天神本紀にも。天伊佐布魂命。倭文連等祖と見ゆ。)また(河內國天神に。)倭文宿禰角凝魂命之後也。また(大和國天神に。)倭文宿禰出自神魂命之後大味宿禰也。など見えたり。此れ等を合せ考へて。天羽槌雄命の。產靈神之御子。角凝魂命(亦名。天底立命。)之子。伊佐布魂命(亦名天石戸別命。)より出たる事を知べし。(但し大和國のは、中を省きて。出自と末とを擧たるなり。大味宿禰は、羽槌雄命より。幾世ばかりの後なりけむ。)天武天皇の紀に。十三年十二月。倭文連。(倭文此云之頭於利。)賜姓曰宿禰と見ゆ。然れば大和河內の倭文氏は。此時より宿禰となれり

しなり。（津の國のは、此度の擧に洩けむ故に、連と出たるなり。）さて主計式に。常陸國倭文三十一端。また常陸國久慈郡絁七匹。と見え。釋紀に。倭文神坐常陸國。依之倭文常陸國之所濟也。など見えたり。此緣は。常陸風土記に。久慈郡東七里。太田鄕長幡部社。古老曰。珠賣美萬命自天降時。爲織御服從而降之神名綺日安命。本自筑紫國日向二折之峯。（此は二上峯をいふ、折は泝を借て書るを、寫し誤れるなるべし。）至三野國引津根之丘。（この地名いまだ考へ得ず、）後及美麻貴天皇之世。（こは崇神天皇の御世を申せり、）長幡部遠祖多氐命。避自三野遷于久慈。造立機殿初織之。其所織服自成衣裳。更無裁縫。謂之內幡。（或曰當織絁時。輙爲人見。閉屋扇闇內而織。因名烏織。）兵刃不得裁斷。今每年別爲神調獻納之。また久慈郡西部織里上古之時織綾之機未此知人。于時此村初織。因名と見ゆ。是にて常陸の國より倭文絁を進れる事の本は知られ。また天羽槌雄命の亦の名を。

綺日安命と稱へることも知られたり。（但し三野國より遷れる、多氐命は、建葉槌命より、幾世ばかりの裔なりけむ、此は知べからず。）神名式に。常陸國久慈郡に。靜神社（名神、大、）とあり。（和名抄に、當郡に、倭文鄕あり、萬葉十七の卷に、常陸國防人、倭文部可良麻呂、と云人も見えたり。）此は光孝天皇の紀に仁和元年五月。從五位下靜神社授從五位上。と見ゆ。（上に引る釋紀に、倭文神坐常陸國と云るは、此社を申せり、水戶中納言光圀卿の事を記せる、西山遺事といふ物に、寬文七年十月、此社を修造仰せ付られて、神樂乙女八人、神樂男五人を置給ひ、社僧を廢られ、其田を以て、修葺の料に當べきよし、神職に命せたまひ、また其の瑞垣の邊なる、大木の本より銅の印一枚、方二寸ばかりなるを掘出しに、靜神宮と云文あり、諸人奇異に思ひ、殿に白しかば、御自ら銘を記して、祠中に納め給へりし事など見ゆ、此殿の御心おきて、此に始めぬ事ながら、いと有がたき事なりかし、阿波禮諸國の大名等も、みな如斯く、心定てたまはむ御世もがな、）此の御社

を。常陸誌に靜神社（手力雄命、那珂郡靜村）とあり。然れば今は那珂郡に屬るなり。（西山遺事にも、かく見えたり）さて此の祭る神の。手力雄命に坐すことは。建葉槌命の御祖父に坐す謂れに依てなるべし。其攝社に。高房祠と云ありて。此は建葉槌命を祭れりと。國人中山信名が云へり。（また鹿島神宮の攝社にも、高房社と云ありて、此も建葉槌命なりと、その神宮にいひ傳へたり、さて高房と稱すは、彼麻を高く大く殖生し給へるより。其功を稱めて、稱へ申せる御名なるべし、房と麻とは、同言なるべく所思たり）此外式に。伊勢國鈴鹿郡に。倭文神社。（こは今龜山の西、野尻村と云に在とぞ）伊豆國田方郡に。倭文神社。（伊豆志に、在所を記さゞるは、知れざるか）甲斐國巨摩郡に。倭文神社、近江國滋賀郡倭文神社。（本どもに倭とのみ有て、シドリと訓を付たるは、もと倭文と有しなるべく、はた例に依て、文の字を補ひつ）上野國那波郡に。倭文神社。此社は。貞觀元年八月、上野國正六位上倭文神列於官社。同年同月從五位下。と國史に見ゆ。（和名抄に、同郡に倭文郷あり、）また式に。丹後國加佐郡に倭文神社。與謝郡にも倭文神社。但馬國朝來郡に倭文神社。因幡國高草郡に倭文神社。（因幡民談と云ものに。郡中に倭文村あり、此處の神社ならむと云へり）伯耆國川村郡に倭文神社。（當國の一の宮なり）また久米郡に倭文神社、齊衡三年八月。伯耆國倭文神從五位上。と國史に見え。日本紀略に。天慶三年九月、奉授伯耆國從三位倭文神正三位。など見えたるは。上のなるか。此御社なるか。詳ならず。（一の宮と申すを思へば、上の社なるべきか）また式に。駿河國富士郡に。倭文神社あり。國人の物語に、此社は、今星山と云所の、觀音の地内に在て、地者は、祭神を、星神香々背男と云と云り。此は倭文神の、星神を取給へる傳を、訛れるなるべし）主計式に。駿河國倭文三十一端。とあれば。此の國にも。建葉槌命の裔の住るならむ。（國人新庄道雄が物語に、舊く服織庄と云あり、今も羽鳥村といふ名も存れりと云へり）後駿河風土記に。安倍郡の處に。思津機山。（或志豆機山、或賤波多山、）又號青葉岡。有山上憶良短歌。「薦河

木綿及麻並織布。」とあり。此に據りて考ふるに。
麻績氏祖。長白羽命は。天日鷲命の子なりし故
に。神武天皇の御世に。麻また織布を造れる人を。
天日鷲命の孫と云へるなり長白羽命の裔ならで。
麻荒布を作るべき由なきをや。（其は古昔は混ね
て、職を掌しむる。古へ風を著へ通して。熟々思
ひ辨ふべし。）さて建葉槌命と同神なる由は。まづ
數和荒妙。倭文ト同物なること。上に辨へたる如
くなれば。其を織れる神の。同神なること著明く。
なほ上の件々に注せる。天日鷲命は。天手力男命
（亦の名天石戸別命、亦の名は伊佐布魂命、）の
子にて。長白羽命は。其子に坐てと、。倭文遠伊
佐布魂命之後也とも有て。静神社の祭る神に。手
力男命にて。其攝社に。建葉槌命を祭れるなど
を。思ひ合せて辨ふべし、（又は神名式に、常陸國
久慈郡、天之志良波神社、静神社、長幡部神社
と、並へ擧られたるをも思合すべし。）かゝれば天
日鷲命の孫の。粟國に住て。木綿麻を作りて奉る
をば。粟國忌部といひて。其祖を。天日鷲命と傳
へ。（仲蒼王記に、）角凝魂命之後也と有るは、其の
元祖を云るなり。）其子長白羽命。（亦の名は建葉槌
命、亦の名は綺日女命、）の孫の。神宮に仕奉りて。
荒妙を織れるは。麻續氏を稱りて。其祖を。長白
羽命と云ふ名に傳へ。倭文氏を稱れる家には。其
祖を建葉槌命とも。天羽槌雄命とも云名に傳へ。
（角凝魂命男、伊佐布魂命之後也ともあるは、其元
祖の名に傳へたるなる事、上に云るが如し、）長幡
部の家にては。綺日女命といふ名に傳へたるが。數
千歲のほどを。語りつぎ言ひ繼ぎ來つるまゝに。自
然に。同神の別名なることを忘れて。異神のごと
心得たるにやも有ける。（其は此裔にかぎらず、餘
神の裔末にも、此類は多かるを、次々に云ふを見
て知るべし。）○天御杵命（亦云天鈴杵命、）名の
義はよく聞えたれど。かく負坐る事の由は。いま
だ思ひ得ねど。下に辨へたる如く。此神天手力男
命（亦の名は明日名門命、）の子に坐せば。御力の強
く雄々しく坐て。御杵のことに就て。別なる功の
有けるにや。また亦の名に。鈴杵と云るは。瓊矛
といひて。玉を著たるも有れば。鈴を著たる杵を
云ならむ。（杵をキと訓は非なり、ホコと訓べし、

此は柞の字の省き字なればなり、姓氏錄に、天御柞命の柞をも、古本には杵とあり。)さて御柞命のこと。姓氏錄(大和國天神。)に。服部連天御中主命十一世孫。天御柞命之後也。と見え、上に引る神部服部連等が解狀に、神部等遠祖天御柞命云々と有るのみにて、誰神の子と云ことを知られざるを、明日名門命(亦の名は天手力男命、亦の名は天石戸別命。)の子と決たる由は、まづ上に引る姓氏錄に。明日名門命三世孫。天村雲命とあれば。天村雲命は、明日名門命(亦の名は天手力男命。)の裔なること著明きを。豐受大神宮禰宜補任次第に。天牟羅雲命云々、天曾己多智命子。天嗣柞命子。天鈴柞命子。天御雲命子也とあり。(天嗣柞命の下に子の字の脫たるを、度會系圖、神皇系圖に依て補へつ。)さて此の全文は、第百三十七段。天牟羅雲命の處に引て、委く辨ふるを見るべし。)此に依りて考ふるに。上に辨へたる如く。明日名門命は。天底立命の子なれば。補任次第に。天牟羅雲命。天曾己多智命子。明日名門命子。天鈴柞命子。天御雲命子也。と有べきに。明日名門命は無て。天嗣柞命とあれば。此の命やがて明日名門命なること灼し。(故れ上の文に、明日名門命、亦の名は天嗣柞命と記せる也。)扨また天鈴柞命、やがて天御柞命なる由は。安曇充が持たる度會系圖に。天鈴柞命の傍に、天御柞命とあり。此は古本に。別名を傍に記せるを。寫し傳へたるなるか。人の考へて記せるなるか。詳ならねど。此を同し神としては。天嗣柞命(亦の名は明日名門命。)の子なるに。御名の趣もかなひ。かつ姓氏錄に。明日名門命三世孫。天村雲命とあるに。世の數もよく符ひ。はた手力男命の御子たちの。服物の事に功ます事實にも叶へれば。同し神の別名とは定めたるなり。(さて姓氏錄に、天御中主命十一世孫、天御柞命と有に泥むべからず、天之御中主神は、あらゆる神等の、元祖神に坐せば、誰の神の始めを、此神に係たらむも難なきこと、上に云るが如し、又その十一世と云る世の數に、泥むまじき由も、既に云へりき、世にある系圖どもに、天村雲命の鼻祖を、天御中主尊に系て、天八下命、天八百日命など云を系ねて、天鈴柞命まで、十一世の數を合せたる

は、後人の、舊事紀に依て記せる、妄事なり、されど十一世と爲たるは、姓氏錄に、天御中主命十一世孫。天御桙命と有に合せたるなるを以て、天鈴桙命と云は、天御桙命の別名にて、古本には、天御桙命と作るも、有しことを知べし、實は天御中主命子、高魂、神魂命子、天曾己多知命子、明日名門命子、天御桙命子、天御雲命子、天牟羅雲命と有べき系なれば、天御桙命を、天御中主命四世孫、とこそ云つべき物なれ）また按ふに。遠江國敷智郡。濱名の岡本村と云處に。式外なれど初生衣神社といふ有て。天棚機比賣神を祠れる。此社に仕奉りて。祭を掌る人を。神日代といひて。代々神を稱號となし。姓は服部を稱り。此家より毎年の四月九月。伊勢の神衣祭の節に。初生衣と云を織て奉ること。古へよりの例なりとぞ。此神式の家に傳へたる。舊記の寫を見て。（中にいかにぞや所思る事どもを除て）事實に熟符ひて。予が識に宜しと思ふ限りを。抄寫し置たる其文に。天照大神入于天窟常闇之時。仰建羽槌神。令織縑奉供矣。（祕傳云、縑是云斯圖利、蓋縑絲二

筋合織作絹云縑也、今世稱初生衣、毎年奉供、四月神御衣祭是也、代々無闕除、神代以來古例而、天下泰平御神事也、）瓊々杵尊天降日向國知食此國。爾來建羽槌神之神孫統々。從神武天皇御世。至文德天皇御宇。稱縑宮造。神代以來無斷絶。掌天照大神御初生衣調進之職。然處仁壽元年甲戌稔。蒙勅宣叙從五位下。稱神服部宿禰毛人女奉仕皇朝。建羽槌神依爲衣服元祖。取其名名波登里。其後久壽二年乙亥七月辭官降民間。調進神御衣。於遠州濱名郡岡本村内。伊勢明神爲初生衣領。賜五町八反證狀。（○神鳳抄に、遠江國の下に、新神戸内云々、織御衣一疋、御調絹一疋、生絹一疋と見え、また内宮新神戸號濱名神戸とあり、由あることなり。）十二月從山城國乙訓郡徙住遠州。用神服部一字稱神日代。毎年四月神御衣祭御初生衣。調進畢。とあり。（雜例集に十月一日、二宮荷前生絁御綿供進事、濱名神戸所課、宮司於離宮院奉送二宮、一兄部持參之、云々と見ゆ、）建羽槌神の孫に。神服部姓を賜へる事は。故實に違へるが如

くなれど、今現に其裔神氏の服部姓にて、天棚機姫神を祭ること。此の傳へに由緒ありて所思る故に、記し出つ。(古語拾遺に、令天羽槌雄神織文布、令天棚機姫神織神衣、とあると、上に引ける神部等が解状に、於神御衣勤者云々、以神部等遠祖天御桙命為司、以八千々姫為織女春織云々、とあるとを合せ考ふれば、八千々姫、棚機姫の同し神なること灼きに就て思へば、天羽槌雄命、やがて天御桙命なる故に、其の裔に、神服部姓を賜へるには非ざるか、とも思はる、此は後の人なほよく考へてよ。)服部連、こは上に引る神部服部連等が解状に、神部等遠祖天御桙命と見え　姓氏錄に、服部連天御桙命之後也。と有るに依て記せり。和名抄に、服部波止利と有によりて訓べし。波多於理を約めたるなり。(多於は止と切まる。)天武天皇の紀に。十二年九月、服部造賜姓曰連。また十三年十二月、神服部連賜姓曰宿禰とあり。然るに文武天皇の紀に。二年九月服部連佐射爲氏上と見えたれば。此時は、既に連の姓に復されたりけり。(そは上に引る、神護景雲三年の紀に、麻績宿禰を、また連に復されたる例なるべし、さて姓氏錄津國天神に、服部連熯速日命十二世孫、麻羅、宿禰之後也、允恭天皇御世、任織部司、惣領諸國織部、因號服部連、また河内國天神に、服連熯速日命之後也、と見えたるは、由緒異なる服部姓なれば、古き例とは為がたし、また和泉國天孫に、綺連天香山命之後也、と見えたるは、綺連と云ときは、決なく大御神の神事にあづかれる稱なるに、香山命の孫の掌けむことは、是も異なる由緒ありしなるべし、天孫本紀に、香山命の孫、建田背命、神服連祖とあれば、此の命の時に賜へるなるべし、神祇令義解に。神服部等織作御衣云々。大神宮式に。和妙衣者　服部氏織作、など見えて。上に引るが如し。神名式に。伊勢國多氣郡服部伊刀麻神社。また服部麻刀方神社二座。(この二社の事は、垂仁天皇の卷に委く注べし。)奄藝郡服部神社。(和名抄に、當郡に、服部郷あり、此社は、今[illegible]山村と云に在りとぞ。)大和國城下郡服部神社二座。(大安寺村と云に在て、今も波都里神と稱す、と帳考に云へり、和名抄に、

山邊郡に服部郷あり。）津國嶋上郡神服神社。（和名抄に、當郡に、服部郷あり、芥川を去こと二里許に、服部村ありて、御社は、池田と云處に在りと、帳考に云へり。）加賀國江沼郡服部神社。因幡國法美郡服部神社。此社は、貞觀十六年五月。授從五位下服織神從五位上。と國史に見ゆ。（和名抄に、當郡に服部郷あり。）また式に。遠江國長上郡服部神社。（當國の式社考に、こは羽鳥村なる、若一王子なり、此村は豐田郡なり。當郡は、式の後に置れたる郡なれば、古へは長上郡なりしなり、と云り。）榛原郡に服部田神社あり。（遠江國風土記にもかくあり、また服部田村と云も見ゆ、さて考證に萬葉二十の倭なる等倍多保美、志留波乃伊宗、と詠める哥を引て、白羽命の下に注る、相良郷白羽村なる、白羽大明神を、此社なりと云へれど、服部田神社は、今に在て、白羽大明神とは、別なるよし國人云り。）主計式に。遠江國呉服綾。白二十匹赤十五。と見えたるは此國より綾を織り出たる證なり。（上に引る常陸風土記に、倭文を綾といへれど、此は呉服綾とあれば、漢風の機なりけり。

然れば當國なる服部神社の中には、彼の呉服漢織を祭れるも有べし、其は津國島上郡なる、神服神社は即ち其れなりと聞ゆるをも、思ひ合すべし。）また駿河國安部郡に。神部神社とあるも、彼の服部連等が解狀に。神部等遠祖。天御桙命と云へるを思へば。此神を祭れるならむも知べからず。（此の社今は志豆機山社の、末社の如くにて在りと、國人新庄道雄云へり。）○人面では神衣總首に引る。機殿儀式に。傳記ニ云ク。神衣祭者。皇大神御服。高天原ニ之昔人面等之遠祖。天八千々姫。蒼ニ桑葉ヲ於天香山ニ。以テ所ノ蠶ル之御糸ヲ。織リ供ヘ奉ル御衣ヲ。於テ天ニ神御垂跡之剋。彼神奉レ戴ニ而具ニ御機具ヲ。天降御坐之時以降。人面織掌人等。爲ニ其末葉ヲ以ニ女子ヲ者號ニ織子ト。以ニ男子ヲ者號ニ人面織掌ト。不レ違ニ天宮之例ヲ。以ニ四九兩月十四日ヲ進レ之。とある傳へに依て記せり。（式に、伊勢國多氣郡に、天香山神社あり、由ある事か、今保津村、服部機殿の南に在と云り、○遠は、遠の字の誤なるべし、されど遠にても通えざるには非ず）人面の事。上に引る神部等が解狀にも。八千々媛孫。人面重次といふ人、神衣を

織れる由見え。雜事記に。天暦七年九月。神服。神麻續二機殿例貢神御衣。調備費參之間。五十鈴川俄洗岸洪水出來。往還不通。依之神部人面等。乍奉持神御衣等、三員宮司相共。二箇日夜之間。逗留宇治山。以同十六日乘船。奉渡神御衣。奉納了。」と有り。(神部は、大少神部二人とも有り、又麻續大神部重友、少神部兼友とも記せり、又神服殿大神部常枝等ともあり、兩機殿に二人づゝあり、又二機殿乃神部、式目乎違例シテ、御衣供進之條云々、とあるにても、機殿の司だちたる事知べし」)人面は比登母と唱へて。一面の由なるにや。其は上に引る。神名祕書に見えたる。機殿儀式に。舊記の文に據りて考ふるに。天八千々比賣の子孫にして。女子を織子と云ひ。男子を人面と云ふ由は。織子は御衣の機織て仕へ奉る者の名。人面は其御はた織る事を。專と職掌る名と聞ゆるに就て思ふに。此は其奉るべき神々の御衣。一面づゝを限りて。天上宮の例の如く。齋淨めて織らせて奉る由なるべし。(今も貴人の御衣をば、御料の數に備へて、一面づゝ織て、其序を以ては、猥りに織らぬ由なり、また其衣一領になるべき尺を、今も一面と云へるにも思ひ合すべし、猶此こと年中行事にも有り」)

爾科手置帆負命。彦狹知命而。以天御量。以齋斧而。伐大峽小峽之材而。以齋鉏立齋柱而。令造瑞御殿及御笠矛楯矣。故是手置帆負命。亦名天御食持命。亦名多久豆玉命。彦狹知命者。產巢日神之御子。木國忌部。讚岐國忌部。伊勢國爪工連。丹波國楯縫氏等之祖也

此段は。天御量の事より云はでは。其次第わろきに依て。これより說べし。其はまづ此段の本書。古語拾遺に。天御量大小斤雜器等之名也とある。此斤は借字にて。實は度の字の義すなはち尺度の事なり。抑々この御量の起原は。天つ神の御身の長より出て。其は挂まくも畏けれど。伊

邪那岐伊邪那美大神。天照大御神の大御長は。凡一丈許ぞ御坐けむ。(此はか天神々たちの御長も、大凡一丈許づゝ坐けむこと、准へて思ひ奉るべし。)○天御量。この言出雲風土記楯縫郡(楯縫郷の處。)に。神魂命詔。五十足天日栖宮之縱横御量。千尋栲繩持而。百結々八十結々下而。此天御量持而。所造天下大神之宮。造奉詔而。と見え。書紀にも。同じ事を。高皇産靈尊。勅大己貴神曰。汝應住天日隅宮者。以千尋栲繩。結爲百八十紐。其造宮之制者。柱則高太。板則廣厚と見え。大殿祭詞に。以天津御量氐云々。皇御孫之命乃御殿乎。云々 齋鉏平以齋柱立氐云々。造奉仕禮留瑞之御殿。などあるを合せて思ふに。宮作の事。本は産靈大神の御心に出て。其廣さ大きさなどの量は。都て此大神の定め賜へる事なるを以て。殿作に。いつもまづ如此言にぞ有べき。猶思ひ合すべきは。伊邪那岐。伊邪那美二柱神に。國土造り堅めよとて。皇産靈大神より。天瓊才を依し賜へりしを。二柱神の。國土を畫成し給ひて。其を淤能碁呂嶋に突立て。天御柱と爲給ひ。八尋殿を化立たまへる。此御柱の謂に因て。上代には。神宮また大宮に。齋柱と云を。まづ立たる事にて。(こは大殿祭の詞を、よく讀て曉るべし。)其御柱を。また心御柱とも。天御柱とも。天御量柱とも云るを思ふに。殊に深き所由ある事にて。もと二柱皇産靈大神の。御量より出たる事なるを曉るべし。かゝれば此時の新宮も。産靈大神の御心より。天御量以て量りまして。縱横の量。また作り狀の事などを定めて。造しめ給ひけむ。(右に准へて下が下まで、其程々に、太くも小くも此柱を立て固めて、其をやがて我が心の鎭まりと大切に祝ひたるものなり、此こと委くは、第五段の傳に注れば、此には略きつ。)かくて此の大御長を摸したる物。すなはち丈にて。(後につく丈には、木を从て、杖と書けども、丈杖字の義同じことなり。)神々の丈を用ひ給へる事數多あり。(第廿一段、豫美戶の處、第七十六段、國引の處など見て知べし。)さて其丈を。十に分ちて一尺。又其を十に刻みて一寸。又そを十に刻みて一分と云ふ。これ今の尺度(曲尺)の出來たる本緣なり。本書に大小斤と有る。大は

必ず一丈のを云ひ。小は一尺を云なるべし。此餘種々測量の器ども。皆此れよりぞ出來にける。(右等の事ども。委くは皇國度制考に云へるを見るべし。)○手置帆負命。彦狹知命。此二神の。始めて御殿を造り給へる事より及ぼして。名義を考ふるに。まづ手置とは。手を布て物を度るを云ふ。其は曲尺を用ふるは。稍後の事にて。古へは必ず手して度りけむ故に。十握劒。八握須。七握脛などの都加。また八咫鏡の咫。みな手の度なり。(八咫鏡の事は、上第四十五段に委く注りき。かくて中古より以來。矢の長を十三束、十五束など云も、古風の遺れるなり。)帆負の帆は借字にて。尋負なり。尋は一尋二尋などの尋なり。(此は、一廣げ、二廣げと云ふ義なるべし。)さてヒロをホと云は。船の帆卽ちヒロなり。(又軍裝の保呂てふ物も、帆と同言なるべし、かく見る時は、帆も借字には非ず、正字と云べきか。)斯て尋は。長け一丈ならむ者は。尋も一丈あるべく。五尺の人は。尋も五尺なり。てれ大抵定まる度なり。然れば小き物は手にて度り。大きなる物は尋にて度れりと見ゆれば。手置帆負命と。御名に負ひ給へるなるべし。彦狹知命。彦は例の稱辭。狹知は。狹は借字にて。度知の義ならむか。(サシシリのシヽ、一と言に約まるは常なり。)其は尺度もて。物を度り給へるよりの名なるべく所思ればなり。(但し)毛能佐斯を。唯に佐斯とばかり言むは。如何にも思ふべけれど。毛能とは弘く諸の物を指て言ふ辭にて。佐斯とのみ云ぞ本語なりける。(其はサシガネ、曲尺のサシは更なり、さし對ひ、さしふたぎ又二人にて物する事を、さしにて爲と云などのさしも、此れと彼れと差通れるを云て、同意なるべし。)さて掌は。彼の事を司る。此處を領る。また神ぞ知るらむ。などの斯留。みな同言にて。尺度を掌給へる故の御名なるべし。(又若くは、今の尺度と云もの、其起原は、天津神の大御長より出たらむも、其を尺度と爲て用ふる事は、此神の始めて製り給ひけむも、知べからず、よく考ふべし。)其は尺度は。家作に無くて叶はざるは更にも云はず。萬の器械を作るにも。必ず用ふべき物なるを。此二神さる方に功く坐ます故に。各も〳〵其の事を御名に負給へる

なりけり。(猶委くは度制考に云ひ、また次々に云ふをも合せ考ふべし。)○齋斧は。齋清めて造れる由にて。此斧は。天麻比止都禰命の造れるなるべき事。前(第四十七段、)に云るが如し。和名抄に。斧和名乎能。一云與岐。柯和名乎乃々江などあり。大殿祭詞に。皇御孫之命乃御殿乎。今奥山乃大峡小峡爾立留木乎。齋部能齋斧乎以伐採氏。(この餘の書どもにも、齋部乃齋斧と云ること多かり。)と云るは。此古語拾遺の傳へを本として云るにて。此齋部は此なる二神の御裔をさして云へるなり。○大峡小峡は。縣居大人の說に。峡は山と山との間なり。萬葉に。山かひ。古今集に山のかひ。と云る是れにて。萬葉に。山の多和と云も相似たり。大山小山などと云はで。峡と云を思ふに。今も見るごと良材は。嶺などには有らで。山のたわみに多きものなれば。かく云にやとあり。(通證に云、大峡小峡之材所謂柚也。萬葉集に、線麻形之林始是なり、和名抄に柚曾萬、見功程式) さて此材を採れるは。天香山のなるべきこと。云も更ならむ。○齋鉏。鉏は和名抄に。鋤和名須岐。去穢助苗也。鉏和名上同。揷地起土也。また鎡錤鋤別名也。などあり。(鉏鋤同じ字なり、)○瑞御殿は。本に古語。美豆能美阿良可。と訓注あり。(本に、御の字なきを、此訓注、また大殿祭の詞に、瑞之御殿、とあるに依て、私に加へつ。)美豆は。淸く美麗を稱る言なり。瑞垣。瑞八坂瓊。水穗國の美豆みな是なり。(今俗にも、物の淸く美きを、美豆美豆しきと云ふ。)然るを瑞の字を書くは其意を得てなり。(此字の意をな思ひそよ。)阿良可は。或人云在所なりと云り。然も有べし。遷却崇神詞に。皇御孫之尊乃天御舍之內爾。云々とあるは。天皇の大宮を稱せるなり。○笠。口訣云祭禮用菅笠也。宗因云。伊勢大神遷座時。山城賀茂御講祭等。用菅小笠。今按。大嘗祭式有笠蓋。萬葉云。王之御笠爾縫有間菅。(菅淸之義故祓具用之、)儀式帳有菅裁物忌。舊事紀に。有笠縫部。崇神紀有笠縫邑。(笠ぬひの島傳三十五の廿一丁、笠縫王四十四の三十七丁、笠臣廿一の五十七丁、)神代紀下一書云。以紀伊國忌部遠祖。手置帆負神定爲作笠者。(谷川氏云、大和國吉野郡玉置山に、

有玉置神祠、元慶五年授従五位下、或云手置帆負命也、と云り、）儀式帳に。新宮遷奉御裝束用物事の條に。菅刺羽二柄。菅御笠二口。など見えたる即是れなり。（此外に、紫衣笠二口、各裡緋綾、紫刺羽二柄などあれど、此は後にものし給へるなれば云はず、）また新宮遷奉時儀式行事の處に。大神宮司。人垣仕奉人等召集氐。即衣垣衣笠刺羽等乎令持氐。人垣仕奉男女等乎。太玉串令持捧氐。左右分立氐云々。荒祭宮の裝束の處にも。菅蓋一柄。口徑五尺五寸。金餝とあり。また御笠縫内人無位乙淨麻呂。右人卜食。定補任之日後家祓淸齋愼。供奉職掌。御笠廿二蓋。御蓑廿領。敬供奉具顯月記條。また四月十四日。神衣祭の次に。同日御笠縫内人造奉　御蓑廿二領。御笠廿二蓋。即散用。大神宮三具。荒祭宮一具。とあり。（此外に、大奈保見神社、伊加津知神社、風神社、瀧祭社、月讀宮、小朝熊社、伊雜宮、瀧原宮、園相社、鴨社、蚊野社、などへ奉る、）さて年中行事。四月十四日の條に。風日祈宮祭禮。（號御笠神事。）自宵館參。卯尅各著衣冠。經中道

參列一殿。于時日祈内人捧持御榊三本。笠縫内人付御蓑笠於御榊。三本捧持各衣冠云々。自南御門進參前陣。御榊。次御笠。次正權禰宜。次玉串大内人。次物忌父等著座石壺如常。日祈笠縫内人御榊御笠捧持。蹲踞八重疊東西向。于時一座進參御前石壺。讀進詔刀。（度會宇治五十鈴河上、下津石根爾大宮柱大敷立、高天原爾千木高知、皇御麻命乃稱辭定奉、挂畏天照坐皇大神廣前爾、恐々申久、今年四月十四日今時乎以、宮司常奉風日祈御幣、幷御笠蓑、日祈内人姓名令捧持氐奉狀、平安聞食云々、四方國乃人民作食五穀、雨甘風和年穀豐饒、恤幸給恐々申、年號四月十四日、）次遠江神戸種蕢詔刀。（件種蕢兼日酒殿進納。今日件出納從西御門持參、風日祈詔刀畢後、八重榊上進也、○此詔刀も、前後の文はかはる事なく、中に、宮司の常も催し奉る、遠江の神戸の種蕢、御贄を奉る狀を、平けく安らけく、聞し食せ云々と申なり、）詔刀畢後。内人等御榊御笠。玉串御門奉納。歸著本座。于時一同八平手兩端。奉祈朝廷。後自西御門退出云々。櫻宮南置石

著座。東上北面於鋪設讀詔刀云々。諸神奉装笠狀也。(諸別宮幷諸末社等也、○申今年四月十四日今時平以氏、月讀、伊佐奈岐、瀧原、並伊雜、瀧祭皇大神廣前、恐々申、宮司常奉風日祈御幣、幷御笠御装等奉狀、平安聞食云々、四方國人民作食五穀、雨甘風和、年穀豐饒恤幸給、恐々申、○天津神國津神にも、如此申して奉る、)本座歸著。于時一同兩端。其後諸別宮內人。幷諸社祝部等。件御幣竝御笠御装等。給預彼宮々竝社頭持參也云云。其後風日祈直會饗膳預云々。御笠装等。自菅裁內人之手。請取菅御笠縫內人。於宿館奉縫。在菅裁竝御笠縫神田等。抑件御笠御装帶。自內瀰兼日備進。雨不浴例也云々。○抑遠江國所進種薑。今日供進用殘禰宜中分配而。禰宜各以其內。子良宿館南垣內。爲物忌父等之役奉殖。然後九月御祭之時。御饌所供進也など見ゆ。○矛。こは宇受賣命の持て俳優する料のもの、また新宮にもかざる矛なり。神武天皇の卷に。宇摩志麻遲命の。矛楯を立たるを思ふべし。○楯は彥狹知命作れり。其は神代紀下の一書に。彥狹知命爲作盾者。と有り。通證云。盾防非違隔不淨之具。兼俱云。神宮遷幸有盾戈。大嘗會南門立盾戈。踐祚大嘗祭式云。楯丹波國楯縫氏造之。戟紀伊國忌部氏造之。舊事紀。宇麻志麻治命。率物部。乃竪矛楯嚴威儀と見え。兵庫寮式踐祚大嘗會。新造神盾四枚。丹波國楯縫氏造。云々と有り。又通證六(四十九丁、)に。正通云。白盾者神社所用而。神幸之時以爲圍也。(兼良云、白木色、大嘗祭時、宮門之南立楯戈、是類也、重遠曰、楯以白爲飾、是遠程行旅之備也、)天子行幸之時要畫獸白楯。(韓昌黎元和聖德詩、獸盾騰拏註、畫獸之形、謂之獸盾、天子行幸之所止爲之藩衞、行則斂之、)と見え。また下(第百十六段、)に。百八十縫之白楯とも有り。神名式に。丹波國多紀郡。川內多々奴比神社二座。氷上郡楯縫神社。常陸國信太郡楯縫神社。但馬國養父郡楯縫神社。氣多郡楯縫神社。など見ゆ。さて右三品(笠矛盾)は。大御神を。新宮に遷し奉るときの料なり。○天御食持命。多久豆玉命。此二つの名の義は次に注べし。○木國忌部。こは神代紀に。以紀伊國忌部遠祖

手置帆負神。定爲作笠者。彦狹知神爲作盾者と見え。古語拾遺に。神武天皇の御世の事を記せる處に。令天富命（太玉命之孫、）率手置帆負。彦狹智二神之孫。以齋斧齋鉏。始採山材。構立正殿。故其裔今在紀伊國名草郡。御木麁香二郷。（古語正殿謂之麁香、）採木齋部所居謂之御木。造殿齋部所居謂之麁香。是其證也（和名抄に、名草郡に、忌部郷荒賀郷あり。是なるべし、）と有て。二書ともに。其の祖をかく二神に係たるを思ふに日子狹知命は。手置帆負命の子にて。御父子ともに。木工屋作などの事を知給へる故なりけり（其中に。父神は、笠を作る事を得たまひ、子命は、盾を作る事を得給ひけむ故に、ては持分てものし給へるなるべし。）さて其裔の木國に住ける事は。彼の國は木のよく生る國なればなり。（其由は、第六十七段、須佐之男大神、五十猛神の、木種を殖生し給ふ處に云べし。）神名式に　紀伊國名草郡鳴神社。（名神大、月次、相嘗新嘗。）國史に。嘉祥三年十月。紀伊國鳴神從五位下　貞觀元年正月。從五位下鳴神從四位下など見ゆ。（今集解に、紀伊國鳴神とあり、本國神名帳に、正一位鳴大神とあるに依て、ナルノ神と稱すべし、南紀名勝志に、中郷鳴神村の東邊に在と云り。）これ手置帆負。彦狹知二神の御社なりとぞ。（其は帳考に、此社は、日前宮の東五町ばかり、秋月村の東口にあり、荒廢れて社も無りしを、享保十八年、領主より造營して、舊址に隨ひて二社を建つ、社南面七尺ばかり瑞垣門あり、鰹木、東は外そぎ西は内そぎなり、社人を武川主馬と云、社域の内、西の方に齋舘あり、神名知れず、其社より南、六町ばかりに、小山あり、忌部山と云、山下に小村あり、忌部村と云ふ、是即手置帆負、彦狹知命の所居なること、疑なしと云り。）永享大嘗會記に云。兵庫寮神楯桙立之。作楯桙、紀州鳴神社民人等相論之經御沙汰之後。被與氏人相分楯一帖充造進云々とあり。（是鳴神社の、手置帆負、日子狹知命なる、正しき證なり。）さて此の二柱神は。謙神の御子と云こと。書どもに所見たる事なく。據り考ふべき便なきに似たれど。其裔の。木國名草郡に住めるに就て。熟々に思へば。此は紀伊國造。紀

直の祖なるべく所思たり。其は姓氏錄（和泉國天神）に。紀直神魂命子。御食持命之後也（神代系紀にも、神皇產靈神兒、天御食持命、紀伊直等祖とあり、また拾遺の異本に、神皇產靈神、此紀直祖也、とあるは、其本を云るなり。）また（河內國天神）に。紀直神魂命五世孫。天道根命之後也。（國造本紀に。紀伊國造、橿原御世神皇產靈命五世孫。天道根命定賜國造と見ゆ、世數よく符り、信に道根命は、神皇產靈神の、五世孫なりけむ。然るを神代系紀に、天御食持命の弟とせるは、誤なるべし。）また（和泉國天神に。）大村直紀直同祖大名草彥命男。枳彌都彌命之後也（また高野。大名草命之後也。とも見ゆ。）淸和天皇の紀に。貞觀五年九月。紀伊國名草郡人。內豎從八位下紀直貞吉云々。など有るを合せて思ふに（御食持命と云は。手置帆負命の別名なること約し。其の由は御食の食は借字にて。（さるは此神、食物の事に由ある神ならぬを、御食と書るは別義なるべき謂をまづ思ふべし。）名の義は。御木持なるべし。（式に、加賀國江沼郡に、御木神社あり。由ある社にや、木を祁と云へる事は、上第十四段に委く注りき。）其は御殿造る御木の事に。與かり持つよしの名なり。（上に引る、御木鹿香鄉の故事を思ふべし。）かくて此神、名草郡に住しを。其四世孫道根命の時に。（神武天皇御代なり。）彼の國の造に定め給ひ。紀直と云尸をも賜ひて。此れより國造の事は行ひつゝも。猶神代よりの由緣のまに〳〵。名草郡に住て。御木御殿の事。また御笠楯桙などを造り仕へ奉れる。其職號を忌部とは云るならむ。（但馬國養父郡に、式に名草神社あり、同郡に、楯縫神社もあれば、由ある事なり。）紀直の名草郡に住ることは。大名草彥といふ名を負る人あると。淸和天皇の紀に。名草郡人紀直貞吉と云人あるにて炳焉し。（なほ國史に、此郡人に、紀氏見えたるを、今はこの一人を、擧て、證と爲す。）かゝれば紀氏より別りたる家は。姓氏錄に。十四家ばかりも載られたる。其みな手置帆負。彥狹知命の裔になむ有ける。其中に。（右京天神の處。）大家首。高家首など云姓は大御家に由ある姓なるべくぞ所思ゆる。（また和泉國の未定雜姓に、工首神魂命之

後也とあるは、同し祖の裔にはあらざるか、熟考ふべし。)また諸國に。國造の多かる中に。出雲國造に次て。此の國造を任し給ふ儀の、貞觀式に載れるは、天御蔭日御蔭と隱り坐して、天下所知看す大宮を造れる功を重みし給へる、上代よりの御儀の。存り傳はれるにも有べし。(なほ神武天皇の卷に、紀伊國造を定め給へる事を擧て、彼處に云を見るべし。)○讚岐國忌部。ては古語拾遺(神武天皇御世の事記せる處。)に。手置帆負命之孫。造矛竿。其裔今分在讚岐國。每年調庸之外貢八百竿。是其事等證也(また手置帆負命、讚岐國忌部祖也とも有り。)と有に依て記せり。臨時祭式に。凡桙木千二百四十四竿。讚岐國十一月以前差綱丁進納。(師説に、此を合せて思ふに、讚岐國名義は、竿調國か、乃都は奴と切り、乎の省かりたるなりと云はれき。今按ふに、竿木國ならむか。)中右記(大治二年六月八日の處。)に。頭中將發書云。月次祭桙柄等事。讚岐國所濟也。隨去春進濟神祇官了。而後彼官火事之時　己以燒去重可召彼國歟。但可令本官辨濟歟。など見えたり。(此等

を合せて、彼の國より桙の竿を進れることを知べし。)和名抄に、刈田郡紀伊鄕。また三木郡もあり。(今はミキと云とぞ、また隣三野郡に、高野の鄕もあり。)此は木國より此氏人の別り住るに依てなり。神名式に、同郡に、高屋神社あり。(和名抄に、高屋鄕ありて、多加也、と訓注をそへたり、)此社は、清和天皇の紀に。貞觀九年五月。授讚岐國正六位上高家神從五位下と見え。姓氏錄(和泉國天神)に、高家首。神魂命五世孫、天道根命之後也、とあるを合せて思ふに。讚岐忌部の祖神を祭れる社なるべし。また安房國朝夷郡高家神社と云も。同神なるべし(其は古語拾遺、神武天皇の御世の事を記せる處に、天富命、阿波國の忌部を率て、彼の國に住れし事見ゆ、此時などに祠れるなるべし、○此社の在處、今白子村と云ひ、社人を鈴木兵庫眞知彥と云ふ、穗積姓にて、先祖は木の國より來れりと云傳ふ、祭神を俗にイナリと云、實は宇氣母智神なりとぞ、是より一里ばかり有て、莫越山神社あり、祭神は手置帆負、彥狹知命なり、此を本宮と云ふ、外に新宮と云あり、其は火々出見命

を祭れりとぞ。)さて清和天皇の紀に。貞觀九年十一月、讃岐國刈田首安雄賜姓紀朝臣とあり。此は信は武内宿禰命の後なれども。紀氏を稱りて。當國刈田の首にて。此國に住るは由ある事なり。(其由は仁德天皇の卷、武内宿禰の裔を擧たる處に、委く云べし。)〇瓜工連。こは姓氏錄(和泉國神別、)に。瓜工連神魂命男。多久豆玉命之後也。雄略天皇御世。造紫蓋爪幷奉飾御座。仍賜瓜工連姓。とある。多久豆玉命は。手置帆負命なり。(この雄略天皇の御世に、紫蓋爪を造云々の事は後に有し事を、始ての如く心得たる文なり、外にも例ある事なり、其は此爪工に並べて擧られたる。掃守連をも、雄略天皇の御世に、掃守の事を監すとあれど、實は葺不合命の時なるを思ふべし。)また同錄(左京神別)に。爪工連神魂命子。多久都玉命三世。天仁木命之後也。ともあり。和名抄に。本朝式云。齋王行具翳二枚(翳和名波、)とあり。大殿祭の詞に。天之御翳日之御翳と有るを。(御鎭座傳記にもかくあり、)天之御蔭日之御蔭と云義なり。然れば笠と翳とは。大抵同物なるべし。

清和天皇の紀貞觀四年七月。伊勢國安濃郡人爪工仲業。賜安濃宿禰。神魂命之後也。とも有り。斯て多久豆玉命と云。御名を以て祀れる社は。大和國葛下郡石園坐多久豆玉神社二座。(並大、月次新嘗、)三代實錄貞觀元年正月廿七日。從五位下石園多久亘玉神從五位上。と見ゆ。(式に依て考ふるに、亘は豆の誤なり、また年中行事祕抄に、多久須玉依媛命、と云もあるは別神か、)〇丹波國楯縫氏。この事は。兵庫寮式に。踐祚大嘗會。新造神楯四枚。丹波國楯縫氏造。云々。(また)(大嘗會式にも、楯丹波國楯縫氏造之、とあり、)

爾科天櫛明玉命而。令作八尺勾玉五百箇御統之珠。科山雷神而。使採天香山之五百枝眞賢木之八十玉串。科野槌神而。令採五百箇野篶之八十玉串矣。故是天櫛明玉命者。亦云天豐玉命。亦云天明玉命。亦云天羽明玉

命。亦云高皇産靈神之女。栲幡千千比賣
玉祖命
命之妹。出雲國忌部。忌玉作。玉祖連等之
祖也。

天櫛明玉命、名義次に云べし。○八尺勾玉之云々は。上（第三十四段、）に注せり。○山雷神は。即大山津見神なり。（第十七段合せ考ふべし。）山神に坐が故に。此神に科つるなり。（但し御殿を造る材は、手置帆負命などの、自ら採れりと聞ゆるを、賢木をば、殊に此神に採しめたるは、由ある事なるべし。）○五百枝眞賢木は。枝葉の繁きを云。仲哀天皇の記に。五百枝賢木とも有り。（此に依て、其本に五百箇眞賢木とある、箇を枝とは改めつ、其は五百箇眞賢木と云るも古言なれど、五百箇石村など云類とは違ひて、紛らはしく。五百株とさへ聞ゆればなり。さて次なる五百枝野篶の枝も本には箇とあるを、此の例に倣ひて改めつ。）此は百枝槻。百枝桂などもある類なり。眞賢木。（書紀には眞坂樹と書り、賢坂ともに借字なり。）眞は例の

美稱。佐加木てふ言の義は。仙覺が萬葉の解に、榮たる樹を云なりと云り。然も有べし。さて其の木は。下（眞拆葛の處。）に擧る。縣居大人の説も有れど。其れなは詳ならねば。今も神事に用ふる榊と爲てある可し（榊の字は後紀にも見えたり、所謂和字と見ゆ、萬葉には、神木とも有り、字鏡に、榊、梔、桛三字、佐加木と有り、此は何れも神に備ふる意を以て、此方にて製れる字なり、同書また和名抄にも、龍眼木を當たるは非なり。）谷川氏云、此樹信祭神之靈木。未聞西土有此種。故不借漢名。與松栢之品異矣。（或爲龍眼木、或近世爲冬青樹、皆非。）と云るは、然る説とおぼゆ。（然るを屋代弘賢翁の説に、此木漢土にも有と云て、今は漢名も付たりと云れたり。）扨また日吉社祕密記と云ものに。榊者諸木祖木也。とあるは、古く據あることとか。○野槌神。ては草野比賣神の亦の名にて。やがて豐宇氣毘賣神の幸魂神なること。上（第十三段）に云りき。此は野神に坐が故に。野篶を採せたるなり。（或人問ふ、此神の本躰と坐す、宇氣母智神は、既に殺さえ給へるに、其

幸魂神の、此處に集ひて、如此ものし給へるは、いかに、答ふ幸魂は、謂ゆる分身に坐せば、本神の亡たまへりとも、集ひ給はむてと何か疑はむ、其は大國主神の幸魂神の、歸來たまひて、物宣ひけるに、大國主神の、さらに御自の、幸魂なるてとは知給はで、汝は誰也と問給へるを思ふべし、神の御上は、最も測りがたく、奇異なる物に非ずや、然れば此のとき既に殺さえ給へる、豐宇氣比賣神の出給ふとも、更に疑ふべき由なきを、況て分身と坐す、幸魂の神なるをや、〇野篶。縣居大人の説に、篶を薦と書る本は誤なり。(薦は菰のことなり、萬葉に、眞薦刈大野川原之水ごもりに、と詠るを思ひて、思ひ惑ふてと勿れ、)篶はしのめ竹の類にて。いと小くて。色黑き竹なり。其を阿波土佐などの國にては。須々と云と云へり。(東國の山邊にては、笑竹をもしか云者のあれど、なほ別物なり、)後の世の歌に。吉野の嶽にすゞ分て。と詠るも此の野篶なり。(旅人のすゞのしのや、さゝのやなど云へるも、思ひ合すべし、)萬葉二に。水篶苅信濃の眞弓云々。(今本は、是も篶を薦に誤れり、)水篶は眞篶にて。ては眞篶を苅る野と連たりとあり。此の物今は須受と云へども。上代には須須とも。須受とも云て。名の義は。此れが葉の。須々と鳴る狀より負ひたるなり。其由は下〔第百三十四段、伊須受宮とある處〕に。委く云べし。(國友恒足云く、野篶の事、師大人の説にて明かなり、按ふに今の俗言に、黑色に赤色を帶たる染色を呼で、スヽタケイロと云ひ、又たゞにスヽタケなども云は、もと此野篶の色より出たる名なるべし、扨古き家の内に出來る煤芥を、スヽと云も、家居の木柱などに、彼の煤のしみ著たるが、古びては、自らに其色の、黑く赤げになりゆくものなれば、轉じては、彼をも又スヽとは名に負せて云なるべしと云へり、然も有べし、)〇八十玉串。八十とはたゞ數の多きを。大凡に云へるなり。(必しも、數の八十ありきとの事には非ず、)玉串は。縣居大人の説に。玉を著たる木竹を云。(後の世に靈串の意とするは、例の古意を傍にして、理を云むとするものなり、)萬葉十三の神祭の歌に。吾屋戸爾御諸乎立而齋戸乎居、竹玉乎無間貫垂云々。(今

云、御諸平立は、神乃御室を齋ひ立るなり、竹玉は玉に緒を貫き統て、竹に著るなり、無間は繁くにて、竹玉を數多垂たるを云、齋戸は忌瓮、嚴瓮など云る是なり、さて例によるに、居の上に、齋穿の二字脱たるべし、宮主口傳抄、節折の處に、竹玉のこと二つあり、此と異なるか、考べし」と詠るも。此玉串なるべし」とあり。是れ信に玉串の本義なるべし。(御鎭座次第記に、號玉串内人奉仕眞賢木五百箇御統玉之緣也とあるは、決めて古傳に依れる說ならむ」また師は大神宮式に。著木綿賢木。是名太玉串とあり。玉串の名は手向串なるべし。(牟氣を切れば米なれども、多米串と云へば、自ら多麻串とも聞ゆる故に、玉の字は借て書つらむ」と言れつれど信がたし。此は萬葉の歌の趣をも合せ考ふるに。本は信に玉を貫垂たりけむを。やゝ後には。玉を著ずも奉りけむか。後には總に。古への手ぶりは廢て。玉串の名のみ存りて。木綿を著たる賢木を。しか稱てとゝ爲れる。後の狀を記されしにて。決めて本義には非じかし。(その言の切を言はれし說も、少し穩當ならぬ心ちぞする、大殿祭に、柱に挂る榊には、後までも玉を著るなり」また玉とは、唯に串の美麗を稱だる辭のごと云るも有れど。此は正に。彼玉矛に玉を著たる如く。作れるならむ。(此れに玉を著たる所由は、下に云はむ、さて此は野山に在る、篶、賢木を採る所なるに、玉串と云るは、其に玉を付て、玉串と爲たる後の名を、始めへ廻らしてかく云るなり」串とは根掘に爲たる賢木の大きなるに對へて。刺立もし。手に執持ちもするばかりに。少さき故に云へるにて。篶の玉串と。賢木の玉串と打交へて。齋庭に差たて。榊玉串は。後の世に爲る如く。手に執て。神前にも進りけむと所思ゆ。其は大御神の神事に。榊また太玉串を仕奉る狀を。神の儀式書どもに依て考ふるに。大宮に仕奉る宮人の中に。山向物忌。(物忌とは云へども、此は男なり」山向物忌父と父子二人有て。內宮儀式に。右二人卜食定。補任之日後。家祓淸齋敬供奉職掌。太玉串幷天八重榊取備供奉云々。此太玉串幷天八重佐加岐乃元發由者。天照坐大神乃高天原御坐時爾。素盞烏尊。依種々荒

悪行事。天磐戸閉給時爾。八十萬神會ニ於天安河邊一。計ニ其可レ禱之方ー時仁。天香山仁立氏掘ニ眞坂樹ー氏。上枝懸ニ八咫鏡ー。中枝懸ニ八咫縵乃曲玉ー。下枝懸ニ天眞麻木綿ー氏。種々祈申支。此今賢木懸ニ木綿ー太玉串止號之。以レ此天乃八重佐加岐。幷禰宜乃授持太玉串仁。大中臣隱侍氏。天津告刀乃太告刀乃。厚廣事遠多々倍申。玉串發由如レ件。亦父毛子共忌愼供奉。と見え。）八咫縵の三字は、八尺瓊の誤なるべし。）此の物忌父子の賢木を取備へ。仕へ奉る事實は。まづ同書の六月十五日の下に。山向物忌之。天八重佐加岐令ニ差立ー。林餝奉。幷宮之御垣之廻令ニ差立ー。林餝奉之と見え。年中行事にも。（四月十四日神衣祭の條に。今日内院南面番垣。竝玉串及四御門合三重玉垣奉レ差ニ御榊ー。（是公候氏之勤也。）又奉レ差ニ八重榊ー。（其員數百廿七枝也。）是山向内人之役也。（内宮儀式、大神宮式ともに、物忌と云へるを、此書には内人と云り。）又荒垣鳥居。幷ニ一二鳥居。興玉榊等同今日所レ奉レ差也。差ニ荒祭神拜所ー。榊彼宮下部役也。又玉串料榊。山向内人之勤也。總奉レ差ニ御榊ー事。年中四箇度也。（四月、六月、九月、十二月御祭度也。但九月以ニ神御衣祭之時奉レ差榊ー、十七日御祭者被レ行例也、近代二月祈年祭同所レ奉レ差也。）と見えたるにて。古く神事の時に。宮にも御門にも。賢木を差立て。林餝たること灼く。八重榊と云も刺立る故の名と聞ゆ。（正月に、門松とて立る事は、是より起りけむと所思ゆ。其由は別に云べし。）其は疑なく。此時の故實に因れる事と知られ。また山向と云ふも。此に山雷神の。榊また玉串を取れるに因れる號と聞ゆれば。山平の義なるべし。（凡そ物忌と云は。女なるに、此物忌の男なるも、山雷神の爲始めたりし事を、掌る故ならむか、神武天皇紀に、薪名爲ニ嚴山雷ーとあるを按ふに、此職を掌る人も、殊に齋ひ淸まはり仕奉る故に、物忌と云なるべし。）其は内宮儀式。新宮造奉行事の處に。山向物忌。以ニ忌鎌ー氏。草木苅初。然以後役夫等草苅木切。所々山野散遣。然宮造畢と見え。二月始の子日に。朝御饌夕御饌に供へ奉る御田の。種蒔の處に。禰宜内人等。率ニ山向物忌子ー。湯鍬山爾參登時波。（湯鍬山とは、一の山の名に非ず、湯鍬の木を取る山

ゆゑに云なり。）忌鍛冶内人乃造奉留。金人形并鏡鉾種々物持氐。山口神祭。然到櫟木本。即木本祭。（把物貫如山口祭）然其木本乎。山向物忌仁。以忌鉾氐令切始氐。然即禰宜内人等。戸人夫等爾令切氐。湯鍬仁造侍云々。と見えたるを思ひ合せて悟るべし。また後に。神祭に集へる人々の。各々賢木を進る事は、是時集ひ坐る神等の。然爲たりけむ故事のまに〱、物するならむかし。（後の世の神祭に仕ふる事の、多くは此時の事の存れるなるに、思せて悟るべし。）其は同書（二月新年祭の條。）に。山向物忌父我造奉留太玉串。宇治大内人捧持氐云々。即禰宜召大物忌父令進。第三御門之左右置進云々と見えて。祭ごとに用ふる榊木は。やがて山向物忌子の取備へて。其を宇治大内人の取次て。一禰宜に進つるを。神前に進るにて悟るべし。（宇治大内人を玉串内人と云ことも、玉串を取次て掌ればなり、また玉串を進り置く御門ゆゑに、第三御門を、玉串御門ともいふ、年中行事には、即玉串御門とあり。）此を玉串行事と云ふ。又その事を。年中行事に記せる狀いと委しかり。其は新年祭の處に祭主宮司各、束帶。先祓所砌在祓。但祭使。（祭使やがて大中臣祭主なり、新年祭の御使と爲て來らるゝ故に祭使と申せり。）北向二鳥居之左南柱西宮司南向右北柱西而被立祓勤之。奉大麻（五尺許榊枝付木綿）御鹽湯。（小土器入白鹽以榊枝獻之。）云々。參玉串行事所御鹽湯所。禰宜各、束帶著淸衣木綿。（件麻自長官請預。）云々。玉串大内人物忌父等。皆衣冠云々。山向内人鋪設調半疊。祭使引裾進寄跪候件半疊。于時玉串大内人進寄。自山向内人之手。請取鬘木綿奉使。使差笏。手一端請取著用。後插持笏。再拜後被著本所。後宮司引裾進寄。鬘木綿同前。同自山向内人手。請取御玉串二枝奉之。宮司又一端請取。左右手各、捧持一枝。再拜起座進參。北向立南屏垣前。次一座引裾。跪件半疊左。玉串大内人自山向内人之手。請取御玉串四枝奉之。于時一拜差笏。一端先左取左二枝。次右取右二枝。一拜立。右進參南向立南鳥居西柱下。二神主以下同前。西列立。次玉串大内人。自山向内人之手。

請取御玉串八枝。立榊宜次。（玉串行事是也。榊云玉串、榊毎枝結付木綿也、抑、神主玉串大內人物忌等之、著用之鬘木綿手繦、各、自宿館著用例也、）于時次第參入引裾各、立向宮司。對拜於內御門。在御鹽湯云々。使起座引裾於八重榊前東南之石壺。拜作法如常詔刀被讀進云々。詔刀畢抽笏拜著本座。（今日宮司无詔刀、）玉串大內人取持玉串置前起座進參一拜差笏請取宮司之榊宮司援笏互拜後（玉）（串）（大）（內）（人）（以）件榊奉一座。（一禰宜を云なり、）一座所勞榊置前一端請取之（取榊之時、打手左左右右取事每度儀也、）玉串大內人立退拔笏一拜後著本座。于時大物忌父兄部蹲踞。一座。大物忌父荒木田（名乘）召　唯　稱參御前。蹲踞。拜笏差笏給玉串　一座取持以前手玉串。禮後（大）（物）（忌）（父）左歸奉納玉串御門。（東左脇石疊上、）歸著本座。于時宮守物忌父兄部蹲踞、于時一座召宮守物忌父荒木田（名乘）唯申進參。給御榊次第同前也。云々畢。奉納同前也。（但右脇石疊上也、）于時玉串大內人以八枝所帶之御玉串四枝。左右各、二枝捧持而奉一座。歸著本座。于時地祭物忌父蹲踞。一座召地祭物忌父荒木田（名乘）唯申進參給之奉納。（左石疊、）歸著後玉串大內人。以所帶之御玉串四技。奉件御門右脇石疊上歸著本座。抑、三色物忌父等。幷玉串大內人奉御榊於玉串御門左右脇石疊上之時。先於御戶中開手持御榊一拜御前之後、抽笏一拜置御榊處之後歸也。又奉置時。先置左手之御玉串。次置持右方手榊也。又交替人之時。以我左手持渡人左手。以我右手持渡人右手。更无違。又請取人手榊時同。（必任手、）御榊事畢拜八度。開手兩端。奉祈朝廷。其後各、起座云云と見ゆ。此をよく讀み辨へて　玉串行事の狀を知り。また神に賢木を奉ることは、天上の此の時の儀式に因る事なるを悟るべし。（但し式は、やゝ後に定められたるにぞ有べき、）神名祕書に。外宮相殿に坐す天兒屋命と。太玉命の御靈形の事を。舊記云。右二座。天兒屋命靈形笏坐。賢木一枝坐。天石戶開之時。天兒屋命捧持祝詞。敬拜鎭坐笏

賢木是也。太玉命靈形。瑞八坂瓊之曲玉奉藏圓筥云々。亦五百箇御統玉奉懸眞賢木枝也云云。天岩戸開之時。太玉命捧持寶玉是也。玉串内人奉仕。眞賢木五百箇御統玉之緣是也。と見えたるは。疑なく古傳と聞えたり。(此こと、御鎭座次第記にも見えたるを、大かた世の古學する輩、かかる書に見えたる事をば取らざるを、見たかき事に心得たるめれど、中々に思慮の委からぬものぞ、熟く故實に合せ考へて、實の旨を得たらむ人は自らに悟るべし、尤も中には、後人の加へたりと所思る事も多かるを、彼れ此れ異本を合せよみまた元々集、其の餘の書に引たるをも挍べ見て、疑にしき事は省きて引たり、かゝる事は、決めて僞るまじければなり。)此を思ふにぞ。是時に。神等の。賢木を捧げ持けむこと。違ひ有るまじく所思ゆ。また此の傳へに依ても。玉串と云は。もと玉を著たる故に云る稱なる事も。此傳にて灼焉し(なほ此神名祕書なる傳の事は、下にも云ひ、又第五十四段、木々合々、とある處に注ふ說をも、合せ考ふべし。)○天櫛明玉命。天豐玉命。天明玉命。天羽明玉命。玉祖命。名義ととり總て云べし。櫛は借字にて奇なり。豐は美稱辭なり。羽は師說に。映にて。照曜くを云なりとあり。玉祖命は。此も師說に。和名抄に。河内國高安郡(また周防國佐波郡。)なる。郷名の玉祖を。多末乃於也とあると。書紀に。玉屋命と書るとを合せて。多麻能夜と訓べし。(於を省くは、常なる中に、此は乃に於の韵あれば更なり、故れ書紀には屋の字を書り、さるを、玉祖と書る例をも見合はさで、多麻夜と訓るは誤なり。)名義は字の如しとあり。○出雲國忌部。忌玉作。師說に。書紀に。玉作上祖玉屋命。(玉作をタマスリと訓はわろし。)と見え。また玉作部とあり。(玉作部、垂仁紀にも見ゆ、古事記の彼卷には、王作人とあり。)また仁賢卷に。難波玉作部鯽魚女と云人見ゆ。(今も難波に、玉造と云ふ地名あり。)大殿祭祝詞に。齋玉作等我。持齋波利。持淨麻利。造仕禮留。瑞八尺瓊能。御吹支乃五百都御統乃玉云々。(今云、フキとホキと同言なること、御誓の處に云へりき。)古語拾遺に。櫛明玉命出雲國玉作祖也。また神武御代の所に。櫛明玉命

之孫造ニ御祈玉一。(古語美保伎玉、言祈禱也、)其裔今在ニ出雲國一。毎レ年與ニ調物一貢ニ進其玉一。(此は臨時祭式に、出雲國造奏ニ神壽詞一とある時、献る物の中に、玉六十八枚云々と見えて、彼詞に、此玉の事見え、また同式に、凡出雲國所進、御富岐玉六十連云々、毎年十月以前、令ト意宇郡神戸玉作氏造備、差レ使進上ヒと見ゆ、拾遺に、毎年貢進とあるも、大殿祭詞に云へるも是なり、)式に。出雲國意宇郡。玉作湯神社。(今云、此社は、貞觀十三年十一月、授ニ出雲國正五位上湯神從四位下一と國史に見ゆ、出雲風土記に、忌部神戸國造神吉詞奏參ニ向朝廷一時、御沐之忌里故云ニ忌部一、即川邊出レ湯、萬病悉除、自レ古至レ今無レ不レ得レ驗、故俗人曰ニ神湯一也ト見え、和名抄に、忌部郷あり、今俗に玉作町、湯町といふとぞ、)風土記に。同郡に。玉作川と云もあり。(今云、また玉作山といふも、同郡にあり、)また式に。近江國伊香郡玉作神社。和名抄に。陸奥國玉造(太萬都久里、)郡。駿河國駿河郡玉造。(多萬都久里、)土佐國安藝郡玉造。(多萬都久利、)姓氏錄(右京天神、)に。忌玉作。高魂命孫。天明玉命之後也。天津彦火瓊々杵尊。降ニ幸於葦原中國一時。與ニ五氏神部一陪ニ從皇孫一降來。是時造ニ作玉璧一。以爲ニ神幣一。故號ニ玉祖連一。亦號ニ玉作連一。(此外にも續紀廿八に、玉作金弓、卅一に、遠江國城飼郡主帳、玉作部廣公など云ふ人も見えたり、さて又號ニ玉祖連一、亦號ニ玉作連一と云るは、此天明玉命の子孫の中に、後に玉祖連と云と、玉作連と云と、二色ある由なり、玉祖連を、亦玉作連とも云と謂ふには非ず、)○玉祖連。師云。右の書どもには。みな玉作とのみ有りて。玉祖と云ことは見えざるに。古事記に。玉祖連と擧げ。書紀にも。天武卷十三年十二月。玉祖連賜レ姓曰ニ宿禰一とあるは。此氏本はみな玉作と云けむを。やゝ後に。祖々の御名を取て。玉祖とは改められたるなるべし。姓氏錄(右京天神、)に。玉祖宿禰。高御牟須比乃命十三世孫。大荒木命之後也。また(河内國天神、)に。玉祖宿禰。天高御魂乃命十三世孫。建荒木命之後也。これらに、祖神玉祖命を擧ずして、大荒木命之後也とあるは、此人の時に、中ごろ家門を興せしなるべし、然れば玉作を、玉祖と改め

られしも、此人の時などにや有けむ、仁賢紀に、玉作部鯽魚女が生る子に、鹿寸と云あり、されど其父は、山寸とありて、姓は見えず、式に、大和國宇智郡荒木神社あり、大荒木森と云は是なり、さて兵範記の、久安五年の處に、木工允玉祖親宗と云ふ人見えたり、後の世には、此姓の人めづらし。)式に。河内國高安郡。玉祖神社。(今云この社は、今神立村と云に在て高安明神と云よし帳考に云り、)和名抄に。同郡玉祖(多未乃於也、)鄕。また式に。周防國佐婆郡玉祖神社二座。貞觀九年三月。周防國從四位下玉祖神從三位。と國史に見え。(日本紀略、康保元年四月、授周防國坐正二位玉祖神從　位、)○今云、此の社は、今大崎と云に在て、俗に玉祖と云、當國一宮なりと帳考に云り、)抄に。同郡玉祖(多萬乃於也、)鄕あり。と云れき。さて與田吉從云。式に阿波國名方郡天石門別豐玉比賣神社あり。此は神代紀。石屋戸段の一書に。玉作部遠祖豐玉者作玉とあり。此神を祀れる社なるべし。石戸を開たまへる時の物を作れる神なれば。石門別と云べしと云り。此考然も有べくおぼゆる由あり。其はまづ此神を女神なる由傳へたるは。神名祕書に。櫛明玉命。高皇産靈神女。栲幡千々姬命之妹也。と云る說も。古傳の有しを取て書けるならむ。と思はるゝに合せて。御鎭座本記に。太玉命櫛明玉命兄也。とも有に依て。深く考ふるに。彼天石門別豐玉比賣神社は。式に。同郡に並て。天石門別八倉比賣神社ありて。當國の神社帳に。二社ともに。名東郡(名方郡、寬平八年に名東名西と、二郡になれり、)佐那河内村と云に在て。二社を都て。今も天磐戸別社といふ由見えて。此天石門別八倉比賣神と申は。第百三十四段(天手力男神者坐于佐那縣、とある處、)に云へる如く。栲幡千々比賣命なるべく思ゆるに。此豐玉比賣神社のそれに並ひて。其に天石門別と申すこと。千々比賣命之孫也と云るに熟符ひ。(其は栲幡千々比賣命の、伊勢佐那縣に坐すを、阿波國の八倉比賣神社の在所をも、佐那と云を思ふべし、)はた富久てふ言は。もと玉を以て壽より出たる事なる由は。上(第三十六段、)に云るが如くにて。神壽詞は。玉を主として壽賀たる詞なれば。必玉作

氏の仕へ奉るべき事なるを。然に非で出雲氏の仕奉ること不審しく。故れ考ふるに。此は女神の裔の謂れに依て。此事を仕奉りがてに。出雲國造の。替りて仕へ奉る例となれるには非ざるか。(彼の諸國の舊家より進る種々の物は、各々某々の家々より、進れる例と見ゆるを、玉作の玉を進るのみは、式に、出雲國所進御富岐玉六十連云々、令玉作氏造備差使進上、と云るをも思ふべし。)さて此氏の本家は。女を主として。猿女。桂女伊勢織女などの例の如く在し故に。其裔のむげに少きも此故にや。また仁賢天皇紀に見えたる。玉作部鯽魚女が子に。麁寸と云は。決めて姓氏錄なる。大荒木命(また建荒木とも、また大荒田ともいふ。)にて。これ玉祖氏の祖なりけむを。鯽魚女が子と云て。其父をばたゞ住道人山寸と云て。姓の見えざるも。母の鯽魚女を主と爲つる故にぞ有べき。また櫛明玉命は。栲幡千々比賣命の妹なりと云傳へに依て。思ひ合すべき事あり。そは神名祕書に。太玉命。高皇産靈神子。栲幡千々姫命弟。櫛明玉命兄也と云へるは。正しき古傳とおぼえたり。然云ふ故は。下(第三十五段、)に云如く。太玉命と云名は。玉を著たる賢木を。捧げたるより負る名にて。(また太玉命の名義の考、師說と異なり、其は手向に太と云ふ稱言はいかゞなればなり、猶下に云を見よ。)姓氏錄に。天櫛玉命とあるも。同神なるに合せて。神名式に。大和國添下郡に。久志玉比古神社ありて。(此等の事、委くは第六十一段、太玉命の處に云べし。)廣瀨郡に。櫛玉比女命神社あり。(この社は、今辨天村と云に在て、辨才天と云とぞ。また伊豫國風早郡にも、櫛玉比賣神社ありて、齊衡元年三月從五位下を授け奉り給へり、此も同神なるべし。)これ櫛玉比古。櫛玉比女と。兄弟對ひたる名にて。(兄弟同名を、比古比女と對へ言る例、いと多かり。)これ太玉命。豐玉命の社なるべし。猶言はゞ。下に云る如く。彼賢木に玉を著けたるは。玉もて祝を主と爲つるなれば。其を造れる神の。これ奉る事に與るべきに。然は非で。太玉命の掌せることは。大手襷取懸てと云ひ。根掘、爲たる榊なるなどを思ふに。甚く力の入る事にて。女神のものし難き事なる故に。御兄の替

りてものし給へるなるべし。(彼出雲國造が玉を奉りて、神壽詞を奏すことも、此謂れに依る事ならむかも、また神代紀に、忌部遠祖太玉者造レ幣、玉作部遠祖豊玉者造レ玉といひ、姓氏錄に、天明玉命云々、造二作玉璧一以爲二神幣一と云るも、何とかや由有て聞ゆるをも思ふべし、)かゝれば姓氏錄に。高魂命孫。天明玉命と云へるは。傳の錯にて。太玉命の御兄に違ひあるまじくてそ。(また書紀一書に、伊弉諾尊兒、天明玉とあるなれども、殊に甚しき誤なりけり。

○門人。竹村たせ。樋口光信。岩崎長世等いふ。これの古史傳の。十まきといふ卷を。かく印本になしつるは。三栗の中つ山道。中津川のうまやに家をる。眞すげよし菅井の子光高。さて間秀矩い。同じ心につとめたるなり。

古史傳十一之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　孫　延胤　續攷

神代中三之卷

加此種種設備而。召天兒屋根命。亦名天思兼命。天布刀玉命而。令卜擬。生捕天香山之眞男鹿而。全拔其肩拔而放之。取天香山之天波波迦。燒其肩骨而卜合則。御宇良合謀矣。此者鹿之御卜之起也。

天兒屋根尊。天太玉命の御名の意は。下に云べし。○召は高皇産靈神の御前になり○令卜擬（本書に、令卜合麻邇那波。とあるを、字鏡に、擬設也、度也、萬加奈不、と有に依て、正字を書つ。）令卜は。兒屋根命に係り。令擬は太玉命に係れり。ては此時設け備へたる謀事の。大御神の御心に應ひて。出御べきや否やを。兒屋根命に卜相しめ。此事どもの。御心に應ふ兆の出たらむには。太玉命取持て。擬ひ獻奉れと令し給ふなり。（師云、字書に、擬揣度以待也と注せり、今も此意なり、今の世の俗に、萬事をふさねて執り行ふをも、また用脚を給をも、まかなふと云は、意のうつれるなり。）○眞男鹿は。牡鹿なり。（前には眞名鹿とも有りき、）眞は稱辭なり。顯宗天皇の紀に。牡鹿此云左鳴子加と有りて。師の言れたる如く。佐袁鹿てふ名は。常に多く云めれど。眞男鹿と云るは。他には見當らず。（佐も眞も稱辭に云るは、古言に例多し。）和名抄に。鹿和名加。私記云。牡鹿佐乎之加。牝鹿和名米加と見ゆ。（なほ同書、また字鏡などに、種々の說あれど、※此に要なければ言はず。）さて鹿は本の語は。決めて迦其なりけむを。加とも志加とも言ひ習へるならむと所思たり。其の由は。（下第百十三段、天迦久神の處。）に云べし。○肩和名抄に。肩加太。髆骬加太乃保禰とあり。肩を拔とは。其骨を拔き取るを云なり。

(さて加多と云名の義は、體の傍に在て、片端なる故に云なるべし、又此を燒て出たる兆を、カタと云ひ、しるしと爲べき形をもカタと云ひ、記臆にしるす圖をもカタと云ふ、みな肩より轉れる言なるべし、又語るのカタも、象より出て同言ならむ。)○天波々迦は。(古事記に、婆々迦と作るを、師說に依りて改ためつ、)師說に。和名抄に。朱櫻波々迦。(一云、邇波佐久良、)また木具の部に。樺木皮名。可ニ以爲一ㇾ炬者也。和名加波。(又云、加仁波。)今櫻皮有ㇾ之と見え。萬葉六に。櫻皮纏作流舟とよみ。古今集の物の名に。迦邇婆櫻あり。(源氏物語などに、迦婆櫻と云も是なり、)此れ等を合せて思ふに。此木の本の名は。波々迦にて。(後の世平假字の書どもには、多く波和加と書り、此も口にはさも讀べし、)迦邇婆は。皮の名なり。(加婆は、加爾婆の約まりたるなり、)さて皮を專ら用ふるから。迦爾婆櫻と、木の名にも爲れるなり。(かゝれば和名抄に、邇波佐久良とあるは、今の本加の字の脱たるヿと著し、古今集かにばざくらの注に、朱櫻とかけりと、顯昭が云るよく符へり、○今云近き頃世に出たる本草和名に、櫻桃一名朱櫻、胡頽子云々、和名波々加乃美、一名加爾波佐久良乃美とあり、此書は、和名抄に引れて、深江輔仁の錄せる物なり、師の和名抄に、邇波佐久良とあるは、加の字脱たるならむと云れつる考、よく符へり。)さて此に此の木を取るは。皮を燃して。彼の鹿の肩骨を灼む料なり。(漢籍五雜俎と云ものに、樺皮燃ㇾ之易ㇾ燃而無ㇾ烟也、と云へり、)と有り。なほ信友が說に。この波々迦と云木は。まづ龜卜の書どもに記しあるを。集めて記さば。常の櫻にあらで。花形四つありて。(常の櫻は、花形五つあり、)犬櫻と云物なり。夫木集(俊賴卿の哥、)に。「山蔭に瘦さらぼへる犬櫻。追放たれて引く人もなし。」と詠れしは。此名の歌に見えたる初めか。また加婆櫻と云名を詠るは。新撰六帖(衣笠右大臣の歌、)に。「比津川の岸ににほへるかば櫻。ちるヿそ花のとぢめなりけれ。」とあり。(此は今の世もする如く、此皮を以て、櫃などをとぢたるより、其緘と、春の花の終とをかねたるなり、)或說に。犬櫻はナデムの櫻とも云ふ。(仙臺の府內

の譯に、桑折と云地の寺に、ナデムの櫻と云あり、犬櫻なり〕ナデムの櫻は。南殿の櫻なり　松岡埴鈴云く。こはカバ櫻と云ものにて。本草に樺と有るものなり。此木山城の祇園の林に多く有りと云り。さて此木の皮を。醫の藥に、燒ても用ひて。樺皮と云ふなるが、今云く、よく食毒を下し、腫物をおすなどの功あり〕其を見るに。紙の如く薄き皮の幾重もあり。此頃は。其を短冊と云紙の代りに製りて。市にも商へり。此木を若狹などにては。加邇波とも。加邇波櫻とも云て。波を和の如く音便に云り。名の義は。皮櫻なるべし。加邇波とは。加波てふ言を。緩く云へる調に。さも云ふならむ。(後の世には、加牟波と云べき言の狀なり〕さて此の木。木曾山に多く有て。樺と云。常に此れを炬とするに。最よく燃て。大方の雨風にも滅ること無く。皮を集めて束ねたるは。殊によく燃るとぞ。是に依て思ふに。下に引る式の文に。卜料婆々加木皮とあれば。古へは皮のみを集めて用ひたるなるべし。和名抄にも。樺木皮名可以爲炬者也。とあるをも思ふべきなり。(五雜俎に、燒之易燃とあるは叶へど、無烟と云るは、己れ試みつるに、油烟多きものなり、唐國なるとは、烟の有無は異なるなるべし〕また對馬人の云ふ波波加と云は。ダラの木とも云ふ。此木の皮をよく乾て。火をつくるに。よく燃る物なりと云へり。こは按ふに タラと云るは。波々加の一名には非で。薪の柴をいふ總名なるべし。但し和名抄に爾雅を引て。桵小木。叢生有刺也。和名太良とあるは。これも一種の木に當たるなり。(また天武紀に、莿萩野とあるを、タラヌと訓る莿萩は、荊萩の寫誤にて、小木の義に取て書れしなり、此の二字、字書に考るに、然も用ふべきなり〕されど若狹の山里人の。薪柴を刈束たるを。ヘンダラと云も。干多良の意なるべく所思ればなり。然れば對馬人の。波々加をダラと云も。もとは燒木の柴を云名なるを。一種の上にのみ移して。專と云ひならへるか。(また龜策傳に、灼以荊云々、とあるを見て、やぶ醫などが、さがしら云けるにも有べし〕さて神祇式に。年中御卜料波婆加木皮者。仰大和國有封社令採進之。(齋宮式にも、波々可

五枚と見ゆ。）とあり、此の有封の社に仰せて採進しむと云こと。甚々心得がたし。さるは有封の社とは。（後紀（弘仁三年五月三日の處。）に。制有封神社者。神戸修造。於無封社無人修理。自今以後宜令禰宜祝等修造と見え。三代格貞觀官符に。其祠神則貴而有封。其裔神則微而無封。など有るを思ふに。神封ある社を。ひろく云こと、聞えたるに。唯に有封の社より採ると云ことは。甚も心得がたき事なりかし。此に依て考ふるに。有封の字は寫し誤にて。穴吹また笛吹などの誤には非ざるか。（されど、字の體は、甚もの遠し。）然言ふゆゑは。宮主口傳抄（御卜始の儀の處。）に。宮掌進波々賀木。此木宮掌自大和國笛吹社請取也。（また奥儀抄にも、笛吹社より奉ると見ゆ。）とあり。此社は。神名式に。大和國添上郡。笛吹神社と云あり。（今の印本には、穴次とあり。また一本には、穴吹とあり、今は度會延佳が、舊事紀の首書に引る本に依れり。穴次、穴吹ともに誤なることは、字は其如く作れども、訓は何れもフエフキとあるにて著し、また文明十一年の古寫卷、大和國東大寺戒壇院神名帳に、笛吹大明神と有て、フエフキと假字を付たり。）此れなるべく所思ればなり。大嘗會式に。歌人二十人。歌女二十人。楢笛吹十二人とあるは。奈良なる笛吹を召たりしなり。（奈良は添上郡にあれば、此處に笛吹等の住たりしこと、此社に由ありておぼゆ。）さて笛吹神と申すは。誰の神ならむと考ふるに。姓氏錄（河内國天孫。）に。笛吹連火明命之後也と有て。次に吹田連火明命兒。天香山命之後也とあり。（一本に、次田とあるは誤なるべし、今も吹田氏の人有るなり。）河内は。大和に隣國なれば。笛吹氏は。大和より出て。河内にも移り住るなるべし。また次に吹田氏ありて。其下に云へる。天香山命の名は。天上なるにも。大和なるにも通りて。天香山に由有て。負ひ給へる名と聞え。また或書に。笛吹神は。建多乎利命を祭れるなりと有り。（今云、この或書は、和漢三才圖會を云へるか。）此命は。姓氏錄（左京天孫）に。竹田連の祖に。武田折命と書きて。火明命六世孫なり。（天孫本紀にも、六世の孫にあたりて、建多乎利命、竹田連祖とあり、

なほ此氏の事は、第四十六段の末に、云るをも合せ考ふべし。）此の命の名。竹手折といふ言にも聞ゆ。笛の員を數ふるに。一ト枝二タ枝と云へり。斯て笛吹氏とも同祖なるは。由有げなるを思ふに。既く天上にして。卜事の時の火の事に。與り給へる古事の有しが。傳への洩たるにや有らむ。天孫本紀の傳へによるに。火明命。天神御祖の詔を稟て。河内國河上の哮峯に天降り。また大倭國鳥見白庭山にうつり住み。長髓毘古の妹を娶りて。宇麻志麻治命を生給へり。天香山命は。天上にして生れ給へる子にて兄なる由見えたり。（今云。此は天火明命と、櫛玉饒速日命とを、一神と為たる。天孫本紀の傳に據て云る說にて、實に然ることなり、其予が考は。第四十六段に委く云り。）此等を集めて考ふるに。火明と申す稱も。火に由ありて聞え。河内より大和に移れりとあるも。其に上に云る事どもに由あり。さて鳥見と云處は神名式に。添上郡に。登彌神社あれば。（今云。登彌神社は、今木島村と云に在りと、帳考に云り、姓氏錄に、登美連、速日命六世の孫。伊香我色乎之後也とあり、なほ此事は、神武天皇の卷に委く云ふべし。）其邊の地なるべきに。同郡に。穴吹神社あるも。由ありと云るは。凡て然る說にて。天香山命は。決めて此時に。波々迦火の事また笛をも。此命の吹給ひけむかし。然るは此時に。笛吹く事も始まりたる事は。下に見えたるが如くなるを。此命もし其事を掌給はずは。御裔の笛吹氏を負べき由はあらじかし。然れば此命の御裔の一派。この時の由緣に依て。笛吹氏を稱り。笛吹神社を守り。（此社は、決なく天香山命なるべし。）凡て笛吹を掌たりし故に。笛吹連の加婆禰を賜へるなるべし。（連は群主にて、其群を主る職號の加婆禰と為れるなること、上に委く云るが如し。）大嘗會式に。擧笛吹とあるは。其部の笛吹等なるべし。（今も奈良に笛吹を始め、樂人の住ることは、此の謂れに因ることならむ。）さて後の世までも。波々迦を笛吹社より進る事も。此時の由緣に依ることは。云ふも更なり。（そは木國鳴神社より楯桙を進り、阿波國忌部神社より、木綿麻を進るなどと、同例の故實なり、此等の例を合せ考へて、笛吹社

より、波々迦を進る例の、有べきことわりを辨べし。)○燒二其肩骨一而卜合則。師説に。卜合の二字を宇良閇と訓べく。其は卜令レ合の意なること。上に委く云るが如し。(今云、こは第七段、於二太兆一卜相而、とある處に注しつ。)さて上つ代の卜は。凡てかく鹿の肩骨を用ひられたり。龜を用るは漢のを學べる後のことなり。(崇神紀に、命二神龜一云云などあるは、唯々文章に書るのみにて、實は是も鹿を用ひたるなるべし、然るに釋紀に、龜兆傳と云ふ書を引て。龜卜の神代よりあることの起りを、事々しく云へれど、彼書は、古へより傳はれる鹿の卜を廢て、龜卜を普く世に用ひしめむ爲に、作れる虚言にて、古書に非ること著し。さて逐に鹿は廢れて。もはら龜をのみ用らるゝ事になれるは、甚も哀きわざなりかし。式などにも、卜の料には、龜甲のみ見えて、鹿骨は凡て見えず、そのかみ既く絶けるなるべし、さて龜になりても、波々迦をば、昔の如く用ひたりと見ゆ。)萬葉十四に、武藏野爾宇良敝可多也伎云々。(可多也伎は肩灼なり、彼國豐島郡に。占方と云鄕の名も和名抄に見ゆ、○今云、此の歌のことは、猶下に信友が説を、委く記すを見るべし。)かゝれば鄙には。やゝ後までも鹿卜の殘れるにやと有り。(但し鹿卜の事の、なべて鄙に殘れるには非ず、東國にのみ後までも、鹿の卜を用たりしこと、予別に考ありて、下の常陸卜部の處に委く云べし、)そもそも太兆の事は、上に見えたる如く。別天神たちの始め給へるなるを。(第七段、於二太兆一卜相而の處、合せ考ふべし。)其始は何を以て。何樣にして。卜へ給へりと云ふことと。曾て知べからぬを。此の波々迦の火もて。鹿乃肩骨を灼て卜ふる法は。此時より起れりしことと決なし。さるは此時の招禱事の物を。悉く香山より取れることは下に取總て云が如く。最も幽妙なる由縁ありて。八意思兼神の深く思ひ遠く慮りませる御心より出たる事なるを。彼山はしも。火之迦具土神の御骸の化れる山にて。此山に。鹿の住居ることも。上(第十六段)に云へる如く。獸てふ獸の多かる中に。此獸は。火神の御骸に生り坐る。山神の御末なるに因てなるなどを。思ひ合せて知らるゝなり。(彼の別天神

たちの卜へ給へる時は、いまだ香山は無りし以前なるを以て、彼時の太兆は、鹿卜ならず、鹿卜の起原は、かならず此時なるべき事を思ひ明すべし。）さて上文に。高皇産靈神の。兒屋根命を御前に召て。卜事を仕へ奉るべき由を令給へるよし見えたれば。卜を爲ることの原は。産靈神の御心に出たるなれど。此事に鹿を用ふることは。此時思兼神の入意より出たる事になむ有ける。（そは童蒙抄の元文に、思兼神、ふかくはかり、とほくはかりて、天のかで山のしかを、いけながらとらへて、そのかたをぬきて云々、と有をよく思ふべし。）かくて此時より鹿の肩骨を灼て、卜ふる事と定まりしかども。稱は本よりの儘に。太兆と云へりしなり。（太兆てふ事の由は、第七段に委く記たりき。）其は下（第百卅九段、）に。天兒屋命者。主神事之宗源者也。故以太兆之卜事傳仕奉矣とある大兆は。鹿の肩骨を灼て。卜ふる法なるを以て曉るべし。（此文の事は、第百卅九段に、委く注すを見べし。）上古の重き御卜は。都て此卜法にぞ有ける。（そは其事の出たる處々に云を見るべし。）さて

後に此の鹿卜を。龜卜に換たること。また其卜ふる狀などの事も。信友が正卜考に具に記し辨へたるを。今此に要とある事を摘て云はゞ。兒屋根命の御裔の。次々此事に仕奉れりしを。十四世の孫雷大臣命の。神功皇后の御世に。百濟國へ使はされたるほどに。傳を受て歸り。對馬國に住居れしが。其れより遙後の世に。漸に弘くなりて。鹿卜に換らるゝ程に。用ひられたるなり。（今云、此の考なほ委くは仲哀天皇の卷、雷大臣命の處に注すを見るべし、師說に、欽明天皇十四年、百濟に仰せて、卜書曆本を献らしめ給ひしこと、書紀に見ゆ、この頃よりや、漢風の卜を用ひられけむ、と云れしは委からず。）そもそも上つ代は。人の心大らかに。正しく淳直なりければ。鹿卜法を守りて。肩骨の。かの平處を灼て。其の燒目の狀に依て。兆を卜合定めたりと思はるゝを。漢國の龜卜法の。たまたま此方の卜法に似かよふ儘に。其を眞似びて。鹿の肩骨を龜甲に換て後、漸々に漢國の龜卜術を取添て。（末つひに、例の漢意に奉りたる人の、漫に彼の國ぶみどもの說を、これやかれ

やと取混へ、例の陰陽五行の道理ざたのみになりて。）大凡はそれに變り。太古の正しく大らかなる卜法の趣は。みながらにかき混れて。既に世の間に。廢絶たるが如くにさへなれりと見ゆるを。たまく對馬國の。卜部家に傳はれる卜法なりとて。少づゝ書留たる物の。世に散ぼへるを。三ツ四ツ見わつめて。古に證し考ふるに。然すがに其中には。なほ古傳の鹿卜の趣もぞ遺れりける。（大方中ツ世よりの風俗として、たまく遺れる大古の傳へごとなどを、甚く祕め藏して、終に私ものの如くして。今の世に絶たりと聞ゆる事のあるは。甚もく嘆かはしき事にこそ。其はまづ對馬人。藤原齋延の記し傳たる傳書。（此は元祿九年五月に記せる由の奥書あり。この齋延の通稱を、藤佐助と云りしとぞ。當時にしては、古學の志深かりし人と聞えて。古書どもの奥書にも其名見え。これかれ論へる事も見えたり。）また其口授の書どもを合せ考へ。古へに符へりと思ふ限りを。大略記さば。卜事を擬ふ人。まづ前七日の齋して淸まはり。（これ古き典どもに、重き神事には、必七日の齋したりけむ、と思はるゝ故實に符へり。）さて卜庭神を迎へ奉り。（卜庭神とは、太詔戸命、櫛眞智命にて、其れやがて兒屋根命に坐すなり、此事は下に云り。）當日になりて。卜庭に居て。龜甲波波迦木。また卜事に用ふる。外の品々をも持て。卜庭神に祝詞を申し。（此は今云々の事を卜ふに、正しく卜へ定めさせ給へ、と云ことを告るなるべし。）次に神降の詞を讀み。（こは太神宮年中行事に見えたる、神降の御歌の類なるべくおぼゆ。）さて波々迦木を。かねて長さ四五寸ばかり。箸の太さに作りおけるを一本。熾りたる火の中へさし入れ。燃しつけて。其れを吹滅し。龜甲の裡よりさすなり。斯てその燒ひゞきたる火坼を視て。卜ふる事にて、其の火坼を兆とは云なり。（神祇令義解に、兆者灼龜縱横之文也、と云ひ、同く集解に、灼驗爲兆と云へる、即これなり。）凡ての法は。その火を指す時に此事斯有ば。兆形云々ならむ。此事然らずば。兆形云々なれ。と請祈てトへたる狀なり。（今云卜を爲る時に、此如請祈ぐことは、やがて誓の意ばへに異なる事なし、されば此の誓

言は、卜のあたるあたらずを知る事の中に、太じき事なれば、よく／＼認めて申すべき事にてそ。）また占法は。まづ大抵大嘗會などのとき。國を占ふは。本より近江國と定めて。兆凶なれば。また美濃國と定め。兆吉なれば。美濃國を用ふと云ひ。また日記どもを考ふるに。災の有につきて。其の神の御心を卜問に。はじめ云々の事は。誰神の祟。また何方角に坐す神の祟にて。云々の事を咎め給ふにか。と云事を定め置て卜ふに。卜に出ざる時は。また。更めて卜合たる趣に見え。また御體の卜は。今より何頃まで。平穩に御座べきか。御藥の事などは有まじきにやと。是も同じ趣に卜へたる事と見ゆ。（煩はしければ、本文をば引出ず、さる書どもに、心を著て見るべし。）然れば何事にまれ。大旨此狀もて卜ふる事と聞えたり。（漢國などの卜法の如く、己が智もて、兆を判斷り知ることなどは、正き神の始め給へる卜法にあるべき事かは、熟々古を考へ思ふべし、後の世にも、漢國の卜法に依て、よく卜合て知る者あれど、そは獨だちたる上の、唯々少け事、または戲に等き事を、卜合知るばかりの事のみにして、神の御心に依れる世の中の重き事は、知こと能はざるべし、かにかくに人の智もて、神の御心を判斷り卜合ふる事は、正き神の始め給へる卜法には非じとぞ思ふ。）さて卜へ竟て神揚の祝詞を讀て。卜庭を退くこととなり。と云り。（なほ委くは、正卜考に見えたり、今は其百ちが一つの、此に要とある處々を摘て記せるなり、さて神揚に申す祝詞も、今傳はらねど、大凡は、大神宮年中行事に見えたる、神揚歌の狀なるべし。）是にて大兆卜の狀は。始て伺ひ知られたり。但してこの。記し出たる卜法の式などは。此時の故事を本として。神代を過て後の。いと上つ代に定め給へるなるべし。（其は卜庭神と云は、此時の卜術を擬ひ給へる、兒屋根命のことなるを、此神を卜の神と定めたるは、決めて神代を過て、後なるべき理なるなどに準へて、かくは云なり。）さて此段の卜合は。師說に。思兼神の謀て思ひ得たる種々の事の。可否を先づ卜問ひて後に。定め行はむとなるべし。凡て上つ代は。萬の事みな然有き。と言れたるもさる事ながら。猶

てまかに思へば。其の設備へたる謀事に。果して天照大御神の感坐して。出御べきや否やと。直に大御神の大御心を。問ひ奉れるなり。(其由は下にいふ。)然れば彼の骨を灼く時に。決めて此の謀事。大御神の御心に應ふべくは。火坼云々の兆に現はれてむ。御心に應ふまじくは。火坼云々の兆に現はれてむと。宇氣比てトへ坐けむこと。上に記せる。信友が說と合せ考へて。曉るべし。○御宇良合レ謀矣。(こは本つ書に、みうらたばかりにかなひ、と有しを、文に作るなり、うらと有にトの字を書を、宇良と假字に書るよしは、下に云ふ。)御宇良は御トにて。ト事を尊びたる辭ならむ。かとも思へど。なほ御心の義主とありて。此は大御神の御心を云る中に。御トの義も籠れるなり。(故れ假字もて宇良とは書り、トを宇良と云ふは、心の義なること、第七段に注せる如くなれば、此なる御宇良も、大御神の御心の義には有れど、やがて御トの義も、其中に籠れることをよく辨ふべし。)其は上の件のごとく。肩骨を灼てト合たりしかば。其の設備へたる謀事どもに感て。出御す

べき御心の、兆に出たる由なり。此術に依ては。か〻心裡の麻邇摩邇。兆に現はれ知らる〻故に。太麻邇の宇良事とは云ふなり。(第七段に注せる說どもに、引合せ見てよく辨ふべし。)さて此段のト事のことを熟思ふに。天照大御神。かたく岩屋戸を刺て隱り御坐せれば。八百萬神たちの。かく謀ごち給ふことは。露ばかりも知し看さず。(そは次の段に、宇受賣命の俳優の聲を聞看して、怪みまし、又御鏡を御覽はして、彌々奇み給へるを思ふべし。)然ればこのト問はれ給ふときは。其設備へたる事物に。感給ふ御心の有ざりしは元よりにて。御心を問はれ給ふとしも知し看さぬことは。云も更なり。然るに其の設備たる事物をもて謀行ひたらむ時に。感出御べき御心の。未然に兆に現れ給へりしは。別天神の初め給へる。太麻邇ト事の。いとも奇靈なる所なりかし。(但しかく未然に事物を知ることは、大兆のト事のみならず、古へより有來し種々のト事、また漢國の易トなども、同じきが如くなれど、其級の尊卑を云はゞ、天地を始めまし〻神の御所業と、狐神の奇き所爲との

差別の如くになむ有ける、なほ易卜の事は、別に委く考へ記せるもの有り〕此卜事に依りては。かく無上至尊き大御神の御心をさへに。伺ひ察り奉らるれば。熟認めたらむには。誰の神の御心か。此事に依て伺はれざらむ。熟く習ふべし熟思ふべし。〔また是に就て思ふに、測がたき神の御心をさへに、此事に依ては、かく詳に察り奉らるゝを、まして人の心裏の察らるゝ事は云ふも更なり、然れば人としては、成るべき限り、心は清々しく、穢き心は裏におかじと力べき物にてこそ、其は吾は知らざらむを、もし物知人の卜問たらむに、彼の穢き心の隱しあへず、顯れたらむは、甚も恥かしき事ならずや、中つ世今は、世に率られて、自づからに、人草なみの汚き心持たらむには、其を祓ひ終なむ事の甚難き事には有とも、人ならはめや、神ならへと云ふ、古語の意を、忘れざらむやうこそ有らま欲けれ〕さて古歌に。正しき鹿の肩骨を以て。卜合たる事を詠るは。萬葉十四。武藏歌に。「武藏野爾宇良敝可多也伎麻左低爾毛。乃良奴伎美我名宇良爾低爾家里。〔可多也伎は、師說の如く肩灼、麻左低は眞定にて、歌の意は、武藏野にして、鹿乃肩を灼てトるに、いまだ心裡戀のみして、見くは告ざりし妹が名の、卜に合ひ、兆に出て、逢べき祥なる由を悅べるなり、さて武藏野にて、鹿卜を爲つる事の由緣は、第六十段に云ふべし〕また十五の卷に。新羅へ遣さるゝ雪連宅滿が。壹岐島に到りて。鬼病に遇て死去けるを詠る挽歌に。由吉能安末能保都手乃宇良敝乎可多夜伎弖。とある可多夜伎も。同く肩灼にて。鹿卜なるべく所思ゆ。〔また此歌なるは、兆灼の義ならむも知べからず、よく本書に依て、思ひ辨ふべし、此こと記傳八の卷三十二葉にも論れたり、合せ見るべし〕また奧儀抄大江匡房卿の歌に「香山乃波々加がしたにうらとけて〔神祇百首に引るには、卜問し、と有り〕肩ぬく鹿の聲きこゆなり。〔堀川百首には、妻こひなせそ、とあり〕と詠れしは。此の故事を思ひてなるべし。〔うらとけては、心裡に卜をかけて詠れしなり〕さて鹿の肩を。龜の甲に換たりし時代は。何の頃よりと云ふことは詳ならねど。萬葉十六に。車持氏の娘子が戀レ夫歌に。

卜部座龜毛莫燒會。と詠るなどぞ。龜卜の事の。歌に見えたる始めなるべき。（今に龜卜の事見え、古語拾遺に、孝德天皇の御世白雉四年に、令レ掌ニ叙王族宮內禮儀婚姻卜筮事一、夏冬二季御卜之式、始ニ起此時一とあり、由有べし。）かくて後には。此卜法のみ弘くなりて。鹿卜の事は。神祇百首に。「小男鹿は忘れもやせむ問ふてとの。肩ぬく卜の道のはるけさ。と詠るは。實に然ること、思ふばかりに廢たるは。甚も慨き事にてそ。（あな可畏、世にあらゆる萬の事物、神の御心、神の御業に漏ると云ことなきは、今さら言ふまでもなきを、其御心御業の知られざる時は、少かもさかしらする事なく、此事に依て、神の御心を問奉り、其御心の兆のまに〳〵行ひ給ふぞ、皇美麻命の世を政ごち給ふ、古道の本つ御定めなりける、故れ上つ代に、物知人としも云るは、太兆の卜事を知れる人をいふ稱になむ有ける、其は風神祭の祝詞をよみて知べし、さる御政事の宗源とある事の、既に廢れ絕たるが如くなり來しを、再行はるべく考へ集たりし信友が功も、愛つべき事にぞ有ける。）扨卜料に。鹿の骨を用ふる因緣の。かくも有むかと思ひ得つることは。上に云るを。なほ此獸のこと。信友が考へ集たる說に。鹿は獸のあるが中に。いと上つ代より聞えて。古事記に。卜の料に用られたる文に。眞男鹿とあるは。牡鹿なり。眞は稱辭にて。また佐袁鹿とも云り。（佐も眞も、稱辭に云るは、古言に多し。）和名抄に。鹿は（音祿、）和名加。牝鹿曰レ麀（音家、）日本紀私記云。牡鹿佐乎之加。（顯宗紀にも、牡鹿此云ニ佐鳴子加一とあり、）牝鹿曰レ麀（音憂、）和名米加。（其子曰レ麑和名加吳、）と見え。（鈴屋翁云、萬葉集中に、鹿の字は皆加と訓べし、之加と訓ては、いづれも字あまりて調わろし、之加には必牡鹿と、牡の字を添てかけり、心を著べし、鹿の一字を、之加と訓て宜きは、集中わづかに一ッ二ッなり、と說れつれど、ては鹿く見られたるなり、いと多くあり。）神代紀（石屋戸段の一書、）に。眞名鹿とある眞名は。稱辭なり。愛子を眞名子。（萬葉、また出雲風土記にあり、神壽詞には、日眞名子とあり。）と云ふも。稱辭なるを思ふべし。（小石をマナゴと云て、萬葉に、眞

名子、摩奈胡など書るを、稍後には、マサゴと云て、歌にも詠り、然ればナもサも稱辭なり、小石をマナゴと云も、石のマナ子なる由なるべし、龜兆傳に、白眞鹿と云るは、書紀に依て、それに白と云言を添たるならむ、さて此獸を、後の世に、カセギとも云へり、此は西行法師が歌などより見えたり、煩はしければ考へはいはず。)さて正しと云言のマもサも稱辭なるを、疊て、誤違ふこととなきを稱たる言なるべし。(トの違なきを、トマサと云ひ、またマスラと云も正トなり、○篤胤云、丈夫をマスラヲと云は、正心男にて、則サウを切めてスなり、益荒と書くは借字なり、此語は、別に委く考へ記せる物あり、さて龜のマスラは、龜の正心男なり。)これに就て思ふに、所レ殺迦具土神ノ於レ頭所レ成神名ハ 正鹿山津見神とある。迦具土の香山にかよひ。正鹿の眞名鹿にかよひて聞ゆるは。由ありげなり。(今云、こは實に由あることとなり、其の香山の迦具土ノ神に由ある事は、第十五段にいひ、正鹿山津見ノ、鹿に由ある事は彼處にも云ひ、なほ第百十三段、天迦具神の處に委く云ふべし。)さて鹿は獸のあるが中に。上つ代より聞えて。古の世々に奇き故事の聞ゆるは。殊に奇しく。神なる獸なるが故なるべし。萬葉十六に。藥獵仕へ奉る時に。爲レ鹿述レ痛作之歌に。鹿を獵ことを、藥獵と云は、其宍を賞るが故なり、後に豬鹿をシシと云ひ、宍獵と云もこれなり、古は天皇にも、此肉をめで聞し食たるなり。) 梓弓矢手ばさみ云云。しゝ待つと吾が居るときにさを鹿の云々。王に吾れは仕へむ。吾が角は御笠のはやし。吾が耳は御墨の坩。吾目らは眞澄の鏡。吾爪は御弓の弓弭。吾毛らは御筆の料。吾が皮は御箱の皮に。吾宍は御膾はやし。吾肝も御膾はやし。吾美義は御鹽のはやし。云々とあり。(如此ばかり用ふる狀を詠るに、肩を卜に用ふる由を詠ざるは、思ひ寄らざりしにや、既にその頃は、普く卜へには用ひざりしに依て、知らざりしにや有む、今云、上に引る神祇百首の、さをしかは忘もやせむ云々、思ひ合すべし。)おのれ既に。山里人共の物がたれるを。彼れ此れきゝ置つるやう。鹿は獸のあるが中に。其性直く大らかにて。親子牝牡の感いと厚く

(鹿の妻戀ふてとは、古へより感かりて、歌にも多く詠なれたり、今云、此事委くは、仁德天皇の卷、夢野の鹿の處に注ふべし、)また疎略なるが如くなれど。敏く殊れて聽く。(朝野群載なる中臣祭文に、八百萬乃神等、佐乎志加乃、八御耳乎振立天、聞食止申とあるも、由ある事なり、○今云、此事なほ委く論ひたるを、其は予が大祓の詞再釋に注べし、)本草てふ漢籍に。靈獸なる由云へるも。由緣ある説にて。いづれにも神代より在聞えたる。奇しく神々しき獸にぞ有ける。と云り。(なほ此獸の事に就ては、予が思ひ得たる事等も有を、そは此獸の事の出たる、)(其處々に云ふべし)

於是天兒屋根命。以天香山之五百枝眞賢木。根許士爾許士而。於上枝。取著其天明玉命之所作之八坂瓊之曲玉。於中枝。取繋其天香山命之所作之八咫鏡。於下枝。取垂其天日鷲命之所作之由布而。此種種之物者。天太玉命。取持太御幣而。天兒屋根命。太祝詞言禱白而。神祝祝之。

根許士爾許士而は、御紀に。拔また掘とも見え。師云。古語拾遺には、掘字を書て。古語佐禰居自能禰居自と見ゆ。(今云、佐は稱辭にて、根掘之根掘なり、萬葉八に。「去年春伊許自而植之吾屋外之若樹梅者花咲爾家里。(拾遺集に。去し年根こじて植し、と直して入たり、)古今六帖に。「秋の野は根許士にこじて持去とも[illegible]の種は遺しやはせぬ。など詠て。根ながらに掘取を云。俗にいふ根引にするなり。(物をこじると云俗語も、是よりぞ出つらむ、)とあり。さて前に取れるは。八十玉串と有を思ふに。蘂葉のふさやかなる枝を取て。齋場に揷立て。飾と爲たるなるべく。此なるは。鏡玉などを著べき料なれば。殊に大きなるを根掘取れるなるべし。(さて此は。誰れの神の取れりと云ふことは言はねど、上文に准へて思ふに、山雷神なるべし、)○上枝。中枝。下枝は。師云。譽田天皇御

歌。また雄略の巻三重婇が歌に。本都延。那加都延。志豆延とあるに依て訓べし。(下枝は、彼婇が歌の中に、三たび出たる、二つは志豆延といひ、一ッ志毛都延と云り、今は此れ彼れ多きに依れり、また萬葉などにも、本都延、志豆延と多くよめり。)此枝の上中下に就て、著し物の貴卑を言ふは。餘り言痛し。たゞ尊き卑き由ならでも。玉は上に。鏡は中。和幣は下に著て。宜しかるべき物のさまなり。(中を尊ぶなど云說は、殊に漢意に諂ひたる強言なり。)○其八坂瓊之曲玉。(其の字は私に加へつ、下なるもしかり、此は必此の字あるべき處なればなり。)さて曲玉。鏡。和幣。みな上に注へり。(○取著は。師云。萬葉三に。奥山乃賢木之枝爾白香付。木綿取付而。(今云、世に麻を白髮と云こと此歌に依るに、古よりの傚ひなりけり。)また十七に。之良奴里能鈴登里都氣底。などもあり。○取垂。師云。皇極紀に。折取枝葉。懸掛木綿。云々。万葉六に。木綿取之泥而。(また九に、齋戸爾木綿取四手而忌日管。)延喜六年日本紀竟宴。得太玉命。物部安興歌に。「此佐嘉多能阿麻豆流阿美乎伊能睹度曾。要多母須惠々儞奴佐波志弖氣留。などあり。垂を志殿と訓は。志陀禮を約めたる言なり。(陀禮は殿と切る、)孝德紀に。垂此云之娜屢。萬葉十に。垂柳。十一に四垂尾。など有もて知べし。志陀留は。實垂の意なり。(萬葉に、竹玉乎繁儞貫垂などあり、)さて此垂てふ言多理多流など云は。自然るなり。多禮多流々なとは。物を然するなり。(多禮は令垂、多流々は令垂なり、凡て活言は、皆この差別あることぞ、)されば志陀理と。志陀禮とをも。此の差を以て別べし。(右の柳また尾などは、自垂物なる故に、志陀理と云、)此は物を垂らせたるなれば。志陀禮を約めて志殿と云なり。(後の世に、四手と云物は、此用語を體の語にして、名とせるなり、)採物歌に。「賢木葉に木綿取垂て誰か代にか。神の御諸と齋ひそめけむ。(二の句、拾遺には、ゆふしでかけてとあり、)拾遺集に。「石上ふるや壯士の太刀もがな。組の緒垂て宮路通はむ。○此種々之物者。景行天皇紀。仲哀天皇紀などに。賢木の枝に。鏡劔玉を著て天皇命に獻れる事の有は。此の段の故事に

依れる。古への禮儀なり。(此こと委くは、第七十九段、須佐之男命の、大御神に叢雲劒を、進り給ふ處に注ふべし。)さて中昔までも。人に物を贈るに。多く木草の枝に著たりしも。師說の如く。此段の榊の枝につけたる故事より。起れることなるべし。○太御幣。師說に。和名抄に。幣美天久良。靈異記に。幣帛美天久良などあり。太は稱辭なり。(また宇豆乃幣帛。大幣帛、伊都幣帛、安幣帛乃足幣帛なども云り。)美豆具良は。何物にまれ。神に獻物の總名なり。諸祝詞などを見て知べし。名義は。まづ古へ神に獻る物。また人に贈りなどする物を。凡て久良と云りと見ゆ。(後の世の語に、人に物を與ふるを、久流と云も、是より出たる事なるべし。)其は古事記に。千位置戶とある位。(今云、位の字を書るは借字なり、故れこの史には、座の字を書つ。)また貞觀儀式大嘗祭條に。倉代十輿。(代は寶にて、即其物を云。)續後紀一に。國造出雲豐持等。奏ニ神壽一。幷獻ニ白馬一匹。生雉高机四前。倉代物五十荷一。(此の國造神吉事を奏す時、白馬鵠と共に、劒鏡をも献りし例、神龜三年の紀に見え、また五種神寶雜の物を献りし例、天長七年の紀に見え、また彼の神賀詞に、白馬白鵠の外に玉、横刀、鏡など献るよし有れば、此倉代物とは、かゝる種々の物をすべ云なり。)などある倉これなり。(倉の字も借字なり。)さて美豆は御手にて。後に天皇命の。御手づから神に獻り給ふ物を。御手久良と云ひ習へる。其名を始へも廻らして。此段にも然云へるなるべし。(今云、此外に言れし說あれど、信がたく所思れば、此には漏しつ、記傳八の卷見るべし。)蜻蛉日記に。美豆具良一夾二夾とあるは。絹布などを串に夾みて。奉るを云なり。(大神宮年中行事に。祭幣者長串用レ紙挾也)○取持而。師云。凡て御幣を取持つことは。此時の例の隨に。後の御代々々まで。忌部氏の職業なり。次に引る書どもに洽く見ゆ。また神代紀下卷に。使下太玉命以ニ弱肩一被ニ太手襁一而代ニ御手一以祭上此神者始ヨ起於此一矣。(此神とは、大物主神なり、また代ニ御手一とは、皇美麻命に代り奉て、御幣を取持つを云なり、御手とも云に心を付べし、ただ代りて祭るとのみ見るは精しからず、)また祈

年。月次。大嘗等祭祝詞辭別にも。忌部能弱肩に。太多須支取挂氏。持由麻波利仕奉禮留幣帛乎。神主祝部等受賜氏。事不過捧奉登宣と見ゆ。諸の御幣を造り備ふることも。此氏の職なり。書紀に。忌部遠祖太玉者造幣云々。古語拾遺に。宜令太玉神率諸部神造和幣。(これは和幣と書たれど、諸物を云り、和幣に限らず、)また令天富命率日鷲命之孫云々。殖穀麻種云々。天富命更分阿波齋部率往東土。播殖麻穀。云々。また令天富命率供作諸氏造作大幣。(天富命は、太玉命の孫なり、)四時祭式に祈年祭云々。前祭十五日。充忌部八人。木工一人。令造供神調度。など見えたり。○太祝詞言。師説に。萬葉十七に。中臣の敷刀能里等其等いひはらへ。書紀に。使天兒屋命。掌其解除之太諄辭。(太諄辭此云布斗能里斗)大祓詞に。大中臣。天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮。これらは祓除に宣るを云り。また月次祭祝詞に。天照坐皇大神乃大前爾申進留。天津祝詞乃太祝詞乎云々。鎮火祭祝詞に。如横山置高成氏。天津祝詞乃太祝詞事以氏。稱辭竟奉久止申。

などあるぞ。此乃祝詞の趣なる。名義は。宣説言なるべし。能流は必しも貴人の命ならでも。人に物を言聞するを云。(彼の大祓詞に、大中臣に宣と云るが如し、その外にも例いと多かり、○今云、師は宣説言と書れたれど、宣より告の字其義に合ふべし、)説は書紀に太諄辭と書る諄の字(説文に、告曉之熟也とあり、また韻會に、朱倫切音與屯同、廣韻至也、誠懇貟、程伊川曰厚也、朱子曰懇至貟、亦廣韻告之丁寧也ともあり、)の意なり。久度久と云言も。此のりときごとの意に近し。俊賴歌に。「はじめなき罪のつもりのかなしさを。ぬかのこゑ〳〵くごきつるかな。(今云、加茂大人の詔賜言なりと説れしは、師の辨へられたるが如く何がなり、さて此歌の意は、下に委く云べし、)さて能理斗と常に云は言を略けるなり(祝詞の字を書くことを、師は此言の本意に非ず、末なりと云れつれど、そは詔賜と心得られたる故なり。此事を神祝々之とも書紀にあれは、彼の字本の意に叶はずとも云がたし、說文に、祝祭主贊神者、などあるは、此の義に符へり、さて能理斗を能都

斗、また能斗など云は訛なり、又ノリトを、後に表白と云り、此は宮主口傳抄に見ゆ、）とあり。猶次に云べし。○禱白而。師云。泥疑麻袁志氐と訓べし。禱の字本岐とも。能美とも訓る。是れ等の言を。古書に考ふるに。本具は祝詞方に云ひ。能牟を乞祈る方に云ひ。泥具は右の二方を兼たる言なり。○神祝々之。本書に。此云二加武保佐枳保佐枳々一とあり。神は神議神集などの神にて。餘辭なり。富邪久は。今の俗にも。同事を丁寧反復し言を。かく云ことの有るは。古言の遺れるなり。（谷川氏も既く、或謂今俗不レ隱レ情而盡レ言曰二保佐久一。蓋祝之遺也と云り。）漢籍周禮に。大祝掌二六祝之辭一と云ひ。字典に。祝丁寧也。請求之辭とあれば。富邪久と云に。祝の字はよく當れり。（但し今の俗に、富邪久といふ言には、祝の字の意はなく、たゞ操返しもの言やうのこと、或は醉しれたる人の、操言するなどをのみ云めればなり。）さて富邪伎。富邪久と疊たるに就て。餘の疊ね言の例を思ふに。神集々。神議々。神逐々。稜威之道別道別などの類。（この餘にも、拏剃々、根掘々、

神和々なども、皆この例をおして辨ふべし。）凡て集ひたる上にます〳〵集ひ。議れる上にもなほ密に議り。逐やらふは。天上にはおかじ。葦原ノ中ツ國にも住せじと逐ひやり。道別道別は。遙けき天道の雲霧を。かき分け押分け。天降れる由なるなどを合せて思ふに。此も其の如くにて。富邪久と云は。反復し請祈ことには有れど。猶丁寧に反復し。其事を禱白せる由にて。上に師の引れたる。俊頼歌に。「波じめなき罪のつもりの悲さを。ぬかの聲聲くどきつるかな。」と詠るも。よく此に符ひて聞ゆれば。神に禱言を白すとしては。其言を反復しつゝ。手拍ち額突き。拜むかずも限り無く。丁寧にするぞ。古への道なりける。（なほ此事は、正しき證を得て、考へたる説のあるを、其は第百四十三段、天都詞之太詞事の處に、委く注すを見るべし。）さて此歌詞に。くどくと云る詞の意は。操返が説に。諄説にて。心裏に念ふ事を人に向ひ。周諄説よしなるべし。（糸を操など云ふクルも、同じことを、くり反し〳〵する由なり。）其は人に對ひて言ふ上の詞ながら。亦獨言する上にも然云べき

なり。(俗言にクドクと云も、我が然爲むと思ふてとを、人に諾はせむとする方に、主と云ひなれたれど、其は少か轉れる言狀なり、くれ〲と云も、クリ〱の訛れる言なるべし。)さて額の聲々は額突て。乞祈々々する狀と聞ゆ(上の句は佛道の意にて、論ふに足らず。)此れ等を以て思へば。古へ神に申す祝詞も。反復し〱申て。乞祈しなるべし。書紀に。太祝戶言を。大諄辭と書れしも。此義を得てなるべしと云り。此說予が考へによく符へり。(なほ因に思ふに、說と云ふ言も、物にまれ事にまれ、結ぼれたるを解く意なれば、言の本は同じかるべし。

爾集常世長鳴鳥而。互令長鳴。今世鳥名子長鳴之縁也。以天手力男神。隱立石戶之側而。以天宇受賣命。亦云天於受賣命。爲神樂之長而。採天香山之竹。於其節間彫孔而吹鳴。今世笛類也。木木合合而。備安樂之聲。天加奈止美命。與並天香弓六張而。爲緒狙遠賀世而。其子長白羽命。左右之手持茅與菅而。奏之時。金色之鵄。居高幡之上矣。是倭琴之起。須賀加伎之縁也。

常世長鳴鳥とは。師說に。雞を云ふ。此は今かく常夜往く時に、集へて鳴せし鳥なるをもて。後に負し稱なるを。其始へ廻して。如此云るなり。思兼神をも。下に常世思金神と有り。これも此時に出て。謀ごちし神なる故の稱なると。同じ例ぞ(此を常世國のことゝ、一つに思ひ混ふるは誤なり、その常世國の事は、下少毘古那神の段に、委く云ふべし、此には更に由なきことぞ。)長鳴とは。凡て雞は他鳥よりも。鳴聲の絕て長き物なる故に云なり。(から書にも、長鳴雞と云が見えたれど、其はなべての雞を云に非ねば、今と同じからず。)さて此に此の鳥を鳴せつる所以は。下に說くを待て見るべし。(今云、互の字は古事記に無きを、今は御紀に依て

加へつ〕○今世鳥名子長鳴之緣也」此は神寶日出祕府に○古語云とて今世號㆓鳥名子㆒則金雞長鳴緣也」と有を取て文を成せり」さて鳥名子のことは」內宮年中行事」六月十七日の御祭の處に○〔謂ゆる三節祭のその一つなり〕從㆓西剋許㆒○鳥名子等參候○於㆓瑞垣御門外㆒○擊㆓志太良㆒叩ㇾ手也〔尾張にて○子等のてうち〳〵を、したらしたらと云ふとぞ、したら〳〵とは、諸人諸共に、手をうつ音の○シタラ〳〵と聞ゆれば云なるべし、てうち〳〵は○手拍ち〳〵なるべし、國友恒足云、この業師の大人の說にて明らかなり、件の手を拍たゝくてとを稱て、斯多良といふ、名義は、即かの手をうちたゝく音よりや出つらむ、其は木竹などの類をたゝく、堅き音とは異りて、わらはの弱らかに、所垂る手掌をうちつゝ、互に拍子をとりて、手たたく音の、自からシタラ〳〵と聞ゆればなり、今の俗言に、ヒタ〳〵と手をうつとも云ひ、又ペタリペタリとうつとも、ピシーヤリ〳〵とたゝく、なども云ふ言、みな全く同じ意ばへにてこそ有るめれ〕謳歌○件の歌之中に「志多良宇テ○トテヽカノタエ

波宇知波牟倍利○奈良比波牟倍利○阿古女乃曾天○也禮氏波牟倍利○於比仁也世牟○多須伎仁也世牟」伊佐世牟○伊佐世牟」多可乃乎仁世牟○又云」志多良波志利宇知○大津乃濱倍○行波阿不毛乃加波多知由加佐牟」又云○志太良波余禰波也加波々佐計久美阿計天毛禮」止美乃津加比曾○又云○伊計保良禮余○波知須波和禮宇惠牟○波知須我宇倍仁○奈女久良太天良禮余」又云○伊佐多知奈牟○遠志乃加毛止利○美都麻佐良波○止美曾麻佐良牟」〔哥雖㆓多々㆒不㆓委記㆒〕歌畢後○參㆓候荒祭御前㆒○同勤仕」其後於㆓舞姬候殿㆒預㆓饗膳㆒と見え○〔此謳哥さものこと、大抵には聞えたれど、又中には、誤字脫字かと思はるゝ所も有て、委くは解がたく、一ッ一論はむ事も、中々に煩はしく所思れば、此に云はず、別に神樂歌注解と云を著さむとす、其書の出るを待て見るべし〕御祭すみて祭使宮司を始め」各々直會饗膳に預り」倭舞畢る後の事を記して○次に自㆓舞姬候殿㆒○鳥名子所下部等」相㆓具鳥子等㆒○於㆘齋王候殿與㆓舞姬候殿㆒中間㆖謳歌吹ㇾ笛又此職掌人之中二人○自㆓四所職掌人之手㆒○請㆒

取御琴持參會。其時搔奉仕御歌十二首㊀天なるや。八鴈が中なるや。我人の子。さあれごもや。八鴈が中なるや。我人の子。㊁路の邊の木橘を。ふさをり持は。誰子なるらむ。㊂遠江。みなさの山の椎が枝を。ふさ折もてば。いまろもとる。㊃いよゝとぞいふ。君が世は。千世とぞいふ。千世とぞいふ。紫の帶をたれて。いざやあそばむ㊄大宮の前のあられすだれ。あられあられ。わがかよへばぞ。つまもそろふ。㊅大宮の前の川のこと。川のながさい。後も長くと見もしたまへ。㊆山川にはむやおしの女鳥。ましや此のよに。七度妻戀するや。㊇山川にたてる黑めすてソ。まさふくやよきこにて。おどりかけて。いざや遊ばむ。㊈みなみなき鳥ばかりにぞある。あられふり。霜おく夜も。夜ともさだめず。㊉大川柳はひろくて立る。大川柳よきアニニテ。おどりかけて。いざやあそばむ。⑪濱に出て。あそぶ千鳥。なくあや(鳴文)もなき。小松が上に。あみなおかれそ。⑫橘が本に道をふみて。かぐはしや。わがかよへばぞつまあそふ。已上十二首。次第如此畢之後。阿麻乃オヒ阿麻乃オヒト

三度申。鳥名子等組手廻々後。各頭聚一所伏。其後起各合手後退出也。件職掌人忌火屋殿上御琴退出也。と見え。(此哥どもの解說と、上に云が如く、神樂哥注解と云物に就て見るべし。)斯して東寶殿(乃雄戸推開きて後、)に。(雌戸の本を差拔き推開きて、)荷前の御調糸を納め奉りて後の處にも。琴生笛生。歌長。鳥名子等各勤役奉仕。于時司中人長各申名奉仕。先宮司引禰進參半疊。乍着沓跪倭舞。左右左拜如常云云。酒立女進以三角柏盃預御神酒。地祭物忌父兄部獻之。一端取之。呑取副笏對揖之後。左廻拜御前著本座。次神主同前。(但右左右也、)次祭使同前。(但左右左也、)云々。鳥名子舞廻。其後各退出。祭使宮司自南。神主自西也と見ゆ。(餘の御祭に、鳥名子の事見えざれば、三節祭の時のみ仕奉ると聞えたり、)此れに依て考ふるに。鳥名子といふ稱の義は。雞鳴子にて。天岩屋戸の前にて長鳴せしめたる雞に比て。習れたる故の稱と聞えたり。(組手廻々後。各頭聚一所伏、など云も、雞の狀を效びたるならむかし、)斯て鳥名子

の長鳴とは。此餘に。舞を仕へ奉る人々の謳ふ歌は。一二首に過ざるを。鳥名子が謳ふ歌は。甚多かればなるべし。（されど此が謳ふ哥の多かる事は、雞の長鳴したるに比べて、殊更に多く謳はしめたる、古へよりの定めなる事は、云も更なり。）さて大神宮式にも。六月月次祭の條に。右月十六日祭度會宮。十七日祭大神宮。云々。給酒食。次訖。入外玉垣門。供倭舞。先神宮司　次祢宜　次大内人　次幣帛使　次云々　次祢宜大内人妻訖齋宮女孺四人。供五節儛。次鳥子名儛。十七日參大神宮。其儀一同と見え、祢宜内人等裝束の條に。凡三節祭並解齋直會之日。鳥子名儛童男童女十八人裝束　靑摺衣裳　任前摺備臨祭給之。料布十二端（男二丈八尺、女二丈五尺。）彈琴二人。笛生二人。歌長三人。料布三端二丈。（人別二丈。）年終各給其身とあり。然れば鳥名子とて。別に立置るゝ職掌には非ずて。其の節々に童男童女を選びて。任し給ふ事なりけり。（然るを二十二社註式に、鳥名子地下駈役者也。と註せるは、例のいと漫なることとなりかし、さて餘の書等には、鳥名子と有るを、式には二所ともに、鳥名子とあるは、いと不審し、何れか是ならむ。）〇天手力男神。手力と負坐る御名の義は。下（第五十六段）に云ふべし。萬葉三に。石戸破る手力もがも。十七に。春の花云々。折てかざゝむ多治可良もがも。式に。紀伊國牟婁郡　天手力男神社　文德天皇紀齊衡二年七月。以紀伊國天手力男神預於官社。など見ゆ。〇石戸之側は。大御神の幽居座ます。石屋戸の掖なり。〇隱立は。師の加久理多知氐と訓むぞ古言なる。（推古紀哥に、訶句理摩須とあり。）沼河比賣歌に。比賀迦久良婆とよめり。と言れたれど。此は（此神自らの御心と、隱り給へるにあらず、思兼神の謀に依て。諸神の然令爲給へるなれば。迦久斯多底天と訓べし。さて此處に。此神を隱し立せる由は。次の段にて知るべし（〇常世長鳴鳥云々のこと、記紀ともに、思兼神の思ひ謀りたまへる、最初の處に記されたれど、文の連續は、必ず此に在るべき事なり、よく事の狀を思ひ辨ふべし、また手力男神云々のこと、御紀に、長鳴鳥云云のさし次に有るは宜しけれど、餘の諸の事よ

前にあるは何がなり、此は記に、天手力男神、隱立戸掖而、天宇受賣命云々と有ぞよき、故れ今はそれに依りつ、」○天宇受賣命。天於受賣命。名義。師云。古語拾遺に。天鈿女命。古語天乃於須女。其神强悍猛固。故以爲名。今俗强女謂於須志此緣也、此注を思ふに、此の書の傳へには、淤受賣とありしを、鈿女と書る文字は、書紀に依れるなり、○今云、この古語拾遺の傳に依る時は、淤受賣と云を正き稱として、宇受賣といふを、亦云す稱と爲べきが如くなれど、今は多きにつきて、淤受賣を亦の御名と定めつ、」延喜七年進大神宮譜圖帳に。此段の事を云へるにも。天乃於須女とあり。源氏物語帚木の卷に。例の腹立怨ずるに。かくおぞましくは。いみじき契り深れとも。絕て又見じ。(河海抄に、形遠支還とあり、」また夕霧の卷に。人聞もうたておずましかるべきわざを。また東屋の卷に。物づゝみせず。疾りかにおぞき人にて。また浮舟の卷に。浮舟の君の。川に身を投むと思ひよれることを云る處に。すこしおずかるべきことを思ひよるなりけむかし。などある。皆

婦人のことを云て。右の意なり。(和名抄に、護田鳥、於須賣止里、常在澤中見人輙鳴、有似主守宮。故以名之、とあるは、此神名より見るべし、今云、此事篤胤別に考へあり、下第五十七段、大宮能賣命の處に云べし、」今世の言にも。於曾伊。また於受伊と云ことあり。(またいやしき言に、延受伊といふことと有るも、是より轉れるなるべし、」さて此神の强固こと。下の文また。猿田毘古神の段に見ゆ。(○今云、宇受賣神は、下に次々見えたる如く、太じき功の神に座ますを、謹神の御子と云こと諸書に見えたる事なく、又神名式に、此の神の名の社とては、一社だに有こと無く、また式外にも、此の神を祭れる社の、をさ〳〵聞ゆることなきは、不審き事なり、篤胤が思ふ由は、下第五十七段、大宮賣神の處に云べし、」○爲神樂之長而。では上代本記に。(此は謂ゆる御鎮座本記なるを、元々集に、此名をもて引る處ある故に、その古名なる事をしりて、かくは引つ、」凡神樂之起。猿女君祖天鈿女命。採天香山竹。其節開離風孔通和氣。(今世號笛頼也、)亦天香弓輿

並叩弦。(今世謂和琴其縁也、)木々合々而備安樂之聲云々と見え。神祇本原。元々集などに引る古語にも。此時の神遊の故事を記せる處に。人長者猿女君祖。天鈿女命也。と有に依て記せり。(そは次に考へて注せる如く、笛を吹るは、天香山命なるべく、琴を彈たるは、長白羽命なるを、上代本記に。共に宇受賣命に係たるを思ふべし、これ此命の樂長として、事執らしゝに依てなり。)餘の書どもにも。神遊の起原をば。凡て此神に係て言ひ傳へたり。さて樂を阿曾毘と訓べし。其は師說に阿曾毘は。管弦歌舞たぐひを云て。樂の字に當れり。(和名抄に、雅樂寮宇多麻比乃豆加佐と見え顯宗紀に、奏樂なども訓、宜しく聞ゆれどもなほ思ふに、阿曾毘と訓ぞよけむ。)後の世にも。此段の樂を。即ち神遊と云へり。(神遊は、即ち神樂なり、)神樂歌を。古今集には。神あそびの歌。とあるにても知べし。(神樂をカグラと云ことは、古書には見えず、○今云、縣居大人も、神樂哥注に、神樂は神あそびと唱ふべし、樂の事を、後の物語にあそびと云り、かぐらと云は、後世の言にて、古書になきことなり、と言れたれど、此はたまたま古書に洩れたるにて、信には古言なるべく所思る由あり、其は五十六段、嚝樂の處に注ふを見るべし、)中昔の物語書などにも。管絃を。もはら御遊と云り。(おちくぼの物語には、樂をあそびがくと重ねても云へり、)續紀十五に。皇太子の五節の舞を舞給へるを御覽て。太上天皇の詔に。今日行賜布態乎見行波。直遊止乃味爾波不在之氐。天下人爾。君臣祖子乃理乎教賜比。趣賜布止爾有良志。止奈母所思須。(この遊の字を、印本には逝に誤れり、今は古本に依れり、)と有るもて。樂を遊と云ことの本を辨ふべし。(但し君臣祖子乃云々は、こちたき漢意なり、○樂はたゞ遊びなるこそ、直き本の意には有けれ、)と有り。(此事なほ委曲に、仲哀天皇卷九年、阿曾婆勢大御琴。と有處に注せるを見るべし、)爲長而は。宇受賣命さし配りて。琴笛などを。遊びの調へに合す事を。神等某々に令せ給へる由なり。さて長は。後の書どもに見えたる。人の長の縁なり。其は後の世内侍所の御神樂に。人長といふ有て。然爲る狀

を。思ひ合せて知るべし。(元々集に、人長者、天鈿女命也。と有るを思ふべし、内宮年中行事にも、人長の事あり。)そは下に引る書どもの下に注ふを見よ。(さて天宇受賣命爲神樂之長而と云より、今世笛類也と云るまで、上に引る上代本記の傳に依れり。)○節間は。布斯阿比と訓べし。(本書また元々集などに、余麻とあるは非訓なり、其は下に引る和名抄に見えたる如く、余とは、節と節との間をいふ言なれば、節間を余麻と云ときは、節を余と爲たる例なれば也。)和名抄竹具に。野王案節竹中隔而不通者也、和名布之とあり。(また木具に、節和名布之、今案從竹者竹節、從草者草木節、見玉篇とあり。)さて節間とは。節と節との間を云て。和名抄に。兩節間俗云與とある是なり。(但し兩節間を與と云を、俗と云るはいかゞなり、書紀の哥にさへある古言なるをや。)然れば節間の二字を合せて。余とも訓べし。信友か説に。和名抄の異本に。⿱竹公(竹之與)兩節間云⿱竹公とも有り。また名義抄に。⿱竹公ハ竹ノヨとあり。かくの如く。余は兩節の間なり。布斯は其余

の隔なり。六帖に。「呉竹のしげくも物を思ふかな。一とよへだつるふしのつらさに。狛朝葛記今様の歌に。竹のよながくあはれなるふしもさだめずかきゐつゝ云々。と有るにても通たり。(今云、古今集に、木にもあらず草にもあらぬ竹のよの、と詠るも、節と節との間を云り、)さて余とは。此より彼までに限りある間のことなり。故れ竹の節の間を余阿比とも云り。余波比とも云は。アハ通はせ云るなり。人にいふ齢も。生のかぎりの間を云ふ。(よのなが人は、ヨアヒの長き人と云なり、)然云ふ余より轉りて。ひろく世の中とも云へるなりと云るは然る説にて。世代などの字を余と訓むも。言の本は同じ。是に就て思ふに。人壽の長からむことを祝て。竹の杖を贈ることも。由ありて所思ゆ。其は拾遺集に。「一と節に千歳をこむる杖なれば。つくとも盡し君がよはひは。と詠るもて知べし。(壽命の長からむことを祝て、杖をものする事を、漢土より移れる事とのみ思ふは、古へを考へざる誤なり、抑、杖の始て見えたるは、伊邪那岐命、豫母都國より還坐すとき、女神の追

給ふを塞て、その御杖を投たまへるに、來名戸之祖神の成坐て、この神、豫母都國より荒び來る物を、追却たまふ御功ませば、此謂れによりて人の禍事を拂ひ、齡を延る意にて、神にも奉り、人にも杖を與ふる事は、古くより有けむとおぼゆ、其は神樂採物にも、杖はありて、「皇神の御山の杖と山人の、千歳を祈りきれる御杖ぞ、ともあるを以て、然は思はるゝなり、然るを後にくさぐさ漢說を交へたるなるべし。）○彫レ孔而は、阿那乎保理氐と訓べし。○吹鳴は、（本に通二和氣一とあるを、そは漢文なれば、かくは改めたるなり。）布伎那志と訓べし。鳴を那志と訓てとは、古事記に、晝成の成に此の字を書て、訓レ鳴云二那志一とあるを、師說に、古へは琴を彈鳴を比伎那須　笛を吹鳴を布伎那須、鼓を打鳴を宇知那須など。凡て鳴を那須といひし故に借れるなり。と言れしに從れり。○今世笛類也。笛に和名抄に、布江とあり。（布延といふ名の義は、もと吹き吹くなどいふ用言の吹を、音便に布伊と云ひ、伊と延は、したしく轉る音なる故に、かくも言へるが、遂に此物の名となれるなるべし、職員令に、皷吹正をツヾミフエノ正と訓み、神代紀に、伊弉册尊の御魂を祭ることを云へる處に、鼓吹とあり、諸越にても、ツヾミフエに鼓吹と書るあり、和名抄に、横笛不レ論二唐狛一是横吹之摠名也、と有るにても、布延は吹きの轉語なりとは知られたり。）さて此文に依て考ふるに、此時作れるは。正しく笛と云ばかりの物には非で。節と節との間を用て。風孔を離て。童子の持あそぶ比伊比伊といふ物の狀などに作れりしにて。（比々と云名は、その鳴音によれるなるべし。）彼の横笛と云ものゝ狀には非ざりし故に。笛類也とは云へるならむ。（大抵物の始まりは、かゝるものになむ有る。）常陸風土記に。祟神天皇御世に。建借間命の東國の荒賊を平治る處に。天之鳥琴。天之鳥笛と云をもて。遊樂したること見ゆ。此は何なる形の笛なりけむ　今知べからず。（今の世にも鳥笛と云はあれど、其は鳥を獵る者の鳥をさそふ料に、その聲を似せて製れるものにて、其誘ふ鳥に依て、笛の狀は各々異なり、大抵は比々と云物の狀に、たてさまに吹鳴す物なり、然れどこの天

之鳥笛は、さる類には有まじくおぼゆ。)また本朝事始に。天磐笛。文武天皇御宇止(但以横笛替之。)事代主命製之。奉天孫瓊々杵尊。(出齋部私記)以磐名之以祝天孫也。其形似胡笳云々とあり。此は事代主命の製らしき趣なれば。此時よりは遙に後の事なり。然れど是も。正しき古傳なる事は疑なし。(なほ下第百三十一段に、委く云を見るべし。)さてかの上つ代より。種々の笛の有しを。後に今の横笛といふ物を。替用ふる世となりて上つ代よりの笛の製状は。稍々に亡なりけむかし。(其は本朝事始に、文武天皇の御世に、替たる由云れど、なほ前の御世なるべくぞ思はるゝ、○横笛和名與古布江、律書樂圖云、本出於羌也、漢張騫使西域首傳一曲李延年造新聲二十八曲と見え、此抄の契沖か書入に、古學書を引て、横笛和朝傳來。推古天皇御宇、味摩子來朝傳之、以後漢土之樂師來朝傳之とあり、此餘篳篥、簫、長笛、短笛、尺八、中管など、和名抄にも見えたり、悉皆から物なり、)さて此時笛を吹鳴たる神は。文の趣にては。宇受賣命なりげに聞ゆれど。決なく天香山命にぞ有けむ。故れその御裔に。笛吹氏は有なるべし。(此事なほ第四十六段段笛吹連の處、第五十二段、波々迦の下に云ることどもを合せ考ふべし。)○木々合々而は。木登木袁宇智阿波勢氏と訓べし。(本には、サクピヤウシウチテ、と云訓を添て、後の世にも然云めれど、此は字音の言なれば取らず。)信友云。古き樂書に拍子(以木造之、笏拍子也。)當時諸樂打之事中絶。神樂東遊等用之とあり。(和名抄にも、拍子俗云百師、切韻云、拍打也、拍板、樂器名也とあれど、此は起原を漢土に係たるにて非言なり、既く神代より有し事なるをや。)後にも神樂に笏拍子と云ことと有れば。此れその起なりけり。(但し笏拍子と云稱は、後の言にて、本は決めて稱はなく、たゞ木と木とを打合すとぞ云へりけむ。)○備安樂之聲は　阿曾毘能聲爾阿波勢と訓べし。(備を阿波勢と訓こと、いかゞに聞ゆれど、字のまゝに曾那閉と訓むは、古言にあらず。○木と木と云よりこれまで、上代本記を取れり。)○天加奈止美命と云より。縁也と云までは。本朝事始に。和琴は

號也麻止古登。)上古天津神樂奏。令加奈止美命製之。但横雙六張弓。以須雅乃葉。左右手奏。故又號須賀古止。有須賀々幾乃調。以此爲濫觴と見え。また神祇本源に。(此時の神樂事を、神寶日出祕府といふ書を引て、)古語云。御琴神。金鵄命孫長白羽命也。用天香弓六張叩絃也。即高幡上金鵄居。因以象也。故名之鵄琴也。(今世號和琴是也、)といひ。亦金色鵄飛來于弓弭。其鵄焜狀如流雷。由是作其尾形也ともいひ。(上件神祇本源に記せる傳は、北畠親房卿の元々集にも見えたるを、互に入混ひ、亂れたる文のあるを、彼此合せ見て引るなり、)また上代本記にも、(此時の神樂の事を記せる所に、)天香弓興竝叩弦。今世謂ふ和琴其緣也。と見えたるなどを察合せて作る文なり。(その委き說は、次々に注を見て思ひ辨べし、)天加奈止美命。(事始には天の字なきを、例に依て補へたり、)名義は。上に引る古語に。金鵄とある字の義にて。金色の鵄と化たりし故に。かく名に負へるならむ。(なは下に云を見よ、)さて本朝事始に。加奈止美命者。高皇產靈神。與神皇產靈神之子也とあれど。此を疑なく。天日鷲翔矢命なりけり。其は上(第四十九段、)に註る如く。天日鷲命は。弓削連の祖なると。上に引る古語に。金鵄命孫。長白羽命とあるとを。合せ考へて知らるゝなり。(但し此の古語に孫とあれど、此は子と有べきなり、其は第四十九段に、委く論へるを見て知べし、されど出自の傳は違ふことなし、)かくて此命は。弓を削らしゝ神なる故に。其弓を興竝べて。琴の始めと爲給へるなり。

○興竝天香弓六張而。天香弓は。鹿を射取る由の名にて。實は櫨弓なり。委くは下(第百九段、天之波士弓の處、)に云べし。興竝へとは。其弓どもに弦を張り。その弦を上になして側に興竝へたる由にて。其弓の數は六張なりしとなり。此故事のまゝに。後まで倭琴は六絃なり。其は和名抄に。日本琴萬葉集云。梧桐日本琴一面云々。體似箏而短少也。有六絃。俗用倭琴二字。夜萬止古止とあり。(新勅撰集に、「六の緒のよりめてとにぞ香はにほふ、彈く少女子の袖やふれつる、また康富記、文安六年九月十七日、大炊御門殿被仰云、

和琴天照大神岩戸出給候時、神樂器也、弓六張並彈之、依之有六弦云々、）さて原はかく六絃なりしを。稍後には。その數を。增しも減しも爲たりと見えて。濟寧天皇卷に。八絃琴見え。東舞歌に。七絃の八絃の琴など見え。（また北史倭國傳に、樂有五絃琴とも有れば、さる琴も有しにてぞ、）信友云。繼體紀歌に「隱口の泊瀨の川ゆ。ながれ來る竹の以矩美娜開余嚢開。もとべをば琴に造り。すゑべをば笛に造り。ふき鳴す云々とある。以矩娜開は。以は發語。矩美はこもりにて。枝葉のつきて。ふさやかにてもりたる由なり。（今云、久美はこもりと同言なる由は、第六段、久美處の下に委く注りき、）余嚢開は。節間の長き竹なり。（節の近きは、何にするも便あしければ、笯の長きを佳とす、古事記に、河邊之節竹を取て、八ッ目の荒籠を作り、とあるも其意なり、鈴屋大人云、余は兩節の間のことなれども、古へより通はせて、其をも節と書くは常なり、）さてかく云へるは。枝ながら一本の竹を云るなるを。末べをば笛に造りとは。末の細きかたを切て。穴を彫て笛に作る料とし。本べをば琴に作りとは。其竹の本の太き方を。琴に作る由にて。其は竹の本のかたを切て。割て彼の琴の絃を張る料の竹と爲る由なり。（哥の意は、たゞ琴笛の事を、その作る本より、みやびて言ひつゞけたる詞のみなり、）これ原は弓を竝べて彈鳴たる證なり。（此の傳へに思ひ合せて辨ふべし、）但し此歌には。竹と云へれど。此時の弓は。天香弓とあれば。梔の弓なること。上に云へるが如し。○長白羽命。此は上に御名の出たる處に。委く注へる如く。天日鷲命の子なり。（第四十九段見べし、）さて父神は。香弓を張て琴と爲給へるを。此神の搔鳴たまへるなり。（そは上に引る古語に、御琴神金鵄命孫、長白羽命也云々と見え、本朝事始にも、令加奈止美命製之といへれど、此神の彈る趣には見えざるを、思ひ合せて曉るべし、）○左右之手持茅與菅而奏之時。菅のことは下（第九十一段、）に注べし。奏は加伎那豆流と訓べし。さて文の意は聞えたる儘なり。○是れ倭琴之起。ては今の世に所謂倭琴は。すなはち此緣によりて。出來つる物ぞとの意なり。扨此に見えた

る如く。始めは弓を並へて奏たりしを。いはゆる倭琴は。其を便よく製れるにて。もとは直に許登と云けむを。異國より種々の琴を貢奉りしかば。其を新羅琴。百濟琴など云に對へて。別て倭琴とは云るなるべし。下（第八十六段、）に見えたる天の沼琴。また上に引る常陸風土記に。天之鳥琴など有るも。いかなる狀の琴なりけむ。知べからず。また許登といふ名の義も、いまだ思ひ得ず、細音の義そなどいふ說は信かたし、）〇須賀加伎之緣也。須賀加伎は。菅掻にて菅をもて掻叩すよしなり。此は後の世まで此時の由緣に依しりと聞えて。神事の時も。然らぬ時も。和琴を彈くとては。初發に爲つることなり。其は貞觀儀式。五節の舞の儀の下に。笛工調發聲。次調御琴。空掻御琴三聲。（詞云。牟奈須哥々記。）次拍手三度。（詞云。牟奈手。）云云。于時舞妓四人。一行徐步云々。東西分座。舞訖昇殿。即奏大直歌。本末二度。安米四度。訖退出とあり。此を信友か說に。牟奈須歌々記は。歌を謠ふ以前に。たゞ擽ごとくして。（字書に擽擊也とあり、）すがすがと掻き鳴す由にて。歌の唱雅

に合する調べのなきを云と聞ゆ。そは東遊の風俗歌。常陸に。比太千仁毛。田平古會川久禮。阿太古々呂。也加奴止也。支美加也末乎古江。乃乎古江。阿米與支末勢流。（師說、此哥乃乎之處頗異前哥之音格、又及其末琴之須加々木、其詞又替流、阿拍子延也、）とあり。此を取て。源氏物語若紫の卷に。君は大殿におはしけるに。例の女君。とみにも對面し給はず。物むづかしくおぼえ給ひて。あづまをすがゝきて。常陸には田をこそ作れ。と云歌を。聲はいとなまめきて。すさび給へり。（こは云々の有りさまにて、物むづかしくて、東歌を歌ひながら、琴の調子を彈あはすともなく、すがゝきしたる由なり、花鳥餘情に、和琴に菅掻片掻とて、神樂催馬樂に用ふること有と云り、）と云るなどを合せて。すが〳〵と掻鳴したることを。思ひ辨ふべし。（舊說に、菅を干たるを掻集むる音にたとへたる由云るも、然る說なれど、本末たがへり、須宜も、本は須賀と云へるが本の意にて、其は云々する音によりて、號けたるなるべし。又或人の說に、安元二年右大臣家の歌合に、初雪を、

清輔朝臣、「おしねかるしづのすがゝき白たへに、はらひもあへずつもる雪かな、此は稲を刈とて稲がらを攪よする音を、すがゝきと云へるなり。此歌琴によせたる詞もなく、全く稲がらを、すがすかとかく由の詞ならむと云へれど、このすがゝきのきは、さの誤にて、菅笠なるべし。然れば歌はよく聞ゆれど、此には用なし。」拘手は。絃を爪に拘るとのみにて。此も調べには非ず。故に牟奈天と云るなるべし。(但し此は、後には菅をもて搔鳴すことは止て、たゞ糸爪をもて鳴したりしなり、されど其稱をば、古へのまゝに、須賀々伎と云へるなり。)今の世にも琴を彈くをり。まづ空搔するを。須賀々伎といひて。此を祝事とすることは。此に依てなるべし。(琵琶、また三味線などいふ物を彈くときも、此事をするは同事なり。)さて神樂に和琴を彈くことは。これ其縁にて。大嘗祭式に。琴彈二人とあるも。此琴を彈く人なり。(薩戒記、鎮魂祭條に、神祇雅樂神琴師彈ニ和琴一、なども見えたり、なほ多かり。)伏見院天皇。夜神樂を詠ませる大御歌に。「小夜ふけてやまと琴の音すみにけり。人の心も神さぶるまで。(鴨長明が無名抄に、和琴のおこりは、弓六張を引ならして、これを神樂に用ひけるを、わづらはしとて、後の人の琴につくりうつせる、と申し傳へたるを、上總國の濟物の、古き注し文の中に、弓六張とかきて、御神樂料とかけりとぞ、いみじき事なり、と云り。)○亦號ニ須賀古登一とは。此時菅をもて搔撫たりし所由によりて。和琴を亦菅琴ともいふ由なり。(但し此の號は、こゝより外に、いまだ所見たることなし。)さて。本文に擧たる傳への如くなれば。琴の類の彈物の神は。加奈止美命。長白羽命になむおはしける。此功績に依て。祭られ給へる御社は。何處に在らむ尋ぬべし。(伊賀風土記に、名張郡賀羅坤土郷有レ神、曰ニ賀羅坤土社一、穴穗御宇奉レ祟也、神跡者、氣長姫尊也とあり、賀羅坤土は、韓琴なるべし、此は彼の大后の、韓を征伐たまへる時に、始て韓琴を得給へる所由などありて、祭れるにや、事のついでに記し出つ。)

於是天宇受賣命。以二天香山之天日蔭一爲レ鬘。以二天香山之天眞拆一。手次繫而。以二天香山之小竹葉一結二手草一而。手持二鐸著之矛一而。亦云茅纒之矟。於二天之石屋戸前一。擧二庭燎一。伏二汙氣一而。蹈登杼呂許志。爲二神懸一而。云二比登布多美用。伊都牟由那那。夜許許能多理。毛毛智用呂都二而。相共歌舞。掛二出胸乳一。裳緒抑二垂蕃登一矣。故高天原動而。八百萬神共咲矣。是時之俳優者。神樂之起也。

日蔭は。（古事記に、日影と書き、御紀には蘿と作て、此を云二比舸礙一とあり、拾遺には、蘿葛者比可氣、とあり、今は齋宮式に從れり、）師云。齋宮式供ル二新嘗一料物に。日蔭二荷とも。日影葛二荷とも見ゆ。さて和名抄祭祀具に蘿蔓比加介加都良。

また苔類に。蘿比加介。女蘿也。松蘿一名女蘿萬豆乃古介。一云佐流平加世。（纂疏にも、蘿謂二垂苔一也、俗謂二日蔭葛一、とあり、）古今集物名に。さがりごけ。とある是なり。女蘿は。松枝に生て甚長く。色青く帶の如くなる物と。漢籍ともに見えたれば。佐賀理苔てふ名も。松の上より懸るよしなり。（或説に、地に延つゞく物なりと云は非なり、）○今云、此葛に、樹の上より懸ると、地に延ふとの二種ありて、形狀は共に似たる物なり、）此の物奥山ならでは生ず。また乾ても。色青くて枯ずとぞ。（堀川百首に、顯仲朝臣歌に、露かゝらねどかるゝよもなし、と詠るも、此由にてぞ、○今云、或説に、日蔭とは根なし蔓のことなり、と云るは、此の歌などを思ひてにや、根なしは、其の子を藥にも用ひて、兎絲子と云ふもなり、）萬葉十八新嘗會の宴に。「足日木の山下日影かづらける。うへにやさらに梅をしぬばむ。とあり。また十四に。夜麻可都良加氣麻之波爾母。衣可多伎可氣乎。云々。これに加氣と詠るも。蘿なり。（一に、山蘰影爾所見乍とあるも、山蘰を枕言として、影は蘿

の意につゞけたること、此の十四の歌にて知べし、今の本には、山の字を玉に誤れり、十三に雲聚山蔭とよめるも、鈿に垂たる蘿なり、此山の字も玉に誤れり、此外にも、山を玉に誤れる例なほ多し。）と有り。さて此の文本書には、手次繋天香山之天之日影而。爲鬘天之眞拆而。とあれど。（蘿を手次に用たりしこと、御紀も古語拾遺も、皆同じことなり。）此は錯亂なれば。日蔭を鬘に。眞拆を手次と替たる由は。古史徴に論れば。此には省きぬ。（此段の徴見るべし。）さて近き代は。白糸または青糸を組て。冠の左右に垂るゝを。日蔭の鬘と云は。此物に代用らるゝにて。名のみ古を遺せるなり。さて此名義は師云。天皇の大殿を稱へて。天之御蔭日之御蔭と隱り坐ます。と申す（ては天は借字にて、雨を蔽ひ隔て、日の光を蔽ひ隔つる蔭といふ意也。）如く。此鬘を頭より垂るゝも。本は日の光のまばゆきを。翳隔つる料なる故に。日蔭とは云なり。其由は下に云ふ。（縣居大人の説に。蘿は、繁木が中にある古木の日も風もあたらぬ枝に生る故に、山下日影と云と言れしはいかが。）○眞拆古語拾遺には。眞辟葛と書り。（造酒式には眞前の葛とも作り。）繼體天皇紀歌に、摩左棄逗囉とあり。此物のことは。冠辭考に委く見えたり。古今集神樂採物歌に。「みやまには霰降らし外山なる。眞拆の葛色付にけり。（さて此にのみ、天之香山之といはぬは、師説の如く、たゞ文を略けるのみなり、是も同く、彼の山のなることとしるし。）さて外宮儀式に。眞佐支乃鬘をすること。二處に見え。古今集採物歌に。「卷向の穴師の山の山人と。人も見るがに山鬘せよ。此を奧儀抄に神樂するには。眞前乃葛にて頭を結なり。それを山鬘とは云と註せり。然れば上つ代には。眞拆をも鬘とせしなり。（但し此によるときは、本書に爲鬘天之眞拆とあるを、一向に誤とは定めがたきに似たれど、なほ此は上に引る、高橋氏文の證もあれば、縣居大人の説の如くなるべし、さるは、眞拆は鬘ともなすべけれど、日蔭は、手次と爲し難ければなり。）○手次繋而。手次は。師説に。書紀には手繦と書て。此云多須枳とあり。（繦の字は、多須伎に當らず、其故は、まづ古への手次も、

今の世に、賤き人のかくると、全く同物にて、允恭紀に、盟神探湯の處にも、諸人各、著木綿手繦、而、赴釜探湯、などあり、然るに、繦は負兒衣と見えて、師多須伎の意なし、字鏡に、繦負兒帶也、須支、また襁束小兒背帶、須支とあり、是に依て思ふに、兒を負ふ帶を、須支と云を本にて、袖をかゝぐる帶にも、手よりかくる物なれば、手須支とは云なるべし、故れ書紀には、手の字を添て、多須伎に此字を用ひられつらむ、)和名抄に。本朝式云。襷襷各一條。襷多須岐。襷知波夜。今按未詳と見ゆ。(襷は、袖を擧る由の倭字なるべし、)萬葉には。此と同く。手次とのみ書り。次の字を書は。次を古言に。須伎とも云ればなり。(天武紀に、次此云須伎と見え、中昔の物語などにも、すき〳〵なども見ゆ、)とあり。さて手次繫を。多須伎爾多須伎と訓るは。上に引る高橋氏文に。麻作氣葛乎。多須岐爾多須岐氐。とあるに依れり。(助も同言にて、もと用言なり、)餘古書に見えざる古言の。たま〳〵に殘れるなりけり。○小竹葉は。師云佐々婆と訓べし。(允恭卷、輕太子

の御歌に見ゆ、即ち本書に、謂小竹云佐々と有、)萬葉十四にも。佐左葉とよみ、今の世にも然云り。(今云、和名抄に、篠和名之乃、一云佐々、俗用小竹二字、謂之佐々、細々竹也とあり、俗には笹の字を書くめり、佐々と志乃とは異なり、よく古歌を考ふべし、)さて萬葉集に。佐々那美(下の佐を濁るは誤りなり、小竹の意を思ふべからず、)と云ふに。神樂聲浪と書る(略きて神樂浪とも、樂浪とも書り、和名抄に但馬國氣多郡郷名に、樂前と書て、佐々乃久万とよめるもあり、)は。此の故事に因て。神樂には小竹葉を用ひ。其を打振音の。佐阿佐阿と鳴に就て。人等の同く音を和せて。佐阿佐阿と云ける故なるべし。(猿樂の諸物に、さつ〳〵の聲ぞ樂む、と云も、松風の颯々と云音より、師是に云ひかけたるなり、(また竹の葉の名を。佐々と負るも。此音よりぞ出つらむ。(細々の意以て名づけしには非ず、小竹と書る小の字は、幹の小きを云るにて別なり、(神樂歌古本。殖槻。總角。大宮。湊田などの處に。本方安以佐々々々。末方安以佐々々々。

と云ことあり。是は佐々佐々と唱へたるか。または佐阿佐阿を如此書るか何れにまれ。彼の小竹葉の音に和せたる聲より。出つる事なるべし。○結二手草一而は。(この天宇受賣命と云より是まで、古事記を取て文を作つ。)師云。多具佐佐由比而と訓べし。(今云、拾遺に、手草は多久佐とあり、印本に多の上に今の字あるは誤なり、今は古本二つに、今の字なきによれり、)結とは數の枝を合せて。本を結ひ束ぬるなり。さて持と云ねど。手草てふ名にて。持りとは自ら聞ゆ。かゝる處古文なり。心を著べし。採物歌に。「水垣の神の御代より小竹の葉を。たぶさに執て遊ひけらしも。(手草を多夫佐と訓は誤れるなるべし。)○手持二鐸著之矛一。茅纏之矟。こは古語拾遺に。天鈿女命。手持二著鐸之矛一と見え。御紀に。天鈿女命。則手持二茅纏之矟一。とあるとを合せて思ふに。師說に。著鐸之矛といひ。茅纏之矟と云へるは。たゞ名の傳への異なるのみにて。實に一つにて。此鈿女命の持る矛也。と云れしはさる言にて。矛のすべては。茅をもて纏て。それに鐸を著たりしを。鐸の矛とも。茅纏之矛とも云ひけむを。御紀には。茅纏之矛といふ名をもて。語れる傳を記され。拾遺には。鐸の矛といふ名に語れる傳を記せるなりけり。故れ鐸著とあるを本文と爲し。茅纏と有を。亦云くと記しつ。(但し師說に、御紀なる日矛をも、同物に解れたるは誤なり、其は古史徵に辨へつ、)さて鐸は。天麻比止都禰命の作れるなり。矛は。手置帆負命。日子狹知命の。木を以て造れるなること決し。(此れ等を造れること、並に上に見えたり、)神樂採物にも。鉾ありて。歌に。「此矛はいづこの矛ぞ天に坐す。とよをか姬の宮の御矛ぞ。(歌の意は、既に上に注りき、)さて茅は。和名抄に。大淸經云。茅一名は白羽草。和名智とあり。今の世にも然云り。(摘めば血の出る如く、赤くしむ草なり、)○於二天之石屋戸前一(是より擧二庭燎一をまで、拾遺によれり、)此は師の言の如く。此前の種々の事も。皆ての石屋戸前にてする事なるに。此に始てかく云へるは。(紀記拾遺共に、此に始めてかく云るは、もとより古文の儘なるべし。)前の事共は。神たちの身に付て爲る態。この庭火を擧と字

氣とは。正しく其處に設置く物なれば。此に至て。其處をば云べき勢也。さて此に云るが自ら前へも後へも通りて聞ゆるは。また古文なり。後の世ならば、まず始に云おくべきものをや。）〇擧ニ庭燎一。（此事古事記には洩たり、）和名抄に。庭燎和名邇波比ノ庭火也とあり。御紀には火處燒と見えたり。此は庭の[illegible]々備。火を燒る由の古言なるべし。（凡て岩屋戸の段の事共は、あるが中に、拾遺に委く記し傳へて、神樂ノ取物に、[illegible]種々あるによく符り、師云、凡そ後[illegible]世の神事に有ることは、大抵此時の神遊の事態に遺れるなれば、さま／＼の事は有けむを、古事記にも書紀にも、多く略きてぞ傳はりつらむ、さて庭火を燒たる由は、上に常夜往くとある如く、世の中暗くて、種々の禍事發れるなれば、庭火を[illegible]々燒て、晝の如く、世の中愛たき有狀を爲て。大御神を欺き出し奉れるなり。斯て此を佳例として、神事及び事ある時は、篝火を燒き、又魂祭などに此を用ふるも、皆この時に效へるなり、〇伏ニ汗氣ニ而（是より爲ニ神懸ニ而までは、古事記を取れり、）此は宇氣布勢而と訓べし。御紀

には。覆槽置と書て。覆槽此云ニ宇該布西一とあり。（今の本布西の二字を脱せり、今は類聚國史に、あるに依れり、師云、書紀の書ざまは、置の字が伏せと云に當れり、覆の字は、汗氣の形を云へる字なり思惑ふこと勿れ、）師云。是は此物の上に立て舞ふに。蹈て響あらせむ爲に、（蹈とどろこし、と云ふにて知べし、）中を空虛に設たる臺にて。形狀の筒の如くなる故に。名義は空筒なり。（或人今東にて、物に水を湛へて其上に、麻笥をうつぶせて扣けば、鼓のごと鳴る、これを宇氣と云と云へり、此に依らば、浮の意とも云べけれど、此なるは、上に立て舞つるなれば、水に浮たるべくも非ず、彼は響き鳴ることの、此に似たるより、同く宇氣とは云ならむ、また書紀に、覆槽と書れたるに付て、以ニ馬槽一覆レ之など云へる說は誤なり、こゝは馬槽にまれ、酒槽にまれ假て覆用ひたるには非ず、本より別に設けたる、一つの器なり、されど正しく塡べき漢字のなき故に、其形狀によりて、覆槽とは云へるぞかし、後の書に、宇氣槽と云へるも、槽に似たる故に、然云ひなせるものなり、

今云、なは拾遺に、覆誓槽と書て、云へる說の誤れることなど、委く辨られたり、記傳に就て見るべし。)さて此物。後の世鎭魂祭儀に遺れり。(鎭魂に、此段の儀を用らるゝは、日神のこもり坐るを、招奉りし心ばへを以て、遊散する魂を、招き鎭むるなるべし。)貞觀式に。大藏錄。以安藝木綿二枚寶於筥中。進置伯前。御巫覆宇氣槽。立其上以桙撞槽。每一度畢。伯結木綿詑。御巫舞詑。次諸御巫。猿女舞畢。江次第に。次御巫衝宇氣。(衝宇氣神遊儀也、以賢木衝槽上也、結糸自一至十云々。)四時祭式鎭祭料物に。宇氣槽一隻とあり。(○伊豫國大洲人語りけらく、我が大洲邊にて、神事に舞人の立て桙をもて衝鳴す物あり、をけぶせと云ふ、其形狀は、木鉢と云物の如くにていと大く、徑り三四尺許なりと云へり、これ正しく今と同じ意なり。)○蹈登杼呂許志。師云。登杼呂許志は令動響なり。(加志と云べきを許志と云るは、所知看をシロシメシ、所聞看をキコシメシ、と云と同くて古言なり。)萬葉六に。山も動響に。また宮も動々に十一に。馬音の跡杼とも爲れば。また瀧も響動に。十四に。石も等杼呂におつる水。古今集に。天の原ふみとゞろかし鳴神も。云々。源氏夕顏の卷に。こほ〳〵と鳴神よりも。おどろ〳〵しく。ふみとゞろかす。からうすのおとも云々など有り。書紀には。鼓とも見ゆ。迹驚岡などあるは、借字なり。)こゝは汗氣を蹈て。響鳴しむるを云り。(後の世に、神事に大鼓をうつは、此音を效びしにや有む、今云、大鼓は、和名抄に、律書樂圖云、爾雅大鼓謂之鼖、和名於保豆々美、一云四乃豆々美云々、即建鼓也とあり、此餘に、摺鼓、羯鼓、鼗鼓、腰鼓、またたゞに、鼓など見えたれども、皆からものなり、さて都々美と云名義は、革もて包みたる由の名なるべし、然れば都々美と、淸て唱ふべし。)○爲神懸而。(御紀には、顯神明之憑談と書て、此云歌牟鵝可梨とあり。)師云。こは崇神紀に。神明憑迹々日百襲姬命曰云々。顯宗紀に。月神著人謂之曰云々。天武紀に。高市縣主許梅。儵然口閉而不能言也。三日之後方。著神以言云々。言詑則醒矣などあり。(また古事記、仲哀の段に、於是

大后歸神、言教覺詔者云々と有も同じ、）皆俗に所謂託宣なり。但し此れらは、正しく某々の神の。有べき事を告覺し給ふなるを。今此段の神懸は、物の著て正心を失へる狀に。えも云ぬ綺戲言を言て。俳優をなすを云なり。（正心にては、其人の得言まじきことを、但まず言などを、神懸とは云なり、今の俗に著物のしたる如く、口ばしるといふ狀なり。）次の文を合せて、其意を曉べし。（古語拾遺には、此語なくて、たゞ作俳優相與歌舞とのみあるは、神懸も俳優の中なる故なり、御紀に、作俳優亦云々、神明憑談とあるは、俳優と別にしたる書きざまなり。されど手持茅纏之稍と云ると、以羅爲手繦と云ることとは、只一と連きの事と聞えたれば、實は別事に非ざること明けし。然れば別事の如くあるは。書ざまのあしきなり。拾遺は此を意得て記せるものなり。學者よく味ひ見よかし。）諸註の說。みな此段の意にかなはず。（口訣には。稱へ辭申す也と云ひ。纂疏には。讃談日神之至德也といひ。或は日神の出坐むことを。祈る言なりといひ。或は八百萬神の靈。ことごとく憑るなど云るみな非說なり、もし此等の說の如くは、兒屋根命の祝辭にてこそ申し給ふべけれ、また八百萬神は、現に其庭に集へるものを、いかでか他に憑ることの有む。）只私記に。此神明之憑談は。與他處爲少異也。諸神欲令日神深見奇物故。俳優萬態云々。然則是假爲之言。未必有神所託也。と云るぞ宜しき。（たゞ易々と輕く見るべきことも、重くてちたく說なすは、後の世漢意に諂ふ、學者の病なり、凡て此宇受賣命の事態は、前後みな俳優なることを、など思はぬぞ、）〇比古布多美用。伊都牟由那々。夜許許能多理。母々智豫呂都は。六言四句の諷語なるを。後には數の名となれりしなり。其はまづ。比登布多美用は。人蓋令見にて。人とは。石屋戸の前に集へる。八百萬神たちを申し。（神を人と云る例は下に。大御神の御言に、頃者人雖多請と、八百萬神を詔ひ、海宮の段に、井有人影と、火遠理命のことを申せる、また豐玉姫の歌に、「赤玉の光りはありと、比劉播伊琊耐、君がよそひし、たふとくありけり、とある比劉など是なり、）蓋令

レ見とは。石屋の戸を見よとの言なり。(戸を布多と云ること、いまだ見當らねども、戸は塞ぐものにて、其れやがて蓋なればかくも言けむかし、或說に、布多は將なり、人將令レ見なり、と云り、考へ合すべし。)下照比賣の歌に。布多和多流と詠ると。萬葉に。登和多留と詠ると同言なるべくおぼゆ。伊都牟由那々は。稜威萌成々にて。大御神の招事に感坐して。石戸を內より細開て御覽すに。其御光の外にさし出るを。稜威萌とは云へるならむ。(また伊都に、出の意もあるべし、かの伊豆之道別々々など云言にも、然る意のこもりて、聞ゆるをも思ひ合すべし。)成々とは。その御稜威の。外に現はれ出るを見て。招事の謀の成々と。悅べる言なるべし。(成を那とのみ云る例は、名てふ言も、業の省き言なるにて知るべし。)夜許々能多理は。彌心之足にて。大御神の出御す狀なるに。彌心の足と悅べるなり。(心を許々と云るは、興台產靈神の、許々など是なり、また俗言に、心地など云ときは、心をコヽと云へり)足は。多良斯と云も同言にて。天足し國足し。また息長帶比賣命の。帶しも同じ。(みな滿足の意なり、)母々智豫呂都は。股乳宜にて。裳緒を番登に抑垂給へれば。股の顯れけむこと炳く。また胸乳をかき出たまへる故に。股乳宜しと。戲言し給へるなるべし。(宜を豫呂都と云る例は、萬幡豐秋津比賣、と申す御名の萬は、宜といふ言なるを思ひ合すべし。)また膕ならむかとも所思ゆ。其は股をさへにかき顯はし給へれば。膕の現なること灼く。殊に允恭天皇の卷に見えたる。大前小前宿禰の歌に。宮人の脚結の小鈴おちにきと。宮人とよむとあるは。正に此の。宇受賣命の故事をよめりと聞ゆるに。足結の小鈴云々といへるは。若くは態と御足を。豫々呂呂と蹈などし給へるにや。とさへ思ひ合さるればなり。(但し膕は、和名抄に、余保呂とあれど本は決めてヨロなるが、ホのそはりたるならむ、然る例は、曾理山を、曾保里山といひ、氷をコホリと云るなど是なり。)さて膕を用呂と云は、用呂布所なるより出たる名なるべし。(甲を用呂比といふも、よろふ物なればいひ、萬葉に、取よろふ天香山とも詠り、歌に足結の小鈴と云るをも、思ひ合す

べし、足結やがて足のよろひなるをや、）また宜の用呂。歎の用呂なども。足ぬことなきより云て、）同言の活用けるなるべし。（また丁をヨホロと云は、走使して、膕を勞くより云るならむ、又俗言に、ヨロケル、ヨロック、ヨロメクなどいふも、膕より出たる言にて、ヨロケは、膕壞なるべし、）さてこの歌後に。數の名となれる由は。此を誦ひて舞給へるに依て。大御神の御心和みて。石屋戸を出御せれば。稱美べき言の極みなる故に。天宮にて。常に誦へ美たりしが。言ひなれて。終に數の名とさへ爲たりと所思たり。其は比登布多美用は。一二三四なり。（こを數に云ときは、都をつけて一都二都三都四都と云ふ、すなはち箇の字の義なり、此は終めなる萬の都にならひて、添たるなるべし、中に百と千とを、百智、千智と云は、百都千都とは云がたき故に、智と云るならむ。また二十、三十、四十の智も是に同じ。）伊都牟由那々は。五六七なり。（五を五十五百など云ときは、イと云は、ツを略けるなり。但し五十を伊とのみ云よしは、いまだ思ひ得ず。六をムと云は、牟由の約れるなり、

今も六日をムユカと云は、古言の殘れるなり、）夜許々能多理は。八九十なり。（年中行事祕抄に、八をヤヨと訓る本あるは、四を彌たる由にて、後に加へたるならむ、また十を、景行天皇卷に、御火燒之老人が歌に、登袁と見え、今も然言ふこといふかし、其はタリを約めてはチなるを、トと云むとは、同行の聲にて、外にも轉れる例あれば、然も有べき事なれども、韻はかならず於ならでは、得有まじき物なるに、袁とあるは心得難きを、猶よく思へば、淤と遠と混れたる例いにしへにも彼此あれば、此も古く混ひつるならむ、また祕抄の訓に、タリヤと有るは、鎭魂祭には、一より十まで云ふ故に、十は終めなれば、添たる辭なるべし、前には足彌の義かとも思へりしかど、然は有まじくてぞ、さて二十を、ハタチと云は、二十箇か、フタはハと約まりて、ハト箇なるを、其トのタと轉れるなるべし、また三十より九十までの十を、ソト云ことは、トの横に轉れるなるべし、）母々智豫呂都は。百千萬なり。（百を五百、八百と云ときのみ、ホと云ふは、上つ代よりの言ひならひなるべ

けれど、此は母々の約まり母なるが、ホに轉れるにて、守をマホリとも云例ならむか、又後に訛りて、マムリと云を、またマブリと云も、母と富、牟と布に通ふ例とすべし。)皇國の數の名これにて盡たり。(外國々には、此數の餘に、猶くさぐ\數の印のあれど、いと事痛し、其は西戎國にて、萬を十を合せたるを億と云ひ、億を十を合せたるを兆と云へども、億を十萬といひ、兆を百萬といひて、更に支なし、彼の國にても、此等の數名を設けたれど、其の國籍にも、多くは億を十萬といひ、兆を百萬と云てあるをや、惣て物の數は限りなき物なれば、其名を悉く設けむとせば、何ほど設けたりとも足るまじきを、神の定め坐る數の名は、數少くて、いかほどの數にても、數へ盡さるゝことは、いとも妙なることなりかし。)さて後に。櫛玉饒速日命の天降坐す時に。天津神十種の神寶を授ひて。若痛む所あらば。玆の十種を合せて。一二三四五六七八九十。と云ひて布瑠倍。由良々々と布瑠倍。かく爲たらむには。死人も生き返らむと。敎導し給へるは。鎭魂祭の緣なるを。彼の

御祭に。宇受賣命の裔たる。御巫猿女君等。その事を掌りて。御巫宇氣槽の上に立て。桙もて其の宇氣を撞く數を。十種寶の數に合せて。一より十まで。聲高らかに唱ふる事は。此の謂れに因ることなり。其は古語拾遺に。鎭魂之儀者。天鈿女命之遺跡。と有を以て知べし。天津神の御言に。此を誦たらむには。死人も生返らむと詔給へるを畏み尊みて。等閑にな思ひ奉りそ。(鎭魂に、此段の儀を用らるゝは、日神のこもり坐るを、招まつりし心ばへを以て、遊散する魂を、招きしづむる意なり、其は神祇令義解に、鎭魂、言招離遊之運魂、鎭身體之中府、故曰鎭魂、とあるを見て知るべし、なほ神武天皇卷元年、鎭魂祭の處に委く注せるを合せ考ふべし。)○相與歌舞(この一句、古語拾遺に取て補へつ、記紀ともに、この語なきはいかゞなり。)相與歌は。宇受賣命と八百萬之神たちとなり。(宇受賣命の謠ふに續て、八百萬之神の諸聲に歌へる由なり。)舞は。宇受賣命にのみ係れり。よく事の狀に心を著て思ひ辨ふべし。○掛出胸乳(これより共咲矣までは、記をとりつ。)師

云。胸乳とは。上つ代に。たゞ知とのみ云は。人の身にある乳に限らず。他の物にも多く有を。總て云ふ名にて(今世にも、幕などには此名遺れり、)胸と云はざれば。混るゝ故にやあらむ。掛出は。加伎伊傳と訓べし。加伎は搔の字を書くと同くて。凡て手してする事に附いふ辭なり。さて古は。掛を加伎とも云りと見ゆ。故れ此の字を借て書るなり。(明宮段に、掛出其骨とあるも同じ、また萬葉九に、懸佩之小劒取佩、これもカキと訓べきなり、今云、カグロフを、カギロヒと云るも同じ、)さて此出は。伊陀志と訓べき理りなれども(伊傳は自出るなり、伊陀志は、物を出すなり、)伊傳と云ならへり。武烈紀歌にも。阿婆理豆那とよめり。(此も求り出すなと云意なり、)その外中古の雅語にも。皆かく云り。さて乳は。婦人の人に見らるゝことを恥て。いたく隠す物なるを。(今の世にも、婦人の、乳を人に見する事を、深く恥る國あるあり、)故に搔出して見するは。正心を失ひて。物に狂ふ狀をなすなり。(これ即ち神懸の狀なり、)○裳緒は。毛比毛と訓べし。(書紀の訓に依れり、)裳を結る紐なり。○抑垂(抑の字、記に、忍とあり、今は御紀と、古語拾遺とに依れり、)師云抑は。輕く附云ふ辭には非ず。抑へ下すなり。此態も。乳を出すと同し意ばへなり。(今云ふ御紀にも拾遺にも、此には此事どもは見えず、たゞ巧作俳優とのみ有て、猨田毘古神の段に、天鈿女命、奉勅而往、乃露其胸乳、抑下裳帶於臍下而、向立咲噱と見えたり、かくて古事記には、また彼所には此事なし、傳の異なる中に、此に有るかたまさりておぼゆ、さて拾遺今の本に、抑の字を押とあれど、今は塙本に依れり、其は御紀ともあへればなり、)凡て此神の。人に恥ずて。かゝる態どもを爲るぞ。宇受賣の名に負る。强悍には有ける。(沙石集と云物に、和泉式部が、貴布禰社に、祈ごとしける事を云る所に云く、年たけたるのみて、赤幣たて並へたるめぐりを、さまゞゝに作法して、鼓をうち前をかき上て、たゝきて三返めぐりて、是れ躰にせさせ給へと云に、和泉式部、面うち赤めて云々、千早振神の見る目も恥かしや、身を思ふとて身をや捨べき、此巫がせし態、こゝの態

の遺れるなるべし。）〇動而は。師云。由須理氐と訓べきか。萬葉七に。大海之磯本由須理立波之。とあると。同し卷に。大海之水底豊三立浪之。とあると全同し意に聞ゆ。（かくて此の動の字、登余美と訓めば、由須理と訓まむも何事か有む。）また物語書などに。世の中ゆすりてなど、多く云り。共に擧てと云意に聞ゆるを。此も其意を帶て聞ゆればなり。おちくぼの物語に。物見る人々に。ゆすりてわらはるとあるは全ら此と同じ。（また登余美氐と訓むも惡からず。）と有り。今は登余美を取れり。〇咲矣師云。此は宇受賣命の俳優を觀て。をかしさに笑ふなれば。和良布と訓べし。（惠良具と訓はわろし。）其由は。次の歡喜咲樂とある處に斷れり。〇是時之俳優者神樂之起也。この時の俳優を。神樂。また猿樂の起なりと云こと。古書に多く見え。誰もよく知れる事なれば。今更いふまでも非ず。（其は上代本紀、神祇本源、元々集、神皇正統記などに、此を神樂の起といひ、粟田口猿樂記に、抑、猿樂と申す事を、皆人狂言綺語の戲とのみ思へり、然るに神道の隨一にて侍る、その源を申さば、天照大御神、天石戸に引こもらせ給ひし時、八百萬神たち、歌をうたひ、神樂を奏じ給ひけるより、岩戸もひらけ、世も明かになりしかば、神を和らげ、世をゝさむる事、これに過たる事あらじ、されば今に至るまで神社のまへ、人の家にても、祝言の始には、執り行ふならひにて侍るなど云る、共に然る言なりかし、猶上の文、爲二神樂之長一而、とある處に云るを合せ考ふべし。）かくて其神樂の式は。いまだ委曲に記せる物を見ず。（内侍所御神樂式、といふ書ある由なれど、予いまだ其書をさへに得見ず。）さて俳優は。和邪袁伎と訓べし。（即御紀にも、古語拾遺にもしか訓り、俳優の字は漢籍に、雜戲如二獼猴之狀一、と有を取られしなるべし、言義は。師説に。和邪は童謠禍諺などの和邪と同くて今の世にも。神また死人の靈などの祟るを。物の和邪と云ふ是なり。（其は常には、たゞ祟りて凶き事にのみ云めれど、本は凶にも吉にも通る言なり。）かくて何事にまれ。人の口を假りて神の歌はせ給ふを和邪歌と云ひ。言はせ給ふを言和邪とは云なり。（禍も、神の

爲し給ふ意を以ていふ、）と言れたる如くにて。俳優も。神懸につきて云稱にて。神懸の態を爲て。大御神を咲しませ奉りしより云るにて。袁伎は袁加斯の約まれるなるべし（加斯は伎と約まる、師は招の義に解れつれど、似たる事ながら然は有まじくおぼゆ、其は此にては、招として通ゆれど、下に擧たる、火須勢理命の俳優を、招としては、通えがたければなり、）さて神樂は。元よりの隨に加具良と訓べし。此れも古言と聞えたればなり。（加茂大人の神遊考に、始に加具良と訓しかど、其は惡かりけりとて、加微阿曾毘と訓べき由を論ひ、加具良と言ること、古書に、見えずと言れたれど、其はたま〳〵に見えざるにてそあらめ、七百年ばかり前の書と見えたるに、伊呂波字類抄と云物には、神樂をカクラとあり、）言義は。神惠良にて。加牟は加具となり。惠の省かりたるに。其意を得て。神樂の字を塡たるなるべし。（牟は久の濁音にうつり、其具に字の韻あれば、惠のはぶかるべき語勢なるを思ふべし、（惠良は。笑ふ狀をいふ言なり（其は下に噱樂と有る處に云り、）起也は。

波白米那琉と訓べし。（琉は者の結詞なり、）さて內侍所の御神樂をはじめ。神樂と云へば。もはら神の御前にて爲る遊び態の名となれるを想ふに。此の謂に因て。神遊は。古くは猿がましき態の。可笑き事を主と爲たりけむが。[illegible]に漢風の調子を用ふる世となりて。漸々に古き風は廢られて。嚴重なる態をのみ。雅とする事とはなれりけむ。（漢籍に、俳優の字を、雜戲如編猴之狀とあり、然るは其字を取られしを以て、猿樂と云は、舞は更なり、神樂も、此の俳優より起りつれば、本は定めて、漢風の嚴ならず、可笑かりけむ事知べし、）其は世に傳はる神樂歌の譜と云物を見るに。大かた漢風の譜なるを以て知らるゝなり。（加茂大人云、伶人家にて書集めたる、體源抄と云物に、舊神樂譜、昔貞觀御時、神宴之日被撰定云々、次朱雀院御時、貞信公攝政之間、被始御神樂云々と云り、此は古へより、神遊にうたへる歌の有るにならひて、今の京の始の人々、あまたよみかへしを、貞觀に其宜きを撰ませられけむ、其後延喜の御時も、

或は去り或は加へられしならむ。と言れしは然る説なりけり、○體源抄云、平調は金商なり、西方の音なり、神樂は、本は平調なり、依為亡國音、後に成壹越調云々、又氣比宮神樂は、用盤渉調云々、又云、資忠云、上代は神樂は無調也、而近來すべて以壹越調為之、我か世に相替る事是也、といへり、さきに記せると、異なるはいかにぞや、今思ふに、此説まことに然るべし、さきの、神樂は、もと平調也、と云る説は、ひがことなるべし、これに我世に云々と云るは、此の資忠と云し人の世のほどに、かく替りぬる由なり、師云、資忠は、堀川院の時の人なり、此事も體源抄に見えて、玉がつまに引り、）然れば今傳はる神樂歌も。古のは多く絶て、後の歌の多く変れりと所思たり。其が中に。言句の數も調はざる狀にて。自然に優美く。咲みありて剛きぞ。古に近かるべく所思たる。（今傳はる神樂歌の中に、古今集より以下の集に、何某のよめる歌、と云が多かるをも、思合すべし、）然らでは此の故事より起まりて。神遊と云ひ。神惠良と云に叶はざればなり。其は樂

事の起る本の意を按ふに。まづ歌は。一つ心の種となりて。哀くも憂はしくも。萬に心の感くより歌ひ出れども。咲榮え悦ばしくて。歌ひ出るぞ本なりける。（其は誰やし人も、心悦ばしきをりは、思ほえず、今樣なぞ歌ひ出るを見て知べし、哀く憂はしき時は、たゞに阿波禮と打出らるゝのみにて、強ても今樣など、吟ひ出がたきものなるを以て知べし、）かくて。舞を舞ふ本の意は。謠へども。なほ心歡ばしきに得堪ざるまゝに。手を伸し膝をうちて。その謠ふまに〳〵。拍手を合せつゝも。猶足ずまに立舞て。其歡ばしき情を述る態なれば。究屈しき漢國の調子などは。舞樂の本意に叶はずなむ。（其は佶屈しき調子に合せて、舞ひ歌はむと為ては、おのづからに、心屈みて伸やかならず、樂からぬわざなれば也、）然れば。歌ふも舞ふも。各、某々の。手伸しく可笑しき意のまに〳〵物するぞ。正義には有ける。（然るを漢國にて、樂は世を治め、人に道理を教ふる物の如く云るは、例のさかしらなりかし、）また琴笛をはじめ樂に用ふる器を鳴すことも。此は歌と舞とに隷る

ものなれば。謠ふも舞ふも隨意なる上は。其歌ふ聲と。立舞ふ足搔に隨ひて。左も右も拍子を合すべき物なり。其は此に。管を以て弓弦を叩鳴し。竹に孔を彫て吹鳴し　木と木とをうち合せて。樂の聲に備せたりと有も。其趣に聞ゆるをや。(然るを後の世には、この本の義を忘れて、調を本として、其經に歌舞を合さむと爲る故に、眞の宮風を失ひて、其謠ひ舞ふ狀を見るに、人は然も思はざるにや、予が見聞くには、却りて憂苦不正のでと思はるゝをや、かく言はゞ、其は律呂の旨を知らざるなり、など云も有べけれど、律呂はおのづからに、謠ひ舞ふうへに備はる物にてそあれ、本より定めおきて、歌舞をそれに合する物には非ざるをや。)さて猿樂は、神國史に。(伊勢風土記に引く處。)申樂と書て。サルマヒと訓るに同く。佐流麻比と訓べし。(俗に佐流賀久といへども、さては言の理に叶はざるなり。)此も古言と聞ゆ。(後の物ながら、東國紀行と云物に、され舞と云ることあり、此は猿舞の訛れるなるべし、其は古き道の記、物語書どもに、さるがうわざ、さるがうがましく、さればみ、されくつがへるなど、多く見えたるは、猿てふ言をはたらかし云るにて、咲しき態するを云りと聞ゆれば、され舞は、猿舞なることと知べし、さて今の世に、しやれといふ言あるは、此言の存れるにや、○又さるがうは、若くは猿樂の字音なるか、樂をガウの音によめること有り。)言義は。猿女舞にて。其は猿女君の祖神の舞ける風に。をかしき舞態するより云へるならむ。(谷川士清も、旣く猿樂は、猿女氏の傳へたる樂と云義なり、と云りき、さて漢籍に、俳優するを、獼猴の狀の如しと云るに就て、彼の獸の、人をまねびて、笑しき事するに思ひ合せて、猿舞といふは、彼物の狀に、狂はしく舞ふ故に云ふ、など思ひ粉ふべからず、てはたま〳〵に、趣きの似たるものぞ、猶按ふに、猿は猨田毘古神のゆかりの物故に、猿女神を眞似て、をかしき態をするなり、故れもろこしぶみにも、猿の如く戯ると云ふことあり、猿が猿女神に似たるなり。)その舞ける狀の。正しく見えたるは。火須勢理命の。火遠理命に伏ひて。汝か命の俳優者とならむと云て。面と掌に赭を塗て。

擢つけ。(タフサギは手塞か)足を擧げ踏て。溺れ苦める時の狀を學びて。潮の足に著るときは。足占をなし。膝に至れる時は足を擧げ。股に至れる時は走り廻り。腰に至れるときは腰を捫り。腋に至れるときは。手を胸におき。頸に至れる時は手を擧げ。掌を飄したりし狀を爲たるぞ初めなりける。(猿樂の伎は。秦川勝に始まると云說も聞ゆれど。既に神代に有しものをや。さて廢帝天平寶字七年正月の處に。作唐吐羅林邑東國隼人等樂奏內敎坊踏歌と云ことあるは。火須勢理命の舞給へる狀を。傳へたる樂にや。其は此の命は。隼人の祖なればなり)此を猿舞とは言ざれども。俳優と云ると。其舞ける狀とによりて。猿樂の態なることは知られたり。(然れば和邪袁伎は。和邪袁加斯なるべきことゝ疑なくなむ。源平盛衰記に。猿樂と申すは。をかしき事をいひつゞけて。人を笑はかし侍るぞかし。と有をも思ひ合すべし)また中世に。猿樂と名に負る舞の狀を考ふるに。宇治拾遺物語に。堀川院の御時。內侍所の御神樂の夜。職事家綱を召て。今宵めづらしからむ。申樂つかう奉れと仰せ事あり。承はりて。弟の行綱を招きよせて。仰事のさむらへ。家綱が思ふやうあり。庭火しろく燒たるに。袴たかく引上て。細脛を出して。云々の態して入らむ。と思ふはいかにと云へば。行綱さも有りなむ。然有れど。おほやけの御前にては。びむなくやと云ければ。家綱むべなりとうなづく。殿上には。何事をやせむずらむ。と待せ給ふに。家綱出て。させる事なきやうにて入りけり。また濟て。行綱召すといへば。まことに寒げなる氣色をして。膝を股までかき上て。細脛を出しわなゝき。寒げなる聲して。より〱に夜のふけて。さりさりに寒きに。ふりちふふぐりを。ありちふ炙らむと云て。庭火を十二三度ばかり廻り。走りて入りけり。上中下おほかたとよみけり。家綱はかられたるは憎けれども。兄弟の中たがふべくも非ずとて。有りしにかはらざりけりと見え。(十訓抄に。堀川院の御時。おとゞひにて。家綱行綱といふ陪從ありけり。無双の猿樂ども也と云るは。この兄弟がことゝ也、)また猿樂記と云物に。種々をかしげなる舞の名を擧て。都猿樂之態。

嗚呼之詞など有れば。都て猿女がましき態を爲て。人を笑はするを專と爲たる物にて。この樂ぞ。此段の遊びの狀にかなひて。古への宮風なるべく所思たる。(おのれ田舍わたらひ爲つるほど、ターツチク舞、ザコスキ舞、イボヽシ舞など云舞を見たることあり、其狀いとされたる物にて、正に猿樂記に謂ゆる、侏儒舞、蝦漉舍人、蟷螂舞の傳はれるならむ、と思ひ合されたり、斯て其舞の狀は、舞ふにつれて、傍なる人どもの、諸聲に謠ひはやして、誰しの人にも、舞のなるべき狀なるは、古の宮風の狀の想ひ知られて、甚感たく所思たりき、但し國々處々に依て唱歌のふしは異なるものなり、其れはた自然の風俗なれば、互ひにみやびてぞ聞ゆめる。)然れば古への神樂に舞ける舞は。大かた咲しき態のみなりけむを。漢風の樂を移し用ふる世となりて。彼の調にあへる舞遊を。神樂と稱ひ。咲しき狀なるをば。別て猿樂といひて。貶し卑むる事とはなれりしなり。然れども。堀川院天皇の御世あたりまでも。猶内侍所の御神樂に中樂を仕へ奉らせ給へるは。然すがに。古への

宮風を存せるなり。村上天皇の大御言に。諸神を敬ひ。萬民を安すること。中樂に過たるは無し。と詔へるよし。幹林葫盧集と云物に見えたり。實に宜なる大御言にぞ有ける。(葫盧集は、明應[illegible]年に、宜竹と云ける僧の記せる書にて、鎌倉の五山の僧等の詩文を、集たる物なり、さてまた、猿樂を、散樂とも云につきて、同天皇の辨散樂御製に、宜學峽猿之奇態莫泥水鳥之陸步と詔へるも、猿樂は、をかしき態を專として漢風の嚴なる調などは、泥むまじき由を示し給へるなれば、矩則とすべし、殊に猿樂を、散樂とも云ことは、漢籍に散樂、野人爲樂之善者、非部位正聲也、とあるを取るなれば更なり、但し猿樂と云は、散樂の字音を取て、名づけたり、と云說も聞ゆれども、そは非言なり、江次第の標注に、散樂猿樂也、とありと云り。)さて古へに。猿樂と云るは。何狀にまれ。可笑く戲たる態して。神をいさめ。人を笑はする事を言りしに。足利氏の御政奏されし比より。猿樂の能といふ諸物のいできて。此を專と持はやす世となりしかば。古への猿樂の狀を見る

べき物は。能舞の。相狂言と云物にぞ存ける。(能といふ事。■■天皇紀■年■月の處に、新伎散樂競盡二其能一と見え、西宮記に、相撲の處に、相撲了能優一番、と見えたれども、今在る能舞のことに非ず、古へ風の猿樂をいへるにて、後には猿樂のみならず、弘く雜戲の態するを云りと聞えて、文安元年の田樂能記と云ふ物には、田樂をも能と云り、後の世に能といふは、此語を取て名づけたりと見ゆ、さてその謠また舞の狀を見るに、多くは死人の靈の出て、世を恨みたる事、或は寂滅爲樂などの佛語の、忌はしき語どもにて、粟田口猿樂記に、讃佛乘の因なり、と云る如くなれば、佛を中子といひ、僧を髮長といひ、墓を土くれとやうに、言直すべき沙庭に奏むことは更にもいはず、言靈神の幸ひをこひ祈む人の、もて離さむことは、甚ふさはしからぬこゝちぞする、)故神樂歌の古本に見えたる。神樂歌次第と。其裏書に記せる。御前作法次第とを合せて考ふるに。まづ。「掃部寮座遠儲計。「次內藏寮饗遠儲久。「瀧口乃陣戶與利。「物音遠發氏。御前爾參琉。「次各々本末乃座爾著久。

「次公卿坏遠執氏。各々座爾著伎。兩三度了琉。「先人乃長。庭火乃前爾出來氏云。鳴高々々二度。「次云。布留々々留々萬々不々二度。「次云。今夜乃夜乃御神態乃人乃長。左乃近支衞乃府乃將監某。「男山乃總撿挍頻氏懸多利。「天乃下千壽萬歲可二御座一支物聞支「次云。主殿寮々々々二度。主殿寮唯稱須。仰云。御火白久獻禮。又唯稱須。「次云。男共令レ立氏。各乃戈可レ試支體申多利。則自加戛唯稱須。「次云。掃部寮々々々二度。寮人唯稱須。仰云。膝突給倍。又寮人唯稱須次云。御笛可レ仕支男召須。笛吹參候比。膝突志氏。庭火乃笛遠吹了留。人長仰云。本乃方爾候倍。退出氏。本乃方乃座爾著久。「次云。篳篥可レ仕支男召須同久參候比。膝突志氏庭火乃篳篥吹了留。仰云。末乃方爾候倍。退出氏末乃方乃座爾著久。「次云。御琴可レ仕支男召須。琴彈參候比。膝突志氏琴仕了留。仰云。本乃方乃座爾候倍。退出氏。本乃方乃座爾著久。「件三人人長乃命爾隨氏。兩方乃座爾著了氏。引レ琴乃間爾人長仰云。物聲與利合倍。笛。篳篥。琴。與里安波世多利。「次云。御歌可レ仕支男召須。歌人參候比膝突志氏笏遠腰爾差乃間爾。笛篳篥吹了氏。御琴尚不レ止獨

搔久間爾。兩手遠合氏拍子止爲氏出レ音須。其詞云。美山仁波安良連布留良志。止也末奈留。庭火哥音留乃間爾。人長仰云。本乃方爾候倍。立膝突氏著レ座了奴。「次末乃歌遠召須」同前奈利。仰云。末乃方爾候倍。「次人長申云。男共介レ立氏各々乃戈試了奴。今波御神態可レ仕乃狀申多利。則自頁唯稱了氏。歸レ座氏著了留」御琴倘毛不レ止懸多利。「次本末乃音頭乃人。各々笏拍子遠取利。御神事遠始牟。」とありて。次に取物九種。榊。幣。杖。篠。弓。劔。鉾。杓。葛。(但シ不レ用レ葛。)各々雄拍子九。拍子十。とあり。此採物に各々歌ありて。本末の歌人是を謠ひ。琴笛の曲に合すを。採物の歌を謠ふとは云なり。榊の歌は。本。「賢木葉の香をかぐはしみとめ來れば。八十氏人ぞ圓居せりける。(賢木のことは既にいひき、とめ來ればゝ尋來ればなり、八十氏人とは、神に仕へ奉るもろ〳〵の氏人を云ふ圓居とは、字の如くにて、麻止は麻呂と同言なるべく思はれたり、然れば此は宮人たちの、其處により集へる狀を云るなり、此歌は、拾遺集の神樂歌にも載られたり、さて因に按に、纏ふも一つにまとひたることにて、同言の轉れるなるべく、的も形の圓きより云る名なるべし、末。「神がきのみむろの山の賢木葉は。神の御前に茂りあひにけり。(此歌六帖に、貫之、かぐらとあり、縣居大人云、みむろとは、神のあらかを云、さて神垣は、其社をひろくさすなり、されどかく重ね云へる例はなし、神なびのと有しを、謠ふものゝ唱へ誤りしなるべし、六帖に、行が上に又もゆけてき神がきや、みむろの山、とあるも誤なり、神なびの御むろは、飛鳥の雷岳のことなり、若くは、他の社にて謠ふとき、神がきと替しにや、此歌は、古今集の採物の歌にも載られたり、)また或る說の榊の歌に。本。「賢木葉にゆふとりしでゝ誰が世にか。神の御室を。いはひ初けむ。(をの字常の本にはとゝあり、御神樂式の本には爾とあるを、今は古本に依れり、取しでゝのとりは、上にそへ云てと例多く、上に注るが如し、しでゝも上に云りき、垂の字の義なり、)末。「霜八度おけども枯れぬ賢木葉の。立榮ゆべき神のきねかも。(常の本に、おけどかれせぬとあり、今は古本の一本、また御神樂式の本に

よれり、縣居大人の說に、霜八度は、霜のいや度もおけどもなり、神のきねとは、巫女のことにて、ねぎめと云を、ねを略き、めをねと通はし云と聞ゆ、さて賢木の榮ゆることによせて、巫女をいはふなりとあり、按ふにきねの說信がたし、此はただ木と云ことにて、ねは添たる詞なり、其は岩根木根、また屋を屋根と云類なるべし、猶きねと詠る例は、六帖一にかぐらを、貫之の歌に、「足引の山の賢木のときはなる、陰に榮ゆる神のきねかも、「榊葉のときはにしあればながけくに、命たもてる神のきねかも、此等も同じ、然るを素性法師の歌に、神祭を、「神まつる卯月に咲る卯の花を、白くもきねがしらげたるかな、と有るきねは、巫女の類として詠るなれば、後の誤なり、猶あるべし、○或說の歌は、常の本には、前の歌に並べて、大字に書たれど、古本には、裏書に云、或本榊の歌と記して、一字さげて、小字に書り、これ正し、下の或說の歌も此に同じ、)幣の歌は。本。「みてぐらはわがにはあらず天にます。豐遠加比女乃神のみてぐら。(神の字常の本には宮とあり、今は古本の一本によれり、さて歌の意は、上に引て注へり、末。「みてぐらにならまし物をすべ神の。御手にとられてなづさはましを。(なづさはましを、一本になづさはるべくとあり、御神樂式の本に、なづさはるべきと有り。今は古本、また一本に依れり、さて此の二首ともに、拾遺集の神樂歌にも入れり、さて此歌の意も既に注り、)杖の歌は。本。「此杖はいづこの杖ぞ天にます。豐遠加比女の神のつゑなり。(神の字常の本には、宮とあり、今は古本に依れり、さて此歌の意も上に引て注へり、末。「逢坂をけさ越來れば山人の。千とせつけとてきれる杖なり。(縣居大人云、山人は仙人の意なり、萬葉に、仙人を、扇はなたず山に住人、また山人の、我に得しめし山づとぞこれ、とあるも、仙人と聞ゆ、此歌拾遺集にも有り、と云れたり、さて上の句、古本には、王禮仁久禮多留也萬川惠曾古禮、とあれど、今は御神樂式の本、また常の本にかく有に依れり、)また或說の杖の歌に。本。「足曳の山をさかしみゆふ附る。さか木の枝を杖につきつる。(一首の意は、越行く山路のさかしさに、神

をいはひ奉り、ゆふを付たる賢木を、杖につきつるとなり、扱つきを本どもにきりとあるを、今は一本に依れり。)末。「すべ神の御山の杖と山人の。千とせを祈りきれるみ杖ぞ。(御山は、御室と云に同く、神のます所を云なるべし。さて歌の意は、皇神の御室に奉る御杖とて、山人の、殊に千歳を齋ひ祈て、きれる御杖ぞとなり。)篠の歌は。本。「この篠はいづこの篠ぞとねりらが。腰にさがれる鞆岡の篠。(縣居大人の説に、こはいづこの篠ぞ、鞆岡の篠なりと云ふ中に、二句の序をおきたるなり、舍人は、御守をすれば、常に矢をもてり、鞆は弓射るとき、左の手に付るものなれば、常に腰につけて居るなるべし、故れこしにさがれると云るならむ、古へとねりと云は、さま／＼なれば、藤原奈良の朝にて云はゞ、此は大宮人の、御門の御階の下を守り。從駕の時などのさまなりと有り、契沖云、鞆岡は、和名抄に、山城國乙訓郡、鞆岡度毛乎賀とあり、枕草子に、をかと云處にともをかは。篠のおひたるがをかしきなりとは、此歌にて云り、鞆は弓射るときの具なれば、舍人等が、常に腰につくる故に、かくつゞけたりと云り、さて此歌に依るときは、神樂に採れる篠は、鞆岡のを用ひたりと聞ゆ、三句以下、古本には、とよをかひめの神のみ篠ぞ、とあり。)「さゝわけば袖こそやれめとね河の。石はふむともいざ川原より。(縣居大人の説に、こは只初句の言のみを、篠の歌に取たり、とね川は、上野國にある川なり、萬葉にも見ゆとあり、歌の意は、篠を分行かば、袖が破れむずるほどに、石をふむはくるしけれど、川原より行かむとなり、是に依れば古へ利根川の邊は、篠おほき由を、都に云ならはせしなるべし、さて此歌、新勅撰集、神樂歌にも載られたり。)また或説の篠の歌に。本。「笹の葉に雪降つもる冬の夜に。豊のあそびをするがたのしさ。(縣居大人云、大やけに、終夜燈をはりて、大御遊し給ふを、豊のあかりと云り、此に豊のあそびと云も、豊のあかりして、神遊する心なり、然れど、豊の遊と云る古言は聞えず、今の京などにいひ初し略言とおぼゆ、さて此れもさゝの葉と云る一と言を取れるのみなり、さて結句のさの字、常の本には

きとあり、今は古本によれり。）末。「みづ垣の神の御代より篠の葉を。たぶさに とりて遊びけらしも。（契沖の說に萬葉に、みづがきの久しき世より、と多く詠り、これもまた其意なり、また古への神の御世よりあひけらし、と詠るも、久しきことを、神の御世と云り、たぶさは腕の字をよめり、後撰集に、遍照、「をりつればたぶさにけがるたてながら、みよの佛に花たてまつる、とも詠り、又篠を、手草にとると云へば、若くは書誤へたるかと云り、加茂翁の解に、腕といふ說を、かなはずとて、手草の誤りとせられ、師もたぐさをたぶさと謠ひ誤れるならむ、と云れつれど、予は契沖の說に心ひかる、さて遊は、すなはち神樂なり、）弓の歌は。本「弓といへばしなゝきものを梓弓。まゆみ槻弓しなてそあるらし。（加茂翁云、梓弓、檀弓、槻弓、その木によりて、種々のわかちあれど、たゞに弓と云ときは、何のくさもわかず聞ゆると云にて、此しなとは、種といふ意なり、と云れき、さて此歌によるに、神に奉る御弓は、かく種々の木にて造るとおぼえたり、此歌、新勅撰集の採物に載られたるには、終の七字を、一としなもなし、と直されたり、何なる意とも聞え難し、）末。「陸奥のあだちの眞弓我ひかば。やうやくよりこしのびしのびに。（安達は陸奥郡の名なり、其より出る弓を云なるべし、萬葉十四に、みちのくのあだゝら眞弓、とあるも此と同じかるべし、同集に、信濃のま弓と云ることも有り、さて檀の木は、古へ多く、これを以て弓を造れりし故に、眞弓の木と云りしが、終に此木の名とはなれるならむ、さて弓をひけば、本末の我方へ寄る物ゆゑに、より來とは云るなり、扨やうやくを、古本も常本も、やうやうと有り、古今集にも、採物の歌に入て、末さへよりこしとあり、加茂大人の說に、やう〳〵は常言なりこはやう〳〵よりて、と云るを誤まれるならむ、萬葉にもやゝ〳〵など詠て、然云ふぞ雅言なるとあり、今は御神樂式の本に從れり、）また或說の弓の歌に。本。「さつをらがもたせの眞弓おく山に。みかりすらしも弓の筈見ゆ。（加茂翁の說に、弓矢をもて、物を得ると云古言よりして、弓矢もて獵する人を、さち人と云を、はやくより轉

して、さつ人、さつをとは云り、もたせは、たゞ持(もつ)をのべて云のみ、從者などに持すると云には非ずとあり、みかりは、契沖云、常の狩なり、萬葉に、み袖もて床打はらひと詠るは、吾袖を云り、今の世はみかりと云は、上にのみ云て、下にはかよはぬなりと云り、さて常の本には、さつてらとあるを、今は古本の一本に、佐川平とあるに從れり、さつてと有る本は、平を手と誤れるなるべし、契沖は、さつてとある本を採て、さつてはさつちなり、ちゝをてゝと云は、音の通へばなり、薩摩國も、幸彥たちの住たまふ國なれば、名付たるにて知べしと云り、)また本。「よも山のまもりにたのむ梓弓。神のたからに今しつるかな。(よも山も加茂翁の解に、或人の說とて、四方八方の、かと云る由みゆ、四方山といふ言は、俗言めきて聞ゆれば、此は實に、四方八方のうつれる言なるべし、榮花物語、花山卷に、ことしは、世の中に、もがさと云ものいできて、よもやまの人、上下やみののしるに云々、とあるを、一古本に、よもやもとあり、されど此のよも山は、諸本みなかくあり、

拾遺集の神樂歌に載られたるにも、「よも山の人のたからにする弓を、神の御前にけふたてまつる、とあれば、もとよりよも山なりしか、さて此歌に依るに、古へは世の中の人、誰も〳〵弓は寶とし、守とはたのみたるなりけり、まもりを、古本の一本、また御神樂式の本には、まほりと有り、同じことなり、)末。「梓弓はる來るごとに皇神の。豐のあなそびにあはむとぞ思ふ。(梓弓、こゝにては春にかけたる發辭(まくらことば)なるを、此歌神祇の歌にて、梓弓と云言ざまあるゆゑに、弓の歌とは爲つるなるべし、)劒の歌は。本。「白かねの目貫の太刀をさげはきて。ならの都をねるはたが子ぞ。(目貫は、信友云、中右記、寬治八年の下に、劒の事を云る處に、目貫之穴二つとあり、今云ふ目釘穴なりと云り、ねるは足ふみを齊しく、靜にわたる意なりと、加茂翁の言れたるが如し、さて常の本には、ねるや、とあるを、今は古本に從れり、また一古本にはねりわたるかな、と有。)末。「石上古屋をとこの太刀もがな。くみの緒(を)しでゝ宮路かよはむ。(加茂翁の說に、布留神社などに在し人、よき太刀はきして

と有るか、また此神宮には、古へ寶劔を多く納め給ひしかば、其れに准へて、よき太刀はく人有しか、萬葉十六に「虎に乘り古屋を越して青淵に、鮫龍とり來む劔刀もが、この古屋は、地名と見ゆ、今も是なり、石上は冠辭なるべし、然らばこの古屋は、何處とも知がたし、萬葉の歌の、劔刀もがは、古屋によし有ことゝ見ゆるを、此の歌によれば、古へかの地に、よき太刀もたるをとて有しか、くみの緒は、太刀のをとりのくみにてしたるを云、とあり、さて此の二首も、拾遺集神樂歌に入れり。)また或說の劔の歌。本「いはひ來し神はまつりつ明日よりは。くみの緒しでゝあそべ太刀はき。(あそべを本どもにあそびとあるを、今は古本に依れり、歌の意は、神の祭はすぎつれば、隙あきたり、太刀はきてあそべと、誘ひたる意と聞ゆ、また女神の御前を拜むには、太刀はくまじき故實の有るによりて按ふに、大御神は、女神にませば、古への御前に候ふとしては、太刀はかざりけむが、其御祭のすぎつれば、是より太刀をはきてあそべ、と云へるにや、其はとまれ、古へより太刀を、やごとなき物にしたりしこと、此歌にても知らる。)末「おきつきに皇神たちをいはひてし。心は今ぞたのしかりける。(加茂翁の解に、奥つきは奥槨にて、人をゝさむるをもいへど、此を思ふに、おく深くいはひ奉る御室をも云しなり、とあり、歌の意は おきつきに、皇神たちをいはひ竟つれば、今は心のたのしきと歡べるなり、但し此歌劔には緣なし、然るを梁塵抄に、皇神たちとあるたちを、太刀の緣に解れしはいかゞあらむ、)鉾の歌は。本。「この鉾はいづこの鉾ぞ天にます。豐をか姫の宮のみほこぞ。(みほこぞ、諸本にはこなりとあるを、今は古本によれり、さて歌の意は前に注り、○こゝに出たるみてぐらは云々、此杖は云々、此鉾は云々、などの歌三首、これら此時、豐宇氣大神を祭りたる證とすべし、これ即ち大御神の、豐宇氣大神を祭り給へる大御心を、心としての祭なり、また大殿祭の文よく見るべし、)末「よも山の人まほりにする鉾を。神のみまへにいはひたてたる。(加茂翁解に前の弓の歌とひとしく、其中に人の守と云ときは、よも山は、たゞよ

もと云むが如し、と言れしはさる說にて、此歌に依て思ふにも、よも山と云詞は、四方八方と云言の、訛りと知られたり、さて諸本に、まはりをまもり、いはひたてたるをいはひつる哉とあるを、今は古本に依れり。)杓の歌は。本「大原やせがゐの水をひさでもて。鳥は鳴とも遊びてくまむ。(梁塵抄に、せがゐは淸和井とかけり、山城國大原鄕にある淸水の名なり、と解れしを、加茂翁の解に、淸和院を、枕草子に、せがゐと云るより、此をも淸和井と云はいかにぞや、せがゐは堰之井なり、大原や堰の淸水をと、伊勢物語の古本にもあるてれなり、右の歌六帖には、手にくみてとあるを、杓の歌とせむとて、杓もてと替たるなりとあり、六帖に依るときは、せがゐの水を手にくみつゝ、鳥は鳴とも、凉み遊ばむと云るなるを、此は其を直して、杓の採物の歌としつるなれば、凉の意はなく、たゞ鳥は鳴とも遊ばむと云るにて、大原やせがゐの水をと云まで、序と見てあるべきにや、さて古本には、「大原やせがゐのしみづひざてして、鳥はなくとも安會不世遠久女、とあれど聞え難し、又常の本には、遊びてゆかむとあるを、今は御神樂式の本に從れり。)末。「わが門の板井のしみづ里遠み。人しくまねば水さびにけり。(板井は、今井似閑か說に、板を並て井とせるなりとあり、さて常の本には、水草ゐにけりとあるを、今は古本に依れり、水佐比とは、水澁の浮くことなりと、加茂翁の言れたるが如し、古今集採物の歌には、水草おひにけりとある、是も惡からず、また六帖に、初句を我やどのと有て、家持卿の歌とせり。)と有て。古本に依るに。總の七字は。みな折かへして。萬止爲世利計留。萬止爲世利計留。美川佐比仁計利。美川佐比仁介利。と謠ふことなり。(なほ謠ひ竟て、於介阿知女、於介々々と囃すなど、くさ〴〵作法のあるを、其はその書に就て見べし。)さて此に右の歌どもを擧て。少か其意をも解れるは。此段に備たりし物と思ひ合せて。古意を辨ふべき歌も多かれば也。(その中に、弓、杖、杓は、此段に見えざることは、たま〳〵に傳の洩たるにぞ有べき。)さてかく杓の歌までを謠ひ竟て。次に片折と云を謠ふこととなり。(片折てふ言

は、加茂翁の解に、求子歌の末に、加太於呂志、加太於呂志とあり、古事記に、片下と云こともあり、されば此の折も、おろしの意にて、下の借字かと思へど、かな違へば、板井やの言のみを、重ねうたふを云、と言れしは、梁塵抄に、片折と云は、歌曲の節の名なり、杓の歌にとりて、せがゐやせがゐ、板井やいたゐと、二の句を重ねて謠ふを云り、とあるにも符へり、〕其歌は。本の方にては。「大原や。せがゐや。せがゐの水を杓もて。鳥は鳴くとも。遊びてくまむの歌を謠ひ。末の方にて。我か門の板井や。板井の清水さとゝはみ。人しくまねば水さびにけりの歌を謠ひ。次に諸擧と云を謠ふ。其歌は本の方にて。「せがゐや。せがゐ。せがゐの水を杓もて。鳥は鳴ともあそびてくまむ。と謠ひ。末の方にて。「板井やいたゐ板井の清水里とはみ。人しくまねば。水さびにけり。の歌を謠ふことなり。〔諸擧てふことは、梁塵抄に、此も歌の節なり、初句を略きて、二の句を三つかさねて謠ふを云り、たとへば、陽關三疊の曲と云が如く、王維が詩を、行人を送るとき、詩の句を。三度かさねて、謠ふことの有に准ふべし、〕次に韓神の歌と云を謠ふ其は本方にて。「三嶋ゆふ肩に取挂け。われ韓神のからをきせむやからをき。〔三島ゆふの事、梁塵祕抄に、伊豆國三島と云所より出る木綿なり、と見え、加茂の翁も、此説によられたれど、木綿は、安藝國のを用ふる由、式にも令にも、記されたるとあはねば、なほ疑はし、肩にとり挂は、祝詞の文に、弱肩爾太襁取懸氐と見え、允恭天皇紀に、手次にかくるよしなり、加茂翁の解に、木綿を頭より肩まで垂るゝ故に、肩に取かけと云へるなり、頭にかくる事、萬葉に見ゆ、と云れしかど、然は有まじくこそ、からをきは、枯荻に、韓招と韓招の意をかねたりとおぼゆ、其にまづ體源抄に、からをきは、枯たる荻を云にや、清暑堂御神樂ノ試樂、狄柄家にて行はるゝとき人の長枯たる荻の枝を持つことあり、是れ祕藏の事なりと見え、源氏物語若菜の下に、もとめてはつるするゑに、若やかなる上達部は、肩ぬぎて云々、見るかひおほかるすがたどもに、いと白く枯たる荻を、高やかに

さしかざして、たゞひとかへり舞ていりぬるは、いとおもしろく、あかずぞありける、と有を合せて思ふに、からをきは、枯荻にて、其を持つてとも有してと論ひなし、さてしか荻を持て、からをきせむやと云へる意は、大御神の石屋戸にさし隠り坐るを、招奉りしを本にて、客招はせまじ、招出し奉らむとの意にて、客招と韓招、語の同じき故に、韓神のとは云へるなるべし其は韓神とは、御神樂式に、韓神之事、素盞烏尊子也とあるは、正き傳へにて、五十猛神のことなるを、此は韓を招きよせたる神なる故に、韓神の如く、韓招せむやと云て、客招に云ひかけたるものなるべし、然れば韓神てふ詞は、此にやうある事には非ざるを、たゞ其詞を取て、歌の名とさへしつるならむ、御神樂式に、加良於幾座置也、とあるは誤なるべし、なは韓神の事は、第六十七段、五十猛神の處に云ふを合せ考ふべし。)と謠ひ。末の方にて○「八ひらでを手にとり持て。われ韓神のからをきせむやからをき。(加茂翁の解に、八ひらては、おほくの平盤なり、柏の葉を集めて、竹串を器形に作りて、神の御食物をもるなり、大嘗祭式に、葉盤比良氏似二笠形一、とある是なりとあり、八平手の意とするは非なり、手にとり持てとあるを思ふべし。)と謠ふことなり。さて上件取物の歌了て、次に人の長さし擬ひ。各々に酒を給ひ。其の事了りて。倭舞仕奉る人を召て舞しめ。是より前張仕へ奉ることなり。(前張に、大前帳小前帳と云あり、梁塵祕抄によるに、大前帳に、歌七首あり、宮人、木綿志天、難波潟、前張、階香取、井奈野、これなり、小前張に、歌九首あり、薦枕、閑野、磯等、篠波、殖槻、總角、大宮、湊田、蓑、これなり、さいばりと云名の義は初萩なり、さいは前なり、初と云意なり、はりは萩なり、萬葉に、はり原と云へるも萩原なり、さて前張には、「さいばりに衣はすらむ雨ふれど、うつろひがたしふかくそめてば、と云一曲の名を、凡てに通して名付たるにて、大前帳七首の中の前張は、本曲にてあるを、其調子にて、十六首ながらうたふに取りて、又律呂などのちがひめあるによりて、大前張、小前張とはいひ替たるにや、なほ郢曲の人に問べしと、是も

梁塵秘抄の說なり、）なほ次々謠ふ歌おほく。種々の式ある事なるを。此には少か。其の次第を記すのみなり。（なほよく其書どもを讀み、其人に就て問ふべし、）さて古本の目錄の處に。𦾔より以下を。雜歌と云ふ由見えて。終りに神樂と云歌の名あり。（なほ此等のこと、委くは、神樂歌の注解に云むとす。）

○門人。岩崎長世。間秀矩。馬嶋穀生ら云ふ。この古史傳の。十卷あまり一卷にあたるまきを。板に彫らすと勞けりしは。秀矩穀生らもおなじ。美濃國惠那郡中津川の里人。高木定章。勝野正方二人にてそ。

古史傳十二之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤
孫　延胤　續攷

神代中四之卷

於是天照大御神以爲怪。亦聞看天兒屋根命之。廣厚稱辭祈啓而。詔曰。頃者人雖多請。未有若此言之麗美也詔之而。細開天石屋戸而。自內詔者。因吾隱坐而。以爲天原自暗。葦原中國亦皆闇矣。何由天宇受賣者。爲樂。亦八百萬神。諸咲耶詔矣。爾天宇受賣。益汝命而。貴神坐之故。噓樂遊也白矣。如此言之間。天太玉命。指出其鏡而。示奉之時。天照大御神。逾思奇而。稍自戸出而臨坐之時。其隱立之天手力男神。引開其石戸。取其御手而。奉引出矣。即中臣神。忌部神。以尻久米繩。控度其御後方而。白言從此以內。勿還入坐矣。是時以鏡。入其石窟則。觸戸而小瑕矣。其瑕於今仍存。此即伊勢崇祕之大神也。

於是天兒屋根命と云より。詔曰まで。書紀(石屋段第三一書)に。於是天兒屋命云々。廣厚稱辭祈啓矣。于時日神聞之曰。頃者人雖多請。未有若此言之麗美者也。乃細開磐戸而窺之。とあるを取て。文を作せり。○廣厚稱辭は。比呂伎阿都伎多多閉恭登と訓べし。(常言にはゞ。廣く厚きといへど、廣伎厚伎といふぞ古言のさまなる。)多多閉は。師の。水を湛ると同言にて。滿足はす意なり。今の世の言に。海淖の滿きはまれるを。しほのたゝへと云も同じ。と言れし如く。其神の御德を。彌廣爾彌高に。言擧盡すを云なり。諸、祝詞に。其

奉る種々の物名を擧て。其事に仕奉る人の勞をさへに。太じく言擧るも。本はその神を崇むより起れるにて。稱辭竟とある竟。また下（第五十九段）に。祓竟とある竟も。稱盡し。祓ひ盡す意なり。（加茂翁說に、萬葉に、「む月立ち春の來たらばかくしてそ、烏梅を折つゝ多努之岐乎倍米、こを家持卿の追和し歌に、春裏之樂終者とよめる終も、共に樂みを盡すことなり、と有り）さてかく稱辭祈啓し給へるは。何に對ひて。白し給へりと云はむに。此はまづ此時に。かく殊更に。神事麗美く。種々設備へて。嚴重に仕へ奉り給へるは。大御神に獻り給へりと云にも非ず。外に貴き神御坐すに依て。其神に獻り。稱辭も。其神に白し給へる狀也。門人なる新田目道茂が說に。御鏡に向きて白し給へるなりと云へるは。然る說なり。（さるは此時に、設備へて獻られたる物等の中に、御鏡はしも、令レ作二日像之鏡一、とも有る如く、其大御光を學び移せる御鏡なれば、有が中にも、主とある御物なればなり、故れこの御鏡に向きて、稱辭白し給へるは、さも有べき御事なり、此御鏡後に、大御神の大神實とも、成坐せる物なるを、思ひ合せ奉るべし、）○聞看は。上（第四十二段、）に出たり。○頃者は。許能碁呂と訓べし。（即ち本書にかく訓り、）○雖二多請一は。佐波邇麻袁世杼母と訓べし。（此も本書の訓のまゝなり、）この大御言を思ふに。大御神の石屋戸を刺て。幽居せるほどより。神等の。各々某々に。出御のことを請啓せるも。多に有りしこと知られたり。○未レ有二若此言之麗美一（此は師の訓にしたがへり、）こゝの大御言の總ての意を按ふに。我が石屋戸を刺て幽居るより。神たちの。出御のことを請啓せるも多なれど。かく言のうるはしきは有らざりしを。今兒屋命の祈啓す言の。かく麗美きは。いかなる貴き神の有て。かく申すやらむと。其詞に甚く感あやしみ給へるなり。○細開而。本曾米爾阿祁氐と訓べし。此の米は所見の切まりたる辭なり。（拾遺集物名に、つばくらめを隠して、難波津は闇目にのみぞ、云々とよめる目も、是に同じ、）○自內詔者。（本に內告者とあるを、師の此の上に、自の字必す有べきことなり、と言れしによりて、自の字を補ひ、告は私に替た

るなり。)師云。此は沼河比賣段に。未レ開レ戸自レ内歌曰。とあるに似たる文なり。內與理能理給閉留波と訓べし。○自暗。師云。この自は。上の自我勝爲云而。とある自に同じ。(其意彼處にいへり。)下に自照明矣。とある自も是なり。○皆闇は美那久良部牟と訓べし。古言なり。此部牟は。加良牟と云に同じ。(例は古き歌にいと多し。)○以爲は淤母布袁と訓べし此袁は爾と云むが如し。○何由は。那杼氐と馴むべし。(本には。由の下に以の字あれど、無ても聞ゆれば除きつ。)○咲耶は。和良布叙と訓べし。(問言に、叙と云こと、常にも云へど、古言なり。)此は怪みの餘りに問ひ給ふなり。○益は。麻佐理氐と訓べし。(但し此は借字にて、勝の字の義なり。)○噱樂遊は。(本は歡喜咲樂とあるを、師の歡喜咲の三字を、惠良岐とよみ、樂の字を阿蘇夫と訓れたるに依り。噱樂の字は書紀に取り、遊の字は私に加へて文を作しつ。)噱樂の二字を惠良岐と訓み。(即ち書紀にしか訓り、此は其の本書には、惠良岐などありけむを、此字を塡られしにて決めて古訓なるべくおぼゆ。)遊の字

は。常の如く阿曾夫と訓べし。○惠良具とは。師說に咲榮樂むを云。(續紀廿六、大嘗祭豐明の詔に、御酒乎、赤丹乃保仁、多末倍惠良伎云々、また三十の詔にもかく見え、萬葉十九に、豐宴見爲今日者云々、千年保伎、保伎吉等餘毛之、惠良々々爾、仕奉乎見之貴佐、などあり。)さて此は。宇受賣命の謀て申す詞にて。己が俳優と諸神の咲とを合せて。眞實におもしろく。樂みあそぶさまにいひなせるなり。とあり。(なほ記傳八卷見るべし。)さて惠良岐に噱樂の字を書れしは。玉篇に。嚧同レ噱大笑也とあるに依て。此字を取つゝも。こは大に笑ふ意のみにて。樂みの意なき故に。樂の字を合せて書れしなるべし。(亦是に就て按ふに、神樂を加具良と訓むことは、もと神惠良てふ言の、加牟は加具となり、惠のはぶかりたるにて、其意を得て、神樂の字を塡たるなるべし牟は久の濁音にうつり、其の具に宇の韻あれば、惠のはぶかるべき語勢なるを、よく思ひ辨ふべし。)さて惠良の惠は。咲の惠と同く。(靨笑顏のヱも即ちこれなり。)また笑ふの和良は。惠良と同言にて。萬葉歌に。保伎

吉等餘毛之惠良惠良爾。などあるを思ふに。本は。咲ふ狀より出たる言なるべし。世にも惠良々々笑ふなど云めり。(またけらけら笑ふと云も、この轉れるなり、またへら笑ひなども云り、出羽の秋田などにて、さるがう事して、甚く笑ふを、へらけると云、此れも同言の訛れるなるべし、)○其鏡は。即上文の。賢木に懸たる八咫鏡なり。○示奉は。師云。美世麻都流と訓べし。顯宗紀。孝德紀。などに。奉レ示とあり。(神武、神功、仁德などの卷にも、示の字を、美須と訓り、さてこの御鏡を見せ奉れるからに。日神の御光りうつりて。全等同く照かゞやくを以て。汝が命に勝りて貴神とは。即ち此の御鏡を申しなせるものなり。(如此爲るは、いと淺はかなるに似たれども、上代の意なり、後の世のなまざかしき心を以て、疑ふこと勿れ、さて御鏡は、日像鏡と申して、日神の御像を摸し、また其御光のうつれるを以て言ふなれば、汝命と、等しき神とこそ申すべきを、勝りて貴きと云るは、甚だしく云ひなせるものなり、)かの日蔭蘰をしたるも。(上に此鬘を、頭より垂るゝは、日の光のまばゆきを、さし隔つる料なりと云ること、此に思ひ合すべし、)雞を鳴せたるも。皆此貴神坐て。世を照し給ふこと。日神に同きよしを。示したるものなり。(纂疏の說など、非言なり、)○逾思レ奇而とは。師云。此御鏡の。己れ命と等く照明らけきを御覽して。實に宇受賣の申せる如く。貴神坐すことよと。逾とは云なり。奇み御思なり。上に怪み以爲せるを承て。○稍は。(師說に今の世の言に、漸々にと云ふ意なり、と云れつれど、)少の意に見るべし。(稍と少とは語の意通へり、)○臨坐之時。師說に。臨は。(字鏡に、闚を宇加々不、又乃曾光とある如く、)能曾久と同じ。今思ふには。能曾牟と。能曾久とは。意異なるが如くなれど。中務家集に。池にのぞきたる松に藤かかれり。と云ひ。源氏椎本卷にも。水にのぞきたる廊に云々などあり。此らは臨むを能曾久と云ひ。今は能曾伎坐を。臨坐とあれば。相ひ通ひて本と同言なり。(但し此は、自レ戶出而とあれば、物の間などより闚とは少し異にて、たゞ事の情狀をうかゞひ見る意なり、)とあり。さて上に稍從レ戶

出而とある故に。石屋戸の外へ。出御るごと聞ゆれども然らず。細開きたる間より。稍御體を出して。臨坐るよしなり。下文に。奉引出とあるを以て。思ひ辨ふべし。(戸外に出御るならむには、奉引出とは有るまじくこそ、故れ稍には、少の意なりと、上に云りき。)〇引開其石戸は。(本に此文なし、今は書紀、古語拾遺共に、天手力雄神、侍磐戸側、則引開之者、とあるに依て補へり、必有べき文なり。)かの細開給へりし石戸を。皆がら引き開たる由なり。しか爲むとてなも。御戸掖に隱り立しける。(世に此の時石戸を引開らき、其戸を投給へるが、信濃國に落て山と化れる、それ戸隱山なりと言傳ふるは、美濃國喪山などの故事を思ふに、然も有べくおぼえたり、春日社記に、天手力雄神、信濃國戸隱明神是也、と有は、傳へある事にや、また信濃國地名考にも、古說を引て、戸隱神社は、手力男神なる由云り、さて戸隱は、トガクリと訓べきを、訛りて、トガクシと言ひならへるにや。)〇取其御手而は。師云。此の取の字を。舊く多麻波理と訓り。(書紀には奉承と書る、其れをも然訓り。)されど此訓は。後世の語つきなれば。猶字の隨に。登理氏と訓べし。〇奉引出矣。(本には引出とのみあり、今は書紀に、引而奉出とあるに依て、奉の字を補へり。)師說に。此にて。此神の名義あらはれたり。戸を引開むには。本よりのこと。御手を取て引出し奉むにも。手力の優たらむ神を充べきわざなりかし。(延喜六年、日本紀竟宴、阿刀春海歌に、止己也美母、多乃之支美與止、奈利介留波、安女多知加良乎、多須介安利介利、)とあり。さて此神かく石戸を引開たまへるに依て。亦名を天石戸別命。(また天石都倭居命と書り。)また明日名門命とは申すなりけり。(なほ次の段に注ふを見るべし。)〇中臣神とは。天兒屋命を申し。忌部神とは天太玉命を申せり。(古事記には、布刀玉命とのみあれど、繩を引てとは、必二人してものすべき事故に、書紀を取れり。)〇尻久米繩は。師說に。今いふ志米繩なり。(約むれば、おのづから理久は略て、志米と言るゝなり、又思ふに、志米は標結などの意か、然らば尻久米と物は一にて、名は別なるか、但し標も本は、この尻

久米より出たる事にや、然らば活用て志牟とも云は、やゝ後のことか。)土佐日記に。こへのかどのしりくめなはとあり。尻は蘋の本をいひ。久米は許米にて。(許母理を久美と云ること、師の冠辭考、さす竹の條に委く見ゆ、然れば其例にて、許米をも久米と云べきことと疑ひなし。)蘋の尻を斷去ずて。さながら許米置たる繩なり。(許米とは、枕冊子に、牟久呂許米などある許米にて、俗に某具留米と云是なり、具の字の意に近し、今云、谷川氏も既く、尻指蘋本、倶梅籠之也といへり。)書紀に。端出之繩と作て。此云斯梨倶梅儺波(此下に、亦云左繩とある四字は、後人の加へたるなるべし。)と有にて知べし。端出とは。斷ざる蘋の尻の出たる由にて。即ち後の世の志米繩の狀なり。(此繩にも、くさぐさ理を云說あれど、みな例のひがことなり、和名抄に、顏氏家訓の、注連の字を擧て、之利久倍奈波と云へれど、よく當れりとも所思えず。)また加茂大人說には。尻は後方の意。久米は限目にて。今天照大御神の御後方に引わたしたる。限り目の繩なる意なり。とあるも然

ることなり。孰ならむ決め回しとあり。(されど篤胤は、師說に從るべくおぼゆ。)さて此を亦。日御綱とも云ふ。其は次の段に見えたり。○御後方は。師云。美斯理幣と訓可し。(齊明紀に、後方を斯梨徹と訓る例あり、萬葉二十にも、等能々志利幣などあり。)即ち目方に對ひたる名にて、尻方の意なり。○控度師云。如此爲し所由は。次の語にて知らる。後の世に。神事に引亙すも同し意にて。隔をなせるなり。○勿還入坐矣は。(本に不得還入と有を、其は物遠なれば、更め、訓は師の訓に隨へり。)那加幣理伊理麻志曾と訓べし。○是時以鏡入其石窟則　是より大神也まで、書紀を取て文を作つ。この鏡は。彼の八咫鏡を云。さて大御神の出坐る御あとへ。此御鏡を入れたることは。深き所由あることなる可し。○觸戶而は。石屋に入るゝとて。戶に衝觸たる由なり。此は大御神を引出し奉りて。復還入坐むことを恐れ思ひて。尻久米繩を引亙しなど。あはたゞしく爲つるまゝに。過りて戶に突當たるにや有らむ。○小瑕矣。(こは師のイサゝカキズツキヌ、と訓れしに依

たれど、少か更めて、）須許斯伎受都祁理と訓べし。（瑕は字書に、玉の瑕をいふよし見えたり、）石戸に觸たらむには。瑕付こと有べきなり。（此を以ても、大御神のこもらし丶屋は、實に石屋にて有しことを知べき物なり、たゞの御屋ならむには、突ふれたるばかりにて、瑕つくことは有まじくこそ、）但し此は、過りて爲つる事にはあれど。幽契ある事とぞ思はる丶。其は始めに大御神齋服屋に御し坐て。神衣を織り給へる時に、須佐之男命その屋の棟を穿て。天斑馬を墮入れたまひしかば。大御神見畏まして。梭を以て大御身を傷ひ給へるを思ふに。此御鏡に瑕付ることは、彼の由縁による事にて。末終に御靈實となり給へる御鏡なる故に。かくまで幽き因緣の具れるには非じか。と想像奉られたり。あなかしこ。○其瑕於今仍存。この事は。既に上に云へりき。（第四十五段に、三面の神鏡の事を取總て云へる處、披き見るべし、）○此即伊勢崇祕之大神也。この事も。上（第四十五段、）に既に注へり。（その委き事は、第百三十四段、また垂仁天皇卷、二十五年の處に云ふを見るべし、）

於是天照大御神。遷坐其新宮。天兒屋根命。天太玉命。廻縣日之御綱而。令大宮能賣命。亦云大宮比賣命。亦名天宇受賣命。亦名宮比神。亦名矢之波波伎神。侍其御前。今世内侍。以善言美詞。和君臣之間。如令悅懌宸襟也。令天石戸別命。亦名櫛石窻命。亦名豐石窻命守衞其殿門而。天太玉命。大殿祭。御門祭供奉矣。故天宇受賣命者。御巫。猿女君等之祖也。次天石門別神。此神者。御門之神也。亦名謂阿居太都命。亦名天背男命。此者犬養。縣犬養連。宮部造。今木連。巨椋連。大椋置始連等之祖也。

其新宮とは。手置帆負命。日子狹知命の造り立た

る。かの御殿なり。○日之御綱は。本書に。今斯利久迷繩是也とあり。（是也の間に、日影之像、の四字あるを、今は略きて引り、其は師説に、これ附會の說なり、藥の尻の出たるを以て、如此さまに言ひなせる、更に上代の意にかなはず、と有によれり。）然れば。尻久米繩の一名なりけり。（那波てふ言の義は、口訣に直なりと云り、此は漢籍家語に、木受レ繩則直、などあるに依れる說のこと聞ゆれど、萬葉に、飛彈人のうつ墨繩の、と直きてとに譬へたるなどを思ふに、然も有らむも知べからず、また那比にてもあるべし。）○廻懸は。今もする如く。宮の四方に懸廻らすなり。上の控度は。たゞ石屋の戸にのみ引亘せる由なり。（控度と、懸廻は、語にこの差あり、思ひ混ふべからず。）さて石屋戸に。繩を引亘したるは。大御神の還り入坐むことを思ひてなるを。此新宮に引廻したるは。禍神の入來て。またも禍事せむことを恐れてなり。（其は下に引る祝詞文の意を尋て、思ひ辨べし。）後の世にも神事のをり。尻久米繩を引廻らすことは。即此意なり。（或說に、今雖ニ曠野中强暴ノ民、視レ亘ニ一繩ニ而、莫ニ漫加ヘ足者、豈非ニ神化之深ニ乎、讀者宜レ致レ思焉、と云るは然る言なり。）さて此繩の狀は。書紀口訣に。纏藁左糾出レ端といひ。纂疏に。端出者。絢レ索而。不レ整ニ剪其芒端一。などあるにて。今も爲る志米繩の狀なること知べし。（なほこの外に、諸書に云る說どもあれど、皆非なり。）○大宮能賣命。宮比神。矢之波々伎神御名の義下に云べし。○令レ侍ニ其御前一。御前は。大御神の御前になり。侍は師說に。佐母良布と訓べし。佐は眞の意。母良布は母流を延たる言にて。母流とは何事にまれ。心をつけて伺ひ居るを云（つねに物を守ると云も、又人目をもるなど云も此意なり、又目をつけて、物をつくづくと見るを、まもると云も此意なり又候風など云も、泊舟のよき風を待伺ひ居るを云て、同意なり。）されば仰せ賜ふ事など有らば奉らむと伺ひ居る意にて。凡て君の御前に在るを。佐母良布と云なり。垂仁卷に。木實將參上而侍。履仲卷に。旣平訖參上而侍。萬葉二に。雖ニ侍候一佐母良比不得氐。二十に。佐毛良布等。和我乎流等伎爾などあり。（さて此より

轉りて、後には、侍ひ居る人を指ても侍ひといひ、また侍ふ處を指ても侍ひと云り、さて又君の御前に在るを云より轉りて、たゞ對ふ人を敬ひて云ふ語にも、己がうへの事には、凡て添へ言ふことゝなれり、譬へば、見るを見侍ふ、聞くを聞き侍ふと云が如し、さて此言は、もと佐母良布なるを、中昔よりは、佐牟良布といひ、又かの添て云辭の侍ふをば、訛りて佐宇良布と云ひ、又約めて曾呂とも云は、いよ／＼俗し、さて又波牟倍理と云言あり、波倍理とも云り、佐母良布と、全ら同じさまに用ひて、もとより言の意も甚近し、故れ同く侍の字を書くなり、但し昔より佐母良布には、侍の字をも、候の字をも書くを、波牟倍理には、侍の字をのみ書て、候の字を書ことなし、これ波牟倍理は、たゞ貴人の御前に在る意のみにて、伺ふ意はなき故にやあらむ、さて續紀宣命などにも、侍と云てと多し、皆佐母良布と訓ても、波閉理と訓ても、よろし、〇今云、此師說は、記傳十四卷に、大國主神の、八十坰手隱而侍と申し給へる處に記されたるなるを、此にとりて注せり、なほ

波倍流てふ言の、もとの意をも、委曲に解れたるを、此には洩しつ、本書に就て見べし、）と云れしにて。此神を御前侍はしめたる事の由をも知べし。〇內侍は。宇知都美佐牟良比と訓べし。（即ち本書に、ウチツ刀七フラヒ、とある古訓に依れり、刀七はミサの古假字なり、フは音便なればよらず、）名義は男は外事を專と仕へ奉るを。內御屋に侍ひ仕ふる由なり（後には字音に、那伊斯と稱ふめり、）さて此官の始めを。或說に。此の大宮賣命の故事より起れる由云るは。信に然る說にて。廣成宿禰の。この記されたる趣も。緣也とこそ言はね。さる意とは聞えたり。斯て後に。此職掌を定て。尙侍　典侍。掌侍と別られたり。（尙侍は、ナイシノカミ、典侍は、ナイシノスケ、掌侍は、ナイシノゼウと唱ふこと、禁中名目抄に見えたり、）後宮職員令に。尙侍二人。掌供奉掌侍奏請宣傳。撿挍女孺。兼知內外命婦朝參及禁內禮式之事。典侍四人。掌同尙侍。唯不得奏請宣傳。若无尙侍者。得奏請宣傳。掌侍四人。掌同典侍。唯不得奏請宣傳。と見え。尙侍。典侍。掌侍

を。すべては內侍と云ひ。(其中に、以一內侍爲句當、禁祕御抄に見えたり、)此の內侍たちの。常に侍ひ居る局を。內侍局とも。內侍所とも云なり。(御璽の御鏡は、此局に御坐て、內侍等の侍ひ仕へ奉る故に。內侍所の神鏡とは申なり、また直に神鏡を、內侍所とも申せり、さてしか內侍の仕奉る事の本は、全て〻の緣によることなりけり、)〇善言美詞は。袁加斯伎言。宇流波志伎詞と訓べし。(此は本書に。訓を闕たれど、和君臣間、令宸襟悅懌、とあるに就て、新にかくは訓るなり、)善言とは。天皇命の大御心の。むすぼゝれ坐る時など。其を休め奉らむ爲に。態とをかしげに物言などして。御心をとり奉るを云べし。美詞とは。其御怒り坐る時など。詞を美くして。其を和し奉り。御心をとり奉るなど云べし。〇和君臣之間とは。天皇の御心に應ざる事ありて。御臣たちの。大御前を憚り畏むてとの有る時などに。其を取直し和す由なり。〇宸襟は。大御心と云ふ言に借れる漢字なり。美母能波母比と訓べし。御物想ひの義なり。さて大御心を悅ばしむとは。上に云へる如く

して。和し直し悅しめ奉るを云。(但し此は、今の世云々とあるにて、拾遺を記されし大同の頃も、內侍の內に仕奉る狀の、斯く在してとを知べし、然るを令文には、少かもかゝることばへの見えざるは、嚴なる事のみ記されたるにて、內侍の仕奉る事の狀は、必此に見えたる如くなるべき事、とてそ所思ゆれ、)さて內侍の仕奉る狀は。如此にて。其は大宮能賣命の。此時然して。大御神の御心をとり奉れるに。ならひ因ることなり。其證は。此神に申す祝詞に。大宮賣命登御名乎申事波。皇御孫命乃。同殿能裏爾塞坐氐。參入罷出人能選比所知志。神等能伊須呂許比阿禮比坐乎。言直志和志(古語云夜波志)坐氐。皇御孫命。朝乃御膳夕乃御膳供奉流。比禮懸伴緒。手繦懸伴緒乎。手躓足躓(古語云麻我比)不令爲氐。親王諸王諸臣百官人等乎。己乖乖不令在。邪意穢心無久。宮進米進。宮勤勤之米氐。咎過在乎波見直志聞直坐氐。平良氣久安良氣久。令仕奉坐爾依氐。大宮賣命止。御名乎稱辭竟奉久登白とあり。(この全文は、神武天皇卷の本文に擧つれば、凡ての意は。

彼處に注ふべし、）是にて御名の義も。御功のことも知られたり。かく君と臣との御間取持ち。侍ひたまふ德の。卓れて大きに坐が故に。神祇官の八柱の神の運にも祭られ給ひ。（但し此八神の中に、此神をしも祭給へる事は、後に加へたるにて、其は貞觀などよりは後なるべく所思たり、其由は、神武天皇卷に委くいふべし。）また朝廷に仕奉る官人等は更にも云はず古くは末々の人まで祭をなして。其御幸ひを祈白せることになむ有ける。其は兵範記に。保元三年正月九日。殿下宮咩祭如例。右大臣殿御方初有此儀云々。家令大舍人允紀宗賴爲祝師見え。（伊呂波字類抄にも、宮咩祭、正月十二月初午日。院宮諸家祭之とあり、この諸家祭之とあるにて、誰も祭りしこと知べし、）拾芥抄に。其祭文を載られたり。其文に。某年某月。壬午。年加中仁月乎擇比。月加中仁日乎擇比。日加中仁時乎擇天。挂毛畏支。宮咩五柱。笠間乃廣前仁某恐美恐美毛申給久。（五柱とある心得がたし、此は後に配せ祭れる神の、四柱ありしにや、さて笠間と申すことも、未だ思ひ得ず、うつぼ物語、國ゆづりの卷に、つぼのふたに、女の手にて、今日ならむ、からうじて、一つ祈りつる、ひらでくぼてには、などかねぎごともきかずなりにし、笠間には神のおはかる、くぼてとり〳〵云々と云ひ、實方家集に、うあめに坐す笠間の神のなかりせば、ふりにし中をいかで、とはましと、詠るなどは、決めて此に由ある事ならむを、後の人よく考へてよ。）絹波作編。綿波作結。進物波。高抔加彌高仁。飯乃方毛利加仁。清酒乃早仁。堅酒乃堅。橘乃忽仁。餅乃持天榮仁。鯛乃平仁。鱒乃彌益々仁。鯽乃好美好美仁。鮑乃片思仁。蠣乃搔寄天。薺乃庭佐良須。燒久聞食受納給天。壽長久。身全志天。天地乃不祥。内外乃惡事。未萠以前仁。兼天波遠久拂比退介給天。官爵如意仁。叶志女給天。萬世仁子孫繁昌門止有志女。夜乃守里日乃守里仁。常磐堅磐仁守里幸戸給閉止。恐美恐美毛申須。（此は今井似閑が、萬葉緯に引る本に依て、彼此字を正して引るなり、飯はカタカユと訓たり、和名抄に饘加太加由とあり、薺の訓はニハナか、）是にて其祭のさま供進物などの種々も知られたり。さて此

祭文こいとも上れりし世の文とは見えねど。むげに下れる世の物とは見えず。また餘の祭文の例と比べ思ふに、おのづから文のをかしげに聞ゆるは。所由ある事なるべし。(さて上件の故實による時は、誰もよく祭らでは、得有るまじき神なるを。今の世には、祭る人もをさ〳〵聞ゆる事なきは、故事を尋ぬる人の、少き故ならむかし。)さて此神を祭れる社は。神祇官の八神殿の外にも。神名式に。造酒司坐。大宮賣神社四座。(並大、月次、新嘗。)文徳天皇紀。齊衡三年九月。造酒司酒甕神。(此は宇迦之御魂神の靈代なり、其は酒殿神の神體を、根倉ミカと云よし、本記に有るにて知るべし。)從五位下。大邑刀自。小邑刀自等。並預二春秋祭一と有り。(これに依れば、酒殿に坐す三柱を、酒甕神、大邑刀自、小邑刀自と申すにや、さて大宮賣命の、造酒司に祭られ給ふことは、大御心を悅ばしめ、仕へ奉る人たちの、手躓足躓などあらせす、侍はしめ給ふ御功に依ることとなるべし。)また式に。丹後國丹波郡大宮賣神社二座(名神、大。)貞觀元年正月。丹後國從五位下。大宮賣神從五位上。

と國史に見ゆ。また式に。武藏國埼玉郡に。宮目神社などあり。また稻荷神社は。注式に下社大宮女命(異本に、大宮命婦、田中社とあり。)中社稻倉魂命。播二百谷一神也。(一名豐宇氣姬命。○銕胤云、谷は穀と同音の字故に、借て書るなり。)上社猿田彥命とあるは。よく事實に符ひて。後人のおしあてに。思ひ寄るまじき說なり。扨また笠間と云名にて祭れるは。式に越前國坂井郡に。笠間神社加賀國石川郡に。笠間神社。大和國宇陀郡に。笠間櫻實神社などあり。(和名抄に、加賀國石川郡、笠間加佐萬と見ゆ、笠間神社此處なるべし、常陸國にも笠間と云處あり、由あるか。)さて此神は。かく太じき有功の神なるを。記紀共に傳へ洩したり。然るを拾遺に。其事蹟を傳へたるは。こよなき賜物なりけり。然るは下(第六十一段。)に擧るが如く。是太玉命久志備所生之神と有て。大宮能賣命は。實に常に殊なる功德ある神なる故に。其の生れ坐る時に。久志備なる祥有しなるべし。(何なる事の有しか、傳へなければ知べからず。)かくて久志備と云語の意は。天照大御神の生れ坐し時

に。伊邪那岐大神喜曰。吾息雖多。未有如此靈異之兒と詔ひ。(丹後風土記に、與謝郡郡家東北隅方、有速石里、此里之海、有長大石前、云々先名天梯立、後名久志備濱、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲通行而、梯作立、故云天梯立、神御寢坐間仆伏、仍怪久志備坐、故云久志備濱、云々、と見え)また皇美麻命御天降の所に。日向襲之高千穗槵日二上峰と有り。(また久士布流多氣とも有れば、クシビ、クシブルと活用く語と見ゆ)是らを考へ合せて。久志備と云言義をも辨ふべし。然れは大宮能賣命と稱すは。萬幡豐秋津比賣命(亦云栲幡千々比賣命)の。大御神の御前に侍ひて。宮内の事取もち給へる。功を稱へたる亦の名にて。(豐秋津比賣命は、産靈神の御子に坐ますこと、上に見えたり)やがて天宇受賣命にぞ有ける。其はまづ上に記せる。大宮賣命の事蹟を。よく讀み熟思ふべし。決めて宇受賣命なるべき事の狀にて。拾遺の傳のつゞきを思ふにも。天鈿女命。(其神強悍猛固、故以爲名)以眞辟葛爲鬘。以蘿葛爲手繦云々。令天手力雄神引啓

其扉遷座新殿則云々。令大宮賣神侍於御前。(如今世内侍善言美詞、和君臣間。令宸襟悦擇也)豐磐間戸命。櫛磐間戸命、二神守衛殿門とあり。此文豐磐間戸。櫛磐間戸命と申せるは。石戸別命の亦名なることを。心に留おきて見る時は。是やがて手力雄命なるべく思ひ得られ。其事の情に思ひ合せて。大宮賣命。やがて宇受賣命なるべしとばかりは。誰も思ひ得つべき趣なりかし。然のみならず大宮賣命の事蹟の。悉く宇受賣命めきたる。また宇受賣命は。然ばかり太じき神なるに。其を祭れる社とては。たゞに有ことなくて。必此神を祭るべき祭事に。大宮賣命を祭れるなどを以て曉べし。(そは上に引たる、大殿祭の詞別祝詞、また宮咩祭文などの狀を思ふに、決めて宇受賣命を祭るべき祭事なるをや)なほ言はゞ書紀に。素盞嗚命の。既に高大原を逐はれて後に。復上り給ふ處に。天鈿女見之而。告言於日神と見えたる事の蹟を。此に令大宮賣命。侍於御前とある事の蹟。また此の神に白す祝詞に。同殿能裏爾塞坐氐。參入罷出人能選比所知志。と云るな

ごに思ひ合せて。御前に侍ひ塞りて。參入罷り出る人の選びを掌することは。必強悍猛固なる宇受賣命ならでは。得勤むまじき事を辨へ。宮賣。宇受賣。同神なる事を思ひ決む可し。(猶正しく思決むべき證あるを、其は第五十四段、天宇受賣命の、御名の出たる處に云り、此と合せて思ひ辨ふべし。)さて又栲幡千々比賣命と同神なるべく所思る由は。伊勢大御神の。相殿に坐ます二座の神を。內宮儀式に。天手力男神、萬幡豐秋津姬命也、とあるは正き說ながら。此の神等の相殿となし給へるは。豐受大神の外宮に鎭り座ししほどよりの事にて。其より以前は。此の二神を合せて。御戶開神と申せし神等なり。(此等の事委くは、第百卅四段、此二柱神者、並祭伊須受宮とある處に云ふを見べし、(其は大神宮本記に。天照大神一座 相殿神二座。(左天兒屋命、右天太玉命、)とありて。是亦いと正き傳なり。此事も、第百十四段に委く注べし、)別に御戶開闢神二座。天手力男神、栲幡千々姬神とあり(鎭座本記、鎭座傳記、鎭座次第記、神名祕書、鎭座本緣も同じ、)此をこゝの傳へと合せて考ふるに。手力男神を。御戶開神と申て祭らむことは。石屋の戶を別開たまへれば。然ことなるを。栲幡千々姬命を。(宇受賣命と別神としては、御戶開神と申て祭らむことは。更に由なく。手力男神と共に祭りて。御戶開神と申す可きは。必天宇受賣命なるべきものなり。(上に云へる說どもを、考へ合せて曉るべし。)然れども栲幡千々姬命と云說の。(諸書の說よく符ひて)誤りとも所聞ざるは。決めて宇受賣命(亦名大宮賣神。)と。同神なるべく所思たり。(此こと委くは、第百三十四段、御戶開之神也、とある處に云べし。)〇天石戶別命、櫛石窻命、豐石窻命。此段は都て、拾遺を取て記るなれど。豐石窻。櫛石窻と申すを。石戶別命の亦の名と爲つるは。古事記に據てなり。(また此の神、やがて手力男命に坐ことは、上に委く云りき、記傳に、石門別てふ名は、石屋戶段の時、天石屋の戶を、開き分けたる意の如く聞ゆめれど、此神に然る由はなし、と云れしは、考の粗かりし也。)名義。櫛。豐は共に例の稱名。窻は眞門の意なるべし。(窓と作るも、間戶と作るも、ともに借字な

り。）○令レ守ニ衛其殿門一而。此は彼の新宮の御門を。守らせたる由にて。其は石屋戸を引開きたる功を。其まゝ負て仕へ奉らしゝなり。此因緣に依りて。此神を御門神とは祭ることなり。其は古事記に。石門別命。亦謂ニ櫛石窓命一、亦謂ニ豐石窓命一。）此者御門神也。また拾遺。神武天皇段に。櫛磐間戸神。豐磐間戸神（今御門巫所ニ奉齋一也。）と見え。神名式に。神祇官西院坐。御門巫祭神八座。（並大、月次新嘗。）櫛石窓神（四面門各一座。）豐石窓神。（四面門各一座、）とある是なり。（櫛石窓、豐石窓と申す二名を、二神として、四方の御門に、各一座づゝ祭る故に、すべて八座なり、清和天皇紀貞觀元年正月に。此二神に、從四位上を授け奉り給ふ由見ゆ。（これまでは、無位なりき、）四時祭式に。五月十二月。四面御門祭。（御門巫行レ是、）とあるは。此神の祭なり。祝詞式に。其祝詞あり。（其は大殿祭の次に、上に擧たる大宮賣命に白す祝詞ありて、其次に載られたり、此は故あることなり、其由は、神武天皇卷に云ふべし。）其詞に。櫛磐牖。豐磐牖命登御名乎申事波。四方內外御門

爾。如ニ湯津磐村一久塞坐氐。四方四角與利疎備荒備來武。天能麻我都比登云神乃言武惡事爾。相麻自許利相口會賜事無久。自レ上往波上護利。自レ下往波下護利。待防掃却言排坐氐。朝波開門。夕波閉門氐。參入罷出人名乎問所知志。咎過在乎波神直備大直備爾。見直聞直坐氐。平良氣久安良氣久。令レ奉レ仕賜故爾。豐磐牖命。櫛磐牖命登。御名乎稱辭竟奉久登白。とあり。（また新年祭祝詞にも、御門能御巫能稱辭竟奉、皇神等能前爾白久、櫛磐間門命、豐磐間門命登御名者白氐、辭竟奉者、四方能御門爾、湯津磐村能如塞坐氐、朝者御門開奉、夕者御門閉奉氐、疎夫留物能、自レ下往者下乎守、自レ上往者上乎守、夜能守日能守爾守奉故、皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣と見ゆ、月次祭の詞も同じ、）こは此時の功を本として。稱たる辭なるを以て。此神に御門を守衛しめたるは。禍津神等の入來て。またも禍事せむことを思ひてなる事の義を曉べし。又かく御門の開閉をさへに。掌給へりし故に。亦名を。阿居太都命と申せると知る可し。（此事、上第四十九段、天語連の

處に云へると合せ考ふべし、)さて神祇官西院の外にも。神名式に。丹波國多記郡。櫛石窻神社二座。(並名神大、)とあり。(二座のうち一座は、豐石窻神なること決し、)此社のこと。神祇伯顯廣王記に。本官西院北向坐四面御門神、大内建禮春門等令坐之神也。本社在但波國、令坐宮城門之上と見えたれば。御門巫の祭る八座神は。もと丹波國より。御靈を分け移したるなりけり。(此神の當國に鎭り坐せる事は、彼豐宇氣神の、比沼麻奈井に、鎭坐せりし緣に依れることとなるべし、丹後國丹波郡に、大宮賣神社あるにても、然は思はるゝ也、また櫛石窻神社の在る多紀郡に、大賣神社と云が式に見えたるも、大宮賣神にはあらざるか、尋ぬべし、御社は、寺内村と云に在とぞ、)さて又式外なれども。伊勢大御神宮にも。此神を祭られたり。其は倭姬命世記に。御門神豐石窻、櫛石窻神。(四至神、四十四前、宮中祭之、)と見え。御鎭座傳記にも。御門神二座(豐石窻神、櫛石窻神、)とあり。此は大內と同く。必祭り給ふべき謂れなれば。式外なりとて麁略に思ひ奉るべきことに非ず。(伊勢神名祕書にも、御門神豐石窻神、櫛石窻神坐也、四至神四十四前、宮中祭之、號式外社也、無寶殿也と見えて、外宮にも同く坐すよし、世記にも、此書にも云へるは、信に然るべし、)また淸和天皇紀貞觀元年五月に。山城國天照御門神に。從五位下を授けられしてと見ゆ。此は、天照大御神の御門を守衛たまへる由にて、稱へたる御名なるべし、)また神名式に。越前國足羽郡。御門神社。能登國能登郡。御門主比古神社。(此二社も、決めて石戸別命なるべし、)大和國高市郡。天津石門別神社。此社は。淸和天皇紀に。貞觀十七年三月。授大和國正五位下。天石戸別神從四位下と見ゆ。また式に。攝津國島下郡天石戸別神社。(此社は、今茨木村と云に在、と帳考に云り、)近江國伊香郡。天石門別神社。陸奧國白川郡伊波止和氣神社。此社は。仁明天皇紀。承和十年九月。奉授陸奧國勳九等。石波止和氣神從五位下と見ゆ。(神名帳頭注に、陸奧國白川郡、伊和止和介、手力雄命と云るは、據ありて云るか、例のおしあての當れるなるか、)また右社に並て。都々古和氣神

社。名神大。）仁明天皇紀に。承和八年正月。奉授坐陸奥國白河郡勳十等都々古和氣神從五位下。同三月授從五位上と見ゆ。また式に。同郡に。石都々古和氣神社と云もあり。上なる都々古和氣神社は。國の一宮にて。當國の事を記せる。觀迹聞老志と云ものに。都々古和氣神社。關山明神乃是也。往時關山去今宮東可三里。然後譽嵱崎于白河城外驛口。今[illegible]之驛。建南社以爲關山神といへり。（關とは、名に負ふ白河關なり。）是によりて按ふに。都々古和氣神社と申すも。決めて石戶別神なるべくおぼゆ。（一宮記、また神名帳頭注に、味鉏高彥根神とせるは、例の信がたし。）さるは此郡に。伊波止和氣神社あることは。必ず關守る謂による事なるべければ。然此御社こそ。一宮と坐て。關神と申すべきに。然は非で。都々古和氣神社を。一宮と申し。關山明神とさへ申すにて。然は推量らるゝなり。然れば石都々古和氣神社も。同神なるべきこと。准へて知べし。（石都々古和氣と云ひ、都々古和氣といふ共に石戶別を訛れるにて、此は道奥人の、唱へ誤りなりけむを、其唱へのまゝに、記し傳へたるならむも知べからず、下に擧たる、伊豆國伊波氐別命神社の處に、云るを考ふべし。）光仁天皇紀。寶龜十一年十二月の處に。鎭守副將軍百濟王俊哲等。賊に圍れし時。右の神たちに祈りて。神力を蒙りしに依て。幣社に預らむ事を請申しかば。許し給へりしこと見ゆ。（また東鑑に、文治五年七月、白河關を越て、關明神に奉幣せられし事あり其は泰衡を征つときのことなりき。）また式に。美作國英多郡天石門別神社。この社は。清和天皇紀に。貞觀五年五月。美作國從五位下。天石門別神授從五位上と見ゆ。（此社は、今川會庄宮地早瀧と云に在と、帳考にいへり。）又式に。備前國御野郡。石門別神社。（當國の式社考に、今田住村と云に在と云り。）石門別神社。（當國の式社考に、大供村といふに在て、戶隱宮と稱すといへり、戶隱といふは、手力男神と云古傳の存れるなるべし。）清和天皇紀に。貞觀五年安藝國正六位上。天磐門別神に。從五位下を授けられしこと。（此神社いづこに在か、尋ぬべし。）同七年に。太政大臣東京第天

石戸開神に。從三位を授けられし事など見ゆ。(この石戸開の字にて、世記なる御戸開神の開をアケと訓むべきこと、また石戸別の別は、開の意なる由をも曉るべし、)また式に。土佐國吾川郡。天石門別安國玉神社。(即本玉の字の下に、主。天の二字あり、今は信友が校合たる古本三ッによりつ、上田百樹云、今も國玉とのみ云て、玉主とはいはずと云り、)と云もあり。(此は石屋戸を開たるに依て、天も國も照明り、安らかになれるなどの意を以て、稱へたる御名にや、)また伊豆國加茂郡。伊波氐別命神社。(伊豆志に。若澤郷稲名村に坐す、慶長九年の棟札に、天石戸別又名稲石窓、亦神石窓、此御門之神也とあり、今石門明神といふ、上梁の文にも、賀茂郡田方莊稲名村とあり、三島大社より遷すを以て、祠地のみ賀茂郡とすること、大社の例の如きか、と云り、大社とは、伊豆三島神社のことなり、伊波氐別神社の、三島神社に由ある事、第百三十一段に委く云り、さて隣郡田方郡に、劔刀石床別命神社あり、此も同神ならむか、そは石床とは、下に擧たる石座神社の石座と、同義に開ゆればなり、伊豆志には、若澤郷谷田村に坐て、日本武尊と云、また御嶽權現と云ふ、また下宮とも申すよし云り、さて劔刀は石の波にかゝれる發辭か、また是に就て思ふに、上に擧たる、陸奥國なる石都都古和氣神社の、石都々古は、石床を訛れるにも有べし、)伊波久良和氣命神社。(伊豆志に、當郡八幡野村八幡宮は、本宮を配祀す八幡は、上古の神にして、本宮なり、本宮は、古老相傳て、伊波久良和氣命と云、今は二宮なり、祭りのとき、酒を竹筒に盛りて、伊古奈比咩神社におくる禮ありと云り、伊古奈比咩神社も、式に同郡に載られたり、さて伊波久良和氣神社の、彼社に由あること、此も第百三十一に云べし、)田方郡に。引手力命神社。(伊豆志に、賀茂郡中足村に。手力雄山ありて社なし、をどり場と云處あり、今ははなし坂といふ、をどりを爲て祭りし處か、と云り、引手力命とは、石戸を引開たる由の御名なるべし、)那賀郡に。石倉命神社。(なほ餘の國々にも、近江國滋賀郡に、石坐神社、若狹國遠敷郡に、石較比古神社、石較比賣神社、並ひてあり、越前

國大野郡に、磐座神社、能登國鳳至郡に、石倉比古神社などあり、石鞍と作るも、たゞ同じことなり、其は參河國なる石座神社を、文德天皇紀、陽成天皇紀などに、石鞍と作るにてしるべし、さて石倉の義は前にいひき、)など有り。此國には。石戸別命に由ある社の。殊に多かれば。四社共に石戸別命なるべし。(中に、伊波長別神社は、上梁の文に、天石戸別と記し、引手力命神社は、手力雄由と云にあればさらなり、)其由縁ある社どもは。伊豆三島神社。阿波命神社。伊古奈比咩命神社なゞ是なり。(阿波命は、石戸別命の御女にて、伊豆三島神の本后に坐まし、伊古奈比咩命は、三島神の後后に坐り、是れ等の事、委くは、第百三十一段に注ふを見よ、)また式に。尾張國中島郡石刀神社。石見國那賀郡。大祭天石門彥神社などあり。(此の石門彥神の鎭座す郡を、那賀と云を思ふに、此は伊豆國の郡の名なれば、彼の國より移せるにはあらじか、さて大祭とは、いかなる意ならむ思ひ得ず、信友は、此國に、大某と云地名多かれば。大祭と云意にやと云り、さも有むか、)○大

殿祭。御門祭供奉矣は。古語拾遺に。殿祭。門祭者。元太玉命供奉之儀。齋部氏之所レ職也云々。とあるに依りて記せり。○故天宇受賣命者。御巫。猿女君等之祖也。(これも拾遺によりて記せり、)○天石門別神。此神者御門之神也。こは古事記に。天石戸別神。(亦名謂二櫛石窓神一、亦名謂二豐石窓神一、)此神者御門之神也。と有るに依て記せるなり。(但し、御門の開閉を掌り給ふ由は、次々に注すを見て知るべし、)○阿居太都命。天背男命。こを亦名と定たる由は。姓氏錄(左京神別)に。縣犬養宿禰。神魂命。八世孫阿居太都命之後也と見え。(此傳に、八世の孫とあるるは誤なり、たゞに孫とあるべきものなり、其由下に云を見よ、)これに並べて。大椋置始連。縣犬養同祖。阿居太都命之後也と云ひ。今木連。神魂命五世孫。阿麻乃西乎乃命之後也と云へるを。(此もたゞに孫と有べきを、五世の孫とあるは傳の誤なり、其由も下に云ふを見よ、)また巨椋連今木連同祖といひ。(大椋、巨椋、たゞ同じことにて、大椋置始と云は、中臣殖栗、物部弓削など云類にて、大椋の複姓なり、)宮部造。

天壁立命子。天背男命之後也。とも云るを合せ考ふるに。大椋。今木。宮部は同祖にて。天壁立命と云るは。天底立命なること灼く。(ソコ、カベ同義なる由は、第二段の傳に委く辨へたるを見るべし、また神宮部造合せ考ふべし、葛城猪石岡天降天破命之後也とあり、)阿居太都命。天背男命同神なること。天壁立命子、天背男命とあるにて著く。阿居太都と申すを以て、天手力男命、亦名天石戸別命、)の。亦の名なりとは知られたり。(故縣犬養宿禰條に、神魂命八世孫、阿居太都命といひ、今木連條に、神魂命五世孫、阿麻乃西平乃命と云る、五世、八世共に誤にて。たゞに孫とあるべきものなり、とは云るなり、)其は此の神、大御神の刺隱坐し、石屋戸を。開たまへる功績に依りて。彼新宮の御門を守護り。其開闔を掌り給ひ。(この由は上の御門祭の詞を引て云る處、立歸り見るべし、)この因縁によりて。御裔の大伴氏。佐伯氏。御門の開闔を掌りたりしかば。(此事第百三十七段、天押日命の下に委く云を見よ、)此神の御名に。かく負坐けむは。然る事なりけり。○犬養。こは姓氏

錄攝津國天神に。多米連神魂命五世孫。(五世は、三世の誤なること、上に云るが如し、)天比和志命之後也。とある條の次に。犬養同神(神魂命を云ふ、)十九世孫。田根連之後也。とあるに依て記せり。さて犬養とは。犬を養ひ走して。獵を爲る職號の姓になれるなるべし。(其は高野天皇紀、天平神護元年五月の處に、馬養造人上祖、以能養馬仕上宮太子、被任馬司、庚午年籍編馬養造云々とあるに准へて知べし、)○縣犬養宿禰、此は姓氏錄(左京天神、)に。縣犬養宿禰、神魂命八世孫。阿居太都命之後也。と有に依て記せり。(但し八世孫とあるは誤にて、直に孫なることと上に云りき、)上に擧たる。犬養氏の條なる。田根連は。阿居太都命の裔なること。上に引ける文に。天語連。縣犬養同祖。天日鷲命之後也。とあるにて著く。田根連と云へるは。末を云ひ。阿居太都命といへるは。本を擧たるなり。(故此姓を、天日鷲命の裔として、此に記しつ、)さて此姓は。元は犬養とのみ稱けむを。御縣に居たりし故に。縣犬養とは云ならむ。天武天皇紀に。十三年。縣犬養連賜姓曰宿

禰とあり。然れば此より前には。連の加婆禰にて有しなり。(是に就て思へば、犬養部の群主とありし職號を、やがて尸とは爲たるなり、なほ國史に、神龜四年十二月の處、また寶龜二年九月の處などに、此氏人のこと見ゆ合せ考ふべし、)

故天照大御神。出坐天石屋戸之時。天原及天下。自得照明而。八百萬神。衆俱相見。面皆明白矣。爾伸手而歌舞。相與稱曰阿波禮。阿那於茂志呂。阿那多能志。阿那佐夜憩。飫憩矣。此者大直會之事本也。

自得照明而は。淤能豆加良氏理阿加理氏。と訓べし。(故れより此まで、古事記に取れり、)さて大御神の出御るに。やがて禍事の直れるなるに依て。火産靈神の勳も。本の如く燿けりしなり。(第四十三段、終の處に記せる、或人の問に答へたる說を、合せ考ふべし、)○面皆明白矣。(これより、稱曰云云矣まで、拾遺を取れり、)明白矣は。志留加理伎と訓べし。わづかに燭を燃して。相見たるばかりの。髣髴かりし神の面輪の。みな炳焉く見えたる由なり。○伸手而歌舞は。歡喜の餘りに。神たち皆起て舞ふなり。○相與稱曰とは。八百萬神たち諸與に。聲をうち擧て謠へる由なり。○阿波禮は。師說に。見る物。きく物。ふるゝ事に。心の感きて出る。歎息の聲にて。今の俗にも。アゝと云ひ。ハレと云ふ是にて。(譬へば月花を見感て、アゝ見事な花じや、ハレよい月かな、と云ふ是なり、)此アゝとハレと。重りたるものなり。(此を後の世には、たゞ悲き事をのみ云て、哀の字をかけども、哀はたゞ、阿波禮の中の一にてこそあれ、阿波禮は、哀の心には限らぬなり、萬葉に、阿波禮に、可怜などゝ書きたれど、此もたゞ一方につきて書るものにて、阿波禮の義理は盡さゞるなり、)阿那と云ひ。阿夜といふ阿も同じ。また波夜とも。波母とも云へる波も、波禮の波と同じ。(仁賢紀に、吾夫可怜矣、此云阿我圖摩播耶と見え、皇極紀に、咄嗟などを、阿夜と訓るにて知べし、ま

た漢文に、嗚呼、于嗟などの字を、阿々と訓こと多し、この阿々も、同じ状の辭なり。）此の歌に。阿波禮。阿那と重ねて云へるも。歎息の詞なる故なり。（然るを本書に、阿波禮、言天晴也とある注は、臆説にして信にたらず、學者此注にまよひて、阿波禮は、天晴の意とな思ひそよ、また後の世には、阿波禮の波を、音便に、和といへども、古へはかやうの處も、みな本の音のまゝに、はもじは、葉齒などの如く唱へしなり、殊に此阿波禮と云は、歎く聲にて、アアとハレとの、重なりたるなれば更なり、拾遺に、阿波禮を言天晴也と云るは、太じき非言なれども、是にてもそのかみ、ハレを、晴の如く唱へしことを知べし、また俗に、天晴といふ詞は、この阿波禮をつめて云なり。）かくて古歌に。阿波禮と詠めるは。古事記に。倭建命の御歌に。一松阿波禮。書紀に。聖徳太子の御歌に。旅人阿波禮。（此外にも、思ひ妻阿波禮、また影媛阿波禮。などゝ云る歌も、同じ詠かたなり。）是ら後の世の意をもて思へば。其を阿波禮に思ふ。と云意に聞ゆれども。上古の意は然らず。

共に歎辭にして。一松はや。旅人はやと云に同じ。（倭建命の、吾妻者耶、と詔ひしなどに、思ひ合せて知るべし。）また萬葉に。阿波禮その鳥。吾か子はも阿波禮。など詠るは。言ひかたのみ少し異なれど。意は右に同しく。（この萬葉の二首共に、文字はいづれも阿怜とかけり、此二字を仁賢紀に、播耶と訓るもて、阿波禮も、歎ずる辭なることを知べし。）感じて直に。アヽハレと歎きたるまゝをいへるにて。此詞の本なり。（阿波禮々々となげきあまり、阿波禮あなうと過しつるかな、などの類も同じ。）然るをすべて。詞の用ひかたも。世に轉りて。この歎息の詞も。後にはさまぐ\に用ひて。本の意とは違ひゆくこと多き物にて。其用ひ状に依ては。意も異なるが如く聞ゆるもあり。其はまづ萬葉十八に。郭子の鳴をきゝて詠る長歌に。うちなげき。あはれの鳥といはぬ時なし。此はすこし後の詠方に似たり。前にひく歌どもの言ひかたと異れり。（その故は、まづ上代の歌に詠る状は、一松あはれ、旅人あはれ、あはれ其鳥。などやうに、其物々にふれて、心の感く時に、某

あはれと歎ずる詞なり、あはれ其鳥とよめるも、あゝ其鳥と云むが如く、是も同く歎ずる詞なり、然るに此歌に、あはれの鳥と詠るは、言ひかた少し變りて、あはれと歎ずべき物を指て、あはれの鳥と云へり。)其後に至りては、阿波禮とおぼゆ。(蜻蛉日記の文に、關のみか、阿波禮々々々と覺えて、ゆくさきを見やりたれば云々、とあり、此も同く、心の內に歎ずるなり。)阿波禮てふ。(古今集に、「阿波禮てふ言をあまたにやらじとや、春に後れて獨咲らむ、こは人の花を見て、感て、アヽハレと云詞を、其花の心に、他のあまたの花にはやらずして、己れひとり然いはれむと思ひてや、他の花の皆ちりて後に、ひとりおくれて咲きぬらむと詠るなり。)阿波禮といふ。拾遺集に、「こぬ人をしたに待つゝ久方の、月を阿波禮といはぬ夜ぞなき、此も阿波禮々々と歎ずるを、阿波禮といふと云へるなり。)阿波禮と見ゆ。(古今集に、「紫の一もと故に武藏野の、草はみながら阿波禮とぞ見る。てふ心に、阿波禮と歎じて見るなり。)阿波禮とおもふ。(古今集に、「立かへり阿波禮とぞ思ふよそにても、人に心をおきつしら波、此も阿波禮と心に感じて、歎ずる義なり。)など云るは。みな其物に心うごきて。歎息するを云へり。また阿波禮をしる。(後撰集に、「あたらよの月と花とを同くは、阿波禮しれらむ人に見せばや、)此れ等の外に。阿波禮を見す。阿波禮ときく。阿波禮にたへず。など云へるたぐひは。都て何事にまれ。アヽハレと感ぜらるゝさまを名づけて。阿波禮と云物にして云へるなり。如此く阿波禮と云ふ言は。さまゞゝ言ひかた變りたれども。其意はみな同じ事にて。見る物。きく事。なすわざにふれて。情の深く感ずることを云なり。(また物をあはれぶといふ言も、もとアヽハレと感ずる事なり、古今集に、霞をあはれび、と有をのみ、阿波禮と心得たれども、然に非ず、見て嬉しとも、をかしとも、樂しとも、哀しとも、戀しとも、情に感じて、アアハレと思はるゝ事は、みな阿波禮なり。)さればおもしろき事。をかしき事などをも。阿波禮と云へること多し。此に神等の。阿波禮。阿那於母志呂と。歌ひたるにて知るべし。又物語文などにも。阿波

禮にをかしう。阿波禮にうれしうなだゝ連けて云へり。(伊勢物語に、此男、人の國より、夜ごとに來つゝ、笛をいとおもしろく吹て、聲はをかしうてぞ、阿波禮に謠ひけるとある、笛をおもしろく吹て、うたふ聲いをかしきが阿波禮なり、蜻蛉日記に、つねはゆかぬてゝちも、阿波禮に、うれしう覺ゆること限りなし、是また心ゆきて、嬉しきことに、阿波禮と云へり。)但し源氏物語など。其外にも。物語書には。をかしきと阿波禮なるとを。反對にして云へる事も多し。此は總ていふと。別て云との異りなり。總て云へば。をかしきも。阿波禮の中にてもれること。右に云るが如し。別ていへば。人情のさま／＼に感く中に。をかしき事。嬉しきことなどには。感くこと淺し。悲しきこと。戀しきこと。憂き事。すべて心に思ふに。叶はぬすぢには。感くこととよなく深し。故にその深き方を。取わきても。阿波禮と云ことと有るなり。(俗に悲哀をのみ阿波禮と云も、此心ばへなり。)譬へば。總て木草の花は多かる中に。櫻をとり分きて花と云て。梅にも對するが如し。(源氏若菜巻に、梅の花を、花のさかりにならべて見ばや、と云るこれなり、梅の花も花なれども、其に對へても、櫻を取わけて花といへり。)然れば阿波禮と云ことを。情の中の一つにして云は。取わきていふ末のことなり。其の本を云へば。總て人の情の。事にふれて感くは。みな阿波禮なり。故に人の情の深く感ずべき事を。總て物の阿波禮とは云なり。(物に感ずとは、俗にはたゞ善き事にのみ云めれども、これも然らず、字書に、感動也と云て、心のうごくことなれば、善き事にまれ、悪き事にまれ、心の動きて、アヽハレと思はるゝは、みな感ずるにて、アハレと云詞に、よく當れる文字なり、漢文に、感二鬼神一と有て、古今集の眞名序にも、然書れたるを、假名序には、おにかみをも、阿波禮と思はせ、と書れたるにて、アハレは、物に感ずることなるを知べし、大凡阿波禮と云言の本、また轉りて用ひたるやうなど、上件にて心得べし、また物のアハレと云も同じことにて、物と云は、言ふを物いふ、語るを物がたる、また物まうで、物見、物いみなど云類の物にて、ひろくいふとき

に添る詞なり。)さてその。物の阿波禮を知ると云ひ。知らぬと云ふ差別は。譬へばめでだき花を見。さやかなる月に向ひて。阿波禮と情の感く。即これ物の阿波禮を知るなり。(これその月花の、阿波禮なる趣きを、心にわきまへ知る故に感ずるなり、其阿波禮なるおもむきを、辨へ知らぬ人は、いかにめでたき花を見ても、皎かなる月に向ひても、感くことなし、是すなはち物の阿波禮をしらぬなり。)月花のみに非ず。總て世の中にありとある事にふれて。其趣き心ばへを。辨へ知りて。うれしかるべき事は嬉く。をかしかるべ事は可笑く。悲しかるべき事は悲く。戀しかるべき事に戀しく。其々に情の感くが。物の阿波禮を知れるなり。(其を何とも思はず、情の感かぬが、物の阿波禮をしらぬなり。)されば物の阿波禮を知るを。心ある人と云ひ。知らぬを。心なき人と云なり(西行法師の、「心なき身にも阿波禮は知られけり、鴫たつ澤の秋の夕ぐれ、此上の句にてしるべし、○今云、此は、法師は、すべて君親妻子をも捨て、樹下石上をさへに、定れる住所とせず、清く世情を離るゝを、專と爲たるもの故に、阿波禮を知らぬ人なり、その阿波禮知らぬ身にも、阿波禮は知らるゝと訓るなり。)伊勢物語に。むかし。男有けり。女をとかく云ことと月日へにけり。岩木にし非ねば。心ぐるしとや思ひけむ。やうやう阿波禮と思ひけり。是にて。物の阿波禮を知ると云ふ味を知べし。さて物の阿波禮を知るより。歌は出來る物なり。(古今集に、古歌獻りし時の、目録の長歌を、熟く讀て知るべし、神代より詠來しる、四季戀雜のさまざまの歌は、悉く、一の物の阿波禮より出來たり、と云意を詠とりて、四季と戀雜との間に、年ごとに時につけつゝ、阿波禮てふてと云ひつゝ、と言はれたる。其前後の四季戀雜の歌は、みな時につけつゝ出來たる歌どもなり、と云ふ義にて、其物の阿波禮の品々を、目録に詠たる長歌なり、心を着て讀見るべし、)後撰集に。ある所にて。すの前に。かれこれ物がたりし侍りけるを聞て。内より女の聲にて。あやしく。物の阿波禮しりがほなる翁かな。と云を聞て。貫之。阿波禮てふ言にしるしは無れども。言ではえてそあらぬ

物なれ。（此詞書に、あやしく物の阿波禮しりがほなる、と云るは、貫之なることを知て、歌よみ貞なりと云事を、おぼめいて云る言なり、返答も其意を得て、歌よみたりとて、何の益もあらねど、物の阿波禮に堪ぬ時は、よまではあられぬ物ぞ、といふ下心なり。阿波禮てふ言と詠れたるは、彼物に感じて、歎息する詞也。）土佐日記に。もろこしも此方も、おもふ事にたへぬときのわざとか。と歌よむ事を云るなどにて知べし。とあり。（此は玉の小櫛と、石上私淑言とに言れしを合せ見て、文を約めて注せるなり、なほ引歌などのとは、私淑言に委く見えたり。）即ち此の神等の。諸共に歌ひ出給へるも、其れにて。大御神の。久しく刺籠り居るを甚く憂ひ坐て。千ぢに心を碎き。謀ごち給へりし如く出御して。本のごと照明り。各々某々に。面輪も炳焉く見え別りしかば。歡喜に堪ず起舞ひ。言はではえてそ在られずに。阿々波禮と歌ひ擧給へること。然有べき事になむ。〇阿那於茂志呂。てを本書の注に。古語事之甚切ナルチ皆稱フ阿那ト。（一本に、甚を至と作り、是も非からず、）言衆面明白也とあり。阿那てふ言義は。此注に云るが如し。其を委くは。第六段に注り。（阿那邇夜志志の處見るべし、また第四段、阿夜憾根神の下をも合せ考ふべし、）於茂志呂も。本注に云へる如くなれど。黑白と對へ言ふ白の意には非ず。此は師説にあざやかに。よく分ることにて。とほしろし。とあるしろしも。察明に能く分ること。また御火白く燒け。と云へる。（今云、此は古本の神樂歌次第に、人の長の主殿寮に會する言に、御火白久献禮と見ゆ、即ちあざやかに明く火を燒け、と云るなり、）また軍書などに。矢を射拔きて。鏃の著はれ出たるを。矢じり白くなど云るに同じと有り。（此は七里繁民が、師説をきゝて記しおきつるを、信友が本に書入たりしを、其儘こゝに注せるなり、此段に師説と云る注は、みなそれなり、）さて齊明紀に。建王の薨ませる時の大御歌に。今城なる乎武例が上に雲だにも。旨屢倶之多々婆（屢今本に、居と作り、今は活板に依れり、）何か嘆かむ。萬葉にも雲谷灼發、とよめる歌あり、）此御歌の旨屢倶。やがて此の志呂と同じく。伊知白流斯の

志流にて。灼き由なれば。於母志留と有べきを。志呂とあるは、後のとなへの儘に記し傳へたるか。本より志留とも志呂とも言へるにや。(また此の志呂は、黑白の白の意にはあらねど、黑白の白も、本は同言なるべくてこそ)また同紀に。同じ王を葬れる、今城の地を詠ませる大御歌に。「山蹤て海わたるとも於母之樓枳、今城の内はわすらゆましに」とある於母之樓は　此の於茂志呂と全同言なるを。前の御歌に　雲だにも灼し立ば、と詠ませると合せ按ふに　雲の立つを御覽はして。御子を偲び給ふ御心を、歎め給ふ由にて。後の世におもしろしと云るに似たるは。此の於茂志呂を。漸にかくも活用へるなりけり。(師說に、此於母之樓枳今城のうちは。の御歌を引て、悲き事におもしろと詠給へり、されば、此言は心の深くしむ意にて、哀樂にかゝはらず言ふか。古意なりとて、本書に面明白也と云る注を。俗意なりと言れし由、右に云る書入に見えたれど、廣成主の心も、黑白の白の意には非ず、故れ本文にも注にも。ただ白とは書ず、明の字を添て書れたり、然るを師は、本に明白に、シロシと假名を付たるをのみ、心に留られしにや、此は後人のわざなるをや。○清濁考に、オモシロシとは、心に挂るやうの事なりとあり、今云、この大御歌の於母之樓枳は、オモシルキと訓べきかとも思へども、萬葉十四に、於毛思路伎とあるに依て、シロと訓り、)さて此は。今まで常闇にして。燭を燃したるばかりにては、猶おぼ〳〵しく。分り難かりし神等の面の。大御神の出御と共に。明白く見えたるに。各々相見ておぼえず阿那面明白と。歌ひ給へる事とぞ思はるる。(今の世にも思はえず、めづらしき物を見たる時などに、於夜云々と言ひ出ることと有るは、此心ばへなり。前に阿那と阿夜と同言にて、驚きて嘆く聲なり、かくて俗に驚きの聲に、於夜といふ言のあるは、即是なりと云るを、此に思ひ合せて辨ふべし、○阿那多能志。こも本書の注に。言伸レ手而舞、今指二樂事一謂二之多能志一。此意也とあり。言の義は。信に如レ此くならむか。但し多能志は。多怒志と有るべき古言の格なるを。能とあるは。後の言ひ習ひの儘に記し傳へたるか。萬葉には多怒

志とあり。(また古へ能と云べきを、怒と云ること多かれば、古くは、能志とも怒志とも、二つに云るにや。)萬葉緯に擧たる。内侍所御神樂式に採物の篠歌に。篠乃葉爾雲布理川毛留冬乃夜爾。豐乃安曾比爾須留我手伸た、と、樂に手伸と書ることも。由ありとおぼゆ。(されど師は、多能志を、手伸の義としつる本書の注は、附會にて甚俗意なり、と言れしとぞ。此は然も有なむか、されど、餘に思ひ得たる說のなければ、姑く本書の注に從ひてあるなり)さて憂ふる事の有ては。自然に體の屈みて。伸やかならぬこゝちするを。結滯たる心もとけ。其憂ひのとみに晴ては。その歡喜に堪ずて。阿々波禮とうたひ。其情の感く餘りに。手を伸て舞ふこと。これまた自然の眞情にて。阿那多能志とは。これまで屈みたりし手も。伸やかになれる由なるべし。斯て多能志は。もと其の立舞ふ狀を云る體語なるを。後には麻美牟の辭を添て。多能志美。多能志牟。多能志麻牟。と活用したるにて。多能志美と云は。其用語の。また體語となれるならむか。(かく本の體語を、用語に活用む、その用語を。また體語にしたる語どもも、甚多かり。)此は何の義。なほ熟く考ふべし。○阿那佐夜憩。こは信友か本に書入たる。長谷川菅緒と云人の說に。本註に。竹葉之聲也とあるは非說なり。佐夜憩は。肥前風土記に。分明謂二佐夜氣志一とある其分明字ノ意にて。明なる意なり。天照大御神の。岩屋戶を出給ひて。世間のさやかに明らけくなれる由なり。と云る此說信に然る事にて。阿那と云ふ發語あるにても。明の意とは知られたり。(然るを、師は記傳にも、右の閒書にも、竹の葉のそよぎて、さやさやすることなり、篠の葉さみ山もさやになど、古くより用ひ來れども、發語の阿那きこえず、神樂の聲に、サア／＼／＼サ、、昔は神樂のとき言しなりと言れしは、佐夜部、佐夜加などは、歌にも詠むことに、いかにしてか心著れざりしなり、かくて發語の阿那はきこえず。と言れしは、疑ふべき注を信じて、疑ふまじき古語を、疑はれたるにぞありける。)さて阿那於茂志呂は。神等の御面の。炳焉く見えたるを歡べる詞。この阿那佐夜憩は。世間の分明になれるを喜べるなれ

ど。其に明なる由にはあれど。彼は神等の面を云ひ。此は廣く世間にかゝる詞なりけり。○飫憩は。まづ師云。古語拾遺に。以飫憩木葉爲手草と有て。飫憩振其葉之調也。と云へること疑はし。神樂歌古本に。於介と唱ることは。處々に見えたれば。此言は古傳なるべし。然れども此を木の名とせるは心得ず。さる木は。古へも今もいまだ聞ず。（或說に、賢木なりとも、檜なりとも云へど、みな推量りの妄說にて、其證なし。）又木の葉を振る音の。オケと鳴るべき謂れなし。されば此を木の名とするは。（かの小竹葉の音の、佐々より紛れつる。）非說なるべし。（凡て同じ趣に云る、阿波禮、於茂志呂、多能志などの說も、みな古言の意に非ず。やゝ後の人の附會なるを辨へずして、記せる物なり。）今云、此の師說の中に、阿波禮の注を、非と云れしは、然ることながら、於茂志呂、多能志の注は、然も有まじき由は、上に云りき。）故れ思ふに。於介とは。上に見えたる汗氣のことを。神樂にかく唱へしを。木の名と誤れるなるべし。（佐夜憩を、竹葉之聲也と云るは、さや〳〵と鳴る聲より出たる言なれば、さも有べし。）と有り。（古本催馬樂に、オケ、オケヤ、アハレ、ハレ、ソヨヤ、ソヨ、サ、サヤ、など云言も見ゆ、なほよく考ふべし。）○後に按ふに。神樂譜に。その雜を本末にて稱美る詞に。阿知女於介。阿知女於介と云ふを。舊說に。阿知女は。宇受賣と云ことなりと說るは。然る言なれど。於介てふ詞を說得ざるを。伴信友が考に。古事記に。意祁都命とあるを。日本紀に億計命とあり。伊呂波字類抄に。獲をオケザルと訓たるを思ふに。阿知女は。宇受賣と云言にて。宇受賣獲と云て。稱美たる詞なるが宇受賣於介と云ひては。埋め置けと云ふ如く聞ゆる故に。阿知女と云ひ替たるならむ。と云り。此說然るべし（敎子なる、越後國人樋口英哲云く、我が越後にて風俗歌うたひて、舞踊りなどするを、デンクヲドリと云り、此は隣國にも有りて、誰もよく知れる事なり、然るに其の上手なるを稱めて、オケサと云り。其はわが鄕のをば、柏崎なれば、柏崎オケサといひ、三條なるは、三條オケサ、新潟なるをば、新潟オケサと云り、其風情は、

少かづゝ異りあれども、上手をほむる意は同じ、かくて此オケサと云ふこと、甚いぶかしく、人に問ふに、誰も其言義を知れる者なし、然るを今師說を承賜はるに、彼の踊れる狀の、いと可笑く宮風たるが、宇受賣命の御有狀に似たり、と美る言なりとは、始めて思ひ得侍りぬと云へり、これ信に古言の遺れるなるべし。）○大直會は。大直り饗なるべし。然るは是の時。大御神の隱り坐して。世中常闇となれるに依て。神等の愁惑ひけむ事は。上に云へるが如くなるを。今かく出坐て。世の中再び明らけく。愛たく成たれば。神々手を伸て歌ひ舞ひ。悅び合ひ給ひけむ事も。上に云へるか如し。世の中直りて明らけく、本の如く成ぬるは。大きなる事の極みなれば。神等互に悅ひ給ひて。大御神の大御前に。殊さらに。種々の物奉り。各各自らも。祝ひ給へるなるべければ。實にも。大直り饗と云べきなり。（此を例として、大御神の大宮は更にも申さず、何處に於ても、神事うるはしく仕へ奉り竟たらむ後には、其獻り物など下し賜はり、誰も／＼悅びの酒宴など爲るを、直會と云ふは、此時の大御古事に效へるなり。）

於是八百萬神共議而。於速須佐之男命。科千座置戶之祓具。令拔髮須及手足爪而。以手爪。爲手端吉棄物。以足爪爲足端凶棄物而。以唾爲白和幣。以洟爲青和幣。乃使天兒屋根命。宣其解除之太詔辭而。割天小菅拂而。令祓竟。八百萬神等。嘖速須佐之男命而。汝所行甚惡也。故勿住天上。亦勿住葦原中國。宜急適底根國云而。乃共神逐逐降矣。世人愼收己爪者。此其緣也。

其議而は。師說に。これも天照大御神。また高皇產靈神の命を受て爲るに非ず。神たち集て議り給ふなり。其は深き所以ぞ有けむ。（書紀、古語拾遺などの旨も同じ。）とあれば。解除の事を爲つるてとは。產靈神の大御心より出つらむ。其由下に云

を見て辨ふべし。○科千座置戸之祓具。（古事記には、たゞ負千座置戸とあり、書紀本書、古語拾遺は同じかれど、言足らず、故れ今は書紀第二一書に、責其祓具とあるに依て、祓具の字を補へつ、科の字は、書紀に従れり。）師説に。凡そ波良比に二あり。其一は。伊邪那岐大神の。阿波岐原の禊祓の如し。一は此の解除の如し。是の罪犯ある人に科せて。物を出し贖するなり。かゝれば。其事も意も。二別なるに似たれど。本は一なり。履中紀に。車持君に罪有て。負悪解除。善解除而。出於長渚崎令祓禊とあるを以て見れば。犯ある者の波良比も。水の邊りに出て禊祓けり。是れ罪犯しは穢れも同じければなり。大祓詞に。伴男能八十伴男乎始氐。官々に仕奉留人等乃。過犯家牟雜々罪乎。今年六月晦之大祓爾。祓給清給登云々。速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神。大海原爾持出奈武云々、四國卜部等。大川道爾持退出氐。祓却止宣。此の文を思ふべし。罪犯を解除ふも。穢汚を清むる禊と全同じ。（穢れは即ち罪なり、罪は即ち穢れなること、前の阿波岐原の段に云る

と、併せ考べし、また穢れをも通はして、罪と云ること、仲哀巻國之大祓の所に、委くいふべし。）さて罪あるにも穢あるにも。其重さ輕さに隨ひて。同く波良閇するは。上代の法なり。（然るを漢國の制をのみ、専らならひ用らるゝ世になりて、上代のならはしは、何事もかはりて、此の波良閇の法も、廢れゆきつるなり、然はあれど）中昔までも神事に付たることには。猶ほ此法を用ひられて。大上中下品々の祓ありしこと。古書どもに見ゆ。（そは仲哀巻、國之大祓の處に、委くいふべし。）さて其祓具を出さしむる事は。今考ふるに。二の義あり。一には。其の祓に用ふる色々の物を科せて。出さしむるなり。（祓具と書れたる、具の字を思ふべし。）また以唾爲白和幣。云々とあるも。祓に用ふる物に取れり。また雄略巻に。歯田根命罪ありて。以馬八匹。大刀八口。祓除罪過とあり。（馬大刀を祓に用ふることは、大祓詞に、高天原爾耳振立聞物止、馬牽立氐と見え、神祇令にも、上祓刀とあり、此外古書どもに見ゆ、抑々馬を用る所以は、耳振立聞物止、と有る如く、神

たちの、其祓を速に聞召受よと云意なること、上文に、云々播別氏所聞食武、とあると合せて知らる、此に准へて思ふに、太刀は、罪穢を斷絕意に用るにや、此外用ふる種々の物も、其名または其形、あるひは、その物の用などに就て、意を取てと多かるべし。）また延暦廿年五月の大政官符（後紀、類聚三代格、令集解などに出つ。）に。定准犯科祓例事。一大祓料物廿八種云々。一上祓料物廿六種云々。一中祓料物廿二種云々。一下祓料物廿二種云々とある。その種々の物みな祓の料の物にて。罪穢の重さ輕さにまかせて。科する品なるを以て。思ひ定むべし。（今云、此事なほ大祓詞再釋に、委く注を併せ考べし。）一には。彼の阿波岐原の禊祓の時に。御身に著たる物を。盡に投棄給へりし如くに。罪犯ある者も。身の穢たるなれば。其身に所有物も。皆穢れたるを。拂ひ棄る意にて出すなり。故れ後の世までも。祓に用る種々の物は。終にみな水に流し却なり。（なほ下に云べし、かゝれば祓具を科するは、もと右の二の意なるを、異國の贖刑と、一意に說き成すは、最

も古意に非ず、孝德紀に、有被役之民、路頭炊飯、於是路頭之家、乃謂之曰、何故、任情炊飯余路、強使祓除、復有百姓就他借甑炊飯、其甑觸物而覆、於是甑主乃使祓除、如是等類、愚俗所染、今悉除斷、勿使復爲、これは其祓物を取て、己が利にせし事と聞ゆ、そはやゝ世くだりて、本意を失へる、民間のならはしにぞ有けむ、○今云、國々にて爲來れる事の中に、自らに祓法に叶へる事の有るは　をり〳〵聞及べる事なり、其は上代の風の流れ傳はりて、遺れるにぞ有るべき。）千座は、私記に、座者是置物之名也。と見えて。其の祓物を居置物をいふ。（案にても、何にてもあるべし。）凡の座處を久良と云も。同意なり。（故れ書紀には位の字を書り。）千は其數なり。犯しの重さ輕さの任に。祓ひも重さ輕さ有て。祓具も多き少き品あるを。此は極めて重ければ。極めて多きを。千とは云なり。後の世に、四座置、八座置など云、名目の遺れるを以て見れば、幾座と云て、祓のしなを定しなり。）置は。其物を持出て。祓する處に置く意より云へるなり。萬葉に。

置レ幣とも。奴佐於伎とも見え。大祓詞に。大中臣天津金木乎。本打切末打斷氏。千座置座爾置足波志氏。とあり。(師の說に、金木と書るは借字にて、是れは祓物を置べき置座に作る料の楉を云なり、此金木を、置座に置でと聞ゆれども、然には非ず、文意は、金木を本末切て、千座置座に造りて、置き足はしと云なりと見ゆ、今思ふに、此說まてとによし、置べき種々の物をば略きて云はす、其置座をのみ云ること、此と同じ、一說に、金木を刑具とするは、甚誤なり○今云、世に、いやしむ金木で目をつく、と云ふ諺あり、此は大きなる物には、心すれば、過つ事のなきを、金木やうの少き物をば、卑めて心せざる故に、目をつくてとあり、と云へるなれば、加茂翁の、金木は、置座に造る料の楉を云といはれしは、信にさる說にて、楉やうの木を、金木と云る古言の、たまたま諺に遺れるなるべし、また天野信景云、中臣の祝詞、天つかな木と有を、卜部家さまざま附會して本を忘れたる事あり、度會延佳瑞穗抄に、其字をかゝされ侍る、濃州のきこり山入、金木取と云るを、何ぞ

と思へば、しばなり、中臣祓の本義にくはし、誠に神代の言葉、鄙に殘り侍る事、是にて知られ侍ると云り、)臨時祭式に。凡そ祈年。月次。神今食。新嘗等祭料置座木とあるは。置座に造る料の木をいふ。(こは神に供奉らるゝ料なり、さて置座木を、今本に、クラヲオクキ、と訓るは誤なり、)篤胤云、同書に、楉棚四脚、各高四尺、長三尺五寸ともあり、)さて其の置座に。四座置。八座置と云品あり。木工寮式に。四座置。八座置。以レ木爲ルレ之。長者二尺四寸。短者一尺二寸。各以二八枝一爲レ束。名稱二八座置一。長短各以二四枝一爲レ束。名稱二四座置一と見ゆ。(四時祭式、齋宮式、大嘗祭式などにも、祭料物の中に、此名見ゆ、)今考ふるに。置座とは。祓物を居ゑ置く座なる故の名にて。四座置。八座置も。本は四座の置物。八座の置物と云ことにて。其置座の數以て云たるなれば。一種の物の名に非ず。(然るをやゝ後になりては、其名のみ古へにて、物のさまは變れりと見ゆ、其故は式に、諸祭の中に載るを見るに、他の雜々の物を居ゑ置べき料とは見えず、たゞ別に一種の物と見

え、また右に引る木工寮式に云るも、物を居置べき物の狀に非ず。然れば延喜の頃のは、たゞ象ばかりなりけり、置座も、木工式に云る如くなる小木を連ねて、結び造れる物なるべし、今の世にもある、柳筥などのさまにても推度らる、然れば後の世のも、かの置座に造るべき木を束ねて、やがて其を置座と稱ひ、其木の數を以て、彼の座の數に加へて、四座置、八座置とは云なりけり、又はかの祓の詞に、天津金木乎云々とあるも、後の世の象ばかりの置座を造ることか、とも思はるれど、なほ然には非じ、彼の全文は、やゝ後に定つる物ながら、詞はみな古へのを用ひたればなり。）とあり。さて千座置之祓具と云て有べきを。置戸としも云よしは。未だ思ひ得ず。（師は應神天皇卷に、伊豆志袁登賣神を、兄弟の男の、よばひける事を云へる段に、詛戸と云る言を引て、此は其の詛事に用ひたる、種々の物を指て、詛戸と云へれば、此も置座に置く祓具を指て、戸とは云なり、然れば、千座の置物と云むが如し、と言れつれど、いかゞ有らむ。）祓具は。書紀に。此云二波羅閉都母能一とあり。○髮須。（記には切レ鬚と有て、髮のことなく、書紀また拾遺には、拔レ髮と有て、鬚のことなし、今は彼此合せて取れるなり。）和名抄に。野王案。髮和名加美。首上長毛也。また說文云。髭口上鬚也。鬚髯頤下毛也。髭和名加美豆比介。鬚髯和名之毛豆比介。とあれど。此は口の上下の差別なく。たゞ比宜なり。鐵胤云。須は說文に。面毛也。とありて。（口上、頤下、頰などの差別なく。）總ての比介を云字なれば。此に應へり。○及二手足之爪一。（於是より是までは、記を本にとり、まま書紀を取て文を補へり。）師云。及の字は。乎母と訓べし。爪和名抄に。四聲字苑云。爪手足指上甲。和名豆女と有り。○以二手爪一爲二手端吉棄物一。以二足爪一爲二足端凶棄物一。（こは書紀一書に、以二手爪一爲二吉爪棄物一、以二足爪一爲二凶爪棄物一といひ、又一書に、責二其祓具一是以有二手端吉棄物、足端凶棄物一、とあるとを併せて文を成せり。）書紀に。手端吉棄。此云二多那須衛能余之岐羅毗一とあり。（手端吉棄をのみ註て、足端凶棄を言はざるは、准へて知らるればなり。）さて師說に。この吉凶棄物

は。いはゆる善惡祓除の事の本なり。然れども善惡祓の事は。其儀を記せる物なければ。如何なるを善。いかなるを惡とも知りがたし。(吉招レ福凶釀レ禍也と云ふは、後の人の例の推當の誤なり、若さらば、上に引る車持君の善惡祓除は、いかに解べきぞ、犯ある人の爲に、禍を招くことと有べきかは右に引る、延暦廿年の官符の中にも、承前神事、有レ犯科レ祓贖レ罪、善惡二祓負二科一人、云々とあるも、車持君の事に同じ。)さてかく手足の爪を拔るも。祓具なれば。上に云ふ二意を以て解べし。一には此の祓は。極めて重き祓なる故に。祓物も極て多く。千座を徴るなれば。須佐之男命の所有る物の限りを取ても。猶足ざる故に。其の御身に生たる髮須爪までを取て。祓の料の物に用ふるなり。(書紀に、亦以レ唾爲二白和幣一、以レ洟爲二青和幣一ともあるにて、祓料なるを知べし。)二には。所有る物も穢れたれば。拂ひ棄る意なるが。輕き犯しは穢れ淺き故に。少の物を出し棄て淸まるを。是は犯し重くして。極めて深き穢なれば。所有る物をみながら棄ても。なほ淸まりはてざる故に。其御身に生たる物までを。拂ひ棄て淸むるなり。されば棄る物は。みな穢垢なる故に。伎羅毘物といひ。棄物と書れたるも。此意なり。後の世に。人形を造りて流すも。穢たる身體をば。さながら棄て。淸きに替る意なり。(かゝれば、此須を切り、爪を拔く事は、右の二の意なるを、纂疏に、肉刑之始也、とのたまひ、皆人も刑と心得るは違へり、刑とは其義異なるをや、)とあり。此師說を本として。今考ふるに。手端物。足端物とは。古語拾遺(崇神天皇の御世の事記せる處、)に。手末之調てふことの有て。此を手にて造れる物を云りと聞ゆるを思ふに。手足を勞きて造れる物のことを。古の雅言に。かく分け云へるにて。其は身づから手足を勞きて造れる物は。殊に惜み思ふことなるを。其れすら祓物に出して。淸まはると云義にて。手端吉棄物。足端凶棄物と云にはあらじか。(手に吉といひ、足に凶と云るは、手はたふとく、足は卑き物故に、かく言るのみにて、餘に深き意は有まじくおぼゆ、其は男神のかたを足名椎、女神の方を手名推と云て、男神にいやしき方を負せたる

をも思ふべし。)さて須佐之男命の所有る物を。盡く
に。祓具に出さしめつれど。なほ手末足末の物代
として。其爪を拔きて出さしめたる由なる可し。
(下文の、以レ唾爲二白和幣一云々とあるを以ても、
然は思はれたり。)さて後に。善祓。惡祓といふを。
車持君に科せたる趣は。此の吉棄物。凶棄物に由
ありげに聞ゆれども。延暦官符に。善惡二祓重科
一人一。とあるを合せ思ふに。此は事の趣異なりげ
に聞えたり。なほ熟く考ふべし。○以レ唾爲二白和
幣一。以レ洟爲二青和幣一。(こは書紀石屋戸段、第二の
一書を取れり。)和名抄に。切韻云。唾口中津也。
和名豆波岐。また同抄に。字書云。洟鼻液也。和
名須々波奈とあり。唾は白く。洟はやゝ青ければ。
かく言るなるべし。さて爲とは。白和幣。青和幣
の代りと爲たる由なり。(是また所有る物の限りを
取ても、なほ足ざる故のことなり。)○乃使三天兒
屋根命。宣二其解除之大諄辭一而より。此其緣也。
と云までは。書紀石屋戸段第三の一書を取れり。
其の中に割二拂天小菅一と云ことは。神樂歌を取れ
り。(其由其處にいふべし。)○宣二解除之太諄辭一と
は。上に云る如く。此時の禍事は。須佐之男命の
御荒より起れるなるを。其を悉く。豫母都國へ掃
却らむことを。祓戸神たちに祈白せる諄辭なり。
其の由下に委く云を見て知べし。○割二天小菅一拂
而は。神樂酒殿歌に。「也戸久毛能。奈可奈留久毛
乃奈加止三能。安萬乃古須介乎佐支波良比。以乃
利之古止波。計不乃比能多女。とあるは。正に此
の時兒屋命の。菅もて祓ひしつる由を詠るにて。
然る古傳の有しに本づけるなること炳し。故れて
の歌詞の傳に依て。文を成せり。大祓詞に。天津
宮事以氐。大中臣云々。天津菅曾乎。本苅斷。末
苅切氐。八針爾取辟氐。天津祝詞乃太祝詞事乎宣
禮。と見え。萬葉三卷(長歌)に。「ゆふ手次かひな
に懸て。天に在る左佐羅能小野之七相菅。手に取
持て比さかたの。天川原に出立て。潔身てましを。
また十五に。「その佐保川に石に生る。菅根取而し
ぬぶぐさ。解除てましき。などあり。祝詞考に。
此歌どもを引て。古の祓には。割たる菅を手に取
持て。塵などを拂ふが如きわざをせしなり。然る
に古書どもに。祓物くさ〜載たる中に。菅は見

えねば、此は祓に用ふと云を、疑ふ人有べけれど、祓柱は、國の郡領以下、戸々より出す物なり、また式に、大祓に用ふる物どもをば、皆擧て、祝詞料の布短帖までも見えたるに、詞を書く紙筆をのせざるが如く、菅は祓奉レ仕る官人、一人の手にとる物にて、齋て作る物にもあれば、其人のみづからなす故に、擧ざるなり」と解れしは然る説にて。後までも菅を持て拂ひしてと疑なく。其は天上にて此時爲つる故實を用ふるなりけり。（師說に、須宜、須賀と云名は、此草もとより清淨きよし有て負るか、さる故に祓にも用るにや、又は清と言の通ふ故か、いづれにまれ、清き意に取て用ふるなりとあり）さて小菅と云る小は。例の稱言にて。笠にもぬふたゞの菅なり。（萬葉十五歌に、菅根とあるも、たゞ菅にて、根は、木根、石根、島根など云根と同く、添ていふ言なり、此を祝詞考に、菅の根と訓れしは非なり、また或人は、菅を根ながら取れるを云かと云り、ては猶考ふべし、さて同三卷に、七相菅とある名義は、いまだ思ひ得ず、若くは七節か、また十ふの菅ても、七ふ、

三ふなどあるは、編目を云と聞ゆれば、此とは異なるか、但しまた、七ふにも編むべき、長高きよき菅、と云こゝろか）割拂ひとは。割て拂ふよしなり。大祓詞に。菅曾と云るは。其割たる上の名なり。（其由は、神武天皇卷、大祓詞の處に委く云べし）〇祓覔とは。祓ひきはめ盡すを云。科二千座置戸之祓具一と云より。逐降矣まで。凡て祓覔るわざなり。〇嘖は。迫と同く。祓の天津罪の積を。言迫るよしにて。下に。武甕槌之男神の。建御名方命を。諏方の海に迫到るとある迫めも。即ち是にて。此は言遁るべき言なく言迫めたる由なれば須佐之男命も。遁るべき辭なく窮り畏り給ひけむこと。天上に勿住そ。葦原中國にも勿住そと。諸神の迫め言がまに／＼。逐はれ給へるにて知べし。（師云、凡て世牟留は、狹むるなり、世麻留は、狹まるにて、自と佗とを云ふ差ひのみなり）可畏き申し過に似たれども。此神もし。かく理に窮り給はず。彼御稜威を震ひ給はむには。いかにゆゝしき禍事の出來なましを。諸神の言理に服ひ。其非を悔い坐して。下津國に住坐しは。其御心の直

く坐ますこと。想察奉るべし。（なほ此神の、其の非を悔い坐しゝ御心のほど、可畏けれど、次の段に云を見て思ひ辨ふべし。）○悪也は。（こは本に無賴とありて、舊くタノモシゲナシ、などし訓れど、漢文の無賴を、あながちに訓ると聞えて、古言ともおぼえぬ訓ざまなる故に、今は意を得て、文を改めつ。）阿志加理と訓べし。○底根國とは。すなはち惡く在りといふ義なり。○底根國とは。即ち下津國。夜見國のことなる由は。上に既に注りき。（第十二段、第十八段など見るべし。）○神逐逐降矣は。神夜良比夜良比降志伎と訓べし。（此は古事記に、神夜良比爾夜良比賜也、とあるに依て訓り書紀に、逐之此云二波羅賦一、とある波の字は、師の言の如く夜の寫誤なるべし。）神とは。凡て神の上の事に。多く附け云詞にて。上に見ゆ。（第十段見べし。）夜良布は。師說に。本夜流を延たる言なり。（良布は流、良比は理と切まる。）されば用意は。聊か異なるに似たり。さてかく疊ねて云例は。神集々。神祝々。神議々。神問々。神和々。神掃々などの如し。皆上は體語。下は用語なり。

（今云、また中に、爾てふ辭を加ても云り、其は神夜良比爾夜良比岐、ともあり、伊都之知和伎爾知和伎氐なども、此格の言なり。）さて逐は。今俗に云追放なりとあり。さて後の大祓神事は。即ち此の時の故實の隨に行ひ給ふ事なることは。今さら言まではなく。其は皇美麻命の天降坐すとき。天津御祖命の。此の天津宮事のまゝに行へと。御言依し坐るにて。罪穢乃淸まることは。伊邪那岐大御神の。禊祓給へる時に生坐る。祓戶神等の。持失ひ給ふになむ有ける。其は彼の神事のとき。諸々に宣り聞せ給ふ詞に。高天原爾神留坐。皇親神漏岐神漏美乃命以氐云々。皇御孫之命波。豐葦原乃水穗之國乎。安國止。平久所知食止。事依奉伎云々。如此依左志奉志四方之國中登。大倭日高見之國乎。安國止定奉氐云々。平氣久所知食武國中爾。成出武天之益人等我云々。許々太久乃罪出武。如此出波。（以上の文の意は、高天原に神留坐す、天津御祖命の、皇御孫命を、葦原中國を、安國と所知食せと、御事依し降し給へるまに〳〵、大倭國を、四方の國中の安國と定め奉りて、坐せ奉るを、

其天降し賜ふ時に、安國と所知食さむ國中に、成出る天之益人等の、過犯す罪の、許々太久出なむ、しか出たらむには、云々せよと詔へり、といふ意にて、此は天御祖神の、御言依しを本にして、神武天皇御世に、當時の事實を合せて、天種子命の綴成る詞なり、次々の詞もしかり、文の法に、深く心を著て思ひ辨ふべし、祝詞考、後釋ともに、此義を思ひ洩されたり、此委き謂由、また此詞は、種子命の綴り成せる詞なることの論ひは、神武天皇卷に、此詞を本文と爲つれば、彼處に委く云べし、瑞穗抄に、大祓詞は、天種子命の作と云ふ傳あれば云々、と云るは、然る説なり、）天津宮事以氏。大中臣天津金木乎。本打切。末打斷氏。千座置座爾置足波志氏。天津菅曾乎。本苅斷末苅切氏。八針爾取辟氏。天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮。（此一節は、解除すべき式法を、誨へ賜へる御言にて、文の意は、上件の如き、計々太久の罪出たらむには天津宮にて、事始めましゝ、祓事の例のまにまに行ひて、大中臣其事を執り、天津金木の本末打切て、千座の置座を造り、其座ごとに祓物を置足はして、天津菅の本末苅斷ち八針に取割き、そを以て拂ひ、天津祝詞言を以て、祈白せとなり其は專と祓戸神等に言告る祝詞なるが、此に漏たること、下に委く論ふを見て知べし、）如此乃良波。天津神波云々。國津神波云々。所聞食武。如此所聞食氏波。皇御孫命乃朝廷乎始氏。四方國爾波。罪止云布罪波不在止云々。高山之末短山之末與理。佐久那太理爾。落多支都。速川能瀨坐。瀨織津比咩止云神。大海原爾持出奈武。如此持出往波。荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之。鹽乃八百會爾座。速秋都比咩止云神。持可々呑氏牟。如此可呑氏波。氣吹戸爾坐。氣吹戸主止云神。根國底國爾氣吹放氏牟。如此氣吹放氏波。根國底國爾坐。速佐須良比咩止云神。持佐須良比失氏牟。（如此乃良波と云へるより、失氏牟と云るまでは、上件事依し給へる祓事を、天津神國津神の所聞食し受給ひて、祓戸神たちの、本に返し却り給ふ事の狀までを諭し給へるなり、）とある文のつゞきを。熟讀み熟く味ひて。大祓の神事は。本天御祖命の。御依しのまに〳〵。行ひ給ふ御事にて。罪穢の清ま

ることは。祓戸神たちの。持失ひ給ふことを。思ひ辨ふべし。(大祓詞なる、瀨織津比咩は、即禍津日神速秋津比咩は、即伊豆能賣神、氣吹戸主は、即直毘神に坐すこと、上第廿四段に見えたるがごとし、)さて祓戸神四柱の中に。瀨織津比咩。氣吹戸主は。禍津日神。直毘神の亦の名とは申せども。上(廿四段)にも云る如く、其本體は。大御神と。須佐之男命に屬て。天上と夜見とに分り坐れば。祓戸に坐して。罪穢を失ひ給ふことは。また其幸魂の活用に坐ます故に。此亦の名は。實は祓戸にて。功をなし給ふ御靈を申す御名になむ有ける(故大祓詞に、此御名を擧たるなり、)さて此時の禍事は。禍津日神の。穢を惡み給ふ御荒びより。起れるなるを。祓事によりて。須佐之男命の。諸神の嘖に服ひ坐しは。やがて禍津日神の。御心の和み坐るにて。是即かの祓物に負せて。流し却る罪穢を。まづ此神の受取たまふ理なり。(其は禍事を起すと、滅すと、表裏の違ひなるが如くなれども、是ぞ天御祖神の始給へる祓の主意にて、深く妙なる謂なりけり、)かくて此神。終には須佐之男命と共に。根國に往坐しかど。(此由第七十九段に云を合せ考ふべし、)罪穢を先づ受取たまふ幸魂。瀨織津比咩神は。本謂のまに〳〵。永く祓戸を掌して。其功をなし給ふ故に。大祓詞に。先づ此神の。大海原に持出給ふ由を云るなり。(但し其れやがて、天御祖神の、御言依しの傳へなること、上に委く辨へたるが如し、)さて國土に起る禍事罪穢の。本因の大凡を思ふに。五の別あり。一には。禍津日神の本體は。夜見國に往坐れども。上(第二十七段)に云る如く。其の御靈は。この國土に充滿たれば。穢ありては。忽に荒び給ふ禍事。二には。此神の德は。いとも大きに廣く坐ませども。實はかの荒御魂に坐す故に。好き御意を以て爲給ふとも。自然に荒々しく。(そは上件、須佐之男命の御荒びの狀を熟く思ふべし。かつて惡き御心にて、爲給へるには非ざるをや、)且其大きく廣き御功の好事に。いつぎ來る惡事。(其は韓國島を、金銀ありとて、皇美麻命に寄給へるは、廣き御惠なるを、韓王が畏みの餘りに、種々の物を貢れる中に、國の害となる事も多きなど是なり、)三には。

伊邪那岐命の。脱棄給へる穢れ物に因て。生れる神等の爲す禍事。(此事は、上第廿三段、此神たちの生れる處、また第四十三段、萬物之妖、とある處などに云るを、合せ考ふべし。)四には。火神の。穢を惡ひたまふ御心より起し給ふ災事。(こは第十八段、豫母都戸喫の處に云るを、合せ考へて曉るべし。)五には。餘諸神たちの祟の禍事などなり。(善神たちといへ共、御心にふさはず所思食す事の有れば、怒りて禍をなし給ふこと、第廿七段、荒御魂の處に、委く云るを合せ考へて曉るべし。)世に有ゆる禍事の本は。大凡此の五つに漏るゝことなく所思たり。(よく思ひ、深く考へて辨ふべし。)さてかく種々の別あれども祓事に依ては。皆解除るべき禍事どもなり。其は何にまれ。禍事は。やがて罪穢にて。穢は豫美國に屬く理りなる故に。伊邪那岐命の。穢を惡み給ふ御靈によりて生坐る。瀬織津比咩神の。其を受持たまひ。御自らに係る係らぬ撰びなく。先つ受取て。豫母都國の道筋なる。大海原に持出給ふ。これ此神の。解除に功を爲し給ふ狀にぞ有ける。(師説と異なり、大祓詞後釋と合せ考ふべし。)さて祓を行ひて。罪穢を清め流すは。豫美國に逐ひ却る所爲なる故に。穢を惡む此神の。先つかく持出たまひて。さて穢を清め給ふ御靈の神。速開津比咩。禍を直し給ふ御靈の神。氣吹戸主。さし次て持迸り。速佐須良比咩。其を根國に持さすらひ失ひ給ふ。これぞ解除の大旨にて。天御祖命の御傳へ坐る趣きなりける。(今この事を爲むには、祓具は、佐須良比咩神の如く、わが身は、須佐之男命の如しと心得べし。)かくて此の四柱の功。各々異には坐ませども。なほ深く思へば。此神たち誰も餘三柱の御靈をも兼持給ひて。互に御靈幸ひて。祓の功を相成し給ふ中に。直毘神は。伊邪那岐命の禍を直さむと欲して。生し坐る神なる故に。この御功は殊に大きく。廣くいふ時は。早川の瀬に流れ出るより。根國に到りてさすらひ失るまで。都て此神の御靈に非ざる事なきは。更にも言はず。言ひもて行けば。始め八百萬神たちの。神集々て議ませるより。祓ひ竟たるまで。始め終りすべて。此神の御靈による事になむ有ける。(なほ神武天皇卷に委く云れ

ば、此には要とある事の大意を注のみなり、）さて速佐須良比咩神は。（佐須良比とは、流離の字の意なること、既に云りき、）其生坐の處に云る如く。殊に深き御鼻の穢の。流離出る時に生坐して。其由を御名に負坐し。實は須佐之男命の分魂に坐まし。かく罪穢を。持佐須良比失ひ給ふ御功あると。須佐之男命の。此時逐はれ給へれど。年久しく此國に坐まして。種々の功を立給へるとを合せて按ふに。須佐之男命の犯し給へる罪をば。悉く此神の負持て。此時直に。根國に佐須良はれ往坐るなるべし。事の實より云ときは。須佐之男命の負給ふべき御名なるを、此神の負坐るは。幽き契ある事なりけり。上（第廿七段）に。此神者。與速須佐之男命。合力而座神也、とある處に云へりし說どもを。此に思ひ合せて。此妙なる理を曉るべし。なかなかに。言には云ひ得がたき事なりかし。（さて後世に罪ある人を、遠き處へ遷し却るを、佐須良ふと云は、此古言の遺れるなるべし、）萬葉三卷長歌に。天有。左佐羅能小野之。七相菅。手取持而。久堅乃。天川原爾。出立而。潔身而麻之乎。

とあるは。天上の故事を思ひて。詠るなること灼ければ。佐々羅之小野とは。此時佐須良比事を爲たる野。と云意の名にて。此野の菅を取て。解除事を爲て。さて天河原に出立て。禊を爲つ。とい ふ古傳の遺れるに本づきて。詠るなるべし。（また十六卷の歌に、天爾有哉、神樂良能小野爾茅草苅、草苅婆可爾鶉乎立毛、と詠るは、たゞ小野と云べき序詞に、天上なる佐々良之と云るにて、故實に違へり、此歌に依て、佐々良之小野とはすべて野を云など思ふべからず、上の長歌なるは、天有と いひ、菅を取て潔身する由を云るもて、此時の故事に本づける名なる事を思ひ決むべし、又按ふに わり竹をさゝらと云は、言の本にて、名義は、さ さと鳴るより云ひ、其を以て追ふ故に、さすらふ と云にや、彼のあさずをせさゝ、と云ふさゝも、進むる意なり、）さて右の長歌に。天河原爾出立而。云々と云る天川原は。決めて彼安河原のことにて。此河原にて禊を爲し。彼千座置戸の祓物も。此川に流したりけむかし。（其思ひ合すべき事ども は、神武天皇卷、大祓詞、佐久那太理の處に、委

く云ふを見るべし、或人云、天川を、安河と云てとたしかに見たるを、何の書か忘れたりと云へり。)さてしか。川原に出て潔身したるは。伊邪那岐命の。橘之小戸にて。禊き祓ひし給へる故實に依れる御事なりけむことは。云も更なり。(かくて此の國の禊祓をも、川原に出て行ひ、その祓物を、大川道に流すことは、大祓詞に、天津宮事以氏とあれば、天上の故實を效びたること、是またしるし。)さて禊祓の事は。上件祓戸神たち。四柱の御靈に賴て。祓ひ淸むる事なれば。上に使三天兒屋根命一。宣二解除之太諄辭一。とある諄辭は。必この四柱神に禱白す詞なりけむこと炳焉し。かくてまた。後の大祓の神事も。此の天津宮事を以て爲る事なれば。必此神たちに祈白す。天津詔詞のなくては有るまじき理りなるに。其太祝詞の傳はらざるは。甚も歎かはしく。悲きことなり。然るを世の學者たちの。彼の大祓詞を。やがて神に白す詞なりと思ひ居るは。いと鹿なりかし。其は彼の詞を。熟々に讀み考ふるに。上の小註にも。かつ〴〵云る如く。彼れは皇夫麻命の天降坐すとき。天御祖神の御言以て。葦原中國にあらゆる天之益人等に。過犯せる罪穢あらむ時。大祓の事を爲て。解除却るべき式法。(天津宮事以氏と云より、太祝詞乎宣禮、と云へるまでに、よく心を著て思ひ辨ふべし。)また其解除乃太祝詞を。天津神。國津神。祓戸神たちの。所聞食し受給ひて。罪穢を却ひ失ひ給ふ狀をも。御言依し。誨給へる事のまに〳〵。此事を爲て。百官人。及ひ四方國の人民の罪穢を。天皇命の。祓ひ淸め給ふ由を。集侍れる人々に。宣聞す詞にこそあれ。神に白す詞には非ざればなり。(其は彼詞の全文を、あまたゝび操返し讀味ひ、餘の祝詞文とも合せ考ふるに、神の御前に白す格の辭とては、一言だに無くして、たゞ解除し給ふ故由爲方、また罪穢の淸まる狀などを、天津神の依し給へる御言に、言を加へて記されたるにて、更に集侍はれる人々に、宣り聞せ給ふ詞なること、最初の文に疑なき趣なるをや、其を委く言はゞ、天皇朝廷爾仕奉留、比禮挂伴男、手繦挂伴男、靫負伴男、劒佩伴男、伴男能八十伴男乎始氐、官官爾仕奉留人等乃、過犯家牟雜々罪乎、大祓爾祓

給比、淸給事乎、諸聞食止宣、と見え、終文にも、大祓爾祓給比淸給事乎、諸聞食止宣、とありて、貞觀儀式に、稱ニ聞食一刀禰皆稱レ唯、とあるを思ふべし、但し餘の祝詞どもに、其を神に白しつゝも、參集れる人等にも、聞べき由を宣ることもあれば、其れらと同じ趣に思ふ人も有べけれど、右のたぐひに白す祝詞には、某々の神に白す例の言の有て、紛るゝ事なきを、彼詞には、曾て然る辭の無れば、神に白す詞ならぬこと、疑なきものぞ、○是に就て猶按ふに、朝野群載に、彼詞を、中臣祭文とて擧たるを、てゝかして、文の異なるも有が中に式には、自ニ今日一始氐、罪止云罪波不レ在止、高天原爾耳振立氐聞物止、馬牽立氐とある文を、自レ今以後遺罪止云罪、咎止云咎八不レ有止、祓給比淸給事、祓戸乃八百万乃御神達八、佐乎志加乃御耳乎振立天、聞食止申、とあり、此は師も加茂翁も言れたる如く、中昔の人乃、古への事をも、意をもしらで、謬りに詞を替たるものなることは、論なきものから、其は式なる詞は、人々に宣聞す詞にて、神に白す詞ならぬことに、

心著る人の、此詞を、やがて神に白す詞にせむとて、替たる事とぞ思はるゝ、なほ此外にも、中臣祓抄とてある本どもにも、かく狀に、神に白す詞のごと云るも多かれど、みな後に加へたる文なること決し）かゝれば。祓戸神たちに白す太祝詞は。別に有けむを。式には載漏されたるなること疑なし。其は彼の大祓詞に。大中臣云々。天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮とありて。如レ此久乃良波と承たるに。熟く心を著て思ひ辨ふべし。神に白すべき祝詞を。別に依し賜へりしが。漏たるなること更に疑なきものをや。若然らずとせば。太祝詞事乎宣禮とは。何を宣てとゝかせむ。如此久乃良波。と承たるは。必す上に宣べき祝詞のありて。其を宣竟たるを承て言へる辭なるに。その宣べき祝詞の無きをいかにせむ。(祝詞考に、太祝詞事乎宣禮、とある處の頭書に、或人の言とて、祝詞は神に告る言なり、是は人の身滌祓の事なれば、祝詞とはいはず、たゞ詞とのみ云り、されば此に、天津祝詞とあるは、別に神代より傳はれる言あるならむ、と云るは非なりとて、其を辨へられ、師の後

釋にも、太祝詞事は、即大祓に、中臣の宣る、此詞を指せるなり、と解れつれど、共に考への麁かりしなりけり、考に言れし或人は、誰なりけむ、既くも心にくき事をなむ言おきける、○或人なは舊說に泥みて、予が說を信ざるに、近く譬へて諭しけらくは、たにざくに呪禁の歌書て、人におくるとて、其のせをそこに、呪ふべき趣は、云々の事して、此歌を誦むべし、かく誦みたらむには、その痛み、速に癒らむものぞと言ひおくりたらむに、使人途にて、其短册を失ひ、せをそこばかり贈れるを、受たる人其をよみて、此歌を誦べしとは、即この消息の事ぞと云て、たにざくを取落したることに、心著かであらむが如し、大祓ノ詞の尊きは、今さら言までは無れども、彼太祝詞言のなくては、此せをそこに等しきこと、心を平かにして熟く思ふべし、)さて其漏たる祝詞は。天ツ御祖ノ命の。大御口づから傳へ坐るにて。(そは太祝詞事平宣禮、如此乃良波、とある文意を、よく思ふべし、大御口づから傳へ坐るなること、更に疑なきものをや、)祓戸ノ神たちに。祈白す詞なるを。神事の多かる中に。禊祓の神事ばかり重きは無れば。天津祝詞の多かる中に。此祝詞ばかり重きは無く。天上にて。此時兒屋根ノ命の宣り給へる辭なり。其れなるべく所思るに。餘の祝詞は。悉く傳はれる中に是のみ漏たる事は。悲しき事の極なる故に。年頃いたく歎き思へりしを。猶深く考ふるに。此は別に重き詞なる所由に依て。式にはわざと載し漏されたるにて。(然る例は、餘の詞にもあり、其は第百四十三段に云るを見べし、)中臣ノ家には。必これを傳られたらむと所思たり。(篤胤密に、其詞なるべきを得て、彼れ此れ異なる處、また誤れる言などを、校へ正したるも有れど、此は別に所由ありて、式には載し泄されたるにや、とさへ思はるれば、此に記さむこと、容易げなる故に、此詞のみは、姑く秘藏きて、傳ふべき人を待になむ、)さて大祓ノ詞と。上に引る歌共によりて。解除事の故實を想ふに。(まづ千座の置座に祓ツ物を置足はして。祓戸ノ神たちに手向け。菅の本末苅切て。其を手に執り。彼の太祝詞言を告て。罪穢を祓ひ清め給はむことを。祝々て。菅を以て拂ひ却る事を爲て。

然する事の由縁を。集侍れる人々に宣聞せ。(その宣聞す詞は、即大祓詞なること、上に委く論るが如し)さて河原に出て身滌して。終には其の祓物を。悉く大川道に持出て流し棄る。是ぞ古への趣なりける。(後には漸くに其趣も替れるを、其は儀式より次々、後の書に見えたるが如し、なほ解除事のことは、神武天皇卷、大祓詞の處に、委く云ふを見るべし)

○門人。北原信質。市岡殷政。岩崎長世等いふ。これの古史傳の。十二卷といふ卷を。かく木に上せて。師の御もとに奉出せるは。みぬの國の道の中。中津川のうまやぢにすめる。河村秀豊と。同じ所のくすしなる。馬島穀生と。はからひてなり。かくて九の卷より。この十二卷にいたるまで。合せて四卷を。第三袟にあたる一褁とす。長世信質等さらに云ふ。此四卷一書衣はも。もはらこの中津川にて成功つかし。阿那米傳多。

古史傳十三之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　孫　延胤　續攷

神代中五之卷

故其天兒屋根命者。亦名八意思兼神。亦云二天兒屋命一。亦云二天津兒屋根命一。亦名太詔戸命。亦名櫛眞智命。亦云二櫛眞命一。亦名大麻等能智命。亦云二大麻等能豆神一。亦名國之辭代命。津速產靈神亦云二神速魂命一。之子。武乳速命。是添縣主祖也。亦子天相命亦名市千魂命。之子。興台產靈神。亦云二己己能魂命一。亦名天之辭代命堅二玉主命亦云二天石門別安國玉主命一。之女。許登能麻遲比賣命二而所生之子。中臣連。藤原朝臣。大中臣朝臣。津島直。壹岐直。四國之卜部等之祖也。

天兒屋根命。八意思兼神。同神なる由は。既に云へり。（第五十二段の徵、傳、また此段の徵、第百三十二段の徵、傳、見るべし。）御名の義。思兼神と同神なるに依て思ふに。兒屋は八意を反さまに稱せるにて。心彌なるべし。（兒屋を、字に就て釋る舊說は、云にも足らず、師說に、此神太詔戸白して、大御神を招奉り給ひし故に、招祖てふ名を負て、招の乎を略き、伎於を切めて古といふ、祖は玉祖と同意なり、と有れど信がたし。）其はまづ師說に。凝を許呂とも云へり。（淤能碁呂島は、自凝の義なるがごとし。）許々呂は。許呂許呂にて。凝々なりと有る如く。（此師說は、仁德天皇卷の御歌の下にみゆ。）下の呂理は。活き辭の加れるなれば。許のみぞ本語なるを。二つ重ねて。許々と云に。呂の加りたるにて。凝と同言にぞ有ける。（其は太刀の中心を、ナカゴと云にても知べく、また萬葉に、凝の字を、礐金之凝敷山乎など、許碁

の二言にも用ひたれど、凝木敷、己凝敷など、許の一言に、多く用ひたるを見ても知るべし)故れ神代紀に。田心姫と見え。(古事記には、多紀理とあり、これ頻を萬葉に、シコリとも云る例なり、)萬葉二十に。妹之心を。以母加去々里とも有り。(また姓氏錄に、彥屋主田心命とあり、建己呂命を、建凝命とも作き、和名抄に、凝海藻を、心太とも云へり、此も師說の如く凝意の名なり、また古今集に、クヽレとも有り、)信友も同し趣に考へて。古事記高津宮段の御歌に。伎毛牟加布許々袁陀邇。とある許々は心にて。心をだにの意なり。(記傳に、許々の下に、呂の字を補へて、許々呂とせられつるは、一と通りさる說なれど、中々にわろし、)許々呂の許は。もと。人の。己か身に就たる方に多く云言なり。其例を言はゞ。言。事。殊。媚。好。戀。對。聲などの許みな同じ。熟味ひ曉るべし。(言は心音、事は心跡、殊は心外、媚は心ぶり、好は心願、戀は心を活らかせて云對、聲は思ひ得ず、○篤胤云、對は心堪か、聲は己もいまだ思ひ得ず、)然れば兒屋。八意ともに。御意の思

兼の彌足ませる由なり。(聖德太子の現御名を、八耳と稱せしも、彌耳の義にて、御耳聰く彌足らひて、聞分ち給ふ由なり、故亦の名を、豐聰耳とも稱せるを思ふべし、)と云へり。萬葉十三の卷に。物部乃八十乃心乎天地二。念足橋とある意ばへなり。(また式に、越中國新川郡に、八心大市比古神社と云あり、此は大に係たる發語にて、八心大と云意なるをも、思ひ合すべし、)さて根は稱名にて。例殊に多し。兒屋命とも申すは。根は稱名なる故に。略きても云へるなり。(師說に、稱名は、略きても云へる例、これかれ有を思ふに、根の字なきをば、古夜と訓べきかとも思へど、屋を夜泥と云こと、今の俗語のみならず、萬葉四の卷などにも有れば、なほ古夜泥と訓べしと有れど、こはなほ古夜と訓べし、)さて天津と云は。天之と云に異なる義なし。○太詔戶命。櫛眞智命と申すを。兒屋根命の亦名と定めたることは。神名式に。左京二條坐神社二座。(並月次、相嘗、新嘗、)大詔戶命神。久慈眞智命神。とある御社を。其の頭註に。天兒屋命也と云へり。此は大詔戶。櫛眞智二の名

をこめて云るにて。此は古傳の遺れるに據て云る。正き説と通えたり。（二神を、二座と爲て祭れる例は、伊勢月讀宮二座、月讀命、荒御魂神、また豐石間戸、櫛戸間戸神社など猶あり。）其はまづ太詔戸命と申すことは、上に見えたる如く。石屋戸前にて。麗美く太祝詞白して、大御神を招奉らしゝ功業を始めて、かの解除の太諄辭を宣て、祓竟へ給ひ。また皇美麻命御天降の後に、彼天忍石水を。術告出し給へる。（此事第百四十三段に見ゆ、併せ考ふべし。）などを思ふに。神事には。必祝詞白して仕へ奉り給へりと聞ゆれば。太詔戸命と云御名を負せ奉けむ。（石屋戸隱の招事に、開り給へる神等の御名は、當時の功によりて、稱へたるが多ければ、此名も、其時の功業によれる、更名ともすべけれど、猶繼々にも、其職を奉仕たまひ、其裔にも傳へたまへるを思へば、其主給へる職の功しきによりて、稱たりと聞ゆ、）斯て其の裔の中臣氏の。神事仕へ奉るとして祝詞白すを。主とある職とせること。此の因縁による事なり。そはまづ神祇令に。諸祭神祇官中臣宣祝詞とあり。（此の義解に、宣布也、祝者贊辭也、言以告神祝詞宣聞百官、故曰宣祝詞也、とあるは、混はしき解ざまなり、此は式月次祭祝詞に、天照坐皇大神乃大前爾申進留、天津祝詞乃大祝詞乎、神主部物忌等、諸聞食止宣、天皇我御命爾坐、云々と見え、かゝる趣に申す祝詞なほ有て、其は即今神前に申す祝詞を、參集れる云々の人等も、聞べき由を申す詞なり、然るを宣聞百官、故曰宣祝詞とあるは何ぞや、令の本文に、宣祝詞とあるは、字の如く祝詞を宣る由なり、大祓の詞に、大中臣、天津詔詞乃太祝詞乎宣禮、などある義なり、然るを集解に、中臣宣祝詞者、時行事宜參集之社祝部等也、但依文宣百官可云耳、と云へるは、祝詞は、神に對ひて申す言なる事をもわすれて、義解の文の混らはしきに、すがりたる杜撰言にて、論ふにも足らずかし。）天智天皇の紀に。九年三月於山御井傍、敷諸神座而班幣帛。中臣金連宣祝詞と見え。（同十年正月の下にも、中臣金連、命宣神事とあるは、年始賀式と聞えたれば、神代の壽詞のたぐひとぞ思はるゝ。）持統天

皇の紀に即位の時。また大嘗の時の條に。中臣朝臣大島。讀天神壽詞とあるは。當時よりも。猶上代の古式と聞えて。上に說るが如し。神祇令に。凡踐祚之日。中臣奏天神之壽詞。(また延喜式にも、踐祚大嘗祭の條に、神祇官中臣云々、奏天神之壽詞、と有て。御代の繼々。中臣の職として。如此壽詞奏して奉仕るも。主と天皇命を壽ぎ申す事ながら。神事にも關りて。神に祝詞申すも同じ意ばへなり。(神功皇后の紀に、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武內宿禰令撫琴、喚中臣烏賊津使主、爲審神者、云々而請曰、云々とあるも、皇后の、神乃御心を問たまふに依て、神の降り來坐て、誨へたまはむ事を、御中執て請曰せるなれば、この時も祝詞申せること知べし、)延喜祝詞式に。凡祭祀祝詞者。御殿。御門等祭。齋部氏祝詞。以外諸祭。中臣氏祝詞。と見え。(令云、古語拾遺、神武天皇の段に、天富命率諸齋部云云、殿祭祝詞、次祭宮門とありて、二祭の祝詞ともに、別卷に在るよしを記し、儀式にも其儀見えたり、さて此二の祭に限りて、齋部氏の祝詞白すことは、拾遺の、此に引る文の前文を考ふるに、殿造などの事は、全天富命の掌たる狀なれば、其祭をもすべて主しゝを、後までも例と爲つるならむ、加茂翁の說に、御門神と、大宮賣神とは、太玉命の子に坐す故に、此二祭は、太玉命の裔なる、齋部氏人の主りて、祝詞申すなりと云れつれど、御門神を、太玉命の子と爲たるは、拾遺の誤なることは、上第五十七段に辨へたる如くなれば、其由には非ざるなり、)また凡四時諸祭不云祝詞者。神部皆依常例宣之。とあるは。四時諸祭の中に。神部の申すべき祝詞の文を。此式に云れぬがあるは。常申しなれたる例の依に宣れ。と云義なり。(神部とは、職員令神祇官の雜任に、神部三十人とある是なり、加茂翁の說に、こは神部の中臣氏人を取て、預らしむなるべし、と云れたり、)また大祓詞に。大中臣。天津祝詞乃太祝詞乎宣禮。と見え。(大祓詞後釋に、四時祭に、六月晦日大祓云々。卜部讀祝詞、事見儀式、とある卜部は、決めて中臣と有しを、後の人思ふ處ありて、私に卜部と改め書たるにて、太じきそら事なり、

事見儀式とある儀式にも、中臣讀とこそ見えたれ、其外、神祇令にも何にも見えて、中臣の讀てとは混ひもなし、此を卜部の讀と云こと更になし、と云れたれど、[illegible]日祭儀の條に、齋女の祓の日の儀を記されたる處に、出道到祓所云云、中臣供麻、宮主讀祓詞と見え、此外の書どもにも、宮主の祓詞を讀こと見えたれば、大祓てそあれ、餘の祓の時には、其の祓の詞をば申せしなり、康安の頃、卜部兼豐宿禰の書れたる、宮主祕事口傳抄に、大祓の時の條に、次讀詔戸退出、とある下に、大祓詞を記されたり、これは宮主の、祓詞を申せるなり、其外大嘗會、新嘗祭に、神膳供進の後、撤ざる以前に、宮主詔戸を申す例を記され、また神祭に、宮主の、祝詞申す例を、多く記されたるは、後に中臣の職の、宮主に多く轉れるなり、宮主は、卜部氏の人の補る例なれば、宮主の祝詞申すも、いたく故實に違へるには非ずかし、）萬葉十七に。奈加等美乃敷刀能里等其等伊比波良倍。云々とも有り。此らを合せ思ふに。天兒屋根命の主り給ふ神事を。其子孫の受傳はりて。奉仕れるが中に。殊更に。別て祝詞申す事を。主とある職とせるは。故ある事なりけり。（上に記せる如く、大殿、御門の祭に、齋部の祝詞申すを除ては、異氏人の朝廷事に祝詞申せる例は。曾てあることなし、然るを古語拾遺に、石屋戸隱の事を記せる處に、令太玉命稱讚、亦令天兒屋命相副祈禱、また神武天皇御世の事を記せる處に、立靈畤於鳥見山中、天富命陳幣、祝詞禋祀皇天、などあるは、いぶかし、此書は、齋部廣成宿禰の、己が氏の甚く衰微たることの慷慨を、主と書れたる物なるが故に、かゝる言過ぎも有るなりけり、）

○櫛眞智命と云名を負ひ坐ることは。此も上に見えたる如く。石屋戸隱の度に。鹿卜の太兆を始めたまへる功業を稱たる御名なり。其は神代紀に。天兒屋根命。主神事之宗源者也。故俾以太占之卜事而奉仕焉。とあるを思ふべし。此は兒屋根命の職業として。神事を主り給へるが故に。其神事の宗源たる。卜事もて仕奉れる由なり。（此事なほ委くは、第百廿九卷に說くを見るべし、）然れば此由に依て。稱へたる御名なること著明し。

(予はかく思へど、信友は、兒屋根命の御子、天忍雲根命、皇御孫命の天降坐る後に、再登らして、天津御膳水を賜はり給ひける功を稱へて、父神と同じ狀に、祭らるゝ上に稱す名なるべし、と云り、然れど此は信がたくおぼゆ。)さて櫛は。櫛明玉。櫛石窓戸。櫛稻田毘賣などの櫛と同く。奇の義にて。稱號なり。眞智は。即麻邇にて。太兆を始め給へる故に。かく稱せるなり。(麻邇。麻智、同言なる由は、第七段、太兆の處に委く云へりき。)さて上に引る神名式。左京二條坐神社二座は。此二名を以て祭られ。此を卜庭神と申て。卜部の卜事行ふ時には。必此の神を迎へて祭るなり。(其は卜事を始めたる神なるに依てなり。)此事も。信友が委く考たる說に。右社を四時祭式(相嘗祭の條。)には。太詔戸社二座。坐左京二條。と見えたるを始めて。已後の書どもにも。悉二座を並せて。大詔戸てふ名のみを申せり。(日本紀略に、延喜三年五月、授左京大詔戸神從四位上と見え、承平元年六月從三位、天慶三年七月、正三位を授賜へる文にも、大詔詞神とあり、此も二座を並せたる稱なり、○今云、神名式頭注に、此社を、天兒屋命也と云るは、太詔戸、久慈眞智命をこめての謂なること、是にても知るべし。)さて貞觀儀式。奏御卜儀の下に。神祇官申官。預告諸司云々、六月一日(十二月亦同。)祭卜庭神二座。中臣二人。(折卜竹。)宮主一人。卜部八人著明衣。また四時祭式(卜御體の條。)に。卜庭神二座。御卜始終日祭之。とあるも。かの太詔戸社二座。とある是なり。(其は古事談に、龜甲の御卜には、春日南、室町西角に御坐す社をば、太詔戸明神と申す、件社を、此占の時は念じ奉るとあり、此春日南、室町西角に御坐す社とあるは、上に擧たる左京二條坐神社、とある所なるべし、此社のことを、山城志に、在三條坊門北、坊城東司政所と云るは、今二條御城の未方の外なる京町奉行を置る、東屋敷のことゝ聞ゆるに就て、人に尋ぬるに、其處に舊くより春日大明神の社ありと云り、また京人上田百樹に、古の地理を問ふに、云らく、都城の古圖どもを見るに、古の春日は、今の三條丸太町の邊にて、夫より南、二條よりは北の間の町々、

今は二條に屬りと見ゆれば、其邊り古の春日南、室町西角と云るにあたる可し、と云へり、必其れなるべし、山城志に云るを證とすべし、扨春日と云るは、大和國春日神社に、天兒屋根命を祭られて、名高く坐す故に、大詔戸の社を、春日社とも申し、それより轉りて、其邊の町の名とも爲れるなるべければ、今春日大明神と申すも、由あることなり。)また江次第に。御體御占。神祇官人自朔日籠本官迎太詔戸明神など有によりても明かなり。(朝野群載六の卷に、奏龜卜御體御卜神祇官謹奏被祠知卜時推可否事同云々、とあるは、卜事の時に、祝詞申す狀と聞えたり、此は決く、かの卜庭神に祝詞申て、卜ふる由なり。)なほ式に。大和國十市郡。天香山坐櫛眞命神社。(大、月次、新嘗、元名大麻等乃知天神。)と云あり。(大麻等乃知は、大は美稱、麻等は麻智と同言なるべし、智と等とは親しく通へり、乃は助辭、知は男を稱へ云例の言なり、大麻知乃知とは、詞のしらべ好からぬ故に、大麻等乃知と、稱ひならへるなるべし、天神と稱ふは、天降りたる神なる由なるべし、後の世に天神と稱へたるには、佛說にて稱すがあり、其は字音に唱ふべし、さて武藏國多麻郡にも、式に大麻止乃豆乃天神社とあるも、同命の社なるべし、後の風土記の武藏國部、同郡にも、大麻止乃知天神と有り、○今云、此社、今は御嶽山と稱ひて大社なり。)清和紀に。貞觀元年正月。授大和國天香山大麻等野知神從五位上。とあるは。式に元名とあるに叶ひて。同社なり。(此同度に、左京職太詔戸神、久慈眞智神に、正五位下を授け給へる由、同紀に見えたり、○今云、式に、櫛眞智命とあるは、眞下に智を脫せるにて、櫛眞智命なるべしと思はるれども、眞の一言にても、麻邇の意は通ゆること、第七段、太兆の處に記したる如くなれば、櫛眞命とも云けむかし。)また添上郡に太詔戸神社(大、月次、新嘗。)と有て。(此太詔戸社を、大和志に、今未詳と云り、或書に、大和より紀伊國へ越る道に、大詔詞越と云處ありと云り、山ありて聞ゆれど、今添上下郡ともに、紀伊國へは接かざれば、いかゞ有む、なほ古への國圖などに考へなば、證と爲ることも有なむ。)此も

大社列にて。月次新嘗に預り給ひて。同等に。饗しらひ給へるをも思へば。既く大和にして。此二神を祭られつるを。(然らば櫛眞命と同じ趣に、彼の貞觀の度に。神階を授けらるべきを、其事の見えぬは何ならむ。然れども既く、記し脱されたるにも有べく、又同等に祭られたる神なりとて、いつも必同等に位階を授賜へる例とも聞えざれば、然らでも此の考に害なし。)後に今の京定め給ひてより。彼の二神を二條左京の職にも徙し祭られたるなるべし。(左京に祭られたる二座も、並に月並新嘗に預り給へり、神名式頭注には、左京二條大詔戸命神社、和州添上郡。對州下縣郡、天兒屋命也と云り。これも由有て聞ゆ。)然思ふ由は。神武紀に。天皇長髓彥を征て。大和國に入御す處に。天皇御夢に。天神の訓賜へる御言に。宜下取二天香山社中土一。以造二天八十平瓮一。敬祭二天神地祇一。亦爲二嚴呪詛一。如此則虜自平伏上と誨し賜へる御言のまに〳〵。椎根津彥と。弟宇迦斯とに。汝二人到二天香山一。潛取二其巓土一而可二來旋一と勅して。使はし給ひしかば。(天神の御訓に、取二天香山社中土一とあるに、取二其巓土一と、二人へ勅り給へるは、社は巓に在しなるべし、加茂大人曰、天香山の北の山足に、櫛眞神社、今も御坐すと、飛鳥社の神主、飛鳥土佐と云人の云りと云れたり、其は後に、山足に遷したるなるべし、其はいづてもいづこも、例ある事なり。)二人其の山に到り。土を取て來れるを。天神の御訓の任にして。諸虜を。平伏給ひし由見えたるは。按ふに。其天香山社は。決く櫛眞命神社にて。太詔戸命と云をも。併せ祭られけむ。(これ幽契ある事と聞ゆ、其由は下に云べし。)其は釋紀に。引る龜兆傳(太詔戸命、進啓、とある文の細書。)に。住二天香山一龜津比女命。今稱二天津詔戸太詔戸命一也とある。龜津比女命とあるなどは。論にも足らねど。住二香山一といひ。今天津詔戸太詔戸命也　とあるを思へば。當時天香山に。太詔戸神坐ける趣に聞ゆ。(龜兆傳は龜卜の庭卜より貴き術なる由を僞り說して、漢籍龜策傳に、龜靈を玉靈夫子と稱ふ事のあるなどを思ひよりて、龜津比女と云稱を作り、其を比女としも云るは、雄略紀に、大龜便化爲レ女、とある故事な

どを思ひ寄りて、造れる說なるべし、然る僞書にはあれど、凡て古き書は、正しからぬ物も、其作る時のさまに依りて、能く撰むときは、證となる事もまゝあり。)是に據りて考ふるに。左京二條に坐せるが如く。既く天香山社に。太詔戸櫛眞神の坐けるを。尋常は。大麻等乃知神社とのみ。申し習ひたるなるべし。(其は既く延喜の帳に、元の名とて載られ、清和紀貞觀元年の下にも、しか記されたればなり、彼の左京二條坐神社二座を併せて、太詔戸命神社と申せるが如き例とすべし、然るを帳に、櫛眞命神社と申す名を、當時の稱として擧られたるは二條の左京に、久慈眞智神と稱して、祭らるゝによりて、同じ稱に載されたるなるべし。)さて香山に。此神社の坐ますに就て按ふに。幽き由緣ありて聞ゆる事あり。其は石屋隱の度に。兒屋根命。專と招事の神事卜事を執行ひて。其時に用ひたる種々の料は。多く天香山の物を取給へるは。天上にても當初此神の。香山に住給へるなるべし。故れ皇美麻命の御從して。天降坐につきて。其天香山を分ち天降したる。大和國の香山に。天上の舊の如く。此の神の鎭り坐るならむ。(篤胤云、此考殊に奇しく、予が考と符り、其よし興台產靈命の、御名の處に云を見よ。)これ上に云る。神武紀に。見えたる香山社。其處にして。(即ち帳に載られたる、櫛眞命神社とあるは、是なるべきこと、上に云へるがごとし。)天皇東國征伐むとして。大和國に入坐し。天神の御訓に依て。此社の土を取り。云々して。諸虜を平伏たまひ。遂に當國に皇居を定め賜ひ。寶祚の鴻業をいや益々に堅固たまへるは。甚々深く貴き幽契ある事とぞ思はるゝ。(篤胤云、なほ天香山を、大和國に天降し給へる事の由緣は、予が考へも、信友が考も多かるを、其は取すべて、第百四十五段に委く云べし。)故れ左京二條坐神社二座は。香山社より徙したるならむとは。推量らるゝなり。猶式に。對馬國上縣郡。能理刀神社(清和紀に、貞觀十二年三月、授從五位下とあり。)下縣郡。太祝詞神社。(名神、大、○此も、貞觀十二年の同度に、授正五位下と見えたり。)などあり。此の二つの社にも。久慈眞知命をも並せ祭れるなるべし。(此國に、

此御社の在すでとは、四國ト部の處に云べし、）また式に。出雲國意宇郡にも。能利刀神社あり。（出雲風土記に、同郡に、祝詞社とあるは、是なるべし。）上の件は。信友が正ト考に云へる中に。己が心に叶へる說をぬき出て。記せるなり。○津速產靈神・神速魂命・此神の事蹟は。二典を始め。諸書に傳へなき故に。御名の意を解べき便なきを。兒屋根命の事の蹟より及ぼして。思ひ得たる考へはあり。下に云べし。神速魂命とも申す御名は。林羅山先生の神社考に。かく有を取れり。（當時さる古書の有しに據られけむ、と思所ゆればなり。）○武乳速命。此命は。姓氏錄（右京天神）に。添縣主。出レ自ニ津速魂命男。武乳速命一也。と見えたるのみにて。他書には見えず。（但し舊事紀には見えたれども、興登魂命の子にて、兒屋命の弟とせり、此は姓氏錄より、拾ひ取るとて、次を誤れるなるべし、さて速の字、姓氏錄の今の本どもに遺と作るは、決く誤寫なり、舊事紀にも然作るは、姓氏錄の誤を承たるなるべし、今は羅山先生の、門人の撰れる、神代系圖傳と云物に引て、速と作るに從れり、當時の古本に、然作りしにこそ、）○天相命。市千魂命。魂を牟須毘と訓べきかとも思へど。產靈と書る例を見ざれば。此は多麻と訓べし。さて右二命の御名の意も。下に云べし。○添縣主。添縣は。神代紀に、層富縣、綏靖天皇の紀に。匝布とある是にて。大和國なり。後には二郡に分けられて。和名抄に。添上（曾不乃加美、）添下（曾不乃之毛、）と見えたり。其の二郡に分給へるは。いづれの御代と云ことと。知べからねども。欽明天皇の紀に。倭國添上郡と見えたれば。最古き御世なりけり　さて此縣は。謂ゆる六御縣の一にて。即ち神名式に。添下郡に。添御縣坐神社（大、月次、新嘗、）清和天皇の紀に。貞觀元年正月。授ニ從五位上ニとあり。（此社、今三碓村と云に在て、添田天神とも、天王とも稱すと、帳考に云へり、天神と申すことは、天降らしゝ神と云意なるべし、）武乳速命の御社なるべし。さて此の命の裔の紀に見えたるは。續紀に。天平神護元年二月。大和國添下郡人。左大舍人大初位下縣主石前賜ニ添縣主一と云ことの見えたるのみなり（姓氏錄は、是より遙後

の世に記されし録なるに、添縣主出自津速魂命男、武乳速命也とあれば、石前てふ人は、此命の裔なりけむこと疑なし。)〇興台産靈神は。神代紀に。中臣連遠祖。興台産靈。(此云許語等武須毘。)姓氏録に。己々都牟須比命子。天乃古矢根命。藤原系圖に。津速魂命。市千魂命。居々登魂命。(天兒屋根命父神是也。)とあり。御名の義。御子兒屋根命の功業より延て考ふるに。興台は。心利の義と通えたり。(反正天皇の巻に、許碁登臣と云人もあり、記傳に、名義いまだ考へ得ず、神代紀に、興台産靈、此云許語等武須毘、と云神名も有、とばかり云れたり。此臣の名も、義は同じかるべし。)其は萬葉三の巻に。君し座ねば心神もなし。また「離家います吾妹を停めかね。山隱つれ情神もなし。十一に。吾情利の生ともなき。十二に。「山菅の止ずて公を念ふかも。吾心神の頃はなき。(此心神を、舊訓に、タマシヒと訓るを、加茂翁の用られたるは、略解に辨へたる如く非なり、また師は、十九の巻に、「白玉の見がほし君を見ず久に、夷にしをれば伊家流等毛奈之、とあるは、いけりともなしと云とは異なり、等は利心など云ふ利にて、集中に、心神もなしと書るも、いけるともなしと訓まむ、と言れしと、略解に有もいかがなり。)十三に。戀の茂に情利もなし。十九に吾情度の奈具る日もなし。など詠る情利なり。(情利とかけるは正字、情度とかける度は假字、心神、情神などかける神は、謂ゆる義訓なり、神の字に、利の意あることは、云も更なり。)其は十一に極太甚利心云々 十二に。「聞より物を念へば我が胸は。破て摧けて鋒心もなし。二十に。燒太刀の刀其已呂もあれば、など詠る利心にて。十二の巻に。丈夫之聰神も云々。とある聰神も。是におなじ。(サドキ神とは、眞利心なり、また同巻に、「天地に少し至らぬ丈夫と、思ひし吾や雄心もなき。とあるも、相似たる意あり。)然れば心利利心。ただ反さまに云へるのみこそ有れ。彌心心彌の反さまなると。同じ義にて。許碁登とは。御心眞利く彌足ひ坐る由の御名なり。(許々を清ても濁りても云は、兒屋命の御名の處に云如く、心は凝と同言にて、凝を萬葉に、凝敷と濁るのみならず、今の

世にも、膏などの硬まりたるを、コルとも、コヾルとも、云めり、萬葉十一に、夕凝の霜置にけり云々と有をも思ふべし、また此に就て按ふに、氷をコホリと云は、凝を延たる言なりけり、其は天地初發の處に見えたる、許袁呂許袁呂は、凝意なるを思ふべし、但し氷と許袁呂と、假字違へるに疑ひ有べけれど、富袁ともに、言を延るとて加たる辭なれば、音の違へるに、然しも拘はるまじきなり、又郡をコホリと云は、韓語なりと云へる人もあれど、民戸の集れるよりの名なるべく、なほ込、こゝたく、乞、こだはる、剛、こもる、子などの許に、凝の字の意あり、又大祓の詞の始に、集侍とある集を、ウコナハレルと訓るもウは加はれる辭にて、コナハルとは、凝なはるにて、ナハルは辭なるべし、今俗に、コダハルと云詞は、此コナハルと同言かと覺ゆ、また凝の字の義をも思ふに、冫に从へ、疑に作るは、水の結べるを見て疑ひ、疑へば、おのづから心の凝る、といふ義に取れる字の如く思はれたり、）さて許々呂は、凝義なるに就て。吾意にて。心と云物の靈妙なる趣を思ひ。心の字の眞の象をも思ふに。ゆと書るも。此意を得て作れる。事と所思たり。（こは漢字のこと、能知れる人に尋ねて、思ひ明すべし、）さて許々呂より。思ひは發るなれば。於毛比と云言の本は。萌と同言にて。凝たる心より。萌出る義にて。母比に於の冠たる詞には非じか。（但し是も、萌はモユと活き、思ひは思ふ思へなど活けば、活用の假字違へりと云むか、されど同言も、種々に活用ふ趣によりては、下につくる助辭の、かはる例もこれかれあり、其は佐夜理は、もと佐波理と同語なるを、夜と波と變れるを以ても曉るべし、カホリ、カヲリも同じ、また覺え覺ゆも、本は於毛比と同言ならむ、とさへ覺ゆるをや、上に云る氷、許袁呂も、同じ例と云べし、）また燃も同言かと所思ゆ。そは人意思ひと係たる狀も。由有て聞え。火穗の萌上る狀を。於毛比てふ言の。萌寄る狀なるに。思ひ合さるればなり。歌詞にも。萬葉一の卷に。念曾所燒吾下情。また五の卷に。心波母延農云々。十三に。我情燒も吾なり愛やし。君に戀るも我心柄。など云るをも思ふべし

（また古今集にも、貫之、「君てふる涙しなくば唐衣胸のあたりは色燃なまし、小町、「人に逢はむつきのなきには思ひおきて、胸はしり火に心やけをり、能宣集の長歌に空蟬の鳴夏來れば胸のうち燃のみわたり蚊やり火の、煙とやがて云々、兼輔集に、「櫻花竿にぬるゝ袖よりも、よそに焦るゝ胸ぞまされる、など猶多かり、漢籍にも、焦心焦思など云るは、符へる語なり。）さて其萌寄りて凝る物を、直ちに許々呂と名けたるを。其れやがて身體に内有る火の態なれば、燃る心、燒る思ひなど云詞は。よく叶へり。（なほ種々思ひ得つる事ども有れど、所せく煩はしければ、別に云べし。）さて興台産靈神は、この思ひの靈妙なる功德を持給へるが故に。産靈てふ御稱をも負坐るなるべし。（高皇産靈、神皇産靈、火産靈、稚産靈など申す、産靈の意を思ふべし。此神をは、何に思はれけむ、書紀に、たゞ一書に、一所、上に引る如く記されたる迄にて、神とも命とも言れざるは、甚く卑められたる物なり、書紀の例、すべて撰者の漢意に、神の功德を深くも探ねず、卑めて、神とも命とも記れざるが、此の外にも數あり、其元本には、必神とも命とも有けむを、其意を以て略かれたるてと疑なし、そは古事記を始め、餘の書にも、某命某神とあるをも、書紀には多く、神命の字のなきを以ても辨ふべし、故れ世々の事知人たち、此神の功德を見得て注せる人は、一人だに有ことなし、故れ是を以て、今傳はる古書に、此神を、神と稱せる事は見えざれども、已が私に畏み畏みも、神の字を補へて、記し奉れるなり。）然るに此の神の思慮の智坐ける、事蹟の見えざるは。御子天兒屋根命（亦名思兼命）に至りて。其の御德の顯はるべき。幽き所由の有し事なるべし。（其は稚産靈神の御德の、其御子豐宇氣毘賣神に至りて、顯はれたる例をも思合す可し）居々登魂命とも申す魂は。例有れば、牟須毘とも訓べし。（然れど藤原系圖に、タマと訓み、津速産靈神を、神速魂命とも申せる例もあれば、古く二た樣に申けむと覺ゆる故に、今はタマと訓みつ。）さて兒屋命の。よく大詔戸白し給へるに依て。石屋戸を堅く刺閉て。隱坐る大御神さへに。若此言の麗美は有らずと詔ひ

て。出御り。抑々言は、心神の緒を辨へ述る物にて。此を美はしく言得ずては。思慮の徳用を成すこと能はざれば。心と言と。よく相應ずは有まじき物なるに。兒屋命の御心は。八意に。御言のしか美かりしに就て按ふに。万葉の歌どもに言靈とあるは寓の言ぐさに非ず。居々登魂命の事と思はる。其は五の卷に。多治比廣成眞人の。遣唐使に出發を祝て。山上憶良主の。詠て贈れる長歌に。神代より云傳けらく。虚見津倭國は。皇神の嚴しき國。言靈の。幸ふ國と。語繼ぎ。云繼けり云々十三卷。人麻呂歌集の長歌の反歌に。「志貴嶋の倭國は事靈の。佐くる國ぞ眞福在よく。(此も其の長歌によれば、異國へ往く人を祝たるなり、事は借字、言は正字ならむと、一と通りは思はるれど、事言共に借字にて、やがて心利靈ならむも知べからず。)など詠り。此は其の長歌反歌を竝べて。能く見るに。古語に。云ひ繼き來れる如く。倭國は。言靈神の佐け幸ふに依て。言語の麗美き國なる故に。其美はしき詞をもて。壽言すれば。壽ぐまにまに。天地の諸神の感坐して。福へ給ふ國ぞと云るなり。(長ければ、此に皆は引出ねど本書の長歌反歌共に、よく味ひ讀て、此旨を辨ふべし、殊に憶良主の長歌に、右に引く詞の末に、「海原の邊にも奥にも神留り、宇志播吉います諸々の大御神たち船舳に、道引まをし天地の、大御神たち、倭大國靈、久方の、天の御虚ゆ天翔り、見渡し給ひ事了り、還らむ日には又更に、大御神たち船の舳に、御手打掛て云々、と詠れたる意用ひを、熟々思ふべし、仁明天皇紀に、天皇命の寶算を賀き奉れる長歌に、日本乃、倭之國波言靈乃、當國度曾古語爾、流來禮留神語爾、傳來禮留云々、と詠るも同じ意なり、當の字を、久老神主が、富の誤として、サキハフ訓るは然る說なり、福の字をサキと訓に同じ、前には字のまゝに、アタルと訓むかとも思ひしかど、古語とも覺えず、また万葉十一卷に、「事靈の八十衢に夕占問ふ、占正に告れ妹に相依、と詠るも、言靈神幸ひて、八十衢を行く人に、正しき占を誨し給へと云ふ意なり、)故れまた此の歌どもに依て。石屋戸隱の時に。兒屋命の白し給へる大詔戸言に。大御神の感給へる事を思ふに。與台

産靈神。己命の御子。兒屋根命に。言靈幸へ坐して。詔戸言を美はしく白さしめ給へる故に。大御神の感けて。出御るにぞ有ける。然れば古の道を學びて。心利からむ事を思ひ。言をも美しからむと思はむ人は。よく此神の御靈を。祈願奉る可き事にこそ。此神の心利言語に幸へ給ふことは。何れの國も。同じ惠みは蒙れども。御國は神の本國なる故に。言語の道の。殊に正しく傳はりて。活用自在に。麗はしき國なれば。別て古語にも。言靈の佐くる國。事靈の幸ふ國とは云繼たるなり。言靈といふを。實に神在けりとは得知らず。徒に偶言の如く說き成せるは。居々登魂神の事をし。明らめたる人の無りしかばなり。景行天皇の大御語に。大倭國者。以₂行事₁負₂名國也。と詔へる如く。古へは。その行狀事實の無き者に。其と聞ゆる名稱の有べき由は。絕てなき理りなれば。神の御上に。譬ひその事蹟の傳はらざるも。御名の義を反さひ考へて。其御行事を伺ふこと。是れ古學の。專要とすべき業にぞ有りける。(世に、和學者、國學家など稱ふる人々數あるが、其みな歌文詞章の、いと小さき考說をば、何くれと書記せるが多かれど神の御功德の、最も大きなる事には、思ひも挂ずや有らむ、其の中にも、言靈家など稱して、言靈の道の本をし、考へ究めたりなど、云誇らふ輩も有る由なれど、眞の言靈の、神の坐すとも知らざるは如何ぞや、言靈の神を知らずして、言語の道を釋など云は、甚も可笑しき事にこそ、)後なから大鏡に、醍醐天皇の皇子の生れ坐る。五十日の餅を。殿上にて出させ給へるに。維衡中將「一年に今宵かぞふる今よりは。百年までの月影を見む。」と壽き白せるに。天皇の御歌に。「祝つる言靈ならば百年の。後も盡せぬ月をこそ見め。」堀川百首に。俊賴朝臣。「言靈のおぼ束なさにをかみすと。梢ながらも年を越かな。(此歌の意を、久保龍すさびと云物に、今俗に、節分か除夜に、果の樹ある家には、一人樹の上に上り、一人は斧をもて、木の本に至り、其樹に向ひて、來年よく實生るや、實生らずや、生らずは伐らむと云とき、樹の上の人、生せうと答ふ、かく爲れば來年よく實生ると云へり、是れ言靈の眞福く在るなり、されば、

古へにも然るわざ民間に有し故に、梢ながらに年を越とは詠れしにや、をかみすとは、拜すと云にや、此朝臣の、かゝる事をとり出て、上手の口にまかせて、詠れたる歌少からず、然れば、近俗のする所も、古の遺風なるべし、と云るは然る說なり。）此れ等の歌ども。言靈の意は同じ。故れ上古には。物を造り事を行ふに。祝言しつゝ物せり。と聞ゆること多かり。其は神功皇后の酒賀の御歌に。此御酒は云々。少御神の。神祝々狂ほし。豐祝々廻し。奉り來し御酒ぞ。と詔ひ。建內宿禰の御答へ白せる歌に。此御酒を釀けむ人は。云々歌ひつつ釀けれかも舞つゝ釀けれかも。此御酒の御酒の。阿夜にうたやぬし。と詠れし故事。（此事は、應神天皇の卷に見えたり。）また神樂歌に。杖を「皇神の御山の杖と山人の。千歲を禱り切れる御杖ぞ。なども有をも思ひ合すべし。其は言美しく祝ふ詞には。善き神の吉き事を幸へ。凶々しき詞には。善神の感給はねば。枉神の所得て凶事をも引出ればなり。故れ古へは更なり。今の世にも事を成さむと爲るには。まづ壽詞をぞ專とすなる。（古へを言はゞ、大殿祭、酒賀、室壽を始め、壽言すること數あり、今の世にも地平、家建、田殖、稻刈、酒造、その餘何事をするにも、壽歌を歌ひ囃して物するは、古への遺れる風なり、然れば常云ふ語言にも、心をつけて、凶々しき言は、云まじき事にこそ、其は神代より詛言に驗あることは更にも云はず、今も古も人を祝ぐ歌に、所念えず、凶々しき詞をよみ合せて、災の出來し例も少からず、生さかしき倫は、其はさる禍事の出來る端に、ゆくりなく詠應へたる物ぞなど、事もなげに云めれど、然る古意を得ざる人は、さも有らば有れ、眞の古意を探ねむ人は、よく思ふべきなり。）さて姓氏錄左京天神部に。獻尾連。天辭代命子。國辭代命之後也と有るに。また和泉國天神部に。獻尾連。大中臣之同祖。天兒屋根命之後也ともあり。此に依て考ふるに。天辭代命と申すは。居々登魂命。國辭代命と申すは。兒屋命にぞ有ける。其はまづ獻尾とは。大和國香山の山足に在る地名なるが。此を氏に負るは。彼の山には。上に言へる櫛眞命神社ある故に。兒屋命の御末の一派。もと此地に住

て仕へ奉りけむか。後に左京にも。和泉國にも移り住りし故に。負る氏なること疑なし。（師も既く姓氏錄に、畝尾連と云姓のあるは、此地より出けむ、とばかりは言れき。）然れども派の原は異にして。同姓なるも數有れば。此はなほ別姓にやと思ふも有むか。されど居々登魂命。兒屋命。共に辭代と云ふ名をも負ひ給はむことは。事の蹟に熟符へれば。疑なく所念たり。其は辭代の辭は正字。代は借字なるが。驗の省き言にて。そは言に驗ある神等なればなり。（しるし、しろし同言なる由は、いちしろしとも云にて知べし、所知看を、しろし看すといふ、また白も同言なり、また若くは、辭代とは、事知の義にても有らむか、また大國主神の御子の、言代主神の言代も、此の辭代と、語は同けれど、負坐る由緒は異なり、彼の御名の處に云を合せ考ふべし。）御父子を。天と國とに別て稱せるは。居々登魂命は。天に神留坐して。言靈の原を知し坐せば。天と稱し。兒屋命は。此國に天降坐して。言靈の幸ひに依て。其職に仕へ奉り給ふ故に。國と稱して同名を負給へりと知られた

り。（然れば此の天國は、實語なり、故れ天をアメと訓るなり、偖また姓氏錄右京天神部に、伊與部、高媚牟須比命三世孫、天辭代主命之後也とある、辭代主命も、天神と有れば、居々登魂命なることしるし、前の成文には、此に依て主の字を補たりしかど、思ふ旨ありて、今は主の字なき方に依つ、かくて高媚牟須比命に、出自を係たるに、泥むべからぬよしは、開題記、姓氏錄の論の處に、委く云へりき。）偖かく思ひ集め立返りて。其の御祖神たちの事を思ふに。津速產靈神と申すは。疑なく火產靈神にぞ御坐ける。其はまづ津速とは。伊都速の伊を省けるにて。伊知速の伊を省きて。千早と云に同じければ。伊知速き方に。御靈の卓たる由の御名なり。（伊都速、伊知速同きこと、伊を略きて、知波夜、都波夜と云ことも、第百六段、道速振の處に、委く註ふを見るべし。）天上に坐す神等の中に。その伊都速ぶる神は。火神をおきて誰神か有らむ。彼神を祭る詞に。御心一速比給波志止爲氐。云々と有をも思ふべし。此神伊邪那岐命に斬られ給ひしかど。其御體は天上に上りて。香

山と化れること。上（第十五段）に云る如くなれば。其御靈の。やがて彼の山に坐まして。市千魂命。武乳速命は。其御靈の御子に坐なる可し。（神武天皇の卷に記せる、此神の御靈、火雷命の、丹塗矢に化て、建角見命の少女、玉依毘賣を肚して、鳴若雷命を生坐る故事をも、思ひ合すべし。）故この二命の御名ぞ。共に親神の御名と同じ義にて。市千の市は。伊知速の伊知にて。伊都と云も同く。千は比古遲の遲と同く。男神を稱たるなり。また武乳速の乳速は。伊知速の伊を略き。稱號の武を冠て云へるにて。二柱共に。親神の御名に由あること如此し。（然れば、津速産靈神と申すは、火神の、天上に坐ます御靈の御名なること、更に疑ひなきものぞ。）さて津速産靈神、市千魂命。興台産靈命と。次々に。火産靈の功業成々て。兒屋根命に至りて。思慮の智全く整ひ。石屋戸隱の大禍事を直し給へる功の。高く比類なきことは。幽な因ある事なりけり。（また此神の、彼禍事を直す事謀すべき所由を。矢く所知食まして、令レ思たまへる、皇産靈神の御量は、いかに太じき物ならずや。）其は彼の招事に用ふる物を。悉く香山より取れる所以を。まづ熟く思ふべし。抑火産靈神は。上（第十五段、）に云る如く。其御母伊邪那美命の。已れ命を生給へるより事起りて。豫母都國に往坐し。其事に依りて。已れ命は殺され給ひし故に。彼國を惡み給ふ所由なれば。彼處に屬る事物をば。甚く惡ひ坐て。矢く彼の國に却ひてむと。綾威速び給ふ御靈の盛りなる故に。その御靈に賴て。彼の罪穢の大禍事を却ひ失はむとて。彼の神の御體の化れる香山より。招事の物を採れるにぞ有ける。（後の世までも。神事に火を清むることは、穢ありては、却りて、火神の御荒びあるを恐れてなり、また忌清むべき物に、穢あらむことを恐れて、火を熾かくる事は、其の淸き御靈に賴て、清めむとするにて、此の故事に熟く符へり。）此の因縁を思ひ慮りて。知り給へりし兒産根命の彼の神の御裔なるに熟く符ひて。甚も妙なる事なりかし。（心を平かにして熟く思ふべし、熟考ふべし。）其思慮りて始め給へる神事の中に。太兆の事はしも。神の御心を問奉る。こよなき重き神事なることは。今

更いふ迄はなきを。其事に鹿の肩骨を灼て。卜合すことを始め給へるを思ふべし。抑々獸の多かる中に。此獸はしも。火產靈神の御骸に成坐る。大山祇神の御末にて。獸の祖なるを。(此事第十六段に委くいへりき、)肩に奇靈き骨ありて。其を波波迦もて灼ときは。無上至尊き。大御神の御心をさへに。窺測り奉るべき事の因を辨へ智り坐るは。奇靈なる御智りの中に。もとも妙なる思兼なるをや。斯て此の御功によりて。櫛眞智命と云ふ御名をさへに負坐し。(大和國の香山は、第百四十五段に云如く、深き由ありて、天上なる香山を降し給へる山なるを、此地に櫛眞智命の御社あることは火神の御裔なる故に、天上にても、此山に住給ひけむ所由に依りて、此の國にても、彼處に祭給へるなるべし、猶委くは、神武天皇の卷に注ふべし、)神事の宗源を掌して。神と君との御中執持ち。政事奏し給ひ。御裔の次々。其業を仕奉れること。上にも下にも。註せる如くなるは。最も太じき御功業なりけり。(あはれ道を學び、古の趣を伺ひ、世に傳へむと勤しむ徒は、常に津速產靈神より次次、兒屋命に至るまでの神たちの、御靈幸ひを、こひ祈白すべき事の由を、よく思ふべきことにてそ、)かくて又世に物知と謂ふ稱の有る。其義を辨ふ可し。(其は萬の物の然る所以の原を辨へ知たる者を、稱へ云ことゝ思はる、)抑々物知と云こと。今は現に見えたる小事を辨へたるばかりの人をも言へど。古へは然らず。神の道の原を知て。太兆の事を明めたる人を云事と聞えたり。其は物知人てふ言の。始めて物に見えたるは。龍田風神祭の祝詞に。天下乃公民乃作物乎。草乃片葉爾至万氐不成。一年二年爾。不在。歲眞尼久傷故爾。百能物知人等乃。卜事爾出牟神乃御心者。此神止白止負賜支。此乎物知人等乃。卜事乎以氐卜止母。出留神乃御心母無止白。とあるを熟く思ふべし。(此の全文の意は、崇神天皇卷の本文に舉て、其處に委く注ふを見るべし、)物知人とは。太兆の卜事を行ふ人を云稱なること明かなり。凡て物と云稱は。萬に泛くわたる中に、神を指て言ふこと多し。其はまづ御門祭祝詞に。如湯津磐村久塞坐氐。四方四角與利。疎備荒備來武。天能麻我都比登云

神乃云々。自レ上往波上平護利。自レ下往波下平護利とある。この同し事を。祈年祭祝詞に。湯津磐村能如塞座氏云々。疎夫留物能。自レ下往者下平守。自レ上往者上平守と云ひ。道饗祭祝詞に。根國底國與利。麁備疎備來物爾云々。下行者下平守理。上往者上平守理。と云へるを對へ思ふべし。御門祭詞には神と云へるを。祈年。道饗詞には。物と云へるをや。また神代紀に。葦原中國之邪鬼とある邪鬼を。私記に。安之岐毛乃と訓み。中昔に。毛乃々氣など云る物の意を思ふべし。(又物忌、物狂ひ、物の所爲などの物、俗に憑物の爲たるなど云ふ物も、みな是にて。)此は神と云に同く。泛く言る語なるを以て。物知と云は。神の所爲の幽りて著からぬを。知辨ふる由の稱なることを曉べし。また志留といふ言の本も。漢文に。著明。明白。灼然など書るを。志留斯とも。伊知士留斯とも訓む志留と同く。(伊知士留志の伊知は、伊知速の伊知にて、此はいち速くしるき由にて、後に加りたる言なるべし。)幽れたる事を。著くする由の言にて。(白も同言なること。第五十八段、於茂志呂の處に云るが如し。)此はもと太兆の事を爲て。其火炘の兆に依りて。幽事を知るより出たる言なるべし。(また印驗祥などの字を、志留斯と訓むも、同言なり。)かく考へ集めて。[illegible]天辭代命とは。居居登魂命の別名。國辭代命とは。兒屋命の別名なるべく。辭代とは其の御言に。悉くしるし有る由の稱名。かつ物知と云ふ言も。此神より始めて。神祇の情狀を伺ひ知れる人を稱なり。とは云なり。(なほ上に言る處、立歸り合せ見るべし。)○玉主命は。度會延經が神名式考證に。土佐國吾川郡。天石門別安國玉主神社。(此の神社の事は、第五十七段、石戸別命の處に注りき。)とある即是れなりと云り。これ信に然る說にて。此は石戸別命の別名になも有ける。其はまづ式に。此社に竝びて。朝倉神社と云あり。(但し郡は、土佐郡にて隣なり。)是の祭神は。當國風土記に。天津羽々神と申て。天石門別神の子なる由見たり。(此の全文は、第百三十一段、阿波神の處に引て委く云べし。)此に據て按ふに。天石門別安國玉主神社は。石門別命に坐すこと疑なく。その天津羽々神の坐す。

朝倉社と並び坐すことは。御父子の縁なるを。下に註せる如く、遠江國佐野郡に。己等乃麻知神社。阿波々神社。(阿波々神、やがて天津羽々神なり、其由も、第百三十一段に云ふべし。)と並び坐すてとは。御兄弟の縁なることを思ひ合せて。玉主命と申すは。石戸別命の別名なることを徴し辨ふべし。(なほ第五十七段に注る説どもを合せ見て、よく思ひ辨へてよ、さて玉主と申す名の義は。いまだ思ひ得ず。萬葉四に。玉主をタマモリと訓ること有るに據れば。此もしか訓べきかとも思へど。然訓べき事の由をも思ひ得ねば。姑く字のまゝに。多麻努志と訓つ。○許登能麻智比賣命。名義。許登は。己々登魂命の己々登に同じ。麻智は。櫛眞智命の眞智にて。其は麻邇と云に同じき事。上に云るが如し。(前に此神の名を疑ひ思へりしは、凡て神にまれ人にまれ、女男ならびて、同義の名を負る例を思ふに、伊邪那岐伊邪那美、秋津日子秋津比賣、足名椎手名椎、玉依毘古玉依毘賣、菟狹津比古菟狹津比賣、などのたぐひ、皆同じ脈なるを、此の神と居々登魂命とは、本より其脈異なるが、夫婦と成坐るなるに、同義の名を負へるは、いぶかしと思へりしかど、後に熟く思へば、脈異なるが夫婦となれるも、同義の名を負る例は、阿蘇都彦阿蘇都媛、などのたぐひもあり、然れば此は、疑ふべき事には非ざりけり。)さて此神の事は。神名式に。遠江國佐野郡に。己等乃麻知神社あるは。此比賣神なるべし。(今日坂の少し西の方、宮村と云に在て、舉田八幡宮と稱すとぞ、また一説には、掛川の海道筋の裏町なる小社なりとも、または大仙寺村なる諏訪社を云とも云り、何れ是けむ、詳ならず、能尋ぬべし、○また後に彼國人に問に、掛川の裏なる小社ある地を、今鎰甲と云は、古き地名か、トに由有ておぼゆと云り、)此は文德天皇の紀に。嘉祥三年七月。遠江國任事。鹿苑内神並授ニ從五位下ニとある社にて。任事は任ﾚ事と云ふ義に作るなり。(其は麻知をマヽとも云へる故也。)其は十六夜日記に。廿四日ひるになりて。佐野の中山をこゆ。任事とかや云ふ社のほども。道いとおもしろし。山蔭にて。嵐もおよばぬなめり云々。枕草子。神はと云處に。ことのま

まの明神いとたのもし。さのみきゝけむ。とはいはれ給はむと思ふに。いとをかし。また相模家集に「そでかけて頼みしかども東路乃。ことのまゝにはあらずぞなりける。（また名寄に、鴨の長明「またも來む我がねぎとのまゝならば、しばしちらすな木々のもみぢ葉、光行紀行に、ことのまゝと聞ゆる社おはしますに、「ゆふだすきかけてぞたのむいも思ふ、ことのまゝなる神のしるしを、貞應海道記に、山口といふ今宿を過れば、道は舊きによりて云々、事の任とまをす社に參詣す、「おもふ事のまゝに叶へば杉たてる、神のちかひのしるしとぞ見む、烏丸光廣卿暗記に、ことのまゝの社にて、「みしめなは神にまかせてひとすぢに、我思ふことのまゝに祈らむ、入坂を越むとて、五六町ばかりてなたには、八幡宮あり、鳥居に梅咲かゝりぬ、云云とあり、此は按ふに、大仙寺村の諏訪明神ををしへける者のありて、事任の社とし給ふならむ、そは入坂を越むとて云々、とあるにて然は知らるるなり、また冷泉院爲久卿の道言に、「大井川けふのわたせをさして思ふ、ことのまゝにと祈る神垣、（などあるを思ふべし。然れどなほ。己等乃麻知とも申せりと見えて。清和天皇紀に。貞觀二年正月。授二遠江國從五位上眞知神正五位上一とあるは。快く此神なるを。本の御名の。己等乃麻知と申せる己等を省きて。眞知神と唱たるなり。（嘉祥三年七月に、從五位下を授られたるに、此に引る貞觀二年の文に、從五位上とあるは、以前に上位を授られたるが、史に洩たるか、また上は下の誤にても有べし、此差誤は、史どもにをり〳〵見えたる例なり。）さて嘉祥三年に。此神と竝に。神位を授られし鹿苑神は。式に。磐田郡に。鹿苑神社とある是なるべし（今二宮村と云に在て、鹿苑大明神と云とぞ。）鹿苑は鹿卜に由ありて所思ゆ。其は鹿苑字の如く。卜事の料の鹿を飼たる野ならむか。武藏國乃武藏野も。古へは卜術するときの料の。鹿を飼へる處と云り。（和名抄豐島郡に、占方郷あり、此に由有るか。）此武藏にも。大麻止乃豆乃天神社あり。（されど後遠江風土記に、香園神社、園韓神、事代主神、兩神所レ祭レ之、也、とあるは實なるか、事代主神を祭ると云るは由あり、

其は大國主神の御子の、事代主には非ず、上に云へる兒屋根命の別名、辭代命なるべし、嘉祥三年に、任事、鹿苑、同時に神位を授けられしも、由あることなり、さて園韓神と云るは、更に由なし、此は鹿苑の苑と云につきて、後人の推當なるべし、殊に園韓神、事代主神兩神と云ひて、園神、韓神を、中昔より、連けて、園韓神と云を、一神の名と心得誤りたる人の記せるなるをや）さて己等乃麻知神社に並ひて。式に阿波々神社あることは。阿波國風土記に。空よりふり降りたる山の。大きなるは。阿波國にふり降りたるを　天詔戸山といひ。其山の碎けて。大和にふり著たるを。天香山と云。とある天詔戸山は。太詔戸命の御名に由ありて聞ゆるを思ふに。所由あることならむ。（其所由は、上にかつ〴〵云り。なほ第三十一段、阿波禰の處、また第百四十五段、香山の天降著る處に、委く云ふを見て辨ふべし。）〇中臣連。萬葉十七の歌に。奈加等美と書り。名義は中執持なり。（登理の理を省けり、其例は、師の言れし如く、宣給ふをのたまふ、假字をかなと云たぐひにて、なほ多かり、さて母知てふ言約りて、美となれるなること、上第三十八段、臣の尸の處に委く云りき、合せ考ふべし、師は臣の意を省けるなり、と云れしかど迂遠し、さて師の言に、或人孝德紀に、上臣下臣と云ことも有れば、其れに對へたる中臣なり、又大臣小臣に對へたる稱なり、など云るもみな非なり）其由は。師も引れたる。伊勢齋内親王奉入時宣命に。（祝詞式に見ゆ）御杖代止進給布御命乎。大中臣。茂桙中取持氐。恐美恐美毛申給久止申。また延喜奏進大中臣本系に。天平寶字五年所進本系帳云。高天原初而皇神之御中。皇御孫之御中執持。伊賀志桙不傾本末。中良布留人。稱之中臣者。また中臣壽詞に。（台記別記に見ゆ、）本末不傾。茂槍乃中執持氐。奉仕留中臣云々。などある如く。祖神天兒屋命よりして。神と君との御中を執持て。申す職なる由にて。中執持と云へるを約めて。奈加等美と云に就て。中臣字を書るなり。（其は大持てふ言の約りて、意美と云に、大臣の字を塡たると同例なり、さて師說に、茂桙云と云るは、桙の柄の眞中を首尾を傾けず、正し

く平かに犹持を以て、神と君との御中に立て、宜きさまに犹持申すを譬へたるなり、舒明紀の詔に、亦大臣所遣群卿者、從來如嚴矛取中事、而奏請人等也、とあるも、中臣にはあらねど、事は同じ、これ古言と聞えたり、中を取とは、職員令大納言義解に、納下言於上、宣上言於下也、とあると同じ心ばへにて、諸々の祝詞などを申すは、君の御言を神に納るなり、太占の卜事を掌るは、神の御言を君に宣り申すなり、これみな中臣の職にて、書紀に、天兒屋命。主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事而奉仕焉、とあるが如し、信友云、此を以て卜事は、神事の宗源なる由を辨ふべきなり、祝詞白したるばかりにて、神の御慮を悟る便の無らむには、諺に云偏便にて、靈幸ひ坐す。神の御國とも非ぬをや、あなかしこ、）逆は上（第二十五段、）に出たり。さて師も言れたる如く。諸々の姓に。職業を取れると。地名に依れると。祖名を取れると。又事を取り。物を取りなどせると。種々ある中に。此中臣などは。其職業に因れる姓なり。（信友按ふに、舊は中臣と云は、奉仕

職名なるが、後に氏となり、また大中臣と云氏とも爲れるなり、下に云へる卜部の、後に氏となれると同じ趣なり、故れ後にも職名に遺りて、中臣壽詞に、中臣祭主正四位上、行神祇大副大中臣朝臣清親と見え、宮主祕事口傳抄、御體御卜差文書樣の處にも、中臣正六位上、大中臣朝臣實名、卜部正六位上卜部宿禰實名、など記す由見えたり）さて神武天皇の紀に、天種子命と云見えて。是中臣氏之遠祖也、とあり。（此命は、天兒屋命の孫にて、天忍雲命の子なり、忍雲命の事は、第百四十三段に見ゆ、）かくて此史の神武天皇の卷に擧りたる。宇佐津臣命は。天種子命の子にて。兒屋命三世孫なり。孝安天皇の卷に擧たる大御食津臣命は。四世孫。伊香津臣命は五世孫。梨迹臣命は六世孫。崇神天皇の卷に擧りたる。神聞勝命に七世孫。垂仁天皇の卷に。擧たる。久志宇賀主命は八世孫。大鹿島命は九世孫。景行天皇の卷に擧りたる臣狹山命は十世孫。仲哀天皇の卷に擧たる。雷大臣命は十一世孫なり。これ兒屋命の正統にて　支別の家々いと多かり。（なほ此の史の卷々に、此の氏人

多く擧たるを、其は出たる處々に注ふべし、さて仲哀天皇紀、神功皇后紀などに、中臣烏賊津連とある中臣を、師説に、てはいまだ姓にはあらで、職を云るかとも聞ゆれども、四人の名を連ね擧たる、餘の三人も、皆姓を擧たれば、此も既に姓なり、本系帳には、欽明天皇の御世に、常磐大連公に、始めて中臣連と云姓を賜ふとあれども、然には非じか、さて欽明紀に、中臣連鎌子と云人も見えたり、さて又後の世までも、姓のみならず、中臣と云職も有り、神祇官中臣などある是なり、とあり、)さて天武天皇紀十三年十一月に。中臣連賜姓為朝臣とあり。(但し此れには論あり、下に記せる師説を見て思ひ辨ふべし、)然れば是より後は。中臣氏の家々。悉く朝臣の加婆禰となれるかと思ふに、姓氏錄(河内國天神、)に。中臣連あり。餘書にも。中臣連と云へるが。彼此見えたれば。なほ本のまゝなるも多かりしなり。此餘此の姓より支別て。中臣方岳連。中臣酒人連。中臣大田連などのたぐひ。中臣某と云姓多く。姓氏錄に見えたるを按ふに。此は各々某々に。別なる由ありて。

負るなるべけれど。實は中臣氏にて。其職に仕へ奉れる故に。かく稱來れるなる可し。(また中臣某と云ずて、直に大家連、宮處連、殖栗連、志悲連など云へるも多かり、此等も委くは、中臣某と稱ひけむを、また直に某連とばかりも稱へるを、其儘に錄されたりとおぼゆ、其は同錄の中にても、亦中臣大家連、中臣宮處連、中臣志悲連とも見え、餘書にも、中臣殖栗連、などあるを見て思ひ辨ふべし、さて天兒屋根命の子孫の外にも、中臣某と云姓の、これかれ見えたるは、師もいかなる由にか知らずと疑はれしは然ることなるに就て、熟く思ふに、此は中臣氏に殊なる縁ありしか、或は其家ならぬ人も、別なる由ありて、中臣の職業を仕へ奉れることなど有て、負るなるべし、其は武内宿禰命の孫の、木國造に縁ありて、紀氏を稱れる類も多く、また服部連は、天御桙命の孫の、世々仕奉る職なるを、允恭天皇の御世に、殊なる所以ありて、別なる系の人に、服部連の姓を賜へるなどの例も多かり、大抵系脈異にして、同姓を稱ることはかゝる謂なれば、よく其の姓々の本の起原

を心とゞめおきて、姓氏錄を讀ぞ、氏族要覽を明らむる學問の心得なりける。）○古事記、書紀、古語拾遺に兒屋命を中臣連祖と云ひて、藤原祖と書ざること最めでたし、此は藤原は、嫡子別家なる故に、兒屋命の正統と立ざるなり、さばかり藤原の盛りなる時に撰れる、古事記、書紀、古語拾遺なるに、阿那たふと。）○藤原朝臣。こは師說に、天智紀に。八年十月庚申。天皇遣東宮大皇弟於藤原內大臣家。授大織冠與大臣位。仍賜姓爲藤原氏。自此以後通曰藤原大臣。辛酉藤原內大臣薨すとある。これ鎌足公なり。（いまだ大臣位をも、藤原氏をも賜はぬ前の文に、藤原內大臣家とあるは誤なり、この上文に、中臣、內臣とあるぞ宜き、さて鎌足公は、系圖に依て考ふるに、上に云へる雷大臣命の子、大小橋命の子、阿麻毘舍卿の子、阿毘古大連の子、眞人大連の子、賀麻大夫公の子、黑田大連の子、常磐大連の子、可多能子大連の第一子、御食子大連の子にて、姓氏錄に、兒屋根命二十二世の孫とあるに符り、但し世數を數ふるに就て、心留おくべき事あり、其は雷大臣命を、兒屋根命十一世孫、と姓氏錄にあるは、御子の忍雲根命と、御孫の天種子命とをおきて、曾孫の宇佐津臣命を、三世孫として數へたる世數にて、天孫本紀の世數なども此定なり、また鎌足公を、二十二世孫とあるは、兒屋根命より數へて、二十二世にあたる由なり、此をよく心に得ざらむには、姓氏錄を讀むに、疑あるべきものぞ。其は彼の錄に、しか二さまに錄されたればなり、津島直の處其餘にも、天兒屋根命十四世孫、雷大臣命とあるは、兒屋命より數へたるなり、かくて世數の傳へ紛ひたるも多かるは、家々より奏上る世系を悉くは糺しあへざりし故と通ゆ、序にも其趣見えたり、然れば能々心を著て、餘の書どもと校合て、其世數を思ひ定むべきものなり、こは此氏に限らず、萬の姓に係る說ぞかし。）さて此時に。藤原と云を賜へりしは。此人一人のみとおぼしくて。此後も。中臣金連など云人あり。（金連は、方子連の孫、糠手子連の第一男にて、右大臣なりしを、壬申年の亂に、近江の御方にて斬れ、其子も流されたりき。）かくて天武天皇十三年十一月に。中臣

連賜姓爲朝臣と見ゆ。(同年十月朔日に。更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓。一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置、かくの如く定められて、即其日に、守山公など十三氏に、眞人の姓を賜ひ、其後つぎ〳〵に、大三輪公など、五十二氏に朝臣の姓、大伴連など、五十氏に宿禰の姓、大倭連など十一氏に、忌寸の姓を賜ひ、桑原村主訶都、槻本村主勝麻呂に、連の姓を賜ひしことなど見えて、道師、臣、稻置などの姓を賜ひしことは見えず、又右の八色の餘の姓も、此後もなほ多し、然れば、一たびかく定め給ひしかども、全くは其如くにもあらで、止ぬることとなるべし、さて右の八色の中に、初めの五つは、此より以前には無き加婆禰なり、但し人を崇て、阿曾と云しことは、仁德天皇の大御歌に、宇知能阿曾と見え、後にも萬葉の歌に、平群朝臣、穗積朝臣などよめり、美を省けるなり、眞人と云稱もふるくより有しなるべし、天武天皇の大御名も、瀛眞人とあり、宿禰も上代より、名には多く見ゆ。道師は神代紀に、

道主貴、開化天皇の御孫に、丹波道主命あり、欽明天皇紀に、道君を、ミチノウシと訓り、然れば本より此稱有しに、道師字を塡られたるなり、かくの如く何れも其稱は、もとより有つれども、姓の加婆禰となれるは此御世より始まれる事なり、さて道師は、此時八色の一に定められしかども、此加婆禰の姓は、後までも、物に見えたることなし。)此れより前に。中臣連大島とありし人を。此の後には、藤原朝臣大島とあれば。朝臣姓を賜ひし時に、此れ等も藤原になれるにや。(但し持統天皇の紀には　又中臣大島朝臣とあり、此人は、可多能祜大連の第三男、糠手子連の孫、許米の子なり、さて又臣麻呂を、持統天皇紀三年の處には、中臣朝臣と記し、七年の處には、葛原朝臣と記せり、これらを以て思ふに、藤原と云は、始めのほどは、たゞ稱號と云物の如くにて、正しく姓にも非ざりけむ故に、なほ中臣朝臣とも云しなるべし、若然らずは、天武天皇の御世、朝臣の加婆禰を賜へる處に、かならず藤原とも有べき事なるに、たゞ中臣連とのみ有りて、別に藤原は見えず、然

るを其時より後は、藤原朝臣とも云るを以て見れば、なほ中臣朝臣にて、藤原は、別號の如くなりしと聞ゆ。）姓氏錄（左京天神。）に藤原朝臣出自津速魂命三世孫天兒屋根命也。二十二世孫。（師の引れたるには、二十三世孫とあれど、そは世にある印本のまゝに引れしにて、誤なり、故れ今は、信友が挍へ合たる古本に、二十二世とあるに依て、改め擧つ。）内大臣大織冠中臣連鎌子。（古記曰、鎌足。）天命開別天皇（謚天智。）八年。賜藤原氏。男正一位贈太政大臣不比等。天渟中原瀛眞人天皇（謚天武。）十三年。賜朝臣姓と見えたり。（或人云、鎌子は、カマスと訓べし、魚の名なりと云るは、餘に、鯖、尾越、入鹿などの例はあれど、ひがことなり、近きころは、かくさまの、異しき説を云出て、學者の耳をおどろかす倫多し、ゆめ惑はさるゝこと勿れ、さて天武天皇の御世に、朝臣の加婆禰を賜へるは、中臣連なれば、不比等公も、正しき姓はなほ中臣なり。）さて藤原は。大和國高市郡に在る地名なり。（此地のこと、允恭天皇の卷十一年、定藤原部とある處に、委く云べし。）藤原系圖に。藤原地名在大和國。鎌足之所住也とあり。（また扶桑略記に、鎌足公の事を云る處に、其家傳を引て、内大臣諱鎌足、字中郎、是大倭國高市郡人也、其先出自天兒屋根命、世掌天地之祭、相知人神之間、仍命其氏曰中臣、美氣古卿之長子也、母曰大伴夫人とあり、相知人神之間とは、かの謂ゆる御中取持つ由なり、但し右家傳の文、扶桑略記印本にある處、少か略なり、今は古本に仍り、訂正して引つ、さて日本世紀に、内大臣春秋五十、碑曰五十有六とあり。）然れば藤原と云姓は、其居地の名に據れることなり。（師云、藤原と云姓を賜へる所以は、くさぐさ說あれども、皆後の世の造り言なり、たゞ藤原の地名によれる事なり。）さて朝臣は。師說に。續紀に。阿曾美と書る處あり。吾兄臣の意なり。然るに。上に引る天武天皇の紀十三年の文に。朝臣と書るは。阿佐意美の訓を借れるのみにて。更に此字の義には非ず。（さて後の世に、これをあそんと唱ふるは、例の音便に頽れたるなり。）但し此字をしも當られたるには。朝廷の臣と云意を含められたる事も有

べし。（後漢書注獨斷曰、公卿侍中尚書、衣皁而入朝者曰朝臣、諸營挍尉將大夫以下不爲朝臣、などあるに效ひて、朝臣と書くことに定め給ひしなるべし、故後の世には、此のかばね自から尊きやうにもなりたるなるべし、なほ記傳三十七卷の卄九丁、見合すべし。）○大中臣朝臣。姓氏錄（左京天神）に、大中臣朝臣。藤原朝臣同祖とあり。師云。文武紀二年八月の詔に。藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之。但意美麻呂等者。緣供神事、宜復舊姓焉。（舊姓とは、中臣をいふ、宜復舊姓とあるに據れば、此ほどは旣く、藤原と、のみ云て、中臣とは云ざりしなるべし、）さて此段の初めに引る、延喜奏進中臣系圖解狀に、加以此氏供奉神事、良有以矣、苟非其人、恐致咎祟と云て、下に此の文武天皇紀文を引て、以是按之、復舊良有以矣、何者、天平寶字五年所進本系帳云、高天原初而、皇神之御中、皇御孫之御中、執持、伊賀志桙、不傾本末、中良布留人、稱之中臣者、復舊之由惟其義也、

と云へるを、此に思ひ合せて、中臣の、神に供奉ることの、やごとなき事を思ひ辨べし、）神護景雲三年六月詔に。因神語有言大中臣。而中臣朝臣清麻呂。兩度任神祇官。供奉無失。是以賜姓大中臣朝臣。と見えたり。（此に神語とあるは、大祓詞なり、）さて系圖に依て考ふるに、兒屋命より二十世、中臣可多能祜大連に、子三人有て、長を御食子大連と云、此は鎌足公の父なり、第二子を國子大連と云ふ、意美麻呂は、國子大連の第二男にて、清麻呂は、その第七男なり、かゝれば藤原家は、兄の系脈、大中臣家は弟の系脈なりけり、さて又延曆七年の處に、前右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂薨、曾祖國子、小治田朝小德冠、父意美麻呂、中納言正四位上清麻呂、天平末授從五位下、補神祇大副云々、神護元年仲滿平後、加勳四等、同年十一月爲神祇伯、景雲二年拜中納言、優詔賜姓大中臣、寶龜二年拜右大臣、授從二位、尋加正二位、清麻呂歷事數朝、爲國舊老云々、今上即位重乞骸骨、詔許之、薨時八十七と見ゆ、師の引れたる文に、兩度任神祇官とあるは、天平

末に、補神祇大副と、あると神護元年十一月爲神祇伯とあるを云るなるべし、○按に、もとは唯に中臣なりしを、此時大の字を加へたるか）是より此人の子孫は。大中臣朝臣なり。（なほ次々に支別たる家の多かるを、そは大中臣系圖に就て見るべし）○津島直。こは姓氏錄（攝津國天神）に。津島朝臣津速魂命三世孫、天兒屋根命之後也と見え。其雜姓の中にも。津嶋直天兒屋根命十四世孫、雷大臣命之後也。とあるに依て記せり。（この十四世は、兒屋根命より數へたるなること、上に委く辨へおけるが如し）さて此の姓の起りは。決く出自は。對馬國より出たる族にて。居地を氏とせるなり。其はまづ光仁天皇紀（天應元年七月の條に）柴原勝子公が上言に。子公等先祖伊賀都臣。是中臣遠祖。天御中主命二十二世之孫（此に其出自を、天御中主命に係たる由は、此段の初に論へるが如し、また此二十二世之孫とあるを、舊事紀に據て造れる、後の系圖どもに合せ見れば、世數の符ふを以て、彼の系圖どもに見えたる、津速魂命より以前の、妄作神名を、信ずる人もあれど、彼れは此れに符べく造れるものなるをや）意美佐夜麻之子也。伊賀都臣。神功皇后御世使百濟便娶彼土女生二男。名曰日本大臣。遙尋本系歸聖朝。時賜美濃國柴原地以居とあると。顯宗天皇紀三年の處に。日神月神の御諭に依て。高皇產靈神に。御田を獻り給ひ。壹伎縣主先祖。押見宿禰と云と。對馬下縣直と云に祠らしめ給へる。（此事顯宗天皇卷に、委く云べし）また神名式に。對馬嶋下縣郡に。雷命神社。能理刀神社ありて。上縣郡に。太祝詞神社のあるなどを思ひ合するに。雷大臣命神功皇后の御世。百濟國に御使に行れたりしが。其子孫對馬國にも遺り逗りて。對馬縣直となれるが。（津島直氏に就ては、泥はしき事あり、其はまづ古事記に、建比良鳥命を、津島縣直祖とあれど、此は他書には見えざる傳にて、彼の島の社どもにも、地の名にも、更に由ありげなる事はなければ、決めて誤れる傳なるべくおぼゆ、また國造本紀に、津島縣直、橿原朝、高魂尊五世孫、建彌己々命、改爲直とあれど、是れ亦いとおぼつかなき傳にて、少かも思ひ合すべき事な

く、建彌己々命と云も、更に考ふべき便なきは、此も決めて紛ひたる傳なるべくおぼゆ。)顯宗天皇の御世などよりは前に。其の氏人の別りて。大和國に住けむ故に。其れに。高皇産靈神を祭らしめ給へるなるべく。また津國にも移り住りしが。姓氏錄に載られたる。津嶋直。津嶋朝臣なるべし。かくて津國にて。其故事を尋ぬるに。神宮雜例集に。聖武天皇天平十二年四月五日。春日御社奉遷壽久山御社。(是右大臣大中臣清万呂卿致仕、籠居攝津國島下郡壽久郷之間、住家近所奉崇也。)とある。此は春日御社は。清麻呂公の氏神なる故に。(此由下に委く云ふべし。)其家の近き邊にものせむとて。春日社の御靈を分け遷したるにて。其を壽久山御社に併せ祭られしは。決めて由ある事とぞ所思たる。其は此壽久山御社と申すは。式に島下郡に。天石門別神社。須久々神社二座。阿爲神社と並べ載られたる。須久々神社是なり。(朝野群載に、天永三年攝津國宿久御薗。和名妙に、宿久郷あり、此社は、今宿久莊鳥羽村と云に在とぞ。)かく並びたるに就て按ふに。須久々社

は。元來兒屋根命を祭れる社なる故に。清万呂公の。此處に住れしほど。春日神を相殿に併せ祭りれたるには非じか。其は此の並び坐る天石門別神は。上に云へる如く。兒屋根命の外祖父に坐ませば緣あり。また阿爲神社は。姓氏錄(津國神別)に。中臣藍連。雷大臣命十三世孫。大江臣之後也とあるを思ふに。雷大臣命を祭れるならむと所思たり。其は阿爲神社の在地は。雄略天皇紀に。三嶋郡藍原。和名抄に。島下郡安威(阿井。)とある地にて。緣あればなり。(即今も安威村と云に在て、日苗森明神と稱ふと、帳考に云り、また陵式に、島上郡三島藍野陵、また元亨釋書に、攝州藍原山と云も見えたり、)○因に試に云、藍原といふ地は、決めて藍に由ある地名とおぼゆるに就て考ふるに、藍連と云姓は、此地に藍を殖たりし故に、負る姓ならむか、また其藍は、呉藍なるべし、そは姓氏錄に、呉公、雷大臣命之後也とあれば、彼の百濟國に渡らせる時に、呉藍を取歸られし功などに依て、其子孫に呉公、藍連などいふ姓を賜へるにはあらじか、とおぼゆればなり、孝德天皇紀、

白雉五年七月、西海使吉士長丹、賜姓爲呉士と見えたるは、彼處より參來れる人に賜へるなり、此は彼處より歸れるなれば、然る由にて、呉氏を賜ひけむかし、されど此はいと未だしき考へなり。)また同抄に、嶋上郡。及武庫郡に兒屋(古也。)郷と云あるも。由ありげなり。(信友云、朝野群載十に、攝津國島上郡兒屋郷とあり、また山城名跡志に引る、祓殿辻條云、養和年中當宮院宣云、攝津國小屋小林庄とあるは、島上の兒屋か、武庫郡の兒屋か。)また百濟郡も。雷命の彼國に行れしに由ありておぼゆ。(また東生郡に、酒人郷あり此も姓氏録に、中臣酒人宿禰、天兒屋根命十世孫、臣狹山命之後也とあるに、由ありげに聞え、式に島下郡に、太田神社あるは、中臣太田連に由ありげなり。)さて神宮雜例集の。右に引る文の次に。孝謙天皇天平勝寶八年三月十一日。春日御社奉祭鎭於伊勢國度會郡津嶋崎也。(是宮司從五位下、津島朝臣子松所申請也。)とあるは。右の須久々神社に拜せ祭れる春日御社を。伊勢大宮司。津嶋朝臣子松が申し請ひて。伊勢度會郡に遷したる由なり。(然れば須久々社の相殿に坐しは、わづかに十六年の間也。)其は御託宣の有しに依て。申し請へるにや。(さる例はいと多かり、かくて其遷し祭れる地を、津島崎と云は、津島氏の拜祭れる社の、在る地なればなるべし。)さて右の次文に。桓武天皇延暦十六年八月三日。官符。移立離宮院於度會郡湯田郷之時。件社。(神名式、官舍神社これなり、と考證に見ゆ。)自津嶋埼。奉遷鎭彼院西方也。(于時祭主、參議正四位下行神祇伯、大中臣朝臣諸魚、宮司正六位上中臣朝臣眞魚等也。)と有り。(大中臣諸魚は、淸麻呂四男なり、延暦十六年二月二十一日薨、五十一と系圖にあり、此に八月云々とあるには合はず、(此は彼津嶋埼に遷し奉れる社を。再湯田郷離宮院西方に。遷鎭祭りたる由にて。これまた由縁ありて所思たり。其は大神宮式(大神宮の所攝、二十四座の中。)に。湯田社とある祭神を。內宮儀式に。稱鳴震雷とあり。此の鳴雷神と云は。主水司に祭る神にて。決く兒屋根命の御子。天忍雲根命なるべく所思るを。(此由第百四十三段に委く云べし。)此神の坐す

地に遷せるは。縁有て聞ゆればなり。信友云。今も度會郡湯田郷。小俣村なる離宮院の境内に。春日社あり。(小俣村の舊名は、宇羽西村と云り、)其は二所大神宮神名略記に。離宮院坐中臣氏社四座。在院西。(或云、春日社元在度會郡津島埼、延暦十六年遷此地)四月十一日上申祭之とあり。また河内國茨田郡に。津嶋部神社と云も。式に載されたり。此は津國に鄰き國にて。津嶋氏に由緒ある神なるべし。(文德天皇紀に、河内國堤津島女神、とあるも同神にて、女は部の借字なるべし、)と云り。(なほ伊豆卜部の處に注ふをも、合せ考ふべし、)○壹岐直。こは姓氏錄(右京天神)に。壹伎直天兒屋根命九世孫、雷大臣之後也。とあるに依て記せり。(九世は、津國生田首條にもかくあれど、共に傳への誤りなり、)此氏人の物に見えたる、まづ古くは。應神天皇紀に。壹伎直。眞根子と云人見え。(一本直の下に祖字あり、)上に云る顯宗天皇紀に。壹伎縣主先祖押見宿禰といふ人に。高皇產靈神を祠らしめ給へること。また萬葉十五に。壹岐嶋雪連宅滿。と云人見えたるなどなり。(雪は即壹伎なり、和名抄に、壹伎島由岐とあり、此の國のことは、第八段に委く注へりき、)なほ次々に詳を見て。思ひ辨ふべし。○四國卜部。卜部とは。天兒屋根命の傳へ給へる卜術を。傳はりたる氏人の。卜事もて奉仕る部を云へる稱なるが。其部の族の氏とせるを。後に加婆禰に賜へるなり。(其趣は下に次々云べし、なほ上に見えたる說どもをも合せて思ひ辨ふべし、)職員令。神祇官の雜任に。卜部二十人とあり。(義解に、長上約在其中と見ゆ、長上を、正しくは卜長上と云ひ、略きては卜長と云ひ、また龜卜長上とも、龜長ともいひ數へり、)さて卜部と云ことの。古き物に見えたるは。肥前風土記(基肄長岡神社の條、)に。纒向日代宮御宇天皇。(御謚、景行天皇に坐せり、)自高羅行宮還幸而在酒殿泉之邊。於此薦膳之時。御具甲鎧光明異常。仍令占問卜部殖坂。奏云。此地有神。甚願御鎧。天皇宣。實有然者奉納神社。可爲永世之財。因號永世社。後人改曰長岡社とあり。(此甲胄を納めたまへる故事、法曹類林百八十一の卷に見えたり、)卜部と云ことの。古く聞

えたるは。これ書に見あたる處なり。(但し此は、職か氏か詳ならず。)さて職員令義解に。凡灼龜占吉凶者。是卜部之執業也と見え。寶龜六年の格に。勅。卜長上。右簡定卜部等中。推卜尤長二人以任長上。永爲恒例。臨時祭式に。凡宮主取卜部堪事者任之。其卜部取三國卜術優長者。(伊豆五人、壹岐五人、對馬十人、○職員令に、二十人とあると、都合の員合へり。)若取在都之人者。自非卜術絶群不得輙充。など見えたり。さて宮主口傳抄云。大嘗會國郡卜定者。最初之公事也。當家副官氏人可參陳事也云々。抑内宮主者。依爲朝家之重職。超越父兄上首。勤悠紀大使也。氏長者勤主基大使。第二官人者勤悠紀小使。第三官人者。勤主基小使也云々。大祀者朝家之重事。當家之大事也。近則文和三年。大祀主基小使事。前下總守兼繼宿禰。雖相當其仁。龜卜已中絶之間。兼豐猶子兼繁勤仕畢。と云てとも見ゆ。(宮主と卜長と、一つかと思ふに、臨時祭式に、凡供奉神事官人裝束、宮主、神琴師、龜卜長上、季祿馬料月料、及卜部御巫等衣服者、以神税充之、但宮主月粮以宮田給之、とあれば、別なり、よく考ふべし、さて宮主と云義、いまだ思ひ得ず、若は稻田宮主の義か、また口傳抄に、大宮主と云ふもあり。)さて四國卜部と云へるは。大祓詞。また大嘗會中臣壽詞に見えて。此れ等いと古き詞なり。また儀式に。二季晦日御贖儀。(二季とは、六月と十二月となり。)の下に。喚中臣稱唯。率文部四國卜部入。(宮主在其中。)とありて。(延喜四時祭式、大祓御贖條にも然あり。)同し條に。輔更入奏曰。(輔とは、宮内省の輔なり。)宮内省申久。御贖物進止。神祇姓名大和河内乃忌寸。四國乃卜部等。奉天候止申退出云々と見え。延喜宮内省式にもかく有て。末の文は云々。奉天候止申。中臣等入行事如常儀畢退去。(餘月晦日、奏進御麻儀亦同。)と見えたるが如し。(但し、餘月晦日云々と云ることは、儀式には見えず、此は餘月の晦日も、なべての儀の同じき由にて、卜部の四國なるを、すべて奉と云へるまでに關れる文には有べからず、儀式に、大祓儀六月十二月並同、但臨時大祓者、不令申刀禰數とあ

るをも思ひ合すべし。)然るを上に引たる臨時祭式に。其卜部取三國卜術優長者云々。若取在都之人者。云々とあるに據りて。彼の四國卜部とあるを。既くより人皆の疑ふこととなるを。大祓詞後釋に。かの伊豆。壹岐。對馬の三國なるに。在都の卜部を加へて。四國と云るなるべし。と解れつれど如何あらむ。式に若取在都之人云々とあるは。既に卜部の人の。神祇官の官人となりたるが。其裔のなほ都にも住めるが有を。(元暦の神祇官年中行事、御躰御卜の條に、卜部官人氏人等、參本官始之とあり、卜部官人とは、神祇官なる官人、氏人とは、卜部氏人の都に住たるを云なるべし。)官に喚おかるゝ。三國の卜部どもの障ありて。缺たる時などに。卜部の員に充られたる事のありしか。(其は恒の例ならぬ故に、式には載られざるなるべし。)其が中より。宮主に爲されむは。輙からぬ事なれば。殊に其卜術の絶群たるを。撰まるゝ由なるべし。令集解に引る古記に。津嶋上縣京卜部八口。下縣京卜部九口。伊岐京卜部七口。伊豆卜部二口云々。(按ふに卜部の員二十六人なり、員の字に誤あるにや、また如此定め給へる時も有しにや、今考ふべからず。)とあり。此の文に。津嶋。伊伎の京卜部とあるは。其國々より。都に上り居れる由ときこゆ。(伊豆の下にも、京の字の有しが、脱たるにや、また所由ありて、伊豆なるをば、常には京に置れざりし時も有しにや。)さて上に引る如く。臨時祭式に。卜部を。伊豆五人。壹岐五人。對馬十人とあるは。職員令に。卜部二十人とあると。其員合へれば。延喜式も。令のまゝなりしなり。さて四國卜部と云ることは。上に云る如く。大嘗會と。大祓儀式とにのみ聞えて。殊更に四國と云るは。大嘗會は云も更なり。大祓も。上古より殊に重き儀式なるが故に。(神祇令大祓條に、卜部爲解除とありて、此時は、卜事奉仕る由は見えねど、此には四國卜部と云る事を證さむとて、引出たるなり、按ふに、古は大祓にも、卜部の卜事をも仕奉りたるが、後に革りて、解除のみを爲ることゝなれるならむか、いまだ證をば考へず、宮主祕事口傳抄、康安二年卜部宿禰兼豐宮主の清書に、六月卅日節折の條に、大祓詞を記さ

れたるにも、四國卜部とありて、後醍醐院在位、文保二年六月卅日、任ニ延喜式、江次第ニ興行被ニ一度ニ之後、又一向如レ形也、彼記爲ニ後覧ニ記ニ人之ニとあり、）彼三國なるが。餘の一國なる卜部を喚上具て。奉仕らせ給へるなる可し。（京なるが雜れるを加へて、四國と云まじきにも非ねど、然てまかに云はでも有べきを。殊更に四國と云るは。恒の例に替りて。其儀式を重くせらるゝ由にて。しか云りと聞ゆ、決めて由ある事なり、）其は彼の三國なるに。今一國はいづれぞと云に。常陸なる卜部なるべし。（谷川士清の和訓栞に、卜部の傳は、對馬傳、伊豆傳、常陸傳の三つあり、其卜同しからずといへども、倶に往古よりの祕術なる由云へり、こは何に據て云るにか、聞まほし、）然らば神祇官に。恒は彼の三國のを置れて。其常陸なるを置れざるはいかにと云に。其は鹿島神宮に奉仕りて。殊なる由あるが故に。恒は其神宮にのみ仕へ奉らしめて。朝廷には。重き儀式の時にのみ召し上て。奉仕らせ給へるなるべし。（内藏寮式に鹿島香取祭條の下に、鹿島社宮司禰宜各一人、物忌一人云々とありて。卜部を載られざるを思へば。此考立がたし、いかゞと難むる者もありなむか、件の式に載られたるは、神祭につきて、賜料のある式の限を擧られたるにて、卜部は其の例には非ざりけるから、其稱を載されざるなるべし、）抑々此の國の卜部は。鹿島坐健御賀豆知命神社に。天兒屋根命の御裔の。神事仕奉れるが中に。後に卜事を持分て奉仕る族を。卜部と云て。既く當國に在しと聞ゆ。然思ふ古事の證は。まづ常陸風土記。香島郡の下に。崇神天皇御世に。香島大神の御識の御言を。大中臣神聞勝命の聞得て。天皇に奏したるを始め倭武命の時に。同神の中臣臣狹山命に御託宣ありしこと。（神聞勝命は、兒屋根命七世孫にて、臣狹山命は其の曾孫なり、さて臣狹山命の、父命の名を、大鹿島命と云も、此の地名を負へりと聞ゆれば、此神に仕へ奉られしならむ、）また孝德天皇御世己酉年に。大乙上中臣子。大乙下中臣部兎子など云人等。（孝德天皇の己酉年は、其御世の大化五年なり、大乙上大乙下は、其年に定められたる位階の中にして、今の階に配たらむには、

八位ばかりにや當るべき、さて上なる中臣の下に、決めて字脱たるべし、）下總國の海上郡を割て。香島大神の神郡を置たる。また久慈郡の下に。至二淡海大津天朝光宅天皇之世一。遣レ撿二藤原內大臣之封戸一とあるは。天智天皇の御世にして。內大臣は鎌足公なり。此は世繼物語に。鎌足は常陸の生れにして。鹿島には氏神あり。と云へるに由あり。（また下學集にも、鎌足公、常陸國鹿島郡人也といへり、今鹿島神宮の邊に、鎌足屋敷といふ田地ある由、當國の誌に見えたるを合せ考ふれば、此公も、本は常陸に坐せりと聞えて、由あることなり。）さて常陸國にして。天兒屋命の裔の。鹿島。香取の神宮に奉仕り。また卜部となりたりし趣の。正しく書に見えたるは。常國風土記。香島郡の條に。年別四月十日。設レ祭灌酒。卜氏種屬。（卜部の事を、漢文様に、卜氏と作り、）男女集會積レ日累レ夜。樂飲歌舞。其唱云。「安良佐賀乃賀味能彌佐氣。多鼻多義止。伊比祁婆賀母與。和我惠比爾祁牟。（此はあらさかの神の御酒、給度と、云けば哉よ、我醉にけむなり、）神社周匝。卜氏居地體。

高敞東西臨レ海。峯谷犬牙。邑里交錯。と見え、（此文に、神社とあるは、香取大神社のことにて、此は其を祭る由の文なり、卜氏居地體云々と云る文のさま、卜部の舍屋の多かりし趣なり、）元正天皇紀。靈龜元年の條に。常陸國久慈郡占部御蔭。萬葉二十に。常陸國茨城郡占部小龍。といふ氏人も見えたり。（同次に、占部廣方と云人の歌もありて、筑波山を詠り、また同卷に、下野國防人部、田口朝臣大戸が進る歌、とてある中に、占部虫麻呂と云人の歌もあり、これも隣き常陸より移れる氏人なるべし、）聖武天皇紀天平十八年。常陸國鹿島郡中臣部二十烟。占部五烟。賜二中臣鹿島連之姓一。（また光仁天皇紀、寶龜八年の下に、授二常陸國鹿島神社祝、正六位上中臣鹿島連大宗、外從五位下一とも見え、持統天皇紀に、鹿島臣と云見えたり、）玉葉寬喜元年五月一日の條に。二條中納言來申。香取神主問レ事當時神主本流中臣也。助道者大中臣也。鹿島神主餘流也。而康治之頃中臣氏無二其仁一之時。掠二申子細一。拜任後三代。雖レ似二相續一

中臣氏互相交補也。云々と見えたり。（また東鑑、建久二年の下に、鹿島社禰宜中臣親廣と云ふも見えたり、さて續紀天平寶字二年九月丁丑、常陸國鹿島神奴二百八十八人、使レ爲ニ神戸一、姓氏錄攝津國神別に、神奴連天兒屋命十一世孫、雷大臣命之後也とあるは、由あることなり、また公事根源、武雷命、鹿島より大和に出坐る事を記されたる下に、御從には、中臣連時風秀行と云人なりとあり、都ては信がたき說も交れゝど、中臣氏人の事を云るは、由ありて然云しなるべし、また東大寺奴婢帳、天平勝寶二年の、治部省牒の文に、下總國香取郡神戸、大槻郷戸主、中臣部眞敷と云も見えたり、さて大中臣といひ、中臣と云ひ、中臣部と云も、共に、天兒屋命の裔なり、○天智天皇紀十年三月の處に、甲寅常陸國貢ニ中臣部若子一、長尺六寸、其生年丙辰、至ニ此歲一十六年也と云事もあり。）光仁天皇紀。寶龜八年七月の下に。內大臣藤原朝臣良繼病。叙ニ其氏神鹿島神正三位。香取神正四位上一とあるは。天兒屋根命の御裔として。鹿島香取神をさして。氏神と記されたり。（上に引る世繼物語にも、鎌足は、常陸の生れにして、鹿島には氏神ありと云ひ、神宮雜例にも、中臣神社、鹿島神宮、香取神宮とあり、但し氏神と云に二つありて、なべては其の祖神をいへども、また其の生土の神などの類、故ありて、專と祭る神をも云り、其は氏寺と云類なり、藤原家にて、鹿島香取神を氏神と云は、其生土の神なる由なり。）上の件引出たる書どもに。見えたる趣を思ひ合せて。香島神宮に。中臣氏の仕奉れるは古きことにて。其中臣部の中に。卜部の有て。京に參上り。其事に仕奉りけむことを曉るべし。（香島神に、中臣氏の仕奉れる事の由は、第百廿九段、香島宮の處、また崇神天皇卷、神聞勝命の處に注ふを見て知べし。）さて對馬卜部は。雷大臣命より出たりと聞ゆ。其は此の命は。津島直祖なること。姓氏錄に見えたれば。是より支別けむことは灼然を。なほ由ある事どもを集めて云はゞ。系圖に。雷大臣命足中彥天皇之朝廷。習ニ大兆之道一。達ニ龜卜之術一。賜ニ姓ヲ卜部一。令レ供ニ奉其事一と見え。（此文の意は、雷大臣命、習ニ大兆之道一、亦達ニ龜卜之術一、故足中彥天

皇之朝廷、賜姓卜部令供奉其事、と云意なるを、文拙くて紛らはしく聞ゆ、よく心を著て讀辨ふべし、本より家の業なれば、大兆の事に熟く習ひ居られけむ事はさるものにて、亦漢土の、龜卜の事をさへに知られたりと聞ゆ、其は此に諸書を引て云る如く、神功皇后御世に、韓國に御使に發れしほどに、傳へ受て歸られけむこと著し、然るを此文に、足中彥天皇之朝廷に關て云るは、彼大后の韓を征給へるほども、なほ足中彥天皇の御世と云しかばなり、但し賜姓卜部と云るは、いかがにおぼゆ、此は賜ふまでもなく、本よりの職業なればなり、さて龜卜の事は、第五十二段、鹿卜の處に委く云へりき、合せ考ふべし。)また度會延經が神名式考證に。對馬島下縣郡雷命神社は。當國社家神名帳云。今豆酘鄕に在て。豆酘大明神と云。(今豆酘村にて、龜卜を爲る佐岩氏、正月に其社に詣て、此神を祭り、卜をする也、龜卜は、雷命より傳はれり。)雷命は。卜部神にて。神功皇后に從ひ。三韓に渡り。當國阿連村に住給へり。と云傳へたりと云ひ。(對馬の儒者、雨森東が橘窓茶話にも、當國の卜部の事を、相傳、神功征韓、留卜者十家於此地云、今僅存二家、其人乃畎畝之家、既無書籍、口々相傳、其詳不可得而知焉、と云へり。)對馬人藤齊延が龜卜傳に。(當國卜部家說とて。)在昔神功皇后三韓征伐の時。雷命皇軍に從ひ。韓より歸り。當國下縣郡佐須鄕阿連村に留り。龜卜術祭祀法を遺し給へり。其の子孫の卜部。今に卜術を傳へたり。其の卜部。上古は十家あり。(式に、卜部對馬十人とあるに符り、淸和天皇紀貞觀十二年十一月の處に、對馬島下縣人、卜部乙屎麻呂と云人、新羅國へ捕られて行たりしが、逃歸りたること見えたり。)其家絕て。中古五家あり。今僅に。一家存せりとあり。(上に云る雨森氏說によれば、當時は二家ありし由なり、其後また一家絕たるにや、吾が友與田吉從云、豐前宇佐八幡の社人の語れるは、彼宮の神主を定むるには、對馬より卜部を迎へて卜へ定むる例なり、其卜事を爲る處も、常に營りおくよし語れりと云へり。)是れ等の傳へを。續紀に。伊賀都臣神功皇后御世。使百濟とあるに合せて思ふに。雷大臣命

は韓へ渡り。韓より歸りて對馬島に還り。其子孫津島直姓を稱り。其が中に。卜事を持分て。卜部ともなれる事は。疑ひ有まじくこそ。(式に下縣郡に、雷命神社ありて、また能理刀神社、上縣郡に、太祝詞神社あるは、天兒屋根命に坐て、其は祖神といひ、殊に神事卜事につきて、祭れるなるべし。)さて壹岐卜部は。姓氏錄(右京天神)に。壹岐直天兒屋根命九世孫。雷大臣之後也とあると。同祖の源にて。此も雷大臣命より出たり。其は清和天皇紀。貞觀五年九月の下に。壹岐島人。石田郡人。宮主外從五位下。卜部是雄。神祇權少史。正七位上卜部業孝等。賜姓伊伎宿禰。其先出自雷大臣命也と見え。同十四年四月の下に。伊伎宿禰是雄卒。是雄者壹岐島人也。本姓卜部改爲伊伎。始祖忍見足尼命。始自神代供龜卜事。(忍見足尼は、上なる津島直の下に引る、顯宗天皇紀に、壹伎縣主先祖、押見宿禰とある人なり、さて此文に、自神代供龜卜事、とあるは誤なり、)厥後子孫傳習祖業。備於卜部。是雄卜數尤究其要。日者之中可謂獨步。(日者とは、卜事をする者をいふ漢語なり、史記に其傳あり、備於卜部とある、部は職名なり、)嘉祥三年爲東宮宮主。皇太子即位之後。轉爲宮主。貞觀五年授外從五位下。十一年叙從五位下。拜丹波權掾。宮主如故と見えたり。(後の錄どもに、神祇官の官人に、此氏人見えて、宮主となるも見えたるは、是雄、業孝などの子孫の、なほも祖業を傳へ習ひて、世々京に住て、卜事仕奉れるなるべし、臨時祭式に、卜部に、在都之人とあるも、かゝる族の人を云なるべし、)此を思ふに。壹伎卜部は。もと雷大臣命の裔。壹岐直祖。忍見足尼より出たりしが。中に是雄業孝等は。本祖の氏加婆禰を賜へるにぞ有ける。(壹岐島は、對馬に遠からぬ海中の島なれば、對馬より支別て、此國に住けむことは、然有るべき事にこそ、)さて袖中抄に。加茂緣起を引て。志貴島御宇云々。勅卜部伊吉若日子令卜。と云ことも見えたり。(志貴島とは、欽明天皇の宮敷坐る地の名なり、)また萬葉十五に。雪連宅滿。新羅へ使はさるる時。壹岐島に到りて。身失けるを挽む長歌に。和多都美能可之故伎美知乎云々。由吉能安末能

保都手乃宇良敝乎可多夜伎弖。由加武止須流爾云云。(壹岐を、古へは由吉とも云り、此雪連も。壹岐直と同氏人にて。壹岐島人なるが。都より新羅へ遣さるゝ海路に便ある。己が産土の島へ立よりたる間に。病に遭へるならむと思はるゝに。同度の別なる長歌に。大和國にして。家人の待居らむ由を詠たれば。彼島に住たる時のことには非ず。(但し彼の島に由緒ある氏人にや有けらし、)さて反歌に。伊波多野に宿りする君。云々とあれは。石田にして。身失たる趣なり。(さて其處なる山に葬たる狀も、今一つの長歌反歌どもに見えたり)石田は。上に引る清和天皇紀によるに。是雄。業孝等が出たる鄕なり。(宅滿が上をトへたるも、其處なるト部に、負せたりしなるべし)さて伊豆ト部は。津島ト部の攝津國に徙り住たりしが。伊豆三島神社を。彼國に遷し祭られし時に。別りたるべく所思たり。其は伊豆三島神社の本社は。式に攝津國島下郡。三島鴨神社とある社にて。此は鴨積羽八重事代主神に坐すを。同郡に。天石門別神社。須久々神社並坐て。須久々神社は。兒屋根命なるべく。かく並び坐すことは。石門別命は。兒屋命の外祖父に坐ます緣による事なるべき由は。上(津島直の處)に云へる如くなるを。八重事代主神も。また石門別命の御壻に坐せり。其は上(玉主命の御名を解る處)に云る如く。石門別命に御女二柱坐て。一柱は。許登能麻智比賣命。こは己己登魂命の后神にて。兒屋根命の御母なり。一柱は。天津羽々命。(亦阿波波神とも、阿波命とも、阿波咩神とも申す)こは八重事代主神の后神に坐けり。其は伊豆三島神社の坐す賀茂郡に。阿波命神社坐ますを。(文德天皇紀には、伊豆國阿波咩命とあり、即チ此神なり)仁明天皇紀。承和七年の處に。此神の御託言に。三島大社本后と宣へり。(三島大社とは、即伊豆三島神社のことなり、さて攝津國三島鴨神社は、事代主神に坐てと、また此神を、伊豆國に遷して、其れやがて伊豆三島神社に坐すこと、また阿波咩命の委き由は、第百三十一段に注べし、此には唯々あらましを云のみぞ、)然れば八重事代主神は。兒屋根命の御從母の夫になも坐ましける。此因緣によりて。三島鴨神社を。

伊豆國に遷す時に。須久々神社に仕奉りし津島卜部の。別りて附添往けるならむか。（三島鴨神社を、伊豆國に遷したる時代のことも、考へづる事の有て、此も第百三十一段に云ふ可し。）さて當國の卜部氏人の、御紀に見えたるは。まづ文德天皇紀に。齊衡二年正月戊子。加卜部雄貞外從五位下。同三年九月庚戌。宮主外從五位下卜部雄貞。神祇少祐正六位上卜部業基等。賜姓占部宿禰。（此は當時まで、卜部と書りしを、占字にあらため、さて宿禰の加婆禰を賜へる由なり。）天安元年正月丙午。正六位上占部宿禰業基。授外從五位下。（印本基字の旁に、麻呂、一本、とあり、）同二年三月己巳。外從五位下卜部宿禰業基。爲神祇權大祐。四月辛丑是日。宮主外從五位下占部宿禰雄貞卒。雄貞者龜策之倫也。兄弟尤長此術。（兄弟とは、業基と二人をさせり、其由は下に云、）帝在東宮時。爲宮主。踐祚之日爲大宮主。（宮主口傳抄云、先立坊日被補宮主、踐祚日遷補內宮主也と云て、其例を多く記し、また凡御讓位之日、仰宮主事、代々被召仰之例也、ともあり、さて東宮の宮主を、坊宮主と稱ふよしも、同書に見えたり、）齊衡二年正月。叙外從五位下。（上に引る文と合へり、）雄貞本姓卜部。齊衡三年改姓占部宿禰。（此も上に引る文に合へり、但し文義は、雄貞本稱卜部。齊衡三年改占部。賜宿禰尸、といふ義なり、）性嗜飲酒。遂沉湎卒。時年卌八。（印本に、卅とあるは誤なり、今は古寫本二本に依れり、）七月丙子是日。神祇權大祐外從五位下。占部宿禰業基爲宮主。（業基を、印本に平麻呂と、作れど、其は傍註を本文に爲たるにて、誤なり、今は古寫本三本に據れり、さて今の校正本には業基とあり、）と見え。清和天皇紀に。貞觀八年二月十三日。外從五位下神祇權大祐卜部宿禰眞雄。爲參河權介。（眞雄やがて業基なり、其由下に云を見よ、さて紀に、此より後は、此人の氏を、卜部と作り、其は是より前に、占部と改められたるを、復卜部と改められたりと見ゆ、）同十年正月七日。外從五位下行參河權介卜部宿禰眞雄。授從五位下と見え。陽成天皇紀に。元慶五年十二月五日。尾張國中島郡。從五位下行丹波介卜部宿禰平麻呂卒。（平麻呂やが

て眞雄也、其よし下に云〕）平麻呂者伊豆國人也。幼而習龜卜之道。爲神祇官之卜部。揚火灼龜決義疑多効。承和之初遣使聘唐。（承和三年七月、藤原朝臣常嗣、小野朝臣篁を、唐に遣れし時の事なるべし。）平麻呂以善卜術備於使部。使還之後。爲神祇大史。（この事御紀に見えず、○信友云、平麻呂卜術の尤たるに依て、遣唐使の從部として備られたるなり、其は遠國へ遣はし給ふ御使にして、殊に神の冥助を乞たまふ例なりければ、必卜部をも屬られたるなるべし、さて使部は、職員令、神祇官の雜任、卜部二十八とある次に、使部三十八とある是なり。）嘉祥三年轉少祐。齊衡四年授外從五位下。（上に引る御紀に、天安元年正月、正六位上占部宿禰業基、授外從五位下、とあるにあへり。其は齊衡四年、やがて天安元年なればなり。）天安二年拜權大祐。兼爲宮主。（上に引る文に、天安二年三月、外從五位下占部宿禰業基、兼爲宮主とあるに符り。）貞觀八年。遷參河權介。十年授從五位下。（此も上に引る御紀に、貞觀八年二月、外從五位下神祇權大祐卜部宿禰眞雄、爲參河權介、同十年正月、卜部眞雄授從五位下、とあるに符へり。）累歷備後丹波介。卒。年七十五。（御紀に、參河介に爲されし事は見えたれども、備後介、丹波介に爲されし事は漏されたり。）と見えたるを合せて考ふるに。平麻呂。占部雄貞と兄弟にて。共にもと伊豆國の卜部氏人なり。（雄貞を、伊豆國人と云事は見えざれども、平麻呂を伊豆國人とあれば、雄貞も、當國の人なること知べし。）始め卜部業基といひし時。占部宿禰姓を賜はり。其後名を眞雄と改め。後に平麻呂と改め。（貞觀十四年の太政官符に、平野神社預、從五位下卜部宿禰平麻呂とあり、此頃よりや改められけむ。）占字をまた卜部と復し改められたるなり。（此事御紀に見えず、）然るを紀に。其時々の名をもて記されたるが故に。別人の如く聞えて。紛らはしく聞ゆれども。右の如く微し考ふるときは同人なること更に疑なく。雄貞と腹自にて。平麻呂は兄なる事も。天安二年に。雄貞の卒れる下の傳に。雄貞者龜策之倫也。兄弟尤長此術云々。卒時年卌八と見え。平麻呂の卒れるは。元慶五年に

て。卒年七十五とあれば。雄貞より齢四長れるにて灼し。然るに彼二人姓を賜はるとき。雄貞より官位の劣れる事は。按ふに。伊豆國より出て。仕へ奉れる事の。雄貞よりは後れたりけむ。故にもや有らむ。何れにも。平麻呂雄貞は。兄弟なるべく。また平麻呂の傳に。平麻呂者伊豆國人也。とあれば。雄貞も伊豆國人にて。素より其國の卜部の氏人なるが。其父祖父などは知べからねど。本は津國より分派たる卜部にて。雷大臣命の裔なることは。疑ひなきものなり。(然るを國史に。伊豆國人也とあるのみを取て。決めて。中臣と同祖の族には有まじき由を云る人もあれど。其は一偏の説なり。また世にある系圖書どもに。平麻呂を。中臣意美麻呂子。大中臣清麻呂子。諸魚子。智治麻呂の第三男。正棟の子なる由に記せるが有れど。紀に伊豆國人也とあるに合はず。殊に正棟と云ける人は。中臣系圖に依て考ふるに。從六位上内舍人なりしが。後に出家して。法名を壹演といひ。貞觀七年九月三日。權僧正に任され。法印大和尚を授らる。同九年九月十二日入滅。謚曰二慈濟一

六十五。とあり。然れば延曆二十二年の生れなり。平麻呂ハ此人の子と爲るときは。五歳の時の子となるものをや。また平麻呂を。直に智治麻呂の子と爲たるも有れど。中臣系圖に。智治麻呂の子五人あれど。平麻呂と云はなく。殊に智治麻呂の子ならむには。紀に伊豆國人也とは記さるべからず。なほ外にも。彼此僞り作れる系圖の多かれども。事實に符はざる事多し。熟々辨ふべきものなり。彼家に傳へらるゝ眞の系圖は。かならず世にある系圖のごと。妄りには非じとぞ思ふ。さて伊豆誌に。田方郡に。吉田村と云有て。平麻呂の出所なりと云傳ふと云り。また同書に。工藤祐[illegible]が家人。鹿島竹五と云者の姨母。伊豆の吉田と云處に在りと云へり。但し此は古書を引りと見ゆ。何ならむ。また文化八年に。八丈島人服部義高と云が著せるものに。彼島に。卜部と稱るもの有て。神事に預かる由を記せり。此は猶よく尋ぬべし。扨貞觀十四年の太政官符に。平野神社預。從五位下卜部宿禰平麻呂とあり。然れば今の平野家は。平麻呂の正統なりけり。其は伯家記。神祇官年中

行事、朝野群載、しほじり、謀計記、辨卜抄付録、みやめぐり、吉田勘文、名法要集、十四巻系圖、二十巻系圖などを見て徴すべし、）さて雄貞の後は。早く絶つと見えて聞えざるを。平麻呂の後は。中頃までも三四家ばかりに有しと聞えて。康安二年に。卜部宿禰兼豐の記せる。宮主口傳抄と云物に今の吉田家の外に。多く同姓の人名見えたり。（それみな兼の字を名に負へるを思ふに、平麻呂の末の、分派たり、とは知られたり、其は彼家にて、兼の字をつくることは、平麻呂の子、豐宗の子、好眞の子兼延と云し人より代々負て、いはゆる通り字となれり、かくて口傳抄に、兼雄、兼繼、兼文、兼前、兼淳、兼顯、兼尙、兼國、兼盛、兼濟、兼經、兼憲、兼賴、兼頭、兼佐、兼世、兼方、兼澄、兼貫など見えたるは、吉田の代系になく、また差筯先々有違失云々、文保度主基小使兼彥宿禰先指筯之處、不差得之、適差出之處落畢、其時子息兼員寄取云々、また宮主代兼高宿禰、宮主兼貫幼少之間、所相語也、また兼員、兼前等宿禰故障之時、兼豐相替宮主令參行云々、また

大祀違亂周章之間、兼豐于時勤宮主代並主基大使、相談兼彥兼員等宿禰云々、また墓例事役兼前宿禰申沙汰之間云々、以他緣令掠申令超越兼繁畢、以血如洗血、兼豐爲猶子之間、歎申入、後日賜同日位階畢、などあるを思ひ合せて、同派の多在しさまを知べし、此中に兼方と云へるは、同書に、兼方宿禰記と云を引たるに、弘安、永仁、正安の頃の事見えたるを思ふに、釋日本紀の撰者なるべく所思ゆ、此人の名、釋紀に、始には、卜部宿禰懷賢とあれど、本文には、何處も兼方とのみ有り、因に云、釋紀の奥書に、大常卿卜部朝臣兼永とあるは、正安三年と云るを思ふに、兼方の子などにや、然るに、加婆泥を朝臣と署るは、後人の所爲なり、其由下に云を思ひ合せて悟るべし。）かくて兼豐は。平麻呂十六世孫にて。今の吉田卜部の祖なれども。當時氏上なりしとは見えず。（其は口傳抄に、抑內宮主者依爲朝家之重職、超越父兄上首、勤悠紀大使、氏上者、勤主基大使也云々、近則文和三年大祀、下總守兼繼宿禰、雖相當其仁、龜卜已中絕之間、

兼豐猶子兼繁勤仕畢ヌといへる狀、また上に引る文等をも、よく見通して思ひ辨ふべし。）しかれば外の家々は。漸々に衰へて。今の吉田家のみ盛りに成れりし故に。おのづから。平麻呂の正統の如くなり來にけむ。（かゝる事は、古にも今にも、例多かる事なり。）さて此氏の加婆泥は。御紀に。賜二宿禰一と見えて。上に引る如くなるを。古書どもの奥書に。此氏人の名の多く見えたるに。唯に卜部某と書るが多かる中に。卜部朝臣某と書るもあるに就きて。朝臣を賜へるならむと所思ゆれど。其事古書に見えず。故れ考ふるに。此は平麻呂十九世孫。兼俱よりの事になむ有ける。其は宮主口傳抄の撰者。卜部兼豐と云は。平麻呂十六世孫なるが。其書に。代々の祖の名。同氏人の名をも多く擧たるに。何れも卜部宿禰某と記し。自の名をも。卜部宿禰と奥書に書り。また此書に。兼豐の曾孫。兼富の書加へたる文二所に有て。（一所は、觀應元年六月の文、一所は、同年十二月の文なり。）宮主正六位上。卜部宿禰兼富と記せり。然るに同書。御禮御卜の奏書書樣の處に。年號月日の下に。宮主位官卜部宿禰某。（宿禰を一本に朝臣とあるは、下なる兼致の書入によりて、後人の替たるなり、其は此書を記せる兼豐は、宿禰の尸なる故に、宿禰と書て、後に子孫の徒も、しか書べき由を敎へたる書に、尸を違へて、書べき由あらめや、）中臣位官大中臣朝臣某。と署べき由を記しおける處に。兼俱の子。兼致と云る人の書加へたる文あり。其文に。此年號月日下。當家々嫡父子書レ之。宮主竝中臣之署不レ載レ之。去ル明應元年十二月奏書。家君竝予位署載レ之。予嚴訓如レ此。件位署如レ此書レ之。年號月日從五位上行權大副兼侍從。卜部朝臣兼致。長上從二位行權大副兼侍從。卜部朝臣兼俱と記せり。（此位署に、權大副の上に、神祇てふと無ては通えず、また長上の上に、鎰卜てふ語なくては紛らはし、さて家君とは兼俱のことなり。）かゝれば卜部氏の。尸を朝臣と稱ことは。兼俱ぬしの始めたる事なること灼し。（熟々文義に心をつけて讀辨ふべし。）此は古格を改むる事なれば、朝臣の加婆泥を賜ひての事ならむには、必其の事を記さるべきに、家君嚴訓とのみ云て、其事を言は

ざるは、私なりしてと疑なきものぞ、）抑々加婆泥を改むる事は。姓の尊卑にかゝる御政事の本なる故に。詔命ならでは得爲まじき御定めなるに。彼人の私にものせられしは。謂ある事にや。（故れ吉田卜部の人の兼倶卿より前なる人に、朝臣の尸を署せるは、悉後人の所爲なる事を知べし、口傳抄の奥書に、兼敦と云人をも、卜部朝臣とあるは、後人のわざなり、其は此人は、上に擧たる兼富の先代なるものを、いかで朝臣と稱べき、此人朝臣を賜はりたらむには、其子兼富の、宿禰と署すべき由あらめや、）其はとまれ。古へは四國の卜部のいと多在しを。漸々に絕て。伊豆卜部の一派なる。此家のみ殘りて。今に神祇官に任されて。神事の宗源とある卜部を職とせられ。龜卜長上。また宮主をも兼らるゝ事は。いとも貴き事にてぞ。（職員令に、神祇官の卜部二十人とある下に、長上約任其中と見え、寶龜六年五月十九日格に、簡定卜部等中、推卜尤長二人、以任長上、永爲恒例也と見ゆ、然るを俗の神道者など云徒の、彼家を、神道長上といひ、神祇長上なども云は、卜部長上と云を、思ひ謬れるなるべし、神祇長上と云てと、正しき古書に見ざれども、もし申さば、神祇伯に任さるゝ御家をこそ申すべけれ、何事も正しき故實をしらぬ下ざまの說こそいと慨たけれ、此の誣言の、彼卜部家に聞えたらましかば、然てこそ心苦く思はるべし、戎人すらも、眞の道をたどらむと爲たるは、かならず名を正くせむと云へるものを、況て彼の徒も神道は正しく直きを本とすなど云は、常のをしへ語ならずやも、）

○門人樋口光信。前澤萬重等いふ。此れの十三の卷を。花細櫻形木と形ゑらせて。同じまなびの友がきに。筆のいたづきいたづかせじと勤めたるは。眞篶刈る信濃の國。諏訪の海より流れ出る。天の中川やゝ下りて。伊那郡の野池の村に。代々村をさめする。大平久儔。

古史傳十四之卷

平篤胤謹撰　男 鐵胤　孫 延胤 續攷

神代中六之卷

故其天太玉命者。產巢日神之御子。天櫛明玉命之兄也。亦名謂天櫛玉命。亦名天神玉命。此神之后神。謂天比理刀咩命。其子謂大宮能賣命。是。太玉命。久志備所生之神也。亦子謂天神立命。亦名天押立命。亦名健角身命。亦子謂天櫛耳命。又諸忌部。供作諸氏者。悉太玉命所率之氏氏也。故天太玉命者。忌部首。小山連。日置部。白堤首。葛野鴨縣主。久我直。葛城直。役直。矢田部。纏向神主。穴師神主等之祖也。

天太玉命。古事記には布刀玉命と作り。（記紀共に、天てふ言なし、今は姓氏錄、また古語拾遺によりて、天の字を冠へつ、）名義。太は玉を稱て冠たる辭なり。此の神の名に。玉てふ言を負坐る由は。上（第五十三段、）に注る如く。其の妹櫛明玉命に代りて。玉を立奉らし、由に因ることなり。（師は太手向の意なるべしと云れつれど、然は有まじくこそ、）扨皇產靈神の御子に坐てとは。姓氏錄。古語拾遺に見えて。下に引り。天櫛明玉命の兄に坐てとは。御鎮坐本記に。太玉命は。櫛明玉命兄也。と有によりて。前に委く云りき。（第五十一段合せ考ふべし。）〇天櫛玉命。此名は姓氏錄に見え。高御魂命子。天櫛玉命と有て。下に引るが如し。（また天神本紀にも見えて、鴨縣主の處に引たり。）さて此は。太玉命の亦名なる由は。まづ櫛は奇の借字にて。此も玉の稱辭なるが。太と櫛と對へて稱美たる例は。太兆を太麻知とも云るが轉

りて。太麻等とも云故に。其を掌る神を。太麻等能智命とも。櫛眞智命とも申すを以て知べし。（此事委くは前段に云へりき。）殊に神名式に。大和國高市郡に。太玉命神社四座。（並名神、大、月次、新嘗。）此社は。清和天皇紀に。貞觀元年正月。授二大和國太玉命神從五位上一と見ゆ。（此は今忌部村と云に在とぞ、○松下見林が、太玉命社記に、今春日神と云といへり、さて此四座を、太玉命、大宮賣命、豐石窓、櫛石窓命なりといへども、此は拾遺によりて云る、おしはかりなるべし、二座は已れいまだ思得ず。）また式に。此に並びて。櫛玉命神社四座。（並名神、大、月次、新嘗、○清和天皇紀に、貞觀元年正月に、太玉命神に、從五位上を授け奉りたまふ度に、此社にも、從五位上を授奉たまへり、今眞弓村と云に在て、八幡宮と稱すとぞ。）とあり。二社共に四座にて。御あしらひも同きを思ふに。此は二名を二社に齋ひたるにて。疑なく同神なる故ときこゆ。（なほ鴨縣主の處に云を見よ。）○天神玉命。此の名は。神代系紀に見えたり。（但し太玉命と云名を、高皇產靈尊兒の處に記し、此名をば、神皇產靈尊兒の處に記したれど、泥むべからず、此も太玉命の亦名なる由は、下に云を見よ。）名義。神は太と云ひ。櫛と云に等しく。玉の稱辭にて。異なる義なし。（天神魂命と作る處もあれど、正字は玉にて、魂とあるは借字なり、すべて神の名に、魂の字を書るをば、ムスビと訓ことゝのみ心得るは非なる由、第二段、角凝魂命の處に、委く辨へたるが如し。）○天比理刀咩命。比理の義いまだ思ひ得ず。刀咩は。女神に多く申せる稱なること。上に注るが如し。（第十段、志那斗邊神の下、合せ考ふべし。）さて此神の。太玉命の后神なる由は。まづ古語拾遺に。神武天皇の御世の事を記せる處に。天富命。（太玉命之孫。）云云。更求二沃壤一。分二阿波齋部一。率二往東土一。云々。阿波忌部所居便名二安房郡一。（今安房國是也。）天富命。即於二其地一立二太玉命社一。今謂二之安房社一。故其神戸有二齋部氏一。と見えて。神名式に。安房國安房郡に。安房坐神社。（名神、大、月次、新嘗。）これに並べて。后神天比理刀咩命神社。（大。）とあり。この安房坐神社の事は。仁明天皇紀に。承和

三年七月。安房國無位安房大神。奉授從五位下。同九年十月。奉授正五位下。文徳天皇紀。仁壽二年八月。特加從三位。清和天皇紀 貞觀元年正月。安房國從三位勳八等安房神正三位。など見ゆ。(今大井村と云ふに在て、洲碕明神と申て、一宮なり、大井村は、和名抄に、同郡に、大井於保井とある地なるべし、さて當國長狹郡に、日置、加茂、丈部、と云ふ郷あり、由あることなり、)后神も。安房大神に位階を奉り給ふごとに同位階を授け奉り給へり。(今洲碕村と云に在て、安房社と三里ばかり隔れる海邊なり。元は此神をも、洲碕神と申せしとぞ、扶桑見聞私記に、治承四年八月の條に、武衛令著安房國平群郡獵島云々、其夜當國洲碕明神御寶前にて、「源は同じながれぞ石清水、せき上てたゞ雲の上まで、此明神は、八幡大菩薩を祝ひ奉る、と見ゆ、然れば洲碕明神と申せるは、いと古き事なりけり、然るにても八幡大神と云へるは、其頃かくも誤れるにこそ、○また下野國寒川郡にも、安房神社、式に見えたり、當國の式社考に、粟野宮村に在て、太玉命と云と云り、)さて年中行事祕抄に引る。高橋氏文に。景行天皇上總國安房浮島宮に至ませる時に。高橋連祖。磐鹿六鴈命。御供に仕へ奉りて。堅魚と白蛤を料理仕へ奉れる處に。是時上總國安房大神乎。御食都神止坐奉云々。神齋大嘗等供奉始支。(但以安房大神爲御食津神者、今大膳職祭神也、○元々集にも、本朝月令を引て、安房大神、爲御食神今大膳職祭神也とあり、)と見えたる。此時の御嘗は。深き由ありて。重く齋ひ給へるなれば。安房坐大神を。御食津神と坐せ奉り給へるなりけり。(此事委くは、景行天皇卷、五十三年の下に注べし、)かくてまた同文に。六鴈命の薨たりし事を記して。其時の宣命に。六鴈命の魂を。大膳職に齋ひ奉り給ふ由見え。神名式に。大膳職坐神三座。御食津神社。火雷神社。高倍神社と有て。高倍神とは。六鴈命を申し。火雷神とは。清和天皇紀。貞觀元年正月の處に。大膳職。齋火武主比命と有れば。火神に坐し。御食津神とは。安房大神に坐けり。(世の學者の、御食津神と申せば、豐宇氣毘賣命とのみ思ふを、かゝる例をもよく思ふべきものぞ、)

○其の子とは。太玉命の子の由なり。御母は。天比理刀咩命なりしや。いかゞ有らむ知らず○大宮能賣命の事は。上に委く註りき。(第五十七段見べし。)○天神立命。天押立命。建角身命。名義。神は稱辭。天押盾と云もの有れば。其義の名なるべし。(また按ふに、立は底立神の立と同く、多知と訓て、多は之に通ふ辭、知は比古遲神の知に同じ、押立と云ふ押は、大の約れるならむか、第八段天忍許呂別の下見るべし、此神の名を、天神本紀には、忍立と作り、たゞ同じことなり、今は姓氏錄によれり。)建角身命と申す名義は。下に注べし。(神武天皇卷、みるべし、)さて此三名を。一神の別名と定めて。太玉命(亦名天櫛玉命、亦名天神玉命)の子と定たる由は。鴨縣主の下より。次々に注を見て辨ふべし。○天櫛耳命。名義。櫛は奇にて美稱なり。耳の義は。忍穗耳命の下に云へりき。さて此の命は。姓氏錄。日置部の條に。天櫛玉命男と有て。下に引るが如し。櫛玉命やがて太玉命なること。上にも下にも考へ注せる如くなれば。卽ち太玉命の子と擧たるなり。○忌部諸氏。

忌部は伊美辨と訓べし。(伊无辨と云は正しからず。)伊美は伊波比の約れる言にて。神を齋ひ祭る故に云ひ。(波比は比と約まるを、比と美とは、親しく通ふ音なる故に、伊美といふ。)部は牟禮の約まり米なるを。辨といへるにて忌も部も正字なり。(下に云を見て知べし。)諸氏とは。上件に出たる阿波國。伊勢國。讃岐國。木國。出雲國玉作などの諸々の忌部氏をいへり。○悉太玉命所率之氏氏也。右の諸の忌部氏は悉に太玉命の率たりし氏氏なること。古語拾遺に。高皇産靈神男名曰天太玉命。(齋部宿禰祖也)太玉命所率神名曰天日鷲命。(阿波國忌部祖也。)手置帆負命。(讃岐國忌部祖也。)彦狹知命。(紀伊國忌部祖也。)櫛明玉命。(出雲國忌部玉作祖也、○今の本、玉作の上の忌部を脫せり、今は元々集に引るに依れり。)天目一箇命。(筑紫伊勢兩國忌部祖也。)また令太玉命。率諸部神造和幣と見え。また皇美麻命天降段の。天津神の大詔命に。宜太玉命。率諸部神供奉其職。如天上儀。と詔へると有るもて知べし。(此等を考へ合せて、忌部諸氏より氏々也までの

文は記せるなり。)かゝれば太玉命の。諸忌部を率たりしは、天神の大詔命にぞ有ける。故神武天皇の御世の事を記せる處にも。令下天富命(太玉命之孫。)率二手置帆負。彦狹知二神之孫一。以二齋斧齋鉏一。始採二山材一。搆中立正殿上云々。採レ材齋部所レ居謂二之御木一。造レ殿齋部所レ居謂二之麁香一。また令下天富命。率二齋部諸氏一。作中種々神寶。鏡玉矛盾木綿麻等上。また天富命率二諸齋部一。捧二持天璽鏡劒一。奉レ安二正殿一。また令下天富命、率二供作諸氏一。造中作大幣上など見え。また崇神天皇の御世の事を記せる處に。令下齋部氏率二石凝姥神裔。天目一箇神裔二氏一。更鑄レ鏡造上レ劒以。爲二護身御璽一とも見えて。太玉命の裔の次々。其職を掌たりしなり。師說の如く。もと忌部とは。神を祭る種々の物を造り。また然らでも凡て齋潔淸はりて。事を爲す職を云ふ名にて。(かの採レ材齋部、造レ殿齋部の類なり。)齋部の諸氏とあるも。諸々の氏の齋部なり。(また同書に、宮內立レ齋藏、令三齋部氏任二其職一といひ、其次にも、齋部氏と云るは、太玉命の末。忌部首をさすなり。)さて一通り見ては。太玉命の率たるは。上件見えたる。忌部の諸氏のみのごと所思れど。忌部と稱ざる。猿女。鏡作。服部。倭文。麻績の諸氏をも。率るたりけむと所思ゆ。其は上に引る文どもに。率二諸部神一と云ひ。率二供作諸氏一。造二作大幣一といひ。殊に率二石凝姥神裔一とも有るを。熟く思ふべし。鏡作。服部。倭文。麻績の諸氏の作る物等は。悉く大幣物なる上は。太玉命の。その諸氏をも率たりけむこと。更に疑なきものをや。故れ同書の末に。凡造二大幣一者。亦須レ依二神代之職一。齋部之官率二供作諸氏一。准レ例造備。然則神祇官神部。可レ有二中臣。齋部。猿女。鏡作。玉作。盾作。神服。倭文。麻績等氏一。而今唯有二中臣齋部等二三氏一。自餘諸氏不レ預二考選一。神裔亡散其葉將レ絕といへり。(此文に、齋部之官と云るは、中臣と並べて、神祇官に置るゝ齋部の官人をいひて、其れすなはち太玉命の裔なり。)さて此愁訴。まことに理りなる語にて。天神の大詔命に。宜下諸部神。供二奉其職一如中天上儀上と詔へる。神代の源を思ふに。かくやごとなき諸氏は。いかにも其裔の絕まじく。殖え榮ゆべく定め置き

給ふべき事と所思ゆるに。何なる事にか有けむ。遠き國々にのみ住しめ給ひて。神祇官の神部には。たゞ中臣齋部の兩氏をのみ置れしは。甚も心得がたき事なりけり。(職員令に、神祇官の神部三十人と有て、義解に、中臣忌部取用當司及諸司中者と見え、集解の問に、此義解の文を擧て、然則不必神部と云る答へに、雖他司人猶取用、因茲言之、取用神部於事无妨、といへり、是によりて考ふるに、神祇官に、神部三十人、と立置るれども、其人數を具へず、彼中臣奏天神壽詞、忌部奏神璽鏡劍など、其外にも、中臣忌部を用ふる事のある時に、當司なる兩氏を、大副にまれ、少副にまれ、其餘の官にまれ、取用ひて、足ざるは、他司よりも取用ひて、事を辨へたるなりけり。かくて神部の中に、餘の氏々とては、一氏も無きなり。)果して廣成宿禰の歎かれし如く。國々なる神裔の諸氏も。漸々に亡散てぞ有けむ。後には聞えずなりて。(宮主口傳抄に、後醍醐天皇文保二年十月、大嘗會の事を記せる處に、大殿祭少副齋部平典、權少副大中臣冬親勤之と見え、また嘉暦三年九月、伊勢公卿勅使發遣、行幸日、齋部憲親不下立、自堂上、授内宮御幣之間、兼豐以行事左中辨光顯朝臣、經奏聞、令責下畢、爲後鑒書加之、と云ことありて、其時左中將俊氏朝臣より、官幣使、齋部官人等事、國史記錄文分明之上者、向後下立壇上、可授幣帛之由、嚴密被召仰畢、此上者、不可有子細之旨、被仰下候也、仍執達如件とあり、また同天皇の建武元年九月十一日、例幣行幸之日、權大副齋部親直宿禰、不下立於堂上、令授内宮御幣之間、關白殿下、後圓光院殿御祗候、有御執奏、被問祭主隆直卿、被責下訖、後代之龜鏡也と見ゆ、)太玉命の末の齋部氏さへに。今は齋部代とて。他氏を用ひ給ふ事となれるは。歎息とも。慷慨とも。悲哀とも。言むすべなく。身も慄はれて。忌々しく可畏く所思ゆれば。況て其の氏人の首と有し。廣成宿禰の。愁訴の條々。これはた信に然る事とも。宜なりとも言む方ぞ無りける。(是みな由なき異國の道の行はれたるより、廣成宿禰の言れたる、浮華競ひ興りて、事代を遂て變改せしめ、故

實を顧み問ひ、根源を識る人稀になれると、亂世の逆事より、かくは成もて來しを、阿々波々禮々、今かく治れる御世のしるしに、廣成宿禰の愁訴の高く達えて、古の道に復し給はむ由もがな、廣成宿禰の拾遺を奏進られし時は、其齡八十を逾されしと有を、己がかく切に思ふ心には斯ばかり大き愁を畜たりし人の、よくも然ばかり命長かりけりとさへぞ思はるゝを、人は然は思はざるにや、さてまた上件の諸氏、既く絶たりと所思るは、前をのみ見て、後を見ざる人の心なり、よく其道を以て糺し給はむには、一氏も實に絶たるは有まじく所思ゆ、其は日神、產靈神の御言のまに〳〵、無窮に日神の御子の命の、知し看しまし坐すものをや、)○忌部首。古事記に。布刀玉命者。忌部首等之祖と見え。神代紀に。忌部遠祖太玉命とあり。古へは首の加婆禰なりしを。天武天皇紀に。九年正月甲申。天皇御二于向小殿一。宴二王卿於大殿之庭一。是日忌部首子首。賜レ姓曰レ連。則與二弟色弗一共悦拜。(師云、今の本に子首の子の字脱たり、上文に、子人のあると同人なり、子首と書るをも古毘登と

訓べし、首の意は、古く獨にある故に、自から省かりたるなり、同天皇紀に、大三輪眞上田子人と云人をも、文武天皇紀には、兒首と書れたり、此も同じ、)と見えて。此より連となれるを。また十二年十二月の下に。忌部連賜レ姓曰二宿禰一と有て。大氏は此より宿禰となれるを。小氏には稍後まで首なるも有しを。孝謙天皇紀に。天平寶字三年十二月壬寅。外從五位下忌部首黑麻呂等。若干人。賜二姓連一。忌部首融麻呂等若干人賜二姓造一と有て。此れ等は同姓ながら。いまだ連にも宿禰にもならで有し族なり。さて此大氏は。姓氏錄右京天神に。齋部宿禰。高皇產靈命子。天太玉命之後也とあれば。右京に住るを。小氏の家々は。畿內には住ざりしと見えて。姓氏錄に。右の一家のみ載られたり。忌を齋と作るは。桓武天皇紀延曆二十二年三月の處に。右京人忌部宿禰濱成等。改二忌部一爲二齋部一と見え。(濱成は、彼の釋紀に引る、天書てふ物を撰る人なり、右京人とあれば、姓氏錄に載されたる家なること灼し、若くは廣成宿禰の父などにもや、清和天皇紀に。貞觀十一年十月廿九日。

神祇大祐正六位上忌部宿禰高善。改忌部爲齋部。其先出自高御魂命也とあり。）清和天皇紀の文、今の本に、改忌部の三字を脱したり、古本にあり、さて此はたゞ字を改めたるなり、凡て古へは姓名なども、文字は心に隨せて、いかにも書るを、此ころは既に、其も定まれるなり。）さて首は上（第三十九段、）に委く注せる如く。大人の意にて。姓の下に附るは加婆泥にて。其の部の長を云ふ。太玉命の御末の忌部氏は。上に擧たる諸忌部を率て。其長として仕へ奉る故に。忌部首と云ふ尸を負るなり（師云、自の職を以て名くるには非ず、かの中臣氏などの、即其職を以て名くるとは異なり。）然れば首の加婆泥は。此氏にいと相應しき尸なりけり。然るを天武天皇の御世に。連の尸を賜へりしかば。兄弟共に悦び拜みたりとあるは。上古より。連は首より。稍貴き加婆泥と定まりけむ故に。其を賜へるを悦べるならむ。（連は群主の義にて、其部の主たる義なれば、此加婆泥も、此氏に相應しき尸なり。）かくて後に。宿禰の尸を賜へることは。同天皇の十二年十月の詔曰に。更

改諸氏之族姓作八色之姓混天下萬姓。一曰眞人。二曰朝臣。三曰宿禰。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置と有て。宿禰は第三に立られたる姓なるが。此時定められたる八色の姓の中に。連は七曰とあれば。六曰臣。五曰道師。四曰忌寸を越て。三曰とある宿禰を賜へることは。厚き御惠と云べし。（但し宿禰とは、少兄てふ言にて、大兄に對ひたる敬稱なれど、忌部を總司る職業にとりては、首と云ひ、連といふ尸のふさはしきには若ざるなり。）さて此氏人の神事に仕へ奉れる事の始は。上の段々に載せる。太玉命の。兒屋命と相竝ばして事執り給へる。事蹟を見て知べし。互に勝り劣りなしとも見ゆれど。熟察れば。兒屋命は左に就き。太玉命は右に就き給ふほどの差別の。自然に見ゆるは。信に然ぞ坐しけむ。其は紀記の二典ともに。二神の名を擧るに。多くは兒屋命を先に。太玉命を後に爲たるは。神代より。しか傳へたる故ならむ。と所思るに。況て書紀に。皇美麻命御天降の段の。大物主神を祭り給ふ事を記せる處に。使太玉命弱肩被太手襁而。代御

手以祭此神者。始起於此矣。且天兒屋命。主神事之宗源者也。故俾以太占之卜事而奉仕焉と有り。神事の宗源たる。太占の卜事を以て仕へ奉ると。太手繦を披て。御手代と爲て仕奉るとにて。其左右勝劣の異の灼く聞えたり。（舊く中臣は連、忌部は首なりしも此由なるべし。）神祇令に。凡踐祚之日。中臣奏天神之壽詞。忌部上神璽之鏡劒。と有て。（貞觀儀式、延喜式の踐祚、大嘗祭の處にも、かくあり。）此は神代よりの御儀のまに〳〵。定められたる事と所思ゆ。（其由は、下第百三十四段の事實、また神武天皇卷に、天皇、高御座に即坐す處に、太玉命の孫天富命、天璽の鏡劒を擎げ、兒屋命の孫、天種子命、天神の壽詞を奏せりとある下に云べし、綏靖天皇より次々、高御座に即給ふ時も、かく有けむを、其事の見えざるは、定まれる式なれば、記されざるなり、なほ此事は、神武天皇卷に注ふを、合せ見て知べし。）さて中臣氏人の重き神事を預り掌れる狀。前段に委く辨へたる如く。推古天皇の御世に。小德冠前事奏官。中臣御食子大連に。祭官を兼しめ給ひ。（此は鎌足公の父なり。）舒明天皇の御世に。御食子の弟。國子大連（意美麻呂の父なり。）に。其職を繼しめ給へるなどを思ふに。（以上は、中臣系圖によりて云。）祭官と云は。後に定められたる神祇伯と。同趣に聞ゆれば。忌部氏の掌る狀は。後に立られたる。大副と云官の趣にぞ似たりけむ。斯て古語拾遺に。至小治田朝。（推古天皇の御世を申せり。）太玉命之胤不絶如帶。天恩興廢繼絶。纔供其職。至于難波長柄豐前朝白雉四年。（印本雉を鳳に誤れり、今は一本、また一本、並に師說、また松下見林などの說に從て改めつ、白鳳は、舊き事識人の考へたる如く、大友天皇の年號なればなり、然れども白鳳に誤れるも、いと古きことなり、其は本朝月令、年中行事祕抄、公事根元などに、此文を引て、同く白鳳とあればなり。）以小華下諱齋部首作賀斯。拜神官頭。（印本こゝに、今神祇伯也、と云五字あり、今は官本に無に從て刪りつ、但し其は後人の加筆なれども、說は信に然ことなるを、日下部勝皋の疑齋と云物に、此を甚く咎めたるは、深く思はざるなり。）令掌

敍王族宮內禮儀。婚姻卜筮事。夏冬二季御卜之式。始起此時と有れば。忌部氏を。神官頭に拜されたる例も有しなり。然れども此は適の事なるに就て按ふに。皇極天皇紀三年正月の處に。以中臣鎌子連拜神祇伯。再三固辭不就と見えたるは。思ふ旨ありて。辭まれたりと所思ゆるに。(その思はれし旨は、此翌年の六月、入鹿を誅されたるを思ふに、其謀の事議りなど有て、神事に仕へ奉がたく思はれしにや。)別に餘人を拜給へる事も見えざれば。孝德天皇の御世になりて。作賀斯首を拜たまへるならむかし。(然るを疑齋に、拾遺の此傳を疑ひて、鎌子連は辭みたれど、天智天皇紀に、九年三月中臣金連宣祝詞、十年正月中臣金連、命宣神事、とも有れば、鎌子連の辭みたる後に、金連を伯に拜れたるならむ、然れば中臣一家聯縣相承り、いかで他氏を廁ること在む、と云へれども、此は强に、廣成宿禰を言貶さむと爲たる、誣言になむ有ける、其は中臣氏人の祝詞を宣り、神事仕奉ることは、伯ならずとも、元よりの職なるをや。)さて此御世に。王族宮內禮儀。婚姻卜筮事を掌敍たりとあるも。事實に符ひて。信に然有けむとおぼゆ。其は此御世は。天智天皇。皇太子と坐まして。政奏し給ひ。多く古風を廢て。漢風に改め給ひ。大化五年と云年の正月。詔博士高向漢人玄理與釋僧旻。置八省百官と見え。白雉五年の頃も。なほいまだ其式の整ざりけむ狀にて。種々の書等を。唐國に求め給へるを思ふに。其のいまだ整はざる間は。神官にて行ひ。作賀斯首も其を掌たりけむかし。(其は置八省百官とのみ云て、官廳を建たりとは、記されざるをも思ふべし、事の始まりは、凡て斯有るものなるをや、然るを疑齋に、夫王族中務之所掌也、宮內禮儀、式部及宮內之所掌也、婚姻治部之所掌也、彼在一官殆犯四省、詎可不疑乎と云るは、善く整へる後の狀を以て、其始を論へるにて、思慮の委からざるなり、八省百官の事など、孝德天皇の御世に、始を起されたりとは聞ゆれども、善く整へるは、文武天皇の御世なりと所思るものをや、)さて卜筮の事を敍たりといひ。夏冬二季御卜之式。始起此時と云へることは。書紀に見えざれども信に然

るべし。其はト筮とはいへれども。實は龜トの事なり。(其は二季の御トの筮にはあらで龜トなるを以て知べし。)此は上代より。鹿トの太兆なりしを。漢風の龜トに替て。其の式をも定められしを云るならむ。(宮主口傳抄に、後醍醐天皇元應元年六月の御トの處に、御體御ト者、孝德天皇被治行之、至當御代五十九代相續、尋其濫觴者、天皇春宮君、御體安穩之義也、宮主携龜ト令奉仕、と見えたり、さて龜トに替ても、稱は古のままに、太兆と云りと聞ゆ、此も同書に、御ト仕奉り竟て後に、奏書書樣を載たるに、天皇我御體御ト爾、ト部等、太兆爾ト供奉須留狀奏久、云々とあり。)其は龜トは。既く神功皇后の御世に。當大臣命の韓へわたりて。傳へ歸られしかど。此時までは用ひられざりしを。此御世に。其を用ひ給へるなるべし。さるは令は。天智天皇の御心より事起りて。文武天皇の御世に成れるなるに。神祇官の御トの。鹿トならで龜トなるを以て。然は知らるゝなり。(鹿トの太兆を、龜トに替られたる御代のことは、知られざる事なるを、此考、大かた違ひ有らじとぞおぼゆる、)さて右の連次の文に。作賀斯之胤不能繼其職。陵遲衰微以至今。至于淨御原朝。(天武天皇の御世を申せり。)改天下萬姓而。分爲八等。唯序當年之勞。不本天降之續。其二曰朝臣。以賜中臣氏。命以太刀。其三曰宿禰。以賜忌部氏。命以小刀。とある。此は當時の衰微を歎たるのみは。然ることに聞ゆれども。作賀斯の胤として。其職を繼こと能はざること。また中臣よりは一等卑く。御あしらひ有ることゝを歎きたるは。少しいかゞなり。其は中臣より必す卑かるべきこと。また神宮頭になれる事も。常の例とは爲がたき事も。既に上に注せる如くなればなり。(此は疑齋の論よく當れり。)また殿祭門祭者。元太玉命供奉之儀。齋部氏之所職也。(殿祭とは、大殿祭をいひ、門祭とは御門祭を云り、此二の祭は、その始め太玉命の、專と掌れる祭なれば、元より忌部氏の職なること、第五十七段に注せるがごとし。)雖然中臣齋部共任神祇官。相副供奉。故宮內省奏詞稱。將供奉御殿祭而。中臣齋部候御門。至寶龜年中。初宮內少

輔從五位下中臣朝臣常。悉改奏詞曰。中臣率齋部候御門者。彼省因循永爲後例。于今未改。と云るは、實に理なる歎なれども、肇自神代中臣齋部供奉神事無有差降。中間以來權移氏。齋宮寮主神司中臣齋部者。元同七位官。而延曆初。朝原內親王奉齋之日。殊降齋部爲八位官。于今不復。といへる歎きは、いかにぞや、聞ゆ。(其は疑齋に、㊀中臣齋部、如其優劣、中臣爲副則齋部爲祐、中臣爲伯則齋部爲副、而位階稱之、雖時有先後、亦終究其所極焉、神龜五年七月二十一日、勅定齋宮及屬官位階也。乃以中臣爲從七位官、忌部、宮主並爲從八位、詳見官位令集解、此云、元七位官、而延曆初、殊降齋部爲八位官、其說矛盾と云へるが如し、然れども疑齋に、廣成將以斯譏有司紊亂政途、奨侮之言施及後昆、何其鄙也など云るは、あまりに酷しと云べし、齋部に、何の恨むること有て、斯くまで悄み訕れるにや、)又云。勝寶九歲。左辨官口宣。自今以後。伊勢太神宮幣帛使。專用中臣。勿差他姓者。其事雖不行。猶所載官例未刋除と云るは。孝謙天皇紀に。天平寶字元年六月乙未。始制。伊勢大神宮幣帛使。自今以後差中臣。不得用他姓人。と見えたる制をいへり。勝寶九歲とは、天平勝寶九年をいふ。此年すなはち天平寶字元年なり。然れども唯にかく宣ひ出たるのみにて。其事不行しは、神の御心にぞ有けむ。(其はこの翌年、天平寶字二年八月の處に、乙卯遣左大舍人頭河內王、從八位下中臣朝臣池守、大初位上忌部宿禰人成等、奉幣帛於伊勢大神宮、六年十一月丁丑、遣文屋眞人淨三、藤原朝紀黑麻呂、神祇大副從五位下中臣朝臣毛人、少副從五位下忌部宿禰呰麻呂等四人、奉幣於伊勢大神宮、桓武天皇紀に、延曆十年八月辛卯、夜有盜、燒伊勢大神宮正殿云々、遣參議神祇伯從四位下大中臣朝臣諸魚、神祇大副外從五位下忌部宿禰人上、於伊勢大神宮、奉幣帛以謝神宮被焚焉、など見えて、他姓人をも奉幣に遣し給へるを以て、天平寶字元年の制の、行はれざる事を知べし、)さて中臣と忌部とは。右に辨へたる如く。上古よりいさゝかの優劣は有しかど。其に並びて其

職に仕へ奉りしを。中臣氏のこよなく盛りになれる由は。皇極天皇の御世に。蘇我蝦夷。その子入鹿ともに。御政事奏して。種々あしき所為の有けるに。此時天智天皇は。中大兄皇子と申しゝほどにて。中臣鎌子連と謀り給ひて。入鹿父子を誅し給へりしかば。其功に依て重く用ひられ。中臣氏の勢。次々に大きになれり。(此等のこと、書紀を見て知べし。)かくて鎌足公は。藤原朝臣の姓を賜はり。大織冠までに登り。其子不比等公より次々。其姓を承たりしかば。神事には。同じ族なる中臣意美麻呂仕へ奉りて。此より藤原。中臣職を異にしけること。前段に委く注せるが如し。斯在しかば。中臣の氏人の勢は。次々に大きになり。忌部氏は漸々に劣り来し故に。中世に。中臣家より。忌部氏を貶しめたる事も有きと聞えたり。(其は上に記せる。宮内省の奏詞を改めたるなどを思ふべし。)終に兩家の爭論なも起りける。其は平城天皇紀に。大同元年八月庚午。先是中臣忌部兩氏各、有相訴。中臣云。忌部者本造幣帛。不申祝詞。然則不可以忌部氏為幣帛使。(神代に、太玉命祝詞は申さゞれども、古事記に、布刀玉命、布登御幣登取持而と見え、書紀にも然見えたれば、祝詞は申さずとも、幣帛は奉るべき職なり、然れば中臣と共に、幣帛使たらむこと、故實に符へり、然るを本造幣帛、とのみ云へるは、中臣の強言なり。)また忌部氏云。奉幣祈禱是忌部職也。然則以忌部氏為幣帛使。以中臣氏可預祓使。彼此相論。各有所據。(祈禱は、中臣の専とある職なること、二典に見えたるが如くなるを、祓使にのみ預るべしと云るは、忌部の強言なり。)是日勅命。據日本書紀。天照大神閉天磐戸之時。中臣連遠祖天兒屋命。忌部遠祖太玉命。掘天香山之五百箇眞坂樹。而上枝懸八坂瓊之五百箇御統。中枝懸八咫鏡。下枝懸青和幣白和幣。相與致祈禱者。然則至祈禱事。中臣忌部並可相預。(中臣連と云より祈禱まで、書紀本書の文なり、最も畏く理りなる勅命にぞ有ける。)又神祇令云。其祈年月次祭者。中臣宣祝詞。忌部班幣帛。踐祚之日中臣奏天神壽詞。忌部上神璽鏡劒。(こは上に引て既に注りき。)六月十二月晦日大祓者。中臣

上御祓麻宣祝詞。常祀之外。須向諸社供幣帛者。皆取五位以上卜食者充之。宜常祀之外奉幣之使。取用兩氏。必當相半。自餘之事專依令條。と見えたり。此は時代をはかるに。忌部は廣成宿禰なるべく所思ゆ。其は此爭論を。勅裁によりて靜め給へるは。大同元年八月なれども。先是云々と有れば。爭論の起れるは。大かた桓武天皇の御世あたりよりの事なりけむを。勅裁に事すみて後に。其家の傳へを求訪たまへる故に。其に就きては。舊き憤を晴けむと為て。述られたる事も有べくおぼゆ。其は彼書の始に。愚臣不言恐絶無傳。幸蒙召問。欲攄蓄憤。故録舊說。敢以上聞といひ。また後書に。愚臣廣成朽邁之齢既逾八十。犬馬之戀旦暮彌切。忽然遷化。含恨地下。街巷之談猶有可取。庸夫之思不易徙棄。幸遇求訪之體運。深歎口實之不墜。庶斯文之高達。被天鑒之曲照焉　大同二年二月十三日。と有を以て。天皇の召問たまへる故に撰み記され。また因に。我が家の衰微を歎き。自の憤りをも述られたる事と知られたり。（さて大同二年を、一本に三年とあり、二年とあるは更にも云はず、三年としても、二月にては、始に從五位下とある位署かなはず、其は國史に、平城天皇大同三年十二月甲午、授正六位齋部宿禰廣成從五位下云々と見え、また類聚國史職官部によりて考ふるに、この宿禰は、大同三年十一月、大嘗祭の事すみて後に、其賞として、從五位下に敍せられたれば、捨遺を奏進られし當時は、正六位上なりしかばなり、然れば從五位下とあるは、後人のわざなること疑なし、しかるを疑齋に、此をも廣成の所為として、書曰從五位下、蓋榮其敍爵而、追改也云々、廣成以後所授而、改前之所署、何其放耶と云るは、いとおちきなしや、○天文本には、齋部廣成撰、とのみありて位署なし、）さて其れに就きては、自に忌部を上過て、實に違へる事の有らむも、亦やごとなき勢なる事をも思ふべし、（其は神代紀の一書どもは、諸家の記録を採り摭はれたる物なるに、其一書等を見れば、各々其家の遠祖の事の專とありて、故實に違へりと見ゆる事も多かるを、思ひ合せて悟るべし、）然るを疑齋に。吾嘗讀

古語拾遺一。喟然廢レ卷而嘆曰。古人有レ言曰。水行者表レ深。表不レ明則陷。此書無レ表也。恐童蒙之儔倀々乎。陷二於詐僞一焉。（この論に、廣成宿禰を律すに、詐僞とまで言るは、いとも酷しき事なり。）廼竊論曰。廣成之奏二此書一。不レ過三乎愁二訴齋部氏之衰廢一也巳。（拾遺の書、齋部氏の衰廢を愁訴せむとのみに非ず、此ほどは甚く故實に違へる事の多くなれることを歎き、絶廢れたる故實を、繼ぎ興さむことを希ふを主として、自の家の衰微たる事も、故實の廢れたる一なる故に、因みに言出られたるなり、）蓋言。昔在中臣齋部兩家曩祖。竝執二祭祀一無二復雌雄一。中世巳來。惟中臣氏專奉二其職一。或行レ險以徼レ幸。擢二至台位一。瓜瓞之蕃緜々殷隆。齋部則不レ然。遂レ世頽壞。子孫孼庶僅々不レ絶。喪狗之憂纍々無レ已。方今國家降二詔群臣一。制二造洪範一。將三以傳二於不朽一。冀主上因二己所レ奏。眇復二皇祖創業垂統之往躅一。顧二念臣下守レ官供レ職之前勳一。而繼レ絶興レ廢。更與二中臣一相竝。而掌二其職一。是臣之所レ望也。（以上の論、本書の主意をよく得たる論にて、信に廣成主の心はかくぞ有ける、）豈其然乎。太古之世天兒屋命。太玉命。掌二祭祀一而。兒屋命爲二之司長一云々。（この云々と約めたる處に、神代に、兒屋根命の、太玉命より上に坐せること、また中臣氏は次々に榮えたる謂れを論ひたり、其は上に既に注せる如くなる故に省きつ、さて兒屋命を、太玉命の司長たりしとは云がたし、よく古書を讀て知べし、また所レ望也と云るまでは、廣成の心をよく得たる論にて、豈其然乎と云て惡へるは、憎むべき事ならぬを、何なる事にか、）故乃二寶鑑中一供二大殿祭一。改二奏辭一曰レ率二齋部一。雖レ非二舊式一是其勢也。廣成不二自揣一欲二相抗一。何其誣也。朝家斥二其奏一而弗レ用。不二亦宜一乎云々。（斥けて用ひ給はざりしこと、何に見えたるやらむ覺束なし、廣成の奏を、おほにさし置給へるを見ての推量なるべし、）自稱二陵遲衰微一。乃巧説褒辭。動躋二鼻祖一。以爲二愁訴張本一。（師の辨に、寶鑑云々の事、是其勢なることは、元より然り、然れども舊式に違ひたれば、廣成の愁訴いと理なり、と云れし如くなるを、いかで誣としも云むや、）遂曰。起レ自二天降一洎二乎東征一。扈從

群神名顯國史。或承皇天之嚴命。爲寶基之鎭衛。或遇昌運之洪啓。助神器之大造。然則至於錄功酬庸。須同預祀典。或未入班幣之例。猶懷介推之恨。(遂曰とは、古語拾遺に、廣成の言を指て云り、すなはち起自より以下恨まで、廣成の語なり、然れば此ほどまで、太玉命神社は、いまだ班幣の例に入り給はざりしと見ゆ、其裔たる人なれば、實に理なる訴陳と云べし、然るを下文に、黠譎便佞など云るは、餘りしき言なりかし、)雖訴陳乃祖之預奠。而陰希已躬之擢用。胡可不謂黠譎便佞耶。云々(此に云々、と約たる文は、皇子等の御末、また道臣命、武内宿禰の胤なども、中古には、國政を執りしかど、其後は衰へたるなどの例を擧て、況て其餘の家の衰微を、歎くべからぬ事を論へり、師の辨に、己が躬を榮やさむことを希ふは、人の眞情なり、先祖父母への孝なり、然るに身の榮えを希はざるは、名をむさぼる漢人のしわざなり、と云れしは然ることなり、況て太玉命は、天皇祖命の、兒屋命と並べて、殊更に、皇美麻命の御守護を、託し給へる

計の功神なるものを、此時まで、班幣の例にも入り給はざらむに、其裔として、歎かずて有べきかは、)齋部顛躓亦有命哉。(漢風の天命さだめこそ、甚うたてけれ、)夫皇帝始即位也。大嘗於神祇。王公百僚。羅列匝拜。中臣奏天神之壽詞。齋部奉神璽之鏡劍。國家之大禮也　累葉聯綿以至當時。(當時とは、平城天皇の御世、廣成宿禰の時をさせり、さて此大禮の事は、今また式にも載されたるを、既に上に引て注せりき、)而天長中有司奏曰。朝家寶器。莫重焉。然輒令齋部奉之。事涉褻黷也。伏請從停廢。(此事は淳和天皇紀天長[illegible]年[illegible]月の處に見えたり、あはれ此時の奏請よ、何ちふ官人の思ひ設けて、論ひ出たる言なりけむ、其は寶器とは、神璽の鏡劍の事なるが、此二種の、此よなく重き寶器なる故にこそ、天御祖神の御定めのまに〳〵、いと上古より、太玉命の御末の忌部氏の、掌り來つる職なれ、然るを其の氏人に奏さしむる事は、褻黷に涉ると云こと、何を以て言出られたる論ならむ、此は思ふに、忌部の職人の位階を、八位の官と定められたる故

に、然る卑き位階の人に、奏さしめむことは、可畏き事なりとの定めなるか、然も有らば、忌部の位階を、高く進め給ふべき由をこそ奏さるべきに、忌部の掌ることを、停廢むことを奏されたるはいかなる非心得ぞも、位階は漢に效ひて、後に定められたる事なるを、然る人の世の定めに泥みて、天御祖神の大御定を、停廢ると云ことの有べきかは、さへづるや漢人すらも、心あるは、其禮を愛すと云るものを、況て此は、御祖神の御定めまして、人の世となりても、神武天皇の御世より聯綿に、絶ることなく、當時まで革め給ふことなく、既く令にも式にも記されたる、無上重き大御禮なるものをや、）長元卽位其齋爲賀。復ニ舊典ニ繼ニ供ニ奉之ー。蓋爲ニ一時之榮ー。自レ茲已來無ニ復聞ー矣。（長元は、後一條天皇の年號にて、其十年と云年の七月に、後朱雀天皇卽位ませり、此年の四月に、長暦と改れり、爲賀、忌部の職に供奉れること、何に見えたるか、予いまだ考へず、此より二百八十三年後、文保二年十月、御卽位の時の事を、宮主口傳抄に記して、神祇少副、齋部平典と云人の

勤めたる由見え、また嘉暦三年九月、伊勢公卿勅使を立らるゝ處に、齋部憲親と云人見え、建武元年九月にも、同じ勅使を立らるゝ處に、齋部親重と云人の、幣を授たる由も見ゆ、然れば其廢たるは、此より後の事なることと炳し、さて彼家の我意に依て、屏けられ、絶たるか、）齋部至ニ此終失ニ其職ー。錄錄備レ員而已。豎ニ於輓近ー子孫蔑爾。祀典攸レ秩。儻逢レ當レ用ニ其人ー。則假ニ代以ニ他姓ー。號曰ニ齋部代ー。旣爲ニ恒範ー。其傾替繋レ天也。亦末ニ如レ之何ー已矣　と云るは。事情をよく思はざる論なりかし。此を師の論ひ直されたる辨に。疑齋の書よく論ひて。悉く當れる説なり。然れども其當れりと云は。世間おし竝たる漢人流の議論の當れるにて。古意を以て見れば猶當らざる事も多かり。其は古語拾遺の書。予が思ふは。古へにあらざる誤も多けれども。又中には珍らしき事の。記紀には漏たるが。此書に傳はれる事も多かり。正史に違へりとて。必これを非とすべきに非ず。古傳説は。正史に漏たる事もなどか無らむ。また正史は違ひて。かたはらの書に。正しく殘れる事もなどか無

らむ。（さてまた、予この書を論はむには、此論に出ざる外に、なほ誤はこれかれ有て、これに論はれたる事には、かへりて然もあらじと思ふこと多し。）まづ此書。忌部を上げ過て。實に違へりと見ゆる事は。信に多し。然れども。これは必さも有べき。おのづからの勢なり。いかにと云に。まづ神代におきて。中臣と忌部との等差は。この論に云れたる如く。忌部はやゝ下りたり。然れどもまた大かた相竝びて等しく聞ゆる事もあるを。中臣の榮えは云ばかりなく。忌部の衰へはこよなし。彼の神代のけぢめの比ならむや。然れば他より見てだに。此忌部のおとろへは。いと／＼かなしく。歎かはしき事なれば。まして其家の人の歎きは。いとことわりなる事にて。其れに付ては。いさゝか言過したる事も。おのづから有べきわざなり。（また信に、此書に云る如くなる事もなどか無らむ、中臣のいきほひにおされて、出れりし事も有まじきに非ず、朝廷に奉る書にひたすら理なき事を申すべきに非ざれば、後の世の今よりしては、謾りに論ひがたきものなり。）抑、古への名家どもの。必榮ゆべきが甚く衰へ。あるは絶なごせるも。みな神の御心なれば。力及ばず爲方なしとは云へども。然りとて。其家に生れて。衰へたるをも憂へず。絶なむとするをも歎かず。いはゆる命也として。安むじ居らむは。先祖へ不孝のいたりなり。（また己が身の貧しく、賤きを愁へざるも、父母先祖へは太じき不孝なり、不義を行ひて、富貴を求めむこそ惡からめ、及ぶべき限りは、力を盡して身をも榮やし、家をも起さむこそ、父母先祖への孝には有けれ、然るを天命に安むずと云を、いみじき事にして、父母先祖へ不孝になることを顧みず、ひたすら己が潔白なる名をのみむさぼる、漢國人の議論は、いと／＼うるさき事なりかし。）然るに此疑齋の論は。漢意の議論にのみ泥みて。人情を思ひはからず信の道にうとき說あり。此の書忌部を上げ過ぎたるは。少しいかゞなるやうなれども。廣成の身になりて見れば。さも有べき事なれば。深く咎むべきにあらず。もろ共に。彼の家の衰微をこそ歎くべきことなるに。此論は。廣成の。忌部を上げ過たるを憎むあまりに。

おのづから又忌部を下し過ぎ。廣成を誣り過たることなむ多かりける。同じ過したる中に。廣成の過したるは理にて順なるを。此論の過したるは。逆にして。理なくぞ思はるゝ。と云れしは信に然る説なりかし。(なほ疑齋に、廣成を、詈りて寃といひ、迂と云ひ、多詐狡猾といひ、其言公私相倒、敍次錯亂、既刺後神宮而、却先其私、何其自戻也、古人比誓日睫、其有之哉、彼自謂、齡逾八十、意者此其言之耄歟、今閲其書、不似耄者之言、然則彼官賤秩薄、無乃爲成貧賤思慮爽昏、卒失其言乎、など云るは、酷しとも酷しと云べし、あはれ勝臬てふ人は、味きなく情なき人なりけむ、○師の辨書は、那佐氏へ送られたるに、其答はなかりき、と石原正明が語りし、猶この古語拾遺の事に就ては、委く論ひ記せる事の有るを、既に古史徴の開題記に取りて、世に弘めたる事なれば、此に省きたる事多し、彼書と見合せて心得べし。)○小山連。此は姓氏錄(左京天神)に。小山連高御魂命子。櫛玉命之後也。と有に依て記せり。和名抄に。遠江國周智郡小山(乎也萬)鄕あり。此氏は。決く此地名に依れるなるが。後に左京と津國とに移れりとおぼゆ。其は同錄に。津國にも。小山連高魂命子。櫛玉命之後也と有て。其れに竝べて。佐伎部首。といふ姓を載られたる。此も遠江國の地名に依れる姓なるが。後に津國に移れるなればなり。(其由は、成務天皇卷遠江國造の下に注すを見るべし。)○日置部。此は姓氏錄和泉國雜姓に。日置部天櫛玉命男。天櫛耳命之後也。と有に依て記せり。神名式。近江國高島郡。日置神社。信濃國更級郡に。日置神社(帳考に、今ヒキと云と云り。)若狹國大飯郡日置神社。加賀國江沼郡に日置神社。(今在小松那谷傍と帳考に云り。)越中國新川郡日置神社(帳考に、今在日置村と云。)續後紀承和十二年九月。奉授越中國新川郡无位日置神從五位下。淸和天皇紀。貞觀二年五月。日置神授從五位上。同九年二月。授從四位下日置神從四位上と見え。また式に。尾張國愛智郡日置神社(帳考に、今在日置村と云、頭注に、市部庄日置村、今稱山田庄、俗稱千木松八幡、姓氏錄、日置朝臣、應神天皇皇子、

大山守王之後也、續日本紀合。）出雲風土記。神門郡日置郷。（郡家正東四里、志紀島宮御宇天皇之御世、日置伴部等所遣、來宿停而爲政之所也、故云日置郷、とり有、但し今本、日の字を脱せり。）和名抄に。但馬國氣多郡日置神社あり。（また式に。大和國葛上郡日置。伊勢國壹志郡日置。（比於木。）尾張國海部郡日置。安房國長狹郡日置。能登國珠洲郡日置。（比於岐。）越後國蒲原郡日置。（比於木。）出雲國神門郡日置。丹波國多紀郡日置。丹後國與謝郡日置。周防國佐波郡日置。（比於木。）肥後國玉名郡日置。薩摩國に日置郡あり。また薩摩郡日置郷もあり。○白堤首　此は姓氏錄（大和國天神。）に。白堤首。天櫛玉命八世孫。大熊命之後也。と有に依て記せり。此も決めて地名なるべけれど。未だ考へ得ず。神名式同國山邊郡に。白堤神社あり。舊ての邊の地名なりしが。亡たるなるべし。鄰郡高市郡に。式に櫛玉命神社あるは。由ある事なり。○葛野鴨縣主。こは神代系紀に。神皇產靈尊兒。天神玉命。葛野鴨縣主等祖と見え。（天神本紀にもかく有り。）また天神本紀に。天櫛玉命、鴨縣主等祖。とも有るに依て載せり。（是を以て、此れ神玉命、櫛玉命、同神なること知られたり、此れ同神なれば、太玉命とも同神なること論なきを、なほ宍師神主の下に云をも、合せ考ふべし。）葛野は。和名抄に。山城國葛野郡。葛野（加度乃。）とある是なり。鴨と云も地名なり。（此等の地名の事は、神武天皇卷、鴨縣主の處に委く注べし。）さて此氏は。姓氏錄（山城國天神。）に。加茂縣主。神魂命孫。武津之身命之後也。（また鴨縣主とも書り、同じことなり。）と見えたる即これにて。武津之身命と云は。天神玉命（亦名天櫛玉命。）の子なること灼焉し。其は天神玉命と云も。天櫛玉命と云も。共に產靈神の子と有て。（但し櫛玉命と云をば、姓氏錄に、高魂命子と云ひ、天神玉命と云をば、神代系紀に、神皇產靈尊兒と有に、拘るべからぬ由は、既に上に云りき。）何れも鴨縣主祖とある。其の鴨氏を。姓氏錄に。神魂命孫。武津之身命之後也と有をもて。產靈神之御子。天太玉命（亦名天櫛玉命、亦名天神玉命。）之子。建角見命と。次第べきことを知べし。（なほ鴨縣主の事は、神武天皇卷

に、委くいふ故に、此にはたゞ、其の出自をのみ注しつ。）〇久我直。とは天神本紀に。天神立命山代久我直等祖。とあるをとりて載せり。（神代系紀にもかく見えたれど、高皇産靈尊兒天神立命とあるは誤れる傳也、此はやがて建角見命にて、産靈神には、孫に坐ものをや。）久我は。山城國の地名なり。其は山城風土記に。加茂建角見命。宿坐大倭葛木山之峯。自彼峯漸遷至山代國岡田之加茂。（神名式に、相樂郡に、岡田鴨神社あり、）隨山代河。下坐葛野河與加茂川會。云々。自彼川上坐。定坐久我國之北山基。從爾時名曰加茂也と見えて。久我は。加茂の舊名なるが。神名式に。山城國愛宕郡に。久我神社あり。（賀茂別雷神社、賀茂御祖神社も、當郡に在り、久我社は、御祖社の北に在りとぞ、）清和天皇紀に。貞觀元年正月。久我神授從五位下と見ゆ。此社の祭神を。釋紀に。建角身命。山城國愛宕郡　久我神社と云り（神名式頭注にも、久我社建角身命也といへり。）是を以て天神立命。建角身命。同神なること知られたり。（なほ葛城直、禰直の下に注せるを

も、合せ考ふべし。）また乙訓郡にも久何神社あり。（今在下鳥羽西久我村と帳考にいへり、）さて清和天皇紀に、貞觀八年八月、授山城國正六位上、與我萬代繼神從五位下、同十六年閏四月、授山城國與我萬代繼神從五位上と見えたる神を、或說に、今上久我に在り、菱妻明神と稱して、土人生土神とす、例祭四月巳日なり、此社の地の杜を、久我杜といふ、六帖に、光俊哥に、「木々にはふ蔦紅葉せり久我の杜、淀のわたりや時雨しつらむ、同書に、大伴郎女「いとはやも鳴つる鴈か久我の杜、木にはふ蔦ももみぢあへなくに、と詠るを思ふに、與我萬代繼神と云は、久我神社を申すかと信友云へり、）さて久我の地は。古くは久我國とさへ云るに他書にいまだ。此地の事見當らず。〇葛城直。とは姓氏錄（津國雜姓、）に。葛城直天神立命之後也とあり。然れば此氏も。建角身命（亦名天神立命、）の裔なりけり。上に引る山城風土記に。建角身命。宿坐大倭國葛木山之峯。とあるを思ひ合すべし。（なほ此氏の事は、神武天皇卷に、以劒根命、定賜葛城國造とある下に、委く注ふべ

し、)○役直。ては姓氏錄河内國天神に。葛木直に並べて。役直高御魂命孫。天押立命之後也。と有に依て載せり。(一本に、天押立命を。天神立命と作り、それも悪からず、)此氏のこと。元正天皇紀。養老三年七月の處に。從六位上賀茂役首石穗。正六位下千羽三千石等。一百六十人。賜賀茂役君姓とあり。(もと首の姓なりしが、君の姓を賜へる由なり、)此に依て按ふに。役直氏は。賀茂氏より出たる複姓にて。正しくは賀茂役直と云べきを。省きて役直とのみ稱るにて。中臣志悲連を。唯に志悲連と稱ひ。物部弓削連を。唯に弓削連と稱ふ類なりけり。(なほ例はいと多かるを、今は一ッ二を擧て論しつ、)然れば此氏も。天神玉命(亦名天櫛玉命、亦名天太玉命、)の裔にて。天押立命と云は。やがて建角身命(亦名天神立命、)の亦名なることを論ひなし。(姓氏錄に、建角身命と云をも、天押立命と云をも、共に産靈神の孫と云へるもよく符へり、但し高魂命孫といひ、神魂命孫と云るに、拘るべからぬ由は、既に注へるが如し、)○矢田部。ては姓氏錄山城國天神に。矢田部鴨縣主同祖。鴨建津之身命之後也。と有によりて載たり。矢田てふ地名は多かれど。此は和名抄に。大和國添下郡に矢田郷あり。此地名に依れる氏なり。其は神名式に。同郡に。矢田坐久志玉比古神社二座。(並大、月次、新嘗、)とあり。清和天皇紀に。貞觀元年正月。矢田久志玉比古神。從五位上と見ゆ。(河内志に、今稱矢田村矢落明神、といへり、)此は櫛玉命(亦名太玉命、)を祭れる社なるべし。(一座は、その后神にもや有らむ、)また式に。丹後國丹波郡に。矢田神社。熊野郡にも矢田神社あり。また大和國廣瀬郡に。櫛玉比女命神社と云もあり。(此社は、今辨在天村と云に在て、辨才天と稱すとぞ、(伊豫國風早郡にも、櫛玉比賣命神社あり。文德天皇紀。齊衡元年三月。授伊豫國櫛玉姫神從五位下とあり此は太玉命の妹。櫛明玉命にや。また若くは。太玉命(亦名櫛玉命、)の后神ならむも知べからず。(夫婦兄弟同名をもて稱へたる例は宇佐都比古、宇佐都比賣、阿蘇都比古、阿蘇都比賣などの類、いと多かり、)さて矢田部氏は。建角見命の裔。これ其本にて。饒速日命の裔にも。

矢田部氏あれども。彼は仁徳天皇の御世に。矢田皇女の。御名代の由によりて負るなれば末なり。よく本末を辨ふべし。（饒速日命の末の、矢田氏の事は、仁徳天皇卷に注べし。）〇纒向神主。こは天神本紀に。天忍立命。纒向神主等祖。と有をとりて載せり。（但し振魂命兒、と爲たるは誤なり、此は上に載たる、役直の條に、高御魂命孫とあるぞ正しき傳なる、殊に振魂命を、天神と爲たるは、姓氏錄、舊事紀ともに謬にて、實は綿津見命の子なること、上第廿五段、下第百六十二段に、委く記せるが如くなるをや。）纒向は。釋紀に引る大倭本記に。天皇之始天降來之時。共ニ副護齋鏡三面。子鈴一合ト云々。一鏡及子鈴者。天皇御食津神云云。今卷向穴師社大神也と見え。神名式に。大和國城上郡に。穴師坐兵主神社。これに並びて。卷向坐若御魂神社。（大、月次、相嘗、新嘗。）と見えたる社の坐す地にて。即この卷向社の神主祖なる由なり。（此御社の事は、下第百三十四段に、委く注べし。）〇穴師神主。こは姓氏錄（和泉國神別。）に。穴師神主。天富貴命五世孫。古佐麻豆知命之

後也。と有に依て載せり。（但し此を、天孫部に收られたるは誤なり、天神部にこそ收らるべけれ。）神名式に。和泉國和泉郡に。泉穴師神社二座とあり。此社に仕奉る神主なり。（また此社に並びて、兵主神社もあり。）さて此社は。上に擧たる。大和國の卷向穴師社を移し齋へる故に。泉穴師神社と稱ふと通ゆれば。（其例いと多し。）この神主は。大和の纒向神主と同し族にて。太玉命の裔なること疑なし。（令集解仲冬上卯、相嘗祭の條に、釋云、大倭社、大倭忌寸祭云々、穴師神主、卷向神主、恩智神主云々、已上神主等、請ニ受官幣帛一祭、と云ふ事あり、其はまづ纒向神主が祖とある天忍立命。やがて建角身命。亦名天神立命に坐し。此命やがて神玉命。亦名櫛玉命の子なること。上に次次辨へたる如くなるを。其裔とある纒向神主と。同族なるべき穴師神主が祖を。天富貴命といへるを熟思ふべし。神玉命。やがて太玉命なること疑なし。其は古語拾遺に。太玉命之孫。天富命と有にて。更に疑ひなき物ぞ。（式に若狹國遠敷郡に、阿奈志神社、伊賀國阿拜郡にも、穴石神社と稱ふ

あり、同神なるにや。）さて太玉命の御末の。かく神主となれる事は。彼石屋隱の度に。御幣を獻り給へるより起りて。下に三輪大物主神を祭り給へる事を云る處に。御手代として祭り給へり。と有るなどを思ふに。由緣ある事なりけり。姓氏錄に。大和國天神に。御手代首。天御中主命十世孫。天御諸命之後也と見え。（此氏人の事、聖武天皇紀に、天平十年七月、大倭御手代連麻呂女、賜宿禰姓、と見えたるのみなり。）河內國天神に。神人。御手代首同祖。可比良命之後也。と見えたる氏なども。決めて太玉命の御末なるべく所思ゆれど。據り考ふべき便なし。（御手代首と云ひ、神人と云は、太玉命の御手代として、大三輪神を祭りたるに、由あることを思ふべし。）さて豐受太神宮儀式に。神祇官大史。忌部飛鳥田首野守と云人見えたり。此は神祇官の大史と有れば。疑なく忌部の複姓なり。神名式に。山城國紀伊郡に。飛鳥田神社。（一本柿本社。）と見えたる社に。由ある姓なるべし。美濃國各務郡にも。飛鳥田神社あり。（永萬紀に、阿須賀社とあり。）なほ第百四段に天活玉命の下に注る說をも。合せ考ふべし。

於是健速須佐之男命。被逐八百萬神而。降坐之時。霖降之故。結束靑草。爲蓑笠而。於衆神宿乞給矣。爾其神等。皆曰汝者躬行惡而。見逐之神也。如何乞宿於我而。同距之。是以。雖甚雨降風吹。不得留休。辛苦而降坐矣。自爾以來。諱著蓑笠。入他人屋內。又諱負束草。入他人家內而。犯此者。必債解除。此太古之遺法也。

於是は。上五十九段の。八百萬神。嘖速須佐之男命而云々。乃共神逐々降矣。といふ文を受たり。○霖は和名抄に。兼名苑云。三日以上雨也（和名奈加阿女。）爾雅註云。霖。名霪。久雨也とあり。即ち長雨の義なり。（然るを私記に、都伊利と有は誤なり。）さて須佐之男命の。逐はれ給ふ時しも。

かく霖降しは。偶に其時に遇へるに非じ。此は決めて解除の驗によりて。速秋津日神の功德と。須佐之男命の。犯し給へる罪汚を。拂ひ清めむ料に。降し給へる事と思はる。（然るは淺原八郎が切腹のとき雨ふり、金毘羅祭の翌日もふり、火災後には、必ふるなどを思ふべし、）青草はの字まゝに。阿遠久佐と訓べし。野に生たる草を。其れながらに結束たるなり。○爲二蓑笠一而は。（蓑笠と著てと訓べし、）青草を結束たるにて。實の蓑笠ならぬを。蓑笠と爲て著給へる由なり。（八尋矛を御杖と爲して、と有るも、矛は杖ならぬを、杖に突たりと云ると、同じ格の言なり、）和名抄に。説文云。蓑（和名美能、）雨衣也。（俗用二簑字一、）毛詩註云。笠所二以禦一レ雨也（和名加佐、）とあり。（また玉篇に、蓑草衣也とあり、）袋草子に。賤夫歌とて。「時雨する稲荷の山の黄葉々は。阿袁かりしより思ひ初てき。是は泉式部が。稲荷へ參りけるに。時雨のしければ。道に逢りける牛飼童の。阿遠を脱て著せたりけるを被きて。嬉き事也と云て。止ける後に。この童。式部が許に來りければ。何事になど尋けるに。詠める歌なり。便なき心の有けるとなむ、と有り、）阿袁と云名は。此の青草を結束たる故事より出たるなるべし。なほ延喜式に。登美蓑。螻蓑など云ふ蓑あり。（出羽の秋田には、今にたゞ蓑といふ物の外に、計良と稱ふ蓑あり、そは直の蓑は、常に見る如くなるを、計良てふ蓑は、著たる狀の、螻といふ虫の、羽の生たる狀に似たれば、稱ふと見えたり、）笠は翳と同訓にて。翳す物なれば稱ふ。延喜式に。菅笠。藺笠など云ふ笠あり。（此は今も有る物にて、人の普ねく見知れる物なり、）また和名抄に。史記音義云。簦（於保賀佐、）笠有レ柄也とあり。此製は今知べからず。（今有る傘、また指がさなど云ふ物とは異なりと聞ゆ、）○躬行惡而は。斯和邪惡久氐と訓べし。（字のまゝに、躬行と訓むは、漢籍訓なり、）○同距之は。神等各々塞止めて。其屋内に入れざる由なり。○不レ得二留休一は。神等みな惡ひて。屋借さゞる故に。留りて休み給ふ事も得ざる由なり。（然れど不レ得二留休一と訓まむは、漢籍訓なり、）○辛苦而は。多斯那美都々と訓べし。（すなはち日本紀にしか訓り、）語の本は。

手足惱なるべし。(心を用ふる事を、多斯奈美と云て、窘また困の字など書くも、其事に因て、手足を惱ます故にて、本は同語なるべく思ゆ。)さて此神の。かく辛苦み給ひつゝ。少かも荒ぶる御心を發し給はで。降り給へるは。能く其罪犯に伏ひ給へるにて。卽ち祓除の驗にぞ有ける(なほ五十九段の傳に注へると、合せ考ふべし、)○他人は。比登と訓べし。比登とは。我れに對へて。他を廣くいふ語なり(其由は、既に第五十五段に云へり、)屋內は夜奴智と訓み。家內は伊倍奴智と訓べし。○束草は。大甞祭式に。地敷ニ束草一(所謂阿都加。)とあり。青草を束ねたる義の語と通ゆれば。此に據て阿都加とも訓べけれど。猶都加其佐と訓べく所思ゆ(舊訓には、クサツカと訓り。)さて萬葉集十二卷に。久堅の雨の零日を我が門に。蓑笠蒙ずて來る人や誰。とあれば。甚く人の忌たる事なり。其は此の大神の。逐はれ給へる時の狀に似たればなり([illegible]集に、爲家卿。雨衣笠著て內へ入る事は。神逐ひより忌むと云なり。)家內にて笠著ぬ物ぞなどは。今も云めり。神名式に。讃岐國寒川郡に。大蓑彦神社といふ有り。須佐之男命に由なきか。(考證に、村民これを一宮と稱ひ、猿田彦神を祭ると云へども實記なし、宮中に靈泉あり、常に覆ひて見る事を許さず、往年散齋といふ儒者枚にて探り見しに、忽に盲目に成たりとて、彌々人畏れをなすと云ひ、當國の式內神社考に、石田村の蓑神池と云ふ社は、池の西の小山の上にあり、此神の御名によりて、池を蓑神と申すにやと云ひ、また此國の事記せる綱目といふ書に、古は高山の上に在しが、往還の乘馬を崇め給ふに依て、今の宮地に遷せりと云り。)○債ニ解除一は、此遺法を犯せる人に、解除の贖物を出さしむるを云ふ。(令集解に、債徵レ財畜ヲと有りて、今もいふ語なり、ハタルと云言の意は、剝取と云ふ事か、未だよく考へず。)古へには此事の多有してと。孝德天皇紀二年三月甲申日の詔の、末なる六條を見て知べし。○鐵胤云、こゝに釋紀に引たる、備後風土記に記せる、武塔天神の古事は、速須佐之男命の天より降り給へる時の。古傳の紛れなるべきよし。考へ記され。はた此神を、牛頭天王と云ひ。また頗

梨釆女。八將神など云を。暦神と稱する事は。吉備公の所爲なる由をも。委く考へ記されたるが。先に京人江戸爲之が需に依りて。右の考説を。牛頭天王暦神辨と名けて。一巻と爲し。既に上木して。世に弘めたる事なれば。此には除きつ。其説を見むと思はむ人は。その暦神辨に就て見るべし。

最後速須佐之男命詔曰。我被逐諸神而。今當永去。如何不相見我姉命而。徑去歟云而。迺復上詣天之時。天宇受賣命見之。告日神則。詔曰吾那勢命。上來之故者。非復好意矣。爾速須佐之男命。白天照大御神曰。吾更昇來由者。衆神處我以根國。故今當就去。不相見姉命則。不能忍離故。實以清心。復上來耳。今奉觀已訖則。隨衆神之意。當永歸根國。請姉命平安坐而。照臨天國。且吾以清心所生兒等。奉於姉命白而。復還降焉。

是後とは。辛苦つゝ降り坐る後をいふ。○當永去は。豫美國へ永く去給ふを云ふ。○姉命は。那爾能命と訓べし天照大御神を白へり。○徑去歟とは。豫母都國に去坐しては。永く大御神に相見り給ふ事能はざる故に。御暇請さでは。去がたく思召す由なり。○詣は麻韋傳と訓べし。參出の義なり。(麻宇傳といふは、後の音便言なり、)○天宇受賣命、やがて大宮能賣神にて、上(五十七段)に注せる如く。大御神の御前に侍ひて。大御心を執り。參入罷出る人の選び所知し坐す故に。須佐之男神の。復上り給へるを見て。告し給へるなり。○大御神は天日の御國を治看す故に。日神とも申せり。此事既に上に云へり。○非復好意とは。前に甚く荒び坐る故に。また參來て。荒び給はむかと所思召せるなり。○衆神處我以根國は。神

等我平根國爾夜良布、と訓べし。○奉レ覲は、漢籍に、諸侯見天子曰覲といひ。覲勤也など有るに依て書れし字なり。○平安は。麻佐祁久と訓べし。(和名抄に、淡路國津名郡、平安阿惠加と見え、物語書にも、あゑかと云ふ詞あれど、詳ならぬ詞なれば依がたし。)○吾所生兒等とは、大御神と御誓の間に、赤き清き御心の祥と吹生坐る五柱の男子を言へり、奉於姉命、と白し給へる御言の中に、自づから大御神に、御子たちを哀と御覽し育給はむ事を、言遺し給ふ御情のほど見えて、甚も哀れに悲しき御言にぞ有ける。○纂疏に、請平安而照臨天國者、祝禱之詞、進雄尊、臨別遣以此語、恭順之意溢於言外。又以所生男兒村囑日神。後代百王、皆出自其孫子。且其所寶神器、皆以進雄尊爲之物根。蓋此尊有大功于邦者。不可得而稱也、とあるは、實然る説なり。(神器とは、謂ゆる三種の神寶をいふ、鏡玉共に、須佐之男命の御進より事起りて、出來たる御寶なるが中に、御劒は只に、大蛇の尾より取出給へりと有れば、實には此も其本は、此の大神の御進びに依て作れる御劒なり、其由第七十九段に注ふを見べし。)

是時天照大御神。於先與須佐之男命。誓而生坐之。三柱之女神。授須佐之男命而。汝三神。宜降居道中。奉助皇美麻命而。爲皇美麻命。所祭也教給矣。今在海北道中。號曰道主貴。此水沼君等之所祭神也。此三柱神。亦謂須勢理毘賣命。

是時とは、須佐之男命の還り降りたまふ時をいふ。○於先生坐之女神とは、互に御誓ひまして生坐る、多紀理毘賣命、狹依毘賣命、多岐都比賣命、三柱を申す、○授は多麻比と訓べし。賜ひの義なり。(また佐豆祁と訓むも惡からず、佐は眞に通ふ詞、豆祁は付なればなり、然れどなほ多麻比や勝りぬべき。)○道中とは。下文に、海北道中と有に同じ。其處に云べし。○皇美麻命とは。此にては。天忍穗耳命を詔へり。(日本紀に皇孫と書れ、祝詞

式には、皇御孫命とあり、然れど其は非なれば、建久の内宮年中行事に因りて、皇美麻命と書たり、續紀の宣命に、美麻乃彌己止とあり、訓は此に依るべし。)抑、須賣美麻と申す須賣は。天皇命。皇神などの須賣と同く。(岡部翁說に。統ちふ事なりとある如く尊みて冠たる語(天皇命の事は、第百廿四段に注を見るべし。)美麻は。御眞子を略ける言にて。麻奈子と云ふに同じ。其は萬葉十九に。山上憶良の。霍公鳥を詠る歌に。古昔ゆ語り繼つる鶯之。宇都之眞子可母云々。と有り。(師云、宇都之は、現ならむと有り、此は若くは之は乃にて、ウツノマゴならむかも。)此は九卷に。人ならば母之最愛子曾。とよめるまなごと同じく。愛親しみ稱たる語なり(猶云はゞ上に引る眞子を、今俗にいふ孫のことなりと云も有むか、其はまた萬葉九に、鶯の生卵の中に、霍公鳥、獨生れてしが父に、似ては鳴ず、しが母に、似ては鳴かず云々、と有るを以て、眞子と云は、俗に云孫の義には非ざる事を悟るべし、又、麻奈子は、眞之子の義なることは、第十一段に既に注りき。)故皇美麻命と白す

言は。天忍穗耳命の御事を詔り給へるが始めにて。大御神の日嗣を知し看す。御々代々の天皇命の大御稱と成れり。(スメミマとのみ云て命と云ざるは、書紀に皇孫と書れたるに惑へるなり、彼をもスメミマノミコトと訓べし、續紀に美麻乃彌己止とあり、御眞之命の義ならむ。)然るは。天日嗣知し看す皇は。御々代々みな。大御神の御眞子に坐せばなり。其は大御孫邇々藝命。御天降の時に。大御神の御語に。我宇都御子と詔へるを以て。御々代々の天皇命たちに通る語なるを。思ひ辨ふべし。(然るを師說に、皇御孫命とは、邇々藝命を始めて、と云ひ、孫を麻とのみ云むは心得がたけれど、未だ考へ得ずと言れたれど、日本紀に謬りて、美麻に孫の字を當て、皇孫、天孫など書れしかば、此紀より後に記せる書等、みな其に習ひて、皇孫とも、皇御孫とも書て、邇々藝命より、白し始めたる事と思ひ誤り、古語拾遺に、天照大神、高皇產靈神、二神之孫、故曰皇孫とさへ記れしより、誤られたる說なり、然れど、孫をば古語に、比古とこそ云へ、麻古とは云はず、其は麻古と云は、

眞子の義にて、生子より次々。子孫を博く云ふ語なればなり、和名抄に、孫和名無萬古、一云比古。曾孫和名比々古と有れど、孫を麻碁と云は、奈良の頃などよりいふ語にて、後なれば、一云比古とあるぞ正しき。師も此旨を得られずて、山蔭に、神代紀の一書に、瓊々杵尊の未だ生れ給はぬ處に、天孫とあるを難めて此時天孫は未だ生れ坐さず、いかゞと言れしは、忍穗耳命の御事を白せりとしも、思はれざりしなり。○さて又和名抄に、無萬古とあるは、梅を無女、馬を牟麻などある例にて、宇萬古ならむか、然も有らば眞といふ語は、宇麻の略語にて、可美と同語ならむも知べからず、其はとまれ、師説に、孫を麻碁と云は、無麻碁の訛と言れしは信られず、さて又師説に、書紀に、天孫ともあるは、古言に非ず、此は天神之御子を、例の漢めかしく、字簡に書れたる物なり、阿麻都加美能美古と訓べし、阿米美麻と訓むは非なり、とあり。○宜下奉レ助ニ皇美麻命一而。爲ニ皇美麻命一所祭上とは。皇美麻命の御手に代り助け奉りて。宜ニ所祭一と敎へ給へるにて。其は誰神を所祭れと詔ふ事ぞと考ふるに。下に引く大同本記の傳に依れば。豐宇氣毘賣神を祭り給へとの御命にぞ有ける。（爲は美多米と訓べし、世々の紀に、奉爲と書て、ミタメと訓たる例なり。所祭を元書に所祭と訓たるは、甚じき非なり。）然るは今こそ詔はね。後に皇美麻命を天降し奉り給ひて。葦原中國の君と立給はむの御心は。此時既に御有せればなり。其は彼の御天降の事を詔ひ出たる時に。豐葦原水穗國者。我御子之可レ知國也。と依し給へる御言を熟思ふべし。皇美麻命の。水穗國を知看す事は。早く定まれる。幽契ある趣の御言なるをや。（此事既に第三十五段にも。且々は云へりき。委くは、第百六段に注ふを見るべし。）何の由にて。豐宇氣毘賣神を。三柱女神たちに祭らしめ給へる事と。恐々考ふるに。豐宇氣毘賣神は。須佐之男命に殺さえ給へるに依て。其御徳の顯れ給へるを。大御神の。彼の種等を殖給へるに。須佐之男命。其れをも害給へるに。祓の態に依て。悔伏ひ坐せるを。三柱女神は。須佐之男命の御子にませば。親神の罪犯しを祈請すと。よく豐宇氣御心を執白さ

む事を。思し召しての御事にや。とぞ想ひ奉らる
る。(此は甚く、臆度たる説の如く思ふも有べけれ
ど、斯より外に想ひ像り奉るべき事なし、)○今
在海北道中。と云へる。今は。此傳を記せる時を
云へり。海北道中は。纂疏に。謂九州之北瀬海之
地也と見え。師説に。筑紫の北面の海路にて。即
胸形宮其處なり。道中とは。韓國に渡る海路なる
を云ふ。と有るが如し。(但し其は、其の外國の防
ぎ護りの爲に降り居しめ給ふなり、故奉助天
孫とは詔へり、と言れし説は然らず。)○道主
貴の道は。國を云なり。(此は師説なり、水垣宮段、
東方十二道とある處に、委く云を見るべし、)筑紫
の國中に宇須波伎坐ます義をもて稱へ奉れる御名
なるべし開化天皇の御孫に丹波美知能宇斯王と申
すを道主命とも書れたるを以て知べし。貴の義は
上に註へりき。(第廿六段、大日孁貴命の處見るべ
し、)さて此御名は。三柱の。一柱と坐ませるに就
て。申せる御名なり。其由下に。大同本記を引て
云を見るべし。○水沼君は。舊事紀に。景行天皇
の御子に。武國凝別命と申す有て。筑紫水間君祖

とあり。景行天皇紀に。國乳別皇子。是水沼別之
始祖也と見ゆ。和名抄に。筑後國三瀦郡美無萬と
あり。萬葉集十九卷に。水鳥のすだく水奴麻云々。
とある是なり。胸形宮の社人。胸肩氏を左座とし。
水沼氏を右座と爲とぞ。胸肩氏の此宮に奉仕の由
緒は。上(第二十六段。)に云へる如く詳なるを。
水沼氏の奉仕る由緒は。知べからず。○此三柱の
女神を。一柱に都て。須勢理毘賣命と謂す事は。
大同本記に。雄略天皇の御世に。大御神の。豐宇
氣神を。伊勢に迎まく欲せる由を詔へる御語に。
吾高天原爾在時。素盞鳴尊乃十握劍乞取。三段打
折氐。所生三女神乎。宇佐島降居道中。奉助
天孫而。爲天孫所祭止詔之神。(この神は。
下文なる止由居乃神を申せり。)今丹波國與佐乃。
比沼乃眞魚井坐。(この坐は、上の云々止詔之神。と
ある神の字に係りて、其神今は丹波國與佐の、比
沼の眞魚井に坐ます、と云るなり、下文の、須勢
理姬に係る坐には非ず、思ひ紛ふべからず)須勢
理姬乃齋奉(この七字を、上文の詔之と云までの
文に合せ考へて、三女神やがて須勢理毘賣命なる

事を、思ひ辨ふべし。)御饌都神。止由居乃神乎。吾坐國欲。止誨覺給支と見え。(此文は、神名式考證に引たるを、校合せて引たり、徴に引たるは、其異本なり、されど義は互に異ることとなし、彼の書に就て見るべし、(また同事を。御鎭座次第記に。丹波國與佐之小見。比沼之魚井原坐。道主貴乃齋奉御饌都神。止由氣神乎。我坐國欲度。誨覺給支とあり。(魚井原坐は、道主貴乃齋奉といふ六字を隔てゝ、御饌都云々に係ることと上に云へるが如し。)此を合せ見るに。大同本記に。須勢理姫と有るを次第記に道主貴とあり。道主貴とは。三女神を。一柱と爲て申す御名なれば。須勢理姫と申すは。三女神を都たる亦の名なること論ひなし。(然るを記傳二十二卷に、外宮の書どもに、豐受大神の丹波に坐し間の事を云とて、丹波道主命の事を牽よせ、道主と云名に因りて、また彼三女神の御事をさへ牽よせて、また丹波道主命の名をも、丹波道主貴と云て、彼の大神を齋き祭りたまひし事を云へるは、皆丹波の因より附會たる物にして、いみじき妄說なりとあり、丹波道主命を附會たり、と言れしは然る說なれど。三女神の事は、附會に非ず、其は大同本記は、正しき古書と聞ゆるに、上に擧る如く有れば、此は附會には非ざりけり。)此は和多都美神三柱を都て。大綿津見命とも。豐玉彦命とも申て。一柱に坐すと同例なり。(餘にも例は多かるを、今は此一を擧て證としつ。)偖この須勢理毘賣命の。豐宇氣神を所祭り給へるは。須佐之男命の。現し國に御坐せる間の事にて。須佐之男命の。豫母都國に住坐せる時には。其に彼の國へ往坐しけり。(この往坐しの時に、御身の形を遺し給へる、是れ胸形といふ地名の起りなる事、第三十六段に既に云へりき、また春日社を始め、諸國に。御名を申さず、唯に比賣神とのみ稱して齋き奉れるは、大抵この三柱の女神に坐ます事、と思ふ由有り、此は猶よく考へて、其處々に注ふべし。)故大國主神の豫美國に往坐せる時に。彼の國に御坐して。御合坐せりし事。第八十三段に見えたるが如し。(なほ第百段、第百三段などの傳にも、考へ註せる說ども有り、合せ見て須勢理毘賣と申すは、三女神の一神と坐ませる時の御名

なる事を思ひ定め、また雄略天皇ノ二十二年に、丹波國より、豐宇氣神を遷奉れる處の傳に注ふ說どもをも、合せ考ふべし。)

於是健速須佐之男命。帥二其子五十猛神一。天壁立極廻坐而。降二到於新羅國一。居二曾尸茂梨之處一而。乃興言曰。此地吾不レ欲レ居詔而。以レ埴作レ舟而。乘レ之東渡。來二坐出雲國安來之埃之川上一而。吾御心者安平成焉詔矣。故其地云二安來一也。

於是は前々段に。復還降焉。とある文を受たり。○五十猛神と白すは。大禍津日神の亦の名なる事。また此神を。須佐之男命の御子と申す由は既に註へり。(第廿四段の傳見るべし、さて此神は、須佐之男命の荒御魂に坐ます故に、帥て坐しかば、また帥て降り、共に天下を廻り給へるなり。)○天壁立極、壁の字は。天之壁立神と云に書たる例あり。記傳に。風土記の本文を引れたるに。天ノ壁立廻坐と有れば。曾伎とも訓べけれど。伊勢の大御神に白す祝詞に。天能壁立極。國能退立限云云と有るは。正に加倍と訓べければ。此も壁立極と訓べし加茂翁の云。天壁立極とは。天の壁の如く。四方に側て見ゆるを云ひ。國退立限とは。遠放立なり。萬葉に同じ言を。天雲の曾久敝の極。天雲の遠隔の極遠けどもなど有り。同言なり。仁德天皇ノ卷の歌に雲離れ曾岐をりとも。と有も同じ。立は壁立の立の如し。と言れたるが如し。(また青雲の靄く極み、白雲の隊坐向伏す限り、など云も同じ類の言なり。)偖かく天の壁立極みを廻り坐る事は。何の由ならむと云ふに。此神はしも。伊邪那岐命ノ宇都御子に坐まし。青海原潮之八百重を知看せとふ御命蒙り給へるを。幽き妙なる契有て。豫母都國に往坐まく欲し。(此深き由の事は、第三十段に委く注へるを見べし)御父乃大神の御許しありて。天照大御神に御暇請さむと。高天原に昇坐し。御誓の間に男子生れ坐し。宇氣母智神ノ事に依りて。甚く御荒び坐たるが。解除事に驗有りて。御心和み坐しかば。此時なむ。御父

の大神の。潮之八百重を知らせと言依し給へる事を思つぎて。天下は。後に吾が兒に知らせ給はむと定め給へる物から、蕃國々いかに成れると。まづ盡くに見置給はむとて。廻り給へる事と知られたり。(猶次々に思ひ合すべき事のある、其條々に注ふを見てしるべし。)〇新羅國。師云。新羅は。斯良岐と訓り。名義は即ち字音を用ひたる成べし。姓氏錄に。新良貴ト云姓あり。(今云、此姓の事は、神武天皇卷に註ふを見べし。)出雲風土記に。栲衾志羅紀乃三埼。[illegible]天皇卷に。新良。萬葉三に。栲角乃新羅國從などあり。書紀に斯羅とも書たり。雞林とあるも此國の事なり。(或說に、新羅は斯良ト訓べし岐は具爾の約まりたるにて、斯良岐は、新羅國の謂なれば、斯良岐之國とは云べきに非ず、と云り、是も一わたり理たる說なり、斯羅、新良なども書き、漢籍に、斯盧國とも云へれば、斯良と云はむても然も有べし、然れども皇國言に、正しく斯良と云る例を未だ見ず、また百濟高麗を、久陀良岐古麻岐と云る例も無れば、斯良のみ國を岐と云むもいかゞなり、然れば岐はたとひ、本は國の謂にも有れ久陀良古麻と並べて、斯良岐と云來つれば、斯良岐之國と云むに、なでふ事か有む。國の名の淡海は、即淡海なれども、其海をば、あふみの海と云るに非ずや萬葉三卷の歌なるも、シラギノクニとてそ訓べけれ、シラノクニヨリと訓むはいかゞなり。)さて其初めは。須佐之男命降り到して。其後に。少毘古那命の天降坐て。三韓をも漢國をも。其の餘の諸國をも。皆經營賜へるなるべし。(斯て漢籍どもに云へる、三韓の事ども、かの周武王が朝鮮を、箕子に封せしなど云も、皆其より遙に後の事ぞかし。)と言れたる。皆然る說にて。此時は韓國に。いまだ人種も無りしなり。然るに皇國は。伊邪那岐伊邪那美二柱神の生み成し給ひて。人種も早く生置給へれど。壹岐津島より向なる國々は。潮沫の凝成れる國々にて。此時しも。いまだ神の經營給はざりしかばなり。(なほ此國の事は、神武天皇卷、また仲哀天皇卷、また欽明天皇卷などに出たり、其處々の傳に注ふを見るべし。)〇曾尸茂梨之處は。纂疏に。在二新羅一之地名と說れし。然も有べし。(口訣

に、荒芒之地、猶レ言ニ膂宍之空國一也、とあるは信がたし、谷川氏の說に、見林曰、高麗曲有ニ蘇志摩利一、或云ニ廻庭樂一、蓋素盞嗚尊所レ作樂也、貴音載在ニ仁智要錄一、といへり、曾て其舞の圖を閲るに、蓑笠を著て屈折せり、素盞嗚尊の流離辛苦の體を摸せるなり、と云へるは、由有げなる事なり、然れど此曲を、素盞嗚尊の所作と云こと信がたし、若實に彼の神の故事によれる曲有むには、後人の其故事を思ひて、作れるにぞ有べき。）さて地名の下に。之處と云例は。古事記にも。鳥上地。須賀地などは多かり。此の之處を證として訓べし。西大寺資財流記帳。高麗樂具の中に。蘇志麻理縣笠二蓋。（各皀羅衣。）とあり。（縣は懸の誤と見ゆ。）考へ合すべし。○此地吾不レ欲レ居と宣へるは。潮沫の凝成れるを。未だ營成ざれば荒芒びてある故に。居らまく欲し給はざるなり。○以レ埴作レ舟とは。埴土をもて御舟を作り給へる由なり。是に準へて按へば。彼の磐船と云しも。決めて同じ製にて。埴もて作れるが。磐と化れる物と思はる。然るは諸國に。神世の石舟と稱ひ傳ふる物の

多かるが。皆元より石をもて作れる物とは見えず。埴もて作れるが。石に化れる狀に見ゆ。と云へばなり。（或說どもに、今西洋なる諸國より、參來る船どもに、藥土といふ物を塗りてあるに准へて、以レ埴作レ舟、謂以ニ藥土一塗レ舟也など云へるも有れど、甚も愚なる說なりかし、かくて後に、杵築大社記を見れば、大社の西の方鶴山の麓に、天磐船あり、此は須佐之男命の、埴を作りて乘渡らせりし舟の、石と化れるなり、垣結回して有といへり。）○東渡とは。新羅國は皇國より西に在る故に。彼の國より皇國に渡り坐るを。東渡とは云るなり。○出雲國の名義は。後に見えたり。○安來之埃之川上。安來は。彼の國風土記に。意宇郡安來鄉。郡家東南二十七里一百八十步云々。とある是なり。（二十七里一百八十步は、今の道にては、四里半と三町許なり。八十步と云より下文は、下に引たり。）古くは意宇郡に屬りしを。和名抄に。能義郡に此の鄉の名を出せり。（此は後に、意宇郡を分て、能義郡を置れし故なり、風土記を撰べる頃は、九郡なりしを、延喜式より十郡と成れ

り。)今は字を八杉と書とぞ。(風土記抄に、安來、市同、宮内、和田、黒鳥、島田、六村也と見えたり。)埃之川上は。神代紀の一書に。素盞嗚尊。下到於安藝國可愛之川上云々。(可愛此云埃と、異所の訓註に見え、神武天皇紀にも、埃宮とあり、今は其に據れり。)とあるを。藤原宣昌といふ人の考へに。安藝國は。夜須藝乃玖邇と訓べし。出雲風土記なる。意宇郡安來郷を云へり。郷を國と稱ふこと。舊き證し多し。今は能義郡に屬きて。八杉郷といふ。即是なり。(先輩みな文字に泥みて、山陽道なる安藝國と紛へて、其正を失ひ、拾芥抄に載たる日本の圖、また赤水が著せる輿地全圖などに、安藝と出雲と、境を接ふる國と爲たるに依て、神代紀の私説に、(一)簸川入安藝爲埃川と云ひ、同藻鹽草、また白薇傳なども、流出雲者爲簸川、流安藝者爲可愛之川也と云へり、皆是出雲國鳥上の峯より流れて、安藝國に達るの意にして、眞の地形を知ざる説なり、雲藝二國の堺は、備後と石見とを夾みて隔れり、風土記に、境を、石見、伯耆、備後の三國に接はる事は載せれど、藝州に鄰ることを記せる事、一つも有らず、殊に再板の輿地全圖に、雲藝二國の境を改むること、我が、圖せるが如し、通證の説の如き、可愛之河を、安藝國安藝郡府中に在る、埃宮の舊跡とし、また同國山縣郡戸河内村に在る十方山を、鳥上峯とし、十方山接雲石二州、甚峻高有石窟、相傳、太古大蛇居之、至今雲霧朦々、風雨不時、同郡有可愛淵而、源出十方山、多奇石恠巖、疑此乎と云るは、大きに舊史の載する所と反へり、若し其説の如くは、埃川簸川二水の源、いかで一山より出ることを得む、十方山を以て、鳥上の峯と爲し、境を出雲、石見の二國に接すと謂ふは妄説なり、此山の山縣郡に在る、實に安藝郡府中の正西にて、石見周防の二國に近く、出雲に遠きこと數十里なり、もし此山を以て、鳥上の峯と謂ふときは、簸川は何れの境を流れて、斐伊郷に入るや、もし此郷に流れざれば、簸川と謂はむや、可愛淵をもて、埃川とするも、亦その差へるを知べし、谷重遠説に、今訪安藝國、不聞有可愛川と云るは常れり、そは我友に、祝利萬呂といふ者あり、

安藝國の人にて、日本紀に心を盡すこと久し、諸註の說によりて、埃川を其の國に求むるに、卒に其蹤を得ず、また雲藝二國、境を接ふる地ありやと求むれども、亦得ずと云へり、我この說を信じて、此を藝州に求めず、雲州に求めて、其舊跡を得たり）埃川とは。安來鄕に經流るゝ。伯耆の大川をいふ。其は出雲風土記に。伯大川源。出二仁多與二意宇一二郡堺葛野山上。流經二母理。楯縫。安來三鄕一入レ海。とある即是なり。（今云、内山眞龍が此風土記の解に、河源なる母理鄕に、今も畑村と云あり、川下は安來鄕の北にて海に入る、里人は白田川といふ、風土記抄に、母理鄕井尻川也。葛野山、井尻中草野折レ坂而東北、大村之堺也と云へり、○宣昌が說は、島上二水の考證とて、板本にて一卷あり、漢文に書たるを、日安くと、今は假字に記しつ、さて序に言はむ、前に徵に其文を引るに、筆執る者の誤りて、此風土記を引たる文に、伯大川とあるを、伯耆大川と書たるを、挍合る時に心付ずて、世に弘めたりしは、篤胤が過なりけり耆い字を刪去べし、（其源は。仁多郡と能義郡との堺なる。葛野山より出て。上流を伊志尾川といひ。北は母理安來などの鄕を過て。伯耆國に入り。舟上。米子などの地を經て海に入る。此を日根川といふ。伯耆國に流るゝ故に。此を伯耆の大川と稱ふ。葛野山は。二郡の堺に在りて。東南は烏上峯と麓相近し。是を以て。伊志尾川の源の。烏上峯に遠からざるを知べしと云へり。（なほ本書には、地圖をも著して委く論へり、披き見べし）この考へ。風土記に。安來鄕神須佐乃烏命。天壁立廻坐之爾時。來二坐此處一而詔。吾御心者安平成詔。故云二安來一也。とあるに符ひて。甚珍らしき說なり。（但し彼考證に、此文を引ざるは見落したるか、甚惜き事なり、なほ第六十八段、簸川の處にも注ふを見るべし）○吾か御心。神等は更なり。古く貴人たち。御自の上に。尊み語を付て宣ふこと。例いと多かり。○安平成焉は。安久於陀比邇成奴と訓べし。天壁立極み廻り。新羅國に到り坐して。此處は吾れ居らまく欲せずと詔へるを思ふに。此時しも。皇國も猶いまだ能く營たるには非ねども。蕃國々の荒芒たるに比べては。此よなく

勝れたりけむ故に。此地に來坐して。御心安く平穩に思し召けるにや。○故其地云ニ安來一也、神等の御言に據りて。やがて其地の名と成れること。次々に甚多く見えたり。

爾神速須佐之男命詔曰。韓郷之島者。有ニ金銀一。於ニ吾兒所御之國一。不レ有ニ浮寶一則未レ佳也詔而。乃拔ニ鬚髯一而散之則。即成レ杉。又拔ニ胸毛一而散之則。是成レ檜。尻毛者成レ柀。眉毛者成レ樟矣。已而定ニ其當用一而。乃稱之曰。杉及レ樟。此兩木者。可レ爲ニ浮寶一。檜者可レ爲ニ瑞宮之材一。柀者宇都志伎靑人草之。可レ爲ニ奧津棄戸臥之具一詔而。夫須レ噉八十木種。皆播生之矣。

爾は。安來に渡り來まして。御心平穩に成給ひし時を云ふ。○韓郷之島とは。新羅國を宣へり。凡て外國を。加羅と云事と成りしは。崇神天皇御世に。大加羅國ノ人始めて來朝しよりの事と思はる。(但し此の大加羅國の人を、次の垂仁天皇の御世に、御暇賜へる時に、先の御代崇神天皇の大御名を賜ひて、國の名を、任那國と改め給へり、然れども、本、加羅國と稱ひて來れる故に、其の元の名を以て、外國の、吾が國に參來る者をば、悉く、加羅と云事と成れりしなるべし、記傳、渡屯家の下に、加羅國と云は、任那の舊名にて、崇神天皇の御代に外國の始めて參りしは、此國なり、故西方諸外國の大名となりて、三韓をも漢國をも、みな加羅と云なり、然るに此をたゞ三韓のみに限れる名と心得て、漢國などを然云を、誤りなりと云は、中々に非なり、と有て、其證どもを擧られたり、猶委くは、垂仁天皇卷に注ふを見るべし。)○金銀。和名抄に、金爾雅云。黄金謂ニ之璗一。其美者謂ニ之鏐一。說文云。銑(和名古加禰、)金之最有ニ光澤一也。銀爾雅云。白金謂ニ之銀一。其美者謂ニ之鐐一。(和名之路加禰、)とあり。白金を之路加禰といふに準へば。黄金は伎加禰とあるべきに。古加禰とあるは。音の轉れるなり。書等には。古加

禰とも。久加禰とも、伎加禰ともあり今は正きに依て。伎加禰と訓つ。(都て加泥の事は、第十一段の傳に委く注へるを見るべし。)さて有二金銀一と宣へるは。能く見置たまひて。後に其を取りに遣り給はむと、御心の中に定め給へる御語なり。○吾見とは。泛く世々の天皇命を詔ひ。所御之國とは。此御國を詔へり。此時いまだ皇美麻命に。豐葦原中國を知し看せといふ御言依しのなき間なれど。後に天降坐して、治め給ふべき幽き由緒の既く定れる故に。豫にかく詔へるなり。(第三十五段に云へる、忍穂耳命に、天照大御神は、御父の如く、須佐之男命は、御母の如く御しますよし、第六十四段に、大御神の、三女神に、爲二皇美麻命一所レ祭と詔へる處に注せる説どもを合せ考へて、御子と宣ひ、美麻命の御國を治看す、幽き由ある事を辨ふべし。)○浮寶は。纂疏に。指レ船也とあるが如し。不レ有二浮寶一則未レ佳也とは。谷川氏云。韓國有二金銀一則。宜三常往來以資二國用一。故不レ可レ無二船材一之意也。此仲哀天皇紀。神教之起本而。所レ謂求二財寶國一者是也と云るは。實然る説なり。

(然れども彼の御世の神託言に、天照大御神の御心とあり、此は其荒御魂は、大御神と、須佐之男命と二柱の御魂にて、互に往通ひ坐す故に、須佐之男命の、此に見行し定め置給へる事をし、大御神の御教し坐て、其御定めのまに〳〵、韓を言向しめ給へるなり、なほ次の段韓神といふ御名の下に注ふ説、また仲哀天皇卷に注ふ事どもを合せ考ふべし。)抑、河海を渡るに。船を用ひ給へる事の正しく見えたるは。神功皇后の御卷なれども。實は早く。大國主神の御世頃に。外國々の金銀を始め。其餘の寶物をも。御心のまに〳〵。取用ひ給へりと思ふ由あり。然るに其事の見えざるは。傳の洩たるなり。此事委くは。弘仁歴運記考の末に。考へ注せるを見て知るべし。(神武天皇御代に。舟師と云こと見え、崇神天皇御世に、意富加羅國より貢物奉れる、また垂仁天皇御世に、多遲麻毛理が常世國に渡れるなどを初め、はやく船を用ひたること論なし。)○鬚髯和名抄に。説文云髭口上鬚也。(和名加美都比介。)鬚髯頤下毛也。(和名之毛都比介。)と有れど。此は字によりて訓を別たりと見

ゆ。古言には。只に比宜とぞ云けむ。故れ二字を連ねて。美比宜と訓べし。○即は其の義に見るべし。○杉は和名抄に。杉唐韻云。似松生江南。可以爲船之材也。和名須岐(見日本紀私記。今案俗用榲字非也。)と有れど。師説に。古書どもに。須疑に榲の字を用ひ。或は椙とも多く作り。顯宗天皇紀に。振之神榲。榲此云須擬と見え。出雲風土記に。杉の字或は作椙と見え。萬葉などにも。杉榲ともに用ひたり。和名抄に。用榲字非也とあれど。漢籍にも集韻に。榲音温。杉也と云へり(こは宋代の書なれども。古き據ぞ有けむ。)かくて榲を榲と作くは常のことなり(椙は榲を誤れるものなるべし。)さて須岐は進木なり 此木かたはらへ蔓らず。只に上へ進み上る木なればなり。(直木とするはわろし。直をすぐと云こと古に非ず。)萬葉などに椊榲。また榲椊など詠るも。進み上れる故に云へる事と聞えり。(漢籍にも。杉出倭國者尤佳。と云へり。)○胸は和名抄に。唐韻云。胸膺也(和名無禰。)とあり。下に語を連ぬる故に。牟那とは云なり。○檜は和名抄に。爾雅云。

栢葉松身曰檜(和名比乃木。)とあり。(また和名非ともあり、字鏡に、檜は比とあり。)此木の枯たるは更なり。山に樹たるも。大風に吹揉るゝ時は。よく火を出す故に。火木と云るなるべし。○尻は和名抄に。唐韻云尻(和名之利。)臀也(俗云。井佐良比。)坐處也とあり。(井佐良比は、居去を延たる語なるべし、)○柀は和名抄に。玉篇云。柀木名。作杜埋之能不腐者也。(日本紀私記云末岐、今案、又杉一名也。)とあり。今按ふに。杉の一名と云へるは如何あらむ。さて此名義を思ふに。檜は(瑞宮の材と爲べし、と詔へる如く。)宮材の上たる木と定まりて元より良木なる故に。下に引く萬葉などにも。眞木と云へり。此は眞魚。眞鳥。眞土。眞金。眞水。眞草など云ふ類の名にて。稱美たる言なるを。柀は此なる木の中に。卑しき木なれば。眞木と稱べき由なし。されど神武天皇紀にも。柀此云磨紀と有れば。(訓の誤にはあらじ。)此を末岐と云は。別義なるべし。(本草に、柀は榧也ともあり、いかゞ。)○眉は日本紀に。麻與と訓たれど。和名抄に。說文云目上毛也。(和名萬由。)

とあるに從ふべし。○樟は和名抄に。唐韻云。楠木名也。(字亦作柟、和名本草、久須乃岐、)櫲樟(日本紀私記訓同上。)生而七年始知矣とあり。(櫲樟の二字を連ねず、一字づゝ放ちても、クスノキと訓む字なり。)此は古書に。石樟とも云ひて。歲古きは。生ながらも石に化る異しき木なれば。奇木の義なるべし。(神名式、遠江國蓁原郡に、大楠神社あり。後風土記にも見えたり、此社の委き事は、仁德天皇卷六十二年の處に云べし。○また伊豫國越智郡に、樟本神社と云もあり。三代實錄には、樟を楠とあり、○己而は。加久氐と訓べし。○當用は。都加布美知と訓べし。上の材どもを用ふる法を定め給ふなり。○稱之曰は。許登阿宜斯多麻波久と訓べし。○杉と樟とは。水に浮びて輕く、かつ恒に水に浸りて朽ざる木なり。故船材とは定め給ひけむ。古く石楠船といふ名の聞えて。今も船は。かならず此の兩の木をもて造る事と定まりぬるは。此の大神の御定めの。よく通れる也けり。漢籍にも、杉は船に爲るべしと云ひ、江東と云処にては、船に多く樟の木を用ふと云事もあり、神の敎の、彼の國にも存れるなり、)○瑞宮は。美都美夜と。本に訓るに從ふべし。祝詞に。瑞能御舍と有も同じ。縣居大人說に。みづちふ言は萬の物の。稚くすくよかなるを云ふ。神武天皇紀に。みづ／＼し久米の子ら。萬葉に。若枝の事を。みつ枝さしといひ。顯宗天皇紀の室賀の御詞に。稚室とも宣給ひ。常人のみづ／＼しと云も是なりてゝにみづのみあらか。みづ穗の國と云ふも。其に同じ意のほめ言と知べし。(然るに後に、瑞の字を書は、本の意に遠し、記も此文も、から文に依て、かゝること多し、此の言を知てのち見ば、違へる事明らかならむ。)と云れたるが如し。(なほ美都てふ語の義は。既に第五十段の傳に云へりき。)今に至るまで。伊勢の大神宮　天皇命の大宮など。決めて異材を用ひざるは。此の御定めに依る事なり。(然れば、凡て誰神の宮々も、此に慣ひて、此木をもて作るべき事なるに、今は槻木、けやきなど、其餘の木をも用ひて、種々の物の形など彫り、赤土靑土などもて塗り汚し、營る事と成ぬるは、佛宇の造樣を學びたるにて、甚も見苦しき態なり

かし。）〇宇都志伎青人草とは、愛しき人類といふ義なる事。上に委く註へり（第二十段の傳見るべし。）皇産靈大神　また御父母の大神たちの、愛しみ給ふ人類なる故に、其御心を愛てかく宣ふなり。（但し此も、解除の驗に依りて、起り給へる御心にぞ有べき。）〇奥津棄戸は、於久都須多邊と訓べし。（本に於伎云々と訓たり、何れにても宜し。）さて神代紀には戸と作れど、舊事紀に尸と作り。（此は唐書に、斷棺棄尸、とある文に因られしにやと思ゆれば、此に從りつ。）上古に死人を葬る事を、奥津須多邊に臥すとぞ云けむ。奥とは地下をいふ。津は助辭なり。棄尸の義は詳ならず。（棄肌の義と云る説も有れど、叶へりとも思えず。）もし戸と作るに據れば、棄戸とは棺を云ふか。其は死人を納れて棄る戸といふ義にや。（墓を於久都伎と云は、奥津城の義なれば、棺をまた棄戸とも云べきなり、なほ奥津城の事は、垂仁天皇卷に、委く注を見べし。）〇臥之具とは、私記に。死者臥化故云とあり。或説に、是上古臥棺之明證也。と云へるは、實然る説なり。（谷川氏云、上古坐棺未見其證、今驗發古塚者、多是石棺、治之以朱、其尸南首、伸手脚而臥、或有藏鏡劒器物者、但今世士庶多用坐棺、蓋取其便也と云へり、此も然る説なり、さて漢籍爾雅に、被一名黏と有り。（説文に、枮に作れり、）其注に、黏似松、可以為船及棺材。作柱埋之不腐と云へり。世に常に用ひて水桶に作るに、能く水に耐ふる木なり。（似松とあれど、松には似ず、檜に似て葉大きなり、檜木に能似ては有れど、彼より卑しき木故に、檜木には明日成らむ、と云義なりとて、アスナラウと俗には云り、またサワラとも云也、水桶は、多く此木をもて造る故に、また桶を、直にサワラとも云なり、また此木を、宮材は更なり、凡人の家作にも用ふ事を忌むは、奥津棄戸の木と定め給へる謂れによることなりかし。）〇須噉八十木種とは、世人のなべて。實をも葉をも噉ふべき、種種の木種どもを、播生し給へりとなり。（梨栗棗柿の類の衆菓を謂ふ、と云へる説はいと狹し。）〇門人岩崎長世、片桐春一、間秀矩、樋口光信ら云ふ。此の十四の卷を板にうつして。紙に寫して。

世に弘くひろむる人は。信濃國伊那郡。飯田の市の事とり人。野原正基。毛賀の里長。木下光忠等なり。

古史傳十五之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　孫　延胤　續攷

神代中七之卷

爾其子五十猛神。亦云伊太祁曾神。亦名大屋毘古神。初天降之時。多將樹種而下坐矣。雖然不殖韓地。盡持歸而。始自筑紫島而。大八洲之國內。悉播殖而。成青山矣。所以稱五十猛神而。謂有功之神。即坐木國大神是也。此神之妹大屋津比賣命。亦云大屋毘賣神。次枛津比賣命亦。分布木種矣。故此二柱神亦。奉渡於木國。即木國造之齋祠神等也。五十猛神。亦謂韓神曾富理神。此者坐宮內省神也。

五十猛神。こは舊訓に從て。伊曾多祁流と訓べし。(八十健など云例もあり、)また伊多祁流とも訓べきか。(日本紀に伊と云ふに、多くは五十と書きたればなり、亦の名を伊太祁曾と云をも思ふべし、)荒び建び給ふ由の御名なり。○伊太祁曾神。御名義。出雲國仁多郡に。伊我多氣神社あり。此を杵築大社記に。伊我多氣大明神は。五十猛神是なりと有り。然れば伊は嚴の省語なるか。太祁は猛。曾は熊曾の曾と同じく。此も建きをいふ語なり。(第八段、熊曾國の下見るべし、又若くは、曾は佐乎の切りにて、五十猛有功神には非ざるか、なほ此御名の事は、師說もあり、下に注べし、)○大屋毘古神。この神やがて禍津日神にて。亦名を大綾津日神とも申して。綾とは禍の義なるが。大綾の阿を省きて大屋と云ふ。委くは下(第二十七段の傳、)に註べし。○初天降之時とは。前に須佐之男命と共に。降坐る時を云へり。○多將樹種而下坐は。纂疏に。樹種可樹藝草木之種子也とあり。

然も有べし。(諸、穀物の種、諸、菜の種、諸、藥物の種、また桑麻など、其ほか多かるべし、皆樹藝ずては。得有まじき物どもなり。)天上なる種々の木種を。將下り給へる由なり。抑、木草は。國土の成れると共に。蘆桃などの如く。希に生たるもあれど。多くは稚產靈神の產靈。また其の御子豐宇氣毘賣神の奇魂。木神野神の產靈に成出たる中に。止事なき木草の種は。悉く天御國に有けむを。此時將降らして殖給へるより。世に無くて叶はぬ種種の木草の。生茂れる事と知られたり。(大凡世に無て叶はぬ木草は、皆皇國に生たるめるを、本草家など云倫も、なほ知り盡すこと能はず、藥に用ふ木草など、此れ渡らずは、何してましなど思ふも有べけれど、今まで此方になき物と思へるも、次々にいと數出來れば、能く探ねては、遂には無て叶はぬ物ども、遺なく出來べくぞ思ゆる、また何の道もかく開けたるに合せては、醫藥の方のみいまだ古へ風の開けざるを、豪傑たる人の出來て、よく其道を明めたらむには、今まで用たる蕃の藥の中に、其れ渡らずとも事缺ざる物もあまた出來べし、但しかく言へばとて、蕃國々の物を忌み用ひずと云には非ず、然るは皇神たちの御心と、此國になき物は、悉く外國々より貢き奉らしめて、皇國の要と爲たまふ御定めの有ればなり、其は神功皇后卷に委く云べし。)○不レ殖二韓地一盡持歸。韓地とは西なる國々を總て云へり。不レ殖持歸とは。かの國々は。淖沫の凝成れる國なる故に。直よかに生藝では。要を成ざる木草どもの生茂るまじき土性なる事を知着して。持歸り給へる成べし。(天壁立極み廻り坐る事は、もはらかゝる事の由にぞ有けむ。)さて外國々に多かる木草どもは。此後に。大汝小汝神の。彼の國々を造營め給ふ時に。土性に相應ふべき木草どもを。殖布し給へるも有べく。また二柱神の國巡り給へる時に。出雲國多禰里に稻種の墮たる事。(此の事は第九十一段に出たり。)また西戎國にても。神農と云ける王の時に天より粟の降たるを殖付たりとも。云ひ傳ふる事などのあるに合せて思へば。天津神の種を降し賜ひけむも知べからず。(今も種々の種の空より降る事は、時々ある事なり、大凡西なる國々に生

る木草どもは、直朴ならぬ中にも、木は惡固く希に堅からぬ木も有るは、甚もろくて良材ならず、其は唐木とて渡り來る木は、多く彼の國々の家作に用ひたる古材なるを、其木質を見て惡木なる事を知べし、奇南香、紫檀、黑檀、イスなど云ふ木ども、小けき器械などに作りてこそ、珍しくも見ゆれ、實は何の要とも有らぬ木ども也かし。）○筑紫島は。上に出たり。（第八段見べし。）神代口訣に。肥前國西南沖有五十猛島と云へり。其は此時御坐せる地などにや。神名式に。筑前國御笠郡筑紫神社。（名神、大。）とある社の祭神を。五十猛神なりと。貝原氏の和爾雅に見えたり。此島より事始めて。大八島の國内悉く。樹種を生し給へれば。此處にも御靈を鎭ふべき事ぞかし。此社の起りは、筑後國風土記に、昔荒ぶる神有て、多に人を殺し給ひしかば、其神を、人命盡神と云けるを、後に祝ひ祭りて、筑紫神と申すとあり、是れ筑紫といふ國の名の起りなり、此はさばかりの有功を、此より始め給へるに、其社のなき事を御怒り坐ての態なるべし、餘神々にも例ある事なり、

さて此社は、淸和天皇紀貞觀元年正月授從五位下筑紫神從四位下と見え、陽成天皇紀元慶三年六月、授從四位下筑紫神從四位上とあり、今も御笠郡筑紫村の内原田村の北なる林の中の高き處に、南向に坐せり、筑後肥前に近き處なりとぞ、第八段筑紫の下、また第七十四段、竈神の處にも注ふを見べし。）○成青山矣は。前に須佐之男命は。枯山なす泣枯し給へる山々を。悉に舊の如くに木種を播殖て。青山と成し給へる由なり。○稱は多々倍と訓べし。○有功之神は。（今の本に、イサヲシの神と訓たれど）師の伊佐遠能神と訓れたるに從ふべし。（江家の點と云を加へたる本には、イサヲシノカミと訓り。）然るは類聚國史に。伊佐乎之久と見え。日本紀竟宴歌に。伊佐袁志久正しき道のおむかしさ。云々など有る故に。伊佐袁志と云を。體語と心得たるも有げなれど。志は用かし云ふ詞にて。伊佐袁と云ぞ本語なりける。其は同し竟宴歌に。得天穗日命。「草木みな言止よとて葦原の。國へ立にし夷裝鳴なりけり。と詠て。其の語書の中に。みな いはく あまの ほひの みて

と。これ。かみのいさをなり。云々と有り。（此は日本紀に、僉曰、天穂日命是神之傑也云々、とある文を假字に書たるにて、いさをなりは、傑也に當れば、古訓には然ぞ有けむを、今の本には、傑也と訓たり、こは後の訓にてこそ。）是を以て。伊佐袁能神と訓べき由を辨ふべし。古義は、勇雄ならむ。（紀中功の字を、イサミとも訓り。）然るに伊佐袁といふ語を。功の字德の字などの義と思ひ。打任せて然言むこと。義は違へれど。既に有功の字を。伊佐袁とも伊佐袁之とも。體言に訓來つれば。功德などの字をしか訓むも。今は非とは云ひがたし。○坐木國大神是也　木國は名義此字の如し。（紀伊と書くは、必二字に定むべしとの御制に因て、紀音の韻の伊を添たるなり、此例多し。）右の如く。木種を分播たまふ神の坐す故に。木國とは名けしなり。神名式に。紀伊國名草郡伊太祁曾神社。（名神、大、月次、相嘗、新嘗。）とある大神是なり。文德天皇紀に。嘉祥三年十月。紀伊國伊太祁曾神從五位下と見え。清和天皇紀に。貞觀元年正月。從五位下伊太祁曾神從四位下。陽成天皇紀に。元慶七年十二月。伊太祁曾神從四位上など有り。（當國の神名帳に、正一位勲八等、伊太祁曾大神と見ゆ、國史後の書等に、諸國の神等に一階づゝ上け給へること數々有れば、遂に正一位に上り給ひけむこと然も有べし、さて此社は、南紀名勝志に、東庄伊太祁曾村の西北一里許にあり、和銅、正平、承久、明應年中の綸旨あり、其内和銅は紛失す、延元の奉書に、當國一宮伊太祁曾と書りとあり、一宮紀には、名草郡日前國懸宮と有て、祭神は、天兒屋命孫、石凝姥と見ゆれど信がたし、第四十五段の傳見合すべし、さて扶桑略記に、延喜六年四月七日、授紀伊國從五位下伊太祁曾明神從五位下。とあるは誤なり師云、伊太祁曾の曾を、契沖の、曾の字の誤ならむと云しは、一わたり然もと聞ゆれど、なほ思へばわろし、此は五十猛有功神と云なり、佐乎を切むれば曾となるなり、故れ國史また和名抄などにも、みな曾とあり、また國人も然云り、但し國人の祁を伎と云なるは誤なり。）○此神之妹。大屋津比賣命。（亦云大屋毘賣神。）こは妹とは有れど。眞の妹に非ず。また

御妻にも非ず。決めて速秋津比古神の妹。速秋津比賣神と同じ類にて。五十猛神の分身ならむと思ゆ。(風神志那都比古神の次に、志那都比賣神、また金神金山毘古神の次に、金山毘賣神、なほ此の外にも同じ例の神等いと數多あり。)其は五十猛神。やがて大禍津日神にて。亦名を瀬織津比賣神とも申して。女神にも坐まし。大綾津日神とも申せば。大屋津は。大綾津の阿を省きたるなり。(師説に、杙の用は、舍宅を造るを主とする故に、大屋てふ御名は負給ひつらむ、と有れど然らず。)また五十猛神を。大屋毘古神とも申すに。此女神を。また大屋毘賣神と申すを。思ひ合せて辨ふべし。(凡て尊き神等には、男神なりと思ふに、女神なるあり、女神なりと思ふに男神なるあり、また一柱なりと思ふに、二柱三柱にも身を分ち、二柱三柱に坐す神の、一柱に身を合せ給ふもあり、また男神にして、分身の女神なるあり、女神にして分身の男神なるあり、此れ等の事どもは、第廿五段、第六十四段、第百廿七段などに、次々考へ記すを見べし。)さて和名抄に。名草郡に大屋郷あるは。

此神の御名よりぞ出けむ。○柧津比賣命。御名義いまだ思ひ得ず。(師説に、此は材によれる御名なり、柧の字は四方木也、と字書に見ゆ、萬葉の哥に、眞木さく檜の嬬手とある此れなり、然るに柧と作るは寫誤なり、とあれど、説得られしとも所思ず。)○分布は。上に播殖といふ文あり。其を受て亦と有れば。此れも麻伎宇惠と訓べし。(本には分布と訓み、師は分布と訓れたり、其も共に惡からず。)○此二柱神亦奉レ渡二於木國一は。五十猛神と三神共に。木種を分布し給へる故に。木國に遷渡し奉れる由なり。神名式に。名草郡伊太祁曾神社に並べて。大屋都比賣神社。(名神、大、月次、新嘗。)都麻都比賣神社。(名神、大、月次、新嘗。)とあり。(右三神社、本は一所に坐しにや、文武天皇紀に、大寶二年二月、分二遷伊太祁曾、大屋都比賣、都麻都比賣、三神社一とあり、和名抄に、名草郡に、大屋、津麻、伊太祁曾などいふ郷名あり。)御紀に。嘉祥三年十月。紀伊國大屋津姫神。都麻都比賣神從五位下。貞觀元年正月。從五位下大屋都比賣神。都麻都比賣神從四位下などあり。(南紀

名勝志に、大屋都比賣神社は、平田庄宇田森村の東北一丁許に、大屋大明神あり、當國の神名帳に、從一位大屋大神とあり、都麻都比賣神社は、名勝志に、山東吉禮村の中にありと見え、當國の神名帳に、從一位上都麻都比賣大神、また妻之御前社は、山東庄平尾村の中にあり、土人相傳へて、此神は、伊太祁曾神の妻なるに依りて、神事を、伊太祁曾社の社人勤むと云へり、また或説に、柧津姫と云は此社なり、吉禮村なるは、據なしと云へり、考證には、今在吉禮村とあり、さて從一位上とある一字は、四の誤か。)さて此三柱神を。何處より誰か木國に遷渡し奉れると。考ふるに。須佐之男命は。出雲國に御坐せるに。彼の神に屬て坐せる神等なれば。共に出雲國に坐けむこと決なし。斯有ば師說の如く。須佐之男命の。彼の國より渡し奉り給へる也けり。(師說に、出雲と木國と同く通へる事多し、まづ熊野てふ地の名二國にあり、また意宇郡速玉神社、牟婁郡熊野速玉神社、また意宇郡韓國伊達神社、名草郡伊達神社、大原郡加多神社、名草郡加太神社、これらみな同名なり、此れ皆右の三神の、出雲國より遷り渡り坐し時の由縁なるべし、奉レ渡とは、須佐之男命の三神を、出雲國より渡し奉り給ふなりとあり、)神名式。出雲國意宇郡に。韓國伊太氐神社。(此は玉作湯神社の同社に坐せり、谷川氏云、伊太氐、或は伊達に作ると云へり、師の上に引れたるにも、伊達と有れば、然る本も有けるにこそ、韓國としも冠たるは、韓に渡りて歸り坐る神なればなり、其は豐前國田川郡に、辛國息長大姫神社と云あり、此は息長足比賣命の、韓を伐て歸り坐る由をもて、辛國云々、と白すと聞ゆるをも思ひ合すべしまた大隅國囎唹郡に、韓國宇豆峯神社といふあり、此も韓に由ある神なる事は、言はまくも更なり。)また韓國伊太氐神社。(此は揖屋神社の同社に坐せり。)また韓國伊太氐神社。(此は佐久多神社の同社に坐せり。)出雲郡に。韓國伊太氐神社。(こは阿須伎神社の同社の神なり。)また韓國伊太氐神社。(こは出雲神社の同社に坐せり。)また韓國伊太氐神社。(こは曾枳能夜神社の同社に坐せり。)此れ等みな伊太祁曾神を祭れる社か。其は韓國と

は。彼の國々を廻り給へるに由あり。伊太氏は。伊太祁と通ひて聞ゆればなり。（谷川氏も、早く韓國伊太氏神社、蓋此神也と云へり、據有しにや）また神名式に。紀伊國名草郡に。伊達神社。（名神大、）とあるも。同神の社と聞え。和名抄に。同郡に。伊太郷あり。此社は國史に。承和十一年十一月。奉授紀伊國從五位下伊達神正五位下。嘉祥三年十月。紀伊國伊達神加從四位下。貞觀元年正月。奉授紀伊國從四位下伊達神正四位上。同十七年十月。紀伊國正四位上伊達神授從三位など見ゆ。（南紀名勝志に、園部村の東に、園部神社と云あり、是なりと云へり、和名抄に、苑部郷と云あり、今の園部村なるか、）また式に。伊豆國賀茂郡に。伊太氏和氣神社。とあるも同神か。（此社は國史に、仁壽二年十二月、加伊豆國伊太豆和氣神從五位下、○伊豆、印本駿河とあり、今は一本に依れり、伊太豆の豆字一本氏とあり、また齊衡元年六月、加伊豆國伊太豆和氣神從五位上とあり、）其は同郡に。杉桙別神社と云あり。此を伊豆誌に。五十猛神を祀る由見えたればなり。（伊豆志に云、當郡田中村に、木宮明神あり、五十猛命を祀る、これ杉桙別命社なり、川津十七村の總鎭守なり、慶長の札に、木野大明神とあり、祠の傍の樟樹十三抱許なり、膽八の大樹二株あり、末社に小鳥と云あり、當社は、伊豆納符の中にも出たり、また同郡八幡村にも、木宮明神あり、大見十六村の總鎭守なり、正保二年の棟札に、貞和中藤原朝臣祐義公、新宮殿造立とあり、また那賀郡熱海村にも、木宮明神あり、此をも五十猛神と稱すとあり、）陸奥國色麻郡に。伊達神社。（名神、大、）とあるも。同神なること決なし。（色麻郡は、和名抄にも出て、其郡に、色麻之加萬といふ郷もあり、兵部式に、色麻驛見ゆ、觀跡聞老志に、今作四竈、爲加見郡邑とあり、さて今伊達郡と云は、延喜式、和名抄、拾芥抄などに見えず、環翠軒の節用集に見えたり、此は後に、此の社名によりて建たる郡と通ゆ、）其は播磨國餝磨郡にも。射楯兵主神社二座。とある社の祭神を。五十猛神と。須佐之男命なりと物に見え。（陸奥、播磨ともに、郡を志加麻といふ、孰が本ならむ知がたし、想ふに播磨

より陸奥へは移したりけむ、當國の名所圖會といふ物に、此社は、辻井村と云にあり、また行矢の神とも云、今は姫路の總社に合せ祭る、舊は八疊岩に坐せしなり、と云り、なほ此の兵主神社の事は別に委く云べし。）此社に並べて白國神社といふ有り。こは彼の新羅より渡坐るに由ありと聞ゆるも。思ひ合さるればなり。（白國は斯良伎とも訓べし、斯良伎やがて斯良國といふ語なる由は、既に云へりき、此社のこと、國史に、元慶二年六月、授播磨國從五位上白國神正五位下、と見えたり。）○木國造之齋祠神等也。木國造は。產巣日神の御子。天御食持命（亦名手置帆負命、）の裔にて。宮作の業を掌れる故に。木國名草郡に住み。遂に木國造と任れし事。上に委く注へり。（第五十段、木國忌部の下見るべし。）凡て某々の國地に坐す神等をば。其所々を治る國造たち。天皇の大御手に代りて。齋祠る古への御制なる事も。既に上に注へり。（第三十九段の傳見るべし。）○五十猛神を。韓神と申す義は。韓國伊太氐神とも申す如く。蕃國に渡りて。還り給へれば稱へり。曾富理神と申す義は。皇美麻命の天浮橋に蘇理發して。天降坐る山の名を。曾褒理山といふと。須佐之男命。五十猛神の。埴を舟に作りて。渡り坐るとを合せて思ふに。皇美麻命の乘せる浮橋を。また磐船とも云ひて。（此事は、第百三十七段に委く注ふを見るべし。）其は虛空を乘りて往來する物なれば。五十猛神の乘て渡坐る埴舟といふも。同物にて。其れに蘇理發して。渡り著給へる故に。曾富理神といふ御名を負ひ坐るにや。（師も言れたる如く、居曾尸茂梨之處、とある曾尸茂梨も由有げなれど、尸茂の富と切まる由も無ければ、思ひ合せ難し、然れば上の考に從て有べし、なほ思ひ合すべき事は、石見國邇摩郡磯竹村の內、大浦と云ふ地を、須佐之男命の還り渡り坐る地なりと云傳へて、大屋村といふ地に、唐神明神社と云あり祭神を、須佐之男命と云ふ、また其里に、五十猛神社あり、每年の十月に、海上より唐神明神の社前すなはち大浦に、白蛇の上ること違はず、此を桐の箱に納れて、神前に奉ること、杵築浦と、日御埼とに上る物と同じ、大屋村の隣村を、靜間村といふ、此

に式內靜間神社あり、志都岩屋もこの浦にありと、其國なる門人、霹靂神社の神主、竹內正芳が語りき、須佐之男命の還り渡ませる地は、上に出たる如く、出雲國安來鄕なるを、石見國と云傳ふる事はいかゞなれど、其に隣界の國なれば、かくも云ひ傳へけむは、然も有べき事ぞかし。）なほ下に註ふを合せ見るべし。〇宮內省は。和名抄に。美夜乃宇知乃都加佐とあれど。乃字を切めて。美夜奴知能都加佐と訓べし。職員令に。宮內省管職一。（今云、大膳職をいふ。）寮四。（今云、木工、大炊、主殿、典藥の四寮をいふ。）司十三。（今云、正親、內膳、造酒、鍛冶、官奴、園池、土工、采女、主水、主油、內掃部、筥陶、內染の十三司をいふなり。）卿一人。掌下出納（謂被管諸司之出納也。）諸國調。雜物。舂米。官田。（謂供御稻田分置畿內者、名爲官田也。）及奏宜御食產。（謂奏者官田、園池、當年所佃種色目、幷收穫多少、及氷室氷之厚薄、皆申奏之也、宣者、若有勅語者、更傳宣告也。）諸方口味（謂除調雜物、外諸方別献珍味是也。）事上。大輔一人。少輔一人。大丞一人。少丞二人。大錄一人。少錄二人。史生十人、省掌二人。使部六十人。直丁四人とあり。宮內省式と合せ見て。其掌る趣を知べし。（かく嚴重に定まれるは、孝德天皇の御代より次々、文武天皇の御代までに、制られたるなれど、孝德天皇より以前にも、宮內省といふ名こそ無れ、かゝる職掌の有けむ事は、開題記に委く論へるを見べし。）八省の中に。此省ばかり。被管の諸司の多きはなし。神名式に。宮內省坐神三座。（並名神、大、月次、新嘗。）園神社。韓神社二座とあり。國史に。齊衡元年三月。園神韓神並加從三位。同二年九月。以園韓神列官社。貞觀元年正月。宮內省從三位園韓神。並正三位など見ゆ。（御祭は、二月と十二月との丑日に、園韓神祭とて行はせ給ふ、春用春日祭後丑、冬新嘗祭前丑、と式に見ゆ、神祇官人祭の事に預り、上卿、辨內侍など參り勤むること、貞觀儀式、延喜四時祭式、西宮記北山抄、江次第など、其外の書等に見えたり。）此を宮中に齋祠り給へる事は。內侍所御神樂式に。韓神之事。素戔嗚尊子也。有帝基安泰之誓。故宮中祭之と有れど。何

の御世といふ事知べからず。(然れど令を御撰あり
し始よりは、猶舊かるべき事は、言まくも更なり、
さて韓神を古事記に、大歳神の御子とあるに、此
式に、素盞雄命の御子とある事、いと珍たく正し
き傳なり、下に引く大宗祕府略記の傳と合せ考へ
て、韓神曾富理神と申すは、五十猛神なる事を辨
ふべし。)江家次第の頭書に。件神延暦以前坐此。
遷都之時遣官使欲奉遷他所。神託宣云。猶
座此處奉護帝王云々。仍鎭座宮内省とあ
り。然れば。宮内省に坐す事と成しは。延暦に都
を遷されし程よりの事なりけり。(古事談五卷に
も、園韓神社、本自坐大内跡、而遷都之時、造宮
之使等、可移他所云々、于時託宣云、猶坐此
處奉護帝王云々、仍坐宮内省内云々と見え
たり、)さて園神の事は大倭神社注進狀に。大神氏
家牒曰。園神舊記云。件神者守疫神也。傳聞。大
己貴命之和魂。大物主神也。(案此神、園華飛散之
時、發疫病、守護之鎭止之、仍云園神歟、
園殖草木之處也、集解所謂三枝和靈祭云當社
之事也、)と見え。韓神二座の事は。太宗祕府略記
に。韓神者。伊猛命號韓神曾保利神。とあるに從
ふべし。(この祕府略記の文、伊の字の下に、曾の
字を脱せるには非ざるか、もし舊より曾の字なく
は、五十猛を、伊太祁流と訓む證となすべし、然
ては己が五十猛と訓たるは誤りなり、さて文の意
は、宮内省に坐す韓神と申すは、伊猛命を韓神と
も、曾富利神とも申す、其の二名を二座と祭たる
由と通ゆ、一神の兩名なるを二座として、一社に
祭れること、豐石窓、櫛石窓神などの類、なほ例
有り、さて韓神二座の事も、大倭神社注進狀に、
韓神者、大己貴命、少彦名命也、兩神經營天下、
爲顯見蒼生、則定其療病之方、或抄云、大己貴
命、少彦名命、神記曰、昔造葦原中國訖、去往
東海、今爲濟民更亦來歸、因以號兩神、云韓
神歟、古語外國云韓也、と云へるも、然る説に
聞ゆれども、なほ祕府略記の説に據るべくぞ所思
ゆる、偖また師説に、神名式に、伊勢國度會郡園
相神社あり、此を或書に、曾富理神、曾奈比々古
命、大歳神子也と云るは、園相字に付て、かの園
神を思ひよせたる、例の推あてかも、と言れたる

が如し。）さて神樂譜に。韓神といふ歌あり。其歌に。本。「見志萬由不。（三島木綿にて、伊豆國三島より出る木綿なるべし、賦役令に、東木綿とあるは是か。）加太仁止利加介。（肩に取挂にて、襷に爲たる事なり。）和禮可良加見乃。（我韓神之にて、韓神の如くと云意なり、さて此に可良加見とあるに依て、韓神を可良加美と訓べしと云へるも有れど、加茂翁の言の如くては哥詞の調へに依りて、加良乎乃を略けるなれば、訓の例とはなし難し。）加良乎支世武也。（韓招せむ哉、と云へるなり、御神樂式に、加良於幾座置也とあるは、加茂大人の神遊考に論はれたる如く非なり。）加良乎支世牟也。（言句に定りなく、且つ末の句をかく返し哥ふこと、古哥の常なり。）末「也比良天乎」（八葉盤をなり、大嘗祭式に、葉盤比良氐と有なり、）天耳止利毛知天。（手に取持てなり。）和禮可良加見乃。（本の哥に注ふが如し。）加良乎支世武哉。加良乎支世牟也。とあり。此の二首の韓招は。枲招禱をかけて言へるにて。（招禱てふ言の意は、既に第四十四段に委く云へり。）我は三島木綿を挂け。八葉盤を取り持ち捧げて。神招禱するを。決めて禱に驗あらせむ。枲招禱は爲じ。我は韓神の如く。韓招は爲じと云ひ挂たるなり。然れば此の神は。韓招する神。といふ古傳のあるに本づきて。詠める歌と通えたり。（體源抄に、私に云、からをきは、枯たる荻を云にや、清暑堂の御神樂の試樂、犹柄家にて行はるゝ時、人長枯たる荻の枝を持事なり、是秘藏の事なりと云へり、按ふに此は、からをぎと云ふ語に付て、時にとりての景物に持たるにや。）後拾遺集に。資長朝臣。藏人にて侍ける時。園韓神の祭の内侍に催すとて。祓すれど。此の世の神は驗なければ。（此世の神とは、此國の神と云はむが如し。）そのから神に祈らむ。と云て侍りける返事によめる。少將内侍。近きだにきかぬ禊を何かそのから神までは遠く祈らむ。とあるも。全韓國の神と爲たる趣なり。（また辨内侍が日記に、建長三年十月十六日、新大納言實房夜番に參りて、例の番などは、おのづからなしとも參り給ひぬるは、いと淋しく候ひ給ひしに、きりみすの程にたたずみて、なのめならず見返りたる聲にて、わざ

とならぬ、何となき様に、韓神をよきほどに歌ひすてゝ出給ひしと、少將の許より、申つかはして侍ければ、辨内侍、さかばやな倭にはあらぬからをきの、身にしむ風は秋ならずとも、返し、少將内侍、やまとには有らぬ物から韓をきの、かへすも猶ぞわすれぬ、とあるも、同じ意ばへの哥なり）さて此神の韓招すとは。何なる事を云ならむと考ふるに。前段に。須佐之男命の御語に。韓郷之島者。有金銀。於吾兒所御之國。不有浮寶則未佳也と詔へるは。其荒魂大禍津日神（亦名五十猛神）の御心なるが。（凡そ須佐之男命の御態、また御言は、其の荒魂の御心御態と。隔なく察奉るべき由は、前々に往々云へるを思ふべし）仲哀天皇の御世に。神の御誨しありて。韓國を征給ふべき由を詔へるは。即ち須佐之男命の。此御語の結びにて。其御誨のまに〳〵。韓を征伏へ給ひし以來。三韓は更なり。諸蕃國々より。種々の事物ども。參渡り來る事としも成ぬる。其本を云へば。五十猛神（亦名韓神、曾富理神）の。蕃國を。皇美麻命に寄せ給ふ御心より起れる事なれ

ば。韓神の蕃招し給ふと云ふ古語の。有けむ事知べし。（なほ仲哀天皇卷に、委く注を見るべし）また因に園神の事を言はゞ。上に引たる大神氏家牒に。大物主神に坐て。疫病を鎮め止め給ふ由云へるは。實に然るべし。（大神氏は、やがて大物主神の御末なれば、正しき據ありてぞ記しけむ）其は此の神物主と爲て。萬の鬼神を治め給へば。大宮中に。然る邪鬼の入るを禁め給はむ爲に祭られけむ。（一わたり理を立て言はむには、韓神二座は、園神より前の神にませば、韓園と序次べきに、園韓とあるは、大物主に坐せばなるべし）殊に此の大神も。また蕃國々を招て。大皇國に寄給ふ事を掌給へばなり。（此は崇神天皇卷に注ふを見よ、なほ此大神の事、委くは第九十五段、第百二十八段の傳などに、注ふを見て知べし、）さて百錬抄に。大治二年二月十四日。園韓神社。神祇官八神殿。幷内外院門垣等燒亡云々。園神韓神御正體奉取出之。但後日雜僕宿禰云。八神園韓神自元無御正體。但園韓神有神寶劔桙云々。また長秋記に。大治四年三月廿一日參院。仰曰。去夜本院御夢

想。有二老人一。稱二宮内省仕人一。申云。近日居住近邊雜人等。亂入甚難レ堪也。此事可レ令二訪語一也。今朝被レ尋之處。被二園幷韓神二社入レ夢驚申一歟。件社燒亡後。未レ突二四面垣一。仍雜人等亂入とありまた園大曆文和四年十一月十九日。天陰。園韓神祭社壇顚倒。其後無二沙汰一。五節又同日無二沙汰一と見ゆ。(康富記にも、應永廿六年二月五日、大風、園韓神御社顚倒ともあり、朝野群載に、此社預、ト部宿禰兼宗、社の修造を請申せる解狀もあり)

爾健速須佐之男命。到二坐出雲國簸之川上在鳥上之地一時。箸從二其河一流下矣。於是須佐之男命。於二其河上一以二爲人有一而。覓上往者。河上有二啼哭聲一矣。故尋二其聲一而往上者。老夫與二老女一二人在而。中二置童女一而。撫之泣也。問二給汝等者誰耶一則。其老夫答白。吾者國神。大山津見神之子也。吾名謂二足名椎。妻名手名椎。女名。眞髮觸奇稻田比賣一也白矣。復問二汝之哭由者何歟一則。答白我女者。自レ本在二八稚女一矣。爾高志之八俣遠呂智之。每レ年來喫焉。今其可レ來時之故泣。問二給其形者如何歟一則。答白。彼目如二赤加賀智一而。身一有二八頭八尾一。亦其身。生二蘿及檜杉一。其長度二谿八谷峽八尾一而。見二其腹一則。悉常血爛也白矣。爾速須佐之男命。於二其老父一是汝之女則。立二奉於レ吾哉詔之。答二白雖レ恐不レ覺二御名一則。吾者天照大御神之伊呂勢也。故今自レ天降坐也答之矣。爾足名椎手名椎神。白二然坐則恐。隨レ勅立奉一矣。

簸は。師云地名なり。和名抄に。出雲國大原郡斐伊。(今の本伊を甲と誤れり。)彼の國風土記に。大原郡斐伊郷。屬二郡家一。樋速日子命坐二此處一。故云

樋。神龜三年改字斐伊とあり。是より河にも名けつるなり。(樋速日子命は、即ち上に見えたる樋速日神なり、下に云へる説あり、考へ合すべし、今云、樋速日子は、簸の川上にて、大蛇を切り給へる山にて、須佐之男命を申すか、又は大蛇の靈を祭れるかなるべし、師説は信がたし。)今云神名式に。同郡に斐伊神社。(こは淸和天皇紀に、貞觀十年九月、斐伊神從五位下、同十三年十一月、授從五位下斐伊神從五位上と見ゆ、)同社坐斐伊波夜比古神社と並びたり。此は風土記に。樋社。樋社。と並べて。在神祇官と云へる社なり。(抄に、斐伊郷宮崎大明神也と云り。)この樋社二社の中。下なるは。式に。斐伊波夜比古神と云ひ。師の引れたる斐伊郷の文にも。樋速日子命坐とあれば。祭神知られたるを。上なる樋社は祭神詳ならず。然れども式に。武藏國足立郡に。氷川神社。(名神、大、月次、新嘗。)とある社の祭神を。一宮記に。素盞嗚命とあり。今も其本宮をしか言ひ傳へたり。また男體宮とも云ふ。(此社は、國史に、貞觀元年正月、武藏國從五位下氷川神從五位上、同五年六月、授武藏國從五位上、氷川神正五位下、同七年十二月、武藏國氷川神從四位下、同十一年十一月、授武藏國從四位下、氷川神正四位下、元慶二年十二月、授正四位下氷川神正四位上など見ゆ、今も中山道なる大宮驛の傍に、大社にて在り。)此國の國造は。神代紀に。天穗日命。出雲臣。武藏國造等祖也と見え。國造本紀に。成務天皇の御世に。定め賜へる由見えて。式に。此國に。横見郡に。伊波比神社。男衾郡に。出雲乃伊波比神社。また入間郡にも。中氷川神社。出雲伊波比神社などあり。(姓氏錄に、入間宿禰天穗日命之後也とあるは、此の郡に由あり、)此等みな。出雲國に由ある社と通ゆるは。出雲國造より派りて。此の國造と成れる故に。祝へる社なるべく覺ゆるに就て。氷川神社も。彼の樋社を移せるならむと思はれ。氷川神社の素盞嗚尊なるに就て。其の本社たる樋社をも。疑なく此の神ならむと覺ゆるなり。(神名帳頭注と云物に、氷川神社、日本武尊東征之時、勸請素盞嗚尊也と云り、素盞嗚尊を勸請と云は、然る説なれど、日本武尊東征之時、と

云へるは信がたし、また後の總國風土記に、孝昭天皇三年所祭、素盞嗚尊、大己貴命、奇稻田比咩、合三座也と云るは、殊に信られず、延喜式の御撰有し比までは、一座なりし故に、神名帳に、其座數を記されず、然るに今は三座なるは、總國風土記を記せる程よりの事なるべければ、二座は元より式外なること、云も更なり、然にても、稻田比咩命は聞ゆれど、大己貴命は漫說なり、當社男體宮の大祝、岩井氏に傳はる古文章には、男體宮素盞嗚尊、女體宮稻田姫命、火王子宮とあるをや、扶桑見聞私記と云物に、建久八年四月に、將軍當社に參詣ありし事を記して、神の由緒を尋られしに、神主申て云、大己貴命なり、出雲大社を勸請し奉る故に、大宮と號す、此神むかし、出雲國氷川上に宮居し給へる故に、氷川明神と申奉ると云る由見えたり、こは妄言多き書なれば、一向には信がたければ、若實ならば、大己貴命と云るは其神主の故實に闇きなり、よし然ばれ、式には一座なれば、男體宮こそ本社なれ、女體宮火王子宮は、實は式外の末社なれば、今云ずても有べけれど、因にいさゝか驚しおくなり、又按ふに、火王子と云神は、富士の末社にも有て、詳ならず聞ゆれども、此は斐伊社神の王子と云意にて、即ち須佐之男命の御子ならむか、〕○川上は師云。(加波乃弁と訓べき所も有れど、)此は加波加美と訓べし。其故は。同風土記に。出雲大川。源自伯耆與出雲二國堺。鳥上山流。出仁多郡橫田村。即經橫田三處三澤布勢等四鄕。出大原郡堺引沼村。即經來次斐伊屋代神原等四鄕。出出雲郡堺多義村。經河內出雲二鄕。北流。更折西流。即經伊努杵築二鄕。入神門水海。此則所謂斐伊河下也云々。自河口至河上橫田村之間。五郡百姓便河而居。出雲。神門。飯石。仁多。大原郡○此の大河の下、古へは神門水海に流れ入りしを、寬永のころ、大水出たる時より流變りて、今は伊努鄕より東方へ流れて、國中の入海に入るとなり、さて此入り海は、國中を、東より西へ遠く入たる海にて、昔は潮海なりしを、肥大河の流れ入る故に、その河水に衝れて、今は潮入らず、淡海なりとぞ。〕また仁多郡室原川。源出郡家東南卅五里

鳥上山北流、所謂斐伊大河上也。また同郡横田川。源出郡家東南卅六里室原山北流。此則斐伊大河上。など有るを見れば。鳥上は。此の源なればなり。萬葉五卷に。許能可波加美爾。また十四卷に。可波加美能などあり（此は川上てふ言の證なり）○在は那流と訓べし。字も辭も萬葉などに例多し。（爾阿流の切まりたる辭なり）○鳥上之地は。師云。また彼の風土記に。仁多郡鳥上山。郡家東南三十五里 伯耆與出雲之堺と見え。右に引る處にも見えたるが如し。（此山今俗には、船通山と云ふ、此山の東に室原山あり、其間を越れば、伯耆國日野郡に至るとぞ）○箸。和名抄に。唐韻云筯匙也。字亦作箸和名波之とあり（箸てふ言は、橋、端、また柱の波之とも同言なり、其はすてに、第五段に注へるを見るべし）○從其河上は。師云。今語ならば。從其河上と云べきを。如此云るは。古語のさまなり。從は袁の意ぞ。姓氏錄佐伯直條に。靑菜葉自岡邊川流下。天皇詔。應川上有人也云々。繼體天皇卷歌に。簸都細能智婆庾那餓例倶屢などある。皆同じ言なり。（また

萬葉に、霍公鳥などの歌に、從此鳴度と多く詠めるも、此よりと云意には非ず、此を鳴度ると云意なり、古今集春下、清原深養父歌の詞書に、山川より花の流れけるを詠る、また源氏須磨卷に、沖より舟どもの歌ひのゝしりて漕行など云々、これらもみな同じことなり）○以爲人有而は。人有祁理登以爲而と訓べし。（祁理は、推度て定むる意の處に用ること多し）○覓上往者は。麻岐上理伊傳坐志加婆と訓べし。○有啼哭聲矣は禰那久聲伎許延伎と訓べし。（有を、字のまゝに訓むは漢語ぞ）禰那久は、音泣なり。應神天皇卷に。海人乎因己物而泣也。などあり。（此はか萬葉に、哭泣鶴鴨、泣耳師所哭、哭者泣友など、いと多く見ゆ）○老夫は意伎那と訓べし。和名抄に。翁孫愐切韻云。老人也。和名於岐奈とあり。（また古老於岐奈比止、耆宿布流於木奈とも見ゆ、日本紀に、老公、老夫長老など、みな於岐那と訓り）さて於伎那といふ言義は。於伎は息。那は長にて。命長き人を云ふ稱なる事。既に（第十段の傳）注るが如し。○老女は。師云。意美那と訓べし。新撰字鏡に媼

於彌奈とあり。（娘は字書に見えず、字の體を思ふに、老女の意の和字なるべし。）續紀十三に。紀朝臣意美那と云ふ婦人の名も見ゆ。抑老女を意美那と云は。少きを袁美那と云と對ひて大と小とを以て。老と少とを別てる稱なり。（また伊邪那岐、伊邪那美などの御名の例を思ふに、意伎那、意美那は、伎と美とを以て、男女を別てる稱なるべし。）さて和名抄に。說文云。嫗老女之稱也。和名於無奈と見え。日本紀に。老婆。老嫗。老女。（かの續紀十三なる、紀朝臣意美那をも、同紀五には、音那とあり、また家原音那と云も、同卷に見ゆ、土佐日記に、おきな、おむなと云るも、老夫、老女の意なり、然るを注に、翁なる女と云るは誤なり）また萬葉に。嫗。靈異記に。嫗於于那など見えたるは。中古よりして。美を音便に牟とも宇とも云ひなせる物なり。是また袁美那をも。後には袁牟那とも。袁宇那とも云と同例なり。（意と袁とを以て、老少を別つことは、祖父母を意知意婆と云ひ、親の兄弟を袁知袁婆と云類なり、然るに後世、意袁の假字亂れてより、是らすべて分れずなりにたり、又師は、萬葉に據ありとて、老女は於與那と訓べし、和名抄の於無奈も、無は與の誤ならむと云れつれど心得ず、凡て於與那と云こと、物に見えたる事なし。）○童女は。師云袁登賣と訓べし。袁登賣のことと上に見ゆ（こゝに童女と書るは、いまだ成長らぬごと聞ゆれど、下に御合ませる事あれば、こゝもむげにいときなきには非じ。）書紀に。少女。幼女。幼婦。萬葉六に。漁童女など見えて和名抄に。小女。和名乎止米。童女同上とも有れば。童なるをも袁登賣と云なり。（また和名抄に、童女女乃和良倍、書紀五に、童女ともあれど、さは訓べからず、また和名抄に信濃國の鄕名に、童女と書て、乎無奈と云るもあり。）また宇那韋とも訓べし。萬葉十六に。童女波奈理。和名抄人倫部（老幼類、）に。髫髮和名宇奈爲など有ればなり。（髮を以て稱ぶこと、總角、目刺などの如し、今の世にも、童男を前髮と稱ふ。）○中置而は。中爾須惠氐と訓べし。（萬葉十一に、人祖の、未通女兒居て守る山邊から、と有。）○撫之泣也は。加伎那傳氐泣那理と訓べし。古事記には。たゞ泣とあるを

記傳に。流那理と訓て言れしは。此の那理は。古文の辭づかひを能く知らむ人。わきまへてむ。下の喫を久布那流と訓るも同じ。(凡てかゝる那理那流は、見聞物のうへを、他より言ときに添る辭なり、こゝは老夫老女のうへを、須佐之男命の見たまふ方より言ふ、下の喫は、遠呂智がうへを、老夫の見る方より言なり、此の辭中古の物語文などにも常多かれど、なほざりに見る故に、心をつくる人なし。)○誰耶は。多禮曾と訓べし。(師云、是を多曾と訓むはわろし、已を於乃、我を和、汝を那と云例に、多禮を多と云むは、なほ然る事なれど、曾は必濁べきを、清は亦得ず。)○吾者は。阿波と訓べし。(凡て自稱ときの吾字、我字、僕字などを、夜都加禮と訓は、人の世となりての文にはさも有べけれど、神世にはさる言なし、たゞ阿禮、於能禮と云しなり、夜都加禮と云語の意は、淸寧天皇卷に出たり、其處に云へし。)○國神。こは大山津見神に係りて聞ゆれども。書記に。吾是國神號脚摩乳と見え。また吾國神。名猿田毘古大神也。また吾國神名井冰鹿などある例に依れば。自稱るなり。(されば此にて姑く讀絶べし。)さて國神とは。師云。高天原に坐神を。天神と申すに對へて。此の國なる神を云なり。(神祇令義解に別たる、天神地祇は疑ひあり。)但し何事も此の國にて言ことなる故に。天神とは申せども。國神とは徒には言ず。(卷首に五柱天神をば、別天神とあれども、其次に、此國に成坐る七代神をば、たゞ神世七代と云て、國神の世とは云ず、是れその意ぞ。)國神とは。たゞ天神に對ふときのみ云ふ稱なり。此も天より降來坐る神に對ひて申す言なり。(右に引る猿田毘古大神も然り、また邇々藝命の詔に、必國神之子、とあるも、天神の御子ならじの意なればなり。)○大山津見神は上に出たり。(第十六段見るべし。)○足名椎。手名椎は。師云。奇稻田比賣を撫愛しみつる由の名にて。足撫豆知。手撫豆知の約りたるなり。(傳豆を切むれば豆なり。)されば是は。比賣の。須佐之男命の御妃に爲給ひて後に。御親を思ひて稱しものぞ。(然らざれば、子を愛みつる由を、本より親の名に負べき由なし、然らば今此に、吾名とて、名告つるは、前後違へるに似

たれど、凡て後を以て、始めへも回らし言は、古傳の常なれば妨げなし。）さて足と手とを分て。父母に當たるには意なし。（石根拆と云ことを分て、石拆神、根拆神と云如く、足手撫と云ことを分て、負たるのみなり、但し足以て父に負たるは、古へは手足とは云はで、足手とぞ云けむ。今も足手纏などは、足を先に云めり。）椎は借字にて。野椎などの如く。菜豆知と云例あまた有て。上（第十三段、野椎神の下見べし。）に云る如く。豆は之に通ふ辭。知は稱名なり。（書紀に、摩乳と書る文字に泥みて、知を乳養の意とするは、例をも考へず、古言の躰をも知らぬ辟説なり。乳養を乳とのみ云て、聞えむ物かは、また父に、乳養を以て名けむ物かは。）○妻名。女名。上に、此の老女は妻なり。童女は女なりと申せる言無れど。自から妻子と知るゝ故に。直に如此は申せるなり。○眞髪觸奇稻田比賣。（古事記には、櫛名田比賣とあるを、今は書紀一書に據れり。）眞髪觸は奇と云む發語なり。眞は髪を稱たる言。櫛は髪に觸る物なれば。如此冠らしむ。彼薦枕高皇產靈神。天疎向津比賣命など

の如く。神名にも發語をおくは。上代の文の狀なり。師云。奇は美稱なり。例は櫛八玉神。櫛石窻神。櫛御方命など。猶多かり。稻田は。師説の如く地名なり。（其由は下に云ふ。）故徒に稻田比賣とも有り。然るを久志より連く故に。志に伊の響有て。おのづから那陀と云はるれば。名田とも有なり。猶下（第七十一段の傳。）に注ふを見るべし。（また按ふに、櫛戴か、其は能登國能登郡に、久志伊奈太伎比咩神社あり、考合すべし。）○自本。師云。こは常に固と云とは聊異にして。俗言に元來と云意なり。○八稚女は。師云。夜袁登賣と訓べし。（書紀に、往時吾兒、有八箇少女、と書れつれども。）八は例のたゞ多きを云るにて。幾人も有し意なるべし。（白檮原宮段に、七媛女、日代宮段に二孃女なども あり。）○在の字は有の字なるべきを。此方の古書には通用ひたり。○高志は。地名なり。和名抄に。出雲國神門郡古志とある是なり。名義は風土記に。古志郷即屬郡家。伊弉那彌命之時。以日淵河築造池之。爾時古志國人等到來而爲堤。即宿居之處也。故云古志也。また同郡狹

結驛。古志國佐與布云人來居之。故云最邑。其所以來居者說如古志鄉也とあり。（內山眞龍云、日淵河の水を引て、池を造りし時に、越國人佐與布等來りて、堤を築き、即宿れりし處なれば、越國の名を取て、神門郡に古志鄉あり、また其人の名を取て、狹結驛と號ひ、遙に遠き越國より來宿れる故は、意宇郡母理鄉の傳に、大穴持命、越の八國を平て還坐すと記し、古事記に、八千矛神、高志國の沼河比賣を婚給へることあり、彼の神の平給ひし國なれば、越人の出雲へ上れる由は明なり、越後國に古志郡あり、頸城郡に沼川鄉、奴奈川神社もあり、出雲風土記抄に、古志郡家者、從今弘法寺六町西北田疇、俗呼言鄉所蓋是也、併古志、芦波、知井宮等以爲一鄉、又云日淵河者、蓋芦波與知井宮之境、俗呼云保知石川と云ひ、古志鄉、以保知石大明神爲氏神、此社者、在佐知石谷、寬永年中遷祀古志村中、栗皮塚田瀧之圈山、是則伊佐那美命也とも云へり、古志郡家は、通度が文に依るに、神門川の東に有り、今の河流は變たるものか、）〇八俣遠呂智。（師云、

八俣之と之を添て訓はわろし、上の八尋殿、十挙劒、八咫鏡などの處々に云るが如し、）八俣は。次に身一有八頭八尾と云る是なり。（すなはち書紀に、頭尾各、有八岐とあり、）遠呂智は。書紀に大蛇と書り。和名抄に。蛇和名倍美。一云、久知奈波、）日本紀私記云。乎呂知とあり。（師云、今俗には、小く尋常なるを久和奈波と云ひ、やゝ大きなるを幣毘と云ひ、なほ大きなるを宇波婆美といひ、極めて大なるを蛇と云なり、遠呂智とは、俗に蛇と云ばかりなるをぞ云ひけむ、）名義靑呂智てふ言の阿の省かりたるにや。（師は尾於杼呂智にて、尾のおどろおどろしきを云なるべし、於杼呂は棘、驚くなど丶同言なり、さて其於は、遠の韻にある故に省かり、また遠杼は遠と切ればなり、抑、この蛇は上なき靈劒を尾の中にしも含持れば、其の威靈にて、餘所よりも、尾は殊にいかめしく、おどろ／＼しかりけむ、故れ尾をもて名に負せしならむ、と說れつる、理は然もと聞ゆれど、猶然にはあらじ、）靑呂智とは。俗に靑野呂智と云ふ蛇にて。此を靑呂智といふ國々多かればなり。（其は尋

常に、倍毘と云ばかりの物より、大蛇と云ばかりの物まで、弘く云へり、越後國などの人々、また相摸國大山邊の人なども然稱ふを聞たり、猶しか云國々多かるべし、出羽國の秋田、庄内邊にては、青のろちと云ふ、江戸などにては、青大將といふ。)抑蛇の類の多かる中に。此の蛇はしも。常に草村の中に在るも。餘の蛇等よりは。平穩に長長しく。人に害を爲てとも。餘の蛇等の如く酷しからず。(青大將と云は、かく穩に、老成げなる故に云へるならむ。)然れどもまた此の蛇ばかり。大きになるはなく。俗に宇波婆美と云ひ。大蛇と云などの有狀を探るに。皆ての蛇の大きに成れるにて。其餘の蛇の狀なるは。聞かず。かく大きになる性の物なる氣にや。自から小蛇の時には。然しも害を爲さず。老成かる事と思ゆるなり。(俗に宇波婆美と云を、常陸下總などの人は、袁加婆美と云ひ、出羽の秋田などにては、宇加婆美といふ、其は於加美と同じかるべきこと、第十六段に云りき、此の袁呂智は、かならず彼の高龗神の御末なりと思ふ由あり、下に注ふを見るべし。)然れば袁

呂は。青に呂てふ辭の添りたるが。阿の省りたる語。智は師說の如く。例の稱名なり。下に須佐之男命の御言に。汝者可畏神也と詔ひ。また欽明天皇卷に。狼をも貴神と云ひ。虎をも威神と云へる言ある如く。かゝる物をも稱へて。智とは云へるなり。(蛟などの智も同じ、まして此は、龗神の末ならむとさへ思ゆるなり。)○來喫焉は。伎氐久布那流。と訓べし。師云。出雲風土記に。神門郡に。來食池と云あり。(こは何の由にて名けしにか知らねど、言の同じきまゝに引出つ、○今云、こは高志鄕と同じ神門郡なれば、遠呂智の來て、喫ける由の名ならむも知べからす、周一里一百四十步、とある池なり、内山眞龍は、來食は久久比と訓べし、鵠なり、垂仁紀に、譽津別皇子見鵠得言云、鳥取連祖、天湯河板擧、遠望鵠飛之方、追尋詣出雲而捕獲云々、此事の所由ある池なるべしといへり。)○今其師云。其とは。上の遠呂智を指て云ふ古言なり。(漢文に云ふ其れとは格異なり。)○赤加賀智。古事記本注に。今の酸醬也とあり。(書紀には、赤酸醬と書て、此云阿箇箇鵝知とあ

り。)和名抄に。兼名苑云。酸醬。(一名洛神珠。)和名保々都岐とあり。師說に。名意は。赤赫都實にて。都美を切めて智と云なり。字鏡に。酸醬加我彌吾。又奴加豆支とあり。加我彌は赫實なり。(和名抄に、蚺蛇夜萬加加知、と云物もあり。)と言れたり。然れど今の現に山加賀智とも。赤加賀智とも云て。赤黃斑なるが。腹は殊に赤く。目は血を沃たる如く赤き蛇有り。(赤赫智の義なるべし、さて此は凡て、靑呂智とは異りて、かしこく强氣き物なるが、又いと大きなるも有りと云へり。)此に依て按ふに。古事記の本文の意は。靑呂智の目は。赤加賀智といふ蛇の如く。血走りたりと云意の古傳なりけむを。名の同じき故に。酸醬の事ぞと心得て。今の酸醬也と云註を加へたるには非じか。斯ばかり大きなる蛇の。目の赤く恐しきを譬へ言むに。酸醬は似つかはし有ぬをも思ふべし。(越後國蒲原郡小關村なる敎子、上相篤興が語りけるは、己が弱きとき、村の近き邊なる大木の朽たる空に、年久しく、腕の太さばかりなる赤加々知の住て、時々頭を出すことなど有しに、童子どもの打よりて、其空へ、しきりに木竹を刺入れけるに、其の蛇遂に死てけり、斯くて其を引出して切散しけるに、尾にありし骨の三四寸許りなるが、鐵よりも剛く、刄づくりて有けるを取て、木竹など削るに、いと能く切られ、濡たる紙さへに切れけるを、奇しと人も見けるに、江戸の人の來り相て、そを買取りて去れる事あり、後に此の古學に入りて、遠呂知の尾に靈き劒の有し事など思ふに、我が買取らざりし事の口惜しと云り、由有げなることなり、)〇さて序に云む、酸醬の實を保々都岐と云は、頰突なり、奴加豆支　額突なり、彼實の枝に付たる狀、圓くて、人の頰をつき、額を突たる如く見成さるれば、云るならむ。)〇八頭八尾は。師云。加茂翁の。加志良夜都。袁夜都と訓れつるぞ。皇國の物言なる。〇羅は許祁なり。萬葉に多く此字を書けり。和名抄に。切韻云。苔水衣也。亦作レ菭。和名古介とあり。蘿は別に出して。唐韻云。蘿女蘿也。雜要訣云。松蘿一名女蘿。和名萬都乃古介とも有れど。此の蘿は。たゞ許祁に用ひたり。(谷川氏云、許祁は木毛なり、)〇檜杉の事は

既に註へり。此を書紀には。松栢生於背上とあり。(和名抄に、松漢語抄云、字亦作榕、和名萬都、栢纂名苑云、一名掬、和名加閉といへり。)○長は。師云。那賀佐と訓べし。(大きさ廣さ深さなど云格の辭は、奈良までには正しくは見當らねど、必ず言はでは得あらぬ辭なれば、如此訓つ、人また本草など、立る物に云ことなり、蛇などは横に長き物にてそ有れ、高く立物には有らねば、多氣と云べき由なし。)○谿は和名抄に。爾雅注云。水出山入川曰谿。(奚又作溪和名多爾。水與谿相屬曰谷。猶谿也とあり。○峽は。師云袁と訓べきこと。谿八谷の例にて明し。尾に此字を書る例は。懿德天皇紀に。曲峽宮。神功皇后紀に。活田長峽國などあり。(峽は和名抄に、峽山間峽處也、俗云山乃加比とある如くなれば、尾には非ず、但し荊州記に、三峽七百里中、兩岸連山無斷處など云る、彼の山の長く連なれるさまを取て、尾に用ひたるにや。)書紀には。蔓延於八丘八谷之間と書れたり。(此の餘も、尾には畝丘、頓丘など、

書紀には多く丘の字をかけり。)なほ山の尾の事は。朝倉宮段に委く云べし。(雄略天皇巻見るべし。)○悉常は。許登基登爾伊都母と訓べし。○血爛也は。知阿延多陀禮多理と訓べし。さて此の大蛇の形を。書紀一書に。大蛇毎頭各有石松。兩脇有山甚可畏矣とあり。(幾千歳を經て、かく大に成りて、八丘八谷に蔓るばかりの遠呂智なればいつとなく蘿生ひ土つきて、身に山を成し、松栢檜杉さへに生たれば、信に山の動き出たる如くにぞ有けむ、今も大龜の背などには、自然に蘿生ひ、土つき、種々の物生て、たゞ背より見ては、其物とも覺ざる狀に見ゆるも多かるなどを思ひ合すべし。)○是汝之女則は。許禮汝之女那良婆と訓べし。是とは。童女を直に指て詔ふ御言なり。○立奉哉は。(本には、立の字なかりしを、下文に依て加へたり。)多氐麻都良牟夜と訓べし。(師云、此の奉を、舊く久禮牟夜と訓り、書紀も同じ、其は吾れに奉つると云むは、いかゞと思へる故の訓なれども、上代には、貴人は、自のうへをも、尊みて詔ふこと常なり、後の世の心を以て疑ふべきに

非ず、久流と云言も、土佐日記、うつぼ物語なぞにも見えて、やゝ古けれど、なほ然は訓べきにあらず。)○雖恐は。加志許氣禮杼と訓べし。(本には恐亦と有るを、師の訓によりて、如此書つ、)師云。速に諾すべきなれども。と云意の言なり。(かゝる處に、恐と云言の意は、次に云を合せ考ふべし)○不レ覺二御名一は。師云。御名袁志良受と訓べし。是はいかなる御方かも知らず。と云意なるべし。(また上古には女を嫁するには、必その男の名告を聞くならひかとも思へど、御答へに御名告なければ、上の意なるべし、)○伊呂勢。末には伊呂兄と書たり。師云。同母兄を云なり。伊呂とは。本愛しみ親みて云言なり。此事浮穴宮段。常根津日子伊呂泥命の下に委く云べし。考へてよ。(加茂翁說に、伊呂は家等にて、萬葉十四東歌に、伊波呂と云る是なり)さて同母の子は、母と共に同家に在る故に、伊呂母、伊呂兄、伊呂弟、伊呂姉と云なりとあり、是ぞ古への趣をよく得られたる物と、先には思ひしかど非ざりけり)さて此の命は御弟なれとも。男命なる故に。兄と詔ふなり。其由は上に云り。(第十一段、我か那勢命とある下見るべし)上に天照大御神の大御言にも。我那勢命とあり。(第三十二段見るべし)○恐は。師云訶志許斯と訓べし。下に。天尾羽張神の答へに。恐之仕奉と見え。また言代主神の語にも。恐之此國者。立奉天神之御子と見え。また穴穗宮段に。恐隨二大命一奉進なぞあると同じ語の格なり。速に諾して承はる詞なり。(今の世の言に、承諾するを加志許麻理申多と云ひ、奉レ畏候など書くも、此より出たる言にて、全同じ事なり、また此は仁德天皇紀、播磨速待が歌に。伽之古俱等望、阿例椰始儺破務、とあるによく似たる趣なれば、加志許久斗毛と訓べきか、とも思へり、そは賤き女を奉らむは、恐くともなり、然れども猶前の方によるべし)○隨勅は。書紀に據て補へり。美許登能麻麻邇々と訓べし。(立奉於吾哉、と詔へる御言を指て云り)○立奉は。師云多氐麻都良牟と訓べし。如此書ける例は。右に引る言代主神の言。また木花之佐久夜毘賣段にもあり。立の字を添たる故は。まづ多都とばかりも。物を獻ること。麻都

流とばかりも獻ることにて。多氏麻都流と云は。本其の二を重ねたる言なり。また獻るを麻陀須と云へることあり。其を多氏麻陀須とも云る。その多氏も同じ。(今云、多氏麻陀須てふ言の師說は、第百四十六段の傳に注せり、考へ合すべし。)さて奉の字は。多氏麻都流とも訓めども。また常に麻都流とばかりにも用ふる故に。かく立の字を添ても書るなり。獻るを。立とばかり云へるは。大神宮儀式(六月十七日夜、御食直會歌、)に。佐古久志侶伊須々乃宮仁御食立止云々。(御食奉るとてなり。)是なり。(また萬葉一に、山神乃奉御調等、六に、宮柱太敷奉などある、此の二の訓は、誤りとは見ゆれど、奉るを多都ともいふ言の有しから、古くよりかく訓るなれば、これらも一の證とはすべくなむ。)

爾速須佐之男命。以二其童女一。取三成湯津爪櫛一而。刺二御美豆良一而。告二其足名椎手名椎神一曰。汝等。以二衆菓一。釀二八鹽折之毒酒一。且作二廻垣一。於二其垣一作二八門一。每レ門結二八佐受伎一。每二其佐受伎一。各置二一口酒槽一而。每レ船。盛二其八鹽折酒一而。可レ待。吾爲レ汝。當レ殺二其遠呂智一也教之矣。

湯津爪櫛の事は。上に旣に注へりき。(第十八段の傳見べし。)○取成は。師云。下に令レ取二其御手一。卽取三成立氷一。亦取三成劒刄一。とあると同くて。此物を變化て。彼の物に爲なり。書紀に。立化二奇稻田姬一。爲二湯津爪櫛一而挿二於御髻一。と書れたる化の字にて明し。古來この立化の二字をタチナガラと訓るは當らず 立の一字をさも訓べし、さて化の字と下なる爲の字とを合せて、とりなしと云ふ言に當れり。)然れば是れは。此貴の身體を。櫛に變化て。須佐之男命の。己命の御美豆良に刺給なり。(然るに中古より異說ありて、稻田姬の處女なるよそひを化て、櫛を其髻にさして、須佐之男命の御妻にし給ふなりと云ひ、或は須佐之男命の、稻田姬の形に化りて、櫛を爲りて、御髻にさし給

ふなりと云は、みなひが說なり、)さて如此く爲給ふ所以は。いかなる事か知がたし。淸輔奧儀抄に。爪櫛に取成て。蛇に見せじと爲給ひけるにや。同紀にも。醜女に追れて。逃るにすぢなくて。懷より爪櫛をとり出て打まく。其時醜女追さして返りぬ。と云る事ありと云り。(但しおぢて追さしたりとは見えず。)如此る由にもや有む。○御美豆良は上に出づ。(第十八段の傳見るべし。)○衆菓は。母々呂々能許能美と訓べし。和名抄に。漢書注云。木實曰菓。(日本紀私記云、古乃美、俗云、久太毛乃、)草實曰蓏。(和名久佐久太毛乃、)とあり。○八鹽折は。師云書紀に。八醞酒と書り。醞釀酒也とも。久釀也とも。字書に注せり。また和名抄に。說文云。酎三重釀酒也。(漢語抄云、豆久利加倍世流佐介、)西京雜記云。正旦作酒八月成。名曰酎酒。一名九醞。(通俗文云、醞酘酒、切韻云、酘酒再下麴也、俗語云、曾比、)とあり。(今云、此は師の引れたるよりは、少し委く引たり、さるは再ひ麴を下すを酘と云ひ、其を曾比と云が、此に用有ればなり、

此れを夜志本袁理と云ふ所由は。私記に。或る說。一度釀熟。絞取其汁。棄其糟。更用其酒爲汁。亦更釀之。如此八度。是爲純醋之酒也。謂之鹽者。以其汁八度絞返故也。今世亦謂一度便爲一鹽也。謂之折者。以其八度折返故也。是古老之說也と云り。此說大かた宜かるべし。八度折返とは。古へ何事にまれ。回復て物するを。折と云るにや。物語文に。折り返し歌ふなどあり。(ては折から、折節、其折、彼折など云ふ折と本同じ、またより〳〵のよりも同言なり、一度二度を、一より二よりと云は、此の折と全く同じ、)また酒折池。酒折宮など云もあるを思へば。折は酒を造るに。殊に云ふ言なるべし。(酒折池は、崇神天皇卷に見え、酒折宮は、景行天皇卷に見えたり、)さて新撰字鏡に。酨志保留とあり。(酨は醲の俗字と見ゆ、さて醲は、說文に厚酒也と注せり、)此に依らば。厚酒を造るを志保留とは云へるにや。志保留は、即ち志本袁留の切まりたる言にて。幾度も折返し釀意なるべし。(さて物を絞ると云も、此より出たること、また物色を染るを、一しは二し

ほと云も、本同言にて、其は理を略ける言ならむ）さて志本とは。（酒を造るにも、色を染るにも、）其の汁を云名にや有らむ。（淖もかの伊邪那岐大神の段に、鹽許袁呂許袁呂邇畫成てふ古言によれば、凝堅まるべき汁の意なり、さて食ふ鹽は、淖より出たる名なり。）また八鹽折之紐小刀と云もあり。其は玉垣宮段に云ふべし。○毒酒は。阿斯佐祁と訓べし。（舊訓にもしかあり。）諸の菓を以て。八鹽折に釀たる酒を。なほ毒く酔ふべく造り給ひけむ。○釀は師說に。酒を造るを云。古歌にこれかれ見ゆ。字鏡に。釀造酒也、佐介加无と注せり。（此の加牟を、口にて咬咀て作る故なりと云は、臆度のひが言なり、加牟は和名抄に、麴を加無太知と有るは、かびたちにて、俗に花の付くと云これなり、されば酒も、かびだゝせて作る意にて、加牟とは云ふなり、故れ加毛須とも云へり。）と有り。是ぞ正說なる。然るに日本決釋といふ物に。應神天皇之代。百濟人須曾己利。（人名酒工、）參來始習造酒之事。以往之世。未知釀酒之道。但殊有造酒之法。口中嚼米吐納木槽。經日醋酸。

名之爲釀。故今世謂釀酒爲嚼。是其法也。（今南島人所爲如此、）とあるは。舊き妄說と聞えたり、（此書は、古事記裡書といふ物に引たり、日本決釋日記ともあり、應永三十一年七月五日、書寫の奧書ある書に引たれば、中々に舊き物にては有なり。）なほ酒を造り始めたる事。また酒に要ある事どもは。少毘古那神の處に委く註ふべし。（第九十三段の傳見べし。）○垣は。師云。限なり。○作廻は。師云。縣居翁の。作母登本志。と訓れたるに従ふべし。母登本志は母登本良志米なり。母登本留は即ち廻ることなり。萬葉十九に。大殿の此廻の雪な踏そね。また大殿乃此母等保里のなどあり。（なほ此言、白檮原宮段の歌に出づ。）とあり。偖この垣は。何處に作れと宣ふ事ぞと按ふるに。足名椎。手名椎神の住居の周り。に作れとの事なるべし。（然るは、大蛇の來るは、かならず彼の神の住屋なるべければなり。）○作八門。此は垣の四方には有るべからず。決めて一方に並べて作らしめ給ひけむ。其は頭こそ八なれ。身は一なれば。一方に向ひ來る理りなればなり。○毎門

結八佐受伎とは。師云門毎に一づゝにて。八門なれば、合せて八結を云ふ。(一門毎に八づゝ、合せて六十四には非ず。)古文には此言て。はのかに通せたる語多し。能せずは謬れなむ。(大祓詞に、天津金木を本打切、末打斷て、千座置座に云と、云へるを、打斷ての下に、置座に作りと云言を省きて、然聞せたるに同じ、此も毎門結佐受伎、八門合せて、八佐受伎、と云ては、言重なる故に、省きて、然聞せたるものぞ、)さて八稚女。八俣。八頭。八尾。八谷。八尾。八嶺折。八門。いづれも慥に七八の八には非で。本はたゞ多きを云る語なり。(然るを神道には、八数を尊ぶが故なり、など云ふ説は、論ふに足らず。)○佐受伎は。師云書紀に。作假庪八間。書て。假庪此云佐受枳とあり。庪は閣也と字書に見え。また所以藏食物とも見ゆ。和名抄に。類聚國史云。假床此間云佐受枳。今案假搆屋内床之名也とあり。此れ等は字に就て云へるのみなり。佐受伎は。後の世に物見る料に搆ふる。佐自伎と云ふ物即ちてれなり。(さじきは即ちさずきの訛りなり、書紀釋に、今の世の棧敷歟と云り、棧敷の字は、おしあてに作れる物なるを、此の字に依て、さむじきと唱ふるは、甚く非なり、さじきてふ名は、物語文に多く見ゆ。)神功皇后紀に。祈狩の處に。二王各居假庪。赤猪忽出之登假庪。また雄略天皇紀に。張夫婦四支於木。置假庪以火燒殺なども見えたり。○一口酒槽。酒槽は佐加夫禰と訓べし。(書紀の古本にしか訓たり。)和名抄に。文選注云。槽今之酒槽也。(和名佐加布禰)とあり。(古事記に、酒船と書たるは、語のまゝに書るにて、事もなし)一口は。比登久智とも比登都とも訓べし。(書紀古本には、ヒトクチと訓み、今の本にはヒトツと訓たり。)比登久智と訓て解かば。今酒を作たる器を槽とは有れど。書紀一書に。釀酒八甕。とあるに就て按ふに。いにしへ酒をばかならず甕に釀りて。其れながらに居備ふる例なれば。此時も實は甕に造りけむを。槽とあるは。槽に釀ること始まりて後に。何にまれ酒を造る器をば。布禰と云ふ慣ひとなりて。此の甕をも槽と書けむ。(今も酒を造る器をば、すべて槽とぞ云なる。)さて一口のと

云へるは。甕と云ふ物の狀は。下に注ふ如く。口の數あるも有しかば。此は八頭を。八甕に一づゝ垂入しめむとの御計なる故に。口一なる甕に盛置しめ給へる由なるべし。（凡てかゝる物の數をいふ漢文に、一口二口と云ふなれば、此の一口も、その漢文ならむかと思ふに、なほ然には非じ、）比登都と訓むには。甕にはあらで。信に槽にて。一口は一箇を漢文に書ると見るべし。此の二の訓。今思ひ決めがたし。○殺之矣は。衆の菓をもて。八鹽折の毒酒を釀る事より。遠呂智を待べき構までを。教へ給へる由なり。）

於是足名椎手名椎神。隨教言。設備而待之時。其八俣遠呂智。信如言來。爾速須佐之男命。勅遠呂智曰。汝者可畏神也。敢不饗乎詔而。乃以八甕酒。毎口沃入之則。其遠呂智。毎船垂入頭而。飲其酒矣。於是飲醉而。留伏寢矣。爾速須佐之男命。拔其御佩之十拳劒而。切散其遠呂智則。簸之川變血而流。其骸者。毎段悉化雷。飛躍而昇天矣。故切其中尾之時。御刀之刄少缺矣。爾思怪而。以御刀之鋒。刺割而見之則。別有都牟刈之大刀。故取此太刀而。思異物而。安置御許而齋之矣。天叢雲劒是也。蓋其遠呂智之居所之上。常有雲氣故名歟。故斷給遠呂智劒之號。謂大蛇之麁玉。亦云天羽羽斬之劒。亦云天蠅斫之劒。亦此劒者。今在石上也云大蛇韓鋤之劒。

隨教言設備而待之時。隨教言は。專足名椎手名椎神に係り。設備而待は。兼て須佐之男命にも係れり。其故は。信如言とは。須佐之男命の御心にて云ればなり。○信如言來は。嚮に老夫が。

今其可レ來時。と云し如く來れる由なり。(師云、書紀には、至レ期果有二大蛇一、云々と云て、此處にて、大蛇の形狀を云れば、此も蛇の形狀の、言し如くなりと云ふ意もこもるべし、)○勅二遠呂智一曰。汝者可畏神也は。上に伊邪那岐命告レ桃曰。汝如レ助レ吾云々とある類にて。切なる事に當りては。何にまれ。物言かくること。古へも今も有る事なり。欽明天皇卷に。秦ノ大津父と云人の。狼に。汝者貴神云々と云ひ。膳臣巴提便と云人の。虎に。汝者威神云々と云るなどを思ふべし。○敢は伊加傳と訓べし。(阿倍氏と訓むは漢文讀なり。)○饗は既に上に註へり。(第四十二段、新嘗の下みるべし。)○八甕酒。前段の一口酒槽を。比登久智能佐加夫禰と訓て。實は甕を云へりとみむには。甕は和名抄に。亦作レ瓮。和名毛太非と見え。新撰字鏡に。甕瓮ともに彌加と訓み。瓮の字は書紀に。瓮此云レ倍と有れば。毛太非。彌加。倍など。名は變れども同じ物なり。(今の世に、大なるをば加米と云ひ、小くて口のつぼみたるを壺と云ふ、然れど實は同物なり。)然れば倍とも彌加とも。毛太非

とも訓べけれど。山城ノ風土記に。釀二八腹酒一とも有れば。此は本に。八甕酒と訓るに從ふべし。此を波良と云は。實の名には非ねども。口小さく中張にて。人の腹に似たればなり。今時も土の中より。上代の瓦器を掘出ること。をり〳〵有て。其形を圖集たるを見るに。一口なるも多かれど。眞中に大なる口あるに。小壺の如く。小なる口の十付たる。また同じ程なる口の。五ツ付たるも有き。いづれも底圓くて。直に居れば。傾き轉ぶ物なる故に。古書どもに此の器を置ことを。穿居とは云へり。(萬葉の歌にも、伊波比倍を穿居など、居と多く詠るは此由なり、なほ齋瓮と云ことは、黒田ノ宮卷に注ふを見よ。)また前段の一口酒槽を。比登都能佐加夫禰と訓て。實に槽を云へりと見むには。船に腹と云こと。仲哀天皇ノ卷に。船腹不レ乾とある船腹は。兩旁より下。水に沒る處を云へれば。甕は借字にて船を數ふるに。幾ツ腹と云へりと見るべし。○毎レ口沃入は。大蛇が八の口ごとになり。○毎レ船垂二入頭一而云々は。八頭を各々八腹の船に垂入て飮付しなり。(垂入二字、多禮氏と訓べ

し、總て蛇は甚く酒を好む物なるに、況て口ごとに沃入れ給ひしかば、かく飮付けむは、實然るてとなり。）○留伏寢矣は。己が本の住處へは歸らで。酒を飮たる處に留りて。醉伏し寢たる由なり。○御佩之十拳劒の事は下に注べし。○切散は。師云伎理波布理と訓べし。水垣宮段に。斬二波布理其軍士一と有に依れり。（委くは彼處に云べし、書紀には、寸斬とあり。）○變血は。師云。知邇那理氐と訓べし。仁德天皇紀六十七年。笠臣祖縣守が。備中國川鳴川の派なる。大虬を斬れる處に。河水變レ血と見えたり。（變をカヘヌと訓るはかへりぬなりかへるとは色のかはるを云ふ。）○其骸者云々昇レ天矣。（こは舊事紀に據れること、徵にいへりき。）○紀にも。私記曰。師說此蛇斬爲二八段一。即每レ段成レ雷。總爲二八雷一。飛躍昇レ天。是神異之甚也とあり。（傍の古書に遺れるを採れるならむ。）伊加豆智とは。何にまれ嚴く剛き物を云こと。上に注へりき。（第十六段、第十八段の傳見べし。）此の雷は。天に昇れりと有を思ふに。決めて龍にぞ有けむ。其は和名抄に。龍（和名太都、）文字集略ニ云。

能二幽明大小一登レ天。四足五采甚有二神靈一者也とあり。（此文に、角ある事を書落せりと見ゆ、其は下の文に、同じ文字集略を引て、蛇龍之無レ角青色也、螭龍之無レ角赤色也、と有を見て、漢國にて直に龍と云ふは、角あるを云こと知べし。）然れど皇國にては。舊より蛇の類なるが。角また四足の有無に拘はらず。或は幽れ。或は明れ。大きくも小さくも變化て。雲を起し天に昇り。雨また冰を降しなどする物に。今も多都と稱ふ。龍の天に昇るときは。必ず鳴神あり。そは雷神の佐くる態なるを。人は然る細しき事までは知らざる故に。雷鳴はやがて。龍の態と思ふも有めり。但し斯ばかり猛く靈なる物には有れど。此が地に在ときは。大きくも小さくも。蛇の形なる故に。倍美とも蛇とも云ふ。斯て此なる雷。やがて龍ならむと思ひ合さるゝ事は。靈異記に。雄略天皇。空に雷の鳴るを。小子部栖輕に。請奉れと詔へれば。栖輕馬に乘りて空に向ひ。天皇の勅なりと呼はりて追ふに。雷佗て落たるを。捕へて進れる事あり。（栖輕が雷を捕へたる事は、日本紀にも見へたれど、靈

異記の趣とは異なり、委くは雄略天皇巻に注ふを見よ。）其雷の形を。日本紀には大蛇とあり。想ひ合せて辨ふべし。（然れば此の傳に、雷に化てと有は、其昇る時に、いみじく鳴動きなどしけむ故にぞ有べき、遠呂智が、甚く怒りて死けむ靈の碎けて、かく數の龍と化て昇らむには、然も有べき事にてぞ。）○中尾とは。師云八尾なれば。端なる中なる有るなり。（銕胤云、應永卅一年、沙彌道祥が手寫の本と云には、切二中尾一時、云々と訓て有り、よく聞えたり。）○御刀は。即ち右の十拳劒なり。○乃少缺矣は。尾中に劒ある故に、其に觸て刄の缺つるなり。○都牟刈之大刀。師云刈を伎と訓るは由なし。都牟賀理とは。物を利く截斷貌を云ふ言にて。今の世の語に。豆加理また須加理など云ふ即是なり。大神宮神寶に。須我流横刀と云あるを。（式また儀式帳などに見ゆ。）須我利劒とも云へり。また式に。出雲國出雲郡に。都我利神社と云あり。是れ等も同言なり。（今云、此社の祭神を、神名式考證に、出雲臣譜に、伊佐我命の子に、津狩命と云あり、是ならむといへり。）さて都流岐と云も。此の都牟賀理の約りたる名（賀理は岐と約り、牟と流と通ふ。）なれば。都牟刈之大刀は。劒之大刀と云に同じ。（冠辭考、つるぎだちの條に、此事見えたれども、其説紛はしく、また違へる事あり、其は都牟刈は、尖りたる意と云ながら、また刈は葉刈草薙など云て、物を刈斷意なりと云れたるはいかゞ、今思ふに尖りたる意にはあらじ、また大葉刈、草薙なども、刀の利きを云へる名なれども、大葉刈の刈は、木草の葉を刈り斷を云ひたるなれば、都牟刈の刈とは異なり、都牟賀理は、利く截斷貌を云言なれば、刈は借字なり、此のわきため能くせずは混ひぬべし、○今云、師の如く云れたるも然る言なれど、又よく思ふに、刈斷意の加理と、都牟賀理の賀理と、語の用格は異なれども、加理と云は、何れも物を截斷意なれば、末は同じ語に落るなり、さて尖れる意に非ざるは師説の如し。）大刀は。加茂翁の考に。斷の意にて名けたり。と云れたるが如し。物を斷具なればなり。（今云、下の文に、斷二給遠呂智一劒、とある處に注ふ説をも見べし。）さて古書には。多知とも都

流岐とも。たゞ同し物を通はし云へり。（都流岐は、右に云へる如く、物を利く斷切る狀を云ふ言なれば、正くは都流岐能多知と云を、畧きて、都流岐とのみも云なり、然れば精しく分て云ときは、多知はなべての名、都流岐は、其用を稱たる名なり、）また字も。劒とも太刀とも。刀とも横刀とも。通はし書て差別なし。（然るを和名抄に、四聲字苑云、似レ劍而一刄曰レ刀、似レ刀兩刄曰レ劒。また屬鏤文選讀豆流岐と云へるは、漢國のさだなり。此れに依て、劒をばかならず都流岐と訓み、多知には必ず太刀と書くことゝ心得るは、後の世のことなり、さて師の、古へのは皆諸刄なり、片刄なるは、後の物ぞと云はれしは、信に然ことなり、但し上代にも、小き刀には、片刄なるも有りつとおぼしき事あり、玉垣朝段に、紐小刀とあるは、必ず比毛賀多那と訓べきなり、書紀にも匕首と書て、然よめり、その加多那てふ名は、片刄か、片薙かの義と聞ゆ、然れば上代にも、小刀には片刄なるも有て、其を加多那とは云しなるべし、和名抄にも、太刀は和名太知、小刀は加太奈、また刻鏤具にも、刀子賀太奈とあり、然るを片刄なるが便よき故に、いつとなく、後には、大刀をも凡て、片刄にする事にはなれりけむ、天智天皇紀三年、大氏之氏上賜二大刀一、小氏之氏上賜二小刀一とあり、此等の小刀は、諸刄なりしか、片刄なりしか知がたし、また武烈天皇紀の歌に、飫裒陀撥とあるは、大刀の中にて、大きなるを云なるべし、）○思二異物一而云々。有るまじき物の尾に。かかる劒の有しかば。異物と思しけむは。實然ことなり。（鉄にて作れる劒の、蛇が體中に有べき理なし、）抑こを大蛇の尾に含み持たる事の異さを思ふに。彼の袁呂智は。高龗神の末なるべき事。既に云が如くなるを、總て鐵は。人も知るごとく。蛇の身に害と爲こと。類ひなき物なるが。また蛇の鐵に害ある事も類なく。彼を切たる刀は荒なまりて。再用ふるに耐ず。其趣を思ふに。鐵の性は悉蛇の體に混入る故に。彼が身を害ひ。刀は其性を失ひて。腐れなまると見えたり。（信友が説に、西戎の漢の高祖と云へる王が、白蛇を切たりと云劒を始め、皇國にも蛇切丸など云て、蛇を切たる大

刀を、やごとなき物にすめるは、然ばかり鋏を害ふ蛇をさへ、切たる刀なるに、害なはれずと云義にて、珍重みするならむと云へるは然なり。)然るに彼の遠呂智の。然ばかり靈異なる神劔を。尾に含めて持たるは。實に小縁の物には非ず。また彼の劔の神異なる事も。然ばかり大き大蛇の身の内に含まれ。少かも害はれずて神異を著はし。天羽羽斬之劒の刄をさへに缺たるは。最も忌々しなど云まくも更なり。(此の大刀を遠呂智の尾には、如何して含み持たりと云こと考あり、第七十九段に注ふを見べし。)さて此の大刀を得給ふと。忽に天照大御神に奉り給へり。とある傳ども。凡て誤りなり、久しく御許に齋持給へること。孫子天葺根神が遣して。上奉給へるもて知べし。(委くは第七十九段の傳、また徵に云へるを見よ。)○天叢雲劔是也云々。(叢は牟羅と訓べし、村とも書きたればなり。)雲氣はたゞ久比と訓べし。靈き太刀を含持たりし祥によりて。居所の上に。異しき雲の常に立けむは。實然も有べき事なりかし。師云。此の太刀の事。始めに伊邪那岐大神の。迦具土神を

斬り給ひし。御刀に著る血の成れる樋速日神。斐伊郷に住給ひて。其の斐伊川上にして。今かく大蛇を斬り給ひて。其の川血に變て流ると云ひ。其の尾の中より。また此の靈劔を得給へること。此彼深き由縁あるかな。(偖また彼の樋速日神と同く成り坐る、建御雷神の御太刀、石上に鎭り坐せば、此の須佐之男命の御太刀の、同く石上に坐しも、また由縁有けり。)○斷は多知と訓べし。(舊く佐理と訓たるには從べからず。)これ劔を多知といふ語の本なり。○大蛇之麁玉とは。荒魂の義なり。其は此の劒もて。遠呂智を斬り給へるは。須佐之男命の荒御魂の功德なればなり。○天羽々斬之劒。○天蠅斫之劒。この二劒の名義いまだ考へ得ず。○大蛇韓鋤之劒は。纂疏云。韓鋤猶言犂也。劒形類犂故曰。とあり。(今本にカラサヒと訓たれど、古本の訓にカラスキとあり、)和名抄農耕具に。廣韻云。犂墾田器也。(和名加良須岐。)また釋名云。鋤去穢助苗也。(和名須岐。)ともあり。○在石上は。(古語拾遺に、在石上神宮ともあり、)大和國の地名なり。(和名抄に、大和國山邊

郡、石上伊曾乃加美とあり、)師云在二石上一を。書紀一書に。在二吉備神部許一とも有るから。備前國赤坂郡石上。布都之魂神社是なりと云へり。實に一通りは。誰も然思はるれど。熟思へば然に非ず。其の故は。さしも名高き倭なるをおきて。吉備なるを。直に石上とは云てむや。若吉備のならば。かならず吉備石上などゝこそ云べけれ。然ればなほ。倭の石上なるべし。(さて推度いはゞ、崇神天皇紀六十年に、矢田部遠祖武諸隅を御使として出雲大神宮に藏まれる、神寶を、召上て見たまふ事あり、矢田部造は、姓氏錄によるに、物部氏の別なり、さて垂仁天皇紀二十六年に、物部十千根大連に詔して、出雲の神寶を撿挍せしめ、仍て神寶を掌らしむ、また八十七年の文に、同人石上の神寶を掌ること見ゆ、然れば此の須佐之男命の御劒、出雲神宮に藏まれりしを、右の崇神天皇、垂仁天皇の御時など、餘の神寶と共に、京に召し上げたまひて、其時よりや、石上には納められたりけむ、此石上には、なほ種々の神寶を納められしこと、垂仁天皇紀に見えたり、さて後に所以ありて、備前國へ遷し奉しなるべし、其時倭の本宮の名を取て、彼をも石上布都御魂神社とは申すならむ、いかにまれ、石上布都魂と云ふ名は、必倭のより出たること明きをや、かゝれば書紀また拾遺に、在二石上一と云へるは、初め倭に坐し時の傳へ、在二吉備一と云るは、遷り給ひて後の傳說なるべし、然るに備前の石上社傳說には、神劒は昔大倭の石上へ遷し奉て、此社には坐まさずと云へり、いかゞ有らむ、また此の劒在二吉備一とあるにつきて、須佐之男命の蛇を斬給ひしも、實は備前國なり、故に簸川といふも備前にあり、出雲の斐川には非ず、といふ說もあれど信られず、)

故是以。其速須佐之男命。宮可レ造之地。求二給出雲國一而。到二坐須賀地一而詔之。吾來二此地一而。我御心須賀須賀斯也詔而。於二其地一作レ宮而坐矣。故其地者。於レ今云二須賀一也。茲大神初作二須賀宮一之時。自二其

地雲立騰矣。爾歌曰。夜久毛多都。伊豆毛夜幣賀伎。都麻碁微爾。夜幣賀伎都久流。曾能夜幣賀伎袁。亦造二御室一而所レ宿之處。云二御室山一。爾喚二其足名椎手名椎神一而。勅二汝等任二我兒宮之首一而。於二二柱神一。賜二稻田宮主神云號一矣。亦云二稻田宮主須賀之八耳神一。亦云二稻田宮主簀狹之八耳神一。故以二其櫛名田比賣一。亦云二稻田比賣命一。於二久美度一起而。令レ產之神名。八嶋士奴美神。其奇稻田美等與麻奴良比賣命。將レ產之時。求二將レ產之處一而。來二坐熊谷鄉一而。甚久麻久麻志枳谷在詔之。故其地云二熊谷一也。

是以とは。奇稻田比賣を得給へる事を承て云へり。宮造りの事に係たり。○宮可レ造之地。師云宮は御宅なり。(宮の字は、造の字の下にある意に見べし。)さて此の宮造りは。專奇稻田比賣に御合坐む料なり。書紀に。然後行覓二將婚之處一とある。即此の文に當るをもて知べし。凡て上代に。婚禮するには。先其の屋を造りし事なり。(彼の伊邪那岐、伊邪那美大神の御時にも、先八尋殿を見立給ひしこと思ひ合すべし。)○須賀地。御紀に。遂到二出雲之淸地一焉と有て。淸此云二素鵝一と注せり。○我御心須賀須賀斯。師云書紀に。吾心淸淨之とあり。此の言の意は。灑々斯伎なり。(すゝぐをすゝがしきと云は、さわぐをさわがしき、もどくをもどかしきと云と、同格の語づかひなり、○源氏物語などに、須賀須賀と云ふ言多し、それは滯なく、速に事の行くを云へれば、此とは本より別意か、また垢なく淸きと、滯ることなきと似たれば、本は一意か、なほ此事は、明宮段に、須久須久登と云へる言の處に、委く云ひてむ。)今此の地に來坐つれば。御心ちの洗濯たる如く。潔く所思給ふなり。今の世の言に。心の淸と云に同じ。出雲風土記に。安來鄉。神須佐乃烏命。天壁立廻

坐。來坐此處而吾御心者安平成詔故云安來也。とあると合せ見よ。(今云、此事は、既に第六十五段の本文に見ゆ。)處は異なれども。事のさま全同きを以て。古への傳への意を準へて知べし。安平成も。心の落著意なれば。心の淸と云と同じきをや。(然れば此はたゞ、此の時の自所思御心ちを云へるにて、俗にいふ心持なり、全體の御心の善惡のさだには非ず、然るを穢惡心性亡て、淸淨善心に變化給ふ意とするは、精しからぬ說なり、凡て漢意に溺れたる學者の僻として、やゝもすれば萬の事を、儒佛の心法に說きなさむとするから、此の御言なども狃へて、心の祓除など云なるは、痛く强言なり。)今大蛇を斬て無上靈劒を得給へる。此の功比類なきに因りて。自ら御心ち淸々しく成て所思めすなるべし。(蛇を殺して、民の害を除き給ふを以て功とするは當らず、其ばかりの事は、此神の御上にとりては、何ばかりの功にも非じをや。)さて來此地と。其地に係て云へるは。此の地にまた深き所以あるべし。其は凡心には測がたし。(抑、この地は、奇稻田比賣に御婚

坐て、其の生の御子孫、天下に大きなる功績立を給ふべき始めの地なれば、此處に來坐て、御心すが〳〵しく所思けむも、宜にざりける。)○作宮而坐矣。師云この坐の字は。上の到坐の坐とは異にして。住居たまふと云意なれば。麻々志々氣流と訓べし。(上の麻志は住居なり、下の麻志は崇辭なり、さて下に祁流と云ことを添へたるは、語の勢によれり、其は祁理と云はずして、祁流としも云ことは、上の其の地を、曾許爾那母と訓る、那母の結辭なり、凡て文章は、如此上下相ひ應ふ辭の格あることなるを、後の世の人の文は、みな亂れて、辭のくさりを知れる人すべてなし、近きころ文章にはてる人あれど、猶これを知らず。)○於今云須賀也。師云此の地は。出雲風土記を細に考ふるに。まづ大原郡須我山。郡家東北一十九里一百八十步。須我小川源出須我山と見えて。同郡に。須我社も見ゆ。また意宇郡野代川。源出郡家正南一十八里須我山とある。此の須我山も。即ち右の大原郡なるを云なり。(須我山は、大原、意宇二郡にわたりて、其の堺にあり。)さて同郡熊野

山。郡家正南一十八里。所謂熊野大神之社坐と見ゆ。かゝれば須我山熊野山は。相並べる處なれば。(共に郡家正南十八里、とあればなり、)熊野神宮ぞ。即此の須賀宮處なるべき。故思ふに。久麻野は隱野の義にして。(今云、久摩と許母理と通ふてとは、第三段に注せるがごとし、)御歌詞の都麻碁微の由なるべし。(或説に、須賀宮地は、出雲郡出雲郷にして、式に出雲神社とある是なりと云へり、伊豆毛夜幣賀伎と云御詞によれば、信に此説も由なきに非ず、然れども風土記に、現に山川社などの名に、須我と見え、また熊野御社など、彼此を思ふに、猶上の考へに依るべし、また杵築大社のあたり、に、今其の趾と云處、また八雲山など云あるは、後の世の作り事なり、)さて此の神宮は。式に意宇郡熊野坐神社(名神大、)とある是なり。(今云、なほ此御社の事は、第七十九段に注ふを見べし、)○茲大神。師云。こゝに始めて大神と申せり。(下皆同じ伊邪那岐命をも、夜見國段の次よりは、大神と申せり、共に故あることなるべし、)さて此は。熊野宮に坐ます處を指て申せるなり。

(若し然らずは、更めて茲の大神と云べきに非ず)於レ今云ニ須賀一と云て。其の須賀宮に坐す茲の大神と云ふ意。おのづから顯なり。(須賀と熊野とは、本一なりしが、やゝ後には、その須賀てふ名は、近きわたりの山川にのこり、熊野てふ名は、神宮にのこりて、遂に別なるが如くなれるなり、)○初作は。師云都久理波自米給ふと訓ても有ぬべけれど。茲の大神とは。此の宮に坐ところを後より云て。是は立ち返りて。其の初を云ふなれば。初の字を。別に波自米と訓べし。○雲立騰矣。師云是れは。此の地に宮造り婚坐て吉かるべき瑞なりしか。また何の雲とも無れば。たゞ尋常の雲にて。何となく立しにても有むかし。(古今集序小注に、八色の雲の立つを見て、と云へるは、御歌詞に依て云へる妄説なり、)○歌曰は。宇多比多麻波久ト訓べし。宇多といふ語の由は既に云へりき。(第六段の傳見べし、)○夜久毛多都は。荒木田久老云。彌組立なり。古事記に。倭建命の御歌には夜都米佐須。伊豆毛多都流と見え。萬葉三巻に。人麻呂歌には。八雲刺出雲子等とあれば。夜都米

も夜久毛も同言ぞと云へど。雲と云ふ體言を。都米と云ては。雲ぞとは唯かゝ不得む。また續紀に。八裳刺出とあるをも。併せて考ふるに。この久毛は組の用言にて。涙ぐむ角ぐむ芽ぐむなどの久牟に同じく。聚り催す意と聞ゆれば。（雲といふ名も、その組を體言になしたる名なり、）彌組立の意。また其を都米とも云は。詰りにて。今の言にも。雲のつむと云ふ是なり。八裳とあるも彌詰なり。然ればたゞ。出雲にかゝる發語とのみ見るべし。さて刺と立とは同意の言にして。今の言にも。さし曇とも立曇とも云へり。後撰集歌に。いにしへの野中の清水見るからに。刺くむ物は涙なりけり。と有るもて。この刺と云言を按ふべし。（今云記傳に、夜久毛多都は、彌雲起にて、彼雲の立ち騰るを、打見給へる隨に詔へる御詞なり、夜は彌にて、幾重も立疊なる意ぞ、と言れつるより精しければ、久老說に依るなり、）○伊豆毛夜幣賀伎。師云伊豆毛は出雲にて。伊傳久毛の傳久を約て豆となれるなり。（此は國の名には非ず、たゞ出たる雲を云てとなり、）夜幣賀伎は彌重垣にて。幾重も

あるを云ふ。但し此は。實の垣を云には非ず。八重雲の立ち出るを。垣とは云ひ成し給へるなり。雲霧は彼方此方を隔つること垣に似たり。（上の夜久毛の夜を承て、此の夜幣賀伎の夜をば見べし、○今云、なほ此に契沖法師、加茂翁などの說を論はれたるを、其は洩しつ、さて久老云、武烈天皇紀にも、おほきみの、八重のくみ垣とありて、垣にも組といひ、雲も組む物なれば、かた〴〵由有て聞ゆ、くみ垣は、こもり垣なるべし、）さて此の御歌の詞より起りて。國の名を出雲と負り。（さるから八雲立と云言も、其の枕詞となれるなり、○今云、此御詞によりて、國の名と爲れる事は、第七十六段の末に見えたり、）○都麻碁微爾。夫妻隱にて。夫婦隱る料にと云意なり。凡て都麻とは。夫に對へて妻を云のみならず。妻に對へて夫をも云稱にて。夫婦の間を互に云へば。（俗に都禮阿比と云に當れり、）此は夫婦をかねて云るなり。（さて微の字、書紀には昧とあり、其は意いさゝか異なるべし、碁微は碁母理の約り、碁昧は碁母良世の約りなれば、夫婦を隱ら

せむ料にと云意なり、○此句を妻と共にと云意に見て、稲田比賣と諸共に、宮造り給ふを云、と云る説はかなはず。)さて夫婦隱ると云例は。上久美度の解に云るが如し。(今云、この師説は、第六段の傳に注せるを見よ。)○夜幣賀伎都久流は。師云彌重垣造にて。此も實の垣を云に非ず彼の雲の垣を成と云ことなり。(久老云、垣とはかこめる義なれば、雲を垣にとりなし、雲の立出るを、造ると宜ひしなるべし、今も船人の言に、西に雲の作りしは、風吹ぬべしなど云り、造ると云こと、雲に由ありておぼゆ、○曾能夜幣賀伎袁。師云曾能は其なり。都麻碁微爾の句を承て云ふ。借かく二度上詞を返して云ふは。古歌の常なり。中頃よりは。此の格なきを。返りて今の世の俗の謠歌には常多し。是れ歌謠の自然の勢にて。折返せば。其の情深くなる事ぞかし。終の袁は。只助辭にて。余と云むが如し。(此の格多し、下に云べし、袁作ると、上へ返る意に似たれど、古への意は然にあらず。)さて一首の意をつらねて云はば。今吾須賀宮を造る時しも。八重雲の起よ。此の立出る雲。八重垣

を成せり。吾夫妻隱らむ此の宮の料に。雲も八重垣を作ることよ。と歌ひ給へるなり。(凡て雲のうへのみを云り、然るに妻を隱むために、今吾れ此の宮の垣を造る、といふ意をかねて看はひがごとぞ、よく〳〵詞を味ひ知らば、明かならむ。)此の餘の義あることなし。(後の世に、神道歌道の輩、此の御歌に、くさ〴〵の言痛き説をつけ、或は祕事など、こと〴〵しく云あふめれど、凡て古へをしらぬ妄説なれば、論ふにも足らず、また稲田姫の答歌とて有るも、古の體にあらず、後の世の作り事ぞ、また此の御歌になぞ袁呂智の事をいひて八重垣造るを警戒の意ぞなどいふも、さらに由なきことなり。)○亦造二御室一而云々。風土記に。大原郡御室山。郡家東北一十九里一百八十歩。云々と見ゆ。(この云々と約めたるは、即ち本文に記せ文なり。)室は和名抄に。無呂とあり。(牟呂は、疑屋による詞と思はるれど、總ては屋を云なり。)さて此の御室は。須賀宮の事にて。彼の宮を造らしゝ時に。宿り給へる傳へなるべし。(内山眞龍が解にも然云ひ、師も、須我山も此山も、共に郡家の東

北、一十九里一百八十歩とありて、相近き處なれば、須賀宮のことを如此傳へたるか、と言れたりき。）此山は。風土記抄に。在海潮郷飛石村山名とあり。○衛嗅云々。師云この嗅を米志氐と訓て。下の任の字をば。多禮と訓べし。其由は次に云。○首は。師云都加佐と訓るも。誤には非ねど。なほ意毘登と訓べし。大人の意なり。（今云。諸氏の加婆泥に、首と云あり、此の首と同じ。其師説に、委く第三十九段の傳に注せり。）さて此の首は。後の世の宮々（三后宮。春宮等。）の。長官の如くなるを云なり。○任は多禮と訓べき由は。（凡て多理と云辭に二ッあり、登阿理と氐阿理との、約まりたるなり。此はその登阿理の約れる多理を、抑する言なる故に、多禮と訓なり、多禮は即ち登阿禮なり。）まづ此字は。拜葉官の拜と同く。余佐須と麻氣賜と米須と。三の訓ある中に。余佐須は此に叶はず。また麻氣賜ふとも訓べからず。（麻氣は京より他國の官に令罷意にて、即ちまからせを約めて、麻氣とは云なり、萬葉に此言多し、みな鄙の官になりて、行てとにのみ云へり、心を付て見べし、また史記南越傳に。天子罷之也とあり、此訓にてマケは、マカラセなる事を悟るべし、然るを京官の任をも、麻氣と訓むはみだりごとなり。）米須と訓むぞ此は叶へる。米須は。其人を召來て。其官を授くる意にて。司召と云ふ是れなり。（顯宗天皇紀に、拜山官、推古天皇紀に、在僧正僧都、天武天皇紀に、拜造高市大寺司などあり、凡て上代には、本居に在る人を京に召て、官には任給へりし故に、召と云し、其の名目は後までも遺れり。古今集雜部の詞書に、もろこしの判官にめされて、云々とあるは、異國に遣すなれば。まけられて、と有べきを、めされてと有るは、違へるに似たれども。彼の時代は、既く麻氣と云名目は絶て、凡て米須と云へりしなり、縣召と云も此れに同じ、またいはゆる任大臣を、後撰集、榮花物語などに、大臣召と有るは、古への意によく叶へる名目なりかし。）かゝれば同じ任の字も。其官によりて。皇國の言は異なるぞかし。偖此は。上に嗅とあるが。此意に當る故に。此の任の字は多禮と訓べきなり。○賜云々云號矣。須佐之男大神

の。此名を賜ふなり。○稻田宮主神。師云稻田は。須賀地の舊名なるべし。故稻田宮とも云けむ。(内山氏云、稻田は、今仁多郡横田郷の里名、となれりと云り。)かゝれば。稻田比賣と云は。此に宮造りて。御婚坐るよりの名なるべきを。父の初めに名告るは。後の名を廻して。語り傳へたるなり。主は首と同意なり。須賀は。此にては既に地名なり。其故は。さきに吾か御心須々賀々斯。と詔へるのみにては。此の神名に負せ給ふまでは有まじければなり。八耳は。(借字。)嚴稜美々か。伊加都と云名の例。これかれ有ればなり。(伊加は夜と切る。)また足撫耳を約めたる名ならむか。(阿志那を切めて夜となる。)耳は尊稱なること。上に委く云るが如し。(今云、此の師説は、第三十三段の傳に注せるを見よ。)若足撫耳の意ならば。足名椎と云と同じ。(足名椎、手足椎は、比賣の、須佐之男命の妃に爲給ひて、稱へし名ならむと、上に云るを思ひ合すべし、然るを八耳の文字に就て、口訣に、聞八方稱と云るは、此の神に更に縁なき漫言なり、また聖德太子を、八耳と申せる例を引くも當

らず、彼の太子を、八耳と申せしこと、古事記にも書紀にも見えず、おぼつかなし、よしやさる御名ありとも、彼れは豊聰耳と申しつれば由あり、此れはさる由ある事なきをや、また大祓詞一本に、櫛鹿乃八乃耳云々と云を引くも心得ず、此言式に載れるには見えず、私し事なるうへに、鹿も神も耳多く有ものならねば、八乃耳と云べき由あらめや、)簀狹は須佐てふ地名。(飯石郡にも有れど此は其にあらず。須々賀を切て須佐と云へるなれば、即須賀と同じ。(上に須賀須賀斯は、須々賀須賀斯なり、と云へるを思ひ合せよ、○今云、杵築大社記に、八重垣神主佐草氏は、足名椎神の後なり、○又云佐久佐社、八重垣明神也、能義郡佐久佐郷に坐す、本社は、稻田姫、素盞烏命、大己貴命を合せ祭る、左右の社は、手摩乳脚摩乳を祭る、當社の神主佐草氏、媒氏とも書り、稻田宮主後也とぞ、)○於久美度起而は。上に出たり。○考へ合すべし。(第六段の傳見べし、)○令産之は。宇麻斯米給閇流と訓べし、此は本に所生有れど、出雲風土記に、娶奴奈宜波比賣命而、令産神

云々と有るを始め、餘の古書にも、例多かるに依りて記改ためつ、其は生と云こと、男に係て云も常なれど、倉産と云かた、理正しく通ゆればなり。）○八島士奴美神。名意は。師云士は知、奴は主。美は稱名耳の附にて上に云へる例の如し。今云、此の師説は、第三十四段の傳、忍穗耳命の處に注せるを見よ、さて此の御名は、後に大國主神一國造りて天下をうしはき坐る時に、遠祖なる故に、如此稱へしにや。若し然らずは、八島知主とは云まじくてそ。（○奇稻田美等與麻奴良比賣命（此のみを、クシイナダと訓ことは、本に久志伊奈太と書たればなり。）名意、奇稻田は上に注へり。美等與は、内山眞龍が説に、如此訓て、古事記に、八上比賣者、如二先一期、美刀阿多波志都。雄略天皇紀に、與二一夜一而娠など有るを引たるに依れり。（此を前には美等與と訓て、御處の意なりと云ひ、本に久志伊奈太美等與麻奴良比賣と書て、悉く假字なれば、與の字のみ訓を用ふべくも非ず、と思へりしはわろかりき、故改めつ。）麻奴良は眞寐にて、眞處與はし眞に寐るといふ意の名なるべし。（眞淵は、足名椎神の、須佐之男命に、吾か名は云々、其か名は云々、女か名は奇稻田比賣と告たれば、眞告なり、奴と乃と通ふと云へれど、いかゞあらむ。また萬葉十六に、はしたての熊來酒屋に眞奴良留奴和之、さすひ立て云々とある、眞奴良留も同言ならむか、略解に、まは發語、ぬらるは所レ罵なりと注へり、考ふべし。（○將産之時は。美古宇麻牟登斯給布時爾と訓み。將産之處は、宇美麻佐牟處と訓べし。○熊谷鄉は。出雲風土記に。飯石郡熊谷鄉。郡家東北二十六里云々と見ゆ。（和名抄に、諸本ともに、飯石郡熊石と誤れり。）内山氏解に、熊谷は、斐伊川の西岸、上下の熊谷を合せて、一鄉とすと云へり。○久麻久麻志枳谷在は、隱かにて、御子生給ふに。甚宜き處と求得給へる事を。歡び坐る御言なり。在の字を那理と訓むは常なり。偖神名式に。山城國相樂郡に。綺原坐健伊那太比賣神社と云あり。（此社のこと、考證に、玉手の南、平尾村の北に、綺田村あり、今蟹滿寺の南なる森の中に在て、俗に梶原社と云とあり。和名抄に、相樂郡蟹幡、加無波多とあり。

此は綺の借字なり、然るを元享釋書に、靈異記なる、蟹の命を助けて、蛇を殺せる二の古事と、須佐之男命の大蛇を斬給へる古事とを附會せ、蟹幡字に就て、妄に蟹滿寺の縁起を作れり、)また能登國能登郡に。久志伊奈太伎比賣神社と云あるは。此の比賣命を祀れる社なるべし。(然れど、其の祀れる由縁は、今知るべからず。)

此速須佐之男大神之御子。都留支子日命。此神之。此處耶。吾敷坐山口處也詔之地。於今云山口。亦子國忍別命。此神之。吾敷坐地者。國形宜也詔之處云方結。亦子磐坂日子命。此神之國巡坐出時。到坐惠曇郷而。此處者國稚美好。國形如畫鞆哉、吾宮者。將造此處云矣。故云惠曇。亦子衝杵等乎留比古命。此神之國巡坐之時。到坐多太郷而。吾御心者明正眞成焉。吾將靜坐此處云而。靜坐矣。故云多太。亦子青幡佐草日古命。此神。於高麻山上。蒔初麻矣。故云高麻山。於此山上其御魂坐也。又此神之坐處云大草也。

此の段と次の段とは。全く出雲風土記の傳を採集めて記せり。○都留支日子命。名意劒に由あるべしとは思へど。其由いまだ見當らず。(内山眞龍は、須佐之男命、天にて誓坐るとき、御劒に生坐る神を、かく云傳へたるかと云れど、然は思はれず、八東水臣津野命、天葺根神と申す二柱の名は、正に其事蹟に由ありて、負坐る名なるを思ふに、此神も、彼の劒に由ありて、此の名を負給へるか、)○敷坐とは。地をうしはき坐を云。祝詞に。敷坐國。敷坐島などある是れなり。○山口とは。山の上口をいふ語なり。○風土記に 嶋根郡山口郷、郡家正南四里二百九十八歩とあり。(同記抄に、山口郷、東川津、西川津、川原、西尾四村也と見ゆ、)

また此條に、布自枳美高山。郡家正南七里二百一十歩。高二百七十丈周り一十里。とある山の口を云と。内山眞龍は云へり。(同記抄に、此山跨山口朝酌餘戸、則東川津當也とあり。)また此の條に。布自伎彌社といふあり。(こは神名式にも、島根郡に、布自伎美神社と載されたり。)右當の頂に在とぞ。都留支日子命を祭れるには非ざるか。(風土記抄に、合祭布自枳美多氣二社於山頂、今俗云當大神とあり。)○國忍別命。名意。忍は大。別は師説の如く。吾君兒の約れるにて。建き義の名なり。此は既に隱岐國の亦名。忍許呂別の處に注へり。(また別は若と同言ならむといふ考へは、淡路穗之狹別の處に注へり。其に第八段の傳見るべし。)神武天皇卷に。石押別と云人の名もあり。○宜は延斯と訓べし。宜を延と云は古語の常なり。○方結は。宜と詔へる延てふ語を訛りて。由比と云へる故に。舊く結の字を書けむ。(然らでは、此の字を書べき由なし、本に、方結今依前用と云ひ、和名抄にも、方結と書たり。)然るに今は返りて。加多延と呼ふとぞ。(其は下に引く鈔に、方結片江浦也、と有るもて知べし。)さて風土記に。島根郡方結郷。郡家正東二十里八十歩と見え。其鈔に。片江浦也。加僧都玉江七瀬浦爲一郷。とあり。同郡に。方結社と云も風土記に見ゆ。(方結社は、鈔に、片江浦、伊比都加大神而、祭國忍別命也とあり。)○磐坂日子命。名義字の如くなるか。坂は借字にて榮の義か。思ひ定めがたし。(若くは天津磐境に由あるか、其は第百三十五段の傳に注べし、また履中天皇の御子に、磐坂皇子と申す有て、此は大和國の地名に依たる御名と通ゆれども、此神名は、其地名に依れりとも所思えず。)○國巡之時とは。國々を作り堅めつゝ。巡り見給ふ由なること。須佐之男命の。天壁立極坐とある處に既に注へり。(第六十五段の傳見べし。)○惠曇郷は。秋鹿郡なり。風土記に。惠曇郷郡家東北九里三十歩と見ゆ。(同記の鈔に、江角古浦武代本郷也、蓋意佐田宮村、可亦以入此郷とあり。)○國稚は。久邇伊志久と訓べし。(神代紀一書に、國稚地稚とあるを、クニイシツチイシと訓るに依れり。)伊志久は。宇比志久にて。(宇比は伊と約ま

る。)初々しき由なり。初しきは稚き意をもて。此の字を書りと見ゆ。(古事記の初發なる國稚を、師はクニワカクと訓れたれど宜しからず。)○美好に二字にて、宇流波志久と訓べし。○書鞆。鞆は上に出て委く注へり。(第三十二段の傳見べし。)書を惠と云は、繪字の音なりと師の説も有れど。舊よりの古語なること。此の御言に依て知られたり。(文字書てふは舊より有り。人形造ることなども、いと古く有しかば。書を書くわざもなどか無らむ。)然れど惠てふ言の義は未た考へ得ず。(鈴屋云、ては後に古史本辭經に、委く考へ記されたり。)さて書鞆とあるは。神世に書たる鞆の製ありて。其に畫たる由なるべし。(江次第などに、鞆繪と云こと有て。常には巴の字をかけど。其れとは異なり。鞆繪は鞆の繪なり。書鞆は書を書たる鞆なり、混ふべからず。)○惠曇は風土記に。本の字惠伴と見え。(和名抄には。惠曇とのみ有て訓はなし。)同郷に。惠杼毛社と云もあり。(抄に惠曇郷中、朝日山七社中也と見ゆ、磐坂日子命を祭るなるべし。)此れ等に依て訓べし。(杼毛に曇の字を書たるは、ド

ンの音の韻をモに轉し用ひたるなり。と師説なり。)○衝杵等乎留比古命。(杵は杵の省字なり。)衝杵は杖杵にて。等乎は。拆竹之登遠々登遠々の登遠と同く。撓む義なるべし。留は萬葉二卷に奈用竹乃騰遠依子と連たる余流の余を省ける語にて。國作り巡り見給ふに。杖給へる杵の撓むばかり長き由をもて稱へたる御名なるか。(神等の國巡りに、杵を杖き給へること、第九十六段に注へり。天圖杵命。八尋鉾長依日子命。と申す神名をも思ひ合すべし。)また若くは杖杵の徹ると係たる御名か。(徹はトホルなれば。假字違へりと疑ふも有べけれど、凝を許遠呂と云る例に、富遠相通はし云るならむかし。また式に、陸奥國磐瀬郡に、杵衝神社と云あり。何なる神にや。○序に、云はむ、後の和泉國風土記に、大島郡云々、古老傳云。昔素佐烏尊御子、衝杵等乎而留比古命、巡行此國詔、吾御體衰坐語而、靜坐。故云於止利、今謂大島者訛也とあるは、出雲風土記を學び作れる漫説なり、乎留の間に、彼の風土記も、而の字錯りて入れるを、右文に其の誤字さへに、其まゝ入

たるは、いと鳴呼なりかし）○多太郷。同記に。秋鹿郡多太郷。郡家西北五里一百二十歩とあり。（和名抄にも、秋鹿郡多大とあり、さて風土記抄に、岡本、大垣二村也、今岡本與秋鹿村之堺也といへり。）○國巡は、上に云へる如く國作り巡り見給ふなり。○明正眞成靏は。阿加久多陀斯久成奴と訓べし。（本には照明正眞成と有を、師はしか訓れたり。）前に須佐之男命の。安來郷に渡り來坐して。吾御心者安平成焉と詔ひ。須賀地に到坐て。我御心須々賀々斯。と詔へるに同じ。○靜坐とは。他に知られず隱りて。顯れ給はぬを云。（委くは第百二十三段大國主神の、長隱鎭り坐す處に注ふべし。）同郷に多太社といふが二社あり此神の鎭り坐る處なるべし。（抄云、多太兩社は。多太郷岡本村、羽鳥大神。支田大神也といへり。）○青幡佐草日古命。（佐草を。また佐久佐とも書たり。）名意青幡は青品。佐草は麻草の阿を省けるにて。品に麻を蒔初め給へる由の御名と聞ゆ。（幡は借字なり。）また佐は眞に通ふ佐にて、佐草とは、麻を稱たる語にも有べし、眞龍は、青幡は冠辭なり、萬葉集に。

青幡之忍坂山、また青幡木幡とも連けたるを思ふに、佐久左の佐は發語にて、青幡の如く靡く草、と連けしなり、草は多き中に萱をさすと云へり。然れど此の故事にかなはず。）○高麻山は。多加佐山と訓べし。高に阿の韻有ればなり。（高天原などの例也。）本に大原郡高麻山。郡家正北一十里二百歩。高一百丈。周五里。北方有樫椿等類。東南西三方並野と見ゆ。（抄に、在八代郷三代村、俗曰高塚山とあり、）○蒔初麻矣云々。此の御國の地に。麻を蒔たる初めなり。其は高天原には。大御神の岩屋に幽居せる時に。援白羽命の種給へれど。葦原中國には種ざりしかば。此の神の今初めて種給へるなり。（其は須佐之男命。五十猛神の種を持降り給へるか、また此神の採て降り給へるか、何にまれ、種の源は、高天原より出たることは疑なし。然るは是れまた、豐宇氣神の德に生れる事は、違ひ無ればなり。）さて麻を蒔たる高山なる故に。高麻山とは負たりけむ。○於此山上其御魂坐也。本に矢代社と云あり。此を鈔に。坐屋代郷三代村高麻山。青幡佐草日子命也。俗云高塚

大明神也と云へり。○此神之坐處とは。現世に坐ませる間。住居る處を云なり。○大草は。本に意宇郡大草郷。郡家南西二里一百二十歩と見え。(和名抄にも、意宇郡に大草と見ゆ。風土記抄に、大草日吉、岩坂、大庭、佐草四村也とあり、眞龍云、佐草日子命坐す故に、地名に負たれば、舊は佐草と云けむを、郷と成し時に、大草と改めしなるべし。)同郡に。佐久佐社を載たり。此は神名式にも。意宇郡に。佐久佐神社と載られたり。今も佐草村と云に坐よし。鈔に見ゆ。(此社は、國史に、仁壽元年九月乙酉、青幡佐草壯丁命、授従五位下、また貞觀七年十月廿八日、出雲國佐草神、授従五位上、また元慶二年三月三日、出雲國正五位下、青幡佐草壯丁神正五位上など見えたり。)さて都留支日子命より。佐草日古命まで五柱神たち。誰も風土記にたゞ須佐乃乎命御子と有りて。御母の名は傳はらず。はた其の有し事をも。或は國巡坐之と云ひ。或は徒に此處ぞ云々。此處は云々など詔へる由のみ記し傳へて。國作り堅め給ふとは言ざれども。自然に。其事となく。國巡りと云より想像りて。作り堅め給へる趣にひゞきて通ゆるは。古書の傳への。いと朴略に。妙なる物にぞ有ける。(なほ此の神等のみならず、國作り固め給へる神はいと多かり、次々に注ふを見るべし。)斯て此の神等を始め。次々の神等も。國作り巡り給へる事は。悉く須佐之男大神の神御計なりけり。其由下に委く注ふ。(第九十一段の傳見るべし、)

茲健速須佐之男大神。以佐世木葉為頭刺而。踊躍之時。所刺之佐世木葉之墮之處。云佐世。亦至坐須佐郷而。此國者。雖小國國處也。故吾名者。不著木石詔而。即鎮置己命之御魂而。定給大須佐田小須佐田矣。故云須佐。即有正倉。亦詔朝御饌勘養。夕御饌勘養。五贄組之處而定給之處。云朝酌郷也。

佐世木。契冲云。此は烏草樹にや。和名抄に。楊

氏漢語抄云。烏草樹和名佐之夫乃紀。(辨色立成説同)と見え。字鏡にも。烏草樹左之夫また檰左世夫ともあり。今山里人は。させぼの木と云。柃に似て小き實あり。熟すれば。紫の黒みたるやうにて。童などは取て食ふとぞ。(柃は和名抄に、比佐加木と見えて、今俗に毘左々紀と云ふ木なり。)と云へり。記傳に。仁德天皇の御歌に。佐斯夫能紀とある處に。此説を採りて。或る人烏草樹に。今俗にさゝぶの木とも。しやしやぶの木とも云と云へり。倭姫命世記に。佐佐牟乃木枝とあるも是か。とあり。(眞淵も此の説に依て。遠江人は、そよの木と云。此の木の葉を舂きて、其汁をもて衣を染るに、青い色の如し。古事記の歌に、曾米紀賀斯流邇。斯米許呂母とある、曾米紀は、即さしぶの木にて、遠江人のいふ、そよの木なり。と云へり。○大社記に、大社の末社に、佐々布社と云有て、其本地を知らず、白石より西十餘町にありと見ゆ、此に由あるか考ふべし。)○頭刺は加邪斯と訓べし。和名抄に。釵和名加無左之とあり。髪挿の義にて。頭の飾なり。伊邪那岐大神の黒御鬘。

天宇受賣命の日蔭鬘など有も。云ひもて行けば頭の飾にて。頭刺に同じ。梅櫻柳桂葵櫛。その餘も何にても頭に挿すは。皆頭刺と知るべし。(なほ景行天皇卷、倭建命の御歌に、久麻加志賀波袁・宇受爾佐勢、とある處に注ふ師説を見るべし。)○踊躍之時は。(本には踊躍爲時と書たり。)萬葉十九卷に。榲野爾左乎騰流雉とあるに依て。袁杼理斯多麻布時爾と訓べし。字書に。踊音勇。○躍音藥。跳也進也、跳舞貌など有て。心のいと淸淨く。手伸く覺ゆる時に爲らるゝ態にて。舞を舞ふとは。心ばへ別なる物ぞ。其は舞は。憙さにも悲さにも。舞るゝを。踊は悲き事の有ては。得爲られぬ態なり。(こは其趣と人情とを、よく思ひ通して辨ふべし。)須佐之男大神。前には荒御魂の進びて。忌しき枉事ども起し給へるを。解除の驗によりて御心和み。淸々しく成坐る故に。其の勇みの餘りに。踊をも爲給へる事と知られたり。○佐世木葉之墮之地云二佐世一。踊は手を伸し足を擧げ。頭を振り飛走りもする態なる故に。頭刺の木葉の墮たるなり。風土記に。大原郡佐世郷。郡家正東九里二百

歩と見ゆ。(和名抄にも、大原郡の郷名に、佐世とあり。)同郡に、佐世社もあり。(鈔に、佐世郷加刺大明神也と見ゆ、また佐世郷、上佐世、下佐世、大谷、飯田、養加等在所也とあり。)神名式に、大原郡に佐世神社とある是なり。○須佐郷は。風土記に、飯石郡に、須佐郷郡家正西一十九里と見ゆ。(和名抄にも、飯石郡の郷名に須佐とあり、朝野群載六に、出雲國言上。管飯石郡須佐御牧と有れば。古へに牧を有しなり。風土記抄に與宮内為郷樣併朝原、反部、原田、入間、竹尾、宍見等為須佐郷とあり、眞龍云、須佐郷は、神門郡に隣る、山口、伊秩、乙立へ通ふ路なり、また大原の郡家へも通ふと云へり。)○此國とは、須佐郷を詔へり。今の世に里と云ばかりの地をも。古へは國とぞ云ける。此例不數ふるに暇あらず。○雖小國は。佐渡伎國那禮杼母と訓べし。佐渡伎は狹婆伎と云に同じ古言にて。少し舊く聞えたり。(神代紀、少小などの字を、今本にセバキと訓たるを、古本にはサハキと訓り、鰭之廣物鰭之狹物などある、狹と同言なり、大國小國と云ことと有れど、其の小國とは少か異なり。)○國處也とは、小地には有れど。最好國なりと。稱へ給へる御語なり。(今の世の語にも、好と云ことを言はで、徒に太也、國也など云て、稱る意に聞ゆる語多し。)○吾名者不著木石とは。(木石と書るは漢文なり、伊波伎と訓べし。)吾が御名をば。石木の類に由なき物には負せず。御田の名に負せて。後の世に遺し給はむと詔へるにて。謂ゆる御名代の事の起れる原なり。(御名代の事は、仁徳天皇卷に委く注ふべし。)○鎮置己命之御魂は。須佐地に祠を建て。鎮め置給へる由なり。次に有正倉とある即是なり。(なほ其下に注ふべし。)自身の魂を祀れる例。て〻に始めて見えたり。○大須佐田小須佐田。こは大神御自の御名を負せて。定め給へる御田なり大小は、大國小國大忌小忌など云、大小は其にて。稱辭の大小と通えたり。(然るは。國に大小と云ひ、忌に大小と云は、正に大小の由あるを。此の大小はしか聞ざればなり。)抑、田は。稻種を殖る所にして。其種は。豐宇氣神の御身に、始めて成り出たる物ゆゑに。此の大神。前に荒御魂の

進び給へりし程は。痛く嫌ひ給ひて。岩屋戸ノ段の枉事は爲出給へりしを。彼の解除によりて。御心直り。彼の神の御身に成れる種ども持下り給へる中に。此をも持下り給ひけむを。今かく御田を定めて。殖付け。其田に其御名を負て。御名代とさへ爲給へるなり。○正倉は。富久羅と訓べし。即ち祠の義なり。(令に正倉と云こと有て、義解に、正倉者正税ナリ、とあるを以て、此をも彼と同じことに思ふ人も有れど然らず、出雲風土記なるは、凡て祠の事と見ずては通えず、正税の倉の、然ばかり彼の國に多かるべき由なく、殊に有レ社と云べき所にのみ即有二正倉一とある此の即の字をも思ひ合せて辨ふべし、)神宮を保久羅と云し例は。垂仁天皇紀に。五十瓊敷命。その妹大中姫命に。石上ノ神宮の奉仕を讓り給ひし處に。大中姫命辭曰。吾手弱女人也。何能登二天神庫一耶。五十瓊敷命曰。神庫雖レ高。我能爲二神庫一造レ梯。豈煩登庫乎。故諺曰。天神之神庫。隨樹梯之。此其緣也。(神庫此云二保久羅一)とあり。此の正倉は。この神庫字の類にかける。義訓の文字と知るべし。(富久羅は、久羅に富の添りたる語、また洞を富羅と云は、富久羅の久の省かりたる語なるべく所思ゆ、富は含まりたる義、久羅は隠かなることなり、○津國菟原郡に、保久良神社と云あり、いかなる神にや、)さて此の正倉は。風土記に。同郡に須佐ノ社とある即ち是なり。(須佐郷宮内村に在て、大宮大明神と云ふ、これ須佐能袁命ノ社なりと、風土記抄に見ゆ)神名式に。飯石ノ郡に。須佐ノ神社と載されたり。○朝御饌勘養夕御饌勘養は。朝美祁能加牟加比。夕美祁能加牟加比と訓べし。(朝夕はアシタノ、ユフべノとも訓べし、師も然訓れたり、今は加茂翁の訓によれり、アサはアシタの約れるなり、)此詞は祈年祭に、水分ノ神等に白す祝詞に。皇御孫ノ命能朝御食夕御食能加牟加比云々とあると。此とのみなり。(祝詞考に、是は朝夕の御食料の神饌と云なり、加比は、稲穂の名なれど、米の事にもいふ例なり、と説れつれど、)師説に。加牟加比の加は。宇迦之御魂など云。宇加の宇を省けるにて。食なり。食を宇氣の宇を省けるにて。加と氣とは一なり。(酒を佐加、竹を多加とも云如く、宇氣も上に

ある時は、宇加ともいへり。）牟加比は。萬葉の歌に。御食向とよめる向にて。神に物を手向くと云も同言なり。牟久流と云は。令向にて。奉る方より云詞。牟加布は。其を受給ふ方より云詞なれば加牟加比は食向にて。御膳に就給ふを云と有り。然れば此の勘養は借字にて（勘は字音を用ひ、養は訓を用ひたるなり。）須佐之男大神。己れ命の朝御食夕御食の食向。云々と詔へるなり。○五贄組之處。五は厳の借字にて。神武天皇巻に。火名厳香来雷。水名厳罔象女。糧名厳宇加能女。薪名厳山雷。草名厳野椎。とある厳に同く。清明きを云詞なり。贄は新饗より轉れる詞にて食物の事なり。（新嘗のことは、第四十二段の傳に注し、贄の事は、参第百四十一段、速贄の下に注べし。）組とは今の世に。某組組合など云詞と同く己れ命の厳御贄を掌る組人の住處と定め給へる由なるべし。○朝酌郷。こは朝御饌云々。組之處と詔へる。朝と組とを取て。里の名と為たるなり。（和名抄にも此字を書たり。）風土記に。島根郡に。朝酌郷。郡家正南一十里八十四歩。熊野大神命云々と云て。此の故事を記せり。（同記抄に、朝酌、福富、大井、大海埼四村也、従意宇郡闇潟渡福富之村頭、曰朝酌促戸とあり、眞龍云、郡家は抄に、相當本庄新庄之中原と云れど、古今違同じからず、郡家は本庄なるべし云り。）さて同郡に朝酌上社同下社と二社あり。（抄に、上社祀伊弉冉命、朝酌郷大森大神也、下社同郷多賀大神祠、合祀伊弉冉命、與熊野大神也といへり、）

○門人岩崎長世。北原信質。櫻井光房ら云ふ。此の十五の巻を。櫻木にゑらせて。松のけぶりに匂はするは。科野國伊那郡。飯田城のべに家をる人たち。奥村邦秀が母刀自奥村ふさ。大原正敷が母とじ松村きそ。櫻井盈善が祖母の刀自櫻井たつ。三人のおみなのしわざにてそ。

古史傳十六之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　孫　延胤　續攷

神代中八之卷

此大神。又娶大山津見神之女。名神大市比賣命而。令生之子大年神。亦云大歳御祖命。故此大年神之子御年神。亦子奧津日子神。次奧津比賣命。亦名大戸比賣神。此二柱神。謂庭津日神。亦云庭高津日神。此者諸人之持伊都久竈神也。亦子阿須波神。次波比岐神。此者座摩之御巫之持伊都久神也。亦子香山戸神。次羽山戸神。亦子大山咋神。亦名山末之大主神。此神者。坐近淡海國日枝山。亦坐葛野之松尾神也。亦子大土神。亦云大土之御祖神。此神者。度會之地主神也。亦子稻依比女命。亦子千依比賣命。亦子佐佐津比古命。此三柱神亦。坐度會縣神等也。

此の大神とは。前段を承て。須佐之男大神を申せり。○神大市比賣命。師云上に神と置は稱名なり。(例おほし、)大市は。和名抄に。大和國城上郡大市。於保以智。(こは崇神天皇紀、垂仁天皇紀にも見えたる地なり、)參河國碧海郡大市。播磨國揖保郡大市。(於布知、)備中國窪屋郡大市。(於布知、)神名式に、伊勢國安濃郡大市神社などあり。此地々の中に由ある有むか。(今云、師說は如此なれど、此神に地名を負けむとは、何となく思はれず、此の大神の娶坐るを思ふに、若くは大稜威には非ざるか、伊都を伊知とも云へばなり、猶よく考ふべし、)○娶は、師云美阿比氏と訓べし。(此の字常に

は貴登流と訓めど、古言に非じ、）上に御合とある是なり。○大年神。師云。名義。大は例の稱へ名。年は田寄なり。（多余を切て登となる、さて余世を余佐志とも余志とも云る例、古へに多し、（然云故は、まづ登志とは穀のことなり。其は神の御靈以て。田に成して。天皇に寄奉り賜ふゆゑに云り。（田より寄すと云意にて、穀を登志とは云なり、）祈年祭祝詞に。皇神等能依佐志奉牟奥津御年乎云云。八束穗能伊加志穗爾。皇神等能依佐志奉者云云。とあるを以て知べし。（天下に成りとし成る穀は、悉く天皇に神の依し奉り給ふなるを云り、奥津御年は、加茂翁の說に、稻を云ふ、稻は穀の中にも晩く成るゆゑに、奥と云なり、同じ稻の中にても、晩をおくてと云にて知べし、）さて穀を一度取り收むるを一年とは云なり。（されば登志と云名は、穀を本にて年月の登志は末なり、）斯て此の神は。此の穀の事に大なる功坐し故に。此の御名を負ひ給へるなり。（曆法家に謂ゆる大歲とは痛く異なり、字の同じきに付てな思ひ混へそ、）さて諸國に。大歲神社と云が多かるは。此の神を齋へる

も有べく。さて其の處々にて。穀の事に功有りし神を。然稱へ名けて祭れるも有べし。（倭姬命世記に、眞名鶴、稻穗を咋持廻りて鳴けるを、大歲神と號けて祠給へり、是も穀に功有し故なり、是を神名祕書と云物に、今此の神の、鶴に化り給ひてと云るは、名に付ての推あて說か、）○亦云大歲御祖命。この御名は。木祖草祖大山罪御祖命。大土之御祖神。など白せる例に。穀の事に功有しを稱へて、御祖と申せるなり。（神皇產靈神を、御祖命と白すを始め、母をいふ御祖の意とは異なり、思ひ混ふべからず、）○御年神。名義大年に同じ。此の神も父神と同く。穀の事に大きなる功坐し、なるべし。（第九十七段に、此神之御子、大地主神の營田に、祟をなし給ひし事を記せり、披き見べし、）神名式に。山城國乙訓郡に。大歲神社。（大、月次、新嘗。）大和國葛上郡に。葛木御歲神社。（名神、大、月次、新嘗、○此社は國史に、仁壽二年四月庚申、加大和國御歲神從二位、同年十月甲子加大和國御歲神正二位、貞觀元年正月、大和國正二位葛木御歲神從一位、同八年二月己未、神祇官

癸言、大和國三歳神舊無神主、而新置之致祟谷、實由此、仍更停焉など見ゆ、考證に、今持田村東、森脇村と云に在とぞ。)高市郡に大歳神社二座。(こは一座は御歳神なるか、今は在所しれずとぞ。)御歳神社。(鍫靫、○此の社も、今は在所しれずとぞ。)和泉國大鳥郡に大歳神社。(鍫、○和泉志に、按國內神名帳、草部、菱木、荒園、下大鳥、高石、取石、大庭、山田、蜂田、九處有大歳社、不知何式內神社大歳神といへり。)攝津國住吉郡に。草津大歳神社。(こは在刈田村と攝津志にいへり。)遠江國長下郡に大歳神社(當國の式社考に、神立村なる牛頭天王なりと云へれど、未だ詳ならず。)駿河國安都郡に。大歳御祖神社。(府中の賤機山といふに坐て、今は奈古屋神社と云、後の駿河風土記に、大歳御祖神社、雷神、譽田天皇四年癸巳始祭之、大歳御祖神者、號玉依姬、賀茂健角見命之女也。とあり信がたし。)但馬國二方郡に大歳神社。石見國那賀郡に大歳神社。(此は國史に、貞觀十三年四月三日、但馬國大歳神授從五位下とあり。)など載され。清和天皇紀。貞觀九年十月五日の下に。飛驒國正六位上大歳神從五位下。とも見ゆ。(但しこは、神名式には載されず。)

○奧津日子神。奧津比賣命。師說に。奧津は地名か。古今集に。貫之が和泉國に侍りける時に。倭より越まうで來て。讀て遣しける。藤原忠房。「君を思ひ沖津の濱に鳴鶴の云々。これか。(沖津濱、或書に和泉郡にありとも、また日根郡に在とも云へり、大鳥郡に、大歳神社もあり、また和泉郡積川神社も由あること、波比岐神の下に見ゆ。)また駿河國にも此の地名あり。(同國安倍郡に、大歳御祖神社もあり、式に能登國鳳至郡に、奧津比咩神社あれど、其は邊津比咩神社と並べれば、此神にはあらじ。)とあり。然れど此の神等の御名に。地名を負給はむこと。似つかはし有ねば。奧津は竈土の省き語にて。竈の事にや。竈は土を置て作ればなり。(さて地名は却りて、此の神等の御名より出けむも知べからず、又ヘツヒと云に就て思へば、奧津火、邊津火と對へる言か、また火をオキとも云へり、其は古今集に、おきのゐて身を燒くよりも悲しきは、云々とあり、考合すべし。)さて

此の比賣神にのみ命とあるはいかゞ。○大戸比賣神。師云。戸は竈(濁音)と訓べし。竈は竈の専なり。(上豫母都戸喫の下に云るが如し。)さて和名抄。河内國河内郡に大戸郷あり。姓氏錄大戸首の下に。河内國日下大戸村とあるは。此の郷のことならむ。古へ河内和泉一國なれば。彼の奥津と由ありて聞ゆ。(また越中國新川郡に、大部郷あり、萬葉二十に、田口朝臣大戸てふ人の名も見えたり。)○庭津日神。亦云二庭高津日神一。名義庭津火と云へるにて。日は借字なり。(師云、庭は家庭の意なるべく、日は産靈の靈なるべし、庭燎のことには非じ、と云れつれど然らず。)さて此は。奥津日子奥津比賣二神を併せて謂す御名なるを。古事記に別神と爲たるは。謬れる傳なり。其は彼の記に。奥津日子神。奥津比賣命。(亦名大戸比賣神。)此者諸人以拜竈神者也とあれど。下に引る書等に。竈神齋火武主比命。庭火皇神と有て。奥津日子。奥津比賣てふ名を言はず。これ二神の即ち庭津日神なる證なるに。況て古事記に。此の比古比賣の出たる條に。二名を一神として。計たるをも思ふべし。(火武主比神は、火神に坐せば、竈所に必ず祀るべき神なるを、庭津日神は、師説の如くは、竈神と云て、竈所に齋ふべき由有むや、此神すなはち、上の二神なる故に、竈神とて、此御名を擧つるなり、一神なるが、二神に身を分ち、二神なるが、一神に身を合せ給ふことは、上に次々既に注へりき。)庭高津日神と白す御名をも。別神と爲たれど。是はたゞ高てふ稱辭の加れるのみ異にて。同神なること論ひなし。其由下に注ふ。(第百四十四段、大嘗祭の處見るべし。)○諸人は。萬葉五に。母呂比得。十八に毛呂比登とあり。○持伊都久は。既に上に出てつ。(第二十五段の傳見べし。)○竈神は。師云竈は加麻と訓べし。和名抄に。四聲字苑云。竈炊爨處也。和名加萬。とあればなり。(今俗に、釜をも加麻と云故に、竈を加麻と云は、釜より出たる名と思ふ人あれど、然に非ず、古は釜を加麻と云へることなし、釜は賀那閇、また末路賀奈倍と、和名抄に見えたり、思ひ混ふべからず、或人釜を加麻と云は、朝鮮言なりと云り、然もあるか、また竈より轉りたる名にても有らむ

か、)また加麻度とも云は。竈處なり。萬葉五に。可麻度には火氣ふきたてずと詠り。(私記に、加麻斗者梵語也、と云るは非なり、また閉都比と云名も古し、神樂竈殿遊哥に、止與戸川比と見え、枕冊子に、御へつひとあり、加麻とは差別ありしか、未だ思ひ得ず、また俗に、竈を久度と云は誤なり、和名抄に、文字集略云、窓竈後穿也、和名久度と見え、竹取物語に、かまどを三重にしこめて、くどをあけてとあり、然れば古への竈は後に穴を開て、そを久度とは云しなり、さて窓の字は字書に見えず、若くは窻の誤か、窻は窗と同じ、竈突也と注せりまた大膳式に、竈神といふ有れば、其と同じくて竈のあやまりか、)神名式に。筑前國御笠郡に。竈門神社(名神、大、)あり。(今云、此の社は國史に、承和七年四月筑前國從五位下竈神從五位上、嘉祥三年十月竈門神正五位下、貞觀元年正月廿七日、正五位下竈門神從四位下、元慶三年六月八日、授從四位下竈神從四位上など見ゆ、百錬抄に、嘉承元年十一月三日、宰府竈門宮授正一位と見え、此時のこと、中右記にも、嘉承元年十一月三日、竈門宮奉增正一位、本位從一位、又有別宣旨、仍位記請印記宣命、今度宇佐神祇官使、正六位上伊伎宿禰義成備被付云々と云へり、新續古今集に、藤原經衡哥の端詞に、かまどの明神とあり、和字雅に、御笠郡竈門山上に在り、山をまた寶滿山とも云故に、寶滿明神とも稱すと云へり、竈門山の哥、拾遺集に見えたり、)紀伊國名草郡に。竈山ありて。竈山神社も式に見ゆ。是も此の神にや。(今云、此社は、今も宮鄕和田村の西南三町許に在りとも、紀三井寺の東北一里許の山腹に在とも、書等に見えたり、地に行て見ねば詳には知らず、なほ此山の事は、神武天皇卷、日子五瀬命崩りの處に注ふべし、)諸民に炊爨事を教へ賜ひし功ある神なるべしと有り。(また師の言に此に竈神と云は、比古比賣二神を指るか、はた比賣神一柱か定かならず、舊事紀には、此の二神者とあれど、例の依りがたし、若し二柱を指ていはゞ、此の二柱神者と有べき例なり、且大戸てふ名も、比賣神にのみ有れば、竈神は、此一神をのみ云か、然れどなほ定めがたくぞ覺ゆる、世俗の諺に、竈

神は女神なりと云ことのあるは、漢籍にも、然云へる事あるより出たるか、又は古へよりの傳か、と有れど、此の二神者と云ずても、自然に、上の比古神へもひゞきて聞ゆれば、舊事紀の傳をも、妄とは言がたし、竈神を女神と云ことは、疑なく漢籍より出たる說なり、炊爨の事は、かならず男女かねたる神の、爲始め給ふべき事なるをや、さて聖武天皇紀に。天平三年正月庚戌朔乙亥。神祇官奏二庭火御竈四時祭祀一。永爲二常例一と見ゆ。然るに四時祭式には見えず。大膳職式に。御膳神八座云々。醬院高部神一座。竈神四座云々。菓餠所火雷神一座云々。竈神四座云々。(この云々と切たる處々は、各其の祭の料物の品々を載せる文なり。)さて神名式には。大膳職坐神三座。(並小。)御食津神社。火雷神社。高倍神社と擧て。竈神四座。竈神四座を漏されたり。(大膳職は、上第六十七段の傳に注へる如く、宮內省の被管職にて、長官を大膳大夫といひ、次官を大膳亮と云、なほ次々の官人多かり、令に。掌下諸國調、雜物及造二庶膳羞一醢葅、醬豉、未醬、肴菓、雜餠、食料率二膳部一以供中其事上と有て、大御食物の事に預る職なる故に、御膳神を祭れり、偖また其の廳の被官に、主醬とて、雜醬豉、未醬等を造ることを掌り、主菓餠とて、菓子雜餠等を掌る、二司人あり、主醬の居る所を醬院と云ひ、其所に高倍神一座と、竈神四座とを祭り、主菓餠の居る所を菓餠所と云て、其所に、火雷神一座と、竈神四座とを祭れり、御食物に預る職なれば、此神等を祭給ふこと、各々其理ある事なり、火雷神一座の事は、第十三段に既に注へり、御膳神八座と、高倍神一座の事は、景行天皇卷に注べし、さて竈神とある竈は、師說に、上に引る和名抄の竈と、同じかるべく聞ゆれば、久度と訓べしとあり、然れど、古本に、此字も竈とあれば、さも決め難くなむ。)右四祭春料依二前件一。秋亦准レ此。(但御膳神、二月、十一月上酉日祭レ之。)と有れば。年每の春秋に祭有しと見ゆ。(されど四時祭式には見えず。)さて臨時祭式に。鎭二竈鳴一祭云々。御竈祭云々。御井幷御竈祭云々。中宮御竈祭(東宮准レ之。)云々などあり。(この云々と切たる處には、各々其祭の料物の品々を

載せる文なり、○竈の鳴と云ふこと、世に多く聞ゆる事なり、早く有し事ゆゑに、其祭式あるなり、但し此には竈鳴と有れど、世に聞ゆるは、釜の鳴とぞ云なる、拾芥抄に、釜鳴怪部と云條ありて、子日愁事、丑日喪事、寅日官事凶、卯日家喪事、辰日家亡、巳日中吉來、午日鬼神來、未日口舌事、申日同上、酉日同上、戌日大凶、亥日小吉、とあるは、後世の陰陽家の書の定めたる事と見ゆ、また漢籍にも、楚辭より見えて、厭勝の術ありと、谷川氏云へり、俗に釜鳴ときは、女の湯まきを掛れば止む、なども云めり、さて備中國吉備津宮に、釜鳴神事と云あり、此事は、孝靈天皇卷、吉備津彦命の處に、因に注べし、)此れ等は、大膳職式に見えたるとは別なり、(中宮御竈祭、東宮准此と、あるを以て、何所にまれ竈所ある處には、かならず竈神を祭り給へる事知られたり、)文德天皇紀、齊衡二年十二月丙子朔、大炊寮、大八島竈神、齋火武主比命、庭火皇神、竝授從五位下と見え、(大炊寮も、宮内省の被管寮にて、長官を大炊頭と云ひ、次官を大炊助と云、なほ次々の官人多かり、令に、掌諸國舂米、雜穀、分給諸司食料事と有て、此も御食物に預る寮なる故に、竈神を祭れり、○此寮なる竈神をのみ、大八島のと云る由は、未だ考へ得ず、)大炊寮式に、竈神八座云々、(この云々と切めたるは、其祭の料物の品々を載せる文なり、)右春祭料依前件、冬祭准此と有れば、年毎の春冬に祭有しと見ゆ、(されど此祭の事も、四時祭式には見えず、)また文德天皇紀に、天安元年四月癸酉、有勅内膳司忌火庭火神、竝授從五位下と見ゆ、(内膳司も、宮内省の被管司にて、長官は奉膳とて二人あり、後に内膳正といふ、次官を典膳と云、なほ次々の官人あり、令に、奉膳二人、掌摠知御膳進食先嘗事、典膳六人、掌造供御膳、調和庶味、寒温之節と有て、此れまた御食物に預る司なる故に、此にも此の神等を祭れり、前の大炊寮のとは異なり、思ひ混ふべからず、忌火とは、前後に引く文に、齋火武主比命とある是れなり、火は殊に清むる故に、忌火と云なり、○印本寫本共に、勅の字の下に、なほ大炊寮大八島竈、と云七字あるは誤なり、其は大炊寮の竈神

某々は、既に齊衡二年に、從五位下を授奉り給へるものをや、記傳に反りて、齊衡二年の文を疑はれたるは、委しからず。)內膳司式に、此神の事は見ざれども、四時祭式に、大殿祭の次に、忌火庭火祭(中宮准此、)云々。(この云々は、其祭の料物の品々を載せる文なるを、例の如く切めたり。)右大殿祭畢宮主於內膳司行事とあり。(なほ此の條に同式に、釀神酒竈神祭と云ことも、二所に見えたり。)さて清和天皇紀に、貞觀元年正月廿七日、大炊寮從五位下大八嶋竈神八前、內膳司從五位下齋火武主比命神、庭火皇神等、並授從五位上と見え、(師云印本に、此の大炊寮を、大膳職とあるは、脫たる文あるなり、古本には、大膳職從五位下火雷神、大炊寮云々と有と言れたるは然る言なるが、なほ古本印本ともに、齋火武主比命と云六字、八前の下に錯亂入たり、今は上に引たる、文德天皇紀の文どもに考へ合せ、文を直して引たり、さて此の八前を、師說に、大膳職に、竈神四座、窖神四座とあるを合せてにや有む、と云れたり、然も有べし。)中右記に、內膳司御竈神二所也云々、一所庭火、是尋常御飯奉仕神也、一所忌火、是則十一月新嘗、六月神今食祭奉仕神也、と見えたり。この云々と切めたるは、平野作美御祭奉仕神也、と云ふ十字なり、此は誤れる文にて、紛はしければ捨つ、二所を、師の引れたるに、三所とあるは殊に誤なり、然るは內膳司の竈神の二所にて、庭火忌火と申すことは、上に引る天安元年、貞觀元年の紀文にて、更に論ひなきをや、さて二所神の御體代は、師說の如く、卽かねの竈なりと聞ゆ、そは西宮記に、內膳御竈奉遷他所事、以生絹覆上、衞士八人舁之、宮主先解除、納言一人辨外記史以下步行供奉と見え、禁祕御抄に、竈神行他所之時、中納言以下供奉、尤可爲靈物、女房不忌之、男主上之外不沐浴也、四五破、但指合用之不可說物也といひ、百鍊抄に、寶治二年十月廿二日、內膳屋燒亡、御竈神燒損給、廿四日、近日御竈神燒損、可鑄改哉否事、被問諸卿、十一月十九日軒廊御卜、內膳竈燒損事也、閏十二月廿七日、被定內膳御竈、可鑄改日時、定來廿八日、など有を思ひ通して辨ふべし。)さ

て其の二の御竈の一所は、齋火武主比命の御體として、此を忌火とも申して、殊に重みし給ひ、新嘗、神今食等の祭の時に、御祭仕へ奉り、一所は庭火神の御體として、尋常の御飯の時々に、御祭仕へ奉る由と聞えたり。猶また百錬抄に謂ゆる、寶治二年の燒損のこと、增鏡烟の末々の卷に委く見ゆ。披見るべし〕師云。竈神は如此く公家にも祭り賜ひ。また古へより諸民までも各祭りしこと。諸人之持伊都久と有にても知べく。江家次第に。正月元旦四方拜條庶人儀に。竈神をも拜むこと見ゆ。(寶基内傳と云ものに、丙丁日不祭竈神と云こともあり、かゝる事は云に足ねど、是にても昔祭りしこと知べし〕さて今の世には。三寶荒神など云ふ穢き名を申すは。いと淺ましき事なるかも。(鐡胤云、俗に三寶荒神と云ことの由は、巫學談弊、玉だすき等に委く辨へられたり、就て見るべし〕○阿須波神。名義師云。足場の意にや。足を阿須と云は。左りに引く地名の足羽など是れなり。凡て何處にまれ。人の足蹈立る地を足場と云ふ。今の世の言にも。足場の好惡など云めり。

(さて凡て場と云は。庭の略にて、大庭を意富婆と云類多し、また場の字をも爾波と訓むこともあり何にまれ事を爲す地を、某場と云、さて某場と云ときは、音便にて濁れども、もと爾波の略なれば、波は清言なり、彼此の神名の波は清音に唱ふるなり〕さて此の神は。人の物へ行とても。萬の事業を爲とても。足蹈立る地を守り坐す神なるが故に。家毎に祭りしにや。なほ次に云り。(今云、此神名と、次の神名との意は、師の未だ考へ得ずとて、嘗に强て云れたる說なるが、己れはいと好き考說と所思れば、此に記しつ〕○波比岐神。名義師說に 波比入君の意か。伊は比の韻にある故に。本より省き。また理と美とを省けるなり。(如此き活用の理を省く例多く、また君の美を省く例も多かり〕後撰集春上に。通ひ住侍りける人の家の前なる柳を思ひやりて。躬恒。「妹が家の波比入に植る青柳に。今や啼らむ鶯の聲。堀川百首にも。「柴の屋の波比理の庭におく蚊火の。烟うるさき夏の夕ぐれ。是れらを思ふに。門より舍屋内に入るまでの間の庭を波比入と云しなり。古言なる

べし。波比入とは、たゞ歩み入るにて、今の世の言にも、入るを波比流と云ふ是なり、波布とは、いさゝかの間の處を歩き行ことなり、故源氏物語などに、家の内などにて、彼より此へ來ることなどを、波比渡など多く云り、須磨浦と明石浦との間を、たゞ波比わたるほどゝ云へること、彼の卷卷に見えたるも、甚近きよしなり、後の世にはただ虫などの行くをのみ波布とは云ふ、それも虫などは甚小き物にて、いさゝかの程をわづかに歩く物なる故に云なるべく、また人も俯伏て、手と足として行くを、波布と云、是れも遠くはえ行れぬ物なれば、いさゝかの程を行く意より云なり、かればかの人の家の波比入も、門より舍までは遠からぬほどなる故に、其の間を歩行入る意なり、○今云、入口をハヒリ口と云言もあり、思ひ合すべし。）斯て此の神は、其の波比入の庭を守り坐す神にぞ有む。故家ごとに祭りしなるべし。（此の波比入は、古へ然るべき家にては、大庭と云、今の世には玄關前、白洲など云なる處なれば、家庭の中に就ても、むねとする處なる故に、殊に其の神

坐すなるべし）さて萬葉二十に。上總國防人歌に。「爾波奈加の阿須波の神に小柴さし。吾は祝はむ歸り來までに。（爾波奈加は庭中なり、袖中抄に、上總國に、阿須波と申す神をはすと云へるは非なり、また爾波奈加を、彼の國の地名とする說もわろし。」）此の歌に。庭中之とよめるを以て。當時民家の庭に。竈神などゝ共に。此阿須波神をも祭りしこと知べし。偖この神を祭るうへは。波比岐神をも同く祭りつらむ。（然るに取り分きて阿須波乃神にとしも詠るは。旅行を祈る故なるべし、行前々、足ふみ立る地を守り坐す故なり。）さて右の歌は。末二句を味ふに。彼の阿須波神は。己が家のには非で。行前の宿々の家に祭れるを。祝ひつゝ行むとよめるなれば。何國にても。家毎に祭ることと知られたり。（或書に。攝津國河邊郡、阿須波神祠在米谷村、今稱荒神と云へるも、此神を祭れるなるべし、さて萬葉九に、河内に、片足羽川あれど、こは加多志波川なり、今本訓誤れり、また和名抄に、備中國後月郡に、足次阿須波と、あれど、こは波の字岐を誤れるなり、○銕胤云、

己れこの頃、上總國武射郡邊に行きたるに、里人の門內に、わたり一尺四五寸許なる小き家形を作りて、屋根は藁にて葺たるが、所々見ゆるあり、奇しく思ひて、其の鄕人大高秀明に問けるに、此は誰にまれ家なる人の伊勢參宮したる跡にては、必かくして、朝毎に飯茶など供ふるなり、何なる神を祭ると云ことは知ざれども、此の邊みな然する習ひなりと云へり、これ決めて阿須波神を祭る意なるべし、かくて近き國々、これ彼れ問試みたるに、同じ樣にする處もありといへり、彌々古への遺風なるべし、但し伊勢參りに限りて然すと云ふは、神祭りの旅行なれば、恙なくと殊に重みしての事ならむかし。)○座摩之御巫之云々。舊く座摩に韋賀須理御巫は、美加牟能古と訓來れり。神名式に。座摩巫、祭神五座。(並大、月次、新嘗。)生井神。福井神。綱長井神。波比祇神。阿須波神。と出給へり、座摩てふ由緒、また此の御巫の持齋ことなど、御井傳の處に委く注べし。(第八十八段の傳見べし、神名帳に伊勢國朝明郡に、井後神社あり、考合すべし。)抑この二柱神をかく御井神と一ッ處に祭り給へるは。師說の如く。其に人の家庭に就る神等なればなり。貞觀儀式。延喜大嘗祭式などを考ふるに。悠紀主基の兩國。各齋郡に。齋院と云を構へて八神殿を造り。八柱神を祭らる。其の中にも此の二柱あり。(委くは第百四十四段、大嘗祭の處に注ふを見べし。)こは師說に。此齋院は。御稻拔穗の料なる故に。波比岐神は。其波比入りの庭を守り坐し。阿須波神は。拔穗を京に運送るまでの。種々の事を行ふ足場を。守り坐すが爲に祭らるゝなるべし。(是を以ても、二神の名義を右の如くならむかと思ふなり、或說に、此の二神をも、竈神なりと云は非なり、其は別に上に、竈神也とあるをや、また竈神なりと云に就て、波比岐を、灰木の意ぞなど云は、いよゝ非なり、灰木と云ふことの有らむやは。)また神名式に。越前國足羽郡に足羽神社あり。(此に就て前に思へるは、かの座摩御巫祭神五座は、本繼體天皇の越前に坐しし時、其國にて殊に尊崇給ひし神たちを、御位に即き給ひて後、京城にも齋ひ祀り給ひしより傳はりて、後の京々にも、同じごと祭られしにや、彼

の磯井神は、越前國坂井郡坂名井神社、また今福井と云處もあり。また網長井も、彼の同郡都那高志神社と名負たり。若然らば攝津國座摩も、孝德天皇の難波宮に坐しゝ時、彼の五神を祀らせ給ひし跡なるか。然らば阿須波は、もとかの越前の地名より出たる神名なり、波比岐もまた同く、本は地名にて、彼の國に有し神社なるべしと思ひしかど、猶然にはあらで、彼の足羽社も、此の阿須波神を祀れるものと思ひなりぬ。)越前足羽社記曰。古者男大迹天皇居ニ於坂井郡三國之地ニ焉。於是鎮ニ祭大宮地之靈ヲ一故呼ニ足羽ト一以テ為ス二地名ト一也と云へる。此の説古き傳へと聞ゆ。大宮地之靈を鎮祭とは、此の阿須波神を祭り給ふを云なり。(今云、足羽郡は、和名抄に、安須波とあり。男太迹天皇とは、繼體天皇の大御名なり、此の社記は、神名式考證にも引たり。大宮地の靈とは、阿須波神を云と言れしも實然る說なり、其は此の神を祭る祝詞に、皇神能敷坐下都盤根爾、宮柱太知立テ云々、と云るもて知べし。さて足羽神社のこと、國史に、延曆十年四月乙巳、叙ニ越前國足羽神従五位下ヲ一、仁壽元年正月癸卯、加ニ越前國足羽神従四位下ヲ一など見ゆ、考證に、古記云、天慶三年五月十五日、奉レ授ニ越前國正四位上足羽神某位ヲ一とあるは、何なる古記にや。)○香山戸神。師云香は加賀。戸は斗と訓べし。(香の字を、加賀の二音に用ひたる例は、古事記に、伊迦賀色許賣とあるを、書紀に、伊香色謎命と作き、書紀に、伊香色許とあるを、古事記に、伊迦賀色許男とあり、また香山香坂王などの香の字も、音を用ひたるにて、加具加碁の假字とせり。)但し香と稱せる由は未だ思ひ得ねど。若くは稱名にて光曜く意か。日照など云例も有ればなり。(香山を山名と心得るは非事なり。)山戸は。山なる民の居所にて。謂ゆる山里なり。戸は借字にて處の意なり。(漢籍に民家を戸と云故に、戸と訓ても、家のことの如く聞ゆめれど、そは字に依れる物なり、古へさることなし、また竈と云は、上代には、たゞ竈のことなるを、即それを民家のことに云は、やゝ後のことなり、然れば此の戸の字は、竈と訓もわろし、思ひ混ふべからず。)されば此の神は。山里を開きて。民の居べき處を成給

へる功德ありけるにや有らむ。○羽山戸神。師云。羽は速にて美稱なり。(山の夜と重なる故に、夜を省て波と云なり。)香山戸と同じ功德の神なるべし。(上に羽山津見神と云もありて、羽山の字は同じけれど、意は異なり。思ひ混ふること勿れ。)○大山咋神(亦名山末之大主神)師云咋とは、亦名の大主と同意にて。其山に主はき坐す意にや。また山に末と云は。麓を山本と云に對ひて。上方のことなり。大祓詞に。高山末短山末と見ゆ。萬葉十三に。三諸は人の守山。本邊は馬醉木花開き。末邊は云々などあり。(濱松中納言物語に、何をたのみ處にてかは、いとかうたづきなう、佗しき山の末には過すべからむと云々、但し此の山末は地名にても有むかし。(神名式に、伊勢國度會郡に、山末神社あり)○近淡海國。和名抄に。近江知加津阿不三とあり。(師云、遠江に對へて、近淡海とは云へども、古へも今も常には、阿布美とのみ云り、故れ加茂翁は、古事記に近の字あるは、後人の加へたるか、と云はれたり。)○日枝山に坐とは。神名式に。近江國滋賀郡に。日吉神社。(名神、大。)

とある是なり。(師云、小右記に、比叡神社とあり、拾遺集に、僧都實因比叡社にてよみ侍ける、ねぎかくる日枝の社のゆふだすき、草のかきばも言やめてきけ、さて後の世には、比叡山と云へば延暦寺のことゝ心得。日吉をば比余志と唱へて、別なるが如くになれり、古へは、日吉と書るも比叡にて、比余志と云へることは更に那し。住吉も、古へは須美能延にて。須美余志と云ことは無りしと同じことなり。また最澄僧、此の山に佛寺を建て、此神をも、其寺の守り神の如くになして、山王と云名をさへに負せ奉りつれば、今の世に至りては、その比余志と云名さへかくれて、たゞ山王とのみ申すめり。)清和天皇紀に。貞觀元年正月廿七日。近江國從二位勳一等比叡神授正二位。從五位下小比叡神授從五位上。(次に引く文に依れば、一等の下に、大の字脱たるか。)陽成天皇紀に。元慶四年五月十九日。奉授正二位勳一等大比叡神。正一位。從五位上小比叡神從四位上とあり。(神名式に、たゞ日吉神社とのみ云て、幾座と云はざれども、御紀の文に依れば二座なり、然るを臨時

祭式に、日吉神社一座とあり。此に就て師は、是れ大比叡神にして、小比叡は式外の神と見ゆ、と云れつれど、一坐とあるは、二座を誤れる物と見ゆ。」と師云後の世に。日吉七社と申すは。古書に見えぬことなり。(其はかの最澄が、延暦寺を建たる時よりの所爲と見えたり、三代實錄、延喜式などは、彼より後なれども、古へによれり。)さて其の七社の中に。大宮と申すや。大山咋神ならむと思ふに。或書に。大宮は大比叡明神にて、大物主神なり。二宮は小比叡明神にて、地主と號すと云り。小比叡神を地主と申すを思へば。これ大山咋神ならむか。(今云、日吉社祕密記と云物に。大比叡大明神、從三輪臨幸之時代、天智天皇白鳳二年三月上巳、於大津八柳濱有臨幸、召海上漁舟田中恒世、教可送我唐崎松下、恒世畏而白、可乘漁舟則、於船中仰曰、我可備御料、於是有粟飯奉之、尊御舟濟著唐崎之浦、尊神上陸仰曰、恒世乘舟之送、粟御料之懇志至也、汝爲報謝每年可有神幸此處、傳子孫可來、恒世畏而言上御神語忝過分也、必可致參懃、歸大津八柳濱畢、尊神者、唐崎琴御舘宇志丸宿禰亭、庭前之松下在臨著、言曰、吾者可有鎮座於此處、琴御舘曰、君從何方御來臨、御名何問、尊神答曰、我者從三輪來至此處、上給松梢、于時宇志丸白言、於乾山下有勝地在神幸、我建神殿可奉成遷宮、尊神忽然去給、從唐崎著給比叡辻、登石占井、此處女人爲占手、尊神對女人問曰、我鎮座之勝地有何方否、女人占曰、從此當山下有勝地可尋往給、以此處之井水洗御足、號石占井、此女人號石占井大明神、尊神從石占井到波止土濃、持給御杖差此地給、早生村爲桂木、青葉萠出、琴御舘尋上觀之、御杖桂青葉、依建寶殿奉成御遷宮、大宮是也と云ひ。また二宮小比叡大明神、地主神也。山末社、琴御舘宇志丸神位也。本國常州鹿島郡、神皇產靈尊子、活魂命末、祝部氏也、每年第二申日幸唐崎之砌、以粟御供參勤、上古末代社例也、恒世之子孫參向之事也、桂木神木之隨一也、御垂跡之始差給御杖也、故祭社日內陳進上、則社家中一枝宛。冠角差之。七社神輿以之莊嚴、諸人頂戴

之、又有下號二猿塚一穴上、通二唐崎一穴也云々、猿老果
後入二此穴一不レ出由也、奇特此事也、當社之仕者、
奇妙働、古今不レ可二勝計一など云へり、日吉社の事
記せる書いと多かれど、此書ばかり委きは見ず、
例の妄説どもは殊に多かる中に、然も有べく思ゆ
る處々を摘みて、此に記しつ、師の引れたる或書
の説とも符へり、此は傳ある事なるべし、さて後
に、最澄法師が、延暦寺を建る時に、大己貴神の
七名を取て七社を作り、いと異かる名どもを付
て、各々本地佛をさへに付たるが、西土天台山の守
護神を、金毘羅神と云由にて、大宮神を其に配て
金毘羅神とも號けたる由、山家要略記と云を始
め、彼の方の書等に見えたり、是より大己貴神を
金毘羅神と申すこと始まりて、今時めかす讃岐國
の金毘羅神と云も、實は大己貴神に坐よし、彼の
祠の事記せる物に見えたり、此に就て思へば、延
暦寺の中尊に、藥師と云ふ佛を置たるも、大己貴
神の、病を療する方を初め給へる、故事よりや思
ひ付けむ、然るは彼が立たる法には、中尊に、釋
迦をこそ置べけれ、然るに彼の佛を置たるは、意

なくて有らめやも、）偖また別に、中七社下七社と
云も有て、合せて二十一社と云ふ、其の下の七社
の中に、山末社と云あり、此の名こゝに由あり、
（然れども僧の徒、いかに心のまゝに爲ればとて
も、さすがに古へより、此の山に主はき坐す神を、
さばかり末々にはよも置き奉らじと思はるれば、
上七社の中にては坐べしとぞ思はるゝ、○今云、
上七社の中なる、山末社と云は、琴御舘宇志丸な
る由、祕密記に見えて、既に擧たり、但し其の社
名は、此なる神名を思ひてぞ付たりけむ、）抑々二
十一社、みな佛ざたのみにて、宗と有べき古への
神社は、其中に何れにかと尋らるゝばかり埋れ賜
ひぬるは、甚も淺ましき事なりけり、（凡て此の御
社のことは、後の書どもに、くさぐさ云る説ども
多けれど、みな延暦寺に因て、弘め來たる事のみ
なれば、取るに足らず、後の世ながら公事根元に、
比叡山の神は、松尾社と同體にて、大山咋神と記
し給へるは、古書に依て、實のことなり、）○高野
は、師云、加豆奴と訓べし、明宮段の御哥に（ゆ）
さて垂仁天皇紀に、竹野媛者因二形姿醜一返二於本

土。則羞ニ其見一レ返。到ニ葛野一自墮レ輿而死之。故號ニ地一謂ニ墮國一。今謂ニ弟國一訛也。と有るを思へば。乙訓郡の邊までを。泛く葛野と云しなり。和名抄に。山城國郡葛野加止乃。また葛野郷も見ゆ。(加豆に葛の字を用ひたるは、久豆を加豆とも云しなり、字音を取るには非ず、後に加杼野と云は、加豆の轉れるなり、下總の葛飾は音を取れり、例異也、)○松尾は。神名式に。山城國葛野郡に。松尾神社二座。(並名神、大、月次、相嘗、新嘗、)とある是れなり。(江次第に、大寶元年秦都理、始造ニ立神殿一、天平二年預ニ大社一とあり、始造と云へることいかゞ、其れより以前にも、神殿なかるべきに非れば、こは其時新めて、美く造奉しを云にや、天平云々は然も有べし、さて此一座は、或は若山咋神とも申し、或は市杵島姫命とも申し、或は玉依姫とも申すなり、)此の御社は師說の如く。古へより然しも佛ざたの混らぬ故に。今に至るまで。大山咋神とさだかに傳へ申せり。續國史に延曆三年十一月丁巳遣ニ兵部大輔從五位上大中臣諸魚一。敍ニ松尾乙訓二神從五位下一。以レ遷レ都也。(遷都は、長岡宮に遷り坐すを云、乙訓は、式に、乙訓郡に、乙訓坐火雷神社とある是なり、此の神と松尾神と由あること、神武天皇卷に見えたり、)同五年十二月辛巳。敍ニ從五位下松尾神從四位下一。(從五位下より越階して、從四位下に敍されしなり、さて日本紀略に、延曆十三年十月丁卯鴨松尾神加階、以レ遷レ都也とあり、此は今の平安宮に遷り坐すを云、鴨神と由ある事も、神武天皇卷に見えたり、)承和十二年五月庚午。奉レ授ニ從四位上勳二等松尾神正四位下一。餘如レ故。(此の文を見れば紀略に、延曆十三年に加階とあるは、從四位上に進め給へるなりけり、)同十四年七月己丑奉レ授ニ正四位下勳二等松尾大神從三位一。餘如レ故。(この時も正四位上を越階し給ひけり、さて此れより前六月丙申、大風發レ屋折レ木、雨亦降入レ夜彌猛、丁酉遣レ使奉ニ幣於松尾大神一祈レ之、甲寅霖雨止息、先レ是左相撲司、伐ニ葛野郡家前槻樹一、作ニ大鼓一、有レ祟、由レ是奉ニ幣及鼓於松尾大神一以祈謝、○用レ鼓牛皮十二張、一面六張と云ことも見ゆ、)嘉祥二年三月壬辰。勅從三位松尾大神禰宜等預ニ把笏之例一。

(此社の禰宜は秦氏にて、秦都理より相續き來りて、今は三神主となれりとぞ、)仁壽二年五月甲戌。加山城國松尾神正二位。貞觀元年正月廿七日。山城國正四位勳二等松尾神從一位。同八年十一月廿日。進山城國從一位勳二等松尾神階加正一位。など見ゆ。(此神を、かく重く御あしらひ坐るは、由ある事なり、神武天皇卷を披き見て知るべし、扶桑見聞私記に、信濃國今溝庄、松尾社領とあり、然れば諸國にも、其の神領ありしと聞えたり、)また玉葉に。建久二年十二月七日。松尾行幸。神寶御覽。寶殿二所云々。一所金銀幣一具無御鏡。是男體之故也。又女體之御劒不付平緒とあり。(此の文によれば、男體神には、御鏡を置れず、女體神の御劒には、平緒を付ざること、故實と聞えたり、偖また金銀の幣を置ことも、早く有し事なりけり、なほ考ふべし。)行幸の始めは。後拾遺集に。一條院御時。始めて松尾の行幸侍りけるに。歌ふべき歌つかう奉けるに。源兼澄。「千早振る松尾山の陰見れば今日ぞ千年の始めなりける。(なほ此の神を用鳴鏑神也、と云ることあり、其は神武天皇卷に記せれば、其處に注ふを見よ。)○大土神。(亦云大土之御祖神。)師云。こは殊に民の佃る田地などの土のことに。功德ありし神なり。然れば大は土に係るに非ず。此神に係る美稱なり。亦名の意も同じ。(萬葉十一に、大土採雖盡云々、こは土に就きたる大なれば、此と意異なり。)○度會は、伊勢國度會郡なり。此地を度會と云ふ由は。神武天皇卷に見ゆ。○地主神は。登許奴志能神と訓べし。(地を登許と訓るは、倭姬命世記に、地口てふ語多かり、其文を神祇本源に引たるに、トコグチと訓る處々あり、彼の書の出來し頃まで有し古言と聞えたり、今の世にも、登許呂を登許とのみ云こと多し。)登許呂を登許と云は。呂の省かりたる言と思ふは委からず。登も許も共に所の字の義なるが。(火處寢所其處此所など云を以て知べし。)其の二言を重ねて登許と云に。(其は麻も佐も共に眞の義なるを、二つ重ねて正と云が如し。)呂てふ辭の添れるなり。(其呂は野良峯呂などいふ良呂におなじ。)さて地主とは字の如く。其の地の主たる由なり。なほ大地主神の處に詳を見べし。(第

七十八段の傳なり。)神名式に。伊勢國度會郡に。大土御祖神社あり。(一本に御祖の二字なきは非なり。)此は大神宮式に。大神宮所攝二十四座の中に。大土御祖社とある社にて　預祈年神嘗祭と見え。延暦内宮儀式にも。大土神社一處。稱國生神兒。大國玉命。次水佐々良比古命。次水佐々良比賣命。形石坐倭姫内親王定祝とあり。(當の本に。比賣命の水字を脱せり。今は神名祕書に引るに依て補へり。其は伊勢風土記にも。彌豆佐々良比女命と有ればなり。)荒木田經雅卿の解に。當社は宇治鄕尾崎の東　御常供田の西北の川岸にあり。(神名略記には。在宇治鄕楠部村といへり。同所と聞えたり。)大土御祖社と云ひ。また一名を。所御社とも云。(土は地なり。地は即ち登許呂なればにや。建久の内宮年中行事二月十一日條に。大土社とも。所御社ともあるは。當社をいふなり。昔は兩郡司正税を以て作れるを。何の比よりか此式を失ひ。社地のみにて。社も絶たるを。寛文年中に。大宮司精長朝臣。古式の如く再興ののち。宮司より造り替らる。)國生は玖奈利と訓べし。今もしか唱來り。貞觀三年紀に。信濃國正六位上國業比賣神と云も有ればなり。玖奈利は　國業字の如く。國人の産業を始め教へたる由にて。大年神かと言れしは。實然る説なり。(此餘に説あれど。總て信がたし。)其は大國玉命と有は。大土神なること。大土御祖神社とも。大土神社とも云て。其祭神を大國玉命と有にて明く　其の御親神なれば。國生神と云は。大年神なること。是亦論なし。(大土神を。大國玉命と云を。疑ふも有むか。此は師説に。此の大國玉命は　國生神の兒にて。此の國を經營給ひし神なり。玉は靈にて。其の國國を經營し功ある神を。某の國魂と云ゆゑに。國玉と云社諸國にあり。神名式を見て知るべし。然るに大國玉といへば。皆大己貴神なりと心得て。後の世には紛はしき説あり。大己貴神は。天下の大國玉なり。所々にあるは。其の所々の國玉なり。上代は。一縣一鄕などの處をも。某國と云へりと有るにて知るべし。女神にて國玉と負へるも。一柱ならずあるをや。)また此に就て猶考ふるに。國生とは。大年神は。國地に稻の生出る業を始め給

へる故に稱せる御名にも有べし。(上に大年と申す御名の意を解ける師説に合せ思ふべし。)次水佐々良比古命。次水佐々良比賣命とある二神のことは。神武天皇御世に。此の大國玉神。御形を現し給へる事あり。其卷に云はむ。度會の地主と坐す事も。其の卷にて明白に知らる。(その御卷の傳見るべし。)さて倭姫內親王定祝とは。垂仁天皇の御代に。天照大御神を。伊須受能宮に祝ひ定め坐る時に。此の御社をも定祝ひ給へる由なり。(こは垂仁天皇卷を見て知べし。)さて內宮年中行事に。六月十六日曉。玉串大內人參大土神社供御膳。則歸參本宮。(件御供米、當社御戶代米、而奉納祝許、爲作祝沙汰供也。)また九月十六日曉玉串大內人參大土社供御膳於彼神(是新米也)歸參本宮。また十二月十六日曉。玉串大內人。參大土神社供御膳如六月勤などあり。玉串大內人は。宇治土公なり。此は大土御祖神と申すは。やがて猿田毘古大神にて。其孫は大田命なり。さて宇治土公氏は。其裔なる故に。此祭に預るなり。(內宮儀式解にも此事を擧て、こは當鄕の國魂なれば、土公をして祭らしむるなるべし、と言れつれど委からず。)猶此事は。下に次々注を見て知べし。(第百五段の傳、神武天皇卷、垂仁天皇卷の傳など見べし。)さて倭姫命世記に。內宮所攝神の處に。右の社を載さず。外宮所攝神の處に。土御祖神二座。(東向坐。)宇迦之御魂神。(御形寶瓶坐。)土乃御祖神。(御形鏡坐。)と載せり。(また御鎮座傳記に、山田原地主、大土御祖神二座と載して、注に宇賀之御魂神一座、土乃御祖神一座、亦彌神大田命神、寶石寶形一面坐、是神財也とあり、但し此記に、宇賀之御魂神を、大年神子、大國御魂神子、と云るは、痛く謬れる說なり、また御鎮座本記の、外宮鎮座の事を云へる處にも、宇賀魂神、大土祖神、大田命を、山田原之地護神と定祝奉也、と記して、注に、宇賀魂靈、瑠璃壺坐、大土祖靈鏡坐、大田命靈銘石坐也とありて、傳記に、大田命云々、神財也とある、石寶形を加へて三座とし、大田命靈銘石坐と云へれど、本は神財にて、靈形には非ざりしを、大田命に由緒ある物にや有けむ、彼の命の靈實と爲たりと聞ゆ、此はもと靈實

ならぬこと、麗氣記にも、此社を擧て、在神寳名石一面、日象扇一枚、とさへ云るをや、また宇迦之御魂神の御形の寳瓶をも、本記に、瑠璃壺坐とあり、瑠璃は漢言なれば、此御靈代は、さる趣に見ゆる、青玉の壺にや有けむ、）延暦外宮儀式に。高宮祭供奉の條に。大宮地神饌。湯貴神酒一缶仕奉とあるは。此の社の事なる由。度會延經の。神名略記に云るは。然る言なり。（また社は、多賀宮の山の麓に在りと、同書にいへり、）倭また神名祕書に。此社の事を。土宮二座。（山田原地主、在神宮與高宮中間、東向坐、）と有て。大治三年六月五日官符。改社號爲宮。預祈年月次神嘗祭幣也。是宮川堤爲守護神也。保延元年遷宮之時。造宮使親章造進之と見え（度會淸在の倭姫命世記抄に、舊は土御祖神と稱せるを、宮川の水難に由て、其堤の守護の爲に、本宮より申請ふに任せて、崇德天皇の大治三年に、宮號宣下あり、造宮使に仰せて、寳殿を增造り、祈年、新嘗、月次等の祭幣を奉り、神宮に祭り始むる事を、神名祕書に、保延元年とある、そは長承四年なり、長秋記に、長承三年六月廿一日の處に、豐受大神、土宮、彼外宮地主神也、而年來無預宮幣、而今度准七所別宮、可預官幣之由、自本宮依申請、已蒙裁許、仍重申請云、御殿之高五許尺也、而准七所別官者、每年荷前幣物可納御殿內也、件幣物廿年遷宮外、無取出事者、不大造御殿、件者無可置之處者、准內宮荒祭、外宮高宮等、可被造此御殿一丈許、有何難哉云々、と有といへるは、神祇本源に、社記云、大治三年六月五日、宮號宣下、爲度會河堤守護也、長承三年仰造宮使被增作寳殿畢、預祈年、新嘗、月次等祭幣、神宮始祭と有にも、よく符へる說なり、）祭神は大年神一座。（靈御形鏡坐、）宇賀魂神一座。（靈御形寳瓶坐、）土御祖神一座。（靈御形鏡坐、）大治以後加一面也（こは上件、大治三年に改社號爲宮云々、とある時の事にて、大年神の靈を、鏡に坐せて、加へ祭れるを云なるべし、）建長文永遷宮之時。有違例。卽瑠璃壺。露顯。就中文永正遷宮之時。瑠璃壺。竝本鏡二面。奉遷落之間。御體奉仕物忌父康村爲久等。被解任已了とあり。

(本鏡二面とは、大年神、土御祖神の御靈實を申す、瑠璃壺露顯とは、凡て神の御靈代は、物に裹みて、露さぬ定めなるに、其を顯はし、正遷宮の時に、其御靈實を遷し落し奉りたらむには、解任せられけむは、然も有べき事なり)さて此の宮を外宮儀式に。大宮地神と云ひ。長秋記にも。地主神也と有れば。御鎭座本記に。外內鎭座の事を記せる處に。山田原の地護神と定め祝へる由云へるは。實にぞ有ける。其は大土神は。元より度會の地主に坐る故に。內宮鎭座の時に。宇治鄕に祝ひ奉られし例にて。山田にも祭られし成べし。(然るを記傳に、宇治鄕なる大土御祖神社と、此宮を混一に說れしは、思ひ誤られしなり、彼は式內、此は式外にて、郡は同じ度會なれど、處は異なる物をや)さて相殿に。宇賀魂神を祭れるは。大土神と申せば。殊に民の佃る田地の事に就きて。宇賀魂神に由有ればなり。(但し外宮の書等に、此の宇賀魂神を、須佐之男命の御子なりと云るは、古事記の誤れる傳に依れる非說にぞ有ける、其は第十一段の徵に云るを見て知べし)〇稻依比女命。名義依は余呂志の約まれるにて。御親大年神の御業を助けて。稻の事に功德ありし故に。稱たる御名なるべし。(倭建命の御子に、稻依別王と申すも有り)內宮儀式に。加努彌神社(大年神兒、稻依比女命、形石坐)とあり。經雅卿云。加努彌は鹿海なり。倭姬命世記に。皇女大御神を戴奉り。二見より幸行の時に。苗草戴く耆女參相へり。汝は何をか爲と問はす時吾は苗草を取る女。名は宇遲都日女と申す時に。また何か如此すると問はし給へば。此國は鹿乃見哉毛爲と申す。其處を鹿乃見と號る由記せり。(今云、藤本久葛說に、鹿乃見哉毛爲は如是耳哉も爲なり、或人此說の、鹿乃見哉毛爲と云ことを詠る、「處から海士の苗草とり〳〵に、かくのみやもするみつはぐむまでと有り)即その地名を社號とせり(東鹿海村、西鹿海村と二に分りて、此二村の中を、宇治川の水流るゝなり、社は西鹿海村の氏神の東の方、田中に在り、森のみにて社なし、即宇治鄕なり、〇今云、なほ解に稻依比女と云は、世記なる宇遲都日女の別名にや、と云れしはいかゞ、大歲神の兒とあるものを

や、）○千依比賣命。內宮儀式に。久麻良比神社一處。稱二大歲神兒千依比賣命一（形石坐、）倭姬內親王定め祝とあり。（一本に、千依比賣の上に、千依比古命とあり、）經雅神主云。大神宮式に當社見えずて朽羅社を加へたり。或人一社兩名なるべしと云り。（朽羅社は、田邊鄉原村に在て、俗に宮田森と云ふ、大神宮式、所攝二十四坐云々、朽羅社云云、右諸社預祈年神嘗祭といへり、）名義千は數多きを云へば、稱美の詞なり。與利は與呂志の義なり。（古事記に、五百依比賣など有をも思ふべし、）

○佐々津比古命。內宮儀式に。葭原神社大歲神兒佐々津比古命。（形石坐、）又宇加乃御玉御祖命。（形無、）又伊加利比女（形無、）とあり　經雅神主云神名式に。伊勢國度會郡に。荻原神社と云是なり（此に依て葭藝波良と訓つ、されど式の荻も、此の葭も、共に阿志と訓むか、何にまれ、葭原、荻原同訓と見ゆ、社地は、度會郡與定村より、九里許せまりに在り、或說に、此葭原社は、宇治中村月夜見宮の南の小き森に小社あり、是ならむと云へどわろし、此は此邊を伊加比と云より、葭原社に坐す伊加利比女の、伊加利の訛りならむと心得てかく云か、）此儀式奏上の頃は。未レ入二官帳一社なれど。天安二年紀に。二月丙戌。在二伊勢國一。正六位上葭原神預二官社一と見ゆ。（其後は官社なれば、神名式に載られしなり、）佐々津比古の佐々は。小竹か。樂か。小かなど。思へど。熟思へば。下の佐を濁りて。佐邪と讀べし。さるは當社は。佐陀村の內なり。（佐陀と佐邪と相通ふは、榮螺を佐邪延とも、佐陀延とも、古代より唱へ來るに同じ、）地名はもと佐邪なるを。後に佐陀と轉れるにや。（今云、此考いと面白し、然るは猿田毘古大神は、大歲神の兒にて、出雲風土記なる佐陀大神やがて猿田毘古神なるが、上に出たる大土神と云は、またやがて猿田毘古神なり、然れば此佐々津比古命やがて猿田毘古神ならむも知べからず、此事委くは第百五段の傳を見て知るべし、）伊加利は稻刈の義なり。年中行事（二月一日、）伊賀利神事。また二月十四日に。御田參向次第。伊賀利奉仕。次大土社參とあり。（伊加利は作法と見ゆ、播殖稻刈の態なれば、稻刈の義と思へり、よし稻刈の義なら

ずとも、田事に決れり。)當社大年神兒。また宇加乃御玉神を祭たれば。穀による事知べし。〇此の三柱神亦云々　此神等の度會縣に坐ことは。神名式と内宮儀式とにて明なり。縣と云ふ由は下に出づ。(第百三十四段の傳見るべし。)

故其羽山戸神之子。若山咋神。次若年神。次妹若沙那賣神。次彌豆麻岐神。次夏之賣神。亦名夏高津日神。次秋毘賣神。次久久年神。次久久紀若室葛根神。

若山咋神。師云御伯父に。大山咋神坐す故に。こは若と云なり。(大と若と對へて稱たる名多し。)名義彼と同じ。〇若年神。師云。これも御祖父に大年神。御伯父に御年神坐す故に若と云。名義彼の神たちに同じ。〇若沙那賣神。師云若は例の美稱なり。沙那は地名か。下文に。手力男神者坐佐那縣也とある。此は伊勢國多氣郡佐那神社二座。と式にある是なり。(或説に、其の二座の一座を、此の若沙那賣神なりと云るは、名に依ての推當にはあらざるか。)清和天皇紀に。貞觀十六年七月。授伯耆國正七位上。天乃佐奈咩神從五位下と云る事あり。〇彌豆麻岐神。名義下に師説を注せり。神鳳抄に。安西郡水卷神田一町と見ゆ。(安西は、阿濃郡を、東西に分て云るなり、また源平盛衰記に、越中國住人、水卷四郎安高と云あり。)〇夏高津日神。夏之賣神。此も名義下に師説あり。(師云、高津日は、庭高津日と同例なるべし。)〇秋毘賣神。これも名義下に師説あり。(和名抄に、筑前國宗像郡秋郷あり。)〇久々年神。師説に。久々は。(舊事紀に、久々の二字を冬と作るは、上に夏秋と云名の次なれば、必冬ならむと心得て改めつるにて、中々に非なり。)上なる久々能智神の久々と同く。莖にて。草木の立長る貌を云ふ。今俗語に。物の速けく長るを。久々と延ると云ふ是なり。猶彼處に委く云へるを考へ合すべし。(篤胤云、此師説第十三段の傳に注せり。)さて此は。稻の快く長る由の御名なり。なほ此の御名に就て思へば。若年神より下。五神の御名どもを。連ねて解べき考

あり。そは先づ若年は、稲の苗の始めて生たるを云。(但し此の兄弟神に、若と申すが殊に多きは、別意あるかも。)沙那賣は沙之女にて。沙は田植ることなり。其は委く上の如二狭蠅一の處に注せるが如し。(篤胤云、此は第四十三段の傳に採て記せり。)彌豆麻岐は。田に水をまかするなり。夏は成立にて。是も稲のことなり。(那理多都の理を省き、多都を切む。)秋は阿加理にて。是も、稲の赤らむを云。(阿加理の加理は、伎と切る、赤らむを阿加流と云る例多し、四季の夏秋も、もと此意にて、稲より云名なり、夏は暑なり、秋は飽なりと云說はわろし。)こゝに夏と秋との御名ありて。春冬と云は無きを以て思ふにも、稲に依れることゝ聞ゆるなり。さて右六神、必しも各々に其名の如き功徳坐すには非ず。此の神たち何れも、穀の事に功有し故に。稲のうへの事どもを以て。其の御名に分充て。負せ奉りし物なるべし。○久々紀若室葛根神。師云。(舊事紀に、此久々を、冬と作るは非なること、上に同じ。)久々は上なると同く。紀は木なり。かくて是は。室に造る材木の長く立延たるを云。若室は。書紀に。宮を美て日之少宮と云へる少と同くて。室をも美稱へて若と云へるなり。其は美豆垣の美豆と同意なり。猶師の冠辭考みずがきの條)に。委く見えたり。(篤胤云、冠辭考の說は、美豆てふ語は、まづは草木の若く美しく榮ゆるを云より、萬の物は讃稱て、美豆云云と云、萬葉十三に、槻木に水枝指とよみ、世にも若木を美豆木、若枝を美豆枝、若く健よかなる人を、美々豆々しなど云を思へ、遠江人は樒をも、今の俗に、さか木と云木をも、其外にも、常葉なる若木の、青々としたるを、總て美豆木と云へり、古語の殘れるものなり、)葛根は都那泥と訓べし。葛は綱なり。其由は。まづ冠辭考(いはつな、又つぬさはふの條)に。古へは都奴と云は。羅這石なり。石綱乃又變若反とよめるは。石羅のはひ別れては。また這返る意の連なりとあり。(今云、都多をまた都良とも通はし云り、都良は今の世には、蔓葛と云是なり、篤胤云、此事は、第二十段の傳に、委く注せるを見よ。)さて今思ふに。物を結縛ぐ綱にも。古へは多く葛藤の類を用ひし故に、都

那とは云なり。(また木の綱など云るを思ふべし。)然れば綱も。本は羅と云と同じければ。葛とは書るなり。さて顯宗天皇紀。室壽御辭に。築立稚室葛根云々とあるは。此と全同じ。(今本に、葛根を。。。カヅラネと訓るは非なり。)また大殿祭詞に。此乃敷坐大宮地。底津磐根乃極美。下津綱根。波府虫能禍無久云々の本注に。古語番繩之類謂之綱根と見え。また彼の室壽に。取結繩葛者。此家長御壽之堅也なども有るは。凡ていといと上代の家造は。いづこをも〱。繩葛を以て結固めし物なり。(下津綱根とは、柱の本の方、またの床等のあたり、凡て下の方を結固めたる處を云るなり。)故宮室を賀にも。先右の如く葛根を云たり。(萬葉十九に。天にはも五百つ綱波布萬代爾、國知さむと五百つ都奈はけ、此歌の意は、天津神の、高天原の大宮に御坐て、大地及び五星其外、宇宙に有らゆる星辰萬物を、主宰し給ふ狀の差違なきを、五百綱引延さし貫きて、統治め給ふことに云へる、古傳と聞えたり、又實に、さる綱のあるにも有べし、其は漢語にも、經綸天下など有る如く、天皇命の、天下治め給ふ事にも云ひ、又移りては、御室家造りなど、繩葛もて結固めたる狀をも、美稱へ云なるべし。)然れば。此の神は。民の舍。屋造のことに。功ありし神なるべし。

故其大年神之兒。八島士奴美神。亦名淸之繋名坂輕彦八島手神。亦云淸之湯山主三名狹漏彦八島篠神。亦云淸之湯山主三名狹漏彦八島野神。亦名謂八東水臣津野命。亦云淤美豆奴神。此神。稱國引坐神由者。八雲立出雲國者。狹布之堆國在哉。初國小所作。故將作縫詔而。栲衾志良紀之三埼。國之餘有耶見者。國之餘有詔而。童女胸鉏所取而。大魚之支太衝別而。波多須須支穗振別而。三身之綱打挂而。霜黑葛闇々耶々邇。河船之毛々曾々呂々邇。國々

來々引來縫國者。自去豆打絕而。八穗米支豆支之御埼也。此而堅立之加志者。石見國與出雲國之堺在。名佐比賣山是也。亦持引綱者。薗之長濱是也。亦北門佐伎之國。國之餘。餘有耶見者。國之餘有詔而。童女胷鉏所取而。大魚之支太衝別而。波多須須支穗振別而。三身之綱打挂而。霜黑葛。闇々耶々邇。河船之毛々曾曾呂々邇。國々來々引來縫國者。自多久打絕而。狹田之國是也。亦北門良波之國。國之餘。餘有耶見者。國之餘有詔而。童女胷鉏所取而。大魚出支太衝別而。波多須須支穗振別而。三身之綱打挂而。霜黑葛闇々耶々邇。河船之毛々曾々呂々邇。國國來々引來縫國者。自手波打絕而。闇見國是也。亦高志之都都之三埼。國之餘。餘有耶見者。國之餘有詔而。童女胷鉏所取而。大魚之支太衝別而。波多須須支穗振別而。三身之綱打挂而。霜黑葛闇々耶々邇。河船之毛々曾々呂々邇。國々來々引來縫國者。三穗之埼也。持引綱者。夜見島是也。堅立之加志者。伯耆國在。火神岳是也。今者國引訖詔而。於意宇杜。御杖衝立而。詔意惠矣。故其地云意宇。亦此神。詔八雲立之語之故。云八雲立出雲也。

兄は師云。御阿邇と訓べし。神代紀に兄弟。また垂仁天皇紀に。御子たちの次等を云ふ處に。第一をも阿邇と訓たり。また仁賢天皇紀にも。異父兄弟など訓り。(此稱、中昔の物語どもにも多かり、今の人の心には、阿邇と云は、俗言のごと思ふめ

れど、言のさまいと古し、和名抄に、兄古乃加美、また母兄波良比止豆乃古乃加美とあれども、古乃加美と云は、本第一子に限る稱なり、魁帥なども、其の中の長を云ひ、官司にても、長官を加美とは云り、然るを、必しも第一に限らず、ひろく弟と對へて云ふは、兄の字を訓るから轉れる、後の言なるべし、されば應神紀、淸寧紀などに、長子を訓るはよく當れり、此は先に三柱女神坐せば、長子には非ざれば叶はず、また伊呂勢伊呂泥などは、同母のを云ふ稱なれば、是れも此にはかなはず、然ればたゞ勢と云ぞ、ひろく兄の字によく當れゝど、此は然訓むも、語の調よろしからずなむ。）〇八束水臣津野命。名の義は。内山眞龍云。八束水は彌束身津にて。八束劒の身を云。劒の實を美とも比とも云は古語なり。（玉鉾の道は、鉾の身とうけたり。）こは劒による御名にて。八束の身の大身主と云ふ言と思はる。と云り。（大身を意美とばかりも云は、古事記に、一言主大神の御體を現はし給へる處に、宇都志意美とあり、これ大體を意美と云るなり。）劒に由あることは。下に見

ゆ。（第七十九段の傳見るべし。）〇國引坐神。此の神をかく稱せること。出雲風土記に數處に見えたり。即ち此の段の御態を稱へて申せり。大國主神を。天下造坐大神と稱すが如し。〇八雲立出雲國。こは前に須佐之男大神の。八雲立つ出雲云々。と御詠坐る歌詞を。此神の始めて國號として。詔へるなり。（委くは此段の末に注べし。）〇狹布之堆國在哉。狹布は佐奴能。堆國は佐波伎玖邇。在は那流と訓べし。（堆の字を稚、また推などに誤れる本あり、其の字どもに依て云る舊説みなわろし。）さて狹布とは字の如く狹き布と云るにて。國のいまだ片成にて狹きを。狹布に譬へて。堆國と云に重ねたるなり。（眞龍解に、宣長云、狹布は織巾の狹きを云、陸奥のけふの細布などの類なり、とあり、信友云六帖に、布の題にて、「陸奥のけふのさぬのほどせばみ、まだむねあはぬ戀もするかな、また袖中抄十九、に「いしぶみやけふのせばぬのはつ〳〵に、あひ見ても猶あかぬけさかな、と有り、此せばぬのは、本狹布と書たるを、しか讀なして、假字に書傳へたるか、またせばぬのとも、さぬの

とも云べし、其はとまれ、佐奴乃と訓むかた勝るべし、三代格、大同五年二月、陸奧國浮浪人、准二土人一輸二狹布一事云々、依レ請と云ことも見ゆ。)准を佐波伎と訓る由は、字書に。准は小壤也と注して。狹少き由なるに。神代紀の古本に。小の字を佐波伎と訓る處々あり。(狹の古言と通ゆればなり。○初國小所作二(小は佐波久と訓べきこと、上に准へて知べし、知比佐久と訓むも非には有らねど佐波久と訓かた、上より語重なりて調宜し。)こは師云。伊邪那岐伊邪那美二柱大神の。初めて生成給へる時に。小く作り給へりとなり。當時この出雲國は。北方足はずして。狹布の如く狹く細き國なりけむ。○將二作縫一は。師云足ざる處を足して。縫合せて。廣く作り成むとなり。○栲衾志良紀之三埼二。栲衾は。志良に係たる發語なり。加茂翁說に。仲哀天皇紀に。栲衾新羅國。萬葉十四に。多久夫須麻。之良夜麻可是能。云々。(なほ十五卷にも、同じつゞけあり。)こは栲布の衾の白と連けたり。栲は木綿にて。白き物なればなり。(今云、栲やがて由布なることは、既に第四十八段の傳に注せり。)また古事記に。多久豆怒能。斯路伎多陀牟伎云々。萬葉三に。栲角乃新羅國從云々。(なほ二十卷に、多久頭怒能、之良比氣云々とも、)此は綱なるを。音便に都怒と云り。また萬葉十一に。栲領巾乃白濱浪乃云々。これらも同じ連けなり。と有り。(なほ委くは、冠辭考を見て知べし。)栲衾と云物のことは下に出づ。(第九十九段の傳見べし。)さて志良紀之三埼は。(良の字を羅と作る本も多かり、同じことなり、埼を椅とあるは誤なり。)師云。新羅國の地の。東南の方の。海へ突出たる御崎なり。○國之餘。餘有耶云々は。彼の御崎を。國餘の餘りて廣き地ありや。如何と尋ね見れば。餘れる地ありとなり。(元本どもに、餘の字二つ重りて在を、衍として削るは非なり、下なる同文の處々には、餘の字一ッなるは、古言を知らぬ人の、早く削れりと見ゆれば、此に二あるに據りて、下にもみな補へり。)○童女胷鉏所取而。鉏は新撰字鏡に須支とあり。(また鋤鏵鍤などをも、須支と訓り。)和名抄農耕具に。釋名云。鋤去レ穢助レ苗也。(和名須岐、)鍤插レ地起レ土也。(和名同レ上、)と有

て。鉏の字はなし。師説に。鉏の形の美女の胸の如く。廣く直く平なるを。童女胥鉏と云なるべし。萬葉九に。女の貌乃美を稱て。胸別之廣吾妹とあるも。胸の直く平なるを云へりと聞ゆ。とあり。また胥の字を。齋と作る本もあるに就て。加茂翁の文意考に。此文を擧たるに。齋鉏と訓て、大嘗祭の齋殿作らるゝ時。柱立る地を。まづ童女に齋鉏もて掘せらるゝに同く。此の地を掘別る始めの事を云と解れ。信友が説にも。儀式大嘗宮條に。大嘗宮の柱立る前に大祓ありて。始作内院雜殿。造酒童女執齋鉏。掘稻實殿四角柱穴。物部次之役夫次之。(また同條に、云々等、爲採内院料材向卜食山、即祭山神云々、祭畢、造酒童女先執齋斧伐樹、工匠次之役夫次之、)と有に思ひ合するに。國の餘を突分け屠り取むとして。まづ童女に齋鉏令取て。掘始めさせ。其齋鉏を。臣津野命の所取て衝別給へるなり。(上に引たる儀式の文に、造酒童女執齋鉏掘云々穴、物部次之役夫次之とある次第を、熟々思ひ合すべし、此文を一わたり見ては、臣津奴命一柱にて、物し給へる事と聞ゆれども、然には非じ、かく事始めして此國引の事を司り給ひ、多くの神たちを集へて事訖しめ、御靈配りて成し固め給へるなり、)かく童女の事始めするは、神隨定まれる。最々古き儀式なるを。大嘗會の儀式にも。受傳へ爲させ給へるにて。いと尊し。(色葉字類抄に、童女にイムコ、大嘗會供奉人也とあり、これも古き唱へなるべけれど、此の文は、なほ遠登賣と訓むぞ穩なるべき、)と云り。此説も。通ゆ。見む人撰びて採べし

○大魚之支太衝別而。師云。大魚は。鮪の類の大きなる魚を云。支太は鰓なるべし。阿を略き。登を通はして。支太とも云けむ。(鰓は常には、支を濁り登を淸て云へども、本は支を淸み、登を濁りて云けむ、太は古書に、濁音の假字に用たる字なり、)衝別は漁人に聞くに。大魚を捕には。其の喉をねらひて。衝て捕と云へり。古歌に。鮪つくとある是なり。(今云、淸寧天皇卷の歌に、意本袁余志、斯毘都久阿麻余、云々とあり、大魚よし、鮪つく海人よ、と云へるなり、)されば衝と云む序に。大魚の鰓とは云へるなるべし。(鰓は口の傍なれ

ば、いさゝか違へるが如くなれど、喉は口の奥なれば、外より衝とところをば、然も云べきなり、)さて衝別とは、彼の國の餘れる地を、鉏を衝入れて分取を云ふ。(今云、信友は、支太衝別とは、大魚を、段々に突分つ事の如く、彼の國の餘れる地に、鉏を衝入れ、段々に分る狀を譬へたりと云へり、なほ考ふべし。)波多須々支穂振別而。波多須々支は花薄にて、穂と云む發語なるが、波那を波多とも云へるなり。(されど其は言の趣に依ことこそ有れ、常に打任せて、花を波多と云ことは無きなり、其は神功皇后紀に幡荻穂出吾也云々。萬葉八に。波奈須爲寸穂出秋乃云々。十四に波多須酒伎。穂爾氐之伎美。云々など有もて知るべし。(なほ萬葉に、皮爲酢寸、旗須爲寸なども書て、波多と云るが多かり、然れど新撰萬葉に、二所まで花薄とかき、和名抄にも、新撰萬葉を引て、薄は波奈須々木とあり、古今集に、はなすゝき我れこそ下に思ひしか、穂に出て人に結ばれにけり、なども有り、久老が漫錄にも、早く波太は波奈と通ふ言にて、萬葉に皮すゝきとあるを、古今集にははなすゝきと云ひ、垂仁紀に見えたる、赤裸伴とある劒を、舊事紀に赤花とあり、かきつばたも、かきつ花なりと云りき、冠辭考はたすゝきの條に、幡旗など書たるに依らば、秋野の中に、薄は物より高く顯れて、葉も長くて巾まるなれば、幡すきと云ならむ、其由は、魚を、鰭乃廣物、鰭乃狹物と云ひ、和名抄に、鰭波太、俗云比禮とあり、かく波太とも比禮とも云は、即ち旗、領巾などより、魚がさまにも云ひ移しつと見ゆれば、此のすきも、旗の靡き、領巾を振などの樣なりとて、然は云しなるべし、また皮の字を書たるに依ればはたのたを濁りて、膚の義とし、さて穂を皮に含みもて、漸に開出るなれば、波太須々伎とは云らむとも覺ゆと云れつるは信がたし。)穂振別は。師云、屠り分けなり。獸の肉などを切分つを屠ると云と言じ言にて。崇神天皇巻に。斬波布理其軍士とあるも同じ。(眞龍云、斬裂を波布流と云ふ、ホとハと通へば、ホフリ、ハフリ同じ、字彙にも、屠裂也と云り。)彼の餘りある地を、鉏もて切り分るを云なり。(今云、信友か說に、此の波多須々

支は、鰭鱸なるべし、古事記に、口大尾翼鱸とあるをも合せ思ふべし、其は鰭鱸を屠る如く、彼の段突分たる國の餘を、分取さまを譬へたるにて、段突分も、屠り分も、大かた同じ狀の事なれども、支太衝別は、彼の國に屬たる土地を突分る意、屠分は、其を分取る意なりと云り、なほ考ふべし。）

〇三身之綱打挂而。師說に。身の字は寫誤りなるべし。（眞龍は、舟の字の誤として、みな然改めたれど、いかゞと覺ゆ。）萬葉四に。三相二搓流絲とあるは。二筋をより合せたるうへに。今一筋をより合せたるにて、剛き糸なり。また孝德天皇紀に。三絞之綱とあるも然なり。されば搓の意に借て。自と書るを誤れるか。また會の誤にて。三合にても有べしと有れど。三身は三續の字を略けるにて。（麻菜などを續合するを、宇牟と云是なり、姓の麻續を遠美と云にて知べし、麻續をまた麻續とも書くは、續き合する義なるを思もふべし、木草の皮にまれ何にまれ。三相に絞合せたる綱を云ふなり。打挂は。かの屠り分たる地へ打挂て。海の上を引寄るなり。〇霜黑葛は（師は斯母都豆羅、と訓れつれど、餘書どもに。黑葛をたゞに。都豆羅と訓たる例を除て。此は斯母久流加都羅と。字に隨ひて訓べし。（黑をクルと訓は、和名抄に、大和國城下郡黑田郷、久留多とある是なり、葛は同抄に、古久須加豆良と有て、今も其に用ふる字なれど、古書には、なべて加豆羅と云に、此の字を書來れり）下の闇々耶々に重ねて。黑葛操ると係たる序語なり。其は神樂の早歌に。美也萬乃古川々良。久々禮々古川々良。と有をも思ひ合すべし。（神樂注祕抄に、つゞらは葛なり、くれ〳〵とは、つゞらは操る物なればなり、とあり。）霜としも言るは。師も且々言れたる如く。此の物霜置て後に採れば強き故に。古へも其頃にや採用ひけむ。故かく冠るならむ。（さて信友は、師の斯母都豆羅、と訓れたるに從ひて、黑葛は、山里人に尋ね合するに、黑つゞらとも、黑かづらとも、黑藤とも、黑とづらとも云、防己の屬にて、其の藤地に就て蔓延るが、葉落ち霜枯ては、藤黑く成なり、其を手操とりて、物を束ね、垣など結固むる料とし、また筐もの、葛籠器をも造るなり、此葛もて編て造れる筐を、

やがてツヾラと云るを、後には竹にまれ、柳にまれ、編て造れる筐を、なべて、ツヾラとさへ云めり、さて黒葛を、色葉字類抄に、本朝式を引て、ツヾラと訓み、また大神宮儀式、延喜式などの古訓にも然あり、蔓草のあるが中にも、黒葛は、當昔より、物を結び束ぬるには、專と此を用ひたるが故に、打任せて、ツヾラと云ふ字には、黒葛と書習たるなり、今此文の黒葛も、只にツヾラと訓むぞ古意なるべき、さて霜黒葛とは、上に云る如く、藤の霜枯て、黒くなる時を待て取る由の、雅言なるべし、と云へり、）神世より。此物を番繩などに用ひたること。前段久々紀若室葛根神の處に注せる。師説を見て知べし。〇闇々耶々邇は。眞龍云。闇の字を、諸本に。闇また閒た、に誤れり。東萬呂大人は。闇を正字として。操の義に取て訓れたり。今其に隨ひ。葛を操ると訓つゞく。耶は余の轉にて。呼出す詞なり。萬葉に籠母與。我はもよなどの余に同じ。（今云、師は闇々耶々とある本に依て、こは誤字あるべし、闇も耶も此の書の中に、假字に用ひたる例なし、こはいと心得がたきを、强て試に云はゞ、閉々那那邇を誤れるか、そは今の世の言に、へならへならとも、ふならふならとも云ことある、閉と布とは通ふ音にて、同じことなり、此は海の上を、浪にゆられて行さまを云るなり、かの大船のゆくら〱とも、ゆたのたゆたにとも云へると、同じさまなり、猶思ふに、船と云名も、ふなら〱と行ゆゑにもや有む、さて霜黒葛は序にて、かく連きたる意は、霜にあへる黒葛のしをれて、へなら〱としたる由か、また霜黒葛と云は、黒葛の一種の名ならば、其蔓のへなら〱としたる物なる故か、と云れ、文の意には、闇々耶々と訓て、眞漸眞漸なり、遠き所を、漸々に引來るを云、と有れど、己は諾はず、〇河船之毛々曾曾呂々邇は。まづ加茂翁説に。眞和眞和てふ語にて。河船を冠らせしは。河を逆上る船の。そろ〱と上るに譬へたり。眞を毛に通はす事は。玉緒母由良邇と云は。眞由良邇なる類なり。上も同じと言れ。師説にも。俗言に。曾々呂々と云詞は。此の毛々曾々呂々の。毛を省ける言なるべし。（今云、出羽秋田などにて、俗言に、のろし

と云ふ詞を用ふべき事に、毛々曾々呂々と云、其は譬へば、急ぐべき道を急がず、緩に行を、なぜに毛毛曾々呂々するぞ、など云類也、荷田在滿が說に、毛曾呂の毛は、發言也と云へるは委からず、）扨河船之は序にて。海ゆく船に比ぶれば。川ゆく船は徐にゆく意にて連たるなるべし。偖上の文と此れとは。國引坐る海路の間の狀なり。と有り。（今云、信友は河船之は、河船を曳が如くの意なり、運步集に、小流水をソロ〳〵と訓るも、思ひ通すべし、但し凡ての趣を思ふに、此は河船に綱打かけて流れを曳上すに譬へたり、上の闇々耶々と、此の毛々曾々呂々の二句に心をとめて、國引きの狀を察ふべしと云ひ、眞龍も、毛々曾々呂々は、寬々そろ〳〵など云常言なるべし、三河國の舟歌に、船は行々於々曾呂と謠ふに似たり、と云り、共に然も有べく聞えたり、）○國々來々引來は。（師說に、此も亦いと心得がたきを、例の强て云はゞ、來の字は寄の誤にて、國寄なりけむを、上の文に傚ひて、國々寄々と誤りて、重たるにや、さて下の文より紛れて、寄を來に誤りたるなり、さて國寄とは、彼の餘れる地を、寄來るを云なり、一本に、由々良々と作るは誤なり、と有り、眞龍は、由々良々と有を用ひて、諸本に、國々來々とあれど、今は東萬呂の本に隨ふ、萬葉に、大舟乃往良往良、天雲之往莫往莫など有に同く、舟の水にゆるゝ狀なりと言り、但し、文意考にも、早くしか解れたり、然れど、信友か說に。國々來々と訓べし。こは彼の衝分たる國の土へ。綱うち挂て。操々耶々に。毛々曾々呂々と引つゝ。國來よ國來よと。力聲をかけて。引來坐る由の古傳なるべし。と云るに依るべし。（縫國とは。引來給へる新羅地を。出雲國へ。縫合せたる地を云。○自去豆打絕而。去豆は師說の如く地名なり。楯縫郡に許豆社。また同社と有て。並在神祇官とあり。（神名式に、許豆神社とて、二社を擧られたるは是なり、風土記抄に、許豆二社、楯縫鄕大宮大神、與祄大神二社也と見ゆ、今も古豆村と云に在と、神名式考證に見ゆ、）此の外にも。許豆社と云を三社擧て。並不在神祇官とあり。（抄に、式外許豆之社、在古津浦和多御埼、昔者三社、今見一社也、

と云り、)さて許豆島。(生ニ紫菜ー)許豆濱廣一百歩。(出雲與ニ楯縫ニ二郡之堺、)など見ゆ。(抄に、許豆濱、俗云古津浦、といへり、)此の去豆は。即ちこの地を云るなり。打絶而は。堺をなして限るを云。○八穂米支豆支之御埼。(神賀詞に、八百丹杵築宮と云詞ありて、加茂翁説の如く、八百丹とは、多くの土を云ひ、其を杵して築くと云かけたる詞なる故に、此の八穂米を、師説に、米の字は、尒を誤れる成べし、八百土にて、杵築の枕詞なりと有れど、)信友が説に。諸本みな米とあるに依て按ふに。八穂米は。字のまゝに訓て。彌穂米なり。米を杵築くと云に係たる枕詞なるべし。(和名抄に、米穀實也與禰とあり、こも雅たる古言なり、)と云へり。支豆支之御埼は。師云。分ては今の世に日之御埼と云處なれども。此は楯縫郡の堺までの地を。廣く云るなり。然れば。杵築の東の方まで渡れる山をも。御埼山と云へり。(今云、此地を支豆支と云由は、第百二十三段に見ゆ、)○堅立之加志。師説に。加志は。和名抄舟具に。唐韻に云。牂牁所ニ以繫ニ舟也。漢語抄云加之。とある物にて。萬葉の歌にも見えたり。(前漢書地理志には、牂牁と書て、注に、係レ舟杙也とあり、かくて此に云るは、縫合せたる國を。また離れ行ざらむ爲に。繫ぎ堅め給へりし牂牁なりと云ひ。眞龍解に。加志は。舟を繫ぐ杙を云ふ。萬葉に。許具布禰乃可之布流保刀爾。とよみ。今も遠江國引佐江の海人は。杙立るを加志布流と云ふ。文德天皇紀仁壽三年六月の處に。採ニ集破舶杙木一造ニ一舟一とあれば。大木を用ふるなりと見え。(文意考にも和名抄を引て、此は引よせたる地を、加志杭をたてゝ、繫ぎとめたる由なりと有り、今按ふに、牂牁また楫などを造るに、橿木ほど良は無れば今も彼の木を以て造るめり、然れば橿てふ名は、もと牂牁を造れる故に、負る名には非ざるか、其は弓に作る木を、眞弓木と云ひ、矢に作る木を、柳と云をも思ひ合すべし、)さて信友が説に。肥前風土記周賀郷の下に。昔息長足姫尊。欲レ征ニ伐新羅ー行幸之時。御船繫ニ此郷東北之海ー。艫舳之牂牁化而爲レ磯。高二十餘丈。相去十餘町。嵯峨草木不レ生とあり。(いと後の事ながら、似たる事蹟なり、)さて今も浮田流

田など云て。沼などの如き。水上に泥の堅まり浮たるを。田所として稲を殖る所あり。霖降りて水溢る時は。其泥の浮上りて。あらぬ處へ流れ出る事あり。故その稲莖などへ。藤づら藁などの繩を結つけて。傍の植木。または杭などをも打立て。繋ぎ止むる事あり。此はいと少き事ながら。此の國引の狀に似たる理の。今の現にある事を悟らぬ人の爲に。いさゝか驚かしおくになむ。神たちの國造り坐ける狀この國引の古傳にて。大凡おしはかり奉るべきなり。○佐比賣山は本に。飯石郡に。佐比賣山。郡家正西五十一里一百四十歩。(石見與出雲二國堺、)と見ゆ。(鈔に、波多郷角井村與石見國阿濃郡因加久村之堺也、とあり、)眞龍解に。此山は。山陰道の高山にて。夏日も雪を頂く。石見國阿濃郡に屬て。俗に石見富士と云。堺を佐比賣と云は常なり。二國の堺なる故に名に負ふ。と出雲臣俊信は云へり。今訛りて三瓶山とも云ふ。飯石郡は。此山の麓を堺とすとあり。神名式に。石見國安濃郡に。佐比賣山神社あり。淤美豆奴命を祭れるにや。(また同國美濃郡にも、式に佐毘賣山神社あるは、安濃郡なるを移せるなるべし、)○持引綱とは。かの國を挽來坐る綱なり。○薗之長濱は。神門郡の文に。水海與大海之間有山。長廿二里一百卅四歩廣三里。此者意美豆努命之。國引坐時之綱矣。今俗人號云薗松山。地之形體壤石並無也。白沙耳積上。即松林茂繁。四風吹時沙飛流。掩埋松林。々年埋半遺。恐遂被埋已と見ゆ。(眞龍云、此濱は、伊那佐の小濱を傳ひ、神門の海邊を、石見の堺まで、東西に引延たる沙山なりと云ひ、大社記に、今の人は高濱といふと云へり、)さて師說に。また出雲郡の文に。薗長三里一百歩。廣一里二百歩。松繁多在。即自神門水海通大海。江長二里。廣一百二十歩。此則出雲與神門二郡堺也とあるは。薗長濱長云々と有けむが。長の字より紛ひて。長濱二字の脫たるにて。彼薗松山と同所なるを。山は神門郡に屬き。濱は出雲郡に屬るにぞ有む。と云れしは實然ことなり。○北門佐伎之國。北門とは。師云出雲國の北面の海を云なるべし。(眞龍云、筑前風土記に、岫門、萬葉十四に、思扉度、仲哀天皇紀八年の處に、魚鹽地

を限りて、東門西門など書たる例もあり。）佐伎之國の事は。信友が說あり。北門良伎之國の下に注べし。○自北久打紲而。多久は島根郡に多久社あり、但し不在神祇官社の中に入たり、鈔に、多久森藏武者神、多久森社也とあり。）また多久川源出西家西北廿四里小倉山。西流入秋鹿郡佐太水海ともあり。（眞龍云、此川を、秋鹿郡にては佐田川と云、鈔に、經佐田船見橋以入于水海。といふ、今の橋場を云なり。）○狹田之國は。秋鹿郡に、佐太川源二。（東水源島根郡、所謂多久川是也、西水源出秋鹿郡渡村。）二水合南流入佐太水海。即水海周七里。水海通入海。潮長一百五十步。廣一十步と見ゆ。（鈔に、東水源出島根郡多久鄉今講武谷、西水源、出秋鹿郡今中田村、中田古之渡村也、水海今云濱佐田水海也、至今每年浚之、南注諸海とあり、眞龍云、水海南北に流るゝを、此所は南流を記す、北流は、彫鑿礱壁の流、惠曇濱に入る。）佐太御子社もあり。此地を云ふ。（佐太御子社のことは、第百五段の傳に注せり。）○北門良伎之國は。（諸本に、良波とあるに就て、師說に、

良理流麿呂を、書の頭における例はなき事なれば、良の字は誤なるか、但し出雲國の大海の北の方には、隱岐國の外には、國も島も有こと無れば、上なる志良紀の御崎に准ふるに、若くは上の佐伎之國も此良波國も、北の方なる異國の名にもや有む、なほ能考ふべしと云れ、文意考には、此をも佐伎國とありて、頭書に、一本に、良伎とある由を記して、其說に、此の次に、高志都々三崎と云を以て、北門は北の海門の方として、越國の埼とせむか、然らば、若狹國三方郡に、式に佐伎神社と、闇見神社あるは、此に由あり、此の文は、誤字いと多ければ、左右に心得がたけれど試に云のみと有り。今は其の良伎とある本によりつ、（そは）信友か說に良は意の誤にて。意伎國なり。其は草の手に。意を[illegible]。良を[illegible]とやうに書て。いと肖たるに依て。寫す人の誤りて。意を良と書たる本の。早より世に播り傳はれるなり。（意の字を用たることは、國造本紀に、意伎國とかき、伎の字は古事記に、隱伎と書り、すなはち隱岐國なり。）抑、出雲國の大海の北の方には。隱岐國の外には。國も島もある

事なきに、北門云々と云るは、隱岐國なること決く思はるゝに就て。國圖を考ふるに。此の國出雲國の大海の北門に當りて。四島に分れたるが中に。出雲に。直に向へる一の島あり。いま向之島と云。（知夫郡とす。）其の後に。二の島西東に雙びたり。西の方なるを。今知夫島と云ひ。（また別府島とも云、）此島を知夫郡とす、（東の方なるを。今天之島と云ふ。（海部郡とす、此の郡を今は海夫と唱ふ。）此の三の島を統て。俗に島前と云へり。（隱伎之三子島と云るは、此の三島を專と云るなるべし。）其の島前の奥なる。大なる島國は。隱岐の本地なり。（隱地郡、周吉郡とす、和名抄に、國府在周吉郡。）此を俗に島後と云へり。偖その島前は。島の前の義にて。是謂ゆる佐伎國なるべし。（三島をすべて云、さて今向之島と云るも、本とは佐伎之島なるを、向の字をば、普てムカフと讀なれたるまゝに、唱變たるにもや有む、此の國の郡名海部は、アマべなるを、後にカイフと字音に唱へて、字を海夫と變たるをも思ひ合すべし、かかる例諸國に多し、さて此の向の島の、出雲に向

ひたる海邊に、埼野と云ふ所もあり、また天之島に、埼といふ所もあり、是も思ひ合すべし。）島後は島の後にて。奥の意。これ謂ゆる意伎國なるべし。（意久と佐伎とは、相對ひたる言にて、山のさき、山のおくなど云如く、此方を主として、彼方の事を云が本意と思はるれど、また轉りては、此方より云を、彼方に受ていふ名ともせり、その斥す所の名は違ふ事なし。）かくて上代。出雲國邊よりは。北門の前の國（今の島前わたり、）また奥の國（今の島後、）と云へるを。普ては海の瀛つ國なれば。四島を管ても。意伎國とは云るなり。（日本紀纂疏にも、隱岐者奥之義也と見えたり、萬葉十六の哥に奥國領君之とあるも、海を隔てたる國の事と聞ゆ、檜垣の嫗が家集に、肥後わたりの事を、おくの國と云り、しりをおくと云る證なり、）〇手波は。諸本に宇波とあり。師云宇の字を。一本に手と作るに就て考ふるに。手染なるべきか。島根郡に。手染鄕あり。凡ての趣をもて考ふるに。此はかならず。上文の多久より東。下文の三穗之埼より西に在べき處なれば。手染にて。地理よく叶

へり（今云、手染郷の事は、第九十六段に出つ、其下に注ふべし。）○闇見國は。師云島根郡に。久良彌社。（今云、此の社は、在神祇官と記せり、神名式に、久良彌神社とあり、考證には、小倉村と云ふ在と云へれど、風土記抄には、在餘戶里本庄村加波岡氣谷と云り、何れか正しからむ、）また椋見社見ゆ。（今云此の社は、不在神祇官と記せり、鈔に、鎭座新庄村久良美谷山頂大神也、と云り、）此處は多久川より。手染までの地を廣く云へるなり。（信友云、此郡も、國の北に有て、即風土記に、此郡の千酌濱の下に、度隱岐國津とも見えて、事實叶ひて聞ゆ、）○高志之都々之三埼は。師說に。高志は越國なり。都々之三埼は詳ならず。（和名抄に、能登國羽咋郡に都知鄉、越後國頸城郡に都宇鄉、神名帳に、越前國敦賀郡、また坂井郡に、御前神社などは在り、此らの中にもや有む、なほよく尋ぬべし。）とあり。信友云。按ふに。越前の地名なり。平家物語に。越前につゝと云ふ地名見え。また此の國の產物に。九十布と云が有しこと。國の古き書に見えたり。其つゝてふ

地今詳ならねど。熟按ふに。今敦賀郡敦賀津の北の方。泉村に屬て。天筒山と云が有て。其の東の方の。海へさし出たる山岬を。金が崎といふ。（大平記に、手筒、金が崎と並べて記せる處是なり、總ては天筒山にて、其の山の岬、今金が崎なり。）古へつゝと云るは。必この邊の大名にて。金が崎の海邊のわたり。都々の三崎なるべし。（委く云むは事長ければ、此に盡さず。）さて其の金が崎の北の山下は入海にて。東の方の海門より。大海に續きたり。其の海門の大海を。西南の方へ出るに。越前。若狹。丹後。但馬。因幡。伯耆。出雲の國々。北方に向ひて列なれり。（彼の海門より出雲までの海上を、直ちに計らば、大凡六十里餘有べし。）國引の次序も。便り有て聞ゆれば。必ず此處なるべし。（垂仁天皇紀一書に、意富加羅國の都怒我阿羅斯等が、越國笥飯浦に泊り、穴門より島々浦々に留連ひ、北海より廻りて、出雲國を經て、都に到れる由見えたるをも、思ひ合すべし。）金崎の入海の西南。すなはち敦賀津なり。此は古より聞えたる處なり。都々の御埼の國餘を屠り取らして。程

のよろしき港を造り給へるなるべし。〇三穗之埼は。島根郡に。三保鄕見えて。東の終れり。美保濱廣一百六十步。(西有神社、北有百姓之家。)美保埼(周壁峙崿定岳。)とあり。(眞龍解に。周壁峙崿定岳は。周壁峙崿嵬岳にて。此の崎の景狀を云なりと云り。今抽藏崎と云とあり。)八千矛神の。高志國の沼河比賣に通ひ坐して。生しめ給へる御子。三穗須々美命の。此處に坐給へるは由有る事なり。(なほ第百三段の傳に注ふを見よ。)さて師説に。上の例どもに依らば。此の上にも。自葉鹿打絶而と云ことの有べきに。此にのみ其の詞なきは。此三穗崎は。東の限りは海なるが故なり。此の下に是也といふ二字も有べきに。無きは此には略きて。合せて下に云へるなり。〇夜見島は。島根郡蜈蚣島の所に。即自此島。達伯耆國郡內夜見島。とある是なり。(眞龍云。鈔に伯耆國弓濱也と云り。ユミ、ヤミ、ヨミ同言なり。此濱より蜈蚣島へ渡るを、今の俗馬の渡といふ。)〇火神岳は。師說に。此の風土記鈔に。伯耆國會見郡大山是也と云り然も有べし。其に就て思ふに。

大山は神名式に。大神山神社とあれば。火の字は大を誤れるには非ざるかと有り。(諸本みな、火の字なる中に、堤朝風の得たる本のみ大と作りて、異本をあまた校へたるに、火の字なるは、一本もなし、然れど佗人の持たるは、何れも火の字なれば姑く字は火に隨ひて、訓は大に從ひつ。)大神山神社は。國史に。承和四年二月戊戌。伯耆國無位大山神奉授從五位下。齊衡三年八月乙亥。伯耆國大山神加正五位下。貞觀九年四月八日。伯耆國正五位下大山神正五位上。など見ゆ。(但し祭る神は、決めて大國主神ならむと思はる、其由は、第九十五段の傳に注ふを見べし。)眞龍云此の山は。三保と南北に相對ひ。前文の佐比賣山は。杵築の崎と日横に相對ひて。鎭とも云べき大山なり。杵築の崎は。國の西北にて新羅に對ひ。三保崎は東にさし出て高志に對ふ。斯て國成て。其の引給へる綱は夜見島。其の杙は。火神岳と成し傳なり。〇是也は。師云。上の三穗之埼。夜見島をも合せて。一に云るなり。〇意宇杜は。本に。所謂意宇杜者。郡家東北邊田中在熟是也。圍八步許。其上

有木以茂とあり。眞龍云。塾は、東萬呂云。平地有推者塾と云へば。小山と訓べし。と云れしは能く叶へり。但し其の杜は詳ならず。意宇川の邊の。古へ黒田と云し所に、意宇六社の中の社とて、一社あり。此なるべし。在塾と云へる處は、こゝとさし難し。)師云。風土記に。此神の御事處々に出て。彼の國に。甚く功ありし神と聞えたり。然るを其の御社の見えぬは。如何なるにか。○意惠は師云。事に勞きて苦きを休息ふ時の聲なり。さて惠は宇延の約りたる音にて。上に宇を帶る故に。おのづから後に。意宇となれる成べし。(今云、信友は、事功を成畢て、意於惠衣と健び給へるなり、軍士の戰に勝てのち、拜健して擧る聲に等かるべし、戰の場に此の聲を揚るは、豫に進り健びて、鬨つくりかくるなりと云り。)さて此の臣津野命の。引來て縫作り坐るすべての地は。島根。秋鹿。楯縫。出雲の四郡にて。東より西へ連なれる地にして。其を西より次々に物し給へるなり。此の四郡のうち。出雲郡を除きて三郡は。南の方意宇郡との中間に。細く長き入海ありて。出雲郡のみ。意宇。神門二郡に續きたり。此に眞龍が考へたるは。神代には。此の入海。西の大海へ通りて。出雲郡も。北の方半は。かの三郡と同じく。入海を隔てゝ。意宇郡。神門郡とは離れてぞ有けむ。と云る。今この國引の文を思ふにも。誠に然有つらむとぞ所思ゆる。(さて此文に見えたる事どもを、たゞ寓言の如く心得むは、例の漢意にぞ有ける、神代には思ひの外なる、奇しき異き事どもの有て、此の國土は成竟たるなれば、古への傳へ說を、いさゝかも疑ふべきに非ず、悉く實の事なり、たゞ文の儘に心得べし。)と言れ。眞龍が解にも。丹後風土記なる。天橋立の故事。(この事は、第三十一段に出して、其傳に委く注へり。)また天武天皇紀。十三年十月壬辰(十四日なり、)の下に、大地震云々、土佐國田苑五十餘萬頃。沒爲海。是夕有鳴聲。如鼓聞東方。有人曰。伊豆島西北二面。自然增益三百餘丈。更爲一島。則如鼓音者。神造是島響也と見え。(此は伊豆國に坐す、阿波咩命と申す神の神態なり、委くは第百三十一段の傳に注ふを見べし、此る類の神態は、なほ多かり、)また

仙覺が萬葉抄に。古老の言とて。富士あし高のあはひの道を。昔の旅人通りける間。重服觸穢の者も朝夕通りけるを。足柄明神いとはせ給ひて。今の浮島が原と云は。南海の中に。浪にゆられて有けるを。打寄させ給ひてけりと云ひ。祈年祭に。伊勢大御神の御前に白す祝詞に。狹國者廣久。峻國者平久。遠國者八十綱打挂而。引寄如事。（祝詞考に狹き國は廣くとは、出雲風土記に、其國狹く作りしとて、新羅其の外の國の餘を、八十綱かけて引よせし事を云り、其意に同じとあり、此は國より貢ぎ奉る事の、數たる狀を譬へたる詞ながら、神代の國作りの時の狀の、古き意詞もて譬へたるなり、此の國引の文に、相照して辨ふべしと見え、信友もしか云りき、萬葉十四、上野國歌に、多胡の嶺によせ綱はへて寄れども、云々と詠るも寄らぬ人を、强て引寄せむとするに譬へたるにて、此の故事を思ひてにやとぞ思はるゝ。）と見えたるなどを引て。始めはかゝる事なりけむ。後の世にも奈良都の頃までは。能く言ひ傳へしにや。今の世にては。怪と思はるゝ事も。上代には怪とせず。神代の事はかくぞ有けると云り。○故其地云二意宇一。意宇は。即ち出雲國の郡の名なり。本に意宇郡。郷壹拾壹（里卅三）餘戶壹。驛家參。神戶參（里六）とあり。出雲國九郡の中に。此の郡は殊に大きなり。○詔二八雲立之語一之故云々は。本に所三以號二出雲一者。八束水臣津野命。詔二八雲立語一之故。云二八雲立出雲一。とあるを採て記せり。此は前に。速須佐之男大神の。八雲立出雲八重垣云々。と御歌ひ坐る御詞をとりて。此神の國引給ふ始めに。八雲立出雲國者云々と。國號に爲て詔へる所以に依て。遂に國を出雲と號けたる由なり。（出雲郡と云が有て、其の郡に、出雲郷と云もあり、大和國に大和郷もありて、當國の號となり、其れより遂に、大御國と號となれる例などを思ふに、此の御語を詔へる地は、出雲郷なりしが郡の名となり、遂には國の號とも成れるにぞ有るべき。）本に。國之大體首レ震尾レ坤。東南山。西北屬レ海。（眞龍云震は東に當る、凡意宇郡母理郷を國の首とす、坤は西南に當る、飯石郡來島郷を尾とす、東南は山とは、母理郷は山に屬き、手間山、長江山など東

に聳えて、伯耆國の堺なり、南は仁多、飯石、大原、三郡、山野之中也と、大原郡に通ふ道に記せり、島上、室原、御坂、琴引などの山あり、南の方は備後國の堺なり、西北臨海とは、國の大體を云に、船岡山西北にさし出て、其の南西は、出雲、神門二郡の大海、伊奈佐の濱なり、其の北浦は宇龍濱なり、楯縫、秋鹿、島根、出雲、神門五郡並大海之南也と、神門郡の通ふ道に記せり、さて西の方石見國の堺に、佐比賣山、多支々山などあり、)東西一百卅七里一十九歩。(眞龍云、東は伯耆國堺、手間剗を道の口とし、西は石見國の堺、多枳々山の剗を道の後とす、今考ふるに、東西直道、凡そ今の道廿一里と、出雲八三省云へり)南北一百八十三里一百九十三歩。(眞龍云、南は飯石郡來島郷赤穴村を限り、西南の通路は、備後國三次郡横谷村へ通ふ、此の國の堺より、意宇郡玉作街に至りて、一百四十七里二百五十七歩の中、廿五歩は斐伊川の渡なり、玉作街より、國廳十字街に至りて、一十九里正西道なり、是を除きて、北方千酌驛に至りて、凡そ卅四里二百歩計、すべて南北の程とす、國廳より度れば、國の南堺に至る程、一百六十六里二百五十七歩なり、通度合へり、)と有り。委くは本書を見るべし。

故是八東水意美豆努神之子。天之冬衣神。亦云天葺根神。亦子赤衾伊努大住日子佐別命。此神之社。在伊努郷中。亦其后天甕津日女命。國巡行坐之時。詔伊努哉之地。云伊努也。

八東水意美豆努神、名義は。内山眞龍云。八東水は彌東身津にて、八東劒の身を云。劒の實を美とも比とも云は、古語なり、(玉鉾の道は、鉾の身と受け、佐比持神は、紐小刀を著たる故の名なるを思へ、)意美豆努は大身津主にて。大刀に由ある御名なり。(大身を意美と云ふも、主を奴と云も常なり、)其は此の神の御子、天之冬衣神を、書紀には、天之葺根神と有て。須佐之男命の。叢雲劒を、葺根神を遣して。天に上奉給ふ事あり。然れば彼の

御劔を、淤美豆努命の持傳へ給ひしを。御子冬衣神に任して天に奉上しめ給へる故に。二神共に。劔に由れる御名を負坐けむ。(今云、この眞龍の說は、出雲風土記解に見えたるを、採合せて切め直して注せり。但し此はもと記傳に、冬衣神の御名を。劔に由ある由解れたるに本づきて、考へたる說なり。其は知る人ぞ知らむ。)○天之冬衣神。(亦云二天葺根神一)名義は。須佐之男命。此の神を遣はして。彼の靈劔を天上に奉り給へるを以て考ふるに。師說の如く劔にぞ由けむ。然れば冬衣は。布由伎と訓べし。(伎は清音に讀べし。)其の布由は應神天皇卷に。吉野之國主ども。大雀命の佩せる御刀を瞻て。稱美申せる歌の詞に。本都流藝。須惠布由とあり。此は本劔末振なり。(フルをフユと云は、ラレ、ラエと云たぐひの音便なるべきか。委く、後の御卷に注ふを見べし。)布由を振なりと云由は。まづ振を布久と云こと。古事記に。伊邪那岐大神の十拳劔を後手に布伎都々とあるを。御紀に。背揮と書れ。冬衣神とも。葺根神とも申せば、布久を布由とも云て。共に布流に同じ言なり。(此はもと師說なれど、冬衣神の處には、布由伎は、明宮段哥に、母登都流藝須惠布由、布由紀能須云々是なり。奴は稱へ名にて主なり、哥の意は、彼處に云べしとて、彼の哥の處に、布由伎能須は冬木如なり、と譯れたれば、揮てふ言、また此の神の御名に由緣あり。と言れたるに叶はざる故に、其の紛はしき說を省き捨て、右の如く注しつ、然れど己が心儘に、取も捨も爲たる說をし、師說と云むは可畏ければ、姑く己が說として有なり。)伎奴は稱名にて。君主なるべし。葺根の布伎は揮なること。古事記の布伎都々を。御紀に揮と有にて著く。根は稱へ名なれば。奴と同じ意ばへなり。○赤衾伊努大住日子佐別命。こは出雲風土記。出雲郡の條に。伊努郷。郡家正北八里七十二歩。國引坐意美豆努命御子。赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命之社。卽坐二郷中一。故云二伊農一とあるに依て記せり。赤衾は阿加夫須麻と訓べし。此は此の御名より外に見ざる詞なれど。須勢理毘賣命の御歌に。蒸被柔が下に。栲被清が下に云々。寐をし宿せ。と有に思ひ合するに。赤衾被て寐ぬる由を以て。

係たる發語なり。(衾を食と誤れる本も有により
て、眞龍は赤食と訓み、味鉏高日子根神と、同神
なる由云るは非說なり。)伊努は元より地名なりし
を負坐るか、元より御名なりしを。地名に負たる
か本末詳ならず。(后神の、伊努哉と詔へるを思へ
ば、元來の御名かとも所思ゆ。)意富須美は、大住。
比古は男の稱言、佐は眞に通ふ言。和氣は別と書
るに同じく若君兒の約まれるにて。此も稱へ言な
り。(第七十二段、國忍別命の處見べし。)神名式
に。尾張國愛智郡に。靑衾神社と云あり。是某衾
と云へる例なり。)社は夜斯呂と訓べし。屋代の
義にて、實の屋もなく、森の茂りたるを屋代と
して。居るより云ふ言なるべし。故社の字を母理
とも訓ならむ。(なほ東雅、新野問答。埃囊抄、和
訓栞、また師說など合せ考ふべし。)○伊努鄉は。
鈔に。竝東西林木及神門郡高濱村中。久佐加。矢
尾。石臼等邊爲二一鄉一也。有二西林木村一。伊努谷大
明神社。此鄉古出雲郡今入二楯縫郡一と云り。(和名
抄に、出雲郡伊努鄉あれば、當時はなほ舊の如く
なりけり、但し今の本に、伊勢とあるは誤なり。)

さて神名式に。出雲郡に。伊努神社と載られたる
は。風土記に。同郡に。御魂社。意保美社の間に
擧たる伊努社なるが。なほ同郡に。伊農社。同社。
同社。伊努社。同社。同社。と擧て。竝在二神祇官一
と記して。都て七社あり。此をみな日子佐別命な
らむかと思ふに。神名式に合せ考ふるに。非ぬ神
ぞ多かりける。其說長ければ。此には洩しぬ。(大
凡は風土記抄に、伊努七社の事を記して、伊努鄉
林木村、大谷大明神、林木大明神、西林木權現、
佐于能權現、八社父大明神、日乃都麻大明神、比
賣大明神也、式云二伊努神社、同社神魂伊豆乃賣神
社、同社神魂神社、同社比古佐和氣神社、意布伎
神社、都我利神社、伊佐波神社等也、と云るを、
引合せ見て辨ふべし。)また不レ在二神祇官一と記せ
る社の中にも。伊努社。(諸本に、伊を同に誤れり、
今は堤朝風本に挍せる、一本に依れり。)同伊努社。
同社とあり。また彌陀彌社の下にも。同伊努社。
同社。同社。同社と見ゆ。(この彌陀彌社の下なる
四社を、諸本に脫せるを、今は信友が挍たる一本
に依れり、○其の后天甕津日女命。后は伎佐伎と

訓べし。其由は下に注す。(第九十九段、嫡后の下見るべし。)名義。甕は嚴にて健き義。(委くは第十五條、甕速日神の下見るべし。)津は助辭なり。○さて此の神は。諸神の御子と云こと傳へなし。神魂神の御子神も。數許り坐して。國を作り給へる中に。女神もそこに坐せば。此の神も。產靈神の御子にや坐けむ。此は比賣神に坐せど。國巡行坐ると有を按ふに。甚健き神に御坐けむ。(國巡るとは。國を治堅め造ることなる由は。既に云へり。)また此の歌を思ふに。御夫とは引離れてぞ作り巡り給へる。と通ゆれば。然ばかり健しは御しながらも。勞きこうじなどして。御夫神の戀しく思し出られて。下の歎きは爲給へるならむ。○詔ニ伊努哉ト は。(本には。伊努波夜ト詔とありき。)彼の倭建命の姉弟橘比賣命を戀坐して。吾嬬者耶と詔へるに同じ。波夜は。(傳卅に。)其物を思ひて。深く歎息辭なり。波母と似て。波母よりも重く聞ゆ。(但し、波母は、いづらと尋ね來むる意あるを、波夜は然る意は聞えず。)とあり。なほ倭建ノ命の處に委く注せり。(景行天皇卷を見て知るべし。)借この伊努波夜と詔へる地は。上とは別にて。秋鹿郡なり。○本に。伊農郷。郡家正西一十四里二百歩。出雲郡伊農郷坐。赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后。天甕津日女命云々。と件の故事を記せり。(鈔に、並二伊農村伊農浦、波多浦ヲ爲レ郷と云へり。)和名抄の郷名にも。秋鹿郡伊農とあり。)また同郡に。伊努社をも載たり。(但し不レ在二神祇官一と見ゆ。抄に、天甕津日女命也、稱二伊努郷客大神一といへり。)さて尾張風土記に。丹波郡吾縵郷。卷向珠城宮御宇天皇品津別皇子生七歳。而不レ語。○後皇后夢有レ神告曰。吾多具國之神。名曰二阿麻乃彌加都比女一。吾未レ得レ祝。若爲レ吾宛二祝人一。皇子能言。亦是壽考。帝卜二人覓レ神者一。日置部等祖建岡君卜食。即遣覓レ神時。建岡君到二美濃國花鹿山一。攀二賢樹枝一造曰。吾縵落處必有二此神一。縵去落二於此間一。乃識レ有レ神。因竪レ社。由レ社名レ里。後人訛言二阿豆良里一也とある。阿麻乃彌加都比女命は。吾は多具國之神なり。と詔へるを思ふにも。此の比賣神なること疑なし。(多久は、出雲國島根郡の地名なること、前段に注せるが如し、なほ此傳は、垂仁天皇

卷の本文に加へつれば、彼處に委く注すを見べし。)此傳を見るにも。甚嚴き神なりけり。○神名式に、尾張國丹羽郡に、阿豆良神社あり、(當國の神名帳集說と云ふ物に、從三位阿豆良神、一作吾鬘、今在稲置庄吾鬘村といへり、當村は、和名抄に、丹羽郡の鄕名に。吾鬘とある處なるべし。)

故其天之冬衣神。娶刺國大之神之女。名刺國若比賣而。令生之子大國主神。亦名國作大己貴神。亦云大名牟遲神 亦名宇都志國玉神、亦名葦原醜男神。亦名八千矛神。亦名大地主神。亦名大名持神。并有七名。亦荒魂號謂大國御魂神。亦云大國玉神

刺國大神。師云刺は須須と訓むか。(凡て刺某と云言の例みな佐須なり、刺竹刺車などの如し。)佐志と訓むか(和名抄、出雲國大原郡に、佐世鄕あり、式に佐世神社も坐り、此鄕名のこと、風土記に、佐世木より負たること見ゆ、佐世木は和名抄に、鳥草樹佐之夫乃紀とある是なり、と云說に依らば、刺國は、右の佐世鄕の事にも有むか、また小國の意か、然らば佐須具爾と訓べし。)決め難けれど。且く佐志と訓つ。(今云、師はかく決められたれど、佐須の方然るべく所思ゆれば、其れに依りつ。)大神は、尋常の大神と申す例には非じ。此の神殊に然崇めて申べき由も見えねばなり。女の若比賣と云名に對ひたれば、大之神と訓べし。(大と下へ置く言はめづらしけれど、大和國などに、大と云地名も有れば、大の神とも云べし、尾張國中島郡大神神社、臨時祭式に、大神作名とあれば、是も大之神なる例なり。)とあり。偖また此の神も其の出自知べからず。(若くは、伊邪那岐、伊邪那美二神して、青人草の祖と生坐る、八百萬之神の中にや。)○刺國若比賣。師云、此の御名のこと右に同じ。若は父神の大に對へり。(今云、此も佐須國と訓こと、上に同じ。)○大國主神。下に須佐之男大神の詔に。爲大國主神と詔へり。御名の意彼處に注すべし。(第八十六段の傳なり。)さて須勢理

毘賣命の御歌に。阿賀湫富久邇奴斯と作給へり。(吾が大國主なり、)○國作大己貴神。(亦云ニ大名牟遲神、)國作は。久邇都久理と訓べし。下に見えたる如く。此國を作坐る大神に坐す故に。かく稱申せるなり。(御紀一書にかく記され、出雲風土記には、國作坐大神と、數所に見えたり。)大己貴は。神代紀に。此云ニ於襃娜武智ト とあり。(但し本共に娜の上に婀の字あるは、古事記、姓氏錄に、大穴牟遲、萬葉七に、大穴道、神名式神賀詞、出雲風土記などに、大穴持とも書るを見て、古語を知らぬ中世人の、生さかしらに加へたるなれば削りつ、穴は那の假字に用ふ字なること、和名抄に、信濃國埴科郡の鄕名に、大穴於保奈、と記せる一を以ても知べし、然るを此の婀の字に欺かれて、世の古語知らぬ輩の、大阿那牟遲と唱めるは、傍痛しや、然ばれ穴の字は、いと混らはしければ、己が書には凡て用ひず、)古語拾遺にも。大己貴神(古語於保那武智神、)と見え。姓氏錄に。大奈牟智神とあるに依て訓べし。(なほ萬葉三卷六卷などに、大汝とかき、十八卷に於保奈牟知、延喜式に、於保奈牟智など書たるも、皆正しき例なり。)さて那牟遲の那は名なり。那牟遲に己貴と書ことは。日本紀に始められたる事なるが。牟遲は大日靈貴命。道主貴などの例を思ふに。貴み稱へて申す語と通ゆれば。貴の字を配られたるも。然る事と思ゆるを。那に己の字を書れたるは心得ず。若くは於能の於を省き。能を那に轉して借り用ひたるか。(師も疑ひて、髻華山蔭に、大己貴と書れたる己の字、心得ぬことなり、近ごろ思ふに、一書に、今理ニ此國ヲ唯ゝ吾一身而已、云々と言へる意をとり、己貴といふ意などを以て、書給へるにや、と云れ、此より前に、記傳にも種々論ひて、かにかくに紛らはしく、物遠き書ざまなり、然るを後の世の人は、本の言の意をば深く尋らで、たゞ大己貴の字に依て、此御名を說くはいかにぞや、凡て書紀は、かゝる文字がきに、異なるを好まれたる癖なれば、其心して見るべし、とも云れたり、)なほ牟遲てふ言の本は。大名持と申す御名の下に注ふを見るべし。○宇都志國玉神。師說に。宇都志とは。此の御名は。元須佐之男大神の詔に。爲ニ宇都志國

玉神」と詔へるより起れり。其は根國にして。詔へる御言なる故に。此の國を指して。顯見國とは詔へるぞかし。書紀にも顯國玉神。（顯此云宇都斯）と書れたり。（又は上に宇都志日金拆命と云もあれば。只何となき稱名にて、宇都久志の意ともしつべくや、とも思ひしかど、然にはあらじ。）玉は借字にて。御靈なりとあり。但し根國より詔へる御言なれば。顯國とは。此の國土全に廣く係る言ぞ。此の御國のみの言と。狹く思ふべからず。（なほ此の御名のことは、篤胤が思ひ得たる說もあり、第八十六段に、此御名の出たる處に注ふを見べし。）○葦原醜男神。阿斯波良志許賣能神と訓べし。（師云葦原之と、之を添て讀むは誤なり、此は出雲建、難波根子などの類なる名なれば、必之とは云はぬ例ぞ。）醜は前に。伊邪志許米。志許米伎」と有し處に注る如く。（第二十三段の傳見べし）多くは惡み詈て云言なれども。此の御名の醜は。師說に。勇猛を美て云り。さて其も人の畏み懼るる方より云へれば。彼醜女などゝ。云ひもてゆけば同じ意に歸めり。（後の世の言に、勇猛人を、鬼神の如しと云に同じ、また思ふに、今の語に、豐に堅きことを、志許理とも、志加理とも云ふ、此の志許は、其意にても有むか、志許夫都しと云言もあり、今云第八十三段に、此の神根堅洲國に到り給へれば、須勢理毘賣命出見て、目合して、相婚坐て、還り入りて、其の御父の大神に、甚麗き神參來坐つ、と白し給へるを思ふに、此の醜は、實に師說の如くにぞ有ける。）さて葦原としも云は。天下を宇志波伎坐せればなり。（上に云へる如く、此國を葦原中國と云は、天上より呼名なれば、此の神の名も、もと天神たちの呼はじめ給へる名なるべし。）人の世となりても。內色許男命。內色許賣命。伊賀迦色許男命。伊賀迦色許賣命など云名もあり（背色の上に之とは云はず、また孝德天皇紀に。高田醜雄（醜此云之渠）と云人も見ゆとあり。○八千矛神師云。萬葉六に。八千桙之神之御世より云々、また十にも如此よめり。此も武威の、八千と多くの矛を持たる如きの意に、稱し御名なるべし。千の意は。今一の考へもあり。其は細戈千足國の解に云ふことあり。（細戈千足國てふ

號は、神武天皇卷に出たれば、此師說は其處に注しつ。)さて大倭神社註進狀に。舊記を引て、大己貴神以廣矛爲杖令撥平豐葦原中國之邪鬼。是時號曰八千戈神とあり。○大地主神地主は登許奴斯と訓べき由は既に云へり。(第七十四段地主神の處。)さて大は神の名に係る例の稱言に非ず地に係る大にて。大地乃主と云意の御名なり。大地とは天皇の大宮所の義にて。大八島國に對へて。小さく云ときは大倭國を云ひ。國土全に對へて。大きく云ときは。皇國の地ぞ大宮所なる。故稱へて大地とは申すなり。(國土をすべて、大地と云とは異なり、思ひ混ふべからず。)さて此は大國主神の亦名とは云へど。實には宇都志國玉と申す御名と同く。大國主神の現の御名には非ず。其の荒魂大國魂神の。大地の官を治給ふ謂に依りて。負坐る亦名なり。其は下に引く。大倭神社註進狀の傳を見て知るべし。○大名持神。([illegible]天皇紀、また延喜式に此の御名見えたり、訓は文德天皇紀に、大奈母智と書るに依るべし。)御名の意は。岡部翁云凡て古へ。名の弘く長く聞ゆるを譽とすめれば。

天皇の宮所を遷し賜ひ。御子おはし坐ぬ后。また御子たちは。御名代の氏を定め。また名背。名根。名妹など云ひ。萬葉二に。大名兒などあるも。皆名高き由の美詞。人に向ひて。那牟遲と云も。名持てふ言にて。美る稱なり。(今云、師說にも、既に上に注へる如く、汝の字を漢文に那牟遲と訓むも、名を本として、牟遲は、大奈牟遲などの牟遲なり、物語文には、伎牟遲と云稱もあり、伎は君の意なり、と云れたるは然る說にて、今の世にも女語に、父をともぢ、母をかもぢ、また某もぢなど云も、同語と通ゆるをも思ふべし。)斯て此の神は。天下を作り治め知り給へる御名の。世に勝れば。大名持と美稱へ申せり。牟遲は母智の轉れるなり。○幷有七名。古事記には。八千矛神より以上五名を擧て。幷有五名と記し。御紀には。其五名の外に。大物主神。大國玉神といふ名を加へて。凡て七名を擧られ。古語拾遺には。大己貴神。一の名大物主神。一の名大國主神。一名大國魂神と。四名を擧たり。(然れど大物主神と申す御名は、其の和魂の御名、大國魂神と申すは、其荒魂の御名

にて、此の二名は、うち任せたる亦名とは申し難ければ、大國魂神と申す御名をば、下に別に記し、大物主神と申す御名は、第九十五段に出れば、此の亦名には漏しつ、さて古事記に、幷有五名とある五名や古國都翁の。那伊都々と訓れつるぞ。此方の物言になると記傳に有れど。今七名を。那々都と訓むに、諸惡ければ。那々都能美那と訓つ。さて荒魂のことは。既に委く注せりき。(第二十七段の傳見るべし。)○大國御魂神（亦云大國玉神）大倭神社註進狀に。謹考舊記曰。倭大國魂神者。大己貴神之荒魂。與和魂戮力一心。經營天下之地。共傳大造之績。任大倭豐秋津國守國之神。因號曰倭大國魂神。亦曰大地主神云々。(和魂とは、大物主神を申せり。)と云ひ。なほ家牒を引て。垂仁天皇の御代に。大水口宿禰に著りて。我親治大地官。と詔へる事をも記して。大地主神之號起于是時矣とあり。此に依て大國魂神と申すは。其荒魂の御名なれば。打任せて。亦名とは云がたき事も。大地主と申すは。荒魂神の亦名なる事をも辨ふべし。(なほ大國御魂神の事は、第九十六段、第百廿八段、第百三十段、また孝昭天皇元年七月の處、崇神天皇六年九月の處、同七年八月の處、垂仁天皇廿七年九月の處などを見て知るべし、但し孝昭天皇以下は、注進狀の傳に依て注せり。)さて師說に。國魂神と云は。其神に限らず。各々其國處に。經營の功德ありし神を。如此申して祀れる故に。國々に大國魂神社。國玉神社と云あるし。皆同じ。其中には。此の大名持神を齋へるも有ぬべし。と言れしは實然る說なり。(其は末末の條條に、因みに記しもて行くを見べし。)

於是健速須佐之男命詔曰。此天叢雲劒者神劒也。吾何敢私以安乎。詔而。遣孫子天葺根神。而。上奉於天照大御神。于時天照大御神詔曰。是我劒也。吾屛岩屋之時。所落近淡海之伊布貴山。劒也詔矣。然後健速須佐之男命。居熊成峯而。遂

入二於根國一矣。故亦名謂二月外見命一。亦謂二八束髮早佐須良神一。

於是は。上の條々に見えたる御子神たちの。國作り給ふを始め。種々の功德を建給ひ。大國主神の生坐るまでを承て云り。(須佐之男大神の、根國に入坐るは、大國主神の生坐して後なること、第八十三段に徵とすべき事あり、)〇天叢雲劒者神劒也。神劒は阿夜志伎多知と訓べし。(即本にしか訓たり、)元より大蛇の尾に含りて。空に常に雲氣立騰り。此の大神の常に佩給ふ御劒の及さへに缺たる御劒にし有れば。得給へるより。久しく御許に安置給へる間に。種々の神異き事ども有けむ故に。如此詔へるなるべし。(景行天皇の御世に、倭建命の佩し給へる間に、種々神異しき事の有しを思ひ合せて辨ふべし、)〇何敢私以安乎は。伊加傳私邇母氏伊都加米夜と訓べし。然ばかり。神異き御劒を。御自の御物として。御許に安置給はむ事のいと惜ければ。天に奉りて。天照大御神の御物に爲むと今思召し付れし趣なり。(是をもて此神の、大御神を尊み敬ひ、畏まり給ふ御心のほど、推量り奉るべし、)〇孫子は直に美比古とも。また比古美古とも訓べし。神祇譜に。素盞嗚尊孫子。天之冬衣神とあり。(日本紀に、五世孫とあるは誤なること、既に徵に云へり、)〇是我劒也とは。其の奉り給へる劒を御覽して。是は元我劒にて有しと詔へるなり。〇屏二岩屋一之時とは。須佐之男命の荒びを畏まして。天岩屋に幽居ませる時を詔へるなり。近淡江は上に出て。其處に注へり。(第四十七段、)〇所レ落二伊布貴山一劒也。大御神の此の御詔の傳へは。雲州天淵記に、素盞嗚尊奉二劒天照大神一。大神曰。我屏二天岩屋一時。落二此劒江州伊布貴山一。是我神劒也と有るを採れること。徵に云へりき。(源平盛衰記、三種寶劒事と云條にも、素盞嗚尊、是神劒ならむ、我私に安むやとて、天照大神に奉る、大神大に悅びまし〳〵て、吾天岩戸に閉籠し時、近江國膽吹の嶺に落たりし劒なりとぞ仰ける、と見え、埃嚢抄にも此事あり、神社考熱田宮條、膽吹明神條などにも、此傳を擧られたるは、文のさま、少異なり、何に依て書れつらむ、

彼も此も、元は假字日本記の如き、古記より出たる古傳にぞ有るべき、)さて此の劒はしも。正に大蛇の尾より出たるを。大御神の是我劒也云々。と詔へりと云こと。前には信がたく思へりしを。岩屋に屏坐る時に落せるよし謂へり。と有に依て熟く思へば。深き謂ある傳へになむ有ける。然るは彼の段に。天津日子根命の御子。天麻比止都命。(亦名天御蔭命、)に料せて。雜刀を作しめたる由見えたるは、新宮作る料の及物は更なり。太玉串に取著て、御幣と奉る劒をも心作りけむが。其を落せるを。大蛇の尾に含み持たる事と御思たり。斯云ふ由は。まづ景行天皇紀十二年の處に。筑紫に幸坐し。周芳の娑麼に到り給へば。其地の魁師神夏磯媛と云ふ女人。磯津山の賢木を拔取りて、上枝挂八握劒、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊。そを捧げて參向へ奉れるを始め、此例なほ見えたるが、(其は仲哀天皇紀にも、筑紫に幸坐せりしかば、岡縣主祖熊鰐と云人の、參迎へ奉れる處に、五百枝賢木を拔取りて、上枝挂白銅鏡、中枝挂十握劒、下枝挂八尺瓊と見え、伊覩縣主五十迹手が參迎へ奉れる處にも、五百枝賢木を拔取り、上枝挂八尺瓊、中枝挂白銅鏡、下枝挂十握劒と見ゆ、此事筑前風土記に見えたるも同じ、各々挂たる枝は異れども、鏡劒瓊の三は放れず、)此は師說の如く。天照大御神の。石屋戸に幽居坐る時に。如此して招禱奉れるに例へる式と通ゆるに。其事の本たる。石屋戸段の賢木には、鏡と珠とを著たる由は見えたれど。劒を著たること見えず。(古事記、古語拾遺、御紀正書、一書もみな同じく。延暦儀式にも、此の時の太玉串の事を、上枝懸八咫鏡、中枝懸八咫瓊乃曲玉、下枝懸天眞麻木綿氐、種々祈申支と有て、劒はなし、)後に天日嗣の御璽の。鏡劒玉の三種となれる本因を思ふにも。其時の太玉串には。必天麻比止都命の作れる劒をも著て。立奉るべき謂なるに。著ざりしは。其の料に作れる劒は。未だ著ざる間に。伊布貴山に落せる故にぞ有けむ。(然れど劒は、必著て立奉べき式なりし謂を追て、人の世となりても、天皇には、いつも劒を著て献れるならむ、今も士庶人に至るまで、重き禮式には、必劒を贈れる事なるをも、思

ひ合すべし、)さて伊布貴山に落せる劔を。出雲國なる高志に住める袁呂智が。如何にして其尾に含み持たりけむと考ふるに。まづ。彼の伊布貴山は。近江國と美濃國との堺に在て。(西は近江の坂田郡東は美濃國の不破郡。池田鄕なり、)陽成天皇紀に近江國坂田郡伊吹山。即七高山之其一也とあり。(此の全文は、景行天皇卷の傳に引べし、)萬葉には、此山の哥なし、續古今集に、曾禰好忠、「冬深く野は成にけり近江なる、伊吹の外山雪降ぬらし、と見ゆ、さて七高山とは、同國なる比叡山、比良山、攝津國島上郡神峯、山城國葛野郡愛宕山、大和國吉野郡金峯山、紀伊國伊都郡高野山なり、但し異說あるか、と埃囊抄に見えたり、)神名式に、坂田郡に。伊布伎神社あり、(此の社のこと、國史に、嘉祥三年十月壬子、近江國伊富伎神從五位下、貞觀元年正月廿七日、從五位下、伊富岐神從五位上、同九年四月二日、遣二神祇大祐正六位上大中臣朝臣常道一、向二近江國伊福伎神社一、奉二弓箭鈴鏡一、元慶元年十二月廿五日、授二正四位下伊富岐神從三位一、など見えたり、)また美濃國不破郡にも、伊

富岐神社あり。(今坂田郡にも、不破郡にも、伊吹村と云ありとぞ、國史に、仁壽二年十二月癸亥、以二美濃國伊富岐神一列二於官社一、貞觀七年五月八日授二美濃國從五位下伊富岐神從五位上一、同十一年十二月五日、授二美濃國從五位上伊布岐神正五位下一、元慶元年閏二月廿一日、授二從四位下伊富岐神從四位上一など見ゆ、當國の式社考に、在二伊吹村一、去二垂井驛一北へ一里許、今稱二伊吹大明神一といへり、坂田郡なるも此社も、かく厚く御行ひ坐るを思ふに、伊豆速きに合せて。また伊豆速き靈驗も有し故なるべし。此の伊布伎神社はやがて此山を宇須波伎坐す神の社にて、其の神は、帝王編年記元正天皇養老七年の處に。(因に記せる、)古老傳曰、霜速比古命之男、多々美比古命、是謂二夷服岳神一也、次比佐志比女命、是夷服岳神之姉。在二久惠峯一也、次淺井比咩命。是夷服神之姪、在二於淺井岡一也。是夷服岳與二淺井岳一相二競長高一、淺井岡一夜增レ高、夷服岳怒拔二刀劔一、殺二淺井比賣之頸一、墮二江中一、而成二江島一、名二竹生島一、其頭乎とある、多々美比古命(亦名夷服岳神、)にぞ有ける。(此傳

は、いとも神世の事と聞ゆるが、古風土記の傳へなるべし。色葉字類抄、竹生島の條、また竹生島の古縁起にも、淺井姫命、與氣吹雄命、競勢爭力云々と有て、此も何に出ると云ことを云はず、多々美比古命の父神、霜速比古命の出自を云ざれば、其の本系を知べき由なきは、最惜き事なり。）備この山を伊夫伎と云義は。すなはち氣吹にて。景行天皇卷に。倭建命。此山に荒惡神ありと聞して。其を取らむと發り坐るに。此の山の主神。大蛇に化て道に横だはり。雲を興し氷を零し。霧を立て曨せるに。失意ませる事あり。此は主神と有れば。多々美比古命（亦名服夷岳命）の態なりしこと疑なし。然れば山名は。谷川士清說に。以山神吹毒氣之義得名也。と云るは然る說なり。師も此に依られたり。然るを或說に、伊布伎神社の祭神を。氣吹戸主神にて、風神と同神なりと云ひ。彼の荒惡山神と別神なる由を論ひて、記傳に夷服伎と云名の義は。山の神毒氣を吹く由なり、と谷川氏云へり、然も有べし、と言れしはいかゞ、と云るは却て非說なり、其は御紀に、主神化蛇と

あるをや、主神と有れば。伊吹岳神ならで誰神なるらむ、上に引る帝王編年記の傳と、合せ考へて辨ふべし。）さて上件の趣に依て考ふるに。源平盛衰記に。彼の八岐大蛇は。膽吹神の化れる由云へるは。古傳に據りて記せる。正しき說にぞ有ける。（餘書どもにも、膽吹神者、八岐大蛇之所變也と云ことも、彼此見えたり。）其は宇武賀比々賣命の。法吉鳥に化り。言代主神の熊鰐と化り。櫛八玉神の鵜と化り。建角見命の。八咫烏と化れる例などを思ひ合するに。然ばかり伊豆速ぶる神におはせば。其山に落たる神劍を綰み持ち。袁呂智と化り。て。出雲國にも住み通り。人をも取て喫けむは。然も有べき事にこそ（此に就ても、其の出自の知られたらましかば、猶妙なる考へも出來べきを。傳へなきをいかにせむ。）さて彼の神劍はしも。八百萬神たちの。神議々て。行ふ神事に用ふる料の齋劒なるに。未だ用ひざるに落たりけむは最異しく。須佐之男大神の。其を得給へる事の奇異なる功は更にも言はず。神物と年久に齋き持給へれば。其の御魂の留りけむこと。言まくも更なるを。

然る珍重の餘りに。天照大御神に上奉給へれば。遂に其の本に歸りて。後に大御神の御靈を留め給へる八咫鏡と竝べて。皇美麻命の御々世々の。天璽と賜へるが。太玉串の式のまに〳〵。鏡劒玉と三種に備はり。天璽の御寶と成ぬる事の運を思ふに。いとも奇に。いとも妙なる事なりけり（前に御紀、古事記の傳へをのみ傳と思へる程に。此の神劒の事を思ひ連けるは。劒とは有れど。眞劒の袁呂智が體中に有べき由無れば。蛇の尾には悉く、極めて堅き骨の。針の如き有て。木竹をも切らるれば。此御劒も然る類の骨なるが。然ばかり大きなる袁呂智が體より出たれば。實の劒の大きさにて。殊に奇しく異しき物にぞ有けむと思しかど。此の傳を撫ひ得て。右の如く考へたる今になりて思ふには、總て蛇の尾に、針の如き骨ある事は彼の袁呂智は。蛇の祖とも云べき物なれば。彼が尾に。神劒を含み持たりし緣によりて、今も蛇には然る骨の有ならむ。また此に依て思へば。霜速比古と云神は。龗神の末などには非ざるか。斯て後にまた熟く思へば。霜速比古命と云は。直に霜を司る神にて。龗神の屬なるべし。劒を秋霜と云なども。由ある事には非ざるか。猶水分神。狹霧神の下をも考合べし）また此に就て猶按ふに。既に言る如く。近江國は。天津日子根命の。天降り經營給へりと聞えて。其の由ある地名なども多く。其の御末の氏々。彼の國に住ほびこり。神名式に。蒲生郡に。馬見岡神社とあるは。天津日子根命に坐まし。野須郡に。御上神社（名神、大、月次、新嘗）とあるは。天御蔭命（亦名天麻比止都命）に坐ますなど。悉く幽き契ある事なるかも。（なほ日子根命御父子の、此國に坐すは事、第三十九段の傳に、委く注るを見べし）さて神名式なる坂田郡伊布伎神社。また美濃國不破郡なる伊富岐神社などは、倭建命の事ありて後に。此の山の神の荒びを畏みて、齋祀れる社なるべし。（なほ此の二社のこと、また此の山の事も、景行天皇卷の傳に委く注ふを見べし、倭建命の、此の山に入坐る時に。毒氣を吹たるは。大蛇と化りて。須佐之男神に殺されたりし怨魂の祟にぞ有ける）○然後は遂入於根國。と云に係る語なり　（居熊

成峯と云に係て見るべからず。)上件に注る如く。御子たちの國作り巡り給ふを見立まし。神功の終りに。神劒をば。天照大御神に獻りて後。遂に理のまに／＼。根國に入坐りと云へるなり。○熊成峯は。記傳に久麻那須乃峯と訓て。即ち熊野なるべし。(那須は切れば奴なり。此れをワニナリと訓て。鰐淵山の事とするは非なり。)と言ひ。出雲風土記に。意宇郡熊野山。郡家正南一十八里。所謂熊野大神之社坐と見ゆ　此有れば此山は。須賀山と相並べり。然れば熊野神宮ぞ即ち須賀宮庭なる。故れ思ふに。久麻野は隱野の義にて　御歌詞の都麻基微の由なるべしとあり。(なほ第七十一段。須賀宮の處に注せるを見るべし。)○根國は。上に此の神の哭恚み給へる段に。吾は母國根堅洲國に罷らむと欲ひて哭と詔へる國にて。即ち夜見國なり。(此國の事は。既に上の條々に。次々委く注せるを合せ考ふべし。)遂に入るとは。此の神元より。御母伊邪那美大神に屬て。夜見國に往坐すべき深き理の坐すを。(此深き理のことは。第三十段の傳に委く注せるを見よ。)御父伊邪那岐大神

の。汝命は。青海原潮の八百重を所知せと事依し給へりしかば。元より深き理ありて御母許往坐まく思食す御性に違へる故に。哭恚みて否み給へり。然るに御父の大神　まづは其御心に違ひ給へる事を御怒り坐しかど　情の任に夜見國を知らせと。許し給へりしかば。其由を請さむと。高天原に參上り給へるに。所思食さぬ。大御神の御疑ひを承給ひて。清く明き御心を著はさむと。互に御誓ひ坐る御間に。天ッ日嗣知食べき日子御子を生坐し。荒御魂の進びに。大きなる御荒びありて。解除を負給へる後に。御心和み直り給ひては。然すがに。御父大神の御事依しを思食して。青海原潮八百重の極みを巡り給ひ　造堅むべき樣をも見置給ひ。御國の地に歸り渡り坐しては。後に外國々を伏へ給ふべき船栈。また瑞宮の栈と爲べき御木をも生じ給ひ。大蛇を斬て神劒を得給ひ。御子神たちの國營り給ふを見立まし。大名持神生坐しかば。此神は。御末の御子の多かる中に。終には大國主神と成て。國は殘らず。造堅め給ふべき器量ある事をや見置給ひけむ。理のまに／＼。根國

に入給ふに就て。彼の神劒をば。大御神に上奉給へる。此の年の間。幾千歳をか經けむ。然れども遂に御思欲のまに〳〵。根國に入坐りと云へる也。○故亦名謂二月夜見命一とは。夜見國は後に。大地と斷放れて、月と著はれたる故に。月豫美と云を。須佐之男大神は。其を知給へる故に。月夜見命と申せる事を、考へ徵して記せる文なり。(なほ此事は、第二十六段、第二十九段、第三十段の徵、第五十九段の傳を見て知べし。)○八束髮早佐須良神は。簸川記に。素盞嗚尊退二根國一御名。申二八束髮早佐須良神一。と有を採て記せり。(こは岡田正利と云人の、飛鳥記鈔といふ物に引たるを再採れり、疑なく古傳の遺れる物と覺ゆればなり。)八束髮は早に係たる發語なり。(髮の生る由をもて云係たり。)早佐須良は。速佐須良比賣神の處に注る如く。根國に遷は之給ふに就て。負坐る御名なり。(第二十四段、第二十七段、第五十九段などに注へるを合せ考ふべし。)萬葉六なる月の歌に。山葉乃佐佐良榎壯子天原。門渡光見良久之好藻。とありて。其の下に。右一首歌。或云二月別名一曰二佐散良衣壯士一也、緣二此辭一作二此歌一と見たるは。月すなはち豫美國の。大地より斷離たるにて。須佐之男大神の。遷ひ就坐し、所知食す國なる故に。其の故事より文なして。月夜見を、佐々良衣壯士とも云るなり。(佐須良波衣は、佐々良衣と切まる言の勢なり、月豫美と大地と斷離たる時のことは。末に注ふ(第百三十八段の傳見るべし)

○門人岩崎長世近藤至邦樋口光信等いふ。此の十六の卷を。木にのぼせて。人にたやすく得させむと議れるは。信濃國伊那郡林のさと長片桐春郷。一色の里長熊谷達直。飯田の市に酒造る平澤義登等なり。かくて上の十三の卷よりこれの十六の卷まであはせて四卷を。第四袟となすになむ。

古史傳十七之卷

平田篤胤謹撰
男　鐵胤　續攷
孫　延胤

神代中九之卷

故其大國主神之庶兄弟。八十神坐矣。雖然皆國者。奉避於大國主神矣。奉避由者。其八十神各欲婚稻羽之八上比賣之心有而。共行稻羽之時。於大名牟遲神令負帒。爲從者而率往矣。於是到氣多之前時。裸菟伏也。爾八十神謂其菟云。汝將爲者。浴此海鹽。當風吹而。可伏高山之尾上云。故其菟。從八十神之教而伏矣。爾隨其鹽之乾而。其身皮悉風見吹拆之故。痛苦而泣伏則。最後來之大名牟遲神。見其菟而。問言何由汝泣伏耶。菟答白。吾在淤岐島而。雖欲度此地。無將度因之故。欺海之和邇而言之。吾與汝。欲競計族之多少。故汝者。其族之在悉率來。自此島至氣多之前。皆可列伏度。吾蹈其上而。走乍將讀度。於是與吾族。將知孰多事。如此言則。見欺而列伏之時。吾蹈其上而。讀度來。今將下地之時。吾云汝爲我見欺焉竟則。即伏最端和邇。捕我而悉剝我衣服矣。因此而泣患則。先立行之八十神之命以而。浴海鹽。當風而伏焉。誨告矣。故如教爲則。我身悉見傷焉白矣。於是大名牟遲神。教其菟曰。今急往此水

門而。以水洗汝身而。即取其水門之蒲黄。敷散而。輾轉其上則。汝身如本膚必可差者也教矣。故如教爲則。其身如本也。故其菟白大名牟遲神云。此八十神者。必不得八上比賣。雖負帒。汝命獲之白矣。此稲羽之素菟者也。於今謂菟神也。

庶兄弟は麻々阿邇於登と訓べし。字鏡に、庶兄萬々兄とあり（麻々に庶の字を書くこと。師説に。漢國にて、庶の字は嫡に對へる稱にして、嫡妻の生る子を嫡子と云ひ。妾の生るを庶子といふ。されば庶兄弟とは。嫡妻の生る子の、妾の生る兄弟を云稱なり、然れども皇國にては。嫡庶を論ず。凡て異母の兄弟を、麻々兄、麻々弟と云けむ。また和名抄に。繼父萬々知々、繼母萬々波々と見え、また古へも今も、非所生子を麻々子と云ひ、今の言に。非所生親子の間を、麻々志伎中と

云り、とあり、偖此一段は、都て師説をもて注せれば、更に師云とは記さず、たま〳〵に己が注せるをば、篤胤云と記して別ちつ、）○八十神は。師云たゞ多きを云めり。必す八十柱と限れるには非じ。明宮段の末に。故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣。皆不得婚とあるに同じ。考へ合せて知べし。（神代紀に。八十諸神。垂仁天皇紀に、八十魂神などもあり。また百八十神と下に有るも。同じたぐひなり。）式に阿波國美馬郡に。八十子神社とあるは。前後の神社を合せて思ふに。伊邪那岐大神の。多くの御子を申すならむ。（さて舊事紀に、此の八十神を、事八十神とて、一神の名にしたるは、例のひが事なり、次の文に、皆とも各々とも、共に議るとも有にて知るし。）○皆國者奉避於大國主神矣。師云。こは後の事を先つ言ひおきて。次に其の然る所以を。初めより具に言ふ。（此の次より、下文の、毎坂御尾追伏、毎河瀬追撥而。國作始矣。とある處まで、皆その事なり。）皆は。八十神皆なり。國は。此の天下を云。避とは。下に大國主神の事に。避てふことの許多あるは。自

退て。譲り避をこそ云へるに。此は下文の事どもを見るに。さに非ず。競爭つれども。及ばず。負て退き避れるなり。(若くは終に、大國主神に歸服て、自避し事の有しが、記に漏つるにもや有らむ。)○稻羽は、師云因幡國なり。彼國法美郡に。稻羽(伊奈波、)郷あれば。是より出たる國名なるべし。名義は。稻葉よりや出けむ。○八上比賣。師云和名抄に。因幡國八上(夜加美、)郡あり。此れより出つる名なり。(または此の比賣神の坐しゝ處なる故に、地の名となれるか、其の本末は辨へがたし、萬葉四に、八上采女も見ゆ。)○欲婚云々は。師云。用婆波牟能許々呂有氐と訓べし。此言は、八千矛神の御歌に。佐用婆比とある處に委く云べし。(第九十八段の傳見べし。)○共行は、出雲國より。行くなるべし。○令負帒は。和名抄に蔣魴切韻云、帒囊名、字亦作レ帒和名布久路。また唐韻云、幐囊之可レ帶也、和名於比不久呂、これら共に。行旅の具に載たれば。古へは旅用物を、帒に入れて。從者に齎せ行くと見えたり。(蜻蛉日記などに、餌袋に粥干など入れて、旅にもたる事見えたり、餌袋の名は、鷹より出つらめど、其れに種々物入るるは、古への旅に、袋を持たる事の遺れるなるべし。)西宮記踏歌裝束條に。以二衞府官人一爲レ持レ袋者一。裝束如レ常と見え。また禁祕御抄得選條に、行幸之時持二大袋一、與二內侍一同車、是不レ可レ然事第一也とあり。)雄略天皇紀に。根使主を罪なひ給ひて。其れが子孫を。賜二茅渟縣主一。爲二負囊者一とあり。賤き者の役と見えたり。(或人云、事功の人におくるゝ者を、世俗に袋持と云も、此の故事に依れり。)○從者は。登母毘登と訓べし穴穗宮段に御伴人ともある。(書紀に、從とも從人とも傔人ともある、皆トモビトと訓たり。)さて同しき兄弟の中に、此の神しも如此賤きさまに見役給へる所由は。凡て大なる功業を立むとする人は。細事には拘らぬから、中々に人の云ふまゝに從ふ物なればなるべし。此の意は、次の手間山の事にても見えたり。○氣多之前は。因幡國氣多郡の海邊の崎なり。○裸之は。阿加波陀那流と訓べし。垂仁天皇紀に、裸伴此をば云二阿箇播娜我等母一と見え雄略天皇紀に。禿鷄とも見ゆ。)○今云、本には之の

字なきを、今は此訓のナルに當て加へつ。）古き歌に阿加波陀能山ともよめり。顯膚の意なり。赤膚にても有べし。（史記秦始皇本紀に、伐湘山樹赭其山とあり。また波陀加と云は、膚顯にて、阿加波陀を下上に云ふ言なり。然るを阿加波陀加と云は、此れを意得ぬひが言にて、由なく同言の重なるぞかし。右に引る垂仁紀訓注の我の字は、之の意なり。思ひ誤まること勿れ。）此は菟の毛の無を云り。○菟。此方の古書には　兎を多くは菟と作り。（漢籍にもさる例ありて、字書にも相ひ通ふと云るも有れど、そは誤なりと或書に云り、兎を兎とは作べく、兎を菟とは書まじきことなりとぞ、信にさも有べき事なり。）加茂翁云　萬葉十四東歌にも、今の田舍人も、乎佐藝と言へば、然訓べしと云れき。然れど凡て古書に。宇の假字に。此字を用ひたるを思へば、なほ宇佐岐ぞ正しかりける。天武天皇紀に、鬻始連菟と云人の名をも。元正天皇紀には宇佐岐と書れたり。（乎佐岐は本より田舍言なるべし。）和名抄に。四聲字苑云、菟似鼠小犬而長耳缺脣。和名宇佐木とあり。篤胤云。此

に引れたる和名抄は。常の印本なるが。古本には。兎（他故反、亦作菟、和名宇佐岐、）似鼠大長耳缺脣、毛可為筆とあり。此にても菟兎通はし用ひたること知べし。（字書ともに菟娩などの字、與兎同とも、兎子也とも見え、また㲋の字も兎子也とあり、）かくて此の段のこと、猶末に委く云べし。）○爾八十神謂其菟云云々。此の上に。菟の裸にて伏る所以を。八十神の問る言。次に菟の答へたる言など有べきを。其は次の大名牟遲神の問ひ賜へる處に。委曲に擧て。此には省けり。（抑前に言て後に省こそ、文章の常なるに。此れは前に省きて後に言るは、凡て大名牟遲神の事業を主と語る故に、其の處を委曲に云るなり。）○將爲者は。勢牟波と訓べし。可為樣者と云むが如し。○海鹽は宇志富と訓べし。（鹽は借字にて淳をいふ。下同。）齊明天皇紀の大御歌に。于之裒と見ゆ。○尾上のとは。朝倉宮の段に云べし。○可伏は。今云。本に伏の字のみなり。其を師の布斯氏余と訓れたる氏余に當て。可の字を加へつ。○從八十神之教而の而は。爲而の意なり。○乾の假字

は。字鏡の燥の字の下に。可和久とあり。○其の身の皮とは。膚を云なり。其の故は。上に裸と見え。下文に悉剝二我衣服一とあれば。毛の付たる皮は無ればなり。○痛苦は。伊多美氐と訓べし。抑この菟は。八十神のために何の怨仇ならぬをかく令惱るは。甚も惡有神たち也けり。(凡て由なきすさみに。物を傷ふことは。昔も今も不善人の爲る事なりかし。)○最後は。伊夜波氐と訓べき由。前に云が如し。(第二十段の傳見べし。)○淤岐島は。隱岐國なり。○和邇。和名抄に。麻果切韻ニ云、鰐似レ鼈有二四足一。喙長三尺甚利レ齒、虎及大鹿渡レ水、鰐擊レ之皆中斷、和名和仁と云り。(今云、斷の字古本には折とあり。)此魚のこと。古書に多く見ゆ。(宇治拾遺に。虎の海へ落入ける足を、和邇の喰切けるを、其和邇つひに虎にくひ殺されたる物語をのせたり、○今云、この事拾遺よりは古く、今昔物語に見えたり、また同物語に、私市宗平と云相撲人の最手なりけるが、背を射られたる鹿の、海を渡りて、向ふの山樣に逃けるを、宗平立泳をして、鹿に追付て、其尻足を取て、肩にかけて游き返るに、鰐の追來ければ、二度に、鹿の頭と前足とを噉せて、三度めに、宗平、鹿の尻足を、鰐の口に入るゝまゝに、其腭に手を指入れて、俛になりて、其の鰐を、陸樣に投上たるを、人人集りて射殺しぬ。斯て宗平に。何にして噉れざりつると問ければ、鰐は物を噉ては、其處にて噉ずして、己が栖に置て、其殘あるを、また噉に來るなり、其を知て、前の度には、鹿の頭を噉せ、次の度は前足を噉せて遣りつ、後に來れるには、尻足を噉せて投上たり、案内を知ざる者は、一度に手を放ちて噉しむる故に、次の度は我噉るゝなり、又力なき人は、指遣りて噉せむ程に、必突倒れなむ、とぞ云ける、と云事も有り、此魚のこと、書等に多かれど、此は人の心付にも成べき事なれば、文を略きて注し出つ。)甚大さなるが有と見えて。記中に。八尋和邇などあり。(漢籍にも、長サ三丈など見ゆ、凡て北國の海には、今も和邇多しと云り、また遙西の外國々にも、此魚多き處ありと云り。)また熊鰐とは。其の猛を云へる稱なり(凡て熊某と云は、みな猛を云る例なること、上

熊曾の處に云が如し。)さて此に海と云るは。菟は陸の物にて。海を渡らむの謀を語る處なれば也。○族は登母賀良と訓べし。(此の字を書紀に、宇我邏、また夜加羅と訓めれども。此は親族を云に非れば、然は訓べからず。)菟の族とは。隱島の菟どもも皆をいひ。和邇の族とは。擧海の和邇ども皆を云るなればなり。(書紀十一に、蚯之黨類、また諸蚯族とあるも同じ。族は禮記注に類也とある意なり。諸紀に、屬類。黨類。徒黨。同伴者。衆などみな然訓り。)○多少は於本伎須久那伎と訓べし。○欲競計をば。久良辨氐牟と訓べし。○在悉は。阿理能許登碁登と訓べし　有限不レ遺と云意なり(萬葉五に、布可多衣、安里能許等其等伎曾倍騰毛、とあるに等し。)○列伏度。この度は。此處より彼處まで續くを云り。彌亘字を訓る意なり。○走乍。凡て乍の字。古書には。必都々と訓む例なり。都々は此の事と彼事と相交るとき。其の間に置く辭なり。此は走もし讀もして。二ツ事を相交へて爲るなり。(走々讀とも、走りながら讀むとも云に同じ、故れこの乍の字を、後世には、那賀良とも訓なり、凡て都々と那賀良と、通ひて聞ゆること多し、物語文などに、必都々と云べきを那賀良と云へる例あり、○近き世の歌に、而と云べき處を、都々と詠こと多し、こは誤りなり、都々と云べきを、氐と云むは可し、氐と云べきを、都々とは云がたし、此意をよく辨ふべし、近き世に、歌作り人のいふ都々の説は、叶はぬこと多し、○將二讀度一。讀は數計なり。萬葉四に。月日乎數而。また七に。浪不レ數爲而。また十一に。時守の打鳴す鼓數見れば。(これら今の本の訓は皆誤れり、また十三に。吾睡夜等を讀も敢むかも。(今の本は、讀を續と誤れり。)また十七に。月日餘美都追、かく假字にも書り。(今の世にも、錢などを數ふるをば、よむとぞ云なる。)さて此の度は。上なると異にして。渡行を云へり。○與二吾族一云々。右の如く爲たらむには。實に和邇の族の數をば。知べけれども、菟の族の數は知べきならねば。此上に。然後吾亦族在悉率來將二列伏一爾汝云々讀度。など云語も有べきに。其は今菟の身の上を語るに用無ければ。略けるにこそ。○今將下

地之時。凡そ今と云に三の意あり。一には。字の如く常云ふ今也。二には今一など云て。有るが上へに、猶添むとするを云。三には。將レ然ことの近きを云。(俗にやがてとも、おつゝけとも云に同じ、即ち今にとも云なり。)今返來むなど云是れなり。(此れにまた一の意あり、今早くと催すにいふ是れなり、また今者と云て、今は此れぞ限り、と云意に用ふること有り。)こゝは其の意にて。地に下むとする程の近きを云 下レ地とは。和邇の背の上へより。氣多前の地に下るを云。○最端も。伊夜波志と訓べし。俗に一端と云ことなり。○我衣服とは。毛の付る皮を云り。こは人に準へて。衣服とは云へるか。又は伎母能とは。凡て膚をつゝみ藏す物の名にて。人の著る衣服のみの名には非るか。(また蛇の伎奴と云こと有れば、此も伎奴とも訓べし、)(○患の假字は。三代實錄十三の十七葉)に。憂禮比とあり。宇禮閉に非ず。○命以は。以レ御言一なり。(初めに天神諸命以てとあるに同じ、)○見傷焉は。上に其身皮悉風見二吹拆一之故。痛苦とあるを云り。曾許那波延都。と訓べし。(但し此も

記傳の說なるが、本には傷の字のみなりしを、如此訓れたる延都に當て、見焉の二字を加へつ、)○今急。この今は。速くと催し起る意あり。○以レ水洗は。淖氣を去むために。眞水にて洗はしむるなるべし。(上に云る如く、水門は河の海に落る戶口にて、河と海との交際なるが、此は眞水を用ひむ爲に、水門と云るなれば、河の方へよりて、淖の交らぬ所とすべし、然らばたゞに河とこそ云べきを、混はしく水門と云るは、いかにと云に、此處は、海邊なれば、河即ち水門なればなり、)○蒲黃。和名抄に。唐韻云蒲草名。似レ藺可二以爲一レ席也。和名加末。陶隱居本草註云。蒲黃蒲花上黃者也。和名加末乃波奈とあり。(蒲黃は、花の上の黃粉なるを、直に波奈と云るは、此方にては、別に黃粉の名は無くて、其をも花と云るなるべし、さて漢籍にも、蒲黃はもはら治レ血治レ痛藥とするは、本此の神の靈に賴りて、上代より、然傳へし物なり、○今の人は、加を濁りて、賀麻といへど、凡て頭を濁る言なし、今も蒲生と云地の名などは、淸むを以て古へを知べし、)○輾轉則は。許伊麻呂毘氐

婆と訓べし。(氐婆は、多良婆の意なり。)萬葉三ノ卷に。展轉と見ゆ。(十ノ卷また十三ノ卷にもあり。)許伊は臥伏を云て。また萬葉に反側。臥有なども多く見ゆ。假字は許伊なり。此も萬葉にあり。(なほ此言の例は、遠飛鳥宮段の歌、許夜流と有る處に云)○如膚本。和名抄に、膚は體肌也。和名波多とあり。(靈異記に、膚は加波邊。字鏡に、肉膚也、加波邊、和名抄に、肌膚肉也、和名加波倍など有れど、なほ波陀と云ること、古言に多かれば然訓べし。)本膚とは。見吹拆たるが差合のみならず。皮も毛も本の如くに成を云なり。○可差者也は。今云伊延那牟毛能叙と訓べし。差は愈なり。(本には差の字のみなるを、師のかく訓れたるに據て、可者也の三字を加へつ。)○如本也は。本之如爾爲伎と訓べし。これ藥方の物に見えたる始めなり。書紀に、此の神と少彥名命と。蒼生また畜產の爲に。其病を療す方を定め給ふとあり。世の人。病また傷などを治めむとせば。此の神の恩賴を仰ぐに如事なし。(今も鳥虫などは、身の病また傷痛などある時は、治むる方を自ら知りて爲るに、速けく驗あるは、幽に、此の神の靈ちはひ賜ふなるを、人は中々に、己がさかしら心以て、理に溺たる、漢の方を用るからに、病も何も治まること希なり、漢のも上ツ代は、理に泥ずて、古への傳へに任せてせしほどに、驗炳焉かりしは、自此神の靈に賴しなり。)○其菟白云々。此の言の如く果して。八上比賣をば。大名牟遲ノ神の得給へるは。此菟の靈幸ひなるべければ。實に神なりけり。○汝命は。那賀美許登と訓べき由。上に云へるが如し。(さて此下に、かならず、曾と云辭を讀付べき處なり。)○稻羽之素菟とは。此故事を語る時の名目なるべし。(然らざれば、次にまた謂菟神とあるに重なりていかゞなり)さて此の菟の白なりし事は。上の文に言はずして。此處にしも俄に素菟と云るは。いさゝか心得ぬ書ざまなり。故れ思ふに。素はもしくは裸のに義は非じか。若然も有らば。志呂とは訓むまじく異訓ありなむ。人なほ考へてよ。(塵添壒囊抄に、因幡記と云ふ書を引て、此の兎の故事を記せる、此の記の趣と同じ、但し其の始めは、高草郡の竹林の竹の中に、老た

る兎住けるに、ある時洪水いで來て、此竹林流れにき、兎竹の根に乘て、流れて、隱岐島に著ぬ、水かさ落て後、本の所に歸らむとすれど、渡るべきすべなし、其の時に、水中に鰐あり、兎、鰐に云やう云々、是より後の事は此の記と同じ、因幡記と云は、風土記などを云るにや〉○謂菟神。この神社今も有りや。くはしく國人に尋ぬべき事なり（伯耆國人の云く、本國八橋郡束積村に、鷺大明神と云あり、須佐之男命を祭ると云、同村に、大森大明神と云あり、大名持命を祭ると云り、件の兩社の神主細谷大和と云、さて其の鷺大明神を、疱瘡の守神なりと云て、其のわたりの諸人、あふぎ尊みて、小兒の疱瘡の輕からむ事を祈る、まづ初めに、此の願を立るときに、此の社に詣て、竹の皮の笠を一蓋借りて歸りて、家の內に齋ひ置て、その兒疱瘡を、事なく爲をへぬれば、賽に同じさまの笠を、今一蓋添へて、初のと共に、かの社に返し納め奉る、此の笠どもはみな、神の御前に積置くを、また後に祈りかくる者は、一蓋づつ借りて歸るなり、さて其の束積のあたりに、木江川とて大河ありて、其川の海に落る處、鹽津浦とて、隱岐の知夫里湊、その向ひに當れり、さて因幡の氣多郡は、伯耆の堺にて、束積村とは、五六里隔たれりと語りき、此因幡の氣多前とあるには合ざれども、若は菟神は此の社にて、鷺とは、菟を誤りたるならむか、疱瘡を祈るも、此段の故事に緣ある事なり、和名抄によるに、束積鄕は、汗入郡なるを、八橋郡なるは、今は八橋郡に屬るなるべし、さて彼の木江川の落口、鹽津と云地、蒲黃を取し水門ならむか、猶よく尋ぬべし、貝原好古が和爾雅てふ物に、伯耆國素菟大明神と云を載せたるも、彼社を云るにもや有む）と言れたるが。○追繼の考へに、出雲國意宇郡大庭神魂社神主。秋上得國云、素菟神は、今も因幡國高草郡の海邊內海村に。白菟社とてあり。今は高草郡なれども。氣多郡に竝びて。氣多崎の內なり。（かの伯耆なる鷺大明神と云は、出雲大社にも同し名の社ありて、疱瘡を祈る神なり、菟神は其には非ず、○今云、杵築大社記に、鷺宮は、俗に素盞烏尊の妾に坐すと云ふ、昔兒童に託して、我を祈らば、疱

瘡の患を免れむと有しより、疱瘡の守護神となすと云へり、と云へりき。と有り。○此の條に、兎の言語へるを始め。下に谷具久。鼠なども言語したる事あり。猶神世に然る類の多かるを。人の甚く不審み思ふめるは、幽顯の理を熟悟り得ざる故なりけり。(幽顯の差別のことは、第百廿三段の傳に委く注すを見るべし。)其はまづ鳥獸萬物は。元より深き所以ありと見えて。神に屬く物にし有れば。幽顯いまだ分れざりし。大國主神の御世までは。悉く神に物白しけむは。然も有べき事なり。然るを天皇祖神たちの御命もちて。皇美麻命は。顯明事を治看し。大國主神は、幽冥事を治看すことゝ。分り定りて後、物等は顯に形こそ見ゆれ。實は幽に屬ぬる故に、顯世人には。言語はず成にしかば、神世に物の言語へる故事を。疑ふ事とは成つるなり。(凡て物の幽に屬ことは、家にまれ處にまれ、火災ある時は、その豫に、其邊に、住む鳥獸などの、他へ避り往くを思ふべし、此は其の災は、人の過まりて爲出たるにまれ、盜する奴の放ちたるにまれ、實は幽事なる故に、彼等はよく知て避り往くになむ、此を末に、其の氣の立現るる故なりなど云むは、猶末のことぞも、實に其の氣の立現るゝ故ならむにも、其やがて神の立しめ給ふにて、殊にそを人は知らぬを、物等のまだきに知こそ奇けれ、然れば物は幽に屬て、神に言語ふこと疑なし、猶言はゞ、雞犬などの類、人の畜べく定れるは、其の死骸の見ゆるを、然らぬ限りは、その死骸とては一だに有ることなし、其は鳥は飛て何處にか往つらむ、なども云べけれど、大きなる獸も多かるを、彼等は皆いかに成ならむ、熟く思ふべし、希々に死骸のあるは、自死たるには非で、物ども相殺したるか、人の態に懸れるなどなり、是を以て舊くより、世に鳥獸を、神の使者と爲給ふなど云ひ、予が鳥獸萬物は、幽冥に屬くてふ說の、謬言ならぬことをも辨ふべし。)然れど今の世にも時としては。人の夢に入りて言語ふ事あり。其は夢には。神の幽に通ふこと有ればなり。(かの秦大津父が助けたりし狼の、欽明天皇の御夢に誨し白して、大津父に官位を賜はしめたる類を思ふべし、また夢に幽の託を、物より聞く

こと、古へも今も甚多かり。)未た物も人の形と變ては。人の言語をなし。神も物の形と變ては言語はず。其の物だけの力となる事もいと多かり。(狐狸など、人の形と化ては能く言語ふこと、今の世にも甚多く、讃岐國萬能池なる龍は、國史にも萬農池神と有て、從五位下を授られたる神なるに、小蛇と化りしかば、比良山の釋魔の鵄と化れるに搔き抓まれて食れむとし、比叡山の釋魔が、古屎鵄となりて、童部等に縛り搦られて、殺されむと爲ける類の、物語書に多かるを、熟思ふべし。)これら怪しきが中に。もとも奇異なる事なるが。幽には定めある事なるべけれど。凡人の心もては。其理を如何にも探り索むべき由なし。

於是八上比賣。答二八十神一云。吾不レ聞二汝等之言一。將レ嫁二大名牟遲神一云。故爾八十神怒而。將レ殺二大名牟遲神一共議而。至二伯耆國之手間山本一而云者。此山赤猪在也。故和禮共追下則。汝待取。若不二待取一則。必將レ殺レ汝云而。似レ猪大石以レ火燒而。轉落追下矣。爾追下取時。於二其石一所二燒著一而死矣。爾其御祖命哭患而。參二上天一而。請二神產巢日命一之時。乃遣二𧏛貝比賣與二蛤貝比賣一而。令二作活一之。爾𧏛貝比賣岐佐宜集而。蛤貝比賣持レ水而。塗二母乳汁一則。成二麗壯夫一而。出遊行矣。

答二八十神一云。師云此の前に聘せし事の有べきを。其れをば略て。たゞに其の答へを云るなり。(然れど何とかや、言足はぬこゝちす。)○不レ聞は。承引じなり。○將嫁は阿波那と訓べし。那は牟と云に同じ古辭なり。(此由上に委く云り。)さて此れは。先きに菟を惱したると助たると。善惡き所爲を見て。其の善きに心を歸たるか。はた此の神は元より萬つこよなく勝たるからに。何故となく。靡たるか。如何まれ。彼の菟の事は。もはら此の妻問ひの事にかけて云へるなれば。自菟の靈

を加たる事は。前に云へるが如し。○手間山本。和名抄に。伯耆國會見郡天萬郷あり。此なり。また出雲風土記意宇郡段に。道通國東堺手間剗と見え。(今彼國意宇郡筑野村、間潟海中に、手間天神と云ありと、或書に見ゆ。)古今六帖。關歌に。「八雲立つ出雲國の手間關。いかなるてまに君障るらむ。「待しばし人知り見むや我がせこを。留かねてぞ手間と名づけし。「堀川院百首に。「さりともと思ひしかども八雲立つ。てまの關にも秋はとまらず。國堺なる故に。伯耆とも出雲ともせしなるべし。(また郷は伯耆、關は出雲に屬るか、いかにまれ別にはあらじ、○舊事紀に、手向山とあるは、寫誤れるべし。)○赤猪。神功皇后紀にも見ゆ。今は石を火に燒て。欺かむために。赤と色を云へるなり。また記中に。白き猪と云も見ゆ。(和名抄に、爾雅註云、猪一名豨、和名井、兼名苑云、一名豕、方言註云、豚豕子也と見ゆ、○第九十七段に白き猪も見ゆ。)○和禮共三字。連て和禮杼毛と訓べし。(我とも吾とも書べきを、假字に書るは、たゞ甚古き書に、書るまゝに依れるにや、)○追下則。

下るは。猪を下すに非ず。猪を追て。八十神の下るなり。(同じ言の此の下にあると、考へ合せて知べし。)○待取は。常にはたゞ待つくるを云て。取は輕き言なるを。此は取の言重し。山の下に在て。待承けて捕へよと云なり。○大石は意富伊志と訓べし。白檮原宮段の御歌に。意斐志とあるに依れり。(斐は富伊の切なり、)伊波とは訓むまじ。○轉落追下矣。この追ひ下るも。八十神の下るなり。上に云る言に應ふ。(もしこれを、大名牟遲神の追下るとする時は、待取と云るに違へばなり、また上に云る追下も、猪を下すに非ずと云ること、此と合せて心得べし、前後にて同言の、意の替るべきならねばなり、)○爾取時は。大名牟遲神の待取なり。出雲風土記に。意宇郡宍道郷。郡家正西卅七里。所造天下大神命之追給猪像。南山有二。(一長二丈七尺、高一丈、周五丈七尺、一長二丈五尺、高八尺、周四丈一尺、)追猪犬像。(長一丈、高四尺、周一丈九尺、)其の形爲石。无異猪犬。至今猶在。故云宍道。と云こと見ゆ。(今云、所造天下大神は、大名牟遲神なり、さて

此の宍道鄕は、郡家西卅七里とあれば、手間山とは遙に隔れゝば別事なり、本文の傳は、いまだ大國主神となり給はざる時のこと、風土記の傳は、旣に大國主と成給ひて、遊獵し給ひし時の事と聞えたり。）さて此の神の。また如此人の云まゝに。爲給へること。上の帒を負給ひしと同意なり。○死は。今云麻賀理とも。また直に斯邇とも訓べし。（師は美宇勢給比伎と訓れたる、此は古き祝詞にも身亡とあれば、古語なれど、なほ斯邇とも、麻賀理とも云ふぞ正しき。）○御祖命は。大名牟遲神の御母なれば。刺國若比賣なり。記中凡て御祖とは。母を云る例なり。（山城國賀茂御祖神社なども然り。）抑、父の於夜なるは。本よりの事なるに。母をしも殊に云る所以は。子は母の許に生長しなれば。父よりも親睦しく。同じ家に在る故に。朝暮の事にふれても。御祖とは。先つ母を云しなり。（古事記の、上代の意を失はぬこと、大方此のたぐひなり、さて親と作ずして、祖の字を書るは、上に云る如く、於夜は父母に限らず、遠祖までに通ふ稱なる故に、此の字をも訓り、さて言の同じきまゝに、父母を云にも借りて書るは、古への例なり、續紀十五に、祖子とも書り。）明宮段に。秋山之下氷壯夫。春山之霞壯夫とて。兄弟の神。伊豆志袁登賣神を聘し處に。其母の種々計ごちし事あり。此の段と意よく似たり。凡でかゝる事どもゝ。父は知ずて。中々に。母の事執り知りあつかへるは。殊に親き故なりかし。○請神産巣日命とは。上の件りの狀を白して。救活し給はらむ事を乞なり。産靈の御名の意思ひ合すべし。（今云、古事記中に、神皇産靈神の御名を記せる例、始めて御名の出たる處と、少毘古那神段に、久延毘古が言にのみ、神産巣日神と有て、其外は何處も何處も、神産巣日御祖命とあり、そは此の神は女神にて、神のもとつ御母に坐せばなり、然るに此處に、御祖と云ざるは、大名牟遲神の御祖と混はむことを思ひてなるべし、猶この由は、第一段の傳に委く注せるを見よ。）○蚶貝比賣。蚶貝は伎佐賀比と訓べし。和名抄に。唐韻云。蚶蚌屬。狀如蛤圓而厚。外有理縱横。即今鮒也。辨色立成云。和名木佐とある。これ本草に魁蛤とありて。今阿加々比

ど云ふ物なり」出羽國なるきさかたと云地名をも。延喜式に蚶方と書り。（また倭姫命世記に、阿佐加々多爾、伎佐宇阿佐留とあるも、蚶乎求にや）さて出雲風土記に　御祖神魂命御子。支佐加比賣命とあり。（一本に、支佐加比比賣命とあり）○蛤貝比賣は。宇牟岐比賣と訓べし。其故は御紀に。景行天皇東國を巡り賜ひし時。そこの海の白蛤を。膾に作て奉りしこと見ゆ。（姓氏録には大蛤とあり、此れを宇牟岐と訓り。（此事は、景行天皇卷に見えたり）さて和名抄には。蚌蛤一名含漿。和名波萬久理。海蛤和名宇無木乃加比。文蛤和名伊太夜加比。と分けて出せれども。蛤と云は。波萬具理の類の介蟲どもの總名にて。（右の三漢名は、彼の國にても互に混ひて、詳には分ざれば、此方にても。古へ人の心々に當つらむなれば、必しも右のまゝに定むべきにも非ず、○今云、信に此の師說の如く、古人は心々にぞ當たりける、然るは今昔物語に。品不ㇾ賤人去妻、後返棲語、と云條に、難波の濱邊を見行きけるに、蛤の小やかなるに、海松の房やかに生出たりけるを見付て、云々とあり、海松は美流貝にこそ生れ、波麻具理に生る物には非ねば、蛤の字は美流貝に當て書るなり、此をも思ひ合すべし）右の三の和名の中に。宇牟岐ぞ蛤の古き名なる。（餘の二は、其中にて、後に分けたる名なり、故名のさまも、宇牟岐は古く、餘の二はやゝ後なり）字鏡にも。蚶蝶蚌などの字を。何れも宇牟岐と記して」餘の二名は凡て見えず。（されば本は、凡て宇牟岐と云しを、やゝ後に其の中にて、小きを濱栗とつけ、大なるを本のまゝに呼び、文あるを板屋貝とぞつけゝむ、板屋貝とは其の文の、板屋根葺目に似たる故の名なるべし、偖また後には、つひに宇牟岐てふ名は亡て、大小凡て波萬具理と云なりけり、○今云、此の蛤貝を延佳本に、於布加比と訓るにつきて、なほ論はれし說あれど、此に專となき事なれば、今は略きつ、記傳に就て見べし）出雲風土記に。神魂命御子。宇武賀比賣命と見ゆ。（一本には、宇牟賀比比賣命とあり）○遣は。淤許世氏と訓むべし。此は彼より此に遣すなればなり。○令作活は。都久理伊加佐志米賜と訓べし。（令ㇾ令ㇾ活なり、活

は大名牟遲神に係り、令レ活は、二比賣にかゝり、上の令は、神産巣日命に係れり。）作は繕治なり。國作の作の如し。○伎佐宜は。研し削りなり。（和名抄に、碾は岐之流とあり。）志良を切て佐と云ひ。下の志を省なり。また氣豆理を宜とのみ云例は。弓削を由宜と云ふ是なり。（體源抄に、箜五管名物の中に、幾佐氣繪と云あり、蚶界繪とも書たり。）今の世の言に。物を許曾宜流と云は。此の伎佐宜の訛れるにて意は同じ。○集は。加茂大人の考へに。焦の字の誤りなりとあるぞよき。許賀志と訓べし。蚶貝の殼を研磨けづりて燒焦してなり。（今云、此の集の字は、焦の誤と云こと、實は然る說なるが、諸本みな集とあるに就て按ふに、今昔物語、平定文、假二借本院侍從一語、と云條に、艶ズ思ヒ集レテ過ヌ云々、とある集の字は、决めて焦の誤なるべく思ゆるに、己が見たる五六本みな集の字なり、然れば共に誤には非ずと見ゆ、今傳はらぬ字書に、集焦相通ふ由有て、古人の用ひたるには非じか。）さて今如此して功を成せるに因て。此の貝の名を伎佐とは負るなり。（今云、なほ

記傳を見べし。）○持レ水而（眞福寺本、延佳本、また舊事紀などに、侍承とあれど、さては伎佐宜集而と云へると相應はず。）凡て蚶貝の中には。水を含み持たる物なり。（蚌蛤一名含漿、と漢籍にあるをも思ふべし。）○塗二母乳汁一則は。於母能知志流登奴禮婆と訓べし。母は乳母を云なり。凡て於母と云は。親母にまれ乳母にまれ。兒に乳を飮しむる人の稱なれば。親母とせむも違はず。（親母を於毛と云も、乳を飮し、養ふことに就ての稱なり、然るをたゞ、波々の古言とのみ心得て、乳養の事にあづからぬ處の母の字をも、なべて於毛と訓は非ことなり。）されど玉垣宮段に。取二御母一とあるも乳母なり。なほ於母の事は彼處に委しく云べし。（垂仁天皇卷見るべし。）乳汁二字は。たゞ知とのみも訓べきに似たれど。知はもとは。出る處の名にて。出る汁の名には非ず。然るを其の汁をも知と云は。やゝ後に略けるなり。さて此の方は。まづ世間に常に萬の傷に母の乳汁を塗て。癒す方ある故に。（此の法、上代にもはら爲し事なるべし。）今蚶貝の水を。其の如くに塗と云意なり。故

知志流登と訓べし。とは云なり。宇津穗物語俊蔭卷に。紅葉の雫を乳房と嘗つゝ在ふるに云々。とある登に同じ。(萬葉十四に。信濃なるちくまの河のさゞれしも、君しふみてば多麻等比呂波牟、この等も同じ格なり。)そは彼の蚶貝の焦粉を。蛤の水以てときて。母の乳汁を塗る如くに塗りしなり。(さて宇牟岐てふ名は、母貝の約りたるにて、今かく母の乳汁の如く塗りて、功をなせしに因て負るなり、然るを宇牟岐の貝と云は、後の重言なり。)さて右の二比賣は。直に介蟲を謂にはあらず。尋常の神にて。蚶貝比賣。蚶貝を伎佐宜集而。蛤貝比賣。蛤貝の水を持て。と云ことなるを。神の名にゆづりて。其の用ひたる貝の名をば。共に略けるなり。(是るも一の文なるべし。)さて然二の貝を用ひて。功をなせしに因て。其貝の名を以て。其ノ神名にも稱しなるべし。(今云、此の二比賣のこと、二の考を記されたり、其一の考へに、右の二タ比賣は、即蚶貝と蛤貝とを云なり、さるを比賣と云へるは、雉を鳴女と云ひ、魚の名にも赤女口女鯛女など、皆女の定に云る、凡ての例とも爲べけれど、此れはたゞ女と云ずして比賣と云るは、今の功を美稱て、神とせる名なりと云れき、然れど己は上の考へに心引るれば其の方を取つ、然るは、第百四段、第百五段に記せる如く、二比賣共に正しき事跡の實あり、殊に蚶貝比賣は、佐田大神と云ふ、やごとなき神をさへに生坐れば、直の介蟲とは思はざればなり。)〇麗壯夫。麗とは。此にては火傷の肌膚の。本の如くに癒たる意を帶て云るなるべし。壯夫とは此の字の如く。少壯なるを云稱なること。上(第六段)に云るが如し。〇遊行は阿流伎と訓べし。(今云、下の矣は語り辭なり。)萬葉三に。公之阿流久爾。五に阿蘇比阿留伎斯。十八に安流氣縢などあり。(書紀に、步行の訓み、また中古の物語文などにも、阿理久とのみ見えたれば、阿理久と云ぞ雅言の如く聞ゆめれど、其はかへりて後なりけり。)

於是八十神見之。且欺而。率入山而。切伏大樹。茹矢打立其木。令入其中而。即打離其氷目矢而拷殺矣。爾亦其

祖命哭乍求則。見得。即拆二其木一而。取出活而。告二其子一言。汝有二此間一則。遂爲二八十神一。所レ滅焉云而。乃於二木國之大屋毘古神之御許一速遣之。爾八十神覓追臻而。矢刺之時。自二木俣一漏逃而去矣。

率二入山一。この山は。何所の山とも傳はらざるなり。前の同し山には非じ。○茹矢は。茹の字諸本に茄と作るを。記傳に眞福寺の本に茹と作るを取て。茹の字は食也と注せれば。波米氐と訓べしと有り。此に依て。前には茹レ矢而と文を成しかど。後に越後。信濃。陸奥などの國人の言を聞くに。彼の國の杣人の言に。大きなる木を挅割るに。指込む久佐備と云物のことを。波米矢と云へり。是れ疑なく古言の遺れるなり。故今は本のまゝに茹矢と書て波米夜と訓つ。波米は、師云令レ食の切まりたる言にて。伊勢物語の歌に。きつに波米なでとある波米なども是なり。凡て物を入るゝを。波牟流と云も。皆本は令レ食意なり。(さて此に食と書ずして、茹の字をしも書るは、少し物遠きこゝちすれど、此は物を食しむるを云ふとは、事の異なる故に、字を換て書たるにも有べし」さて矢は。こゝは尋常の矢には非ず。木に挅入れて割目をつくる具を云。(次に氷月矢とある即其物なり。或人云、今世に木を割に難きは、柯の無き斧を、其の木口に挾みて挅を矢と云ふと云へり、是なり」茹とは。木に挅入るゝを云なり。思ふに。氷の字は。羽の字の右の堅の畫の滅て誤れるにて。羽目矢にてもあらむか。若し然らば。木に挅茹る由の名なり」と有り。然れば茹矢打二立其木一と訓べく思ゆるに。また信友が考へに。茹矢は。能米夜と訓べし。能米は令レ呑の義にて。(能麻世の約り能米なり」木を割くに。其木へ挅こみ令レ呑矢の由なり。能米てふ語は。和名抄に。絮周易註云。衣袽(字亦作レ絮、和名夫禰乃能米)所三以塞二舟漏一也とあり。(一本に絮をみな絮とし、袽をも絮とあり」色葉字類抄には。絮亦作レ絮塞二船漏一絮也。ノミ。ノヤまた袽(ノマウツ袽レ舟)名義抄に絮亦袽フネノヽメノミ也。また運歩集に。筎(ノ

マ舟筎。）玉篇に筎。刮取竹皮爲筎。また竹筎以塞舟ノメともあり。さて絪の字今の字書どもに見當らねど。絮。緼也。楽也。或作絪と注あり。古は絮を絪とも作るなるべし。絪筎の二字は。今の字書共に。所謂塞船漏と云る義は見當らねど。（字鏡抄に、敗船筎仁調音、陶景註云、此は大編刮竹筎、以程漏處者、フネノアカと訓り、こはノメを、舟筎のアカと云るなり）古は其の義にも用ひたりし故に。上に引たる書共字に。さる釋の有るなり。然れば絪絪筎筎の字。何も能米。轉じては。ノミともノマとも云に用ひたるなり。さて舟にノメと云は。舟漏水の漏容ざるやうに。板の透間を塞ぐとて。檜皮などさし食むる。これをノメ。ノミとも。ノマとも。）と云るなり。（字は、竹の筎などを、さし食むる方の義にて、釋るなり。）今水器の水を洩さぬ料に鑿たる穴を塞ぐ栓をノミとも云ふ。其物こそ異なれ。ノミてふ語の意は同じ。（其穴をノミ穴と云。）また樽などに。ノミグチと云は。其のノミ穴より。垂り出す口なる由なり。ノミと云語の本の意は。何にまれ。かたく打こむやうの事を云へるなり。扨ハメと云は。令食意。（水などへハムルも是なり。）ノメも食呑の意なれば。大かた同意なれども細に云はゞ。ノメは令呑の義にて。窄く深く。また堅き義を含み。ハメは令食にて。廣く淺し。また緩き義を含めり。（よく考試むべし。）匠具の鑿もノメにて。木へ打徹意もて稱けたるべし。（令呑の意なれば、用語の體語となれる例にて。）ノメと云む方正しきを。（舟のノメを、ノミともノマとも云る如く、本語はノメならむを、轉りてノミとも云るなり。）されば記に。茹矢とある茹を。食也。又飯牛馬也。とある字注の有に依て。ハメと訓れたるは。いたく物遠し。茹は筎の誤か。（并竹相似たり、）又上に引たる四種の字の糸竹衣に从ひ。如加の字の相離れず。又餘にも。竹冠艸冠。通じて書る字もある例などに。思ひ準らふるに。記に。茹また茄と作るも。共に同義の字にて。古へノメと云に用たるにも有べし。然れば此文。茹矢打立其木と訓べし。今も木を割くに。堅き木にて。本ほど太く作りたる。矢と云物を作り。其を椓立て漸に割ものなり。其

を矢をくはすとも云り。(軍と云も、もと射て、敵の軀に爲レ食意の詞にて、戰の場にて、矢をいくはすと云、また的をいくはと云も、同義の詞と通ゆ、シクヒアヒなども、クヒアヒにて、こは互に食の意なり、此外にもクヒてふ語にて、解るげなるが多し、こは因に云ふ。)然して木を割く具を。古へノメ矢と云へるなるべし。其を大木に拯立てなり。古き軍記に。矢を深く射込たることを。羽ぶくらを飲て立たり。とやうに云へるも。羽の半まで令レ呑て。射立たるを云る文なるをも。思ひ合すべし。と云へり。見む人擇びて採べし。○令レ入ニ其中ニとは。師云。大名牟遲命を。其の木の割かけたる間に入しむるなり。(さて其の木の割目は、ただいさゝかの廣さなるべきに、其中に人を入れむ事は、いかゞ、と云疑ひあるべし、此事は、次なる鼠の段に論ふべし、)○打ニ離冰目ノ矢一は。比米乃矢乎宇知離知氐と訓べし。師云冰目とは。字は借字にて。木などの割目をいふ。樋目の意ならむか。(俗言に、比米和流々、比和流々、比毘和流々など云、比毘も、比米の訛なるべし、和名抄に、

瘃は比美、俗には比毘と云、是も比米なるべし、また萬葉十六に、比米加夫良、八多婆左彌、宍待跡云々と有は、狩に用ひたりと見ゆれば、此の氷目矢とは固より別なれども、比米と云名の意は、同じかるべし、八目鳴鏑と云は、鏃に孔のいくつも有を云へば、比米鏑も、其孔を長く、樋に彫たるを云なるべければなり、今云、間をヒマと云も、本は同意なるべし、)扨冰目矢をうち離つとは。其ヒメに打立たる茄矢を打離ちてと云へるなり。○榜殺矣とは。かの木の割目に挾置たる矢を。打離ち去るときに。其の割目忽に迫り合ゆゑに。其中に挾まれて死給ひしなり。○見得は。師云美延氐と訓べし。得は。見ることを得てと云意には非ず。求めて得たる意なり。(今云、本には得見とあるを、此の師説によりて、目易く見得と書るなり)○拆ニ其木ヲ一は。此の切り伏せたる大樹の割目に挾まれ死て坐を。見つけたる故に。其の木を拆割て。屍を取り出し給ふなり。○取出は割目より出すなり。○活。師云此の度も前の如く。令レ活方術ありけむを。其は傳へざりしなるべし。○其の

子とは。大名牟遲神を申す。○此間は。許々と訓べし。○為二八十神一。師云為の字は。たゞ邇と訓べし。(かくの如き為の字を、多米爾と訓むは、漢籍訓の誤なり。)○木國之大屋毘古神は。五十猛神にて。此の神の木國に坐る由は既に注へり。(第六十七段の傳見べし。)理りをもて思ふに。此の神の本體は。須佐之男神に屬て。必豫美に往坐して有べければ。今木國に坐すは。世に幸ひ給ふ御靈を。往昔坐し處に留め給へる神にぞ坐すべき。然れど其御功德は同じことなり。○速遣之は。伊曾賀志夜理賜伎と訓べし。(師云、速の字此處はスミヤカニとも、トクども訓てはわろし。遣もツカハスと訓てはわろきなり。)さて大名牟遲神を。五十猛神の御許にしも令レ遁遣たまふ所以は。此神は。須佐之男大神の荒魂神にて。其の御子とは申せども。實は天照大御神と。須佐之男神の荒御魂。八十枉津日神に坐まし。なほ其本を申せば。伊邪那岐大神の。世の禍事枉物を憎惡ひ給ふ御靈に因て。生坐る神に坐ゆゑに。其の神性の伊猛く剛く御坐すこと。上に見えたるが如くなれば。其の御靈を幸へしめ。猛き心を振り起させて。八十神に勝せ奉らむとの御心にや。然るは。大名牟遲神この程までは。たゞ和御魂のみ勝れて。餘りに云ひがひなく。八十神の為るがまに〱幸苦められて。少かも荒御魂の進なく、怯きを。御祖命の口惜く思食せる故なるべし。(然有ばこそ此のち。此の神の御態を熟々見奉るに。荒魂和魂よく備はりて見え給ふなれ。(抑、荒魂和魂は、神にも人にも備はらでは、得有まじく、此は始にも云る如く、譬へば車に兩の輪なくては、得有まじきが如きこと、神道を學ばむ人は、熟く思ふべきなり。)○覓追は。跡を尋ねて追ひ行くなり。○臻は。師云追及なり。(俗に追著といふ意なり。)此れは大屋毘古神の御許までは至らで。中途にて追及しなるべし。○矢刺之時。矢刺と云ること。白檮原宮段に。矛由氣矢刺而追入と有るを始め。多く見ゆ。(明宮段、朝倉宮段など見るべし。)古言なるべし。此は射むとて。矢を弓に懸るを云。(後世の軍記どもに、さしつがふと云是なり。)○自二木俣一漏逃而去矣。師云。こは暫大樹の下に隱居て。其の木の俣

より脱出て。竊に遁去給ふなり。木俣は。字鏡に。椏江南謂二樹岐一爲二杈椏一。木乃萬太とあり。(和名抄には、杈椏を末多布里とあり。)灞の事は下にいふ。(第十九段の傳見るべし。)去の字は。佐理賜伎と訓べし。(此は伊邇と訓ては宜からず、此の差は古への言によく練て知るべし。)

爾大屋毘古神議曰。可レ參二向須佐之男命所坐之根堅洲國一。必其大神將レ議焉詔矣。故隨二御命一而。參二到須佐之男命之御所一則。其御女須勢理毘賣命出見而。爲二目合一相婚坐而。還入告二其御父一。甚麗神參來坐焉白矣。爾其大神出見而。此者葦原醜男云神也告而。即喚入而。令レ寢二其蛇室屋一矣　於是其妻須勢理毘賣命。以二蛇比禮一授二其夫一而告云。其蛇將レ咋則。以二此比禮一三擧而可二打撥一。告之。故如レ敎爲之則。蛇自靜之故。平寢而出矣。亦來日夜者入二呉公與レ蜂室屋一然。且授二呉公蜂之比禮一而、如レ先敎之故。平而出矣。

爾大屋毘古神議曰。この八字は。篤胤が謹て補へるなり。(其由は、徵を見て知べし。)さて此の御言の前に。大名牟遲神の。八十神に苦められ賜ふ由を。白し給へる事の有べきに。其事なきは。前後の文に讓りて省けるなるべし。○須佐之男命所坐之根之堅洲國。こは豫母都國を稱ふこと上に云り。(第三十段の傳見るべし。)さて此の大神の。豫母都國に就坐せること。既に上に出つ。今は既く。彼の國の大神となりて坐々せるなり。(第七十九段の傳見べし。)○可參向。師云參向の二字。記中に往々ある。何れも參向奉ところに云り。然れども此は。其の意に非ず。たゞ參なり。(參赴の二字も、多く參迎へ奉る處に用ひ、またたゞ參るに用たる處もあり。)さて麻韋禮とも訓べけれど。此はなほ麻韋傳氐余と訓べし。(そは藥師寺佛足石御歌に、此御跡を尋ね求めて、與伎人の在す國には、我れ

も麻貴氐牟とあり、今此も、此の世を離れたる國に往くを云るが似たればなり。)○將議駕は。多婆訶理賜比那牟と訓べし。(たばかるは、唯はかるなり。)此は八十神の難を免れて。功德を立給ふべき事を。宜さまに度り賜ひと云なり。(鹽椎神の、火遠理命に、其の海神の女見て、相ひ議らむ者ぞ、と教へ奉りしと、全同じ意なり。)抑、豫見都國はも。伊邪那岐大神の往昔御行坐して。其の醜めき穢き有狀を御覽して逃還りまし。彼の國此の國の往來を悩めむと投給へる御杖。引塞ませる千引石に。三柱の塞神たち生坐て。其堺をし守り給へば。現し國よりは。都て往來なるまじき謂なるに。前に須佐之男命の往坐るは。元より御母に屬て。彼の國の大神と爲給ふべき理の有れば。此は今云ふ限りに非ぬを。今大名牟遲神の往坐す事は。須佐之男命に屬きて。彼の國に坐す八十枉津日神の。現世を幸へ給ふと。留り給へる御靈神の御議にて。大名牟遲神の身に負る災難をば。悉く彼の國に拂ひ捨しめ。須佐之男大神の御稜威を承賜らせ給はむとの御議とぞ所思奉らるゝ。然るは此の

神。亦の名を。瀬織津姫神とも申て。彼の伊邪那岐大神の禍事汚穢を惡ひ給ふ御魂の凝て。生坐る謂に依りて。萬づの禍事枉物罪穢を。豫母都國に放ひ遣り給ふ功德を。思ひ合せて知らるゝなり。(此の趣委くは第廿七段第五十九段の傳に註せるを見べし。)偖こそ其の議に賴りて。八十神の難を免れ大なる利を得て。遂に功績を立給へり。凶難至極て。今は吉に趣むとする。凶と吉との變際に。豫母都國に遣給ふ事の。よく枉津日神の德に應へるを熟々思ふべし。○參到則は。師云麻韋多理志加婆と訓べし。(到の伊を省けるなり、此れも佛足石の御歌に、麻韋多利氐、麻佐米爾彌祁牟、とあるに依れり、參到て正目に見けむなり。)○其御女須勢理毘賣命。御名の義は師說に。下なる火須勢理命と同く。進む意なり。(彼の命の名の義を。進む意とする說は、第百四十八段の傳を見て知べし。)其は今此の比賣神の方より進みて。夫に婚たまふ故の御名なるべし。(此の次に引る、此と同し類の、木花之佐久夜比賣、また海神の女などは、父の嫁すを待給へるに、此の比賣はさもあらず、心

と相婚せるも、進めるなり」と有り。偖この比賣命は。天照大御神と。高天原にて御誓坐る時に。生坐る。三女神の。一柱と坐ます神なること。上に委く注へりき。(第六十四段の傳見るべし、師說に、此の比賣神を、遠佐須良比賣神と、一神なる由言れたるは、甚く違へる說なり」さて此の比賣神は。物實は須佐之男命の物なりしかど。大御神の吹生坐る神なるに。大御神その物實を請給ひて。須佐之男命に屬給へるが。共に豫美國に入坐て。今かく大名牟遲神に相婚まして。其嫡妻となり給ひ。後より補けて。功しき神と爲給へる事は、幽き契ある事なるべし。○爲目合は。師云麻具波比志氐と訓べし。具波比は。即ち物の合ことなる由。上に委曲に云るが如なれば。然訓て。目を見交す事なり　麻具波比のこと、第六段の傳に、委く注せるを見よ。)さて男女故に目を交すは。互に思ひあふ態なれば。即交通事にも轉し云なり。然れど此は。次に相婚とあるぞ。其の事なれば。目合は。たゞ本の意なり。海神宮段に。豐玉毘賣命。思奇出見乃見感目合白其父曰云

云。即令婚其女豐玉毘賣とあるも。令婚が交通なれば。上の目合は。交に目見交ことなること著なれば。此も準へて知べし。(書紀にはたゞ、擧目視之、また御見など有れば、此の記の目合も、ただ心なくて、ふと見合せたる事と思ふ人も有むか、さには非ず、互に心有り、思ひ合ひて見交なり、見感とあるにても知べく、また次に引く邇々藝命の御言をも思ふべし」また邇々藝命の詔に。吾欲目合汝と。木花之佐久夜毘賣に詔へるは。交通ことに轉言方なり。かの美斗能麻具波比とあるに同じ。○相婚は。こゝは美阿比と訓べし。(美は御なり、)○葦原醜男、師說に。延佳本などには。命の字あれども。此は舊印本に無きぞよき。下に是奴と詔へる御言。また此の時の凡ての接待などを思ふに。命とは詔ふまじければなり。(さて此の御名は、此より後に負給へる御名なるべきを、此に今詔ふは、例の後をもて、前へも回して語り傳へたる語なるべし」と有り。火遠理命の海神宮に往坐る段に。爾海神自出見而。此人者。天津日高之御子。虛空津日高也云而。即率入內

云々。と有に相類たり。○其蛇室屋。師云加茂翁は。其の字は無くてあるべし。と言れしかども。此は其處之と、處を云る意にて。須佐之男命の坐す宮の邊なる事を。斷れる辭なれば。必有るぞよき。蛇は此は呉公蜂などゝ類へて云るを思ふに。小蛇なるべければ。蟞美と訓べし。(遠呂智とは、最大なるを云べければ、此は然は訓まじきか、將咋とは大蛇ならずとも云つべし。)和名抄に。蛇は和名倍美。(一云、久知奈波、日本紀私記云、乎呂知。)蚖蛇は加良須倍美。蚺蛇は仁之木倍美とありて。蟞美てふ名ぞ主と聞ゆる。(但し蟞美と云は、反鼻の字音より出たるかの疑、ありぬべけれども、同和名抄の蝮の條に、俗或呼レ蛇爲二反鼻一、其の音片尾と云るは、右に引る和名倍美とは似たれども、別なりと聞ゆ。參反鼻は、もとよりの正名に非ず、それも上代、此の御國に無りし物は、漢の一名などをも取て、名くる例これかれ有れども、蛇などは、神代より有る物なれば、名も無かるべきに非ず、もし乎呂知を、古き名とせむにも、既にさる名あるうへは、更に漢の一名を借り求むべき由なし、其の上蟞美と云名は、廣く云ならはしたるさまに聞ゆるをや、然れば此は、反鼻の音と、自然似たるのみなりけり。)萬葉にも。倍美と云辭に。蛇と借りて書る處あり。(○今云、於迦美、倍美、美豆知などの美、みな同じことにて、龍蛇の類の總名なり、十二支の巳を美と訓るにて知べし、さて倍美は邊美、於迦美は奥美か、奥所美にて、奥と邊とを對へたる名なる由は、既に委く第十六段の傳に云へり。)さて小蛇とするに付て思へば。蝮蛇ならむか。其故は。類へて云る呉公も蜂も。共に螫物なれば。是も然るべければなり。(尋常の蛇は、さのみ害をなさぬ物なれば、此も蝮蛇にてよく叶ふべきか、咋とは螫を云へり、としても妨なかるべくや。)さて其も蛇の一種なれば。古へは共にたゞ蛇とも云つべし。(和名抄には、蝮は和名波美とあり、今云眞虫なり、眞と云は害をなすことの甚しき故なり、狼を眞神と云が如し、但し尋常の蛇と見ても有ぬべし。)さてかく蛇室。次に呉公蜂室などとて有るは。如何なる故にか。若しは根國なれば。人の害をなす。かゝる物の類ひ。

凡て多かるにや。下文に見二其頭一者。呉公多在とあるなどを以て。其處の狀を思ふべし。其が中にも。蛇室と云は。殊に蛇の多かる室を云るなるべし。〇令寢は。師云泥志米賜伎と訓べし。(今の人の詞づかひにて見れば、泥佐志米と訓べきが如くなれど、其は雅たらず、萬葉二十に、山人乃和禮爾依志米之とあり、令レ得しなり、得と寢と全同し格の詞づかひなり、得む寢む、得る寢るなどと、第三第四の音にて活用り、また萬葉十四東歌に、伊射禰志米刀羅、と云こと有るは、令レ寢ならむか。)〇其妻。師云。既に一度相婚坐つる故に。はや妻と云り。次に其の夫ともあり。〇蛇比禮。師云。饒速日命。天より降り給ふ時に。天神の授け賜へる瑞寶十種の中にも。蛇比禮一。蜂比禮一。品物比禮一と有て。其を用ふ道を敎へ給ふ御言に。布瑠部。由良由良止布瑠部と有り。(この事委く、神武天皇卷に見ゆ。)此は蛇の身の鰭と云には非ず。蛇を攘ふ比禮なり。(譬へば、蛇之麁正など云劒の名なども、蛇が劒にはあらで、蛇を斬たる劒なるが如し、凡て物の名に、此の例多し、右の十種の中に、品物比禮一と有にても、其の身の鰭に非ぬことを知るべし、種々物身の鰭ならば、一には非じをや。)天之日矛の持渡來し寶物の中に。振浪比禮。切浪比禮などある比禮に同じ。偖その比禮てふ物は。如何なる物ぞと云ふに。まづ比禮とは。振手の約りたる名にて。何にまれ打振る物を云。理由を、禮と切れば、布禮なれど、また布理は、比と切れば、おのづから比禮と云るゝなり)されば魚の鰭も。水中を行とて振物。服の領巾も。本は振む料にて。皆本は。一意に名たる物ぞ。(故に上代に、領巾は、必振ことを云へり。)然れば蛇の比禮とは、蛇を攘ふとて。振物の名なり。(然るを右の、由々良々止布瑠部。とある詞に就て、玉なりなど云說は叶はず、由良由良は、振さまを云ふ詞、布瑠閇は、即ち振れを延たることばなり。)〇其夫は。師云曾能比古遲と訓べし。夫を比古遲と云へること。下に見ゆ。彼處に云べし。(第九十九段の傳見べし。)また遠とも訓べし。即ちこの比賣神の御歌に。那遠伎良遠波那志とあり。(汝を除ては夫は無なり。)和名抄に。夫和名乎宇止(宇止は

人なり、俗に乎都登といふは、此の訛りなり。）一云乎止古。また倭夫和名字波乎。前夫和名之太乎と見ゆ。是らみな袁を本としたる名なり。○三擧は。師云。美多毘布理氐と訓べし。（布理を布伎と訓むも同じ。）擧は。必ず布理と訓べき由は。右に云るが如し。白檮原宮段の始に。爲レ釣乍。打羽擧來人。とある擧の字も。必ず然訓むべき例を以て。思ひ定むべし。（なほ彼處に云をも、合せ考へてよ）○如レ敎爲之則。師云此の上に。果して蛇の咋むとせし事有べきを。其は上の語に讓りて。省ける文なり。（此例常多し、餘も準へて知べし、）○自靜とは。師云起立て咋むとせし蛇の。退き靜りて何でふ害をも爲ざりしなり。○平寢は。師云夜須久泥氐と訓べし。（平は、常は多比良と訓み、夜須久は安くと書けども、此の二言は、常に連言て同意なり、此は必ず夜須久と訓べき語なり。）○出矣は。翌朝蛇室より出て給ふなり。○來日は。師云。久流比と訓べし。書紀に。明日。明旦。明年などある訓を見るに。明の字なるを。阿久流と訓まで。久流と訓るは。是れ古言なるべし。（但し助辭の都は心得ず、此の助辭を置べき言には非ず、當時此ればかりの事は、誰もよく辨へたるべきをいかなる事にか。）久流比は翌日を云。○吳公は。師云蜈蚣なり。（但し延佳本に、蜈蚣と作るは、さかしらに改めつるものなり、諸本みな吳公とあり。）字鏡蛆の字の下にも。吳公と作り。如此偏を省きて書くは。此方にて。古への一書法なり。例をいはゞ。健を建と書き。（建の字に、氣多と訓べき義はなし。）假字に。伎を支と作き。（支の字にキの音はなし、神名式、また伊勢儀式帳などに、只の字をキの假字に書るも、枳の字なり、）弦を玄と作き。石村の村を寸と作き。（此の事池邊宮段に委く云べし。）醜を鬼とかき。和名抄上野國の郷名に。委文（之土利。）とあるも。倭の字の偏を省るなり。また後の世に。條を条とかくも此例なり。（此れらの字ども、古來物知り人たちの、心得かねたる事なるを、己近ごろ考得て、右の例を以て見れば、皆いと明けし。）さて和名抄に。蜈蚣和名無加天とあり。○蜂。和名抄に。波知とあり。○吳公蜂之比禮。こは吳公を撥ふと。蜂を撥ふと

二の比禮か。また此の二の虫を撥ふ比禮にて一が。何にても有なむ。(今云、十種瑞寶の中に、品物比禮一とも有れば、此も決めて、二の虫を撥ふ比禮にて、一なるべし、)さて世人の害をなす物は。種々多かる中に。此の三の虫をしも云へる由は。上代に。民の家居など。はかなくし有で。野山に交り住しほどは。此等の物の害ぞ多かりけむ。然ればこそ大祓の詞にも。昆虫の災を擧げ。十種の寶の中にも。此等を撥ふ比禮は有るなりけれ。(欽明天皇紀に、席際現二蜂蛇怪一といふ事あり、)○平而出矣。此は寢をば。上に傚はせて略ける文なり。

於是其大神。以二鳴鏑一射二入大野之中一而。令レ採二其矢一矣。故入二其野一時。即以レ火燒二廻其野一焉。爾不レ知レ所レ出之間。鼠來云之。内者富々良々。外者須々夫々。如此言故。蹈二其處一則。落入隱之間。火者燒過焉。爾其鼠咋二持其鳴鏑一出來而奉之。其矢羽者。鼠子等皆喫矣。

鳴鏑。師云書紀の訓に。那流訶夫良とあれども。字鏡に。鏑奈利加夫良とあるに依て訓べし。名義は。鳴神夫理矢なり。(神の微を略き、理夜は良と切まる、)○今云、此の師說もさる言ながら、此はカブラは、カブロと同言にて、則ち神と同義なり、然れば、鳴神矢と云意なるべし、さてカブロとカミと同言なる由は、第一段に注へるを見るべし、)天智天皇紀に。有二細響一如二鳴鏑一とある如く。射れば空を鳴り行くが。雷に似たればなり。(蕪青根の形に似たる故の名と云は、非說なり、そは返りて、此の鏑に似たるから、彼の根をも加夫良とは云なり、○今云、この論はいたづらごとなり、先後は云べからず、鏑も蕪青根も、ともに末なり、其本は第一段に云が如し、)さて此の矢。下にも往々見えたり。古へもはら用ひし物と見ゆ。書紀に八目鳴鏑と云も有り。(八目とは、其の鏃に竅のいくつも有を云ふ、)和名抄に。日本紀私記二云。八目鏑夜豆女加布良とあり。(雷をたゞ神と

いへば、鳴鏑をも、加夫良とのみも云べし、または後に、鳴を略きて、加夫良とのみも云か、加夫良をもとにて、其の中に、鳴るを分けて、鳴鏑と云には非じ。○今云、カブラとは、本大きく末細き物を云名なれば、カブラは本にて、ナリカブラは末なること、上に云と合せ辨ふべし。)萬葉九に鳴矢ともよめり。此の鳴矢を、今本の訓には、加夫良とあり、袖中抄には那流夜とあり。)さて鏑の字は。只なべての鏃のことにて。分て加夫良と訓べき義は見えず。此は漢籍に鳴鏑と云物。此方の那理加夫良に似たる故に。此の字を當たるなれば。鏑の一字を訓るも。鳴鏑より移れるなり。(史記匈奴傳云、冒頓乃作ニ為鳴鏑一、と見えて、其注に、韋昭曰、矢鏑飛則鳴とあり。)○燒廻焉は。夜伎米具良志都と訓べし。○不レ知レ所レ出は。師云不レ知ニ可レ出之處一と云意なれば。此の所の字は。虛字に非ず。さて此意は。四方より燒廻す故に。遁出べき方なきなり。抑々蛇と云ひ呉公蜂と云ひ。此事と云ひ。種々に苦惱め賜ふ所以は。彼の八十神の如く。實に害はむの御心には非ず。如此為て。

此の神の勇怯。また智愚なるを。驗給はむとなるべし。次の文に。御心に愛く思して御寢ませりと有にて。其意著れたり。(また此のくさぐさの難苦も、おのづから祓除の意あるをや、)○鼠。和名抄に。鼠和名禰須美とあり。(小竹眞棹が云けらく、禰須美と云ふ名義は、根住にや、こは根國に住ればなり、今の現にある鼠も、坑に住み、夜に出るは、此の物もと、夜見國より來れる物ならむかと云り、然も有べくや、)○內者富良富良。師云。富良は。物の中の空虛にして。廣きを云ふ。洞など是れなり。そは廓を約めたる言なり。(凡て物の、殼ばかりにて、中に實なく、空虛なるを、俗に富賀良と云は此の意なり、また朝富良氣と、富賀良富賀良と明行と云ると、全く同意なるを以ても、富良と同しきを知るべし。)○外者須々夫々。師云須夫は狹きなり。(統るも本を、廣ごりたる多くの物を、一に集めて狹くなす意よりいふ言なり、此れ須須を須夫と通はし云例なり。)さて內とは。鼠の地中に構へたる穴の奧をいひ。外とは。其の穴の入口を云なり。(外は登と訓べし、曾登と云は俗

し、其は背面と云ことを、外面と心得たるより、混しなるべし、背面は、山陰を云と、成務天皇紀に見えて、背津於母を約たるなり、外面の意にあらず。中昔より歌などにも、外面の意によむは叶はず。外はたゞ登なり。〕然れば如此云へる意は。己が地中に搆へたる穴の奥は。廓に廣し。入口は窄狹ければ、火の燒入べき由なし。故暫この穴の内に隱坐て。難を免れ給へとなり。(さて富良も須夫も、重ねて云るは、鼠の鳴に象れるにや、○篤胤云、土佐國人、谷垣守が説に、土佐國方言、遭過不圖幸事、有保良奈留古登遁阿布之言、或有不慮災厄、亦通用此言者、以出於望外之類轉用耳、或鼠之故事、有吉凶二途、以假用乎、此方言、蓋傳上世之諺、雖細事甚愛賞焉、といへり、さる說なり。〕○落入隱は。淤知伊理加久理と訓べし。(隱を加久理と云は、古言の格なり。師云自後の鼠の穴の中へ落ち入りて。御身の隱れ給へるなり。斯て其の間に。彼の野火は。穴の外を燒過去て。其難を免れ給ひつ。(今云、此にまた師説に、自木俣漏逃と云、今此に鼠の穴

に入て。隱れ給ふと云るを、合せて思へば、此の神も、少彥名命の如く、身體の甚小く坐けるにや、されど此は、たしかに物に見えたる事無れば、定めては云がたし、書紀に、少彥名命のことを、大己貴神、卽取置掌中而翫之、とあるを思へば、同じほどに、小き神とも見えず、と云れつれど、此說は無て有まほし、然るは木の俣には、人の入るばかり大きなるは、いくらも有り、また鼠の穴も、人の入るばかりなるも、などか無らむ。〕○咋持。萬葉十六に、池神の力士儛から白鷺乃桙咋持て飛渡らむ、〇奉之とは。大名牟遲神に獻るなり。師云抑々鼠は、人の害をなす物の、家の内に在るを吉しとし。無きを凶しとするは。此の故事よりぞ出たりけむ。(また近く燒ぬべき家は、かねて知る故に、鼠住ずなど云ふめり。〕○其矢羽者云々。皆喫來。(師說に、皆は子等皆なり、喫は上の咋と同くて、子鼠等の、矢の羽の方を共に助けて咋へ持來るなり、鏃の方は重ければ、大鼠の持ち、羽の方は輕ければ、子鼠の扶持むこと、然もあるべし、喫とのみ云て、持を省けるは、上にある故な

り、齧傷ふ事とな思ひまがへそ、と言れつれど、何に見ても、喫傷へる事とより外には見えず。）其の羽を子鼠の。皆喫たる事までは。記し傳へずとも有べき物なるに。如此しも傳へたるは。羽をみな喫たりしかば。二度其の矢を用ふること能はざりしと云ふ意にや。（また若くは大神の、再射て、大名牟遅神を再窘め給はむ事を思ひて、羽を喫たりとの意にても有るべし。）

於是其御妻須勢理毘賣命者。持喪具而哭來。其父大神者。思已死訖而。出立其野。則爾持其矢而奉之時。率入家而。喚入八田間大室屋而。令取其御頭之虱矣。故見其御頭。則。呉公多在。爾其妻取牟久木實與赤土。授其夫。故。咋破其木實。含赤土而唾出之則。其大神。以爲咋破呉公唾出而。於御心愛思而。御寢坐矣。

喪具は。師云加茂翁の。波夫理都毛能と訓れたるに依るべし。（書紀に。祓具を、此云波羅閇都母能、とあると同格なり。）喪は母と訓べき字なれども。此は葬せむ料の具なるべければなり。（母能曾那閇と訓るも非には非ねど、其は心ゆかず、其故は、まづ凡て具の字、漢籍にて、體と用とに用ふ、たとへば禮記檀弓に、喪具君子恥具と云る、上の具は、其の料に備ふる物を云て體。下の具は、その物を備ふるを云て用なり、然るに此方にては、用言に會那布と云は、古言なれども、其物を指て、會那閇と體に云むは、具の字に依たる、後の言めきて聞ゆればなり、されど然訓までは、訓がたき所もあれば、其は已こと得ず然も訓つべし、なほ他にも此例いと多かり。）○哭來は。師の言に。那伎都々來坐志と訓べし。加茂大人の書入に。此は影媛が。鮪臣を葬し時の歌と。合せて見よとあり。信によく似たりと有り。其は武烈天皇紀に。眞鳥大臣の子。鮪臣の姧へる。影媛と云へるが。鮪臣の戮されたる處に行て。悲み歌ひける。其の歌詞の中に。播摩該彌播。伊比佐倍母理。播

摩牟比爾迦佐倍母理。儺岐曾裒遲喩俱謀。柯尋比謎阿波例。と見え。遂に其の尸骸を收埋たる事あり。此の玉笥に飯を盛り。玉盌に水を盛るとある。即ち喪具の中なり。(此は彼の卷に委く記せれば、其の大凡をのみ注へるなり、)○思己死訖は。須傳爾麻賀理奴登思本志氐と訓べし。抑々此の語は。右の須勢理毘賣命者。と云下に。先づ有るべきを。彼處には言はで。後れて此處にしも云へるは。師云。古文の巧なり。上には持喪具云々と云語のあれば。自ら死訖と思せる事は聞え。また此處には然る語も無くて。直に出立其野と云むは。語の調へも足はねば。彼此を以て。此處に此の語をば置て。自然に彼處へもひゞかせたる物ぞ。○出立其野則。師云。こは此の段の凡ての意を以て思ふに。まづ右の如く。大名牟遲神を。種々苦しめ賜ふは。前に云如く。皆此の神を驗み賜ふなるに。今かく野火熾に燃わたりて。既に燒覓まで。なほ彼の神の出來坐ぬ故に。如此ては既く所燒て。死ぬる物ならむと。御心の内には。いとほしく。心もとなく思して。其爲の終を。尋ね賜はむとてぞ出立賜ひつらむ。(出立は、推古天皇紀の歌に、異泥多々須とあるに依て訓べし、)○持其矢而奉之は。始めに令採其矢。とある事を覓すなり。○率入家而云々。師云此は己に死りぬと思したるを。思ひの外に。彼の矢を持て出來坐るなれば。驚き賜ひて云々など云言の。此上に必有りぬべき處なるに。何ともさる言の無くて。語の足はぬ心ちするは。裏の御心を顯し賜はず。强面づくり賜ふ故なり。(其由は次に云べし、)家は即ち須佐之男大神の御家なり。○八田間大室屋。師云八田間は。廣く大きなる謂なり。田(借字)の意は未だ思ひ得ず。若しは都の轉れるにて。八箇間か。(加茂大人は、八咫間ならむかと云れしかど、其意にはあらじ、)八は例のたゞ多きを云なり。間とは。凡て家の柱と柱との中間を云へり。中昔までも然り。(一間二間、または東より第一の間、西より第三の間など云るたぐひ、皆然り、後世に、家の內を區て、障子など隔たるほどを間と云も、右の意より轉れるなり、また一歩を一間と云も、右の意より出たり、)さて此の大室は。次

の文によるに。此は大神の內寢と見ゆ。○虱和名抄に。說文云、蟣虱子也。（和名木佐々）虱齧レ人蟲也。（和名之良美）とあり。字鏡に。蝹蝹蚼蝨などに。志良彌と見え、蝨の字下に。志良彌。又支加佐とあり。志良美と云ふ義は白虫なり。（牟志の切り美とはる、續古事談の五に、光榮と云し陰陽師、上東門院の御屏のとき、淺ましげなる表衣指貫に、平靴はきて、鬘らかゝで中門より入て、階隱しの間より上りて、懷より白虫をとり出して、高欄の平桁にあてゝ、大指して殺しけり、と云ことを記せり、○字鏡なる蚰の字は、白虫を一字としたる、謂ゆる和字にや。）○吳公多在、上の豫見國段に、伊邪那美命の御有狀を、宇士多加禮斗呂呂岐而云々、と有ると合せて。彼の國の狀を思ふべし。○師云かゝる御頭に、手を觸さするも、猶此の神を試たまふなり。○牟久木實は。天武天皇紀に。椹此云二武矩一と見え。本草和名に。椋子木一名椋。和名牟久乃岐、とあり。（和名抄にも、椋は和名牟久と見え、字鏡には、材、椹、杁などを、牟久乃木とあり、また櫝柏、また杫柆などを、二字牟久

とあり。）○赤土は。萬葉また其餘の書にも。波邇と訓べき例多かれども。此は必ず阿加邇と訓べし。（また曾富邇とも訓べきなり。）然るは。吳公を嚙碎たる色に似せむ料に。授け給へる土なればなり。○授二其夫一。前に蛇の比禮を授けて敎たる如くに。此にも云々し賜へと。敎へ給ふ言あるべきを。上に倣はせて省るものなり。○木實は。師云許能美と訓べし。（上なるは牟久とつゞける故に、木實とよめり、同字なれども、少か異なり、）和名抄に。應神曰。木實曰レ菓。日本紀私記云古乃美。（俗云、久太毛乃。）とあり。○咋破は。師云久比夜夫理と訓むべし。嚙碎を云なり。下なるも同じ。（萬葉十六に、礼の嶋の小螺を伊拾ひ持來て、石もちてつつき破り云々、とあるに同じ。）○含は。師云布々美弖と訓べし。布久牟の古言なり。（萬葉十九に、布敷賣流などなほあり。）○唾出は。師云和名抄に。唾和名豆波岐と見え。字鏡に。唾口水也。液也唾也。與太利。又豆波志留。また液小兒口所レ出汁也。豆波支など有るは。其物を云へば。體言なるを。今は用言に云へり。（さて此の都婆伎て

ふ言に唾あり、そはまづ今の世にも、口の中にたまる水を津といへば、唾は津吐の意なるべし、然るに津の字も、都と云言も、もと船の泊る所の名なれば、それより轉して、津液の津をも都とは云か、若し然らば古言にはあらで、津の字より出たる言なり、されど唾はたゞ吐とは、ことのさま等しからねば、都波久と訓むほかなし)さて此は椋子を咬碎きて。含たる赤土と和たるが。呉公を咬破たるに能く似たるなるべし。○愛思而は。波斯久於毛富志氐と訓べし。師云。波斯久は字の如く。愛慈しむ意にて倭建命の波斯祁夜斯と歌ひ賜ひ。萬葉などにも多く見え。愛の字を書る例も。彼の集にあり。大雀天皇の御歌に。阿賀波斯豆麻。(吾か愛妻なり)とよみ賜へるも是なり。(なほ彼處に委く云べし)さて此は大名牟遲神の。多かる呉公を少かも懼れずて。咋破賜ふと思ひて。其の勇を感給ふなり。然れど其は。御心の裏にこめて。色にも出し賜はぬと云ことを。慥に知さむために。於御心とは云るなり。上件蛇室。呉公。蜂室などに寢しめ賜ひしに。事故なく平くて出で坐し時

も。また野を燒廻したるに。無恙て矢を持て獻り賜ひし時も。其度毎に御心の裏には。愛く思ながら。其心を表に顯はし給はぬ故に。彼の處々には。此の語を略きて。今終りの一事に如此云へる古文の妙なる處なり。心を著て味ふべし。(古事記は、さかしらを加へずて、古文のまゝに記されたる故に、よく見れば、妙なる事のみ多し、書紀は漢文を飾るとて、さかしらをのみ加へられし故に、中中に古文の妙處は皆失終つ)さて上の處々へも。例のひゞかせたる物ぞ如此有ば。上の件種々の事は。みな彼の神を驗賜はむとの御所爲なること。此の一語にて著し。(今云、師の此の段の妙處を見得られたる、解狀の妙なること、今稱へむとするに心餘りて、言に演がたし、此は人の親となりて、子を長らしむる道を知り、人の師となりて、弟子を敎ふるの道を知れる人は、自然に、今己が思ふ如く、此解の、言に絕て、尊く妙なることを悟りつべし、さは有れど、人の師となり親となり、其の子また弟子を敎ふる道を、辨へ得ざらむ間は、親また師の、然る愛しみの心、裏に有ける事とは

得知ざる物なれば、是また師となり親となれる人の、常に心得べき事にざりける。）

於是握其大神之御髮而。其室屋之毎椽結著而。以五百引石。取塞其室戸而。負其御妻須勢理毘賣而。取持其大神之生大刀生弓矢。及其天沼琴而。逃出之時。其天沼琴拂樹而。地動響矣。故其御寢之大神。聞驚而。引仆其室屋矣。雖然解結椽之御髮之間。遠逃矣。故爾追至豫母都平坂。遙望而。呼大名牟遲神而謂曰。其汝之所持之。以生大刀生弓矢而。汝之庶兄弟者。追伏坂之御尾。追撥河之瀬而。意禮爲大國主神。亦爲宇都志國玉神而。以其我女須勢理毘賣爲嫡妻而。於宇迦能山之山本。於底津石根宮柱太知。於高天原冰木高知而居。是奴耶詔矣。大名牟遲神還坐而後。通坐其若須勢理毘賣命之時。於其社之前有石。其上甚滑也。即云滑磐哉矣。故其地云滑狹也。

握御髮は。御頭の風を取り居るをりなれば。御髮を握には、本より便あり。○椽は。師云字鏡に欂櫨也桁也　太利木。（また椽比佐志乃太利木）とあり　和名抄には。釋名云。榱在穩旁下垂也。纂名苑云。一名椽一名榱。和名太流岐（楊氏漢語抄云波閇岐）と有て。今の世にも多流紀と云へど、多理紀ぞ理優れば。字鏡の訓に依べし。○結著は。師云臥坐御髮を。直に屋の椽に結著むは。程遠き心ちすれば。此は別に緒を髮に結び續て結著とせむか。然れど其は中々に。くだ〳〵しく聞ゆめれば。直に御髮を結著と見て有なむ。（今云、尊く優れたる神など、御髮はいと長く御坐よし、密に承り傳へたることあり、然れば此の大

神の御髪の、椽に結著るばかり、長かりけむ事は、然も有べき事なり。)さて如此爲給ふ所以は、此の大神の御寢坐る間に、此處を遁去むと思すから。跡より追ひ來坐むことを恐れて。其を留め奉らむが爲なり。(其事次に見ゆ。)〇五百引石は、上に千引石とある類なり。〇取塞は。師の登理佐閇氐と訓れたるに依べし。(師また云、俗語に、人の鬪などするを、傍より取りさへると云も、是より出たる語なり。)上に以千引石引塞其坂路。とある處に注せるが如し。(第二十一段の傳見べし。)

〇生太刀生弓矢は、師云生は天神の饒速日命に授け賜へる十種の寶に、生玉足玉あり。神祇官に坐す八神の中に、生魂足魂と申すあり。また生島足島、生國足國、また出雲國造神賀詞に、今日能生日能足日爾、などもある生にて、皆命長く生る意なり。(足は、萬あかぬことなく足ふ意なり。)さて此は執持主の。命長く生べき德ある太刀弓矢なり。(右の如く、生某と云には、みな足某と並びたるに、此には生のみにて、足の無きは、生に足るをも兼る意あるべし、加茂大人は、右の生魂足魂、生國足國は、共にその和魂荒魂を分てるなりとぞ云れし。)抑々今豫美國にして、此物を得給ふは。例の凶より吉をなすことわりぞ。〇其天沼琴。其とは、上に其大神之と有るを承て。同其大神之なり。と師の說れたるが如し。天とは。此も師說の如く。何にても其の製狀の天上物に同じきを云。(第五段の傳見べし、)沼琴と云ふ沼は。天瓊戈を。記に。天沼矛と書たる沼と同じ假字にて。瓊を云ふ古言なり。然れば沼琴は玉琴と云が如く。瓊を飾付たる琴なり。(天沼矛と思ひ合せて辨ふべし、然るを記傳に、詔と誤れる本に依て、詔琴として、解れたる說は信がたし、されど、許登と云名義を解れたる說は、信なむ依べき說どもなれば、今は詔の字に就ての說は省き捨て、琴の說のみを此に注しつ。)さて許登てふ名義は。師說に言所なり。(所を登と云例多し、上に云り。さて登杼を切れば登となる、留を登麻流とも云が如し、)然云ふ由は。まづ古に何事にまれ。神の御心を問むとて。其の命を請申すには。必ず琴を彈り。于時其の神。琴の上に降り來坐て。人に著りて。命を詔給ふ。

此の事は、訶志比宮段に。證等を擧て。委く云を合せ見て知べし。(仲哀天皇卷の傳見るべし。)また武烈天皇紀の御歌に。摹騰我彌儞。枳謂屢箇皚比謎とある上一句半は。影と云む序にて。琴頭に降り來て坐す神の御影。と云意に連たるなり。此れ等を以ても。右の旨を知るべし。(かゝれは、琴と云名は、神の來て詔言し賜ふ所、と云意なること著し。)と有に從ふへし(なほ此の器の事に就て、謂ゆる倭琴の事をも、種々言れたる說ども有るを。そは既に。第五十四段の傳に注せりき、合せ考ふべし。)偖また師說に。今かく。太刀と弓矢と琴とを取持て。逃出たまふ。其中に。太刀弓矢を用ひし事は。次の文に見えたるに。此の琴の用は見えず。(たゞ拂樹而地動く事を云む料のみに、此の物を擧むは。作り物語などにこそ、然ることも有らめ。實錄には、しか設けて云べき謂なし。また如謂紋琴所治天下と云こと、記中にあれど。其は譬なれば、此に由なくなむ。)然れば是を取持て出給ふこと。何の由とも聞えがたし。故熟々思ふに。上代には。夫婦の結びをなすに。

必ず女の親の方より。聟に琴を與へて。其を永く夫婦の中の契とせし事にぞ有けむ。其の詳なる據は未見當らねど。吾妻と云名の有るも。此の故なるべく思ゆ。(後までも、倭琴に此の名あり、此れを中比、東國より奉りし事有し故など云說は、名に付て設けたる妄言ぞかし。)さて今此の琴を取持て出賜ふは。須世理毘賣を妻とする。表物とするなるべし、然れば次の文に。父大神の詔に。其汝之所持之。以生大刀生弓矢云々とあるは。太刀弓矢の用を云ひ。次に以其我女須世理毘賣爲嫡妻とある所に。琴の用をば籠たるべし。偖夫婦の中を絕ときには。其の表の琴を。婦の方に返し渡せしなるべし。上の豫美國の段に。女男神各對立而度事戶とあるも。此と合せて思へば。表の琴を。女神の方に返し度すと云意の言なるべくや。(許登は言所の踏かれる名なること、上に云るが如くなる故に、許登杼といふ。)さて五百引石を取塞室戶と云ひ、豫母都平坂まで追到と云ひ、其の外も、彼の段と此段と。事のさま相似たる事多きを、思ひ合すべし、さて此大名牟遲神の、

今豫美國より歸りて、國造り坐すことは、本彼の上の豫美國の段に、國未作竟とある、其の業を紹給ふなること、下に委く云が如くなれば、彼の段に、女男神離別て、未竟たまはぬ業を、今此の神また女男と爲て紹たまふなれば、彼の度事戸と、今琴を取持と、遙に相應へて、妙なる理ある事を思へ、但しかの伊邪那岐、伊邪那美大神の御時に、現に琴を返し度し給ふには有まじけれども、然云て、夫婦の中を絶ことゝなれる詞を以て、語り傳へたる物ぞ、河海抄に、和琴、伊弉諾伊弉冉尊御時、令作出給、云々と云るは、據あるか、もし古き傳へならば、少し此に由有てきこゆ、)と言れたる。甚惜き考へなれども。此も信がたし。然も有らば。此の御琴は。何の料に取り持て。逃出給へるならむと云に。彼の天沼矛の瓊はしも。彼處に云へる如く。天神の神靈の璽と。付賜へりと通ゆるに合せて考ふるに。此の琴は。須佐之男大神の殊に愛しみ給ふ器にて。その飾れる瓊はしも其の神靈の驗と付給へりけむを。國作堅めて。大國主と成むには。此の大神の神靈に賴らでは。大造之績の建まじき由緒を所思坐て。御靈を承賜はる璽の器とせむ料に。此の琴を取り持給へるなるべし。(然るは、此の國土は、元より須佐之男大神の治看して、作堅給ふべき由あるに、上の件云へる謂によりて、豫母都國に入坐るを、遺し置給へる御子神等の、造り堅め給ふとは云へど、なほ大造之績と云ばかりの功は立ざりけむ故に、大名牟遲神の一向に、須佐之男大神の御魂を承賜らむと、物し給へる事と所思ゆ、其由なほ次々に云を見て知べし、)出雲風土記に。飯石郡琴引山。古老傳云。此山峯有窟。裏所造天下大神之御琴。長七尺。廣三尺。厚一尺五寸。又在石神。高二丈周四尺。故云琴引山。とあり。(此山は鈔に、在來島鄕由來村、山頂有權現祠、所謂所造天下大神也、と云へり、さて此の窟に在し琴は、此なる御琴とは異なるべけれど、因に記し出つ、石神とは、神の像したる石と聞ゆれば、今の世までに存れるか、また御琴は、石とは言はざれども、大名牟遲神の御世より、此の風土記を記せる頃まで存むには、石に等しき物ならずは、有經べくも非ず、此

も今に在や知らず。)○拂樹は。師云。紀邇布禮と訓べし。俗にいふ突當なり。高津宮ノ段に。水激拂ニ紅紐一ともあり。○地動響矣は。(本には動鳴とあるを、下の師説に依て、熟當る字に替たるなり。)都智斗々呂伎々と訓べし。此言は前の伏ニ汗氣一而。蹈登杼呂許志。とある處に注しつ。(第五十五段の傳見るべし。)師云萬葉に。動響とも。驚動とも。書るは。みな斗々呂と云處なり。○聞驚而は。師云上に。須佐之男命ノ天に參上たまふ時に。山川悉動。國土皆震。爾天照大御神聞驚而とあるとは。此は聊異にて。睡坐るが。驚きて御目の覺め給ふを云なり。凡て物の音などに驚くには非で。只に目の覺るをも。驚くと云へること。物語文などに常多し。(今も或國人の、然云を聞しことありき、其の國は忘れたり、○今云、安藝備後などの國々にては、凡そ眠さむるを、驚くと云と其國人ら云り。)垂仁天皇ノ紀に寤ともあり。萬葉四に。「夢の相は苦有けり覺きて。掻探れども手にも觸ねば。是にて明けし。○引ニ仆其室屋一とは。師云。かの樣毎に御髮を結著たるをば知し看さで。ふと驚きて。起立て出給ふからに。御髮に引れて。室の仆るゝなり。○雖レ然とは。師云如此ばかり勇猛き御勢力にては。何處までも速に追及給ふべきなれどもと云なり。○遙は。師云波呂婆呂爾と訓べし。(皇極天皇紀の謠歌に、波魯波魯爾、渠騰曾枳擧喩屢、萬葉五に、波漏波漏爾於忘方由流可毛などあり。)○望は。師云加茂大人の。美佐氣氐と訓れたるに依べし。(書紀などに、かゝる望の字をヲセルとも、ホゼルとも訓を付けたれども、此言たしかに云るを見ねば取りがたし。)萬葉一に。數數毛放見武八萬雄とある言。此の字によく當れり。(振放見と云も同意なり。)○呼は余婆比と訓べし。余毘を延たる言なり。師云豫母都平坂は。上にも見えて。豫見と國顯國との交堺なれば。此の大神は。此の堺より此の方へは。越出給ふこと能はず。故れ此の處にして。遙に望て呼賜ふなり。(今云、此大神の、此堺を越出給ふこと能ざるは、伊邪那岐ノ大御神の、千引石を引塞給へるに成坐る、八衢比古ノ八衢比賣ノ神、また投給へる御杖に成坐る、久那斗神、湯津石村の如く塞り坐して、防

ぎ護り給へばなり、其は道饗祭の祝詞に、大八衢爾、湯津磐村之如久塞坐、皇神等之前爾申久、八衢比古八衢比賣、久那斗止御名者申氐、稱辭竟奉久波、根國底國與利麁備疎備來物爾、相率相口會事無氐、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾守奉云々、と有をもて知べし、委くは第二十二段の傳に注せるを見よ、さて此の神等の然守り給ふ環をしも、大名牟遲神の往來し給ひ、また須佐之男神に屬て、彼の國に入坐る須世理毘賣命の、大名牟遲神と共に、來り給へるはいかにと云に、上に注へる如く、大名牟遲神の、彼國へ往來坐るは、大屋毘古神の御議りにて、八十神の難を遁れて、須佐之男大神の、稜威の御靈を幸へしめむとの御態なれば、事別なり、また須世理毘賣命の、彼國へ入坐るは、此も上に云る如く、大御神の御謀として、須佐之男神に屬給へるを思ふに、此の神もしばらく彼の國に入て、大名牟遲神の往坐を待つけたる趣に、佐けて共に將て歸り、夫婦となりて、共に功を成給ふべき、深き理ある事と思はるれば、是また今云ふ限りに非ずかし、〇

庶兄弟とは。彼の八十神を云ふ。〇坂之御尾は。師云。山の坂路の前乃。長く延はへたる處を云なるべし。御は眞に同じ。〇河之瀨は。師云。坂に御尾といひ。河に瀨と云へるは。たゞ詞の文にて。實はたゞ坂と河なり。偖その坂も河も。また詞の文にて。實はたゞ道の行手に。此處にても。彼處にてもと云ことなり。(山といはで坂といひ、また河にも瀨と云は、みな道路に就て云なり、瀨は渡り瀨なり。)然るを。如此言ひなせるは。古文の麗美き趣なり。また坂に伏と云ひ。河に撥と云も。言も。言をかへて。文を成せるものぞ。〇意禮は。師云。人を賤め詈稱なり。記中白檮原宮の段に。兄宇迦斯をも詈て云ひ。日代宮段に。熊曾建をも云へり。書紀に。右の兄宇迦斯を云るを。爾と書て。此云於例とあり。また神代紀。敏達天皇紀などに。儞とも作り。(儞は爾と同じ、と字書にあり。)枕册子に。田植る女の謠へる歌に。郭公よ。意禮よ。加夜都よ。意禮鳴てぞ我れは田に立つ　此れも女心に、田に立つ勞を苦みて、郭公を詈りたる詞なり、中昔の軍記などに、人を詈て、夜意禮と

云ことゝ多し、是も夜は呼出す辭、意禮は此と同じ、また今俗言に、罵て、起をたちおれ、行をゆきおれ、など云も、立おれ、行おれにて、此の意禮なるべし、然るを轉して、また立おつた、行おつたなども云へり、また今の世の俗言には、自意禮と云ひ、人を罵に、己とも我とも云は、古へと相反なり）さて今かく罵て詔へる所以は。下是奴とある處に云む。○大國主神。名義は。師云。天下を伏へて。宇志波久神と云意なり。（其の處を宇志波久人を宇志と云、主は之宇志と云ことゝなる由、上天御中主神の處に云るが如し。）○宇都志國玉神宇都志とは。師說の如く。根國にして詔へる御言なる故に。此の國土を指て。顯見國とは詔へり。其はたゞ。此の大御國の事とのみ見むはなほ狹し。根國に對へたる御言なれば。廣く大地全に係れり。玉は借字にて。古語拾遺に。顯國魂神と書たる如く。御靈なり。偕かく似たる御名を。二つ重ねて詔ふは。如何と云に大國主とは。此の天下萬國を作り堅めて。其を宇志波久意。顯國魂とは。國經營る功業を成竟て後に。顯國御靈の神と成りて。天下に其の恩賴を蒙しむる神と云意にて。此の二ツの名は此處にては。未だ此の神の御名には非ず。然神と爲れと敎命せ賜へるなり。是ぞ須佐之男大神の稜威の御靈を幸へ賜ふ處には有ける。（然れば大名牟遲神の、國作り竟へ給へる後に、宇都志國は、皇美麻命に避り奉りて、幽冥事を治看す事と成ぬるは、既く此に、須佐之男大神の御詔に定め給へる事にざりける、故れ後に、天照大御神産靈大神の勅命として、經津主神、武甕槌神の降りて問せる時に、我を云々して治め賜はゞ、吾は隱りて侍らむとは白し給へるなり、其は第百十五段より、次々の傳に注ふを見るべし。）さて後遂に功業を成て。此敎命の如く爲給へる故に。御名とは爲れるなり。（師說はいまだ精からず、此の己が說と合せ考ふべし、）○其我女。師云この比賣神今は。大名牟遲神に屬從ひて坐す故に。其と指て詔ふなり。○嫡妻は。師云字鏡に。嫡適牟加比女と見え。書紀に多く正妃とあり。此等に依て訓べし。牟加比は。正く夫に對配意なり。（物語文に、今の妻の生る子を、むかひばらと云るは、先妻と別け

て、今の妻を云へれど、是れも本は、嫡妻腹より轉れるにや。）〇宇迦能山。師云和名抄に。出雲國出雲郡宇賀郷あり。此の郷の西にありて。出雲御埼山と云まで連けり。鰐淵山と云是なり。（今云、宇迦山は御埼山どつゞきて、只、峯の別に立たりと通ゆ。其は第百二十三段、杵築の處に引る、風土記抄の説を見て知べし、さて此の郷を宇賀と云由は、第百四段に見ゆ、なほ彼處の傳に注ふを見べし。）〇於底津石根宮柱。師云式の祝詞どもに下都磐根爾ともあり。凡て上代には。神宮も人の舍宅も。伊勢神宮などの製の如く。地を掘て柱を立る故に。此稱辭あるなり。（今の世にも、賤が家には是れあり、掘り立てと云なり、地の上に、石居をして柱を立るは後の事なり。）石根は。故に礎をするには非ず。地の底に本よりある石根まで。深く掘て立ると云義なり。（於高天原云々は、高きを云ふと對へて見べし。）其は柱の立るが堅くして動なき由ぞ。〇太知は。（本には布刀斯理とありき。）師云。祝詞等に。太知立とも。太敷立とも。また廣知立とも。廣敷立ともあり。其は加茂大人の説に。祈年祭の詞に。皇神能敷坐島能八十島者云々。萬葉二に。天皇之敷座國など。知坐を敷坐と云ひたれば。知と敷と同じと有り。借この稱辭を。古來たゞ柱の上とのみ意得れど。然に非す。今考ふるに。萬葉二に。水穗之國乎。神隨。太敷座而云々。また一は。太敷爲京乎置云々。また二に。飛鳥之淨之宮爾神隨。太布座而云々などある例を思ふに。宮柱太知も。其の主の其の宮を知坐を云なり。太も右の萬葉に。柱ならで。國を知り坐すにも云へれば。たゞ廣く大きにと云稱辭なり。（太御幣、太詔戸、太占なども云り。）故廣知とも云るぞかし。かゝれば此の語は。專ら柱に係るには非ず。其宮の主に係れる語なるを。布刀と云が。柱に縁あるから。宮柱太とは云かけて、兼て其宮をも祝たる物なり。（萬葉二十に、[illegible]麻氣波之良、寶米弖豆久禮留、等乃能其等云々。）神代紀に、其造宮之制者。柱則高太云々。萬葉二に。眞木柱太心者云々など。柱は太を貴ぶなり。（縣居大人の説には、知りは敷にて、柱も千木も、その繁きを云、祝詞に、瓶上高知と云も、長け高き酒瓶ども

を、繁く並べたるを云にて知べし、と有れども、此の說は心得ず、まづ古事記に、此の稱辭三處にある、みな布刀斯理とのみ有て立と云言なし、知立と云るは、繁く立ともすべけれど、其を繁とのみ云ては、語成らず、其の外此の前後に引く、萬葉などにある敷も、繁にては通えぬぞ多き、宮柱太敷坐と連たる、坐すにても、主に係れる言なる事を知べし、但し瓶上高知りは、右の說にてよく聞ゆれども、他の例に合ず、故れ思ふに彼れは高くとのみ云ては、調べたらぬ故に、千木高知と云なれたる古言にならひて、知りてふ言は、輕く添へたるにても有なむ、萬葉一に、高知也天之御蔭、天知也日御蔭、とよめる高知るも、たゞ高き意なるを、次ゝの天知ると對へて、調へをなさむために、知るを添へたりとこそ聞ゆれ、されど此れ等の知の意は、猶よく考ふべきなり、）さて此の稱辭は、萬葉一に。御心乎吉野乃國之花散相、秋津乃野邊爾宮柱。太敷座波云々。また二に。眞弓乃崗爾宮柱太布座　御在香乎高知座而。また六に。續麻成長柄之宮爾。眞木柱太高敷而。また山代乃鹿背山際爾。宮柱太敷奉。高知爲。布當乃宮者。また二十に。可之婆良能宇禰備乃宮爾。美也婆之良布刀之利多底々などあり。〇於二高天原一とは。師云深くと云むとて。於二底津石根一と云に對へて。たゞ高きことを云ふ古言なり。大祓詞に。高天原爾耳振立聞物止。馬牽立氐、とあるも。たゞ馬の耳高く振立と云ことなり。（此れを高天原に坐す神たちの、耳振立、と心得るは、古言を知らぬものなり。）〇氷木は。（本に此には氷椽と書るを、下には氷木と作り、椽は混はしければ、氷木と作るに依れり。）師云。式の諸の祝詞に多かるは。悉く千木と云り、常にも然云なるを、古事記には三所に出たる。皆比岐なり。（今云、此に縣居大人の此の氷の字は、垂の字を寫誤れるにて、是も知岐と訓べし、知岐は、即垂木の多理を約めて、知と云るなり、と云れし說の非を、辨られたる說有り、記傳に就て知るべし。）和名抄の古本に、辨色立成二云。搏風板比宜（楊氏漢語抄の說同し、）とあり。（流布の板本には、比宜と云ふことなくて、和名如レ字とあり）大神宮延曆儀式にも。正殿一區云々。

上榑風肆枚。(長二丈八尺、弘八寸、厚四寸、)號稱比木と見え。同外宮の儀式にも。比疑高知と見えたり。此等にても、氷の字誤に非ること明らけし。)さて名義は、氷木千木共に肱木にて。其の比知の下を省けると。上を省けるとの差のみなれば。本一つの名なる故に。通はして云へるなり。(和名抄に、枅比知岐、功程式云肱木、とあるは別物なり。)凡て物の形の◇如此くなるを比知と云。手の肱も此の意以て名けたり。また肱金肱折なども同じ　其比はもと布理り切りたるにて。布理とは、右の形の如く本は一つにて。斜に左右へ末の分れたる物を云なり。(和名抄に、方言云、河東謂樹岐曰杈椏、和名末多布里など云是なり、振分髪と云も。頭上より、左右へ分れたるさまを云ひ、また俗に道程などを云に、此處と彼處との中央の處を、布理分と云も、此より出、また物の正直からぬを、布理の有ると云も、此より出たり)さて此の氷木と云物は。上代の家造りに。屋の左右の端に有りて。其本は。前へ後への軒よりして上りて。棟にて行合ふを。組違へて。其末を長く。

上へ出したる物にして。其の棟より上へ。高く出たる處を。氷木とは云なり。(或人伊勢神宮の、千木の事を論ひて云く。貞和餝記に、組目上謂千木、組目下謂榑風とあり、後の世は、千木をば、別に作る社もあれども、伊勢には今に、榑風の末を切らず、直に千木に用るなり、さて甚重き故に、風穴を明るなりと云り、さも有べし、)其は棟より下にては。即ち多理木と並びて。同じさまなる故に。古事記には椽の字を當。また屋の左右の妻にては。榑風と云物なる故に。書紀には其字を當られたり。然れども是れらは。棟より下にての名なれば。共に氷木には叶はぬことぞ。(此の千木の端を捺こと、伊勢内宮外宮にて、内をそぐと、外をそぐとの差あるに就て、会昜の理など、事々しく云ひなすは、例の漢意の附會なり、こは尾張人吉見氏が云る如く、内宮と外宮と状を變たるのみにて、何の意も有べきに非ず、)○高知とは。(本には多迦斯理とあるを、前後に引る書等に依て、此の字をかきつ。)師云此もたゞ。氷木の事のみに非ず。主の其の宮を知坐をいふ。高も上の太と同じ

く稱言なり。續紀に。聖武天皇即位の時の詔に。天下乃政乎。彌高爾彌廣爾云々。萬葉六に。吾大王の神隨、高所知流稲見野能云々。また自神代芳野宮爾蟻通、高所知者。山河乎吉三。この歌もて意得べし。（宮爾と云へれば、宮の高きを云に非ず、天皇の、此の宮を高知り坐なること明けし。）さて氷木は。棟の上へ高く上る物なる故に。其れに云かけて。兼て其の宮をも祝たること。全宮柱太知と云に同じ。（萬葉一に、芳野川多藝津河内爾高殿乎。高知座而、また荒妙乃藤原我宇倍爾食國乎、賣之賜牟登都宮者高所知武等云々、また六に、和期大王乃高知爲、芳野離宮者、また吾皇神乃高所知、布當乃宮者云々、是らも皆天皇に係奉りて云へるを思へ。）さて此の宮柱云々。氷木云々と云は。甚々上代より。定れる宮造りの稱辭にして。甚も雅たる詞なり。神武天皇紀に故古語稱之曰於畝傍之橿原也。太立宮柱於底磐之根。峻峙搏風於高天原而。始馭天下之天皇と見え。（文字は漢風に書なせる故に、いとうるさし。）式の祝詞どもに多く見えて。神宮にも。天皇の御殿

にも申せり。偖この宇迦山本の宮は。杵築大社とは別なり。（杵築宮の事は、第百二十三段の傳を見べし。）大國主命。天下を宇斯波伎坐るほどは。此宇迦山本宮にぞ住坐けむ。○是奴は。師云二字を連ねて、許夜都と訓べし。上の意禮の下に引る。枕册子の加夜都は。彼奴にて。共に古言なるべし。（今かの加夜都に對へて、是奴は許夜都なることを知りぬ、さて今の世の俗語には、是奴を許伊都と云ひ、彼奴を伎夜都とも、阿伊都とも云なり、また杼伊都と云は、誰奴なり、是らみな、夜を伊と訛り云格の同きにても、是奴は許夜都なること明けし、對馬などにては、今も阿夜都、許夜都、曾夜都と云と云へり。）さて上に意禮と詔ひ。此に如此詔へる。共に裏には。甚く賞美たる御心もて。故に表に賤め詈賜ふなり。今の世にも然事多きを思ひ合せて、其の味を知れ。凡て上の作介蹶蛇室云々より。種々の事と。此の御言と全同じ御意旨なり。（此の御言を宣ひのこしては、叶はざる故に、追給へり、然るは此れまでの御心も顯れず、功をも立給はざらむ事を思してなり、また大國主

神も、此時始めて、大神の、我を苦め給へるは、深き御心ありし事を知給ひけむ。)○還坐而は。この顕國へ還坐るなり。(或人云、上に伊邪那岐大神の、根國より還り坐る時は、禊祓ひ給ひ、伊邪那美大神は、多豫母都戸喫し給へる故に、顕國へは還坐がたき由見えたり。大國主神、また須世理比賣命は、彼の國に久しく坐つれば、彼の竈所にて煮炊たる物を、聞し食けむこと著し。然るに容易く還坐し、また殊に、禊祓の態ありしとも聞えざるは如何と云に、答へけらく此二神かの國の物食たりや食さずや、其は知らず、假令食たらむも、上に云る如く、此の神たちの、彼の國に往來し給へるは、別なる所以ある事なれば、伊邪那美命の、還坐がたく思召せると、由縁異なり、また還坐して後の、禊祓の態は有りけるか無りしか、知らねど、道理をもて思ふに、必祓ひし給ひけむを、其は此に用なき事なる故に、語り傳へざる物なるべし。)○若須世理毘賣命。若は例の稱名にて。別れる義なし。○社は。須世理毘賣命の常住へる屋代なり。抑々此の比賣命は。大國主神の嫡妻に坐せ

ば。其に宇迦山本宮に住給ふべく思ふに。かく別に御屋代あるは。上代には。神等多くは一柱づゝ常には離れ坐まして。通ひ住給へる事と聞えたり。(下にも處々、その趣に見ゆる事ども有り。)○滑磐は。奈米斯波と訓べし。(堅石などの例なり。)○滑狹は。那米斯波の斯波を約めて。佐と云へるなり。○本書風土記に。神門郡滑狹郷。郡家南西八里。云々とて此の傳を記し。故云南佐。神龜三年改字滑狹とあり。和名抄に。當郡に。南佐とも滑狹とも書て。二の郷ある是なり。(風土記抄に、滑狹は神西、市場、二部、三部、常樂寺、畑村等也といへり。)神名式に。同郡に那賣佐神社。(今本佐を佞に誤れり、風土記に依て改む。)同社坐和加須西利比賣神社あり。風土記に。奈賣佐社と云が二社有て。並在神祇官と云へるは即是れなり。風土記抄に。滑磐石者在神西村岩坪山。岩坪大明神。高倉權現之所坐。則祭須世理比賣與大穴持命。則那賣佐社也(神名式考證にも、社記云、所謂磐石者在神西郡岩坪山、岩坪明神、高倉明神、是則祭大穴持命、須世理比賣命、式内奈賣佐兩社是也と

云り、且有神直曰神待之處。大穴持命來通須世理比賣命之時。相待此賣子此處也。波加佐社是神待社也。又有羽加佐山と云り。波加佐社は。風土記に。奈賣佐社に並出て。是も在祇神官と云へる社なり。然るに神名式に。此の社を擧られざるは。不審きことなり。（さるは風土記に、在神祇官、といへる社の、神名式に漏たるが無ればなり。）或説に。和加須西利比賣神社の次に並べて。佐伯神社とあるは。伯佐を下上に寫し誤れるにて。波加佐社なるべしと云り。然も有べし。

於是大國主神。爲伐八十神而造城矣。城名樋山之地是也。故八十神者。不置青垣山裡詔而。持其生大刀生弓矢而。追避之時。毎坂之御尾追伏。毎河之瀨追撥而。國作始矣。其追廢之時。追及坐之處云來次。亦此大神之射檠立而射之處者。即矢代郷是也。亦令殖笑之處云矢內郷也。

城は、紀と訓べし。（御紀を始め古書どもに、志呂と訓ることはなく、常に紀とのみ訓來れり、城を紀と云名義を、加茂大人は、書紀に、玉城宮とあるを、古事記に、玉垣宮とあるに就て、即ち加紀の略なりと言はれ、谷川氏は、築の略なるべしといへり。）師云。必しも後の世の城の如く。したゝかならねども。假そめに。垣ゆひ廻らし。搆へたる處などをも云なり。（稻を積置く處を稻城、馬を居しむる處を、牧と云にても知るべし、）○城名樋山。此は本書出雲風土記に。大原郡城名樋山。郡家正北一里百歩云々とて。此傳を記せり。同記抄に。斐伊郷古城山也。東北處山。以南小川。以西大河也。俗呼云劒埼と云へり。○青垣山。此は下にも往々出れど。一つの山の名には非ず。そは師說に。青山の國の垣となりて。周廻れるを。倭建命の御歌に。多々那豆久。阿袁加岐夜麻碁母禮流。夜麻登志宇流波斯。と御詠まし。萬葉一に。疊有青垣山云々。神賀詞に。出雲國乃青垣山內爾。

下津石根爾。宮柱太敷立由云々など猶あり、由と云ずて。唯青垣とのみ云へる例は、萬葉六に。芳野乃宮者立名附青垣隱云々。とある是なりとあり。(眞龍云、青は青香山、青香山の青の如し、此所は、須賀の宮所を圍む山を云なれば、東北に、須我山、林垣山、西南に高麻山鍋岡山ありて、擧を廣く遠く、八十神を追撥ふを云。)○持二其生太刀生弓矢一云々 師云こゝにて。生てふ德あらはれたり。○毎二坂之御尾一云々。毎二河之瀨一云々。師云二つの毎は、處々にて戰賜ふ度毎に、勝給ふと云ことを、如此雅に言ひなせるは、また古文の巧、後の世の及ばぬ所なり。(萬葉十八に、可波乃瀨其等爾とあり。)○國作始來は、師云。下に此國作り賜ふ事の定あり、作とは。卷の首に修理とある字の意なり 抑此國作の事は。上の豫美國段に。伊邪那岐命の。吾與レ汝所作之國。未二作竟一故可還と。伊邪那美命に詔ひしかども。云々の所以にて。得還り坐さで止にしを。其の伊邪那美命に依り坐て。豫美國を所知。須佐之男大神の。御裔に坐す此神の。其の大神の御威靈によりて。(御威靈によるとは、生太刀生弓矢を得給ふ事など、上件事をいふ。)彼の業を紹て。功を成給ふこと、彼と此とを相照し考へて。深き所以ある事を知べし。○來次は、伎須伎と訓べし。(下に引く支須支社を、式には來次と作き、大背會の齋紀主基の主基を、次とも書たり。)さて此の來次の事は。本書風土記に。大原郡來次鄉、郡家正南八里(抄に、來次鄉、西日登、東日登、寺領、中谷、來次市等の五所也とあり、和名抄にも同郡に、來次鄉と出たり。)所二造天下大神命詔、八十神者。不レ置二青垣山裏一詔而。追廢時、此處追次坐故云二來次一。とあるを採れり。(但し廢追次坐の四字、本どもに、義滔以生とあるは寫誤なり、今は眞龍が解に依て、改めて引たり。)追次は追及なり。伊邪那岐神を。伊邪那美神の追坐る事を。古事記に。追斯伎とあり。(志伎を須伎と云るは、書記に、味鉏高彥根命とあるを、古事記には、阿遲志貴高日子根神、とあるもて知べし。)此れ等を考へ合せて。追及云々と文を成しつ。道を追及ぶを斯久と云と、師の言れたるが如し。八十神を追及て。來給へる地なる故に。

來次と云由なり。(俗に追ひ付くといふ意なり、委くは。第二十二段の傳に云へりき、)さて風土記に同郡に。支須支社といふ有て。在神祇官と云へり(風土記抄に、[illegible]郷宇治村、室大明神也と云り、)即ち神名式に　同郡に。來次神社とある是なり。大國主神を祭れるなるべし。○射垛は。阿牟都知と訓べし。和名抄射藝具條に。楊氏漢語抄云。射垛以久波止古路。此間云阿無豆知。(今按又用堋字、)とあり。以久波止古路は。的所なり。阿無豆知は。今阿豆知と云ふ。即ち的を立て弓射る場をいふ。○矢代郷は。本書に。大原郡屋代郷。郡家正北一十里一百一十六歩。所造天下大神之。垜立射處。故云屋代。(神龜三年改字屋代、)即有正倉とあり。(抄に、幷東西二代為一郷と云へり、和名抄に、當郡に屋代郷見えず、)其の正倉は。同記に。不在神祇官とある社の中に。屋代社とある是なるべし。(抄に、屋代郷三代村。貴船大明神也とあり、祭神は、決めて大國主神なるべきに。貴船と云は、後の非說なるべし。)○笑は。和名抄征戰の具に。箭釋名云、笑和名夜

とあり。令殖とは。戰ひ給ふ時のことか。また殖は。宇々とも訓る丶字なれば。矢竹を殖生し給へる所。と云るにも有べし。本書に。同郡屋裏郷。郡家東北一十里一百六十歩。古老傳曰。所造天下大神之。殖笑給處。故云矢內とあり。(抄に、宇治、南賀茂。中村、延野、大竹、猪尾、岩倉。新宮、近松。砂子原、立原、大埼等の十二所也と云へり、和名抄に、同郡に屋裏郷あり。)さて矢代。矢內二つの故事は。必しも此の時の事とは所思ねど。因に此處に文を成せるなり。

故其八上比賣者。如先期。美斗阿多波志焉。爾其八上比賣者。雖率來坐。畏其御嫡妻須勢理毘賣而。其所生子者。刺挾木俣而返矣。故其子之名云木俣神。亦名謂御井神。　此者座摩之御巫之伊都伎奉神也。

八上比賣。師云延佳本に。神の字あれど。前後此

の名に、神と云る例無れば。無きぞ宜き。○如先期は、上には此比賣神の。八十神に答へ給へる言に、吾不聞汝等之言。將嫁大名牟遲神とある耳なれども。彼の時に既く契約は有りぞしつらむ。○美斗阿多波志嶋。師云邇々藝命の大御歌に。佐禰杼許母　阿多波怒加毛用。とある聯ざまと合せて思へば、美斗は、美斗能麻具波比の美斗と同く。(彼の佐禰杼許も同じ樣なればなり。)阿多波志は、阿多比を延たる例の古言にて、阿多比、阿多布などと活用言なり。さて神代紀の下に、不與之。また雄略天皇紀に、與一夜而孕。(また不與一宵とも、與總宵とも、同紀に見ゆ。)など有るにても。其の事は知られたれども、言の意はいまだ詳に思ひ得ず。與御手也と云說などは、痛く誤たり。○こは今の世に、手を拄と云より思ひよれるにや。然れど美斗と云はで。佐禰杼許母と云るをば如何せむ。)强て嘗に云はゞ。彼の大御歌に。奧津藻者邊に雖寄。と比べ詔ひ。また眞寢床毛と云より連有を思ふに。阿多布は。此と彼と一つに寄著意ならむか。雄略天皇紀の與の字も。其にする意を取れるなり。(此の與の字を、人に物を與る意にて、阿多波須と訓り、とな思ひ混へそ。)然れば美斗阿多波須とは。一つに寄會て。御寢所を與にし賜ふ意ならむか。(さて人に物を與と云は、令阿多波の波須を約たる例の言にて、是も其の物を其人に寄せ著る意より出ためれば、右の阿多布と、此れも本は一つに落つめり、また漢文に、不能を阿多波受と訓むは、字書に、能は勝任也と有る意にて。多閇受と云に同じ、故れ思ふに、勝任も、本阿多布流の阿を省けるならむか、不勝を阿閇受とも云をも思ふべし、かゝれば、勝任は、其の事によく至り著意、不勝は、其事に得至り著ぬ意なるべし、然れば不能も不勝も、みな本は右の阿多布と一つなるか、○書紀に、納采また聘などを、阿斗布と訓るは、言も事も近けれど別なり。)○雖奉率坐は。因幡より出雲に。大國主神の率來ませるなり。○畏は。八上比賣の畏み坐るなり。其は下に嫡后の。甚く嫉妬み給ふに。大國主神和備て。倭國に上り坐むと。將給へる事有れば。然る事を聞して。畏み坐るなるべし。○刺挾

刺はたゞ輕く添たる辭なり。○返は。本國岡楯になり。○御井神とは、師説の如く、此の神處々に井を作りて、民の利をなし賜へる御功ありしに因て。稱奉れる御名なるべし。其御社は。まづ出雲風土記に。秋鹿郡に、御井社（鈔に在二佐田一といへり。）ありて。在二神祇官一と見ゆ。神名式に。同郡に、御井神社とある是なり。また出雲郡にも。御井社ありて。在二神祇官一と見ゆ。式に。同郡に御井神社とある是なり。（風土記鈔に。有二漆沼郷直江村一。御井大明神也と云へり。）また大和國宇陀郡に、御井神社（此社は。檜牧村と云に在りて、今は倉井大明神。と考證に云へり。）美濃國多藝郡に、御井神社。各務郡に御井神社（和名抄に、同郡に三井郷あり。當國式社考に。加納驛を去ること東二里許に。三井村あり。御井大明神と云といへり。考證にも。三井村の北一里餘に、稻羽山明神社あり。と云るに就て。或人云、承和十五年の紀に。七月美濃國厚見郡無位伊奈波神。奉レ授二從五位下一とあるは是か。と云り。御井神の、稻羽の神なるを思へば。然も有らむ。）但馬國養父郡に。

御井神社などあり。（○名神祭式に、御井神社一座とあるは、誰社ならむ。）○座摩之御巫は。上にも出て且々云へり。（第七十四段の傳見るべし。）神名式に、神祇官西院坐。御巫等祭神廿三座の中に。座摩巫祭神五座（並大。月次新嘗。）生井神。福井神。綱長井神。波比祇神。阿須波神とあり。（清和天皇紀に、貞觀元年正月廿七日、奉レ授二神祇官生井神。福井神。綱長井神。波比祇神。阿須波神並從四位上一とあり。）縣居大人說に。座摩は。本と攝津國西成郡の所名にて、式にも。同郡に同神の社あり。（今云。此の社は、下に別に記し出て、委く注を見べし。）右の神等を祭る祝詞に。皇神敷坐下都磐根爾。宮柱太知立云々。と云へるにも依るに。古へより。此の大神の敷坐し處に。仁德天皇宮作りし給ひて。宮中に齋給ひし故に。其の後大和山城と京を遷されても。同く遷し齋ひて。其處を即ち座摩と云しならむ。座摩の座は。今の集解に。居とも書れば。爲と訓こと定かなり。然て居も座も摩も借字にて。井之後と云所の名にや有けむ。と言れしは。實然る說なり。（然るにまた。

井之塘にやとも言れし說は、いかゞ有らむ猶能く考ふべし。）其は伊勢國朝明郡にも。式に井後神社と云が有ればなり。（此の社は、いま柿村と云に在りとぞ。）さて祈年祭の時に。此の神等に白す祝詞に。座摩乃御巫乃稱辭竟奉、皇神等能前爾白久。（職員令に、御巫とある所の義解に、在テ大因ニ巫也と見え、延喜臨時祭式に、凡座摩巫、取テ都下國造氏童女七歲已上者ヲ充テ之、若及テ嫁時ニ申テ辨官ニ充替、と見ゆ、一本に、都の字を部と作り。巫を加牟万古と訓るは、神之子なり、さて御巫は、此の外にも、神祇官八神の御巫、御門御巫、生島御巫など、各別なる故に、座摩乃、とは云るなり。）生井（神名式に、生井神、清和天皇紀同じ。）榮井（紀にも、式にも、福井神とあり、榮福幸などは、言の意ともに同じ。）津長井（紀式ともに、綱長井神とあり、訓は同じ。さて此三名は、御井神の御名を、種々に稱へたるなり、綱長井と申すは、井の深さは、水淸やかなる故に、釣瓶の綱の、長き由を、世の長き由にかけて稱へたるか。）阿須波、波比支（此の二神のことは、既に第七十四段に委く

注せり。）登御名者白氐、稱辭竟奉者。（こは祝詞の定例の言なり、既に注へりき。）皇神能敷坐下津磐根爾（考に云、右の神たち彼の座摩の地を、本より宇斯波伎坐しゝ事。この文にて知らる、今の京を建給ひし時、園神韓神の社を、宮内省に祭らるる類なり、さて其の座摩は、難波宮の時の事なるを、大和、山城の都にても、古へに準らへて、かくは稱へ申し給ひけむこと、上に云が如し。）宮柱太知立、高天原爾千木高知氐、（此言のことは、既に第八十六段の傳に委く注へり。）皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉弖、（瑞御舍のことは、既に第六十六段の傳に注へり。）天御蔭日御蔭登隱坐氐、（考に御は眞なり天を覆ひ日を覆ふが爲の屋なるを、文にかく云ひ成せるなりとあり、或說に、天は雨の借字にて、雨を防ぎ日を防ぐ由を、かく云成せるなりと云へり、實然も有べしや。）四方國乎安國登。平久知食故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣とあり、（また月次祭の祝詞にも。かく見えたり。）さて臨時祭式に、御井祭と云見え。（其の祭の品々を見れば、いと重き御祭なり。）また御井幷

御靈代とも有て。靈神と一つに祭給ふことも有り。（然るは其品々を一つに擧たればなり。）師の言ひ如く。井は殊に重くすべき處なれば。誰か家にも分々に隨ひて。此の神をば齋奉るべき物ぞ。なほ神名式に。攝津國西成郡に坐摩神社（大。月次。新嘗。）あり。これ上に記せる縣居大人説に。出ゆる神祇官に坐す。座摩神の本社なり（清和天皇紀に。貞觀元年正月廿七日。攝津國坐摩神從五位下とあり。百錬抄。元仁元年四月十三日。此の社の門荒垣等の燒たるに付て。軒廊御卜ありしこと見ゆ。）また和泉國和泉郡積川神社五座とあるも。右の五神を祀るよし。彼の社記に見ゆ。と考證に云へり。（國史に。承和九年十月奉授无位積川神從五位下。貞觀六年三月廿三日。授和泉國從五位上積川神從四位下。同十五年四月五日。授從四位下積川神從四位上とあり。和泉志に。今在積川村と云へり。）

○門人岩崎長世。久保田綱根。佐藤昌信ら云。これの十七の卷を。櫻木に勞きゐらせて。紙にうつして。其花の咲みてるがごと。天の下にてり匂はせむとするは。美濃國惠那郡附地村に。古くより世々村をさめする。田口慶成。又其おなじ里長。曾我常昌ら相議り。また初帙より次々を。彫刻したる人々の功績を合せて。かくは成たるになむ。

古史傳十八之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　續攷
　　　　　　孫　延胤

神代中十之卷

故是大國主神。平國之時。到坐出雲國伊佐佐之小汀而。爲御食之時。海上有人聲。故。驚而求之。都不見物。頃時而。甚小神。自波穗。乘天之蘿摩船而。以佐佐伎翮爲衣服。隨海水而漸浮到焉　大國主神。即取而。置掌中翫之則。跳而齧其頰矣。故以爲怪物也。雖問其名。不答　且雖問所從之諸神。皆白不知矣。爾谷具久白云。此者久延毘古必將知焉白則。即召久延毘古而。問之時。此者產巢日神之御子。少毘古那神也白矣。

伊佐々之小汀は。出雲郡にある濱なり。また伊那佐之小汀とも。伊多伊之小汀とも云。委くは下に注ふ。（第百十五段の傳見るべし。）○爲御食之時は。美袁志世須時爾と訓べし。（本に當飲食是時とあるを。師の訓に依て文を成せり。）○海上は。和多能閉と訓べし。（宇那婆羅とは訓まじきことぞ。）○有人聲故は。人聲世禮婆と訓べし。（此は師の訓に依れり。）○求之都不見物は。美給布爾。都爾物毛美延受と訓べし。（此も師の訓に依りて文を成せり。）甚小き故に。聲のみして物は見えざるなり。○波穗は。師云萬葉十四に。奈美乃保能。伊多夫良思毛與。（波穗之甚振なり。）と有に依て訓べし。（末にも拔十掬劒而、逆刺立浪穗云々、御毛沼命者、踏波穗云々などあり。）神代紀下に。於秀起浪穗之上。起八尋殿云々（秀起此云左岐陀豆屢。）また神武天皇紀に。浪秀とあり。凡て穗とは。著く顯れ見ゆる事を云て。波穗は。書紀

に。秀起とある如く。(左伎は、花の咲などの左久なり、萬葉十四に、左久奈美ともよめり。)浪の白く高く立つさまを云ふ古言なり。○自は。次の浮到。と云文に係て見べし。浪上をと云ことなり。自レ船自レ徒などの自なり、と師の言れたるが如し)○天之羅摩船。天之と云は天之羅。天之眞拆などの例なり。(羅の字、諸本に艸は無れど、延佳本に依て加へつ、師はさかしらなりと言れつれど。)書紀には。以二白蘞皮一爲レ舟とあり。本草和名に。蘿摩子。和名加々見と見え。(醫心方には、加々毛と見え、和名抄には加々美とあり。)白蘞は。同書に也末加々美とあり。(和名抄にも、夜末賀々美と見ゆ。)また同書に。徐長卿。和名比女加々美と見ゆ。(醫心方には、加々毛とあり、)蘿摩は俗に乳草。蜻蛉乳。加賀良比。賀々芋。燒所花。碁賀長など。國々所々にて名替れり。(乳草と云は、蔓を引切れば、乳の如き汁の出ればなり、賀々芋と云は、其根の芋に似たればなり、燒所花と云は、其花の形、切もぐさに似たれば云、加賀良比、また碁賀長と云由は知らず。)物類稱呼に。蘿摩は。葉

の形細長く厚く。兩對ひて。表に薄白く筋あり。(好事の人は、茶の代りに用ひ、また其の根を炙りて食ふ、甚甘し、葉莖ともに、日に干て焚けば惡臭を消す、)實は細長く。三四寸ばかり有て。糸瓜に似たり。名けて雚瓢と云 其の末熟して。枯て二ツにわれ。中より綿の如き物出る。是を俗に和の波牟夜と云。と云るが如く 其の殼を割たるは。舟にいとよく似たる物なり。(白蘞、徐長卿ともに、蔓を引切れば、白き汁の出る故に、共に加々美てふ名を負へるならむ、實葉も大小異なれど似たり、さて蘿摩は、乳なき婦人に用ひて、よく乳を出す物なり、北山[illegible]が[illegible]方考[illegible]衍と云書見るべし。)後拾遺集に。「曉方ははづかしげなる朝皃を。かゞみ草にも見せてけるかな。(但し此歌は、師も引れたれど、藻鹽草に、鏡草は、かたばみに似たる草なり、丸き葉の石に這ふ草なり、と云て。「かたばみのそばに生たる鏡草、つゆさへ月にかげみがきつゝ、と云古歌を擧たれば、蘿摩とは別草にて、豆蔦といふ物に似たり。)○佐々伎は。書紀に。鷦鷯と書て。此云二娑々伎一とあり。和名妙に。

文選傳毅舞賦云。鷦鷯小鳥也。生於蓬萊之間。長於蒿藜之下。和名佐々木と見え。字鏡に。鷯左々支とあり（また豆久岡、加也久支など云訓を付たれど、カヤクキは鴟鳥、豆久彌は鶫なる物をや、）仁德天皇の大御名を。古事記に大雀命と書たれど、書紀には大鷦鷯と書たり。此は記に。雀の字を書たるが誤りたる由を、知らしめむとの事と思はる（其の御名の由緣の故事を思ふに、實に鷦鷯と通えたり、然れば書紀に、雀の字を佐々支と訓る所もあるは誤なり、）纂疏に、鷦鷯俗云美曾佐佐伊是也とあり。今も然云鳥なり。名の義は。谷川氏の、佐々木は其小也と云へる如く、實に是ばかり小鳥は無れば、佐々伎と云るならむ。（美曾佐々伊と云は、溝鷦の義か、然るは此の鳥、溝邊籬の下などに、小虫を求る鳥なれば云るにや、是に就て繭に思へるは、鴟鳥を加夜久伎と云は、萱潛と通ゆれば、佐々伎とは、笹潛の義ならむか、と思ひしかど其はわろかりき、）さて此を古事記には。內剝鵝皮剝爲衣服とあり。鵝は決めて鷦を誤れるなり。）また若くは、鵝の字を佐々伎の事

と思ひ紛へて、當たるにも有べし、然れば縣居翁の、佐邪伎と訓れたるは當れり、然るを記傳に、佐邪伎ならば、書紀の如く、羽とこそ云べけれ、蛾皮と云むこと、鳥には似つかはしからずとて、蛾の字の誤として、比牟志と訓て解れし說は、却りて信がたし。）○掌中は、舊訓に多那宇良と訓るに依べし。手裡なり。手心と云も同じ義なり。○獼之則。見給比斯加婆と訓べし。字に隨ひて。毛氏阿曾夫と訓むは、漢籍風の訓なり。○頰は。和名抄に、豆良（一云保々、と有り。簪は俗に奢付なり。此は下に、産靈神の御語に。不順教養云云。と詔へる神性なり（然るを、大國主神の輕慢の心を讓めて、顏を捩ゆるを云など釋る說どもは、聞つくも煩さし）○所從之諸神は、師云美登毛能神多知と訓べし。大國主神の御從者なり。○谷具久は（本に、多邇具久とありや、師說に依て且は具の誤なることを知りて改めつ、）師云萬葉五に。多爾具久能佐和多流伎波美云々。六に谷潛乃狹渡極云々。祈年祭詞に。谷蟆能狹度極（月次祭詞にもあり、）などあり。此は蟾蜍のことにて。（祝

詞に、蟆と作たるは蝦蟆にて、そは只の加閉流なれば、比伎賀閉流とは別なるが如くなれども、古へ通はし云ること、漢籍にも多し、また祝詞の今の本に、蟆を加雁と訓れど、字音なれば誤なり、縣居翁の、多具久と訓れたるが當れること、萬葉と照していちじるし。)具久は鳴く聲によれる名。谷と云は。物のはざまに居る物なる故なり。(久々は蛙の類の總名にて、蟾蜍を谷具久とは云か、○今和名抄に、唐韻云、蛙蝦蟇也、和名賀閉流、また青蝦蟇、兼名苑云、蝦蟇大而青脊、謂之土鴨、和名阿乎加閉流、また兼名苑云、蟾蜍似蝦蟇而大陸居者也、和名比木とあり、今按ふに、蟾蜍は具久と鳴物に非ず、青蝦蟇は、田沼谷相などに居て、常に具久と鳴く物なり、師説の如く、鳴聲に依て名けむには、是ぞ谷具久と云べき物なり、山田の曾富騰のことを云へるも、田に居る青蝦蟇ぞ由有てきこゆ、然れど靈異わざある物は蟾蜍なり、此はなほ熟考ふべし、さて總て加閉流は、小虫を吸取て食ふ物なるが、中に蟾蜍は引く息のつよき故に、比伎と云なるべし。)此の物の靈異わざある事は。漢籍にも見え。世の人も知れる如くなれば。今此の事も由ありて所思ゆ。(本朝文粹、村上天皇御製古調詩に、又有異體者、名號爲最明、野鎚誰得辨、蝦蟇尤耐驚とある、此野鎚、蝦蟇の對句の意を按に、かの異體者の形狀、野鎚蝦蟇に似たり、かゝる者は誰か辨へ知らむ、見ては誰れも驚きつべし、と云意か、又は野鎚と云ふとも、誰か此の者を辨へ知らむ、蝦蟇も此を見ば、驚くべしと云ふ意か、若し後の意ならば、野鎚、蝦蟇は、物をよく辨へ知る物にして詔へるなれば、此に由あり、○今云、野鎚は、何物と云こと未だ見當らず、野神の名を野鎚と申すとは別なり、出羽の秋田などに、野鎚と稱ふ物あり、己れいまだ其の形を見ねど、見たる人の言を聞くに、形槌の如くにて、目口はあれど、尾も頭もなき物にて、蛇の類と見ゆるが、人を見ては、草村より急に出て、蜻返りに、追つめて齧付むとし、貒兎などをも取こと有といへり、御製の野鎚は此れならむか、また蟾蜍の大なるは、背の徑り一尺ばかりなるも珍からずとぞ、此も甚大きなるは、頭より背に、長き

毛生て立歩き、赤子の如き聲をなして人を欺き、また人家に礫などを打ことも有り、しか大きく成れるをば、禿切と云なり、此も己は見ねど、能知たる人の物語なれば、因に此に記し出つ、また按ふに、徒然草に、野鎚と云見え、新撰字鏡に、歟螢、乃豆知、また蝮蛸也、乃豆知と有り、考へ合すべし。）○久延毘古。名義次に准すべし。師云神名式に。能登國能登郡に。久氐比古神社あり。（氐の字若しは延の誤には非るか、摠國[illegible]記と云物に、能登國に至り云々、くゑのやつと云所にてよめる、「心からうきすまひにもなれぬらむ、やちたひ何をくゑの里人、とあるを見れば、いよ／＼久氐は、久延の誤かとおぼゆ、たとひ氐にても延と同韻なり、）同郡に。宿那彥神像石神社と云も見ゆ。（今云、また隣郡羽咋郡に、大穴持神像石神社と云もありて、清和天皇紀に、貞觀二年六月九日、能登國大穴持神、宿那彥神像石神二前、並列ニ於官社ニとあれど、信に由有げなり、）○召ニ久延毘古ヲ而云々。次に此神者。足雖レ不レ行云々と云つゝ。此に召と云ことと心得がたきに似たれど。謂ある事

なり。次に云べし。○産巣日神。此は古事記に。神産巣日神とあるを。たゞ産巣日神と書るは。書紀には。高皇産靈尊の子とも有て。實は男女二柱の皇産靈神の。産靈の御間に生坐る故に。しか二た方に語り傳たるなれば。二神を兼てかく書きたるなり。委くは既に云へりき。（第一段の傳見べし。）○少毘古那神。（此御名、本に少名とあるを、書紀に少彥名神と有るに依て、少の下の名の字を略きつ。）師云名義。少は書紀の纂疏に。以ニ形體短小ヲ爲レ名とあり。然も有べし。須久那志とは。後の世にはたゞ多きに對へて。物の數にのみ云へども。古へは大に對へて。小きことにも云り。萬葉には。小彥名ともかけり。（官職にも、大少ありて大を於保伊、少を須奈伊と云り。）さて毘古も那も、例の美稱なり。（神名式に、越前國坂井郡に。比古奈神社と云もあり、また橿原宮天皇の御子に少名日子建猪心命と申す御名もあり、また宿奈麻呂てふ人の名もあるなり。）

故爾遣レ使而。白ニ上於ニ神産巣日御祖命ニ

則。詔曰。此者實我子也。吾所生子。凡有千五百座。其中最惡而。不順教養。自吾手俣漏墮之子也。愛養而。與汝葦原醜男命。爲兄弟而。宜作堅其國詔矣。故少毘古那神。亦謂手間天神。亦謂小名牟遲神。亦云少御神。乃產巢日神之長子也。故顯白此神所謂久延毘古者。於今云山田之曾富騰者也。此神者。足雖不行。盡知天下之事神也。

遣使は。使乎麻陀須と訓べし。（遣を麻陀須と訓む由は、第百四十六段、奉出の處に注べし。）○神產巢日御祖命。皇產靈神二柱坐すが中に。神產巢日ノ命は女神に坐て。內事を掌給ふ故に。此の神に白シ上給ふなり。○白上。師云白は右の狀を云々と白すなり。上は少毘古那ノ神を。高天ノ原に率て詣でゝ御祖ノ命の御許に獻るを云。（下文御祖ノ命の詔に、此者實ニ云々と詔ふは、まのあたり見給ひての御言なればなり。）彼叢雲劒を白ニ上於天照大御神ニとあるに同じ。彼れも上は即其の太刀を獻るを云り。（俗にたゞ白すことを、申し上と云ことは異なり、上の言輕く見るべからず。）○實とは。久延毘古の。云々白せるは如何と。使神の白すを承て。實に然なりと詔ふなり。○手俣は。師云縣居翁の。多那麻多と訓れたるに依べし。（本に多能麻多と訓み、また書紀に、指間を、多麻々多と訓る所もありいかゞ。）那は之に同じ。手心。手裏。手末など云例なり。（さて古事記中の俣の字、延佳本には、すべて股と作り、こはさかしらに改めつるなり、俣は字書には見えねど、此方の古書に、あまねく用ひて、今もなほ地の名などには、此字をのみ書來れり、改むべきに非ず、此外も漢國になき字、また有れども、あらぬ意に用ひたるなど、古書にまゝ此類いと多し。）○漏墮之子。古事記には。久伎斯子とあり。（今は書紀に、漏墮とあるを合せて、文を成しつ。）師云。漏は。上にも大名牟遲神の事を。

曰木俣漏逃而去しと云へり。萬葉十に。伯勞鳥之草具吉。十七に。保登等藝須。木際多知久吉。また波流乃野能。之氣美登妣久々鶯。云々などあり。久具流と云は。此の久々を延たる言なれば久伎は久具理と云ことなり。（此の文に、實我子也云云と、わづかの間に、三たび重ねて子と云ことあるは古文なり、今の世に、文章かくと思ふ人の、かく同言の重なるをば、拙しとして省くは、中々に古へざまにあらず。）〇汝と指て詔ふは。此時大國主神も。共に參上給へるが如くなれど。使にても。如此詔ふべきなり。〇兄弟。此も阿邇於登と訓べし。兄弟となり。心を睦び。力を戮せてと詔ふなり。（後の世に、他人どち、兄弟と爲ことあるを、義兄弟と云り、此は產靈神の始めて命せ給へる事なれば、心だによく一なば、最宜き事にぞ有ける。）〇宜作堅其國とは。師の言の如く。天地初發之時に。天神の詔以て伊邪那岐。伊邪那美神に。修固成是漂流國として。天瓊戈を賜へりき。斯て豫美國段に。吾與汝所作之國。未作竟云々とある。其の未作竟給ざる所を。作堅めて。功を竟よとなり。師云。今かく少毘古那神を副て。助けしめ給ふは。彼の沼矛を賜ひしと同意にて。深き所以あるべし。其國とは。高天原より。此の國を指る御言なり（上に引る天神の詔には、是とあるは、そのかみ天地相去未遠故に、御目のあたりなる故なり。）〇手間天神は。大三輪神鎭座記にも。此と同し傳を記して。此故傳曰手間天神也とあること。徹にも云へるが如し。御祖命の御手の間より漏墮たる天神に坐ばなり。（また是に就て按ふに、間を麻と云は、俣の省語には非ざるか、然るは間と云語は、彼と此との間を云て、俣と云に、意通へばなり。）出雲國意宇郡筑野村。間濱の海中に小嶋あり。手間嶋といふ。此嶋に。手間天神社と云あり。祭神は少彦名命なりと。書等に見えたり。（俗人訛りて天神と濁りて唱へ、菅原大臣社と思ふとぞ、杵築大社記に、此嶋は、一蓬莱とも云べき風景なり、毎年除夜に、大海の無量の烏賊魚ども、此嶋の邊へ集まるを、此浦の漁人ども網を曳てとるに、神の祠へ、參詣遂たる魚は、背上に黑點あり、參詣遂ざるは黑點なし、是あま

ねく知る所なり。）○小名牟遲神。この御名も。微に云へる如く。戒壇院神名帳に。大汝小汝明神とあるを採れり。（大名持神の御名を、萬葉六には、大汝とも書たれば、少彥名命を、小汝とも申せるなり。）大名牟遲の。大名に對へて。小名と申せり。（然れば須久那は、須久那々と云べきを約たるなり、凡て同音の重なれる言は、一つ略く例多し。）さて上に。皇產靈神の御詔に。爲二兄弟一とは有れど。誰か兄。誰れか弟と云こと知られざるを。此の大名小名と申す御名に依てぞ。兄弟の事の詳に知らるゝなり。（大兄少兄の義をも思ひ合すべし。）○少御神。此の御名は。息長帶日女命の大御歌に。須久那美加美と。御詠ませるを採れり。（下に引く萬葉七の歌にも、しかよめり。）○產巢日神之長子。長子は美古能加微と訓べし。御子之上の義なり。書紀に。所々に長子をかく訓り。（なほ第七十六段の傳に注せるを見よ。）さて此の傳は。神祇譜天圖記に。大己貴神與二產靈神之長子。少彥名神一共經二營天下一云々。と有るを採れること。既に微に云へり。（右の文は、神名秘書に引たるを、此に用ある處のみを、甚く切めて再引たり、此は他の書等に見えざる。最も妙なる正しき傳へなり。其由次の段に注ふを見るべし。○顯白とは。誰も知らざりしを。よく見知りて。其と顯はし申せしを云。末下に。此立二御前一而仕奉之猿田毘古大神者。專顯白之汝送奉。ともあり。（此に依て思へば、神名は更にもいはず、人の名にても、某と顯はし知らしむることは、最好德と爲たるものなりけり。）○山田之曾富騰。師云。こゝの文を按ふに。當時久延毘古と云しは。即ち今の世に至るまで。山田の曾富騰とて有る物是れなり。と云意なり。（然れば久延毘古、即ち曾富騰のことなり。）さて曾富騰は。後の歌に曾富豆とよめる物にて。淸輔朝臣の奧義抄に。田におどろかしに立たる人形なりと云り。（山田を、縣居翁の、地名なるべしと云れしは、曾富騰を、其處に鎭坐神の名と見られしなるべし、然れど此の語のさまをよく思ふに、さは聞えず、もし尋常の神名ならば、坐二山田一曾富騰神、などゝこそ有べけれ、また或說に、後の歌によめる、山田のそほづと云物は、たゞ此に、足

雖レ不レ行とあるに依て、此の神名を取て、擬へて名けたる物なり、と云るも惡し。）古今集に。「足引の山田の曾富豆己さへ。我をほしと云ふれはしきこと。」後撰集に「明暮し守るたのみをからせつゝ。袂そほづの身とぞ成ぬる。」拾遺集長歌に。「小山田を人に任せて我は只。袂そほづに身をなして云云。」曾根好忠集に「山田守るそほづも今はながめすな。舟屋形よりほさき見ゆめり。」などよめり。（新古今集に。僧都玄賓、「山田守るそほづの身こそ哀なれ。秋はてぬれば問ふ人もなし。」此歌によりて、曾富豆は、僧都を以て名けし物と心得るは、古へを考へざる非説なり。）和名抄に。或人。雨露に所沾そほちて立てる由なりと云り。（添水の意など云說は、云にも足らず。）今按ふに曾富豆とは。後のことにて。本は曾富騰なれば。そほぢ人てふ意にや。（遲毘登を約むれば騰となるなり。）そほぢと云意は。武烈天皇卷影媛歌に。儺岐曾裒遲と見ゆ。（後の歌にも多し。）山田は山の田なり。遠飛鳥宮の段に。輕太子の御歌に。夜麻陀遠豆久理と見ゆ。（今云。山田は門田に對へて思ふに。山下また山間など、總て人離れたる地に作る田を云べし。然れば、鳥獸に殊に多くつく故に、曾富騰をおほく立おけば、山田のとは云來りしならむ。）さて久延毘古てふ名も。世と共に雨露にうたれ風に吹破られなどして。身體の壞れ傷はれたる意にや有らむ。久豆禮を久延と言は古言なり。（今云、此師說に依て思へば、上に師の引れたる、式に、能登國能登郡なる、久氐比古神社の久氐は、久都禮の約まれる言ならむも知べからず、都禮は氐と切ればなり、萬葉十四に。伊波久叡乃。また三に。河岸之妹我可倦。河岸の崩と云ひかけたるなり。）仁德天皇紀の歌に。以播區娜輸。（岩崩すなり。）などあり。○此神者云々。師云凡て古へは。禽獸は更にも云はず。さらぬ雜物までも。靈しあれば。皆神と云ひし例なれば。今此曾富騰をも。神と云ること。異むべきに非ず。（此の神とあるに就て、山田のおろかしには非じと、疑ふ人も有ぬべけれど、所謂と云言などを置るにても、尋常神ならぬ事明けし。）○足雖不行とは。作りて立たるまゝにて。何處へも動かぬを云なり。○盡知天下之事。天下は

萬葉十八に、阿米能之多とあり、如此訓べし。(師云、能を我と云るは、古へに見えずわろし。)さて此の稱は、天照大御神の所知看すなる。高天原に對へて。此の國土を謂へる稱なり。式の祝詞を始め數見えたる古言なり。師は古事記に、神倭伊波禮毘古天皇の御語に、天下と詔へる處に、此語を釋て、思ふに、本漢籍より出たる稱にて、神代よりの古言にはあらじか、然れど甚々古へより、昔く云なれぬる言にては有なり、此の天皇の御代などには、未だ此稱あるべからざれども、漢國より、書籍渡り來て、言初たる稱を以て、古へ及ぼして、語り傳へたるなるべし、と言はれつれど、然はあるまじく、おぼゆ。)さて文の意は此の神足は行かねば、世間の事を知らじとは思へども天下の事は、洩さず盡に知れる神ぞと云へるなり。(記傳に、此の文の下に言れしは、此は如何なる故ともはかり難けれど、當に強ていはゞ、まづ書紀の傳を考ふるに、大己貴神、己命の大きなる功績あるに、矜り給ふ意見えたり、然れども己れ命一柱の力にては、功終難かりき、然るに此の山田の曾富騰

は、たゞ人の形したりと云ばかりにて、人の爲事をもえせず、足もえ歩行ず、其狀貌はた、甚醜く賤しげなる物の極なり然るを此の物しも、天下の事を盡く知て、今少毘古那神を顯し白せるに依て、其の神と相ひ並びて、大功を終へ給へり、然ればば己れ大功ありとても、必ほこり難く、また容貌見苦しく、微賤き者とても、必あなどり棄がたしとの意なるべきか、足雖レ不レ行と云るは、坐ら天下の事を知ると云意はもとよりにて、大名牟遲神の天下を經行き給ふに反對る意も有ぬべし、と言れたれど、其意には非じとおぼゆ。)然るは此の神實はしも、鳥獸を驚さむ料に、假初の如く作り立たる物にし有れば、實は靈の有べくも非ざるに。(但し中昔の書等にも見え、今の世にも何となき人の作れる像、また書きたる物などにも、甚異かる靈ある事も多かるに、合せて思へば、曾富騰とは云へど、神代の神の造れるなれば、靈有けむこと、然も有べしとは思ひながら、)天下の事を盡くに知ると云ことの。餘にしたゝかなるに就て。熟考ふるに。深き由縁ありげに所思ゆ。其はまづ此に。足

雖行と云へるに。上の文に召久延毘古而問之時云々と有れば。言語は更なり。召に應て。歩み參出たりとも聞ゆ。然れは此神はしも。體に固有の靈魂は無れど。他より問るゝ事に從ひて。神また人。或は物にまれ何にまれ。其の事を知れる靈の憑託て爲ふる故に。天下の事の。悉く知らるゝにて。實は曾富騰の、本より知れるには有るまじく所念たり。其は古くも今も。巫祝などの。憑人と云を立て。神また人の靈を祈り憑せて。物問ふことの有るも。云ひ以て行けば。同じ意ばへになむ有ける。(神の道をよく辨へて。眞の物知人とあらむ人は、よく擬たらむには、久延毘古神を行かせ。言語にはかりし驗は、有まじき事にも非ずかし)また此の神の、天下の事を盡く知て在る由を辨へて。此を顯白せりし谷具久も。またいみじき神になむ有ける。師の言の如く。此の久延毘古の故事を讀ても。吾が古への傳への。漢籍のさくじりたるとは。遙に異にて。直く安らかなりし事知れて。いと貴し。(書紀に、此の類の故事を捨て省かれしは、漢意に違きがゆゑなるべし)大三輪神鎭座記に。別宮小社之事と云處に。曾富止神社久延彦命。(立社奉齋年號未考。)とあり。今も有べければ。天下の事知と成まほしく思はむ人は。必常に齋祭るべき神にこそ。(世の神主と有らむ者は、更にも云はず、凡て神靈を乞祈奉らむ人は、此神の由緣を知らずは有べからず、然れば漢風に成果たらむ者は、左まれ右まれ、神の御國の人たらむ者は、ゆめ／＼粗略に、思ふべきには非ずかし)

故自爾大名牟遲。與小名牟遲二柱神。相竝而。一心戮力。國巡作堅之時。伊邪那岐神之麻奈子坐。熊野加武呂命。亦云熊野加夫呂岐櫛御氣野命。五百津鉏神組所取々而。於二柱神事依賜矣。於是殖生葦薦菅而。如水母浮漂之國地。固造矣。因曰葦原國。爾時稻種之墮處。於今云多爾也。

故自爾は、神産巣日御祖命の御命に、兄弟と爲り
て其の國を作り堅めよと。詔ひ遣せ賜へるを承て
云へり。○相並とは、相共と云が如く。互に勝
劣なく協し給へる狀なり。○一心戮力は。(本に戮
力一心と有て、心を戮て、心平。衞志應と訓たれど)
義を得て、心を一に戮力平戮世と訓べし。○國巡
作堅之。大名持神は。前に須佐之男大神の御
靈を賜りて。國作に功み給ふことは。其の本業な
るに。今また産靈大神の御命として。少毘古那神
を副給へれば。益々に力を得て。相共に國巡り作
り堅め給ふなり。萬葉七に。大穴道。少御神の作
せる。妹勢能山を見らくし吉も。六に、大汝小彥名
能神こそは。名著始けめ。名耳を。名兒山と負て
云々。十八に。於保奈牟知。須久奈比古奈野。神
代欲里。伊比都藝家良之。云々。かく趣に云ひ傳
へたるも。皆天下を作り巡り給へりし功に依てな
り。(なほ次々に注ふを見べし)○伊邪那岐神と云
より。事依賜矣と云までは。出雲風土記に採れる
こと。既に徴に云るがごとし。○麻奈子坐熊野加
武呂命は。(下に引く、出雲國造神賀詞にも、伊射

那伎乃日眞名子、云々とあり、)須佐之男大神の。
出雲國熊野社に留り給へる御靈を申せり。○麻奈子
は。縣居翁說に。萬葉に。父母爾吾者眞名子曾と
云ふを。愛子とも書たるが。此の言と同じきを思
へば。眞名子は。愛みの殊なる義にて。眞之子と
親み愛しむ詞なり。と言れき。(萬葉六に。父公爾、
吾者眞名子叙、妣刀自爾、吾者愛兒叙云々。十三
長歌に、母父爾、眞名子爾可有六、云々など見ゆ)
熊野は風土記に、意宇郡熊野山云々。熊野大神之
社坐すと見えて。上に出たる。熊成峯と同なるこ
と。彼處に傳せるが如し。(第七十九段の傳見べ
し。)さて此の社は神名式に。意宇郡に熊野坐神社
(名神。大。)とあり。風土記に。熊野大社と擧て。
在神祇官と云へる是なり。國史に。仁壽元年九
月庚午朔。擢出雲國熊野杵築兩大神並加從三
位。貞觀元年正月廿七日。出雲國從三位熊野神正
三位。同年五月廿八日。授出雲國正三位勳七等熊
野神從二位。同九年四月八日。出雲國從二位勳七
等熊野神正二位。など見えたり。かくて此の社の。
須佐之男大神に坐すことは。國造神賀詞に。出雲

國乃青垣山内尓。下津石根宮柱太敷立氐。高天原尓千木高知坐須。伊射那伎乃日眞名子。加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命とあり。師云。伊邪那岐命の御子は多かる中にも。天照大御神と。須佐之男命は。殊に眞名子に坐すこと。上に見えたり。日は日子日女の日に同じ。加夫呂伎は神祖なり。大名持命の神祖なる故に。出雲國にては。殊に如此申せるなり。櫛御氣野命と申すは。須佐之男命の。熊野宮に鎭り座す御靈を。稱へ奉れる御名なり。(其の例は。同じ神賀詞に大名持命をも。倭の大三輪に鎭る御名をば。別に大物主櫛𤭖玉命と稱へたる類にて。同神も。其社々に祭る御名は。別にある例。なほ他にも有り。さて熊野社の今の說には。上宮三社は。中、伊邪那岐命、伊邪那美命、左、早玉男。右、事解男なり。下宮は。天照大神。須佐之男命なり。と云なれども。神名式に。たゞ熊野坐神社とのみ有て。幾座と云こと無れば。官帳に入て。式に載れるは。主として祭る須佐之男命、一座のみなり、其の餘はみな添て祭る神にて、官帳には入ざる神なり、總て神名帳の例、何れの神社にても、幾座といふことなきは、みな一座と知べし。)式に熊野と同郡に。久志美氣濃神社と云も別にあるは。熊野大神を。また別に祠れる社なるべし。(此の御名を、別に一神と心得むは、非なり。さて舊事紀に。此の須佐之男命を。坐ニ熊野杵築神宮ニ云るは、例の妄說なり。また祝詞考に、熊野神社を、穗日命の御子、健三熊命と爲られしは、熊と云名に依ての說なれど誤りなり、さては叶はぬ事多し、伊射那伎乃日眞名子と云ひ、また彼の神賀詞のみならず、文德實錄、三代實錄などにも、熊野は先、杵築は後にあげ、また勳位も一等降れり、これら彼の健三熊命にて叶ふべきかは、須佐之男命に坐こと、疑なきものなり。)と有り。斯て櫛御氣野と申す御名の解を缺れたるが、櫛御氣は奇御氣。野は主なるべし。(木を氣と云ふ由は、上第十四段、一木とある處に注せり。)さて奇御木とは。樟杉檜木などを生して。外國を服へ給ふべき設の浮寶。また瑞宮の材と爲終へる功德を。稱へ奉れる御名なるべし。(風土記、島根郡朝酌郷の處には、熊野大神命とも申せり、)〇五百津鉏神鉏云

云。五百津は。數多きを云言なる由は。既に云へる。神鉏とは。齋鉏と云如く。齋ひ稱へたる名か。徒に稱みて稱へるにも有べし。所ニ取々ーとは。櫛御氣野命の御親あまたの鉏を取々つゝ。賜ふ狀なり。(此は四十六段に見えたる如く。國作の業に要とある器なればなり。)事依賜ふは。天地初發の時に。天神たちの御命以て。伊邪那岐。伊邪那美二柱神に。天瓊戈を賜ひて。是の漂へる國を修り固め成せと。言依し給へる處に注せる如く。事を依任せて。執行はしむる義にて。事の趣も彼處と全同じ。(抑。須佐之男大神。その實備はしも。旺く豫美都國に入坐れど。本より此の國土は。御父伊邪那岐大神の。御依し坐る御命を畏み。作堅め給はではえ有まじき謂のある故に。今根國に入給ふ際までも。御子神等を見立て。國作らしめ給へるが。永く彼の國の大神と爲り給ひつゝも。猶この國に留め給へる御靈神の。かく大名牟遲。小名牟遲神に力を加へて此の器を賜ひ。國作の事を依し給へるは。稱美奉るべき辭も絶て。いとも尊く厚き大御心にぞ有ける。)さて本書風土記に。意宇郡出雲神戸。郡家南西二里二十步。伊弉奈枳乃麻奈子坐ニ熊野加武呂乃命。五百津鉏神鉏所ニ取取ラシ而。所ニ造ニ天下ー大穴持命。二所大神上。此大神等依奉故云ニ神戸ー。他郡等神戸且如レ之とあり。(同記抄に。出雲神戸、相ニ當大草郷中神明之社邊ー也。天平以後合徙ニ神戸大辰之社ーとあり、他郡等神戸且如レ之とは、秋鹿楯縫等の神戸も、二所大神に奉ることゝ、昔同じとなり。)文意は。熊野加武呂乃命は天下造らしゝ大神に。五百津鉏の神鉏を依し與へる御功あり。大穴持神は。其を執て。天下を造しゝ御功あるに依て。此所の神戸は、此二所ノ大神等に依し奉られつ。と云意と通えたり。(なほ此文のことは、徵に委く論へるを見べし。)さて上に師の引れし。熊野大社と同郡なる。久志美氣濃神社は。神名式に。山狹神社の下に。同社坐ニ久志美氣濃神社とあれば、山狹神社內に齋はれ給へるなり。(山狹神社は。風土記には。夜麻佐社とて二社あり。抄に、在ニ山佐村ー、屬ニ能義郡ニ而、熊野村東南也と云へり。)度會延經考證に。此の社の下に。初め天地本紀に。伊謝那支命。娶ニ惠乃女命ー。

生大夜乃女命。次足夜乃女命。次若夜女命三神。（大夜乃女命、熊野大御神后坐。）陸上立。左肩忍奈見流時、成出來神名。加古川比古命。又右肩忍奈見流時、成出來神名。熊野大御神加夫里支。名久志美氣奴命。自背中成出來神名。須佐乃乎命三柱云々。熊野村宮柱太知奉。云々。后大夜女命。山桝村宮柱太知立而稱坐。と有を引たり。（此書は今傳はらず、延喜も、長寛勘文に見えたるを、再引たるなり、全文は、第廿六段の徵に引たりき、釋日本紀八卷にも。此を引る處あり。）此はいたく誤り紛れたる傳と聞えたり。解難けれど。山桝村宮の事は、由有げなれば姑く何れも引つ。（但し予が見たる本は、山の字を小と作たり、それ正くは此に由なし、後の人よく考へて定むべし。）また神名式に。紀伊國牟婁郡に。熊野速玉神社。（大。）熊野坐神社。（名神、大。）と兩社並びて在り。（この兩社のこと、國史に、貞觀元年正月廿七日、從五位下熊野早玉神、熊野坐神、並從五位上。同年五月廿八日、從五位上熊野早玉神、熊野坐神從二位とあり。扶桑略記に、延喜七年十月二日、授紀伊國正二位熊野早玉神從一位、又從二位熊野坐神正二位とあるは、中々におぼつかなし。）此は共に出雲國意宇郡なるを。移祭れる社なること論ひなし。其は彼處にも。熊野坐神社。速玉神社。同郡にあり。風土記にも。速玉神と擧たるを、抄に、在大草郷中熊野村。熊野社同地なりと云へり。紀伊國のは、此を移せる故に、熊野速玉神社とは云へるなり。然れど、此の國には、早く五十猛神、並に其妹神二柱も鎮り座せば、其の御親なる故に、熊野坐大神を移し、また其の社に縁ある、速玉社をも移せるにて、本國造の祖か、若くは、熊野はもと國とも云しかば、熊野國造の祖などの移せるなべし。何れにも移せる世は、いと上りてぞ有らむ。）南紀名勝志に、熊野村新宮庄に、上熊野村。中熊野村。下熊野村あり。本宮村と云も、元は熊野村の內なれども。新宮大神鎮座す故に。所の名とせるか諸書に熊野村と云るは此處なるべし。總て牟婁郡を熊野と云は。新宮熊野村に因て云と見ゆ。とあり。地名は熊野と云も。熊野大神を移せる故に。

神の本居の地名の移れるなり。(此の例も、今數ふるに暇あらず多かり。)さて新宮とは。速玉神社を申す。此は速玉之男神と申して。伊邪那岐大神。豫母都國に往坐し。伊邪那美大神の彼處に坐す。醜き穢き御有狀を御覽して。族離れむと詔ひ。唾給ふ時に生坐る神にて。此の神と。豫母都事解之男神とは。御夫婦の御親の絶る方に就て生坐るなり。(第十九段の傳見るべし。)然るに出雲は更なり。此にも熊野大神に屬て祭られ給ふ事は。須佐之男神は。伊邪那岐大神の。御體に受知看せる。伊邪那美大神の御親みの。潔く放るゝ際に因て。生坐る神なれば。(此事は第二十九段の傳に委く注りき。)御心と。御母の坐す根國へ。罷坐まく思欲して。其御情のまゝに。此の御世の神功已に畢りて。罷り給ふ。其の事解の宮なる故に。添て祭られ給ふにぞ有べき。(其縁を探ねて云はゞ、事解之男神も、必其に祭られ給ふべきに、さもなきは何なる由ならむ、或書には、此の神も相殿に坐よし云へれど、式に二座と無れば、推量の說ならむも知れず。)後の世に此の兩社のこと。種々の說あれど。總て論ふにも足らぬ說どもなり。(長寬勘文は、二條天皇の時に、數の博士たちに勅命せて、勘しめられたる文を、集めたる書なるに、本の因に叶へる勘へは、一つだになきが、只、太政大臣殿の御說のみぞ、大かた實に叶へる說なる、江談抄に、熊野三所本緣の事の問答の處に、熊野三所ハ、伊勢大神宮御身云々、本宮幷ニ新宮ハ大神宮也、那智ハ荒祭リ、又大神宮救世觀音御變身云々ト、此事民部卿俊明所レ被レ談也云々、とある答を以ても、其の世の人々の、神祇の本緣を知ざる事を察べし、熊野三所とは、熊野坐ス神社を本宮と云ひ、速玉神社を新宮と云ひ、那智山權現宮と云を加へて、三所とは云なり、然れど那智は、式に載せられず、また本宮新宮には禰宜祝ありて、那智には僧のみ在りとぞ、其の祭神は、本社事解男神にて、結宮と云と云へり、又本宮新宮の神等をも配せ祭り、また十二所宮と云ふも有りとぞ、凡ては佛法風なる故に信がたし)また在田郡に。須佐神社(名神、大、月次、新嘗)あり。隣郡なれども。熊野坐ス神社と竝びたるは。由ある事なるべし。(清和天皇紀に、

貞觀元年正月廿七日、從五位下須佐神從五位上、とあり、當國の神名帳には、從一位須佐大神とあり、和名抄に、當郡に、須佐郷も見ゆ、考證に、在保田庄子田村南中山半腹と云へり、)近江國高島郡に熊野神社。越中國婦負郡に熊野神社。丹波國熊野郡熊野神社。(清和天皇紀に、貞觀十二年九月廿一日、授丹波國正六位上熊野神從五位下と見ゆ、丹後田邊府志と云物に、齋大明神と云は、市場村の中に、神に事ふる家あり、女子を生る時は神箭飛び來りて、彼の家の棟にたてり、四五歳のとき宮に送り奉る、山中に在れども、獸も傷ることなし、成長りて、交接の心生ずる時、大蛇出て眼を嗔らす、其の時郷に歸る、此を齋女と云、この齋女ある宮ゆゑに、世の人齋明神と云なりと云り、)など有り。此れ等も、熊野坐神社を移せる社なるか。異神なるか知らねども。因に記し出つ。(此の外諸國に、式にも列らず、國史にも見え給はざれど、熊野と稱ふ大社の多かるは、御德の優れたる故なるべし、)〇於是と云より曰葦原國と云までは、大三輪神鎭座記に。初伊弉諾伊弉冉二神。共生大八洲國及處々小島。而地稚如水母浮漂之時。大己貴命。與少彥名命。戮力一心。殖生蘆葦。固造國地。故號曰國造大己貴命。因以稱曰葦原國とあるを採れること。徵に云へるが如し。(舊事紀にも、同趣の傳あり、合せ見べし、)文の意は。天地初發の時に。伊邪那岐伊邪那美二神して。大八島國を始め島々をも生置給へれど。地稚く。水母なす浮漂ひて在しかば。大名牟遲少毘古那二神。御心を戮せて。葦蘆菅などを殖生しつゝ。固め造り給へり。其葦の生茂りし故に。葦原國と云となり。(右に引く文に菅は無れど、こは下に引く長歌に依て加へたるなり、)葦のことは。初めに出て。其處に注へり、蘆は和名抄に、本草に云葦。(亦作蘆、)一名蔣、和名古毛とある物と同じ水草にて。萬葉を始め。多く古毛には。此の字を書たり。(字鏡には、蔣蘭などの字に、己毛とあり)菅も和名抄に。唐韻云菅(或作蕑、)草名也、和名須介とあり。(字鏡には、茅菜などを須介と訓り、)さて仁明天皇紀の長歌に。「日本乃野馬臺能國遠。賀美侶伎能宿那毘古那加。葦菅遠殖生し

津々　國國米。造介弁與理云々と詠り。（この歌は師も闕佚を。葦原中國の處に引て、此事今傳はれる書どもには見えざれども、如く詠るは、必そのかみ據ありけむ。と云れしは上に引る大三輪神社記を、師は見られざる故也。）此れ等の古傳に思ひ合せて。熟々に此の草どもの。浦渚を成し。干潟を作す有状を察るに。まづ水の流れの淀む所に。自然に淺瀬の出來て。其所に自然に。薦の一本生出るが始めにて。殖茂るまゝに。其根に泥土の滯り。茂れる莖葉の年々に朽積りて。益々淺くなる程にまた自然に葦菅の生出て、漸々に廣く。干潟となるに從ひて。右の草ども。渚の中所を去りて。水際へ生もて行く程に。渚は益々廣くなり。斯て渚中の高き所には。右の水草生ずなりて。只々その根のみ遺れり。其時に。早くも鳥の飛來て餌を求り。屎まる程に。其屎より。陸に生る草木の生出て。遂に渚濱とは成なるけり。（さて其遺れる根どもは、朽ても其の性を失はず、地の筋となり、締りと成て固まること、譬へば、築土の寸莎の如き意ばへあり、己れ年ごろ斯る事に心を用ひて、河の邊を行くとては、右の草どもの有樣を見もて行に、岸の崩れより見れは、葦の根の太さは、腕ばかりなるも有て、土に深く根延ふこと、底の岩根に及ぶとも云べく、萬葉に、芦の根のねもころとも云るが如し、薦の根も太く長きが、其の節々に毛の如き細根ありて、土のよく締り付べき物なるに、菅の根と、萬葉にも、湊のや葦が中なる玉小菅、また湖に核延ふ小菅など詠て、葦と交りて生る草なるが、菅の根の長しとも、岩本菅を根深めてとも、菅の根の亂れとも、菅の根毛ころとも、石根凝しみ菅根とも係たる如く、凝しき細根の長く延て、末に丸き物の附たるより、芽を出しつゝ殖廣ごりて、土の固と成べき物にて、殊に木草の根には悉く鍼氣を吸よせて有が中に、此三品は、殊に其根に、鍼氣を多く持よせたるは、元より土のしまりと成べき物なる故と見えたり、己れ秋田に居たるほど、家ある地は、三百年前までは沼にて有しを、所と爲て、家を立並へたる處なるが、五尺ばかり土を掘るに、菰の根の多く出るを、積置りしかば、中に芽を出して、生たる事ありき、また

近きころ、備前國なる門人、小谷長秋が許より、其の緣ある人の地に井を掘りけるに、一丈ばかり下より、葦の牙ぐみたるが出しゆゑ、植たるに、芽をふきて榮えたり三百年ばかり前は、海邊なりしを、今は二里許も遠そきぬ、また下總國香取郡鏑木村なる門人、平山光春が語りけるは、我が邊りはも、少か高き處なれど、此れより東の方、凡そ經り二里ばかりは、いと低く平らかなる所にて、海上、匝瑳、香取の三郡に係れるが、其を今椿新田と云ひ、また俗に干潟とも云、此はもと湖にて有けるが、あせて沼となり、蓮なども生たりしを、去し寛文七未年近き邊の者等の願ひに依て、同九年十月より、開發普請はじまり、同十一亥年功畢て、新田と成れりと云ふ、其あたり何處となく、葦薦菅などの根は、活たるが如きもの多く出、また蓮の實はをり／＼芽を出すも有るなり、斯くて地の下四五尺も掘れば、何處も蠣がら蛤がらなど夥しく出るを見れば、往古は海なりしこと疑なし、今は海濱まで二三里も隔たれり、寛文年中より今百五十年餘なるべしと云り、かゝる

事どもを思ふにつけても、甚奇なる物なりけり、さて上に云へる此の草どもの根に、多く鐵氣を持よすると云を疑ふ人も有なむか、此はなほ第百三十一段、天磐笛の下に注せる考へを見て辨ふべし。然れば二柱神の。國造り固め給ふに。此の三品の草を。國の端に殖生し給へる事は。深き由ある神態にて。今現にも。右に言ふ如く。此の草どもの自然に生出て。國造る狀なる事は。此の謂に依る事にて。人は自然の如く思へども。實は幽より。此の二神の。御靈を幸へ給ふに賴る事ならむと所念ゆるなり。(國を知らむ人などは、よく此の理を辨へて、國を廣め、堤を築きなどせむには、元の謂れを稽ねて、此の二柱神を祭り、此三品の草を、まづ生し立て地を固め、然して國造の功は成べき物にこそ)さて此の草ども。二神して殖生し給へりとは有れど。專とは小毘古那神の生し給ひつ(上に舉たる仁明天皇紀の歌には、此の一神に係て云へるをも思ふべし)此の神決めて。宇摩志葦牙比古遲神なるべく思ふ由あり。さるは此の草ちふ草はしも。天地初發の時に成出し。彼の一ツの

物に。まづ生出し物なる由は。彼處に既に云へる如くなるが。(第二段葦牙の下、第六段葦船の下の傳見るべし。)其の葦牙の如く。萌騰れる物に因りて成坐る。宇麻志葦牙比古遲神は。彼處に云如く。皇産靈大神の産靈に。因て成坐る神の始めにて。(是より前に、天御中主神、高皇産靈、神皇産靈神の御名は出たれども、此の三神は、始めなく終りなく、天地未だ生らざりし前より、在坐る神等にて此神たちの産靈に因てぞ、比古遲神より、次々の神等の生出ませること既に始に委く注へりき。)葦牙と御名に負坐るを思ふにも。甚少さげに聞えて。只の譬語とは思はれず。元より葦に由ある神と察るゝに就て。深く思へば。彼の神はしも。皇産靈神の御靈に依て、生坐る神の長なるが。前段に採れる傳へに。少毘古那神を。産巣日神の長子と有るに思ひ合され。葦に因て生坐るが。少毘古那神の。葦を生して。國造り堅め給へる傳へに思ひ合され。少毘古那神を。産巣日神の御手俣より。漏落たりと詔るを思へば。元と是れ天神なる事などをも思ひ合するに。此は疑なく同し神と通えたり。(但しかく言はゞ、彼葦牙比古遲神の段に。獨神成坐而、隱御身矣、とあるを思ひ寄せて、彼神は、天下に降り坐さぬ神と聞ゆるを如何、など云も有べけれど、彼處はたゞ成坐る因を語り傳へたる耳にて、事蹟の傳なく、後に御名の替りて事蹟のある故に、彼れは彼、此れは此と別に思へる、古傳のおほらかなる所なり、例を云はゞ、彼の比古遲神の次に成坐る、天之底立神も、獨神成坐而隱御身とあれど、姓氏錄を始め、他の書ともに依て考ふれば、亦の名も數多有り、其の御末の氏々いと多くて、此神も天降坐るにや、と思はるるをも合せ考ふべし、凡て古事記、書紀の傳へをのみ傳へと思ひ、文面にのみ依て、神世を思はむ人は、己が今論ふかぎりに非ず)然れば此の神は彼の一の物にまづ生出たるは葦なるが其の芽の萌出る狀に。萌騰れる物あり。其の物に因て成坐して。(この萌上れる物は、即ち天日の御國と成れること、既に委く云るを見べし)始めて天御國に坐けむが、御祖命の御教養に順はず。御手俣より漏墮て。此の中國には降り坐ざず。外國に放往坐し

が、前に海より依來坐せるは。外國より渡り來坐るなりけり。(師もかつ〴〵此由をば說れたりき。)かくて元より。葦に由ある神に坐せば。神皇產靈御祖命の。其をしも所思看坐して。大名牟遲神の。國造る功を祐しめ給へるにぞ有ける。阿那たふと。阿那可畏。○水母は。和名抄に。崔禹錫食經ニ云。海月一名水母。貌似ニ月在ニ海中一。故以名レ之。和名久良介。とあるに依て訓べし。師も云れたる如く。此の物海の中を浮漂ひ行く物にて。其形晝晴たる天に。月の白く見ゆるに甚よく似て。信に海月と名けつべき狀したる物なり。其れ國地の浮漂ふ狀を。彼の物の如くと譬へたるなり。(さて此語、古事記には。天地初發の處に、國稚如ニ浮脂一而、久羅下那洲、多陀用幣琉之時、とあり、この詞どもの義も、第二段の傳に注へるを見るべし、○鍊胤云、久羅下と云言義は、古史本辭經に委く說れたり、就て見べし、)○浮漂は。宇佐多陀用布。と訓むも惡からねど。神代紀の初に。洲壤浮漂。譬猶レ游ニ魚之水上一也とある。浮漂の字を古本に。宇佐多由多布と訓めれば。其訓を取りつ。(常

の本には、ウカレタヾヨヘルと訓り。)萬葉二に。大船之泊流登麻里能絕多日二。云々。また夕星之彼往此去大船之。猶豫不定見者。云々。此者大船の水に浮びて。由々良々と動く狀を云るなれば。古本に。漂の字を訓るは能く當れり。多由多布。多々用布。もとは決めて同語なるべし。(なほ萬葉七卷に、吾情湯谷絕谷浮蓴、邊毛奧毛依勝益士、とも詠るにて、詞の意よく聞えたり。)さて浮漂之國地とは。大地全の謂には非ず。(天地初發の處に、是漂在國とあるは、大地全を云るなれど、彼とは異なり、思ひ混ふべからず。)伊邪那岐伊邪那美二神御合坐て。次々生給る國の八十國。島の八十島を云へり。抑々この大地の始めはしも。皇產靈大神たちの御靈に依て。かつ其の狀言ひ難き一の物成出たる。其の質は泥と潮の混沌かれたる物なるが。其の中に含有りし牙ちふ物は。即蒸騰りて天日と成たる後に。其の一の物に。伊邪那岐伊邪那美二柱神の坐せるを。彼天津神の御靈として。天瓊戈を言依し給ひ。二柱神まづ其御戈以て。青海原を掻成し給ひ。遂に其を衙立て。國中の御柱

と爲給へれば。泥は御戈に締り憑て。潮は其の外を包める如く成ぬる時に。大八島國を始め。島々をも。次々に生給へりき。(なほ委くは、第二段より、第九段までに注せるを見て、其趣を辨ふべし)其は潮の上に生給へる故に。漸々に大きには成行ども。元より潮に浮て在れば。漂ひて壞るゝ事も有けむ故に。今かく葦菅などを殖生し。造り固め給へるなりけり。(彼の國引の故事は更なり、彼處に注せる今の現にも、浮田流田など云が有るを、作り固めて田地となす狀をも思ひ合せよ、大き小き違ひこそあれ、理は同じ趣なりかし、また地震などして、國地の沒て海となり、或は海の陸地と替れる事などもをり／＼有る事なり、又かしこは沈沒みて、此に新島の出來し事も、なきに非ず)斯て山は。其の鎭と成れる事と所念ゆ。そは萬葉三卷。山部赤人が富士山を詠る歌に。「日本の山跡國の鎭とも座す祇かも。寶とも成れる山かも。と詠るは。山は國土の鎭めてふ古說ありしを。心に含みて詠るにやと聞ゆればなり。○因曰二葦原國一。こは上の如く。葦を植生し給へる故に。四方の海邊は。悉くに葦原なりしかば。如此も稱へる由なり。なほ末に葦原中國とある處に注はむ。(第百六段の傳見るべし)○爾時と云より以下は。出雲風土記に。飯石郡多禰鄉屬二郡家一。所レ造二天下一大神大穴持命。與二須久奈比古命一。巡二行天下一時。稻種墮二此處一故曰レ種。(神龜三年改二字多禰一)とあるを採れり。(此の鄉名和名抄にも出たり、風土記抄に、多禰鄉、縣谷村中今曰レ郡處也、併二縣谷、多禰、松笠、坂本、乙多田、加食田、掛谷、宮内、吉田、以爲二一鄉一と云へり)天上より降墮たりと通ゆ。抑々此の國に稻植ることは。前に須佐之男大神の大須佐田。小須佐田を作り給へる後にも。大年神など次々に。田作る業を敎へ給へれば。稻種はいと多有べきに。今別に降し賜へる事は。後に皇美麻命の天降坐す時に。天照大御神の。別に齋庭の穗を賜へるを思ふに。此も然る別なる種を降し給へるにも有るべし。(赤縣にも、神農と云ける王の世に、天より粟を降したりと云こと、彼の國籍に見えたり、粟とは籾をいふ、此に稻種とあるに同じ)

爾大名牟遲神。遠延而伏之時。少毘古那神。欲活之而。以大分速見湯。自下樋持度來而。漬浴則。有暫間而。活起居然。詠曰眞暫寢哉而。踐健之跡處。於今存湯中之石上。伊豫國之温泉是也。仍憫人草之病。二柱神相議而。始製藥湯泉術矣。伊津神湯又其數而。箱根之元湯是也。

此の段爾と云より。温泉是也と云までは。伊豫國風土記を採て記せること。既に微に云へりき。(此は古風土記なるが、全書傳はらず、釋紀に引たるを採れるなり。)○遠延而伏之時は。(本に見悔恥而とあるを、かく書る由は、既に微に云るを見べし)書紀に。瘁また瘼臥などある。毒氣に中りて病を云ふ。(委くは、神武天皇卷に注せる師說を見べし。)伏を許夜須と訓む由は。上に云へり。(第十一段の傳見るべし。)國造り堅めむと。山川幽谷をも嫌ふことなく。巡り給へけむ故に。荒振神。邪物などの吐けむ氣吹に。毒され給へるなるべし。神武天皇卷に。天皇熊野村に廻幸せるに。大熊出て毒氣を吐て失たるが。天皇倏忽に遠延まし。御軍も皆遠延て伏せる事見え。景行天皇卷に。信濃坂を度る者。多く神氣に中りて瘼臥せること。また彼此の惡神の。毒氣を放て。路人を苦したる事。また仁德天皇卷に。被毒蛇而多死亡。など有を思ひ合すべし。(倭建命の、伊夫伎山神に惑はされ賜ひしも、同類の事なり、なほ其の所々に注ふを見るべし。)○大分速見は。景行天皇紀十二年の處に。天皇幸筑紫。十月到碩田國。其地形廣大亦麗。因名碩田也。(碩田此云於保岐陀。)到速見邑。有女人曰速津媛。爲一處之長。其聞天皇車駕而自奉迎之とあり。碩田を國と云ひ。速見を邑と云へるを思ふに。當昔は。速見は碩田國内なりしと通ゆ。後には豐後國の郡となりて。彼の國の風土記に。大分郡速見郡と出たり。(和名抄も同じ、なほ此二郡の事は、景行天皇卷に委く云べし)さて湯は風土記に。速見郡赤湯泉(在郡西北、)此湯泉之穴。在郡西北竈門山。其周十五許丈。湯

色赤而有埿。用足塗屋柱。埿流出外。變爲清水。指東下流。因曰赤湯泉とあり。是なるべし。(此風土記の箋釋と云ふ物に、湯今屬石垣莊野田邑。其淵十餘丈、純赤如朱、下足便爛、能熟生物。時見赤魚游泳、然此湯近歳大衰、無舊日之觀、竈門山屬門庄内竈門村。蓋及後世割郷置莊。始山與湯異其所屬耳。湯今曰古市川。東流入海といへり。)また玖倍理湯井(在郡西。)此湯井在郡西河直山東岸。口徑丈餘。湯色黑。埿常不流。人竊到井邊發聲大言、驚鳴沸騰、一丈餘許。其氣熾熱不可向昵。緣邊草木。悉皆枯萎。因曰慍湯井。俗語曰玖倍理湯井。と云へる井もあり。(箋釋に、此湯井今屬石垣莊鐵輪村。其山多生硫黃。土脈甚熱。處々有溫湯。所謂湯井小池也、濶一丈餘、深丈餘、旁有小洞、溫泉出焉、盈枯自有定候、將盈則霹靂鳴動、熱湯奮發、炎氣特甚、土俗呼曰鬼山地獄。河直山鐵輪山也。久倍理者、燒之俗言、猶言火爾久倍留也、と云へり。)また大分郡に酒水(在郡西。)此水之源出郡西柏野之磐中。指南下流。其色如酒。水味少酸

焉。用療痂癬。(謂胗太氣。)と云へる水もあり。(箋釋に、酒水今呼曰柏野川。屬賀來郷。南行入堂尻川。療痂癬者、案郡西與速見郡接壤、故受鶴見硫礬氣脈、伏行地中。發于此。故然己と云へり、博物志に、凡水源有石硫黃。其泉則溫。とも見ゆ。)しかれば此地より出る湯を。伊豫國まで下樋を通して流し給へるを。持渡り來坐せりとは語り傳へたるならむ。(下樋とは、地中を通し給ふを云なれば、謂ゆる地脈の事を云なるべし。)○持渡來而云々。此を釋紀今の印本に。持度來以宿奈毘古奈命而。とある以の字は衍なり。今は一寫本になきに依て文を成せり。事の狀を思ふにも、決めて大名牟遲神の痒坐るを。少毘古那神の治し給ふべき事なりけり。○漬浴則は。(本に浴漬者とある。漬は誤なり、萬葉緯に引たるに依て改めつ。)意を取て。美曾々岐志加婆と訓べし。體濯の義なり。○有蹔間は。本に蹔間有と有りき。)志麻斯富杼有氏と訓べし。○活起居然は。意を得て。活起麻志氏と訓べし。(前文に、欲活之とある結びなり。)○眞蹔寢哉は。麻志婆斯伊奴琉

加毛と訓べし。神武天皇巻に。天皇の惡神の氣に遠延坐る時に。寤起。詔長寢乎とある處の師說に。こは惡神の氣に瘁坐ることをば。御自所思賜はで。唯々何となく。長眠しつと所思看て。如此は詔へるなり。と言れたる。此も全同じ趣なり。○詠曰は。能理多麻比と訓べし。唯の御言とはいさゝか異にして。詠へる意ある故に。此の字を書りと見ゆ。○蹤徑は。天照大御神の御稜威の處にも出たり。(第三十二段の傳見るべし。)○跡處。二字にて阿登とも訓べけれど。なほ阿登々許呂と訓べし。(光明皇后の。佛足石の御歌に。彌蘇知阿麻利。布多都乃加多知。夜蘇久佐等。曾太禮留比止乃。布美志阿止々己呂。麻禮爾母阿留可毛。とあり。)○於今云々は。今とは此の風土記を記せる時を云。こは延長に奏進れる記かとも見ゆれど。當昔なほ其蹟有しと聞えたり。(今はいかに有む尋ぬべし。)○溫泉は。和名抄に。溫泉。一云湯泉。和名由とあれど。伊傳由と訓べし。泉は出水の義なるに對へて。出湯の義なり。(たゞに由と訓よりは。語の調へもよろし。(歌には出湯と詠なら

へり。)偖また和名抄に。伊豫國溫泉郡あり。(訓には此も湯とあり。)風土記には。湯郡と作き。此の本文に採れる事の連に。凡湯之貴奇不神世時耳。於今世染疹痾萬生爲除病存身要藥也。天皇等於湯幸行降坐五度也。以大帶日子天皇與大后八坂入姬命二軀爲一度也。(景行天皇紀に。此幸行のこと記し漏されたり。)以帶中日子天皇。與大后息長帶姬命二軀爲一度也。(仲哀天皇紀に此事見えず。二年と云年の三月。南國を巡狩し給へる事あり。其時などの事にや。然れど皇后を留めてと有れば。別時にや。)以上宮聖德皇子爲一度云々。(此に湯岡側に。碑文を立し給へる事を。委く記せれど。今要となき事なる故に切めつ。さて此の事も推古天皇紀に見えず。)以岡本天皇。並皇后二軀爲一度云々。(此は云々と切めたるは。臣木比米鳥などの事にて。此に要となき事なれば略きて。舒明天皇巻十二年十二月の處に。此の御幸の事出れば。彼に記すべし。)以後岡本天皇。近江大津宮御宇天皇。淨見原宮御宇天皇三軀爲一度。此謂幸行五度也とあ

り。（齋明天皇紀に、七年正月、御船泊于伊豫熟田津石湯行宮、とある時の事なるべし、）往昔かく天皇命たちの幸行ありしを思ふに。甚く驗有し温泉と聞えたり。（なほ風土記に擧たる、天皇命たちの御々世々に、注ふをも合せ見べし、）さて神名式に。此の郡に湯神社あり。祭神は大己貴命。少彦名命なりと或書どもに云へり。實然るべし。（今も松嶺の道後と云ふ處に温泉ありて、諸人浴す、温泉の上なる小社。すなはち湯神社なり、と國人の説なり、）〇仍と云より以下は。伊豆國風土記に。稽温泉玄古天孫未降也。大己貴尊。與少彦名命。我秋津洲憫民夭折。始製藥湯泉之術。伊津神湯又其數而。箱根之元湯是也。（走湯者不然、養老年中開基）非尋常出湯。一晝夕二度。山岸屈中火焔隆發而出温泉甚烈。鈍沸湯以樋盛湯。浸身者。諸病悉治。とある。是也以上を採れり。（走湯云々は。もと大字に書連たれど。文の横なれば。今は姑く小字に記しつ、此の文の義末に云ふべし、）さて成文に擧たる文の義は。二柱神。民の病を憫みて。諸國處々に。温泉を數所出し給へるが。伊豆國の神湯と云も其の數にて。此は箱根の元湯ぞと云るなり。（伊豆といふ國號の義は、應神天皇卷に注べし、）神湯とは。神の始め給へる意は元よりにて。其湯の神々しき義なるべし。（右に擧たる風土記の文に、非尋常出湯云々、と云へる趣をも思ふべし、）さて伊豆國は。温泉の多かる國なれば。何の温泉のことならむと。國人に逢ごとに。如此言ひ傳ふる湯ありやと探ぬるに。今は此の名を知れる人稀なるが。熱海の温泉を。舊く然も云へるよし。古老の物語なりと云人あり。是に依て。此國の事記せる書どもを集めて見るに。まづ熱海と云地は。東北の極にて。走湯山に近く。今は町屋も多く立並びたるが、温泉の源は。町より西北に在て。潮の滿干に從ひ。晝夜に六度ばかり。沸騰こと甚烈く。鹽辛きこと潮に異ならず。其の湯源の上に。湯宮と云社あり。町家なる湯は。此の湯源より竹樋を通して引來るとぞ。（林羅山先生の丙辰紀行にも、走湯より一里ばかり西に温湯あり、其名を熱海と名づけて、人の萬の病あるもの、浴すれば驗あり、先年余も人に誘はれて、湯

に人はべりし、其涌くところを見るに、潮の進退によりて、岩の間より、煙むし上りて、人の近づくべくもあらぬほど熱きに、熱湯涌出て流れ走るを筧をかけて家々にとり、槽に湛へて人々を入れけり、と記されたり。）上に引たる風土記説によく符へり。湯宮と云は。此の二柱神なること言まくも更なり。（熱海温湯記と云物を見れば、熱海の温泉は、往昔この海中に、温き湯俄に涌出たり、是に依て、彼の邊の魚類忽に爛れ死て、礒にうち揚ること山の如し、人更に海中に温湯ある事を知らず、爰に萬巻上人と云沙門あり、たま／＼此所に來れるが、海に温泉あるべしとて、海人を入れて尋させけるに、果して温泉ありしかば、藥師の冥慮を仰ぎ、此温泉を里に祈よせて、諸人の爲に功德せむとて、一七日祈りけるに、忽に温泉山下に涌出たり、里人奇み思ひけるに、藥師如來、里人の夢に告て、諸病ある者、この温浴に浴すべしと一同に告ぐ、里人一致して、即社を草創して、温湯守護神と崇め奉る、今の湯前權現是なりとて、委く此の湯の功能をも記せり、功能は然る言なれど、上の件の趣は、二柱神の、此所に湯を出し給ひけむ古傳の遺れるに、例の佛風の説どもを打交へて、妄説せる物と見えたり、二柱神を藥師と申せること、更に珍らしからず。）さて箱根は。桓武天皇紀には。筥荷とも有て。相模と駿河との堺なるが。相模に屬る足柄山の嶺續にて。萬葉に足柄乃筥根飛超行鶴乃云々。また安思我良能波姑禰乃夜麻爾云々など。足柄のと詠たれば。古より相模國に屬たり。（なほ足柄筥根のことは、景行天皇巻に、委く注ふべし。）箱根之元湯是也とは。箱根に。蘆湯。木賀。底倉。宮城野。湯本を始め。數所にある湯の元は。伊豆國の神湯なりと云へる義と通ゆ。然れば其間は隔たれど。大分速見の湯を。下樋より伊豫國に渡し坐るに準へて思へば。此も地下には。幾筋も下樋を通して。神湯を渡し給へるなり。斯て此の嶺に。式外なるが大社あり。祭神を書等に。天忍穗耳尊とも。彦火瓊々杵尊とも。彦火々出見尊とも有れど。此の國邊に。右の天皇命神たちの。齋はれ給ふべき由なし。（此由は、古學に明ならむ人は、自に辨へなむ。）然れば決めて

此段なる。二柱神を祭れる社なるべし。（神名式考證に、田方郡楊原神社を今曰伊豆權現と云々とあり、此は何に依て云るか、能く考ふべし、さて宮根山緣起といふ物に、相州西富郡足柄有勝絶仙窟、孝昭天皇御代之始、聖古仙人、漸排駒形屏而爲神仙宮、爾左有普賢嶺、長生妙術之靈藥籠之、祿山者異其名而同其跡、元正天皇御宇養老年中、沼邑有沙彌、稱萬卷上人、巡行諸州靈嵐、祿山練行、一夕有靈夢、三僧各告云、我等斯山之舊主也、萬卷夢醒矣、靈瑞遙達天聽、即爲勅願造此宮、奉崇三容於一社、號箱根三所權現、主賓有五年、駒形、普賢有之、昔日有神仙、開彼靈地、而栽谷神妙藥、自爾此來奇花異草谷、良醫難有其證、入以來蠲耳、爾是駒形應化之權原也、又能善者自熊野山詣彼山挽而留之、駒形悉神力令蒙驗德、傾醫王寶瓶而與如意良藥矣、能善現威光助其力矣、とあるが、醫事に由緒あるをも思ふべし、但し此緣起は、建久二年に、南都興福寺の、信救と云る僧の書る物にて、例の佛風を附會たるいと長き說あれど、今は古傳に本づきて書るならむ、と思ふ限の、此に要ある處のみを、甚く切めて引出たるなり、萬卷がこと、神社考また詳節には、滿月とあり、熱海湯をも、此の僧の開きたりと云ひ、また箱根緣起に、天平勝寶元年、詣常州鹿島靈社建神宮寺と見え、此事鹿島社例傳記にも委く見えたれば、東國を巡行つゝ人を惑はし、處々の靈山靈社を、佛法風に引こめて、種々妄說を作り遺せる妖僧にぞありける。）さて上に引たる伊豆風土記に。走湯者不然。養老年中開基とあるは。箱根山なる湯どもは。伊豆國の神湯を元湯にして。此の二柱神の始め給へるなれど。走湯は。此の二神の始め給へる湯には非ず。元正天皇の養老年中に。開基たる湯ぞと云へるなり。（行嚢抄に、舊記云、仁明天皇承和二年、豆州溫泉出、謂之走湯と云へれど、其の舊記の名も知られず、然れば風土記に、養老年中と云へるに依るべし、箱根の湯をも、養老年中に、萬卷上人が開けるよし、彼の山の緣起に見え、熱海の湯も、彼の僧が開ける由なれば、此も彼が開けるならむも、亦知べからず。）こは伊豆山

とも。走湯山とも云ふ山にて。熱海の北に當りて。共に伊豆國加茂郡なり。箱根よりは南の山なるが。海にさし出て。山中に湯あり。謂ゆる走湯是なり。此山に坐す神を。走湯神と申す。（鎌倉右大臣の歌に。「伊豆の國山の南に出る湯の。早きは神のしるしなりけり、「走湯の神とはむべも云けらし、早きしるしの有ればなりけり、」わたつみの中に向ひて出る湯の、伊豆の御山とむべも云けり、羅山先生の丙辰紀行に、走湯山とは、伊豆山のことに侍る、此に坐ます神をば、走湯權現と申すむかし鎌倉右大將、伊豆箱根を信じ、常に崇敬の禮をいたし給ふ。二所參詣といへるは此なり、此所に出湯あり、石走る瀧の如し、走湯の名も、溫湯によりての故にや、とあり。）伊豆山緣起といふ物に。本宮は。天忍穗耳尊にて。相殿の左右に。天兒屋命。天太玉命を祭る。此の高根は。高天原より。始めて天降坐る地なり。（當山所傳如此。神社考、諸社一覽等之諸書所記、謬誤頗多矣。）孝昭天皇四十二年に。彥火瓊々杵尊。湯泉の中より光を放ちて顯はれ給ひ。花香初木姬に託し給ふ。

と緣起六卷に記して神祕とす。と有り。古傳の存れる物と見えたり。（但しこは全書の。此に要とある所々を撫ひ切めて記せり、抑々これ緣起は、近き頃記せりと見ゆるが、大概は古緣起に據たれど、まゝ彼と異なる信々しき說どもあり。古緣起とは、走湯山緣起と云書にて、元本は六卷なるが、世に傳はるは五卷までなり、群書類從にも收たり、弘仁延喜の頃より、次々に記せるよし、奧書ありて古書なれど、佛風なる妄說多くて、大概は信られぬ書なり、其はまづ應神天皇の二年四月に、相模國唐濱といふ地に、徑り三尺餘なる圓き靈鏡現はれて、光を放ち、或は高峯に飛び登り、或は海中に入る。仁德天皇の二十七年八月に、此靈鏡光明を放ちて、禁闕を照せり、勅使を遣して尋ねしめ給へば、勅使老巫を雇ひて、神託を請けるに、吾是異域神人也、昔西天之月蓋、依釋迦文佛之勅、奉鑄如來眞像、吾胤尊而此金像、故下自高天原、住月氏之境、爰如來化緣已盡、催東漸之幸、我隨此亦東向、棲宿三韓國、爰神后討三韓之時誘云、自今以後神達于本朝、所飯

做之金像、可迎我朝、我聞神后誘承諾、出此本國降臨倭朝、と神託ありける由見えたり、此はこゝに要ある所のみを、引切めて記せるが、此の説は後に、欽明天皇の御世に、百濟國より、佛像を渡せる事を附會せて、其佛像を尊重する故に、高天原より天竺國に下れるが、其像韓國へ渡れる故に、また韓國に渡り棲るほど、神功皇后韓を討て、我を本朝に誘ひ、我が尊ぶ佛像を、我朝に迎ふべしと約れる故に降臨せりと、佛像の渡らざる先に、かく神託有しと妄説を作り、餘さへに、異域神人なりと云るなど、凡て佛好みせる中世人の、此國の神を、皆本は佛國の物にせむとする、例の妄事なり、されど自高天原と云へるは、然すがに此の處の神は、天忍穗耳尊にて、高天原より降り坐り、と云傳の有る故に、其の故事をも少かとり入れて、かくは作れる物と見えたり、斯て世に傳はる、一より五卷までに、天忍穗耳尊と云ることは、一所もなし、六卷は殊に祕して、山の外に出さぬ由なるは、然る古傳をも記し傳へたる故に、其をしなめ隱すとならむも知べからず、上に擧たる伊豆山縁起に、六卷に記して神祕とす、と、云へるをも思ひ合すべし、）然るは天忍穗耳尊の。此嶺に天降坐りと云ことと、古書に見えず。此は高天原に神留坐す神なるに。かゝる傳の有ることを。不審み思ふも有べけれど。此は天照大御神の。日嗣の子に御坐して。大御神の詔命に依て。此の國を治看さむと。天降坐るが。國の狀を臨睨まして。甚く喧げる國なりと詔ひて。還り上りまして。其由を白し。國平竟て後に。其の御子彥火瓊瓊杵尊を降し給へり。（百六段より次々の傳を見て知べし。）然ればこの國形臨睨ませる時に。此嶺に天降坐る事のありて。其の傳の遺れるにやと所念ゆるなり。（正しき古書に見えざる事を、傍の書に記し傳へ、或はかつて書には見えざる事を、所の古老の語り傳へたるにも、信に正しき説はいか程もあり。）また彥火瓊々杵尊の。湯泉の中より。顯はれ給へりと云は。信がたき説なれど。伊豆風土記に。日金嶽。祭瓊々杵尊荒御魂云々。（此云々は、奧野神獵、年々國別役也、構八枚幣坐、出納狩具行裝之次第、有圖記、推古天皇御宇、伊

豆、甲斐兩國之間、聖德太子御領多、自此獵鞍停止、八枚別所、往古獵鞍之司祭神、號幣坐神坐、其舊法斷久也。夏野獵鞍者、伊藤、奥野、毎年撰鹿欄射手、とあるを切めたるなり、此に然しも要なければなり」と有れば。此の神も。此所に由有けむとは知られたり。日金嶽は。走湯山と嶺つゞきて。舊名は久地良山と云へるよし。走湯山緣起に見えたり。(但し此の嶺に就ても、種々云る說ども有れど、總て信がたき說なれば記さず、神社考詳節、走湯の所に、俗說伊豆權現者、彥火瓊々杵尊也とあるは、日金神と走湯神と混に誤れるなり、伊豆山緣起にも、互に混ひたる說ども有り、また北條盛衰記にも、彥火瓊々杵尊を、やがて走湯神として、高麗國より、相模國那賀郡の山中に降り給へる故に、其所を高麗寺といひて、趾を殘せりと云へるは、箱根山緣起に、神功皇后討三韓後、有武內大臣、奏云、奉請異朝大神而、令祈願天下長安寧矣、即奉遷百濟明神日州、奉遷新羅明神于江州、奉移高麗大神和光于當州大礒峯、因名高麗寺、と云る妄說を、再傳へ

誤れる說なり、また藻鹽草と云歌書に、日本紀竟宴歌に、藤原博文の、王辰爾を得て、「世の中に君無りせば烏羽に、かける言葉はなほ消なまし、と詠る歌を擧て、敏達天皇の御時、異國より、烏羽にかける狀を渡せるを、讀む人無りけるに、王辰爾と云人、飯にて蒸して、巾の綃に寫しとりて讀たりければ、御門國を望み申せよと仰せけるに、伊豆國を望みて、下されけり、今の伊豆權現是也、と有り、此は敏達天皇紀、元年五月の處に見えたる事なるが、高麗國より上れる表なり、然れど國を望み申せと詔ひて、伊豆國を賜へりと云ことは、古書にかつて見えず、此は古緣起に、高麗國靈光王、献烏羽之文、儒者不明了、以宣使祈權現、權現變人體分讀之、といへる妄說を、また誤り傳へたる說なるべし、應神天皇紀五年十月の下に、科伊豆國令造船、長十丈、船既成之、試浮于海、便輕泛疾行如馳、故名其船曰枯野、と有を、伊豆風土記に引て、此舟木者、日金山麓、奥野之楠也、是本朝造大船始也と見え、和名抄に、田方郡に狩野と見え、延喜式に、輕野

とある處にて、東鑑に狩野庄と見え、此を伊豆志に、枯野の船木の出たる處なりと云ひ、欽明天皇紀に、十四年七月の處に、以王辰爾爲船長、因賜姓爲船史、今船連之先也、とあるなどを思ひよせて、種々考へたれど、此の人の伊豆國に由あることは、更に見えず。)偖また走湯山緣起に。當山の地主神の事を記して。根元地主有二神。一者白道明神。其體男形也。二者早追權現。其體女形也と云ひ。また地主白道明神也。世人號來大明神是也とも有るは。いと古く此の山を宇須波伎坐る神なりと聞ゆ。(然れど、來大明神といふ義を云る說に、稱德天皇の御代に、天皇の道鏡を寵幸ひ給ふことを、走湯神の怒りて、高麗國に移り給へるを、地主神わたり往て、誘ひ來れる故に、來明神と云る說は信られず。但し早追神と云は、其御妻神なる由云るは、然も有べく思はるゝ說なり。)此神を伊豆山緣起に。地主白道明神は。五十猛神なり。世人來宮明神と稱す。(今熱海鄉之鎮守是也、一曰。木宮、又曰紀伊宮、乃素盞嗚尊御子也。)とある。是れ信の說なり。其は神名式に。加茂郡に。杉桙別命神社とある社は。今も田中村といふに在て。此は五十猛神を祭れる社なるが。木宮大明神と申せり。然るは紀伊國に坐す神なるを。此の國に移し奉れる故に。かく稱せり。(なほ此の社の事は、第六十七段の傳に、委く注せるを見るべし。)然れば走湯は。もと此の神の始め給ひけむ故に。上古より此に鎮り坐しけむが。後に天忍穗耳命の。此嶺に天降坐ること有しと云ふ傳に依て。走湯神を齋ひ祭り。また養老年中に。此の湯に浴ることを始めつるなるべし。(是を以て風土記に、此山の湯を、大汝少彥名神には係ざるなり、甚精しき傳なりけり。)なほ因に。湯泉のことに就て。此段の二柱神を祭れる社を言はゞ。まづ攝津國有馬郡にも温泉ありて。上代の天皇たちも御幸ありしこと。國史に數見えたり。神名式に。此の郡に湯泉神社。(大、月次、新嘗。)また有間神社などあるは。共に此の二柱神を祭れりとぞ。(湯泉神社のことは、親長記に、湯山明神、三輪明神なりと云、千載集に、有馬の湯に、忍びて御幸有ける、湯の明神をば、三輪明神となむ申すと聞て、「めづ

らしく御幸を三輪の神ならば、しるし有馬の出湯なるべし、と見ゆ、今も湯山町と云に在て、神界に溫泉あり、色葉字類抄に、溫泉三和社舊記云、大神溫泉鹿舌也、崇神天皇御宇之時七年、始被レ定二置神戸一云々など見え、有間神社は、熊野、三輪、鹿舌の三座にて、鹿舌神とは、少彥名命なり、今は香下村なる、鹿舌山といふに在て、鹿舌明神と申す、と諸書に云ひ、攝津志には、在二中村屬邑西尾一今稱二山王一近隣七村所レ祭、村民平日忌レ穢、婦人產期、出就二水涯一分娩、未三嘗有二產死者一、といへり、何れか是なることを知らず、）また上野國群馬郡に。伊加保神社。（名神、大、）とある社の祭神も。今は湯前大明神といへども。少毘古那神なりとぞ。一說には。元湯彥友命。又名彥由支命と申すと。此の社のこと記せる物に見えたり。元湯彥友命。彥由支命といふ神名。古書に未だ見當らず。決めて少彥名命の亦名なるべく所念ゆ。（此社のこと、國史に、承和元年九月辛未、以二上野國群馬郡伊賀保社一、預二名神一、同六年六月甲申、奉レ授二上野國無位御賀保神從五位下一、貞觀五年十月七日、上野國正六位上若伊賀保神從五位下、同十一年十二月廿五日、正五位下伊賀保神正五位上、同十八年四月十日、授二正五位上伊賀保神從四位下一、元慶四年五月廿五日、授二伊賀保神從四位上一、同年十月十四日、授二正五位下伊賀保神正五位上一、など見ゆ、但し此十月十四日なる正五位は、正四位の誤なるべし、）此所に謂ゆる伊加保の溫泉あり。また此の社に竝びて。榛名神社とある社は。今榛名山といふに山在て。俗に滿行宮大權現と云。此の神も。元湯彥命なりと社說なり。（一說に、中に伊弉諾、伊弉冉尊、左右は國常立尊、大己貴命と云は信がたし、或說に、式に榛の字をかけるは、榛の誤なりと云るは、然る說なり、）さて萬葉十四卷上野歌に。伊香保呂能蘇比乃波里波良。と詠るが二首あり。（伊香保呂とは、伊香保山なり、呂は詞の助なり、蘇比乃波里波良は、傍の榛原なり、榛名山の地名に由ありておぼゆ、）また可美都氣努。伊可保乃奴麻爾。云々と詠るもあり。此の沼は。伊加保山の半上に在て。周三里許りなるが。沼の三方に山ども立ち竝び。一方は開けて野なり。今は榛

名の御手洗といふ。仙覺抄に。伊香保乃沼は。請雨の使たつ所なり。と有り。今も此の御手洗の水を借りて。雨祈するに必祥ありとぞ。(御手洗の水を借るに、此の山の神奴に云へば、神にまをし、竹筒に入れて取らするを、幾ほど遠き所なりとも、途に宿ること、休らふこと叶はず、もし途に滯るときは、其所に雨降て、雨を乞ふ所に驗なし、故れ休まず歸りて、雨を欲き地のかぎり、其の竹筒を持廻りて、また本へ返す、然すれば、決めて雨降らずと云ことなしとぞ、なほ此山を詠る歌、萬葉十四卷に數た見え、古今集の長歌にも、いかほの沼のいかにして、思ふ心を云々などあり。)

爾復二柱神。爲宇都志伎青人草及畜産則。定其療病方。又爲攘鳥獸昆蟲之災異則。定給其禁厭法矣。是以百姓至于今。咸蒙其恩頼而。皆有效驗。復此少毘古那神者。作始酒之神也。故亦謂久斯神。

宇都志伎青人草は。上に出て既に注へり。○畜産は。舊く氣母能と訓るに依べし。其は師說に。和名抄に。獸和名介毛乃。畜和名介太毛乃とあるは。相ひ誤れるなり。神代紀に。畜産を氣母能と訓み。獸を氣陀母能と訓るぞ正しき。皇極天皇紀天武天皇紀などに。六畜と有をも。牟久佐乃氣母能と訓り。然れば畜は氣母能、獸は氣陀母能なり。(後ながら源氏物語帚木卷に、漢國のはげしき氣陀母能とあるも、虎にて獸なり、古今集の長歌に、藥けがせる氣だものゝと詠るは、實は雞犬なれども、雲に吠けむと詠れば、此の歌にては犬なり、然れば畜ながら、是も獸の方によりてぞ、けだものとは詠けむ)さて氣陀母能は毛津物の意なるべし。古書に。毛和物。毛麁物とも云り。氣母能は。飼物の加比を切めて伎なるを。氣と云へるなり。(伎と氣とは、殊に親くて、常に通ふ音なり)毛物の意にはあらじ。六畜は。人の家に飼おく物なれば。飼物と云なり。然るに氣陀母能と。氣母能と似たる名なる故に。紛はしきぞかし。と言れしは。實に然る說なり。(上件の師說は、大祓詞後釋に見えたる

り〕其は大祓詞に。畜犯罪とある同事を。古事記には。馬婚。牛婚。雞婚。犬婚とあり。此は皆飼物なるを以て知るべし。さて六畜と云は、馬牛雞犬に、羊豕を加へて云なれど、此は漢土の定めにて、元は皇國の事に非ず、然るを漢國にては、羊豕を食料に飼おく故に云へれど、此の二畜は、元より皇國に產れる物に非ざれば、古事記に、馬牛雞犬を擧たるは古へなり、天武天皇紀に、莫レ食ニ牛馬犬猨雞之宍一とありて、猿を加へられたれど、此も飼置て益なき物なり、漢籍襄陽記と云物に、雞主ニ司晨一、犬主ニ吠盜一、牛負ニ重載一、馬涉ニ遠路一、云々と云るぞ、古へに叶へる說なる、强て飼物を加むとならば、猫をや加べからむ、此は必飼ふべき物なればなり〕○定ニ其療レ病方一。療の字を。舊く袁佐牟と訓るも惡からねど。(其は續紀四の詔に、御病欲治、また廿九の詔に、御病平治賜比なども有ればなり〕久須々琉と訓べし。舊訓を集めたる玉篇に。然る訓の有ればなり。(此は己れ猶若き時に、下に注せる久須理の考を書て、療の字を久須琉と訓まゝ欲き由を、信友に語りしかば、

後に見出て告遣せたるなり〕然るはまづ、久須理と云ふ語は。いさゝかも古語の樣を知りたらむ者は。藥師の術また藥の病を治むる事は。奇異なる故に。其物を久須理と云ひ。其を以て病を療す人を。藥師と云ならむとは。誰も思ひ寄ることながら。久須理に。久須流てふ活き語の。體語になれるにて。本は。貼傳ることの古言なるを。皇國にて藥を用ふること。貼るより始まれる故に。其を名に負せたるにて。古へは久須理とも。久須泥とも云けむと所念ゆ。(今も物を揩貼ることを、久須理貼るとも、許須理貼るとも云めり、また久須具流と云語も、體に指をすり付る狀など由有げなり〕然るは本草和名に。石斛者山精也。又石精也。(出ニ神仙服餌方一〕和名須久奈比古乃久須禰。一名以波久須利とあり。(和名抄にもかく有りて、石斛石草之名也、圖經云、五月生レ苗、莖似ニ竹節一、七月開レ花、十月結レ實と云へり、今は古きに依て、本草和名を引きつ〕これ久須禰とも。久須利とも云る證なり。須久奈比古乃久須禰とは。少毘古那神の藥と云ことにて。諸の藥。この神の御靈に賴

ざるは有まじき中に。此の藥は殊に用ひ給へる故に當昔よりかく名を負へるならむ。以波久須理と云は。此草はも。石斛山精石精など。漢人も名けたる如く。岩に著て生る物なれば。久須理と云は。貼る義なる故に。かく名を負るか。岩に生て。久須理に用ふる物なる故にいへるか。何れに見ても。久須理。久須禰。同言とは通えたり。(類聚名義抄に、黏或粘、相著、クスネとあり、世にくすねとて、固く物を粘る物あるは、古語の遺れるなるべし。)さて藥を用ふる事。貼傳るより始まれる由は。同書に。芍藥一名解食。和名衣比須久須利。一名奴美久須利とあり。(和名抄にも、唐韻云、芍藥蕩芘也、藥草可レ和レ食也、新抄本草云、和名衣比須久須里。又沼美久須里とあり。)まづ奴美久須利は飲藥にて。これ藥は。傳るが本なる故に。飲て病を治す藥をば。殊に飲藥とは云へるなり。(然もあらば、飲む藥は芍藥に限らねば、餘の藥にも然る名の有べきに、然らぬは如何、など云人も有なむか、此は漢籍に、可レ和レ食と云ひ、一名を解食とも云如く、食物の滯れるを、化す能のある故に、是のみは早く飲もしけむ故に、此藥をのみ、かゝる名をば負せつらむ。)然るを後には。飲藥の方の漸々に精く弘くなりし故に。また更に傳藥といふ語も出來にけむ。(萬の事、かく樣に轉りもてゆくは、世の常なり。)偖また衣比須久須里と云由は。まづ凡て衣比須と云語は。常に異れる事物をいふ語なり。蕃を衣比須と云も。御國人に異なれば云へり。(なほ委くは、神武天皇卷の歌に、衣美斯とある處に注ふを見べし。)久須理は傳べき物なるに。飲むは異なる故に。衣比須藥と號へるなり。猶言はゞ。上に大名牟遲神の。赤裸なる兎を治し給ふに。蒲黄を傅しめ。また此の神の猪に似たる燒石に。燒著れて死給へるを。蚶貝比賣は蚶を焦し。蛤貝比賣は水を以て。塗二母乳汁一しかば。愈たるなどを思ふべし。塗傳たる由なれば。飲たる事はなく。(但しかく言はゞ、其は赤裸と、燒爛とを愈せるなれば、傳藥にて足る故に、用ざるなめりなど云ふ人も有なむか、然れど、兎は然もあらばあれ、大名牟遲神は、死給へりとさへ有るを、飲藥も有むには、用ひずて有るべきかは、)神の世

は更なり。人の世となりても。最上れる世には。藥を服める事。多くは無りけむと所念ゆ。(吾情に本づきて思ふにも、藥は傳るが本なるべき故は、今の世にも誰にまれ、過ちて身を打損へる時などに、阿那痛と云ひさまに、所念えず、指に津吐をつけて、久須る事あり、是ぞ皇産靈大神の賦けて賜へる、良醫の性にて、やがて久須理の始なる、口に苦しき飲藥の後なるべきこと、是を以ても悟りつべし。)其は此の時。二柱神の定め給へる病を療する方と云ふは。種々の傳る久須理は更なり。飲藥の方をも多く定めて。後の設と爲給ひけむが。(かく云ふ由は、大同類聚方、神遺方などに、此の二柱神の傳へ給へりといふ、飲藥の方の多かるを以て云なり、此の二書の事は。なほ下に云を見よ。)上ッ代には。人情おのづから恬憺に事少くし純固質朴にて。健然なれば。裡より發る病の少有し故に。後の如く飲藥は用ざりけむかし。(彼の事多く。さかしらぶる漢土すらも、上古の人は、春秋みな百歳を渉りて、動作衰へずと、素問の上古天眞論と云に見え、恬憺虚無眞氣從レ之、精神内守、

病安痊來。など云へるをも思ふべし、なほ漢籍に、かゝる類の語は甚多かるを、今は其端をいふのみ。)さて方の字は美知と訓べし。(師云、此方をサマとも訓れど、然は訓べくも非ず。)此の療病方は。人草は更なり。人草に要ある畜物の病を療す方を。人の知べく、教へ定め給へる由にて。總ての鳥獸に。其の病を自治す方を。某々に定め教へ給へり。と云には非ざるなり。(古來の注者、みな思ひ誤りて、物等の自然に、其病を治す方を知れる事を、此に係て釋るは非なり、彼の者等の、譬へば犬猫などの病ある時は、自ら稍葉に似たる類の草を食ひて吐き、翡翠と云鳥の、岩間の穴に巣を作るが、蛇の入らむ事を恐れて、穴の口に、蝸蝓と云虫の粘汁をくすり置き、蜘蛛の蜂に刺れたるが、芋の葉を齧つけ、大魚に身のうち傷はれたる小魚どもの、眞水の入江に來て癒す類も、云もて行けば、神の御靈に頼りて、自然の如く知れるには有れど、此の由縁とは事異なりかし。)然れば上に云へる。牛馬雞犬などの病を療る方をも。道に志ざせる人は。明め居べき事にこそ。○鳥獸昆

虫之災異、鳥獸は、和名抄に、爾雅註云、二足而羽者曰禽（和名與鳥同、止里）一說飛曰鳥走曰獸。總謂之禽。毛詩注云、鳥之雄雌、（和名、上乎止利、鳥父也、下米度里、鳥母也、）不別者以翼知之。右掩左雄、左掩右雌也とあり、篤胤按ふに。右掩左雄。左掩右雌也。と有るは。道理に違へりと所念ゆ。（然るは凡て、男は左上たる定まりなるを、若くは、此抄に引誤れるにやと思ひて、爾雅の本書を見るに、異なる事なし）いかで其の實物を試し見ばやと思ひつゝ。暇なくて年月過つるを。敎子なる。下總人宮負定雄は。齡若けれど、かゝる事に。心を用ふる性なるが。即ち雀鳥鴉など。其ほか雌雄の分ち難き物等を、あまた試みたるに。果して。和名抄に見えたる所とは異なり。其後に。本草綱目を見れば。陶弘景が說。また日華などに云へる所も。共に。其翼左覆右者是雄。右覆左者是雌。と有り。然れば爾雅の說誤りなること炳焉し。と云へり。實に然る說なり。（なほこの定雄が、禽獸草木に限らず、萬物に雌雄牝牡ある事をも考へて、委く記せる物あり。）獸を氣陀母能と訓む由は、既に注へり。昆虫は。舊く波布牟志と訓るを用ふべし。（繼體天皇紀に、伏地之虫と有をも、かく訓めり、）和名抄に。蚑行、唐韻云。虫行也。（訓、波布）と見え、虫唐韻云。鱗介總名也。（與蟲通用、和名無之、）とあり大祓詞にも。昆虫乃災とあるに就て。師の後釋に。雄略天皇の御歌に。波布牟志母とあり。虫は這ふ物なる故に。凡て虫を然云なり。鳥を飛鳥と云ふに同じ。（なほまた、雨を、ふる雨、花を、さく花、と云類ひも同じことなり）大殿祭詞にも。波府虫能禍無。と見え。十種神寶の中に。蛇比禮。蜂比禮などあるも　其を拂はむ料なり。上代には民の住所。野山に交りて。假初なる搆なりしかば。虫の害多かりしなるべし。（また大殿祭の祝詞にも、擧られたるを思へば、上代には、唯なべて、此の害の多有しにも有べし、今の世とても、蝮、蜈蚣、蜂などに刺れて、惱むこと無きに非ず）とあり。此を猶精く言はゞ。凡て此の鳥獸昆虫の災異とあるを。某の鳥獸某の虫など。名をさし言むは。中々に精しからず。凡て禽類また蟲類など。

何にまれ。人草は更なり。畜産にも災害をなし。異變をなす物を云へりと。弘く見るべし。(なほ大きに云はゞ、草木にまれ何にまれ、人の要となる物に害をなすは、やがて人に災害をなす謂なれば、其をも兼て思ふべし、鳥の穗をつみ菓をとり、獸の穀物を喰ひ害ひ、蟲の木草に付ことも、悉く人の災害に非ざらめや、)其は物等の、殊に人の爲に災異をなす耳ならず。彼等が性のまに〳〵。爲す態も人の爲に宜からぬ事は、即ち人の禍なれば。呪術を以て禳はるゝ事ども。今の世にも多きを以て辨ふべし。然るは此の世は、神の御世にて。人の現世にをるは寓居なるを、物等は、幽世に屬く理なる故に、神の御定め坐る法は、自然に。應へ畏む由ある故と思はる。(此理は、上にも下にも漸々に云へるを、思ひ合せて知べし、世の人は凡て異變と云へば、狐狸の名をのみ云めれど、弘く心を著て察るに、實は物として、異變を爲ざるはなしと見ゆ、たゞ其中に、狐狸などの態は、常多かる故に、此れ等が名をのみ指すなれど、凡て物の異變き態をなすは、神に屬けばなり、然れば物の異變は、

物にとりては異變に非ず、常の性なるを、人とは世の異なる故に、人は異變と思ふにぞ有ける、)さて世に小兒の病を。多く蟲といひ。大人にも何蟲彼蟲と云ひ。田蟲。目蟲。水蟲など云も。實に蟲の態なるが有て。呪術にて治るも多かり。然れば是も神世よりの古語なるべし。(但し此は尋常の人の。速には信ざる事なるが、己れも前には、たゞの言種とのみ思へりしを、西洋なる國人の説に依て、微き物を見る目鏡をもて、田蟲、目蟲、水蟲また疥癬などの類を見たるに、極めて微き蟲の有しなり、人の體中にも蟲多きこと、近頃出たる蟲鑑と云ふ書を見ても知べし、)さて災異は。災害異變の義を以て。書れたるにも有べけれど。舊く和邪波比と訓るに從ふべし。神にまれ物にまれ。幽界より。吾に害となる事のあるを云ふ語なり。(委くは第四十三段、萬物之妖悉發矣、とある處に注せる師説を見て知べし。)〇禁厭法は。(前には、麻自那比能和邪と訓しかど、)古本に。麻自那比能々理。と訓るに從ふべし。(今本に、禁厭を、マヂナヒヤムルノリ、とあり、古寫本に、禁厭にて、マ

ジナヒと訓り。」前漢書高帝紀に、東遊以厭之、注に、厭也とあり。丕木灌云、小右記に、麻志奈比とあり。」)麻自那比の麻自は、御門祭祝詞に、麻自許利、大殿祭祝詞に禁物、などある麻自と同言にて。那比は卜那比、商那比などの那比と同く辭なり。(禁を麻自と訓べき由は、字鏡に、蠱萬自物と有る是なり。」)さて此の三詞の麻自、もと同言には有れど、かく活きて三になれる上にては。輕重と物との差別を成せり。其は麻自那比は、麻自那閉(令する詞なり。」)麻自那布、麻自那波牟と活きて。輕く聞え。麻自許理は、麻自許禮、麻自許流、麻自許良牟と活きて。重く聞ゆるが、麻自物は、善きにまれ。凶きにまれ。其の麻自に用ふ物を云なり。(大祓詞に、蠱の字を書るをもて、凶物とのみ思ふべからず、彼の詞に、此の字を書るは、人の爲に、凶き麻自術を構へたる方に就て、此の字は漢籍に、蠱毒といふ邪術ありて、其造方などを、委く記せる事のある故に。姑らく當て書るにこそ有れ、麻自物てふ物は、皆此の字の如く、凶き物には非ず、其は第百四十三段に見えたる、天忍雲根命に、神魯岐神魯美命の賜へる、天玉串も、眞水を備出す料の、麻自物なるを以て辨まふべし。」)さて麻自那比の方の輕く聞ゆる由は、まづ此の詞の本は、交の麻自と同言なりと思ゆ。其は麻自理は、此物と彼の物と交はるを云詞なるより轉りて、麻自那比と活らき。此の詞は、彼方の身に、此方の靈を交ふる意ばへの有ればなり。(麻自許理を、道饗祭祝詞に、崇の字を書るを以ても、交ともと同言なりとは知らるゝなり。」)麻自許理の方の重く聞ゆる由は、まづ麻自那比の那比は、上に云如く辭なる故に輕きを。麻自許理の許理は。凝にて。麻自に凝り凝りたるが故。(マジナハンデ、其のわざにこる義と聞え。古言梯に、マジコリに凶の字をあてたり。」)許流許禮など活ける事と所聞ればなり。(今此に注ふ説等を、よく〳〵心得おきて、末々右の詞どもの、出たらむ處々に云るを、味ひ見ば、自然に曉り辨ふべし。」)さて法を能理と訓むことは、師説に能流とは、人に物を云て聞すことなり。己が名を人に云聞すを、名告と云にて知べし。また法を能理と云も。上より云々せよと、定めて云

ひ聞せ給ふより出たり。と有り。(然れば禁厭の法も、神々の云々せよと、詔り給へるなれば、能理といひ、此法に驗ある事は、其御法を掟む謂になむ有ける。○序にいふ、ノロフは、法より出たる詞ならむか。)○百姓は、意富美多訶羅と訓べし。(舊訓にも然あり、但しオホンとあるは、意富美の言便なり。)江家次第に、公御財とある義にて、諸の民と云ことなり。(但しタカラと云詞の由は知らず、或說に、天下の寶物は、田自出る義にて、穀物の重寶なる由を著せる詞なり、と云り、然も有べきか、○篤胤云、多訶羅は高と同義にて、良は添はりたる詞なるが、移りては、多訶理、多訶琉なども活けるなるべし、領地の收納を、高何石と云ふなども、即ち寶の義と聞ゆ。)故れ書紀には、人民、萬民、兆民、黎民。民庶などの類を、皆然訓り。(字典に、百姓、民庶也、とあり。なほ崇神天皇卷に注せる、師說を見て知べし。)○至ニ于今一は、書紀を記されたる當時を云か、若くは書紀に採られし古書に、本より有し文か。もし然も有らば、其の時代は知べからず。○恩賴は、舊く美多麻能布由と訓るに依べし。(また布恵とも訓めり、垂仁天皇紀に、頼ニ聖帝之神靈一、景行天皇紀に、皇靈之威、神功皇后卷に皇后の御語に、吾被ニ神祇之敎一賴ニ皇祖之靈一云々、蒙ニ神祇之靈一など有り。(なほ卷々に數多見えたり。)天慶六年の日本紀竟宴に、得ニ大己貴大神一、矢田部宿禰公望 國平し桙の末より傳へ來る。美太万乃布由はけふぞうれしき。など有り。(○因にいふ、此の歌の末なる詞書に、伊弉諾尊、天の玉矛をさし下して、青海原を探り得てのち、國々を生て、次に大名持神をうめり、みたまのふゆは、まつりするなるべし、と有るに、都に古傳に合ざる詞書なり、此の程の博士たちい、何どてかく古傳を知ざりけむ。)信友云、美多麻は靈を尊びたる詞、布由は振ふの義にて、神の靈の威を震ひて、殊更に幸へ給ふを、辱なみ稱へて、美多麻能布由とは云へるなり。(天皇の御魂に申すも、凡人の魂に云も、同じ意ばへなり。)布由、布留同言なる證は、古事記明宮段の歌に、大雀佩せる太刀、本つるぎ末布由とよめる布由は、布留と同言にて、大刀を揮る狀をいへり。(布

由、布留同言なる由は、記傳に論はれたるが如し。)また神靈に布留と云る事は。神の出行に供奉るを。振り奉る。布理出杢等。古記ともに見えたり其は多く世にいふ神輿につきて云へる如く聞ゆめれど。言の本に神靈の威震ひ給へる由を。畏み稱へたるなり。大鏡に。春日の大神の事を。帝この京に遷しめ給ひては。また近くふり奉りて。大原野と申し。なほも近くとて。又ふり奉りて。吉田と申て御座すめり。此吉田の明神は。山蔭の中納言の。ふり給へるぞかし。とも見えたり。(後の世の行列にフルといふ言のあるも、威震ふ意あり、またフルマヒと云も、フルを活かせたる詞にて、安康紀に、威儀をよめるなど叶ひて聞ゆ。)萬葉三ノ卷大伴家持卿の歌に。丈夫之心振起。劔刀腰爾取佩。梓弓。靫取負而天地與。彌遠長爾萬代爾。如此毛欲得憑有之。皇子乃御門乃云々。とよめる。心振起も。心震ひ起にて。布理は布留比の約たるなり。(今の俗にも、心を振ひ起すなど云ひ、また威を震ふなども云り、また雅言に、ふりさけ、ふりはへ、等云ふ布里も、殊更に心のふる由なり、此外に、ふり某と云布里に、此意なるが猶あり。)これ魂に。布留布。布留比。布里。布留といへると。其意ばへさへに。相同じきをもおもふべし。天武紀に。招魂を美多麻布里と訓み。臨時祭式に。鎭魂祭を。於富牟多麻布里。と訓るも古言にて。天皇の御魂の威震り給ふべく。奉仕る由の稱とこそ思はるれ。(今云、此事は、神武天皇ノ卷、鎭魂祭の下に注ふを見るべし。)かくて布留比の本語は布留にて。此布閉と活用く辭なるを布由とも云へるに依て(ルとユとは、殊に親しき音なり、)美多麻乃布由と云るなるべし。曾根ノ好忠集に。暇無みかひなき身さへ急ぐかな。御玉のふゆと宜も云けり。清輔朝臣の奥儀抄に。此歌を擧て歳の終に。亡魂を祭りて。恩德を報ずとて。御魂の冬といふ謂ゆる荷前祭なり。と云れたるはいかゞ。但し昔は年の終に。荷前ノ使を立て。さだまれる陵墓に。幣帛を奉られ。又なべても年の終に。祖々の靈祭する例なりければ。其祭を。御魂の布由と云へりし由なり。其は祖々の靈の布由蒙らむとする意なり。好忠主の歌も。然もやと聞ゆげなり。(清輔朝臣の、

フユを冬の義と心得られたるは誤なり、○今云御靈の布由てふ言は、布由をまた布惠とも有れば、前には谷川氏の、殖也と解るによりて有しかど、此說に依べくおほゆ。）○皆有ニ効驗一は。療病方。禁厭法の。皆効驗ある由なり。其の療方は。大同類聚方。神遺方などに載たる方等にて。彼の恩賴を蒙れる百姓の家々に。傳はれるを。聚られたる物と見えたり。（平城天皇紀、大同三年五月の下に、此書を御撰ありし事を載されたるが、其處の文に、先レ是詔と云ひ、遺命とも有て、先朝桓武天皇の詔命に依て成れる由見えたり、委くは此書の附考に論へるを見るべし、神遺方は、丹波康賴、貞觀十年に撰べる由、その自序に見えたり。）さて類聚方は。もと百卷なるが。今傳はるは。一卷より廿四卷まで闕たり。此を信友が說に。始め二十四卷は。禁厭法なりけむを。別に傳へたるが。失たる物かと云へり。此の說實然も有べくおぼゆ。然るは二十五卷の初めを。加佐夜萬比と云より擧たるを思ふに。此は漢籍に。風者百病之長とか云て。諸方の始に論へる例に效へる物と見ゆればなり。（神遺方も藥方をば、伽坐耶萬比と云より擧たるをも思ひ合すべし。）然れば始めに載けむ禁厭法は。漢籍めかずと思ふ後の世人の删り失ひたる事は。違有まじく所思ゆ。（然るを出雲本とて、或人の傳へたる本に、末なる用藥の卷々を初に擧て、卷數を合せたるは、後の人の杜撰なる事疑なし、委くは別に云ふべし。）抑々後の世の藥師ども。禁厭法をば都に用ひぬ事となりぬれども。我が古へは。上件の由緒あれば更にも云はず。赤縣州にても。古へは禁厭を專と用ひたりけり。其は彼の國の醫術は、もと巫祝の徒より初まりしかばなり（そは山海經と云書に、巫抵、巫陽、巫履、巫凡、巫相など云ありて、注に、皆神醫也とあり、此は咒禁、祓除、呪詛などを行ふ者ながら、其術をもて病を愈す故に、そを醫とも云りと通ゆ、其は內經賊風篇に、先巫知ニ百病之勝一、先知下其病所ニ從生一者上可レ祝而已也、と云るをも思ふべく、また古今醫統に、巫咸は、鴻術を以て堯の醫となる、祝して人の福を延べ、病を愈し、樹を祝すれば樹枯れ鳥を祝すれば鳥墜つ、などもあり。）さて其呪

禁を行ひて。病を治たる趣は。說苑と云ふ書に。上古之醫。苗父之爲醫也。以菅爲席。以芻爲狗。北面而發十言耳。請扶而來。輿而來者。皆平復如故。と有を以て知べし。(發十言とは、呪文を唱へたる事と通え。菅席芻狗など、古意に叶ひて聞ゆるは、下に云如く、大名牟遲、小名牟遲神は、外國々に往來ます神なれば、彼の神たちの傳へ給へるが、遺れる法と通えたり。)さて此の術を行ふ者を巫醫といふ。論語に。人而無恒。不可以作巫醫とある是なり。(此を巫と醫と二つに見たる說は非也。其は汲冢周書と云物に。鄉立巫醫具百藥、以備疾災、畜五味以備百草、と云るをもて巫と醫と二つならぬ事を知べし)さて漸々に。呪術をば次になして。藥を服しむる事を。專と爲る者も出來し故に。周と云ひし代になりて。官を立るに。巫と醫を別にせり。其は周禮を見るに。巫の外に醫師と云官ありて。掌醫之政令。聚毒藥以共醫事と云ひ。また疾醫と云有て。掌養萬民之疾病と見えたり。(かく別に立たる故に、前の如く巫彭、巫咸など稱ふこと止みて、春秋左氏傳などを見るに、醫を業とする者をば、醫緩、醫和等云ふ事とはなりしなり、)其後隋と云へる代となりて、古は、巫と醫は一つなりし故實に依れると見えて。尙藥局に。呪禁博士。呪禁師など云を立て。醫の次におき。呪禁博士と云が。呪禁生に呪禁解除などの術を教へて。病人ある時は。醫と共に預り。唐と云し代の令も。是に効へりと見ゆ。(此れ等のこと委くは、唐の六典といふ書を見て知べし。)偖また皇國は。右の如く二柱神たち。療病方と。禁厭法とを始給へる。正き傳の有が上に。孝德天皇の御代より。唐の制を用ひて官を置れし時に。此制の。古へに符へる事を所思看せる事と通えて。典藥寮に。醫師。醫博士。醫生の下に。呪禁師。呪禁博士。呪禁生を置れたり。其は職員令に。呪禁師二人。掌呪禁。呪禁博士一人。掌教呪禁生。呪禁生六人。掌學呪禁と見え。醫疾令に。凡醫博士取醫人內法術優者爲之。呪禁博士準此。また呪禁生學呪禁解忤持禁之法。(義解に、謂持禁者、持杖刀讀呪文、作法、禁氣爲猛獸、虎狼、毒虫、精魅、賊盜、

五兵不被侵害、又以呪禁固身體、不傷湯火刀刃、故曰持禁也。解忤者、以呪禁法解衆邪驚忤、故曰解忤也。といへり。)など有を辨ふべし。(醫疾令は今欠たれど、此は政事要略に引たるを、再引たるなり。但し此は和漢ともに上の令なるが。民間は如何と云に。療方と呪禁と竝へ用ひたること、皇國は更なり、(此は物語書などを、普く見わたして知るべし。)漢土も同樣なりしこと。千金方、儒門事親など云醫書どもに、呪禁法をも多く載たるを見て。彼の國の明醫らが。民間にて病を救へる有狀をも辨ふべし(孫思邈、張子和などは、戎人ながら、且つ々も醫道を知れる故に如此し彼の東垣、丹溪等云を始め、餘りに陰陽五行の說に泥める醫師どもの、著せる書等に、呪禁の事の見えざるは、凡て醫道の眞理を知らざる徒ればなり。)然るを後の世の藥師どもの。呪禁法を陋と爲る事は。古への道を知ざればなり。(此は史記扁鵲傳に、信巫不信醫不治也と云ひ、素問の五藏別論に。拘於鬼神者、不可與言至德、など有るよりの事なるべけれど、此は醫のもと、巫より出たる事をやゝ忘れむと爲たるなり、凡て病は、邪なる鬼神の、邪氣を立たる、鬼魅、遊魂、鳥獸、昆虫の、災異をなすより起る事なる故に、療方にまれ呪禁にまれ、其病を治めむと行ふ事は、正しき鬼神の靈異による事なれば、よく其の道に至りたらむには、其に効驗あること、何か疑はむ、藥に禁厭の意あり、禁厭に藥の意もある物をや、其は右に云如く、藥を用ゐる事は、呪禁より起れる故に、何ぞと云へば、呪禁の風交れり、譬へば瘧の截藥は、一夜屋の棟に晒して用ふと云ひ、水腫病の藥を煎る水には、流川の水を、流るゝ隨に汲て用ふとか云類、今數へ盡すべくも非ず、皆其如くして、必ず驗あることぞ。)漢土にて。醫方書の祖とする。傷寒雜病論にも。甘爛水法。燒褌散方などは。禁厭なりとは知らずやも。(然らば病には、禁厭だに行はゞ、藥は用ひずとも有なむか、と云に然らず、藥方と呪禁と、其驗の互に似ると云のみ、其異なることは、譬へば敵を平治るに、說客を用ふると、兵器を擧て服はしむるとの異あるが如し、其は藥は、氣味と性と各々異にて、

其の能異なれば、其の往く所も異にて、方法と病證と。よく符ふ時は、直に某々の病ある所に向ひて攻破り、或は人々身に、固有る神氣を佐けて追散すなど、兵をもて敵を拂ふによく似たり、また攻撃の藥を用ひて、驗ありし後に、補ひの藥を用ふる事も、兵を擧て敵を平治たる後に、仁慈を施して安むるに似たり、敵とし云へば、兵器を用ふべき物とのみ思ふを、豈良將とも言むや、病に藥をのみ用ふるを、豈良醫としても言むや。）是みな此の二柱神の。療方。呪法をかねて。始め給へる恩賴に依る事にぞ有ける。（なほ下に注ふを見るべし。）〇作二始酒一之神也。こは私記に。少彥命是造レ酒神也とあり。此は決めて古傳の遺れるなり。但し是より前に。須佐之男大神の。遠呂智を斬給ふ處に。酒を釀しめ給へる事見えたれども。彼處は。其事の見えたる始めにこそ有れ。少毘古那神は。天地初發の時よりの神に坐せば。いと早く始め置給へる故に。彼の大神も。其法を知看して。釀しめ給へるなるべし。（石屋戸段に、大御神の御詔に、如レ屎醉而吐散とこそ、とのたまへるをもつても、酒造る事の、いと早く有しこと知べし、古事記裡書、また本朝月令に引たる、日本決釋に、應神天皇の御代より以往には、釀酒の道を知ざりしと云こと有れど、其は彼の卷に論ふを見べし。）さて崇神天皇紀に。高橋邑活日と云人。天皇に神酒を獻りて。此神酒は。吾御酒ならず倭なす。大物主の釀し御酒。幾久々々。と歌へる大物主は。大名牟遲神の和魂の御名なること。下に見ゆる如くなれば。少毘古那神と御心を合せて。藥を定め給へる事より及て。共に係て稱せるなるべし。〇久斯神は。神功皇后の御歌に。此御酒は吾御酒ならず。久志能加美。常世に坐す石立す。少御神の云云。と御詠坐る久志能加美は酒之神なり。其は橫井千秋が說に。久志はさけの本名にて。應神天皇の大御歌に。須々許理賀。迦美斯美佐邇。和禮惠比邇祁理。許登那具志。惠具志爾。和禮惠比邇祁理。とある二の具志これなり。（こは上より連ける言ある故に、具と濁れり。）さて御酒白酒黑酒等云伎は。此の久志の約れる名なり。（其を佐氣とも云は、亦の名にて、縣居大人の說に、酒を佐氣とも

云は、是れを飲めば、心の榮ゆる故の名にて、佐加延の約りたるなり、と有るが如し。）と言るは。實然る說なりかし。（但し加美を、神には非ず、上なりと云るは、餘りに釋過たる說にて、信がたくおぼゆ。）倚また師說に、契沖は奇之神なりと云へるを、縣居大人は。奇は用語なれば。之と云べからず。藥之神なり。須理の約志なり。と言れたり。信に奇之とは云ぬことぞ。また藥之神と云むも然ることにて。正しき由ありと有り。（然れどなほ千秋の、加美は上なり、と云說に依られたる說は信がたし。）是に就て思へば。酒を久志といふは。やがて藥と同語ならむか。其は酒はもと病に久須流とて。造り給へるは非ねども。久須理てふ名の。既に病を治す物の名となりて後に。酒はよく病を治し。心を和す物なる故に。久志てふ名を專と負けむ。（久志すなはち久須理の約り。）上に引たる應神天皇の御歌に。許登那具志惠具志とあるは。師說に。事和酒咲酒にて。飲めば諸の憂事哀事の和さむ酒。おもしろく咲榮ゆる酒。と云意ぞと言れし說を思ひ。（猶委くは、彼の卷に注すを見べし、荒

木田久老の區志考と云物にも、上に引たる、高橋連活日が歌と、此御歌とを引て、大汝少彥名二柱、藥神の酒を造り初め給ひてしより藥神と申奉り、藥神と申奉るより、療病方を定むとは、舊辭に語傳へしなるべし、漢國の言にも、酒は百藥の長、と云へる言のあるをも思ひ合してよ、と云るは。二神を醫の法を始めたるには非ず、と爲たる僻說なり、凡て彼の區志考といふ物は、いと異かる說をのみ言むと爲たる書なりけり、其は下にも往々辨ふるを見るべし。）また漢土にて藥の始めは酒にて。上古は是を用ひて。病を治せるより弘めて。草根木皮。なほ種々の物を。用ふ事となれるをも思ひ合すべし。（然るはまづ、醫の字やがて酒醴の事なり、周禮天官酒正職に、辨四飲之物、一曰清、二曰醫とありて、疏に、清醴清也、醫者謂釀粥爲醴と見え、集韻にも、醫濁漿也とも有は、漢の上古も、今用ふる藥はなく、專と酒醴を用ひて、病を治せる故に、其後品々の藥を知て用ふる人を、醫と云ことゝなれりと見ゆ、毉とも作は、もと巫の始めたる業なればなり、禮記に、酒者所

以養老也、所以養病也といひ、素問の湯液醪醴論に、古へ酒を用ひて病を治せる事見え、其湯液と云は、清酒のこと、醪醴とは、濁酒を云へり、彼の國の酒は、彼の國人の造り始たるにもあれ、其やがて此なる神たちの、御靈に依てなる事は云も更なり、また按ふに、漢にて藥方の名を、桂枝湯、葛根湯など云ことは、酒を病に用ふる事を弘めて、草根木皮を用ふる事をも、直に其主たる藥の名をとりて、負たる物とおぼゆ、此の湯の字をたゞに某の藥を煎たる湯ゆゑに云、と心得むは、深く古を考へざる謬りと思ふは、如何有らむ、此は彼の二柱神の、彼の國へ、往來し給へる故に、其道も。自然に傳はれる所以とこそ所念ゆれ。然るを後の世の藥師ども。漢籍に依て。彼の國風の醫術をば且々知れゝど。醫の眞の道を知れる人をばいまだきかず。其は神の道を知ることなむ。醫道の本なりける。（抑々世間の萬の事、悉く神意にて、四季晝夜の往來、世乃治亂、風雨映寞のみならず、人の現に爲す事も、皆神の御心に漏るゝ事なく、此は師説に、人は譬へば人形の如く、神は人形をつかふ人の如し、と云れたる如くなる中にも、醫の道は、別に神の道を、明に知辨へずは、得有るまじき道なりけり）其の本を務めて。道を成さむと思ふ人は、此の二柱神の御靈を、常に祈願奉るべき事にこそ（世の醫師たちは、諸越の神農氏と云るを、醫道の祖神と齋くことなれども、彼人は醫業の術を始めたるには非ざるをや、此事別に記せる物あり、○因に云ふ、大社志に、狩野永雲と云人、大神より、鼻の高くなる草を賜はれる事あり、いと珍奇き事にこそ）

○門人久保田綱根云ふ、此れの十八の卷を、花ぐはし。櫻の板にちりばめて。洽ねく世に。薫らしめむと勞づく者は。百しぬの美濃國。惠那郡福岡村に、古くより住居せる、安保正員、また同郡坂下村に、世々家居る、吉村時安と二人なるが、吹渡る風のすさびに。速けくは。咲がてなる事も有りつるを、初帙より次々の。花の色香もてり合ひて。かく美はしくは。匂ひ出たるになむ。

古史傳十九之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　續攷
孫　延胤

神代中十一之卷

爾大國主神。謂少毘古那神曰。吾等所造之國。豈謂善成之乎詔則。少毘古那神。答曰或有所成處。或有不成處焉。其後少日子命者。到坐伯耆國粟島。蒔粟而。莠實之時。載其莖。見彈而。渡坐常世國矣、故其地云粟島。此二柱神坐之。所謂志都岩屋者。在石見國也

吾等所造之國とは。二柱神心を一び。力を勠せて。造り給へる此の大御國を詔へり。○豈謂善成之乎とは。年まねく造り巡り給ひけむが。猶未成竟たりとは謂難く。つくり竟ざる地は猶多かりと、聊倦思ひ給へる趣に聞ゆる御語なり。○或有所成。或有不成處とは。然は詔へども。稍成せる處もあり。未だかつて成ざる處も有り。と詔へるにて、所成處とは、此の大御國を詔ひ。不成處とは、諸外國々を詔へりと通ゆ。然るは少毘古那神。前は其の外國々は、獨して造り巡り給ひけむを、御國へ渡り來坐る故に、諸外國の成ざる事は知看し坐さず。故に。彼の國々の不成に比べては。大御國には所成處あり。と詔へる意なるべし(古來の注者たち、此の二柱神の御語の意を說得たるは、一人だに有ることなし、然れば其訓もまた誤れり。)本書に。此の下文に。是談也。蓋有幽深之致焉と有るは。撰者の文なるが。大古の傳書を採りて載するに。是談は。殊に幽深き致有げに聞ゆる傳へながらに。其意を思ひ得ずて。如此は驚かし置けむ。信に幽き旨ある御語にぞ有ける。(舊き注者たちの說に。此は以敬讓立敎なりと云ひ、大己貴神、功に誇る意ある故に。少毘古那神、直に言を以て諫め、躬を退きて諫めたるを、

記者の賛せる辭なりなど云るは、漢說にへつらへる腐說なるは更にも言はず、岡部翁は、こは好事の者の附會なり、神代の直き傳說に、何ぞ幽深の事の有むと言れつれど、是は餘りなる語なり、直き神代の傳說なれど、事毎に幽深の致ならぬはなき物をや。)○其後とは、既に國作り竟へて後と云へる如く聞ゆれども、次の語に大國主神愁而詔曰、吾獨而。何能得作此國。と有るをもて見れば。然には非ず。猶作り給ふ程の事なるを、其の初つ方は。相ひ並びて作り給ひしを。後つ方に至ては、と云意なり。○粟島は。伯耆國風土記に。相見郡郡家西北有餘戶里。有粟島。少日子命蒔粟莠實離々。即載粟彈渡常世國。故云粟島也と見え。神代紀一傳にも。至淡島而。緣粟莖者。則彈渡而。至常世鄉矣とあり。(淡は粟の借字なり、伊邪那岐、伊邪那美神の。初に生給へる淡島には非ず、思ひ混ふべからず、さて正書に、至熊野之御碕。遂適於常世鄉矣。とあるは誤なり、また古事記には、たゞ度于常世國也、とのみ有るは精しからず。)○莠實之時は。與久美能禮留時邇と訓べし。(但し此は師の訓に依れり。)○載其莖云々は。莠實れる莖のこはきに載り。撓めて。其莖の起返るはづみに。彈かれて渡り給へる由なるべし(太平記に、資朝卿の若子阿新殿の、本間が舘を逃給ふ處に、堀を飛越むとしけるが、口二丈深一丈に餘りたる堀なれば、超べき樣も無りけり、さらば是を橋にして渡さむよと思ひて、堀の上に末靡きたる呉竹の梢に、さらさらと登りたれば、竹の末、堀の向へ靡き臥て、安々と堀をば超てけり、と云るも、稍似たる意ばへあり、但し彼は靡けて超え、此は靡けたる莖の起るに、彈かれて渡り坐るなり。)○常世國は。師云凡て上代に。常世と云に三あり、一には常世長鳴鳥。常世思兼神などある是なり、こは常夜の義なること。上に云へるが如し。(第五十四段の傳見るべし。)二には。雄略天皇の大御歌に。麻比須流袁美那。登許余爾母加母。垂仁天皇卷に。伊勢國則常世之浪。重浪歸國也。顯宗天皇の室壽御詞に。拍上賜吾常世等。萬葉一に。我國者常世爾成牟。これらなり。此は字の如く。常石にして不變ことを

云り。三ッには常世國と云ふ是なり。右の三ッ。其の言は同じけれ共。其の意は各異にして。相關らず。(三)を同意に心得るは、字の同じきに迷ひて、深く考へざるものなり、言の同きまゝに、字は相通はし借りて、常世と書るなり。)さて常世國とは。如此名けたる國の。一ッあるには非ず。たゞ何方にまれ。此の皇國を遥に隔り離れて。たやすく往還がたき處を。汎く云ふ名なり。故れ常世は借字にて。名義は。底依國にて。たゞ絶遠き國なる由なり。(古へに曾許を登許と通はし云ること、また曾許とは。下のみに非ず、四方上下何方にまれ、遠くゆき至りて、極まる處を云こと、また萬葉に、天雲乃遠隔乃極遠雞跡裳など云へる曾伎閉も、同言なることなど、委く天之常立神の處に云るが如し、○今云、第二段の傳に注せり、合せ見るべし)凡て上代に常世國と云るは。皆此の意の外なし。御毛沼命者。跳二波穗一渡二坐于常世國一と見え(今云、此事神武天皇卷に見えたり、)多遲麻毛理遣二常世國一云々と見え(今云此の事は、垂仁天皇卷見えたり。)又常に歌に雁の還往處を云など。皆是也。

また後には。人の死るを。常世國に往と云し事あり。こは極めて遠き所にて。便りもなく。往來ことも叶はぬ意にて。右の意より轉したるものなり。(萬葉四に、常呼二跡、吾行莫國云々、九に遠津國黄泉乃界丹云々、書紀に、雄略天皇の遺詔に、不レ謂、遘レ疾至二於大漸一、これら其意なり、大漸を訓るは、字義には當らねども、訓の意は崩坐て、常世國に罷り坐むと云事なり、)偖また人も何も常とはにして變らず死ず。萬ッにめでたき國を。常世國と云へる事あり。是れは漢籍ごとに依ること多き世になりて。彼の謂ゆる蓬萊などの說に依て。此方に云ひ來れる遙けき國をいふ。其の名を借れる物なり。(彼の蓬萊など云なる所も、海路はるかに隔りて、至りがたき所と云なれば、此方に謂ゆる常世國、是れに似たるうへに、また常石に不變ことをも、登許余と云ことさへ有て、其名まで相叶へる故に、かれこれを以て、附會たるものなり、然るを後の世人は、たゞ常世と書る字に泥み、また漢の蓬萊などの事をのみ思ひて、上ッ代の意を深く考へざる故に、不變不死を、常世國の本義と心

得居るは非なり、不變不死の意に云るは、萬葉四に、吾妹兒者常世國爾住家良志、昔見從變若益爾家利、五に、等己與能久爾能阿麻越等賣可忘、九に、詠水江浦島子歌に。常代爾至云々、老目不爲死不爲而永世爾。有家留物乎云々。これらなり。書紀雄略卷に、此浦島子が事を、到蓬萊山とあるは、彼の紀の癖として、萬に漢をまねたるなれば、ゆゑ此の文などに迷ひて、常世國を、蓬萊の事となし思ひ誤りぞ、また垂仁卷に、彼田道間守が言に、是常世國則神仙祕區云々、此の語も後の世の漢籍の、蓬萊の事なることを思ひて、書添られたる潤色の文にして、更に上代の言にあらず。凡て書紀は、如此き文によりて、古への意を失へること、數知らず多かり、)さて右に云へる如く、常世國とは、何處にまれ、遠く海を渡りて往く國を云なれば、皇國の外は、萬國みな常世國なり。斯て此の少毘古那命は御祖神皇產靈神の御手俣より漏去坐つる神にて、前の御語に依るに、其の行方も知られ給はざりし趣きなり。さるは此の葦原中國には降り坐さずして、外國に放往坐しが故なり。

(久伎には漏の字を書き、書紀に漏墮とある意も、此意にて書れたるものなり、大名牟遲神の事に。自木俣漏逃而去とあるをも思ふべし。)さて前に海より依來坐るは、外國より渡來坐るにて。此に渡坐常世國とあるは、また外國に還坐るなり。さて息長帶比賣命の此歌に。常世に坐とあれば。後まで外國に鎭座なり、然れば此の神は、初高天原にして、御祖命の御手俣より、放去て降り坐しなり。永く外國に坐す神にて、其間に少時皇國には渡り來坐しゝ事ありしなり。さて此の趣に據て、今つら/\按に。外國は皆本つ此の神の經營堅成たまへる物なるべし(三韓及び漢天竺その餘も四方の萬國の初は、みな書紀に潮沫の凝て成れる者とある、其の內なるべし、此事既に上に云り。然ありて後に、此の少毘古那神の降り坐て、何の國をも、みな經營給へるなるべし。其の早晩勝劣などの異こそ有べけれ、悉く此神の經營給へるに、漏たる國は有べからず、其は人代の命の長さを以て、計るときは、國々此の神の經營給へるとしては、時代合はずと思ふ人有べけれど、然

らず、神代の壽命年數は、こよなく久しく長かりしかば、此の神などは、漢國に謂ゆる伏羲などよりは、遙に前代なるをや、萬國みな此れに準へて疑ふべきに非ず、さて諸々の外國には、神代の正しき傳説なければ、此の神の天より降りて、經營給へりし事を、ほのかにも知らざる國々も有べく、また其の國々の語のまゝに、異なる御名を以て、ほの／＼訛りて傳へたる國も有べく、また其の神靈を後の世まで、崇祀る社のある國々も有べけれど、其れはた異なる御名なるべければ、かにかくに、何れの國にても、正しき事は知らで在るなりけり、抑々今如此言を聞む人いかに思はむ、千年にも餘りて、あまねく外國の說をのみ聞なれて、心の底に染著たる世の人なれば、なべては信ふ人も、をさ／＼有まじけれども、さる徒はいかにもあれ、皇御國の物學びせむ人は、此の事よく心得居るべきものぞ。かくて後の世に至りて。其の諸々の外國より。くさ／＼の事も物も渡參來て。其を用ふること多きは。此の神代に此の神の。外國よりしばらく渡り來坐て。大名牟遲神を助けて。諸共に經營成し給へりし趣と。全符合り。いと深き理ある事なるべし。(故外國より、渡り參來つる事物の中には、皇國の助けとなり、寶となるもあり、又害となる事も多し、是はた然あるべき趣なり、少毘古那神は、最惡而不レ順敎養と、御祖命の詔ひて、初め惡かりし神に坐せば、もはら此の神の經營給へる外國々、元より惡き事多かるべき理なるをや、されど惡きより善きを生す理をも、また思ふべき物ぞかし、○今云、萬の外國々を經營成せる神は、師說の如く、信に此神ぞ始めなるべき、但し外國々より、事物の渡參來ることは、此の神の掌り給ふに非ず、須佐之男大神の荒魂、五十猛神、亦名は韓神の專と掌り給ふこと、上第六十七段に委く注せるを合せ考ふべし、また此の少毘古那神の去坐る程に、大國主神の和魂大物主神も、外國へ渡り坐りと聞え、其後に、大國主神の御子、十五神を、四方國に班遣し給ひ、また其後に、大國主神も往來坐りと聞ゆ、其は第九十五段、第百三段などに注を見て知べし、○神は凡て其國其人の、便利なる事を爲さしめて、其を諸方

の不便なる方にわたして、普く人の所用と爲給ふことなり、)〇此二柱神坐之云々は。萬葉三に。大汝小彦名乃將座。志都乃石室者幾代將經。とあるに依て記せり。此の石室は石見國に在ると、まづ其の國人小篠御野が言に。邑知郡岩屋村と云に。いと大なる岩屋あり。里人は志都岩屋といふ。出雲備後の堺に近き處にて。濱田より二十里あまり東の方なるが。最山深き地なり。此岩屋の高さ三十五六間ある。大岩屋なり。古へ大汝小彦名二神の。住給へる岩屋なりと。里人語り傳へたり。(また其近き邊にも、大なる小さき岩屋あまた有り、即ち此邊りは、濱田の主の領す地なり、小篠氏は即その殿人なり、)さて古へは。やがて此の石屋を祭りしに。中頃より其の外に別に社を立て祭る。志津權現と申す。と云へり。(此は師の玉勝間に見えたり、また荒木田久老が、萬葉三卷の考にも、國人に聞る由にて、此と同じ説を擧て、極山中邊鄙なれば、萬葉の歌によりて、附會すべき所に非ず、此の岩屋、出雲備後の堺に近き所なりと云へば、是や實の志都の石室ならむ、風土記に出たる、飯郡志都徑といふ地の方角には叶はぬにや、よく其の國人に尋ぬべしと云へり、さて記傳に、此歌と同卷なる、皮爲酢寸久米能若子我伊座家流、三穗乃岩室者雖見不飽鴨、とある歌とを引て、此の二首の三穗の岩室と、志都石室と錯亂たるにて、大汝少彦名二神の座しは、三穗石室にて、紀伊國なりしと言れしを、久老其の説を誤なりとて論へること、三卷の別記に載し、此論を書て、本居氏に見せたるに、是は己が初めの考にて、しひ言にてありきと云りと有り、然れば記傳なる説は取がたし、)また國人竹内正業か言に。邑知郡出羽庄岩屋村に。深き岩屋のあるに。大名持少彦名神を祭りて。靜權現社と稱へども。岩屋こそ古けれ。此を志都石室と云は。古老に尋ぬるに後の事なり。實の靜岩室は。安濃郡靜間村の魚津と云處にありて。里人は千疊敷といふ。廣き石室なり。(靜間村は、和名抄に、安濃郡に靜間郷あるは是なり、)古老は。是ぞ實の靜石室にて。大名持少毘古那神の。住坐る處なりとて。崇むる事なり。實然も有べきは。此岩室より五町ばかり放れて。乘水と云處に。

式なる靜間神社ありて。祭神は、大名持少彥名命なり。往昔は。此の石室の傍に在しを。古く此邊を領たりし人の。勢德あるに任せて。乘水に移せりと云傳ふればなり。(但しそは何頃と云こと知べき由なし。安濃郡は、出雲國神門郡と相隣りて、水臣津野命の堅め立給へる狀洞の化れりと云佐比賣山も、今は三瓶山と云てあり、其の外出雲に由ある地ども多ければ、神世には、此安濃郡あたりも、出雲國なりけむ、と所思ゆるなり。)さて靜岩室より四里あまり西。邇摩郡溫泉津村と云ふ處に溫泉ありて。此にも二柱神を祭りて湯宮と稱す。(溫泉津村は、和名抄に、邇摩郡に溫泉とある鄕是なり、同抄に、大國とある鄕も、大國村とて今に在り、是また因ある地名なり。)また此の邊に。神々山と云ありて。嶺に峻しき巖窟ある。其處にも二神を祭れり。(此の岩窟のさま、言に述がたく、甚も妙なる有狀にて、此も由有げに見ゆる大岩窟なり。)凡て此の石見は。彼此に。妙に見所ある石室の多き國なる故に。名を負たるには非じか。と云へり。(此の正業は、彼の國の霹靂神社の神主なること、

既にも云へりき。)然れば何處を其と。定め難きに似たれ共安濃郡靜間村の魚津なる岩室は。靜間神社に近く。殊に地名も所以ありて聞ゆれば。信に是成べし。(然れど後の人よく考へて定むべし。)さて志都岩室としも云は。二柱神相竝びて。國造り巡り給へるほど。少時靜まり休息坐る處なる故の名か。もし然も有らば。國巡に息ひ坐る處は。諸國處々に有べければ。一處定めて云ふは。非かとも思へど。萬葉歌の趣も。一處然る名の岩室ありと聞え。石見國に。現に然る地名の存たれば。彼國なる事は疑なし。八雲御抄、藻鹽草などにも、名は出たれど、何國と云ざるは、當時よくも尋ねざりしと聞ゆ。)さて文德天皇紀。齊衡三年十二月庚午朔戊戌。常陸國上言。鹿島郡大洗磯前。有神新降。初郡民有煮海爲鹽者。夜半望海光耀屬天。明日有兩怪石。見在水次。高各尺許。體於神造。非人間石。鹽翁私異之去。(この兩怪石は、下文に依るに、大奈母知、少比古奈命の御像石なり。)後一日亦有廿餘小石。在向石左右。似若侍坐。彩色非常。或形沙門。唯無耳目。

(此の數の小石は、二柱神に從ひ奉る、末々の神たちの、御像石と通えたり。)時神憑人云我是大奈母知。少比古奈命也昔造此國訖去往東海。今爲濟民。更亦來歸と云へる事もあり。(法苑珠林と云物に、晉建興元年[illegible]呉郡松江滬瀆口漁人、遙見海中有二人、隨潮入浦、漸近乃知石像、像背銘、一曰維衛、一曰迦葉とあるは、甚よく似たる事なりけり、神世の傳を記留たる事の。甚古かりけむ由は、開題記に、委曲に記し辨へたる如くなるが。其の古記を。古事記に撰錄して奉進れる。和銅五年より。此齊衡三年まで百四十五年なり。少毘古那神の常世國に渡り坐る古傳を記し留むる時に。後の世に。かゝる事の有むとは誰か知らむ。此の一事を以ても。神世の傳の正しく。實なる事を辨ふべし。(但しこは、漢意に甚く率られたる痴人の、神世の傳を疑ふ倫にいふ言ぞ。)さて此時の御語に依れば。少毘古那神の。常世國に渡坐る後に。其の御後を追て。大名持神も渡り坐けり。其は此の國を造り竟て。皇美麻命に避り奉り給へる後なるべき事は。言も更なるが。

其やがて少毘古那神を助けて。外國々を經營固めむとて往坐ること。是れ亦言も更也。(なほ末々に、次々注ひもて行を見て辨ふべし。)偖また同紀に。天安元年八月乙丑朔辛未。在常陸國大洗磯前。酒列礒前神等預官社。十月己卯。常陸國大洗磯前。酒列磯前兩神。號藥師菩薩名神とあり。(士清云、按藥師訓久須志、光明皇后、足佛石歌所謂久須理師是也。推古紀。醫惠日醫訓久須志、孝謙紀曰、德來五世孫惠日、小治田朝廷御世被遣大唐、學得醫術、因號藥師、遂以爲姓、此亦謂醫也、蓋因藥師名以稱菩薩、從俗稱也・今也諸國二神之所鎭座、至莫不安藥師佛、吁不亦甚哉、といへり、常陸志にも、二神者本朝始敎醫術神、故浮屠氏、以其名近似附托欺愚民、延及朝廷者矣、と見えたり。)神名式に。大洗磯前藥師菩薩神社。(名神、大。)那賀郡に酒列磯前藥師菩薩神社。(名神、大。)と載されたる即ち是なり。(常陸誌に、大洗磯前神社、在鹿島郡、酒列磯前神社今亡、寛文三年秋、平磯村人發古塚得石棺、棺內有種々器物、如甲冑者、

如旗旗竿者、又有太刀一口、短鉾一口、陶器兩三箇、塚外四面數百步頃、皆埋陶器、狀如牆址、老父相傳、磯前明神墟云、とあり、今は形の如き御社ありとぞ、）また是に就て按ふに。神功皇后の御歌に、常世に坐す岩立す。少御神と詠み給ひ。前に擧たる式に。能登國羽咋郡に。大穴持神像石神社。能登郡に。宿那彥神像石神社とあるも。常陸國に有し如き。神態の有けむ由ある社なるべし。（此の兩社のこと、淸和天皇紀に、貞觀二年六月九日、能登國大穴持神、宿那彥神像石神前、並列於官社とあり、）さて山城の京。五條天神社も。小彥名命を祭れり。鎭座の年は詳ならずと諸書に云へり。（たゞ諸神記に、空海法師が始めて祭れる由云るは信がたし、）偖この社にて、每年の除夜に、木餅を供ふる祭あり、人皆詣て其の餅を取る、此を勝餻といふ、病を除く爲なりとぞ、四季物語、世諺問答など見べし、さて天皇の御惱みのとき、或は諸國に疫流行て、騷しき時などには、此の社に靭を懸らる、そは此の神病を療る神なる故に、天子の不豫、または疫流行する事あれば、此神の怠りとして挂るなりとぞ、昔は勅勘の人の家には、靭を挂て、出入を得ざらしむる例なり、鞍馬山にも、靭負明神と云あり、是も靭を挂らるゝ神なりと、諸書に見えたり、）さて伯耆國粟島には。右の由有れば。決めて此の神の社あるべきに。式には見えず。紀伊國名草郡に。加太神社とあるを。諸書に粟島神社とて。少毘古那神なる由云へり。加太は地名にて、和名抄には、海部郡に入れて、加太鄕とあり、南紀名勝志に、加太庄加太村の西南の邊にあり、社家の說に、此の神古くは、友島の中小島手と云處に在しを、參詣の便あしき故に、中古今の處に移すと云、といへり、中古は其處に坐つらめど、本は決めて伯耆國より移したりけむ、然らでは粟島と云よし、無ければなり、故れ本の粟島には、社なきにや有らむ、）なほ諸國に。式外にて。此の神を祭れりと聞ゆるが多かる中に。三代實錄に。元慶三年三月九日。下總國正六位上小松神從五位下。とある神は。今香取郡に在る。神崎社なること、彼の社に傳はる、數の古文章を見て知りたるが。此に祭る神も。少毘古那神

なりけり。其はまづ社の在所を。今は神崎と云へども。正元元年の古文書に。神崎大明神御領小松鄕と見えて。今も社の坂本を。南の方へ少し放れて。小松村と云ふ村名あり。然れば正元の頃は。此の邊をすべて小松鄕とぞ云けむ。(されど此の鄕名、和名抄には見えず、其の後に定めたる鄕なるべし、諸國に此の例多かり。)又正元二年の古文書に。總領。宮和田。小松。上島。多賀。青山などいふ神領の村名見えたるが。今も此邊に其名の村村有り。(今の社のあるは小山にて、謂ゆる坂東太郎といふ大河にさし出たる崎なり。山の號を双生山といふ、俗に名を知らで、ナンジャモンジャの木と稱ふ、名高く大なる神木あり、己れ見るに藪肉桂といふ木の、老木となれる故に、いさゝか葉形の變れるにて、楠の木の類の香木なり。)さて此の社の祭神を。少毘古那神なりと云由は。承平二年より次々に社殿を公より造營し給へる狀を圖せる古文書に。西方有二大浦一。俗眞世宇良云。當浦中當社明神住給。白鳳二年癸酉二月一日。當山影向。六所鎭守とあり。(六所とは、上に引たる正元二年の文書に見えたる、六村をいふ。)此は大川を隔てて西の方。常陸國河内郡に寄たる浦にて。其所にいと小き浮島二つ竝びて。其傍に小祠二ツあり。粟島神と云ふ。また此島を舊より粟島とも。二ツ島とも云て。神崎神。紀伊國加太浦より。此島に乘て移り給へるが。後に今の地へ移し奉れりと。所の古老の傳へなり。(こを浮島なりと云由は、洪水の時も。水に隱るゝ事なく、常のごとし、片葉の葦生たれど、神の惜み給ふとて取る人なし。此所より時々神崎社へ、世に謂ふ龍燈と云物の上りて、往來するを見る人多く、なほ神々しき事どもある故に、地の者は、御島樣と云て畏こむ事なり、社家にても、彼の島をば、本の地と傳へつゝも、何の頃よりか、面足神、惶根神二座を祭ると云來れり。然るに其神主、神崎光武は、己が敎子なる故に、委く探ねてかくは記しつ、凡て社家にいふ說は、大概信がたき物なり　面足惶根神を祭れる社は、古き社には決めて有まじき由あり、こは眞の古學になれて後に、自辨へ知るべし、なほ思ひ合すべき事あり、其は此よりは然しも遠からぬ所なる

が、隣郡海上郡に、常世田とも、小松とも云村あり、此所に藥師宮とて、古き堂あり、所の古老に問ふに、此藥師は、舊く粟島神と云しを、何時よりか、藥師佛に爲たりと、若きほど老人の物語なりと云へり、此は若くは、最古く小松郷なる、神崎社の神を、移し祠れる社なりけむも知べからず、其所を、小松とも常世田とも云こと、少毘古那神に由ありて聞えたり）然れば神崎社に祭る神も、少毘古那神に坐すこと疑ひなし。（但し神體は何に坐やらむ、古より、筥に納たるまゝにて、神主も知ざるを、相殿の神體なりと云ふ物を、闚せる形を見るに、舊く佛者どもの、龍神の像とて物するに似たり、中頃は此社も、甚く佛風に率られたる趣、古文書に見えたれば此はもと海神を、相殿に祭りけむ故に、二座と云傳へたるならむか、凡て此邊には、海神に由ある社多く、かの龍燈と云ふ物の。往々上ることとも、海神に由ありておぼゆ、○近き年此の事なるが、常陸國水戸の醫師、何某といふ人の子、此の社にて異人に出會ひ、藥方の書を授かりたる事あり、此は別に委く記せる物あり、此社の祭神に由ある事なれば、因にいささか記し出つ）

於是大國主神愁而詔曰。吾獨而。何能得作此國。孰神與。吾能相作此國耶詔之。是時忽然。神光照海原。爲素裝束現浪末而。持天甕矛而。有依來神。其神詔曰。能治吾前則。吾共與相作成焉。若不然則。國難成焉詔矣。爾大國主神問曰。然則汝者誰耶。答曰。吾者汝之幸魂奇魂也。大國主神白曰。唯然。廼知。汝者吾幸魂奇魂也矣。今欲住何處耶白之則。答言吾者。伊都伎奉倭之靑垣東山上矣。故於彼處營御室而。令鎭坐矣。故云御室山。此者大三輪之大物主神也。大國

主神之和魂也。亦此神之荒魂神者。坐狹井社也、

愁而は、少毘古那神の、常世國に渡り給ひし故なり。○獨而は比登理志氐と訓べし。師云萬葉三に、草枕客之有者、獨爲而見知師無美、(これを契沖が、ヒトリヰテ、と訓べしと云るは、中々にわろし。)十二に、二爲而結之紐乎、一爲而吾者解不見、直相及者、古今集に、獨りして物を思へば云々此の餘もあり。今の世にも常如此云なり。○何能得作は、伊加傳加母延都久良牟、と訓べし。(那牟敍余久都久流許登袁延牟、と訓むは漢文訓なり、委くは記傳に就て見るべし。)○孰神與吾、こは孰之神登共爾、吾波、と訓べし(師云、耶字讀べからず、凡て漢文には、孰何誰幾など云る言の下に、乎耶哉などの字を置るを、夜と讀むこと常なれども、御國語には、孰何誰幾など云たぐひの言の結めに、夜と云ことなし、中昔までも、此格の違へることとは無りしを、近き世の人は是れをえしらず、歌にも文にも、共に作らむやと云たぐひ多きは、漢文讀に耳習つるひが事なり。)さて古事記には、自後國中の成ざる所をば。大己貴神獨して巡り造り。出雲國に到坐して。此國を理れるは。唯吾一身のみ。吾と共に天下を理れる神は。蓋有むと興言し給へる時に云々と有は。異なる傳なり。(然れども此は、古事記の趣ぞ然るべく覺ゆる、なほ微に云へるも見るべし、)○神光照海云々。末に豐玉毘賣命。馭大龜而光海原云々。參來焉。垂仁天皇卷に。肥長比賣。光海原自船追來。なども有り。皆御魂の進む時に。かゝる神光あり。(さて上に云る書紀の傳に依らば、此段も出雲國にての事なり。)○天蘈矛。(蘈を奴と訓て、玉の意なる由は、第三十六段の傳に云へり。)此は天地初發の處に出たる。天津神の。伊邪那岐。伊邪那美二柱神に。賜へる。天瓊戈とは異なるが。其に擬へる物なる故に。同じく奴保古とは云なるべし。(彼は直に天津神の御靈と、成生出給へる物なれば、後に見ゆるとは異にて、玉に金氣を含める如き質なるべく思はるゝこと、彼段に云り。)かくて其狀は如

何と云に。此れより上に既く。種々の矛成たりと所思れば。鐸著之矛衝枠など云こと見ゆ。）其れ等の類なるべく。玉は御靈の璽と。飾り付たる物なるべし。（なほ第五段の傳と合せ考ふべし。）〇吾前は。師云凡て古言に神に前と云ること多し。末に天照大御神の詔に如レ拜二吾前一伊都伎奉。また思金神者取二持前事一爲レ政。水垣宮段に。天皇の大御夢に。大物主神の詔に。令レ祭二我御前一者。神氣不レ起云々。（此にならひて、何れも美麻幣と訓べし。）同段に於二御諸山一拜二祭意富美和之大神前一と見え。龍田風神祭祝詞に。風神の詔に。吾前乎稱辭竟奉者云々。など見ゆ。此の中に。たゞ事もなく其の神の御前と心得て有べきも有れど又常に云前の意にては少か通え難きもあり。故れ思ふに。前は座と同くて。本其の神の御座位を指して云言なり。（右に引る文に、前事とある是れなり。）さて御座位を指て云が。やがて其神を指して云なれば。治二吾前一とは即ち治レ我と云ことなり右に引る文どもを考へて知べし。（中昔の言にも、貴人をさしては、意麻閇と云り、今の世にも御前と云是におなじ、又中ごろ婦人の名に某前、某御前と云聞ゆ。）偖また。墨江之三前大神。伊豆志之八前大神などあるも。三座八座と云と同くて。座とは。其の神の座位を以て。其の神の員を申すなり。（是また中昔の物語文などに、貴人をば、一人二人などは云ずして、一所二所と云るも同意なり、稱德紀詔にも、二所の天皇とあり。）其は神のみにも非ず。孝德天皇紀の詔に神名。王名逐二自心之所一レ歸。妄付二前々處々一とありて注に前々猶レ謂二人々一也とあれば。人にも云し也。（付とは、名に付るを云、神の名また古への皇子たちの名を、妄りに人々の姓名につくるなり、）〇今云、なほ神名式の首に見えたる、座前社の差別をも、委く傳せられたるを、此に要となき事なれば洩しつ。）〇能治。師云此の能の字は。善また熟などの意と聞ゆれば。與久と訓べし。治とは凡て物を棄措ず。收擧て狀に從ひて。其がうへを宜く物するを云。末に大國主神の詔に。吾住所者。云々而治賜則云々とあると。此は同くて。宮を造營て齋祠るを。治と云なり。（其由下文に至て知らる、）また因レ治二養其御子一

之縁云々。玉垣宮段に。天皇之御子所思看者。可治賜。この二つの治は。同く養育を云へり。高津宮段に。因大后之強不治賜八田若郎女とあるは。大御心の隨に召入て寵給ふ事をも得爲たまはぬを。不治賜といへり、續紀の詔に。款將仕奉人者。其仕奉禮良牟狀隨。品々讃賜上賜。治將賜物曾止詔。とあるを始めにて。冠位上賜治賜布などと多くあるは。官位を授け進めたまふを。治たまふと云なり。右のさま〴〵。事は異れども意は皆同じ。(また收納理修等の字を訓むも、袁佐牟と云言の意は皆同じ、)其の餘國を治む。病を治む。亂を治むなども皆同意なり。(〇今云、袁佐牟と云言は、もと機の筬より活用したる言には非ざるか、また長を袁佐と云も、所を袁佐牟流より出たる言なるべし、)〇共與は。師云。岡部翁の。登毛杼毛と訓れつる面白し。六帖に。「とも〴〵と思ひ來つれど雁がねは同じ里へも歸らざりけり。後撰集に。「背かれぬ松の千歳のほどよりも。とも〴〵とだに慕はれぞせし。返し。「とも〴〵と慕ふ涙の添水は。いかなる色に見えて行くらむ。

と見ゆ。今の世にも常云言なり。古言なるべし。(凡て古言の、中昔の書にはをさをさ見えぬが、返りて今の世の言に存れるが多きぞかし、)〇難成焉は。師云。那理加氐麻志と訓べし。(麻志は、牟と云に同じ、)崇神天皇紀歌に。多誤辭珥固佐麻。固辭介氐務介茂。(手越に越ば、難越かなり、)萬葉二に。佐不寐者遂爾有勝麻之目四に。此月期呂毛有勝益士。また妹爾戀乍宿不勝家牟。などあるに依れり。(今云、此の言の例、なほ萬葉に多かり、)加氐は。消難行難などゝ同くて。難き意なり。また加泥と云にも通ひて聞ゆ。(萬葉三に、別不勝鶴、この加泥に、不勝と書ると、右に引る加氐にも同字を書るとを思ふべし、加氐を不勝と書るは、多閉受と云意を取れるなるべし、多閉奴は、難きと同意なればなり、〇今云、此の言を不勝とも勝とも書るに就て、委き論あり、記傳に就て見べし、)〇幸魂奇魂は。本に幸魂此云佐枳彌多摩。奇魂此云倶斯美柂摩とあり。師云此は共に和魂の名にて。幸奇とは。其の徳用を云なり。二魂には非ず。(幸魂を荒魂とし、奇魂を和魂とするは非なり、)

其の故は。若二つの魂ならば。二神と現れ給ふべきに。今現たまふ神は一柱なり。また出雲國造神賀詞にも。倭の大美和に祠るは。此の神の和魂とこそ見えたれ。(下に其の文を引て、委く云を見よ。)さて幸魂とは。私記に。是は左支久阿良之光留魂也と云て。字の如く其身を守りて。幸あらする故の名なり。神功皇后紀に、和魂服二玉身一而、守二壽命一、とある、是れ其の意なり、是にても、幸魂と云も、和魂の德用なることを悟れ。)奇魂も字の如くにて。奇靈德を以て萬の事を知識辨別て種々の事業を成しむる故の名なり。(萬葉五に、可武佐備伊麻須久志美多麻、とあるは、石を稱て奇き御玉と云るなれば、魂のことには非ず、即上に、眞玉成二の石、とあるを以て知べし。)さて今大國主神の。己命獨しては。此の國得作竟じと憂ひ給ふは、たゞ荒御魂のみ進みて。和御魂の乏かりしなり。(書紀に、理二此國一、唯吾一身而已と云て、誇り給ふ狀なる傳にても同じ。)故今産巢日神の御量にて。別に其の和魂の御形を現はして。如此示し敎しめ給ふなり。(萬の事を成しむるは、皆産靈神の御靈なり。)かくて此の敎への隨に齋祠たまふに因て。和魂滿足し榮坐て。其の御身を守り幸へ賜ひ。奇靈き德を以て。終に天の下を作竟しめ給ふ。故是を幸魂奇魂とは云なりけり。(此幸魂奇魂を、漢籍にいはゆる魂魄にあてゝ云る說、また幸を先の義とせる說など、皆ひがことなり、又こゝの問ひ答へを、山崎氏などが、自問自答と云るなどは、漢意に溺れて、神の道をえしらぬものなり。)篤胤熟々この師說を考ふるに。幸魂奇魂のこと。大抵如此くなるべけれど委しからず。然るはまづ此の大神の御上などは。其の御魂の大きなること。凡人の上などとは遙に勝れて御坐せば。幾柱にも分り給ふべき事(謂ゆる分身を云ふ。)申すも更なり。然れども。唯に御魂の大なる故に。分り給ふ事とのみ思はむは如何なり。もと此御魂は。其の御本體の成生給ふ時に。天津神の大御魂を。殊更に分賜り給ひて。令生給へるが故に。其を別て幸魂と云ひ。又その靈妙なる德用を爲し給へる故に。奇魂とは稱すにて。是を總ては和魂と申す事とぞ思はるゝ。(今かく寄り來給へる時には、御自ら

の分身とは知し看さず、誰ぞと問給へる程の事なるを思ひて、奇魂と申す名の義を悟るべし、いといと奇妙なる事ならずや、但し此は此の大神のみ然るに非ず、都ての神々の御上にも、必有べき事にて、其大小優劣はある可けれど、幸魂と云はゞ、必天神の賜へる物と思ふべく、奇魂と云は、其の德用の靈妙なる所を、美稱へて申す事と思ふべく、此を常に取總ては、只に和魂と申す事と心得て、違ふこと無るべし、又畏けれど、凡人の上も、小く卑き事こそ異れ、其趣は同事と思ふべし、この事余委き考あり、其は神武天皇卷、鎭魂祭の處に註ふを見て知べし。）○唯然廼知汝者云々。唯は宇々と訓べし。宇々とは。今の世の人も。常にいふ應聲なり、古書に稱唯と書て。乎々止申と讀む乎々は。此の宇々の轉れるにて。諾なり。萬葉十六に。否藻諾藻とよめる。諾の字を思ふべし。師說にも、萬葉に否も諾も、源信明集の歌に。いなともうとも云ひはてよ。拾玉集歌に。なやうやと云人だにもなし。と有るなやうやは。否や諾やなり。（諾は即乎々と同じ、今の世にも乎々とも宇々とも云りと、玉勝間に著されたり、なほ彼の書を見るべし、さて今の世に互に隔なく語らふことを、うやなやに語らふと云ふは、諾や否やなるべし）然とは。實に然に有けりと。諾ひ悟り坐る由の御語にて。依來坐る神は。今かく別に現はれ御座せど。實は御自身の御魂の。御軀を分り坐るなる故に。吾者汝之幸魂奇魂也とふ御語を。聞看ては。然すがに。御心に慥に應へて。實に然有けり。と悟り坐るなり。（廼知と詔へる御言に、心をつけて、此旨を思ひ辨ふべし）然るは。古くも今も生靈とて。人の魂の軀を分りて。奇異なる靈を成こと多かるに準へて。此の有狀をも曉りねがし。（古くは今昔物語集に、近江國なる女の生靈の、京に來て、恨み思ふ人を殺せる、また尾張國なる、匂經方と云者の妻の、生靈と現はれたる類の物がたり、數あり、今の世にも然る類の事多くありて、見聞たる事もあれど、此には洩しつ、但しそが中に其生靈の人に憑て、恨み惱ますに、其の本人の、自は然りとも知らであることも多かり、此の段に、己命の御靈の、別に分りて現れ坐ることを、知看さず

て問たまへる趣に、よく符へり、漢籍にもかゝる事の多く見えたる中に、蒙求といふ物に、靑女離魂とある條の、魂の分りて二人と成りて、異地にありて物せるを、其本人の知らで有しが、其の魂の家に歸れる時に、軀と魂と合ひて、一人となれるなどは、殊に由ありておぼゆ、此を醫書に、病と爲たるは、中々に精しからぬ說なりけり」然ればこの和魂神の。今現坐ることは。早く御軀を分りて。異國に渡り坐して。其國々を造巡りなど。其の國趣に隨ひて。種々の功業をなし居給ひけむが。本體の。今しも少毘古那神の。避給へることを愁ふる。荒魂のみ進み給ふことを、彼の奇魂の。奇しく空に悟りまして。幸魂の幸へ助け給はむと。還り坐るにぞ有べき。故海原より依來坐けり。(崇神天皇紀七年の處に、大御夢に、大物主神の現れて、以吾兒大田々根子、令祭吾則云々、海外之國自當歸伏、と御誨し坐るが、其如く爲給ひしかば、後に果して、海外人の參來しをも思ふべし、外國々の事をも掌給ふこと、著明きものをや」但し其も産靈大神の。幽に御量坐るに依るとなるは

言まくも更なり。またかく御身を分ることは。和魂のみならず。荒魂も御身を分りて功業を爲給ふことあり。大國御魂神と申すは。即ち荒魂神の分り給へる時の御名にぞ有ける。(但しそは、大國主神のみならず、卓れて尊き神たちは、皆然ること、通ゆるを、悉く其事の見えざるが多かるは、いかなる事にか、記し洩せるにも有べし、)○靑垣とは。靑山の。國の垣となりて周廻れるを云こと。既に師說を擧て注せりき。(第八十七段の傳見べし、)なほ師說に。此は垣に用は無れど。たゞ山のことを。常に靑垣と云ひならへる故に如此云か。また下に引く。出雲國造神賀詞に。皇孫命能。近守神登貢置天。とある意にて。其の鎭り坐むとする處も。倭國を衞護る垣なる意にて。如此云へるにも有べしとあり。○東山は。師云。御諸山は。倭の國中の東の方に在て。其の山次まことに垣如り。但し東山と詔へるは。たゞ汎く東の方の山と云ことなるべきを。其の東の方の山の中に就て。御諸山をば。擇びて祀りしなるべし。又思ふに。東方の山と云ことならば。東之靑垣山と有るべき

に。青垣を上に置て。東山とあるは。一つの山の名を指せるが如くも聞ゆ。故れ考ふるに。神名帳大神社の次に。神坐日向神社(大、月次、新嘗、)あり。(貞觀元年に、從五位上を授奉らる。三代實錄に見えたり。)此の社三輪山の嶺に在て。今高宮と稱す。(篤胤云、こを三輪若宮とも云、)と或書に云へり。然れば御諸山の舊名。日向山と云ひしか。(若し然らば。此に東山とあるに依て、彼の神社の日向をも、比牟加志と讀べし、舊名の、たま〳〵此の神社に殘れるなり、)○日の出る方を東といふも即ち日向の意なり。)山上は。峯を云に限らず。また山の邊の意にも非ず。たゞ山と云ことなり。(山べと云も同じ、其のほか海べ岡べ野べなども、皆たゞ海岡野と云ふことにて、邊の意にはあらず。)○伊都伎奉。この語上に出て。既に注せり。(第二十五段の傳見べし、)奉は祭祀なり。たゞ尊みて添て云ふ辭の奉には非ず。と師の言れたるが如し。(但し祭祠も、尊む稱の奉るも、言の意は一つなり。)さて大國主神の和魂の大美和に鎭座る由縁は。右の如くなるに。出雲國造神賀詞に天下の現事をば。皇美麻命に事避奉り給ふ時に。皇美麻命の近守神にとて。己命の和魂を。大美和に坐奉り給へりと有は。傳の異なるに似たれど。然には非ず。此は師說に。天下に國はしも多なるに。今かく倭國にしも齋祀れと詔給ふは。後遂に皇美麻命。御々代々の。近守神となり坐むの御心なりしこと。著明ければ。彼の神賀詞には。其所を云るものなり。(或人、書紀の此段の注に、大己貴命、みづから己が魂を齋きて、神としたまふと思ふは誤なり、三諸山に祀りしは、後のことぞと云へるは、中々に非なり、若し此の說の如く、己が魂を齋かむが非ならば、いかでか齋き奉れとは詔ふべき、凡て己が私のさかしら心を主として、古傳を信けず、かゝる說をのみ云ふは皆神の道を知らぬものなり、)とある。猶末に。神賀詞なる傳を採て記せる處に注ふべし。(第百二十段の傳を見よ、)○御室とは。凡て神の社をいふ。又御諸とも云へり。雄略天皇の大御歌に。美母呂能伊都加斯賀母登。また美母呂爾都久夜多麻加伎。萬葉三に。吾屋戸爾御諸乎立而云々。七に木綿懸而祭三諸乃云々。

などある是なり。（神に習ひて、功業を成むと思はむ人は、此に効ひて、其の和魂の徳用をよく思ひて、殊に齋き祭るべき物なり。）〇御室山。古事記書紀には。御諸山とあるを。今は大三輪神鎭座記に依れり。（そは御諸と云よりは、語古りて聞ゆればなり。）此はやがて三輪山の事なり。（三輪といふ名の由縁は、崇神天皇卷に見ゆ。）三輪山を。御室山とも。御諸山とも云るは。此を始めにて。崇神天皇卷に見え。繼體天皇卷歌に。美母呂我宇倍邇。能煩理多知とあるも、山とは云ねど。此山の上を云へり。師云萬葉二に。三諸之神之神須疑。七に。三毛侶之其山奈美爾云々。また味酒三室山。九に三諸乃。神能於婆勢流泊瀬河、など詠るも此の山なり。（また雄略天皇紀に、謂ゆる三諸岳、また萬葉に、神名備乃三諸之山とも、三諸之神名備山、とも詠るなどは、雷山とも、神岳とも云る所にて、飛鳥神の坐し〻山にて、此れとは別なり、神岳を今の本に、ミワヤマと訓るは誤なり、また後の歌に、立田によみ合す三室山は、古書には見えず、其は古今集に、「立田川紅葉ながる神名備の、三室の山にしぐれふるらし、と云歌より始まれり、此歌の立田川、心得ぬよし、契冲くはしく辨へおけり、されど此の立田川は、大和國の立田にはあらず、こは別に考あり、凡て古書の三諸山をも、後人は心得違へて、立田のあたりと思ふは、非事なり。）さて御諸とは。何處にまれ。神社のことなるに。此の山にしも其名を負へるは。取り分て此の大神を尊崇めるからなり。（今の京にて、祭りといへば、賀茂祭、山といへば、日枝山なるがごとし。）

〇大三輪之大物主神也。こは彼鎭座記に。即營御三室於大倭國磯城縣瑞垣山。使就居。故號曰御室山。（或作三諸山）此大三輪大物主神也。とあるに依れり。御名の義。また其の掌給ふ御功業のことは。末に委く云べし。（第百二十段の傳見べし。）〇大國主神之和魂也は。彼神賀詞に。己命乃和魂乎。倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天。大御和乃神奈備爾坐天。と見え。孝昭天皇卷に記せる。大己貴神の御誨に。我和魂者自神代鎭三諸山而。云々と有などに依れり。（故れ古事記に、此の御名は、大國主神の亦名を擧たる處には見えず、神武

天皇段に、美和之大物主神、と始めて見えたり、其外も、古書の正しき傳には、美和社に就て云ときは、此の御名を申せる例なり、然るを神代紀に、亦の名を數擧たる處に、此御名をも出されし誤を受て、古語拾遺にも、亦の名を擧たる處に、此御名をも出し、姓氏錄にも、大神朝臣などの條に、大物主神之と云べきを、大國主神之、といへる處も數あるは、此の由を思はざる誤にぞ有ける。）さて神名式に。大和國城上郡に大神大物主神社（名神、大、月次、相嘗、新嘗。）とある御社是なり。文德天皇紀に。嘉祥三年十月辛亥。大物主神に奉授正三位。仁壽二年十二月乙亥。加大和國大神大物主神從二位と見え。清和天皇紀。に貞觀元年正月廿七日。勳二等大神大物主神。奉授從一位。同二月丁亥。大和國從一位勳二等。大神大物主神。奉授正一位。など見ゆ。大神三社鎭座記に。奥津磐座。大物主命。中津磐座。大己貴命。邊津磐座。少彥名命。有三箇鳥井とあり。（清輔朝臣の奥儀抄に、祭日に、三つの茅輪を岩の上に置て祭るよし見え、今も鳥居三つありと云へば、古くは大物主神一座なりしを、後に大己貴、少彥名神を配せ祭りて、三座と爲たりと見ゆ。）なほ此の御社のことは。崇神天皇卷に委く注ふべし。（神代第百二十段にも見えたり。）○此神之荒魂神者云云。此の神とは。三輪之大物主神を申せり。抑此の神はしも。大國主神の和魂神と坐せるに。また其の和魂神に。荒魂神の御坐けり。式に城上郡に。狹井坐大神荒魂神社とあり。神祇令義解にも。狹井者大神之荒御靈也と見ゆ。（師說に、大三輪に坐神の、大國主神の和魂なるに對へて、狹井社を、大國主神の荒魂、と心得る人あらむか、然にあらず、たゞ大美和神の荒魂なり、此の義よくせずは混れなむ、と云れしは、實然る言なり、なほ和魂荒魂のことは、第二十七段の傳に註せるを合せ見るべし。）此の御社のことも。崇神天皇卷に委く注ふべし。）

於是大國主神。其荒魂。與和魂戮力。以廣矛爲御杖而。撥平國中之邪鬼而。國作給矣。因亦名謂八千矛神。其國巡之

時。到坐出雲國手染鄉而。此國者。丁寧所造國也詔而。號丁寧矣。今人誂謂手染。即有正倉。亦此大神。天御飯田之御倉將造之處。覓巡行矣。爾時。暴雨久多美能山也詔之處云玖潭。亦此國者。非大非小。川上者木穗刺加布。川下者河志婆這度之。是者爾多志枳小國也詔之處云仁多。亦見行三處鄉而。此地之田好。故吾御地之田也詔矣。故云三處也。

於是と云より。謂八千矛神と云までは。大倭神社注進狀に。舊記を引て。大己貴神之荒魂。與和魂戮力營天下云々。大己貴命。以廣矛爲杖。撥平豐葦原中國之邪鬼。是時大己貴命。號曰八千矛神。とあるを採て文を成せり。(但し本書の文は、甚長きを、此に用ある處のみを、太くつづめて引たり。)師說の如く。少毘古那神の。常世國に渡坐る後に。大國主神の。吾獨して。何かも此の國を得作らむ。と愁坐るは。一向に國作らむと思ほす。荒魂のみ進みて。和魂の德用乏かりしを。上件。和魂神の現來まして。助け給へる故に。かの車の兩輪の如く。二つの御魂の具足らして。遂に國造の功績を成給へる。此を其の荒魂與和魂戮力。云々とは語り傳へしなり。○以廣矛爲御杖而。廣矛とは。其の刄鋒の廣き由なるか。また八尋矛と云も有れば。八尋に長き御矛にても有べし。偖この御矛は。決めて大物主神の依り來坐る時に。持賜へる薙矛なるべきを。御杖と銜して。國作り給へるは。天地初發の時に。天津神たち。伊邪那岐伊邪那美神に。瓊矛を賜ひて。御事依し給へるに符ひて。深き由あることゝ通ゆ。(後に此なる廣矛を、皇美麻命に授奉り給ひて、吾以此矛卒有治功、皇美麻命、用此矛治國則、必當平安と詔ひ、景行天皇の御世に、倭建命に、東國を平しめ給ふ時に、比々羅木之八尋矛を賜ひ、成務天皇の御世に、諸國國造長に楯矛を賜

ひて、表としたまへる事などを思ふに、由有て聞え、萬葉の歌どもに、玉桙乃道行きくらし、多麻保許乃、美知爾伊泥多知など、道てふ言の發語におほく詠めるは、上件の由緒より起りて、古へは道を行くに、矛を杖たるにやとさへ想像るゝかし、岡部翁の、しか想ふは非ずとて、此はたゞ鉾の身とつゞけたるのみなり、と說れしは、返りて心淺く覺ゆるは、いかゞ有らむ、（さて爲の字は、意を得て。都加志氐と訓べし。○邪鬼は。神代紀に。阿志伎母能と訓るに依べし。和名抄鬼魅部に、邪鬼日本紀私記云、安之岐毛乃とあり。）此は天照大御神の、天石屋戸を閉て幽居る時に、萬物の妖を發せる惡神等なるべし（鬼を母能と云由は、第百二十段、大物主神の下に云を見るべし。）抑々惡神の初めは。石屋戸段に注へる如く、伊邪那岐大神。豫母都國の汚穢に觸れ給ひし御裝束を。投棄たまへるに因て成り出て（此事第二十三段の傳を見て知べし。）何事に付ても。世のため人のために。善からぬ事をのみ。態と行ふ神等なる故に。彼の廣矛の勢德によりて。先づ此を撥平て。國作の功績を成給へる成べし。（但ししか撥ひ給へども、是また然るべき故ありて、逐はれては又來集まりて、妖を爲こと、譬へば狹蠅の、追ども／＼、散ては又集まるが如し。故れ此の後に、健御雷神天降坐して、逐ひ給へり、然れど猶殘れるも有り、撥はれたるが、また寄來つるもある故に、人の世となりても、古く荒振神を平給ふこと、世々に聞え、中つ今に至りても、世に種々の妖物は多くぞ有ける、然れば此もまた然るべき、幽き由ある事とは知られたり、猶末々にも注ふを見るべし。）○八千矛神と申す御名。上に注へり。（第七十八段の傳見るべし。）○手染鄕。出雲風土記に。島根郡手染鄕。所造天下大神命詔。此國者丁寧所造國在詔而故。丁寧負給。而今人猶誤手染鄕云耳。即在正倉。とあり。丁寧は多志と訓べし。（然らざれば手染と云に由なし。）古事記允恭天皇卷の歌に。宇都夜阿良禮能。（打や霰のなり。）多志陀志爾云々。多志陀志は慥々なり。雄略天皇の大御歌にも。多斯爾波韋泥受と見え。（慥には率寢ずなり。）なほ慥てふ言は。萬葉十二に。慥使乎無跡ともあり。（さて

此は、師説に依て注せるが、なほ思ふに、正と云ふ言は、多志陀志の約れる語なるべし。)さて此の郷は風土記に。郡家正東一十里二百六十四歩とあり。(抄に手染郷、多須見、長見、野原、別所、下字部、五村也と云り、神世には多志と號たまひしを、天平の頃は多志美と誤り、抄に多須美とあるは、また後の訛なり。)○正倉とは。祠なること既に注へり。(第七十三段の傳見るべし。)但し此の祠は。今詳ならず。○天御飯田とは。田を多く作り給ひけむ中に。みづから聞食す御飯の田を。御飯田といひ。(天は稱言なり。)其稻を納るゝ御倉を。御飯田之御倉とは云なるべし。○暴雨久多美山暴雨は。本に波夜佐雨とあり。(字鏡に、暴雨また凍の字などを訓り。)暴に降來る雨をいふ。久多美山とは。舊よりの名と聞ゆ。大神こゝに巡行せるほどに。暴雨の降けむ故に、暴雨降美と連け詔へるにや。(倭姫命世記に、速雨二見と連けたるは、はや雨降ると云意なるべし。)○玖潭は本に。楯縫郡玖潭郷。郡家正西五里二百歩云々。故云二忽美一。(神龜三年改二字玖潭一)とあり。(この云々と切めたるは、即ち本文に採れる傳説なり、さて舊く忽美とかける忽は、許都の音なるを、久多に轉用せるなり、後に玖潭とかける潭は、多牟の音なるを、多美に轉用せるなり。)和名抄にも。玖潭と作り。風土記抄に、併二久多美村、東郷、福井、海苔、石谷、鎌浦、十六島、古津一、爲二一郷一といへり。)神名式に。當郡に玖潭神社あり。風土記に。在二神祇官一と云へる社の中に。久多美社とある即ち是なり。(風土記抄に、久多美村五社大神也、といへり)○非大非小は。大那良受小加良受。と訓べし。非は不の字の意に用へり。)○木穗刾加布は。樹枝の刾相ふ由なり(刾は刺の古體なり、諸本判に作るは誤なり、今は一本に依れり、錬胤云、刾の字字書に見えず、皇國字かと思ふにさに非じ、刾の字の注に、同レ刺見二釋典一とあり、然れば此字を、今の如く寫誤れるなるべし、字形やゝ似たり。)○河志婆這度之。(河を阿に作る本は誤なり、這の字の上に、もと布の字あるは、布這の二字にて、波比と訓む意なるべけれど、這の字ばかりにても訓るれば省きつ。)河志婆とは。水楊葦などの水邊に生

茂れるを。今も川柴と云へば。其れなるべし。○爾多志枳小國とは。本に楯縫郡沼田郷の傳に。宇乃治比古命。以爾多水而。御乾飯爾多爾食坐詔而。爾多負給之。然則可謂爾多。今人猶云努多耳とある爾多と同言にて。今の俗の言に。爾多都久といふ爾多なるべし。(師說にも。爾多てふ言は、俗言に、ニチーヤノヽ、ニチーヤツクなど云と一つにて、物のうるほひ濕りて、乾々となき事なり、また和物のヌタと云も、同言の轉なり、と言れつる由、眞龍が風土記解に記せり。)小國とは。國を稱たる言なり。然れば文の意は。此の地は大くも非ず。小さくも非ず。程宜くて。其の川上は木の枝さし相ひ。川下は河柴生ひ茂れる故に。爾多しく土の潤ひて。好地なりと詔へる義なり。(眞龍說は信られず。)さて此は謂ゆる仁多郡なり。○三處鄕は。本に仁多郡三處鄕。即屬郡家。大穴持命詔。此地田好。故吾御地田詔故云三處とあり。(田詔の二字、本に古經と誤れり、今は眞龍が說に從ひて、此を改む。)三は御なり。文の意は。此の地の田好ければ。己命の御上田にせむと詔へる由なり。(抄に合上下三處村、富田、簾琴、枕、高芝、久比、須中、湯野、梅本、大內原、加食、乙多田、鹽原、角木、石原、里田、馬馳、矢谷、廣瀬、湯原、神畑、郡村等卅三所、爲三處鄕とあり。)

爾大地主神。營田之時。田人令食牛宍矣。于時。御年神之御子。至其田而。唾御饗還坐而。於父告其狀之時。御年神怒坐而。於其營田。放給蝗矣。於是苗葉忽然枯損而。似篠竹矣。故大地主神。令片巫志止止鳥。肱巫。及米占也。今俗竈輪占求之則。此者御年神之祟也。故獻白豬白馬白雞而。宜解其怒白矣。故依其敎而。奉謝御年神之時。御年神答曰。實吾意也。故以麻柄作桛而桛之。乃以其葉拂之。以天押

草押之。以烏扇扇之。仍不去則。於溝口置牛宍。作男莖形而加之。以薏子山椒呉桃葉及鹽。宜班置其畔也言教給矣。於是大地主神。從其教而。行之時。苗葉復茂而。年穀豐稔矣此今以白猪白馬白雞祭御年神之緣也。

此の段は。大同三年に。忌部廣成宿禰の記されたる。古語拾遺を採れること。既に微に云へるが如し。○大地主神と申すは。大國主神の荒魂。大國御魂神の亦名なること。既に云るが如し。(第七十八段の傳見べし。)然るに此の條に。其御名を以て語り傳へたること由あるべし。(試に言はゞ、田を作るには、齋み清むべき事なるに、其の田人に牛の宍を食しめ給へるは、思量足ざるに似たるが、荒魂の進びなりとふ意をもて、此の御名にて語り傳へしにや。)○田人とは、御田を作る人をいふ。○牛は馬と共に。宇氣母智神の御頂に成きて。營田に要とある畜物なり。然るに其の宍を田人に食しめ給へるは。最も甚じき御過失にぞ有ける。阿那畏。○于時は。義を得て。曾能時と訓べし。○御年神の御名は。上に出て既に注へり。(第七十四段の傳見るべし。)其御子神の御名は。今知べからず。然れど父神と共に。田を巡見て幸へ給ふ神と聞ゆ。其は至其田而。とあるもて知られたり。○唾御饗とは。古へは田を作るには。先づ御年神たちに御饗を奉りて。祭れりと聞えたり。(今も所によりては。田業を始むる時に、かならず田神祭とて、御饗を備へて祭をなす所々あり、古への遺れる道なり。)然るに其の御饗はしも。牛宍を食たる田人の。調へたる故に。穢はしきを惡ひて。唾し給へるなり。前に伊邪那岐命、その妹伊邪那美命の。豫母都戸喫し給へる。汚穢き御有狀を惡ひて。族離むと詔ひて。唾し給へる事あり(第十九段の傳見べし。)皆甚く其事を惡ひ給ふ時の御所爲なり。(また此れに依て、神に奉る物に汚穢ありては、受給はぬのみならず、却りて御怒りにふることをも辨ふべし。)○蝗は和名抄に。爾雅注云。

蝗（和名於保禰無之。）食二苗心一曰レ螟。食レ葉曰
レ蟘。食レ節曰レ蠈。食レ根曰レ蟊。蝗總名也とあり。
然れども。舊く伊那牟斯と訓るに依るべし。蝗と
は稻につく虫の總名なる由にて。今も總て稻蟲と
云へばなり。（和名抄に、於保禰无之とあるは、或
說に、大稻蟲の義かと云り、然も有べし、稻を害
ふ蟲なればなり。）さて此の故事に依て思へば稻に
蟲のつくことは、御年神の御怒に觸たるなれば
農人などは。此を熟思ひて、畜物の類を食むこと
は更にも云ず。穢をよく忌清むべき事にこそ。〇
似は那志と訓べし。爾須と同言なること既に注へ
り、（第三十二段の傳見べし。）如の字などを那須と
訓むも。即ちこの字の義なり。〇片巫。（志止止鳥）
肱巫。（今俗竈輪、及米占也。）和名抄に說文云。巫
祝女也。（和名加牟奈岐。）文字集略云。覡男祝也。
（乎乃古加牟奈岐、）とあり。然れば直に巫と云は、
神に仕奉る女を云稱なり。（但し男祝を、乎乃古加
牟奈岐と云とは有れど、此も常には直に、加牟那
岐とのみ云り。）加牟は神。那岐は令和の約れるに
て。神を令和奉るより云ふ言なり。（具志は岐とつ

づまる。）さて此の那岐を泥岐と通ひて。神に仕へ
奉る人を禰宜といひ。また泥疑言。勞良布など云
も。同語なりと云へるもあれど。似たる事ながら
別なり。（禰宜また泥疑言、勞らふなど云詞の意
は、第五十三段、また景行天皇卷の傳などに注せ
る、師說を見て知べし、（さて巫の業の。もはら女
の仕へ奉ることは。天宇受賣命の。天照大御神の
御前に、仕奉れるより事發りて、其の御裔の猿女
君等が、世々神和の職に奉仕るより。起れる事
なるべし。御巫の職も。是より起れりと通ゆれば
なり。（御巫の事は、既に第七十四段の傳に注へる
を見べし。）さて片巫肱巫といふ稱の義は未思ひ得
ず。（古語拾遺節解といふ物に、片は肩にて、肩と
肱とにて、男女を分ち、男巫女巫を云かと云ひ、
信友も肩巫肱巫にて、そは神に仕ふるとしては、
其神の御心の任に、肩肱の如くに、功しく仕奉る
由の稱にて、中世よりの言に、君の御心の任に、
功しく奉仕る臣のことを、君の手足となりて仕奉
る、など云へる趣に似たり。漢國にて、股肱臣な
ど云も、同じ心ばへなり、と云へり、然も有べく

や〕然れど神世よりの古稱とは聞えたり。然るに就て。片巫の下に。志止々鳥と云ひ。肱巫の下に。今俗云々とある。廣成宿禰の自注は。いと心得がたし、然るは令二片巫。肱巫占一とあれば。古へさる名を負る巫の有しに命せて。令占め給へる義なるに。注の樣にては。片巫とは志止々鳥のこと。肱巫とは。今の俗にも行ふ竈輪占。米占の事ぞと云る如く聞えて。混はしければなり。故れ考ふるに。古語拾遺を奏進られし大同の頃にも。猶片巫肱巫と稱に負ふ巫ありて片巫と云るは。志止々鳥にて占ひ。肱巫と云るは。竈輪占。また米占などを爲けむ故に。其趣をもて。神世の片巫肱巫に、自注を下されしにや。（かく見ずては、此の文義を何とも解べき由なし。）其はまづ志止々鳥は。天武天皇紀九年三月の處に。攝津國貢二白巫鳥一。（巫鳥此言二芝苔々一。）と見え。和名抄に。鵐鳥唐韻云。鳥名也。（音巫。）漢語抄云。巫鳥之止々とあり。（字鏡には、鵐志止々とあり、漢土の字書等に、鵐雀也とも、雀屬也とも云ひ、また雀は小鳥の總名なる由にも云へり、本草には鵐は見えず、貝原篤信の説に、しととは、雀の類乃鳥を總て云名なり、と云るは違へり、此鳥は、今の人もよく知て、青しとも青しとゝとも云て、まぎれなき鳥なり、蒿雀と云も是なりとぞ。）かくて此の鳥を。占に用ひたることは。物に見えず。谷川氏は。人麻呂家集といふ物に。巫のかやや小鳥に物問はむ。我が思ふ人にいつか逢ふべきとある歌を引て。此謂レ鵐也と云へれど、然も思はれず。（其はこの人丸歌集といふ物は、淸輔朝臣の袋册子にも引たれば、古くは有れど、後の人の集めたる物なれば、信がたく、殊にたゞに小鳥とのみ云て、しとゝとは云ざればなり、然れど大かたの趣は由ありげに聞えたり。）然には有れど　古語拾遺にかく記れたれば。當昔此の鳥を用ひて占ふ事の。舊より傳はり有しことは知し。（信友が説に。志止々をもて、巫の神事につきて、卜事することの有しに依て、鵐の字は此方にて製れる字にもや有む、神功皇后擢坐て、年魚を、古事の占事にも通へるを思ひて、鮎の字を製れる類ひ、漢字と同體にて、其原の異なる例も多かり、と云るは然る説にて、漢字に鵐と作るは、
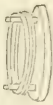
紿の字の符る類なるか、また若くは彼の國にても、古く此の島を、巫覡の徒の用たる事ありしに因て、作れるにも有べし。そは彼處にも古く、雞卜、鼠卜、米卜など云も有しと聞ゆればなり。）さて竈輪とあるも、古事とは聞ゆれど、是れまた詳ならぬが、袖中抄に、俊頼朝臣の、さらひする室の八島の事こひに、身は成はてむ程をしる哉と詠れし歌を擧て、さらひとは、擢と書り、掃除するを云ふ。室の八島とは竈戸を云と、古髓腦に見ゆ。（今思ふに、古髓腦に、室の八島とは、竈戸を云といへること、竈戸神を、大八島竈戸神と、國史にあるに由ありげなり。）下野なる室の八島も。煙の起處なれば、其れに思ひ寄れるにや。此は除夜に。民の竈戸を擢ひて、來を春、年内の事の吉凶。みな見ゆると云り。火を日にあてゝ。消ゆ消えぬを見て知るなども申すめり。事こひとは。見むと思ふことを乞ふなり。其に。吾身の成果むなどを知るとなり。と有るを。谷川氏も引て。此近レ竈輪一と云へり。實にも似たる事なり。（此の卜事は、今も出羽の秋田などにて、除夜に、大豆を、圍爐裡火のまはりに、丸く輪の如く竝べて、火を移して、黑く燒ると、白く燒るとを見て、來年の月々の晴雨吉凶を卜ふ事あり似たる事なれば、竈輪とは、竈戸に輪をなして、占ふ由の稱ならむも知べからず。）さて米占と云も。詳ならねど。信濃國諏訪神社にて。正月十五日に。神前に竈戸をたて、釜に小豆粥を煑て。蘆の管を五六寸許りに切て、作りと作る物の限りの印して、其の釜に入れて。其事を掌る禰宜。傍に居て、箸をもて其管を出し。其の中へ。米粒の入たる狀に依て。其物の豐凶を卜ふ。此を筒粥の神事と云とぞ。是若くは、米占の名殘には非じか（但し此の神事は、諸國の古社には行ふ處あまたあり、予が聞たるも、越後國彌比古神社、參河國石卷神社、河內國枚岡神社を始め、其餘も多く聞たるが中に、上野國榛名神社にても、筒粥神事とて、右の占あるに、毎年の事なる故に、諸々の作物の名を書たるを、板に彫おきて、年々其の下に、粥占の豐凶を印して、普く農人に與ふる由なり、然るに其の第一に擧たるは瓢にて、これ農作の第一たる物なりと、社人の言傳なりと

ぞ、此は伊邪那美命の、火神の荒びを鎭めむ料に、生し給へる物にて、諸讀物の種を貯へおくには、必この物に納れ置べき物と、老農の云をも思ひ合するに、由有げなる事なり、さて此神事、何處のも正月十五日なり、また筒は竹を用ふる社もあり、粥も小豆を入れざるも、數ありと聞えたり、○また此の餘に、船人などの物する、米占と云事あり、其は風波の難に逢ひ、海上に漂ひ、方角を失ひたる時に、いかにして宜むと伺ふ業なり、其はまづ方角を、幾つにても、小さき紙に書記して、鬮となし置て、白米一升、升に入たるまゝ、案上に置て、その米の上に、件の鬮をのせ、さて伊勢の大御神の御祓箱を、其上にかざし、能く祈念すれば、其鬮一つ、其の御祓につくを取て、御諭と心得ることなり、此を米占といふと云り、船中に限らず、餘事に付て伺ふに、御驗有りといへり〕さて志止々鳥。竈輪。米占の事は。まづ如此强說は爲つれども。此時必しも。右の占事どもを行ひたりとは定むべからず。太兆は更なり。餘にも古へは。卜事數ありしかば。何卜にても有べし。○

豬馬は。既に出たり。雞は次の段に。八千矛神の御歌に。爾波都登理。迦祁波那久と見え。萬葉には。家鳥可雞とも。庭津鳥可鷄とも詠り。縣居翁說に。鷄は人の家庭に栖て名を加祁と云故に。家津鳥。庭津鳥などの語を冠らせたるにて。雉に野津鳥と云が如し。神樂歌に。庭鳥はかけろと鳴ぬ。と歌ふに依るに。彼が鳴聲もて。迦祁とは呼なり。加々理々と鳴くまゝに雁。加々良々と鳴ゆゑに烏と云如き類。あだし物にも多し。〔此のかけを家雞の字音の樣に云人あり、此のいと上代に、漢の字音もて云語なし、萬葉に可雞と書しは、やなぎを楊奈伎、うめを烏梅と書るに同く、より來る字を借たるのみなり〕と有り。猶次の段。八千矛神の御歌の下に注す。師說を見べし。○解は意を得て那碁斯と訓べし。令レ和なり。○依は麻爾麻と訓べし。○奉謝は麻袁志賜布と訓む。即ち田人に牛肉を食しめ給へる罪穢の意を。謝し給ふなり。○實吾意也こは崇神天皇卷に。此の天皇之御世。役病多起。人民死爲レ盡。爾天皇愁歎而坐ニ神牀ニ之夜。大物主大神。顯ニ於御夢ニ曰。是者我之御心云々。

垂仁天皇卷に。於太兆占相而。求何神之心。爾祟出雲大神之御心也。とあるを始め數所に見えたり。(委くは祟神天皇卷に注ふを見べし。)○麻柄は。麻の皮を取たる柄なり。○挊は。龍田風神祭祝詞に。比賣神に奉る物の中に。金籠挊とある處の加茂翁考に。大神宮式に。金銅加世比二枚。(長各九寸六分。手長五寸八分。)萬葉六に。をとめらが續麻繫とふ鹿背之山。と詠みし山を。國史に。挊山と書しなどを見るに。挊は續苧を懸る器と聞ゆ。(加世比といへば、杼の事かと云べけれど、手五寸六分かなはず。)今田舍女の綛車に懸たる糸を籰へ卷取をかそふと云ひ。然せし糸をかそひ糸と云ひ。其糸を煮る粘水を苧がせ粘といふ。然らば彼の籰の糸を引懸る物を。挊と云べし。其狀は。かくの如し。此は近き世に。女の手わざを書し物の中に見ゆ。誠にさぞ有べき。とあり。(また谷川氏說にも、元正天皇紀。延喜式に、挊を加世と訓り、俗に荷にも加世にもなど云り、糸に加世と云も此義なるべし、文永遷宮記に、糸一挊、卷糸器也と見ゆ、今も紝織の具に、加世岐と云器あり、世渡のわざを加世岐と云も、此の義にや、挊職人歌合に、かせぎが辻と云る所の名もあり、挊は弄の俗字にて、聖武紀には、モテアソブと訓りと云り、さて偏を、木にも手にも相通はして書こと、此の字のみならず、例いと多かり、新撰字鏡にも、桛は加世比とあり、然れど舊訓に、カセギとあり、今もカセギと云へば、古へもさも云けむかし。)挊之は。舊く加世宜と訓るに依べし。(加世を、岐具宜と活用したる詞なり。)さて加世具とは。加世比に。苧を挊繫るよしなり。(僞書にはあれど、眞字伊勢物語に、くりかへしを、挊返とも書たり。)○以其葉拂之とは。麻の葉をもて拂へとなり。○天押草は。本草和名に。玄參和名於之久佐とあり。是なるべし。和名抄字鏡も同じ。天とは。天日陰。天吉葛などの天に同じ。押之とは。虫の枯し損へる苗を。押直し廻るを云べし。袖中抄に。謂押直虫喰云々とあり。○烏扇は。和名抄。本草和名ともに。射干一名烏扇。和名加良須阿布岐とあり。扇之とは。此の草扇の狀に似たる故に。其葉をもて。苗に付たる虫を扇げとな

り。（或人云、伊勢の御田植の時に、檜の木にて檜扇を作り、寶珠を赤く書たるを以て、苗を扇げば、稲を虫食ずといふ、此の遺意なるか、と云り然も有べし。）〇溝口は。其田の溝口なり。前に田人が。牛肉を喰へる故に。田も稲も汚たるを怒りて。其を好む稲蟲を放ち給へるに。今また如此牛宍を。溝口に置けと誨給ふ。神の御意は知べからねど。試に云はゞ。溝口は。田の水の落流るゝ所なる故に。其處に此の宍を置て。蟲を集めて流さむの御慮にや。〇作二男莖形一而加レ之。男莖は。舊く袁婆斯良とも。袁婆斯とも。袁婆勢とも訓り。和名抄に。房内經云。玉莖（男陰名也。）楊氏漢語抄云。屪（破前。一云麻羅。今按玉篇。屪臀骨也。爲二玉莖一之義不レ見。）とあり。太秦牛祭文の病名に。大閭。また閭風などあり。靈異記に。閛の字を萬良と訓り。（和名抄に、俗人或以二此字一爲二男陰一以二開字一爲二女陰一、其說未レ詳とあれど、閛は閉の俗字なるをや、新猿藥記に。閛大而云々、長八寸太四伏云々とも見ゆ。）然れば男陰に。二の名あるに似たれど。麻羅は本語麻字羅にて。此は男女に通る稱なる事既に注へるが如くなれば。少か異なり。（第十九段の傳見るべし。）波勢とは。男莖の舊訓に。袁婆斯と有を思ふに。男柱の義と聞ゆれば。波斯の轉れるなるべし。（柱を波斯良と云は、波斯に良の加れる語なる由は、第五段の傳に注るが如し、谷川氏は、（神代紀に、陽元、陰元とあるに依て、陽元形の義なりと說へれど信がたし、然るは神代紀なるは、元本には古事記の如く成餘之處、不成合之處とやうに有けむを、撰者のさかしらに、陽元陰元と書れたるに、强て加へたる後世乃訓なるべし、偖また俗に男根を閉能古と云は誤なり。其は和名抄に。陰核俗云閉乃古。刑德敎云。丈夫淫亂割二其勢一。勢則陰核也とあり。陰囊の中なる、謂ゆる睾丸を云ふ詞なるをや。陰囊も同抄に。俗云布久利とあり。凡て和名抄に、此れ等の名を俗云とあれど。皆古言なるを、漢名を雅とする後の世の心を以。かく云へるものなり。（萬葉十六に尺度娘子が、美き貴人のよばふを聽すて、醜男に逢ことを謗りて、「美物は何所飽ねば坂門らし、角乃布久禮にしぐひ相にけむ、と詠る角乃

布久禮は男莖を云なれど、布久禮と云語は、陰嚢に由ありて聞ゆ。桑家漢語抄に、陰莖志毛々登里と有て、齋部祕授抄を引て、下腎の義と云へり、不審き説なり。）さて本書に、此所に。是所ニ以厭ニ其怒ー也といふ語を註されたるは。廣成宿禰の意にては、如此する事は、御年神の怒を和さむとする厭なりと云ふ義と通ゆれど此事やがて御年神の御諭なれば。然る義には有るまじく。決めて蟲の去べき、深き由ある禁厭術なるべけれど。其由いまだ思ひ得ず。（十訓抄に、笠島の道祖神の、陰相を好み給ふ事あり、こゝに由あるか。）○薏子は。都須能美と訓べし、本書に、古語以レ薏曰ニ都須ーと註され。新撰字鏡に。薏苡子玉豆志。また苡玉豆志、和名抄に。兼名苑云。薏苡一名芋珠。又作レ䕌。和名豆之太萬。とある是れなり。（されど今此れを、都須太萬とは云はず、さて本草家の説に、薏苡は俗に、四國麥とも、弘法麥とも云ふ、麥の如き實なりて、殼は柔かにて、仁大きなり、是謂ゆる薏苡仁なり、また今都須太萬といふ物は、川殼といふ物にて、薏苡と同類なれど別なり、時珍本艸に、苡珠子と云ひ、救荒本艸と云物には、草珠子と稱ふ、殼はいと固く、仁いと少さき物なり俗にズヾゴ玉といひて、緒に通して襷などにする物なり、此は都須太萬には非ねど、古へは同類の草なる故に、薏苡をも、川殼をも、すべて都須太萬と云るなるべし。）○山椒は、本書に蜀椒とあり。和名抄に。蜀椒本草註云。生ニ蜀郡ー故以レ名レ之。和名奈留波之加美（一云不佐波志加美、）蔓椒（以多知波之加美、一云保曾木、）と見えたり。本草和名に。蜀椒陶景註云。出ニ蜀郡ー。一名大椒。和名布佐波之加美。とのみあり。（漢土にて、もと蜀國より弘まれる故に、蜀椒と云由なり、皇國には、舊より何所にも在し物なり、然るに物あり名あれど、此物に字をば作らざりし故に、彼の國字を用ひて、蜀椒と書くにぞ有ける、次なる胡桃も同し、）神名式に。但馬國氣多郡蜀椒神社（名神、大、）あり。（國史に、承和九年十月乙亥、但馬國氣多郡蜀椒神預ニ官社ー、貞觀十年十二月廿七日、從五位下蜀椒神從五位上と見ゆ、）典藥式云。但馬國蜀椒。稻子仁各、一斗。（齋宮式に、椶椒油ホソキノアブラとあり、）

など見ゆ。さて波士加美とは。神武天皇の大御歌に見えて。薑のことなるが。彼は根を用ふるに對へて。那流波士加美と云なり。(杓に對へて、瓢を那理比佐古といふ類なり。)布佐波之加美と云は。實の總やかなる故に云へりと聞ゆ。(波士加美と云名の意は、神武天皇の、大御歌の下に注べし。)○吳桃は。本草和名に。胡桃(博物志、張騫使ニ西域一還時得レ之、故名ニ胡桃一、出ニ七卷食經一)和名久留美と見え。(和名抄もおなじ。)字鏡には。栲吳桃也。久留彌とあり。(また古斯久留彌ともあり、さて吳桃とも胡桃ともあるは、通音なればなり、胡床とも吳床とも書が如し。)然れば漢土には。舊無りし木なるが。御國には神世より有けり。(然るに吳桃の字をしも書けるは、此木に當る字を作らで有し故なること、蜀椒に同じ。)○鹽は謂ゆる堅鹽なり。○畔は。阿と訓べき由は。既に註せり。(第四十二段の傳見るべし。)○班は。和加知と云が如し。○年穀豐稔矣は。多那都母能由多加爾美能理伎と訓べし。○此今とは廣成宿禰の時をいふ。(本書に、此に神祇官と云語あれど、如此して御年神を祭ること、神祇官に限らねば、今は記さず。)高田自翁が節解に。謂ふに所遺十一也。と云へるまでにて。古語拾遺を作る意義終れり。然るに此一段を終りに載たる。上の段々に合ざる事なるを。是は神世に。大己貴命。小彥名命の遺法禁厭の術なり。總て禁厭の法は。是れは此の道理なる由に。如此すと云ことはなし。蝗蟲を除き去るに。白き猪白き馬などを供へて祭り。麻柄押草などの事。何なる理有て如此すと云こと。測り知べからぬ神祕なり。(今時種々の厭の術、をかしき事ども多し、然れども其効たちまちに、奇妙なること多し、凡慮をもて計べからず。)さて此一段蝗蟲の田を損害ふこと。生民の重き災なり。穀物をもて命を養ふ人なれば。此の術を以て。蝗蟲の災を防去こと大切の事なり。廣成宿禰。此の方術を受傳へ居て。後世に絕て傳らざらむ事を憂ひて。書の尾に記し遺して。末の世に傳へむ事を欲せるなり。序文に。愚臣不レ言。恐絕無レ傳とあるにて。宿禰の意趣見るべし。此事此書の外に見えずと云へるは。實然る說なりかし。○以ニ白猪云々一之緣也。此は每年の

二月四日祈年祭に。奉らるゝ事なり。四時祭式に其の祭神等。また供物など。委く載されたる中に御歳社。加白馬白猪白雞各一と見え。其の祝詞に。御年皇神等能前爾白久。（年を幸へ給ふ神は、大年神、御年神、若年神は更なり、此段に、御年神の御子とも有れば、なほ其の御部の神多かりと聞ゆ。故れ等とは云ならむ。）皇神等能依左志奉牟。（考云、依志は、神魯岐の、美麻命に、水穗國を依し賜ふに均しく、是も御年を掌り守ます神等の、其御年を、美麻命に依し奉て、成し幸へ給ふをいふ。）奥津御年乎。（考云、五穀の中に、稲は最末に熟る故に、奥と云へり、同じ稲にて、晩成るを奥てと云、また遲き事をも、萬葉におくてなる、と云へるが如し。）手肱爾水沫畫垂。向股爾泥畫寄氏。取作牟奥津御年乎。（畫は二つともに、攪の意に借れり、手の肱をたなひぢと云は、言の便によれり、泥のことは第四段に注へり、向股は、第三十二段に出たり、さて此は、民の御年作るとて、田の泥水に漬をりて、勞づく形狀を云へる古文なり。）八束穗能伊加志穗爾。（考云、八束穗は、彌握に長き稲穗をいふ、いかしほは、嚴に足りて、勢ひ嚴そかなる穗をいふ、故に御紀にも、嚴、重、茂などの字を書たり。）皇神等能依左志奉者。（依志奉者は、皇美麻命になり。）初穗乎波。（其秋の新稲を、先づ神に奉るを初穗と云ふ。）千穎八百穎爾奉置氏。（考云、穎は稲の穗なり、神に奉るには、穗をのみ切り、葉をば去て、其穗を束ねて竹に挂めり、挂稅と云是なり、御酒汁米、和稲、荒稲など、云は、皆この千穎八百穎より、なし分る物なり、江次第にも、本穎苅謂之稲、切穗謂之穎、とあり、）瓱閉高知。（瓱閉は瓱上にて、閉は假字なり、故れ餘の祝詞に、瓱上ともあり、さて瓱は酒を醸む缶なり、古へ酒をば、醸たる瓱ながら奉る故に、此言あり、高知の高は、其瓱のたけの高きを云、知は敷なり、宮柱太知とも、宮柱太敷とも云にて知べし、）瓱腹滿雙氏。（上には瓱のたけ高きを云、こゝには其れが腹に酒を滿足らはし、且つ瓱の多き由にて、双と云り。）汁爾母穎爾母。稱辭竟奉牟。（師云、汁とは酒を云て、即ち上の瓱閉云々是なり、穎は、上の千穎八百穎これなり、然れば汁に

も穎にもと云るは、上の二種をさして云へるなり、さて此の語諸、の祝詞に多くある中に、此なるは、語調ひて、現よく聞えたるを、他祝詞なるは、云ひ狀あしくて、現聞え難し。）大野原爾生物者。甘菜辛菜。（考云、甘は菁菜蕪の類、辛は蘿蔔野韮の類など種々なり韮の類も、古へは神に奉れり。）青海原爾住物者。鰭能廣物鰭能狹物。（鰭はひれを云、廣狹は大小の魚なり。）奧津藻菜。邊津藻菜爾至萬弖爾（考云、海にては彼方を於伎といふ、於久と云に同じ、陸の方を邊といふ、即ち方の字の意なり。邊の字音に非ず。藻をば母波と云り、然れば母とのみ云ふは略なり。）御服者。明妙照妙和妙荒妙爾（考云、五色の絹布を奉れば、色をもて照る明ると云、織の細き荒きをもては、荒和と云り、妙は借字にて、萬葉などに栲と書しは正字なり。さて多倍は、此類の物を總ていふ名にして、古は、栲麻の布を、細きを和栲、麁きを麁妙と云しを、今の京となりて、絹を和妙、麻を荒妙と云り、式即ち是なり。言は古にて、物は異になれること多し、よく別ためずは違ふべし。）稱辭竟奉牟。（考云この稱辭竟奉牟の上へ、かの奉置弖、と云を對へとりて心得べし、さて此の處、文の小段なり。）御年皇神能前爾。（考に、こは殊に、穀に依り給ふ神一柱を申す故に、等と云へずとあり、師云、此に御年皇神とあるは、神名帳に、大和國葛上郡葛木御歲神社、名神、大、月次、相嘗、新嘗、とある社是なり、然るを考に、高市郡なる御歲神社、大歲神社を出して、云れたるは違へり、高市郡なるは、小社の列にて、さばかり重く祭給ふべき神にはあらず。）白馬白猪白雞。（すでに本文に見えたるが如し。）種々色物乎備奉弖。（右に擧云る、御服、御酒、穎、海山の物どもを、つゞめて種々と云り、色とは品を云なり。）皇御孫命能宇豆能幣帛乎。（種種の献物を、總て美弖具良と云こと、既にも云が如し、幣帛乎の下に、備へ奉と云言を略きたり。）稱辭竟奉久登宣。とあり。（此に祝部等稱唯、とある注の意は、云々と宣聞せ給ふを、承賜はり畏む意なり。）さて貞觀儀式にも。此祭の條に。京職貢白雞一雙。近江國豚一頭。と見えたり。然れば神世の故事の本は。本文に見えたる如く。白猪なるを。

此は得がたき故に。後には豚に替て獻れるなり。(然れば聖武天皇紀、四年七月丁未の處に詔、和買畿內百姓私畜猪四十頭、放於山野、令遂性命、とある畜猪は豚なりけり。)但し其を。近江國より獻らしめ給へる由緒は詳ならず。(台記にも、仁平元年二月四日、右少辨資長申云、祈年祭猪、近江國未進者云々、九日近江目代俊弘申云、郡司申云、祭前十餘日、狩猪不得之、連日狩獵于今無得、先例如此之時用代物、見北山抄、承平四年六月月次祭、馬代進調布八端、任彼例可以調布八端爲猪代之仰了。以同趣仰史と見ゆ、さてこの台記の文に依れば、後にはまた野猪を代て献れるが、其をさへに當年には得ざりし趣なれば、其れより遂に、今の世の如く、献らぬ事とは成にけむ。其れはた神の御心なることは言も更なり。)さて片巫肱巫が。大地主神に教奉りて。此三種の物を獻りて。御怒りを解し給へと白せるを思ふに。御年神は此の物等を好み給ふと通えたり。其は加茂翁說の如く。馬は餘の祝詞に。馳出物止御馬と云て。獻らるゝを思へば。神の乘坐ため。雞は時を告る故に奉り。豬は御贄の料にぞ有べき。(加茂翁云、總て白を用らるゝは。止雨祈に、白馬を奉るに依て思ふに、日白くして、荒き風雨なからむ爲に、取るならむと云れき、然も有らむか、又按ふに、鳥獸の幽界に入りたるは、多く白く化れるにやと思ふ由あり、然れば白きは神に近きが故に、好み給ふには非じか、猶よく考ふべし。)抑々神世より。獸肉を贄とせる事は。まづ神代紀に。月夜見尊。高天原より。保食神の許に到り坐せる處に。保食神。乃廻首嚮國則。自口出飯。又嚮海則。鰭廣鰭狹亦自口出。又嚮山則。毛麁毛柔亦自口出。夫品物悉備貯之百机而饗之。是時月夜見尊。忿然作色曰。穢哉鄙哉。寧可以口吐之物。敢養我乎。廼拔劍擊殺とある。毛麁毛柔は。鳥獸のことなるが。今の世の心もて見れば。其を饗奉れるを。怒り坐る如く聞ゆれども然に非ず。吐出たる物なる故に。怒り坐るなり。然れば大凡の神等は。獸をも食けむこと疑なし。(然らでは保食神の、そを献り給ふべき由なきをや、また此の段に、大地主

神、田人に牛宍を食はしめ給へるは、御過失なれど、其はた獸をも食けむ傚なりし故に、かゝる御過失も有けり。)末に火遠理命の。山佐智毘古として。毛麁物毛柔物を取給へりと有も。食給はむ料なるべし。(そは火須勢理命の、海佐智毘古として、鰭廣物鰭狹物を取給へるが、食物の料なるに、思ひ合せて知られたり。)故れ人の世となりても。仁德天皇卷なる。菟餓野の鹿の故事。崇峻天皇卷に。天皇の大御前に猪を獻れる。また天武天皇の御世に。牛馬の肉を食ふことを。禁給へる事などを思ふに。猪鹿は憚なき趣なれば。天皇より下々に至るまでも。猪鹿を食けむこと言ふも更なり。(此の外に。天皇の御獵し給へる事は。今數へも盡されず、御遊びにものし給へるげなるも、實には食物の料なりけむ、犬養など云姓あるも、御獵の犬を養へる氏人と聞えたり。また萬葉十六に、八重疊平羣山に。四月と、五月の間に、藥獵、仕ふる時に云々、佐男鹿の來立歎かく、頓に吾れは死ぬべし。王に吾は仕へむ云々、吾宍者御奈麻須波夜志、吾伎毛掛御奈麻須波夜之、云々など有を

以ても、天皇命の食けむこと著し。)然れば神にも悉く獻る例なりしかと思ふに。祝詞式を見れば。毛麁物毛柔物を獻る由を白せるは。廣瀨大忌祭。龍田風神祭。道饗祭。遷却祟神祭。この四祭の詞より外に。奉れることなきは。別なる由ありと聞え。(此の四祭にのみ、毛鹿物毛柔物を備ふるは、異なる由ありと所思ること、考へたる說あれどこゝには洩しつ。)況て天照大御神へは。延曆內宮儀式。延喜太神宮式建久年中行事を始め。其餘の書にも。毛麁物を獻れる例なし。(神へは悉く獻る例ならむには、此の大御神には、必殊に獻る式あるべき物なり。)殊に今の宮所に御鎭座の時に。倭比賣命御杖代として戴奉り。川瀨を渡り給はむとするに。鹿の宍流れ相ひしかば。穢惡と詔ひて渡り坐さず。忌詞を定め給へる七言の中に。宍稱レ菌。と云こと有に依ても。大御神の甚く惡ひ給ふこと知られたり。(此れ等のこと委くは、伊勢兩宮御鎭座部類考に注ふを見べし。)さて此の大御神は。古語拾遺に。天照大御神者。惟祖惟宗。尊無レ二。自餘諸神者。乃子乃臣。孰能敢抗。と記され。玉葉に。

我朝之習以伊勢事爲本」と宣へる如くなれば。此の大御神の惡ひ給ふ故に、其大御心を本として。稍々に餘諸神にも、獻らぬ事に定め給へりと所思ゆ。其は貞觀儀式に、大嘗祭儀に。食宍限日と見え。(日を一本に、月と作るは誤なり、此は宍を食たる一日を限りて、神事に奉仕ざる由なり)延喜神祇式臨時祭の處に、凡觸穢惡事應忌者云云、喫宍三日、(此官尋常忌之、但當祭時餘司皆忌)と見ゆ。此の官とは神祇官を云ふ。文保記に。猪鹿食人禁忌百日。同火人廿一日。又相火七日。不參大神宮とあり此は何れも神事に預る人々。司人たちの事にて。平人の事には非ねど。此れ等の文を見通して。漸漸に重く忌來れることを知べし。天和三年に。兩宮より奏上れる假服令にも。鹿火。(馬牛豕羊猪犬麞猿熊羖羊同前)食鹿肉人百日禁忌。合火本人者廿一日禁忌。廿一日穢人相火七日禁忌。七日穢人相火當日禁忌。當日穢人相火沐浴とあり。(此は顯に人の定たるには有れど、實は幽に大御神の御定めなる故に、餘の諸神も從ひまして 現に 其定めの 出來れるにぞ有ける、よく古意を得たらむ人は、自に此の旨を思ひ辨ふべし、古今著聞集に、大學寮の廟供には、昔は猪宍鹿宍をも供へけるを、或人の夢に、尼父の宣はく、本國にては進めしかども、此朝に來りし後は、大神宮おはし坐せば、穢食供ふべからず、と有けるに依て、後には供せずなりにけり、と有るを思ふべし、尼父とは孔丘がことなり、彼は戎人なる故に、釋奠といふ其祭の胙に、猪鹿などを供へけるを、大御神の惡ひ給ふことを畏みて、辭みたる由なり、戎人の神となれるすら、皇朝に來ては、大御神の御定を畏めば、況て皇國に本より御坐せる神は、其大御定めに從りましけむこと、言まくも更なり、斯て孔子の此の託に依れりと通えて、後には釋奠にも、雉水鳥などを代用ふることとは成にけり)偖かく大御神の惡ひ給ふ故に、神廷にさる御定めの出來つゝ。天皇にも遂に食給はずなりて。御齒固の供御にも、猪宍鹿宍ありしを。後には鳥に代られたり。然れば下には此の定めを法令給はねにも有れ、神奴ならむ人は更なり。凡人ならむからに。神の御國に。神の御民と生れたら

む者の。いと上れる世はとまれかくまれ。今の現に。大御神の甚く惡ひ給ふ物をし。食ふと云ことの有むやは。眞の道に志有らむ人は。よく此の旨を明らむべし。(事の序に、大御神の、いたく獸肉を嫌ひまして、其を犯せる人の、炳焉き御罰を蒙れる事を、一つ二つ云はゞ、古老口實傳、大神宮神異記などに、壽永二年に、外宮の一禰宜度會彥章神主、五月のころ鰹魚の膾を食けるが、傍人に戯れて、禰宜なれども、鹿の肉を食ふなりと云ける、其夜に靈夢ありて、一禰宜として、禁忌の言を辨へざること、甚く道に背けり、命を取べしと宣ふと見つ、夢覺てのち、其由を人に語りけるが、廿四日に死けりと見え、また神異記に、或る大名の代參として、何某といふ侍參宮しけるが、鹿肉を食し時なれども、主に其由を云はむも憚りありとて祕して參詣せしに、宮川にて身潔のとき、浴衣に血付たりければ、別に浴衣を用けるに、其れにも血付けり、異びながら參宮して、返り事まをしけり、然るに其夜寢所の火炉より火出て、其の侍一人燒死て、其家は燒ざりけり、此は二十餘年にやならむ、人皆知たる事なり、宍火は古く、七十五日忌けれども、百日の定めなり、大神宮へ參詣禁制なり、能々愼むべし、と有り、此類のこと諸書にいと數多見えたるを、熟々心得て、犯さじと心懸べし、今も田舍などには、獸肉食ふことを、甚く恥らふ所もあるを、近頃は江戸などにも、冬になりては、此を賣る店の年々に殖て、やゝ高き人も、此を食ふ事となりぬるは、甚も〳〵悲しきわざなり、其は多く、外國學する徒より弘むる事になむ有ける、孔子の靈はた何とか見るらむ、○篤胤云、大御神の、獸肉の類を忌惡ひ給ふ由は、今いかにとも測り奉り難き事にはあれど、推て按ふに、まづ牛馬は、宇氣母智神の御頂の化爲たるものにて、其の外の獸類も、同し神の御身より生化たりと聞ゆれば、食ふべき物の如くにも思はるれど。牛馬は、農業に主たる物なること、はた馬などは、神も人も、乘べき物なるに付ても、食ふまじき物なる事は云も更なり、其餘の獸類も、初めは食ふべき物にも有れ、今は食はでも事缺ぬ事なるを、彼の戎人も、其の聲を聞ては其肉を食

ふに忍びず、と云るも然ることにて、鳥獸は、自餘の活物と異なるが上に、豐受大神はしも、大御神の殊更に、重く崇き祭り給ふことなれば、其の御由緒をも所思しめし、はた大御神は、姫大神にしも御坐ませば、かたぐ\以て、忌み給ふにやと所思ゆるなり、神世よりして、大御神へは、獸類を供御に奉りしこと無きをもて、如此は推量り奉れるなり、又神に鳥獸の類、凡て活き物を奉れるは、皆活ながら用ひ給へる趣にて、其を殺して食給ふことは、絶てなき事と聞ゆ、然れば終には、鳥類をも忌給ふべくとさへ思はるゝなり、抑、豐受大神の御靈に依て、瑞穗國の奧津御年を、飽まで給てあるが上に、甘菜辛菜、鰭の廣物、鰭の狹物、奧津藻菜、邊津藻菜に至るまで、好みぐ\に取用ひむに、何の足はぬ事か有らむ、又毛の柔物を用ひむも然るべし、左にも右にも獸肉の忌むべきは云も更なれど、其忌給ふ御由緣をも、及ぶ限りは、考へ知らまほしき事にて、是やがて其御恩に報い奉る、百千が一つとも云べくや、〕

爾八千矛神、將婚高志國之。意支都久辰爲命之子。俾都久辰爲命之子、沼河比賣〔亦云沼名宜波比賣命〕幸行之時、到其沼河比賣之家而、歌曰、夜知富許能、迦微能美許登波、夜斯麻久爾、都麻麻岐迦泥氐、登富登富斯、故志能久邇邇。佐加志賣遠。阿理登伎加志氐、久波志賣遠。阿理登伎許志氐。佐用婆比爾、阿理多多斯。用婆比邇阿理加用波勢。多知賀遠母。伊麻陀登加受氐。淤須比遠母。伊麻陀登加泥婆、遠登賣能。那須夜伊多斗遠。淤曾夫良比、和何多多勢禮婆。比許豆良比。和何多多勢禮婆。阿遠夜麻邇。奴延波那伎。佐怒都登理。伎藝斯波登與牟。爾波都登理。迦祁波那久。宇

禮多久母。那久那留登理加。許能登理母。宇知夜米許世泥。伊斯多布夜。阿麻波勢豆加比。許登能。加多理其登母。許遠婆。爾其沼河日賣。未レ開レ戸而。自レ內歌曰。夜知富許能。迦微能美許等。怒延久佐能。賣邇志阿禮婆。和何許許呂。宇良須能登理叙。伊麻許曾波。知杼理邇阿良米。能知波。那杼理邇阿良牟遠。伊能知波。那志勢多麻比曾。阿遠夜麻邇。比賀迦久良婆。奴婆多麻能。用波伊傳那牟。阿佐比能。惠美佐迦延伎氐。多久豆怒能。斯路伎多陀牟伎。阿和由伎能。知加夜流牟泥遠。曾陀多伎。多多伎麻那賀理。麻多麻傳佐斯麻伎。毛毛那賀爾。伊波那佐牟遠。阿夜爾。那古斐伎許志。夜知富許能。迦微能美許登。許登能。迦多理碁登母。許遠婆。故其夜者不レ合而。明日夜爲二御合一矣。

八千矛神。此の神の事を記せる。神代紀には。何の段にも。大己貴命とあり。古事記は。前後何の段にも。首には大國主神とあるを。此の段のみ八千矛神と記せるは。師說の如く。歌の首に有る御名なればなるべし。○高志國は。師說の如く越國なり。(出雲國神門郡なる古志には非ず。)後に越前。加賀。能登。越中。越後などと分れつれども。歌などにはなほなべて越とよむ例なり。(但し此に高志とあるは。越後國なること、沼河比賣の御名にて知られたり。)○意支都久辰爲命。俾都久辰爲命。意支都俾都は。奧と邊にて。親子を分たりと聞ゆれど。久辰爲の義は詳ならず。(一本に、久良爲とあり、此に依らば位の義にや、然れどなほ詳ならず、○沼河比賣(亦云沼名宜波比賣命。)は。師云神名式に越後國頸城郡に。奴奈川神社。(こは地名なれば。此の比賣神を祭れるか、他神かは知

がたし、次に大神社と云もあり。)和名抄に。同郡に沼川(奴乃加波。)郷あり。此の地の名也。然れば此も奴奈加波と訓むべし。(那を讀附るは、之の意なり。其は右の和名抄にて知べし。凡て能を那と云へる例多し。)綏靖天皇の御名の沼河も。書紀には渟名川と作るにて思ひ定めてよ。(なほ沼河のことは、彼處に云べし。(さて此の御名は。上の稻羽之八上比賣と同例なり。○將婚は。用婆比爾と訓べし。此言即ち御歌に出たり。○幸行は。師云伊傳麻志々と訓べし。(下の志は辭なり。)行賜ふを云ふ古言なり。天智天皇紀童謠に伊提麻志と見え。萬葉八に。伊而麻左自常屋などあり。また神代紀に。遊幸。崇神天皇紀に幸行また所に依て。來の字臨の字などをも然訓り。(行のみならず來をも云は、今の俗語に、行くをも來るをも御出なさると云と同じ、○萬葉に行幸と書るを、みな美由伎と訓るは、古言を知らぬ非訓なり、何れも伊傳麻志と訓てこそ宜しけれ、四の卷に、君之御幸乎、とあるのみぞ、然は訓かたきを、こは御事の誤なりと、加茂翁の云れし、信に然らざれば通えぬ歌なり。)こは天皇に限らず。尊みては。誰上にも云ることなり(然るを何にも、幸の字を書けるは、天皇の出坐に書きなれたる字を、他にも借たるなり、凡て古へは文字に拘はらざりしこと、是にても知るべし、また常には行幸と書くを、古事記には、凡て幸行とのみ書り、是古の例なるにや、右に引る崇神天皇紀、また萬葉三卷などにも然書り。)○歌曰は。宇多比賜波久と訓むべし。○夜知富許能は。八千矛之なり。前に出たり。○迦微能美許登は。師云神命にて。尊稱なり。(萬葉三に、天原從生來神之命、五に、多良志比咩可尾能彌許等、六に、吾皇神乃命、十九に、和多都民能可味能美許登、などあり。)凡て上代には。父命母命嬬命妹命なども云ひつ。されど自詔へるはめづらし。○夜斯麻久爾は。八島國にて。八島國の中にてと云意なり。○都麻々岐迦泥氐。都麻は妻。麻岐は覓なり。神代紀に。覓國此云二矩貳麻儀一。神武天皇御歌に。延袁斯麻加牟とあるも。將レ覓なり。(宇治拾遺物語に。人の妻まぐ者ありと云へり、中昔までもいへる言と見ゆ。萬葉七に、過往し人に

往卷目やも、なども見ゆ。）迦泥は。萬葉に多く不得と書り。（さて繼體天皇紀に、勾大兄皇子親聘春日皇女云々の御歌、此と甚よく似たり、考へ合すべし。）○登富登富斯は。遠々しなり。（此言古書にも。中昔の書にも、他にはをさ〳〵見えずして、返りて。今の世には、常いふ言なり。）出雲より遠きを云。（源氏物語總角卷に、うたてとほど〳〵しくのみ、もてなさせたまへば云々、此はうと〳〵しきを云へるなり。）○佐加志賣は。賢き女なり。（但し智深くかしこきなり、また女のさかしきと云は、常にはさかしらだちて、惡き方に多く云めれど、此はさにあらず、たゞ愚なる反にて、ほめたる言なり。）崇神天皇紀に、叡智。仁德天皇紀に。賢此云左河之。土佐日記に。こと人々のも有けれど。さかしきも無るべし。（これは歌のよきを云へり。）○阿理登佉加志氏は。有と聞而を延たる例の古言なり。○久波志賣は。麗女と云むが如し。（宇流波志は、宇良久波志の約りたる也と、加茂翁の說なり。）萬葉十三に。鮎矣令咋麗妹爾。ともつゞけ詠り。また古書どもに、細の字をも久波志と訓り。水垣宮段に。目微比賣と云人の名もあり。○佉許志氏も。上の佉加志氏と同じ。（契沖云、佉加志氏と、佉許志氏と同し詞なれども古へかく重て云ときは少し詞を換たり、下にさよばひと云ひ、よばひと云へるも同じ。）聞食きかしめす。通はし云が如し。（また人の、我に言と云ことをも、佉許須と云へり、其は次の沼河比賣の歌に見ゆ。）繼體天皇紀の御歌には。野絁磨俱儞。都磨々祁哿泥氐。播屢比能。哿須我能俱儞々。俱婆絁謎嗚　阿理等枳々底。與慮志謎嗚。阿理等枳々底とあり。○佐用波比爾。佐は眞に通ふ辭なり。用婆比は。萬葉に結婚と書り。靈異記には。伉儷與波不ともあり。言の意は。呼より出たるならむ。今の世の語に娵をよぶと云も是なり。（竹取物語に。やみの夜にも、こゝがしこより、垣間見まどひあへり、さる時よりなむ、よばひとは云けると云へるは。故に與に作りて云へるなり、萬葉十三に、夜延爲と書るも、正字には非ず、扨また大和物語に、故式部卿宮を、桂のみこ、せちによばひ給ひけれど、おはし坐ざりけり、と有るは、女の方よりよばふと

云へり、○阿理多々斯は在立なり、こは即次に、和何多々勢禮婆とある事なり、（加用波勢より前にあれば、己命の家より、發出たまふを云かとも思はるれど、さにはあらじ。）萬葉一に、隨安乃堤上爾在立之、十三に、島之埼邪岐安利立有、花橘乎などあり（○阿理加用波勢は在通はせか、また二の阿理は、萬葉に有通と云ふ詞、卷々に多かる中に、蟻往來（六の卷に見え、また三の卷六の卷に、（蟻通とも見ゆ。）とも有る。此の義ならむか。（蟻の義と云ふを前には、非説ならむと思ひしを、後に判官物語を見れば、靜が、吉野山の僧らにすゝめられて、舞ける時の唄に、ありのすさびの憎きだに、ありきの跡は戀しきに、あかで離れし面影を、いつの世にかは忘るべき云々、とあるを思ふに、判官の心多かりしことを、思ひ寄てうたへるにて、實にも蟻ちふ虫は、能く歩行くより、名に負へる物と思はるれば、蟻通と書たるは、正字なるべし。）また有待（七の卷、また十の卷などに見え。）有雙爲（十三の卷、）有々てなど云へる有にて。然而在。然而不被在。云々而在などゝ、常に

云ふ言なれども。在云々と上に置ことは、後の世の語に少き故に、耳遠く聞ゆめり。然れども、蟻の義なれば難なし。この二の中孰ならむ考ふべし。（備この句は、上に許曾と云辭も無く、また仰る言にも非ぬに、下を勢と、第四音もて絶れるは、古への長歌の中にある一の格なり、勢の下に、婆の字の脫たるかと、加茂翁の云れつるはあらず、萬葉二に、天傳入日刺奴禮云々、また引放箭繁計久、大雪乃亂而來禮云々、三に、久堅乃天所知奴禮云々、五に周具斯野利都禮云々、また靈剋伊乃知多延奴禮云々、これら皆然なり、何れも上より云ひつゞけ來つる言を、姑く絶て、事の轉る際にあることみな同じ、披き見て考へ合すべし、萬葉五に、好去好來の歌に、唐能遠境爾都加播佐禮、麻加利伊麻勢云々、この勢も同じ格なり。）○多知賀遠母は。大刀之緒もなり。（能といはで賀と云へるは、古へかゝる物にも例多し、萬葉廿に、非毛我乎ともよめり、紐之緒なり、）緒は身に著佩料なり。其狀は。大神宮式神寶に。玉纏横刀一柄。（柄長七寸、鞘長三尺六寸、）柄頭横著銅塗金。長三寸八分。

頭頂著仆鐶一勾。著五色組長一丈。阿志須惠組四尺。柄著勾金長二尺。（著鈴八口、琥碧玉二枚）金鮒形一雙。著緒紫組長六尺。また須我流横刀云々。雜作横刀二十柄云々　阿志須惠。著緋紺帛緒長九尺。（廣二寸五分）とあるにて知べし。拾遺集神樂歌に「石の上ふるや壯夫の太刀もがな。組緒垂て宮路通はむ。また物名に。をがはの橋をよめる歌。筑紫より此まで來れどつともなし。太刀の緒革の端のみぞある（貞觀十六年、撿非違使の請に依て、横刀の緒、五位已上同用唐組、六位已上並用綺新羅組等と定められしこと、三代實錄に見ゆ、承和元年制、因獄司物部刀緒、用胡桃染と云ことも、續後紀に見ゆ、）○伊麻陀登加受氐は。未解而なり。萬葉十二に。他國爾結婚爾行而太刀之緒毛。未解者左夜曾明家流。こは此の歌の意を約て詠る歌なり。○淤須比遠は。倭建命の段に。美夜受比賣歌に。和賀祁勢流意須比能須蘇爾云々。應神天皇卷女鳥王歌に。波夜夫佐和氣能美淤須比賀泥。萬葉三。大伴坂上郎女。祭神歌に。十六自物膝折伏。手弱女之押日取懸云々。外

宮儀式帳に。大物忌先位神主岡成女云々。著明衣木綿手次前垂懸氏。天押日蒙氏。洗手不干之氏。二所大神乃朝大御饌。夕大御饌乎。日別齋敬仕へ奉るなど見え。大神宮式御裝束の中に。帛意須比八條。（長二丈五尺、廣二幅）と見え。度會宮のには。帛絹忍比四條。（各長二丈五尺）とあり。（儀式帳には、絹を絁、條を具と作。また廣隨幅とあり、正中御飾記には、綾忍比と云ひ、弘一幅とあり、）是らを以て思ふに。此の名は意曾比と通ひて。襲覆を約めたるなり。（師はおし帶を約めたるなりとて。比を濁りて訓れつ。されど其は右に引く書どもある趣にかなはず、まづ右の式に、長二丈五尺、廣二幅と有るも、帶の類とは聞えず、同御裝束に、御帶は、長七尺廣一寸八分。とあると、大く異なればなり。また美夜受比賣の歌に、須蘇とよみ、儀式帳に、蒙りと云へるなど。帶の類に非ること灼し）さて其の狀は。一幅にまれ二幅にまれ。幅の隨に。いと長き物なるを。後の世の婦人の被衣などの如く頭より被りて。衣の上を掩ひ。下は襴まで垂ると見ゆ。（其の著るさまを試に

云はゞ、中央の處を頭に當て蒙り、左右へ下して、帶のあたりにて遣違へて腰にまとひ、前へ回して結びて、端は瀾へ垂るゝなるべし、其の委きことは知がたけれど、右に引る古書どもの趣を、合せ考へて、大概は知らる、さて其は上代に。男女共に人に誰と知れじと。面貌を隱す料の服と見えたり」今此も妻問の時なれば」御貌を人に隱給ふとて著給へるなるべく。また彼の女鳥王の。隼別王のために織たまふも」己命のがり隱びて通ひ給はむ料と見ゆ」(さて女は常にも人に見ゆることを恥て、皃を隱す物にしあれば、いつとても著たるべし、然るを、奈良の頃などになりては、男の著ることは既く絶て、女の古の禮服の如くなりて、神を祭る時などにのみ著つるなるべし、右の如くなれば、是を有職家にて、かくし絹と名くと、或物に見えたるは、古への意に、よくかなへる名なりかし」)○伊麻陀登加泥婆とは。結び固たる處を」未解ぬ間にとなり。(かの腰より前へ回して、結べる處なるべし、たとひ然せずとも、必結びて固むる所はありぬべし」)泥婆は。奴爾と云意なり。此

例古歌には多し。一二擧ば」天智天皇紀の童謠に。おみのこの。やへのひもとく。ひとへだに。伊麻拕藤柯禰波」みこのひもとく」此もいまだ解ぬの意なり。萬葉四に。「春見而未時太爾不更者。如年月所念君。八に。「秋立而幾日毛不有者此宿流」朝開之風者手本寒母。この餘にも多かり。(今云、なほ此の詞の例を數擧られたれど、今は省きて注しつ」)さて此處にて語を絶て　次の句には連けず」下の阿遠夜麻爾云々の處に係て心得べし。○遠登賣能は。處女之にて」沼河比賣を云へるなり」○那須夜伊多斗遠は。鳴す板戸を也。那須は令鳴にて」即ち戸を閉ことを然言へりと聞ゆ」其は古への戸は」多く開き戸にて」開閉するに音ある故なるべし。(源氏物語空蟬卷に、此の御かうしはさしてむとてならすなり、或抄に、ならすは、かうしをおろす音なりとあり、此も閉ことを、ならすと云へりと聞ゆ」)萬葉五に。遠等咩良何。佐那周伊多斗乎」意斯比良伎。とあるは。此の歌詞を取てよめりと見ゆるに。佐那須と改めたるは。佐は例の眞に通ふ辭なり。(さて此は、今閉を云に

は非ず、閉たる戸を云意なり、夜は辭なり。）○淤曾夫良比は。押なり。夫良比は。萬葉十四に。多禮曾許能。屋能戸於曾夫流とある夫流と同しきを。延て云へるなり。○和何多々勢禮婆は。吾立有者なり。（多氏禮を延て、多々勢禮と云は、立を多々須と云ふ格ぞ。）○比許豆良比は引なり。萬葉十三に。曾朋舟爾綱取繋引豆良比云々曰豆良賓云云とあり。（文選西京賦に、挐攫をヒコヅラヒと訓り。）さて押引をかく夫良比。豆良比と添て云へるは。たゞ閉る戸を押み引みかにかくして強に開むとし給ふなり。（師はぶらひ、づらひを、わづらひなりと云はれしかど、わろし。）今の世の言にも。引を引豆流と云ふ。豆良比は即ち豆里を延たるなり。（源氏物語若菜上に、猫のことを、綱いと長く付きたりけるを云々、逃むとひこじろふほどに、夕霧に、惜みがほにも、ひこじろひ賜はねばなど見ゆ。）○阿遠夜麻邇は。於青山なり。青く見ゆる物なる故に。たゞ山をかく云なり。○奴延波那伎は。師云鵼者鳴なり。和名抄に。唐韻云鵼怪鳥也。漢語抄云沼江とあり。（字鏡には、鵺また鵼を奴江とあり。）冠辭考に。萬葉十に。奴延鳥之裏歎座津。五に。奴延鳥乃能杼與比居爾云々。十七に奴要鳥能宇良奈氣之都追云々。（なほあり。）こは彼が聲の悲しく恨めしげなるを。人の哭泣に譬ておけり。此の二句は。物思すをりしも。此が鳴聲を聞て。いよゝ憂たまふ意なり。（さて裏歎とかき、能杼與比とも云へるをもて、或人は、隱聲になく鳥ならむと云しを、武藏の上野に、實傳法師と云在しが、もと三井寺に住學せしほど、此の寺にて、ぬえの鳴は凶きさがとて忌むを、たま〳〵は聞たるに、遙なる谷に鳴くも、耳のとほるばかり、高く苦き聲なりと語りき、また土佐の人大神垣守が云るは、奴衣鳥は、今の猿樂の笛の、ひしぎてふ音の如く鳴ぬ、亥の時ばかりより始めて、夜鳴なり、鳩よりもいさゝか大きにて、鳶の羽の如し、依りて思ふに、梟などの類にて、夜鳴くならむ、且喉呼ともあるは、隱聲なるには非で、から聲にて鳴くかたにて云なりけり、）○佐怒都登理。伎藝斯波登與牟は。野鳥雉者響なり。冠辭考に。雉は野にすむ故に。野つ鳥と云詞を冠しむと

あり。佐は眞なり。萬葉十六に。狹野津鳥とのみ云へるも雉なり。登與牟は。たゞ鳴く聲の聞ゆるを云。萬葉などに。鳥獸の聲にも何の音にも多くよめり。動の字響の字などを書り。（皇極天皇紀の謠歌に、阿波努儺枳々始、騰余謀作儒ともあり。）さて雉は。和名抄には。木々須。一云木之とあれど。古くはみな伎藝斯と云へり。萬葉十四にも吉藝志とあり。（他の卷に雉とあるも、皆如此訓べきを、今本にキヾスと訓めるは、古へを知らぬ誤りなり。）○爾波都登理。迦祁波那久は。庭鳥雞者鳴なり。此の鳥の本名は迦祁なるを。人の家の庭に住む故に。庭つ鳥と枕詞に云へること野つ鳥と同じ。然るを後には。庭鳥とのみ呼て迦祁てふ名は失ぬ。（萬葉七に、庭津鳥可雞乃垂尾乃云々。）さて此の二つの鳥の鳴くことをよみ賜ふは。夜の明るを歎き給ふなり。萬葉三に。何時かも此の夜の明むと待からに。寢の宿がてねば瀧上の。淺野の雉開こそ。立動らし。此れも雉の鳴を。夜の明ることに云へり。（奴延の鳴くをよみ給ふは、夜の明るよしには非ず、彼れはむねと夜る鳴く物と云へばなり、然れば彼れは加茂翁說の如く、物思ひのもよほしとなる由なり、さればこそ雉と雞とには、登與牟、那久と云へるに、彼鷄のみは、那久といはで、那伎と云る、言の用格を變たるも、意の異なればなるべし。）十三に。「隱口の泊瀨の國に。左結婚に。吾來れば。棚雲り。雪は零來ぬ。左雲り。雨は落來ぬ。野鳥雉は動む。家鳥可鷄も鳴く。左夜は明け。此の夜は旭ぬ。入て且眠む。此の戶開かせ。此歌に依りて詠りと聞ゆ。（右の答へ歌も、今の沼河比賣の御答にせむに、いと似つかはしく、哀なる歌なり、其歌は下に引けり。）さて上の。淤須比遠母。伊麻陀登加泥婆と云處を佐奴都登理云々へつゞけて心得べし。（語の勢は、阿遠夜麻爾、と云ふへ係れり、されど意は、さ野つ鳥云々へ係れり。）其の故は。板戶を押ぶり引づり。かにかくして。時遷りて。得入らぬほどに。太刀緒淤須比などをも。未解ぬ間に。早夜の明つるはと云ふ意なればなり。上に引る萬葉十二卷の歌。（太刀が緒も、未だ解ねば、さ夜ぞ明ける、）は。此の意を得て取れる物ぞ。○宇禮多久母は。神武

天皇紀に。慨哉此云二于黎多棄伽夜一と見え。萬葉八に。宇禮多伎也。志許霍公鳥。曉之裏悲爾云々。十に。慨哉四去霍公鳥云々。神樂歌に。支利支利須乃。爾多佐宇禮太左也。云々などあり。中昔の物語書などにも、多くある詞なり。）○那久那留登理加こは上の三鳥を總ていふ。加は後の世に加那と云ふ意なり。○許能登理母。母は助辭なり。此鳥等余。と云むが如し。○宇知夜米許世泥。宇知は打なり。（こは例の輕く添云辭には非ず、實に打をいへり。）夜米は令レ病を約たるにて。打て惱し苦しめむと云なり。（凡て麻世を約めて米と云言の格多し、止も令レ止なり、進も令レ進なり、浮も令浮なり、屈も令レ屈なり、染も令レ染なり、これらを以て心得よ。）鳴ことを止しめむと云には非ず。（皇極天皇紀歌に、膩與預能柯微乎、宇智岐多麻須母、とある類なり、（また伊勢物語に、「夜も明ば狐に令食なでくた鶏の。まだきに鳴てせなを遣つる。と云歌は。凡ての樣も意も。全此と似たり、（今云、此の歌のきつにはめなでは、狐に非ず、出羽の秋田など、其餘も、東國の彼處にて、水を盛るゝに用ふ器の、木にてさしたる、又は大木を空にくりたるなどを、伎都と云、また宵鳴する鶏は、水に胸を冷すと云こと有り、此に依て思ふに、此鶏の早く鳴きたるを惡みて、腐鶏と詈り、夜明けたらむには、彼の伎都にうち食て胸を冷さむと云へるなり、此歌袖中抄には、我家のとあるにても、狐に非ざること灼し、狐は家に近くある物ならねばなり、此は旣く屋代氏、藤井高尙などに告たれば、參考本、また新釋にも記されたり、さて予が此說は、委く伊勢物語梓弓に記し置たりき。）許世泥は乞望ふ意の辭にて。古歌多し。まづ萬葉四に。夢爾見乞また五に。宇米我波奈。知良須阿利許曾など。なほ多くある許曾と同くて。また二に。不通事無有巨勢濃香毛。四に。百夜乃長有與宿鴨なども詠み。また十一に。戀爲道相與勿湯目。また有超名湯目なども詠て。許曾。許世。許須。みな一辭の轉れるなり。斯て泥もまた乞望辭にて。膩神天皇卷女鳥王御歌に。佐邪伎登良佐泥。萬葉一に。名告沙根。また草乎苅核などなほ多し。また萬葉九に。妻依來世尼。十四に。都麻余之許世禰など

有るは。此と先同じ。○伊斯多布夜。此詞の意は。下に注せり。(催馬樂を引て云れし說は、信がたく覺ゆれば注さず、記傳に就て見べし。)師云。此より下五句は。此の次の歌にも同くあり。また其の終三句は其の次々の歌にも二所。朝倉宮の段の歌等にも見えて。(書紀、萬葉の歌には一つもなし。)みな其の歌の意にはかゝはらず。たゞ一首の結に添て云へる語なり。○阿麻波勢豆加比は。天馳使と聞ゆ。遠飛鳥宮の段。輕太子の御歌に。天飛鳥も使ぞ。鶴が音の聞えむ時は。我名問さね。と有るを思ふべし。其に付て思ふに。上の句は。伊曾伎飛やと云にや。(いそぎを約めて伊斯と云か、また輕太子の御歌に、阿麻陀牟とあるも、天飛なれば、多布とも云つべし。)然れば此の二句は。遙に隔れる道の間をもて。言通はす使を。虛空飛鳥に譬へて云へるにや。○許登能は。事之にて。三言一句なり。(次の言に連けて、一句とはすべからず、凡て歌の句は、五言七言に定まれる物なるを、其の五言なるべきを、四言三言にいひ、七言なるべきを、六言に云へるなどは、上代の歌にはいと多かり、されども五言を六言に云ひ、七言を八言九言などに云へる例は、をさをさ無きことなり、但し後の世にいはゆる文字餘と云例は、上代の歌には非るを、古學する人も、今の風をよむ人も、共に其格をしらず、其定まれる格は、己考へ出せること有り、別に記せり、○今云、此師說は、字音假字用格に記されたり、見るべし。)○加多理其登母。(六言一句。)語言にて。母は余と云はむが如し。(凡て古歌には、母てふ助辭多し、そが中に、後の世の格とは異なるが、數あるなり。)○許遠婆は(三言一句)是をばにて。即此の妻問の事を云なり。かゝれば此の結の五句は。彼の言通ふ使の如く。此の歌の傳はり往て。今此の事は。遙き後の世までも。故事の語言にぞ爲なむ。と云ふほどの意なるべし。○未開戸而は。師云。伊麻陀斗袁比良加受氏と訓べし。(阿氣受氏と訓むはわろし。)古言を驗るに。必ず戸は比良久と云へり。○怒延久佐能は。加茂翁說に。此はなえ草の女と連けて。なよ〳〵としたる草の如き手弱女なり。と云意なり。且奴と那の通ふは。草のなえ臥を偃と云ふ類

なり。(またノエフスとも云、夏草のあひねの濱、野島など連けたるをも對へ見よ。)とあり。師も此説を用ひて。また或る人は。草の芽と云意につゞくと云へり。此も惡からず。(此の説に依ときは、怒延と云にさせる意はなくて、只草と云も同く見るべし、草は何も、しなひ靡く物なる故に、怒延草とは、只なべての草のことを云べし、藤を藤靡と云が如し、また師説によらば、只草と云には非で、怒延に用あるなり。)○賣邇志阿禮婆。師云賣は女。志は助辭にて。女邇あればなり。(さて其の邇阿を切れば那となれば、女なればと云ことぞ、凡て那理、那留、那禮と云辭は、爾阿理、爾阿留、爾阿禮を約めたるものぞ。)○和何許々呂は吾が心なり。○宇良須能登理叙は。師云浦渚之鳥ぞなり。萬葉六に。汭渚爾波千鳥妻呼。とよめる類を云。(汭を今の本に納とかけるは誤なり、)また七に。圓方之湊之渚鳥浪立巴。妻唱立而邊近著毛。十一に。大海之荒礒之渚鳥。十七に。美奈刀能須登利。(なほ多かり、)此れ等の渚鳥は。一の鳥の名の如くも聞ゆれど。(みさごの事なりと云は、推當の說なるべし。)今此の歌の詞と照して見れば。たゞ洲に在る鳥なるべし。(萬葉十四に、波麻渚杼里ともよめり。)さて是れまで四句の意は。我丈夫なりせば。如此も有るまじきを。女のことなれば。浦渚に立騷ぐ鳥の如く。心の左右に騷ぎて。平和からぬと云なり。(右に引る歌どもの如く妻呼意もあるか。)其の心のほどは。上に引る萬葉十三の歌の。女の答へ歌に。隱口乃長谷小國に夜延せす。吾夫のきみよ。奥床に母は睡たり。外床に父は寢たり起立ば。母知りぬべみ出行ば。父知ぬべみ野干玉の。夜は旭去ぬ幾許も。不念がごと隱嬬かも。(今云、此の歌の訓は、記傳に引て訓れたると少し異なるは、略解に依れるなり、そは略解なる訓は、師の後の考なればなり、但し吾が夫のきみ、本には大皇寸與とありて、師は訓を欠れたるを、千蔭が夫寸美與の誤と云へるに依れり。)これに準へて推度るべし。(或說に、浦洲を、心安と云によせたりと云は、大く非ことなり。)○伊麻許曾波知杼理邇阿良米は。今社者千鳥邇將有なり。師云。千鳥は。邇々藝命の大御歌にも。波麻都千杼里とよみ賜

ひ日代宮の段にも見えて、古歌に常多くよめる鳥なり。(然るを字鏡にも、和名抄にも、此鳥の見えぬはいぶかし。)さて此は、上の浦渚の鳥ぞを承たるなれば、今こそは浦渚鳥ならめと云ふ意なるを。歌の調さへ云ひ難き故に。言をかへて千鳥とは云へり。(此鳥即ち浦渚に在りて騒ぐ鳥なること、右に引る萬葉六の歌の如くなればなり。)○能知波は。後者にて。三言一句なり。○那杼理は。平和なり。今の世の言に。物の平和なることを。那杼夜加とも。那杼理とも云ふ是なり。其の那杼は能杼とも通ひて。能杼加と云も同じことぞ。(萬葉十三に、吹風も和者不吹。)さて歌は調べを旨とする物なる故に。上の知杼理に對て、那杼理と詞を疊たる物なり。(契冲が、汝鳥にあらめにて、汝の妻となりて、從はむと云意なり、と云へるは非なり。)かゝれば。此の四句の意は。今こそ逢がたくて。如此浦渚の千鳥の如く、心の騒ぐとも。後には必ず逢見て。心の平和べきをと云なり。(下の文に、其の夜者不レ合とあれば、逢ひがたき由有けむ故に、かく心のさわぎしなり、さて次に、明日,夜爲二御合一とある、これ後は平和にあらむ、と云にあたれり。)阿遠夜麻邇云々。と云るより下は。即ち後は平和にあらむ狀をよめり。○伊能知波那志勢多麻比曾は。命者莫死賜ひそなり。志勢は令レ死を約めたる言なり。水垣宮段の歌に。奴須美斯勢牟登云々とあるも。竊將レ令レ死とにて。竊に殺さむと云ことなり。(垂仁天皇紀などに、弑をシセマツルと訓るも是れなり、弑また死の字の音とな思ひ混へそ。)但し今此は。殺す意には非ず。自死るを云なれど。古言には。立を多々須。行を由加須など云例にて。令レ死とは云へり。(さて命死ぬと云は、何とかや聞つかぬこゝちすれど、雄略天皇紀歌にも、伊能致志儺磨志と見え、萬葉集にも、こゝかしこに例あり。)偖かく歌へる意二つに聞ゆ。一つには。後には必ず逢見べきほどに。其の時まで死なず長らへて。待たまへと云なり。二つには。今夜逢見ぬことを深く慨みて。戀死給ふなと云なり。(初の意に見る時は、後と云ことを、程遠く取なり、また後の意なれば、明日夜のことを、能知波と云へるなり、明日夜爲二御合一と

あるを以見れば、後の意なるべし、凡て古事記中の歌どもに、延佳が附たる傍注などは、古の意言をしらぬものなれば、論ふにも足らぬことがちなりかし。）○阿遠夜麻邇比賀迦久良婆は。於二青山一日之隱レ者にて。日の暮るを云なり。迦久禮婆と云べきを。迦久良婆と云は。古言の一ツの格なり。近ツ飛鳥ノ宮ノ段ノ大御歌に。美夜麻賀久理氐とあるも同じ。（此格は、加久良牟、加久理、加久流と活用くなり。）陰陽式儺ノ祭文に。留里加久良婆とあるも。古言に依れるなり。○奴婆多麻能は。夜と云むとての枕言なり。冠辭考に云。萬葉五に。奴波多麻能。用流能伊昧仁云々。十二に。野干玉之夜渡月之云。十に。烏玉之夜霧隱云々。（なほ多かり。）また四に。黑玉之玄髮山乎云々。此は黑とつゞけたり。（かく連たる歌なほ多かり）なほ十四に。夜干玉能夢所見乍。十七に。奴婆多麻能。都奇爾牟加比氐云々。奴婆多麻能。伊毛我保須倍久云々などあり。（奴婆玉の夜と連くるより轉りて、月に冠しめ、黑とも夢とも連け、また伊の一音にもかけて、妹とも連けたり、あら玉の年と云より、轉り〳〵て、

璞の月日、荒田麻之全夜毛不レ落などつゞけたる類ひなり。）抑奴婆玉と云辭は。私記に。烏扇之實也。其色黑以喩レ之と云へるを宜とす。其は和名抄に。射干一名烏扇（和名、加良須安布木。）とあり。然れば射干玉と書は正字にて。夜干玉。野干玉など書るは。音を借たるなり。射干の實は。黑き玉の如くにて。野に生る物ゆゑに。我が國には。野眞玉と云なるべしと有り。（猶委くは、冠辭考を見て知るべし。）また師云冠辭考に。此れを野眞玉せりと有はいかゞ。（或說に、縫葉玉と云ひ、また奴は黑きを云て、黑羽玉なりなど云はみな惡し。）こは或人の說に烏扇の葉は羽に似たる故に、此の草を野羽と名け。其の實を野羽玉とは云なりと云へるぞ宜き。（信に烏扇といひ、また俗に檜扇といふも、葉の羽に似たる由なり。）○用波伊傳那牟は。夜者將レ出なり。こは閨より起出て。戶を開きて入れ奉らむと云意にて。出なむとは云なり。出て外にて會むと云にはあらず。○阿佐比能は。朝日之にて。次の句を云むとての枕詞なり。○惠美佐迦延伎氐は。咲榮來而なり。（源氏物語末摘花、

卷に、老人ども、ゑみさかえて見奉る、明石卷に見奉るより、老も忘れ、齡ひ延る心ちして、咲榮えて云々、總角卷に、女ばら、日來打ちつぶやきつる、などりなく、咲榮えつゝ、御座引きつくろひなどす、など見えたり、竹取物語には、笑ひ榮えてとも有り、人の喜び咲は、顏の榮ゆるなれば云へり、)さて祝詞どもに朝日之豐榮登とも云ひて。其さま人の咲榮たる顏と相似たる故に。朝日之と置るなり。○多久豆怒能は栲綱之にて。白と云むとての發語なること。既に注へり。(第七十六段、栲衾の下見べし、)○斯路伎多陀牟伎は。白き腕なり。和名抄に。腕和名太々無岐。一云宇天とあり。(天武天皇紀に、臂ともよめり、)難波天皇大御歌に。斯濔多陀牟岐とも詠ませ賜へり。○阿和由伎能は沫雪之にて。(沫雪のことは上に出)次の句を云むとての發語なり。○和加夜流牟泥遠は。弱やかなる胸をと云むが如し。凡て和加志と云言の本は。物の未だ成固まらぬ意なり。さて固からぬより轉りて。やはらかなるをも云。此は其の意なり。(人の齡また草木などに云も、未だ成り固まらぬ意なり、さて其中に、美る方に云と、賤むる方に云との差あり、固まらぬ方に云は、賤むるなり、やはらかなる方に云は美るなり、今此は美て云り、)さて沫雪より連く意は。脆くて固からぬ方歌の意は。柔かなるを美る方なり。さて上の腕は男神の腕。此は女神の胸なり。男神の腕を以て。女神の胸をと云意ぞ。(下の須世理毘賣の御歌には、胸をと先きに云て、さて白き腕、そだきと有るにて、其意なることを知べし、此處よくせずは混びぬべし、)○曾陀多伎は。俗に曾と叩くと云ことなり。(凡て事を緩く和やかに爲るを、曾登とも曾曾登とも、曾呂理登とも云は、みな此の曾なり、此の句を契冲は、曾は添たる辭にて、たゞ叩なり、なるゝをそなるゝと云が如しといひ、師は背抱なりと云れ、或は陀多伎を手抱なりと云說もあり、皆わろし、)漢籍遊仙窟に。拍二搦粲房間一と云るも。よく似たることぞ。○多々伎麻那賀理とは。胸を叩きつゝ交に抱を云ふ。○麻那賀理は。麻奴加流なりと師の云れし。然も有べし。(奴と那とは常に通ひ、また賀を濁るは音便なり、)麻奴加流

とは。麻奴久を延たる言。麻奴久は拱と同言。古麻奴久は。組貫なり。さて今は。其の古麻奴伎の古を省き。伎を延へて麻那賀理と云へるにて。互に手を差交し抱く由なり。(かの拱は、己が左と右の手を組貫なり、此は女の手と男の手とを組み貫くなれば、事はいさゝか異なれども、言の意は全同じ。)彼の繼體天皇紀なる御歌に。多々企阿藏播梨とある句。即ちこの言に當れる。(左に引くを見べし、)その阿藏播梨も。糾なれば此と同意なり。○麻多麻傳は。眞玉手なり。○多麻傳佐斯麻伎は。玉手差纏なり。玉手とは。美き手をほめて云。(手玉とて、手にも玉を飾れば、然る手ともすべけれど猶さには非じ。)佐斯は。彼方へ差やるなり。麻伎は。枕にすることなり。妹之手將纏などゝ多く詠み。また手枕纏とも。枕に纏とも。枕纏とも。麻久良加牟とも云り。(萬葉五に、またまでの、玉手さしかへさねし夜の云々、八に、天飛や領巾かたしき、眞玉手の玉手さし更へ、よひも寐てしがも、と詠り。)○毛々那賀爾は。契沖の說に。股長になりと云へり。其は足を伸て。ゆるらかに寐るさまなり。○伊波那佐牟遠は。寐者將レ宿にて。遠は毛能遠と云意の辭なり。次なる須世理毘賣の御歌に。伊遠斯那世ともあり。萬葉二に。「奥波來依荒磯乎色妙乃。枕等卷而奈世流君香聞。(奈世流は寐而有なり。)五に。夜周伊斯奈佐農。(安寐不令寐なり、斯は助辭。)十四に。伊利伎氏奈佐禰。(入來而寐よなり。)十七に。吾乎麻都等。奈須良牟妹乎。(奈須良牟は、將レ寐なり、)十九に。安寢不令宿。君乎奈夜麻勢。また安宿勿令寢。これらを合せて心得べし。寐てふ言は。那奴泥と活くなり。(然るをその奴泥は、常に云ゆゑによく通ゆれども、那は後の世には耳遠きから、那須、那佐牟など云へば、心得にくきが如し。)また伊と云も。寐ことなるを。寐乎安宿。宿毛不寢など重ねて云も常なり。上に處々引る、繼體天皇紀御歌の中に、我が入り坐し、あとゞりつまどりして、魔倶囉圖利つまどりして、いもが手を、我れにまかしめ、わが手を、いもにまかしめ、まさきづら、たゝきあざはり、しゝくしろうまいねしとに、と有る十三句、此の歌の、阿佐比能云々により、此れまでのさまとよく似た

り、但し彼れは男の御歌にて、自然爲給ふ由なり、此れは女の歌にて男の然爲たまはむ由なり。）○阿夜爾。三言の句なり。此の言は應神天皇巻。建内宿禰歌。雄略天皇巻。三重婇歌。天皇大御歌などにもあり。萬葉にも。阿夜爾恐き。阿夜爾戀しきなど甚多し。十四巻には。安也爾阿夜爾と。重ねても云へり。（此言の意は、上の阿夜訶志古泥神の處に注へり。第四段の傳見べし。）○那古斐伎許志は。勿戀詔ひそと云むが如し。仁徳天皇巻。八田若郎女御歌に。天皇し宜と伎許佐婆。天皇大御歌に。大ろかに伎許佐怒　萬葉十一に。狗上の鳥籠山なるいさや河。いさとを寸許勢。余名告すな。十二に。空言も相むと令聞。戀の名種爾。（萬葉に此言なほ多かり。）これらの伎許須みな　詔と云ことなり。此は人の言て。我に令レ聞意より云へるなり。（然れども、其の言人を尊みて云ときならでは云はぬ言なり、右の歌どもにて心得べし、また中昔の物語文などに、申すと云べきを、聞ゆと云へること常多し、それも尊む人に申すをのみ云り、されば古言の伎許須とは、つかひざま表裏のたがひなり、今の人は、古言雅言の用ひざまを知らず、きこすときこゆとをも、一つにこゝろ得、また人の己に向ひて言と云ことを、きこゆと云など、大く非なり。）さて此は常の格ならば。那古斐伎許志曾。とあるべきを。下の曾てふ辭なきも。古歌には例多し。（然るを此の近き世の歌どもには、下の曾をば云て、上の那を略けるがまゝ見ゆるは、甚く非なり、那はかならす、云はでは通えぬ言ぞ。）斯て右の二句は。甚く吾を戀て。さのみな詔ひそと。慰めたるものなり（上の句に、命者勿死賜そとあると同意なり。）○其夜者。こは上に男神の。佐用婆比爾在立志。とよみ給へる夜を指には非ず。（男神の、さよばひに云々、と詠み給へる夜は、雉鷄の鳴て、既に明ぬる由あれば、こゝに其夜とは云べからねば、此は其の次の夜なるべし、と思ふ人も有らむか、されど女神の、夜は出なむとよみ給へる、其夜不レ合とならば、必ず又その不レ合所以を云べきに、何の障れる由をも云はで、ふと其夜者不レ合と云ひては、こと足はずなむ。）○明日夜は。久流比能用と訓べし。其由者上に云へり。

(今云、第八十三段の傳に注せり、)此れ即ち用波傳那牟とある夜なり。○爲二御合一矣は。美阿比志賜伎と訓べし。(萬葉十に、八千戈神の御世より、乏孋人知爾けり、苦思へば、とよめるも、此等の故事を思へるなるべし、但苦の字、今の本は告と誤れり。)

○門人曾我常昌高岡彝。および越原正菖ら云ふ。此卷を上木して。世に弘めむと勤む者は。美濃國惠那郡。坂下村に住める。吉村重時。また同郡田瀨村に家をる。丹羽正德。また加茂郡神戸の里人。神戸正邦と三人なるが。彼の初卷より次々を。勞かれし人々の力も添ひて。かく刊本とは成りたるなり。

謹告

平田篤胤全集ノ出版難ハ本會設立趣旨ニ於テ陳述シタルガ如ク其著述部數ノ浩澣ナルノミナラズ活版植字ノ困難ナルモノ多ク印刷費ハ普通出版物ノ二倍若シクハ三倍以上ヲ要シ隨テ又發行常ニ遲延シ此ノ延滯上ヨリ生ズル損失亦豫想外ナルモノアリ加フルニ大部ナルガ爲ニ購讀者豫定數ニ達セズ其經營ノ困難ナル洵ニ名狀スベカラザル程ニテ支拂ハ毎卷印刷所ヘ幾百圓用紙店ヘ幾百圓製本所ヘ幾百圓或ハ又廣告料ニ幾百圓ト一纏メニ支出スルヲ例トシ而シテ集金ノ方ハ如何ニト言ヘバ前金拂ハ實ニ僅少ニシテ毎卷一冊宛ノ拂込多數ニテ恰モ箕デ零シテ爪デ拾フノ譬ニ異ナラズ之モ詮ナキ義ナルモ購讀者諸君中ニハ出來通報次第直ニ御送金セラルヽ向モアレド往々書籍出來案内後三四ケ月ヲ經ルモ尙御送金ナキ等種々ノ事情ノ爲メ卷ヲ重ネ發行スル毎ニ困難苦痛愈增加シ第六卷發行ニ及ビテ益々其度ヲ加ヘ遂ニ資金ノ運轉杜絶シ前途悲觀ノ已ムナキニ至レリ是ニ於テ賛助員諸氏就中井上頼圀先生ハジメ野田菅麿氏佐藤範雄氏松村吉太郎氏神崎一作氏山本信哉氏田邊勝哉氏等本會ノ狀況ニ就キ大ニ慷慨セラレ此平田全集發行ニシテ若シ中途ニ挫折スルガ如キ事アランカ斯道ノ爲メ遺憾ノ極ナルノミナラズ故翁學德ニモ關シ延イテハ現社會ニ對スル國民性ノ涵養ニ就テモ吾々後輩ノ忍ビザル所ナレバ是非共完成セザルベカラズトテ公務ノ多忙ヲ厭ハズ斡旋ヲ辱クシタル結果

金貳百圓也　京都稲荷　大貫眞浦殿
　　　　　　　　　　　桑田孝恒殿
　　　　　　　　　　　氷室銑之助殿

金五百圓也　金光教副管長　金光攝胤殿

金五百圓也　天理教管長　中山新治郎殿

前記ノ如ク出資ヲ得此ノ外尚他ニモ出資ノ約定アリ此ノ如キ厚キ同情ト後援トニ感激シ益々意ヲ強クシテ本年内ニ第十卷迄卽チ古史傳全部ヲ出版シ殘餘五冊ハ大正三年度出版シ全部完成セシメントス然レドモ第十一卷以后ハ尙資金ノ不足ヲ免レズ之ガ補充策トシテ平田全集中ノ何人ニモ繙讀シ得ラレ而モ國民性涵養上至大ノ効果アルモノヲ選出シテ上下二冊トナシ平田翁講演集ト名ケテ單行シ又古史傳春夏秋冬ノ四冊ヲモ分離單行シテ全部完成ノ資ニ充テントス幸ニシテ此等相當部數販賣セラルヽトキハ相應ノ利金ヲ生ズベク此利金ヲ以テ第十一卷以后ノ不足ヲ償ハントス既ニ會員諸彥中此ノ擧ニ同意セラレテ多數勸誘ノ光榮ヲ得タルモノアリ今爰ニ本會ノ實情ヲ披瀝シ深厚ノ御同情アル會員諸君ニ對シ記念ノタメ毎卷ニ本集ノ實況ヲ附記シテ聊カ感謝ノ意ヲ表ス

金拾貳圓	平田講演集	四部	岡山縣	金光攝胤殿
金參圓	同	一部	千葉縣	天勝豐眞德殿
金拾五圓	同	五部	福島縣	宇佐神正賀殿
金拾貳圓	同	四部	長野縣	倉澤道太郎殿
金參圓六拾錢	同 同	一部	島根縣	大社敎本院殿
金參圓	同	一部	島根縣	出雲大社殿
金九圓	同	三部	備後國	藤田芳松殿
金參圓	同	一部	德島縣	重信樂太殿
金拾貳圓	同	四部	兵庫縣	林省三殿
金參圓	同	一部	福岡縣	吉本茂殿
金參圓	同 一部	高知縣		天理敎高知大敎會殿
金參圓	同	一部	兵庫縣	生野正隆殿
金參圓	同	一部	若狹國	浦谷勗殿
金九圓	同	三部	新潟縣	石澤幸次郎殿
金拾八圓	同	六部	愛知縣	神山榮殿

金參圓	平田講演集	一部	大阪府	土屋廣丸殿
金參圓	同	一部	大連市	榎本要殿
金參圓	同	一部	千葉縣	成田圖書館殿
金參圓	同	一部	福井縣	石徹日藤之助殿
金參圓	同	一部	秋田縣	伊藤德憲殿
金拾貳圓	同	四部	岩手縣	村上正雄殿
金參圓	同	一部	靜岡縣	勝亦正司殿
金六圓	同	二部	愛知縣	三輪靜一殿
金拾五圓	同	五部	兵庫縣	谷口政堅殿
金六圓	同 上卷	四冊	福島縣	河原田盛美殿
金拾貳圓	同	四部	京都府	出口王仁三郎殿
金拾五圓	同	五部	鹿兒島縣	今村縫之助殿
金參圓	同	一部	山口縣	柳原舜祐殿
金拾五圓	同	五部	大阪府	河村鼎殿
金六圓	同	二部	大連市	杉山珵三殿

金參圓　平田翁講演集　秋田縣　森　春吉殿
金參圓　同　同　下田八之助殿
金參圓　同　新潟縣　上田和吉殿
金參圓　同　秋田縣　立岩小學校殿
金參圓　同　同　淺河小學校殿
金參圓　同　同　川西小學校殿
金參圓　同　奈良縣　福住尚殿
金參圓　同　京都府　祝　儀麿殿
金參圓　同　靜岡縣　靜岡中學校殿
金參圓　同　香川縣　青井常太郎殿
金參圓　同　和歌山縣　吉田美德殿
金參圓　同　奈良縣　石川吟助殿
金參圓　同　茨城縣　小室眞之助殿
金參圓　同　秋田縣　志賀光俊殿
金拾貳圓同(四部)　靜岡縣　荻野美恭殿
金參圓　同　東京府　衣笠光遠殿

金參圓　平田翁講演集　岡山縣　池田浩之助殿
金參圓　同　長崎縣　島原中學校殿
金參圓　同　播磨國　佐野松之助殿
金參圓　同　大阪府　加藤良造殿
金參圓　同　廣島市　大館　弘殿
金參圓　同　北海道　磯部伊兵衛殿
金參圓　同　德島縣　福永顯文殿
金參圓　同　福岡市　平岡良助殿
金參圓　同　千葉縣　大木道太郎殿
金參圓　同　豐橋市　堀　竹重殿
金參圓　同　北海道　大谷運八殿
金參圓　同　新潟縣　眞木山孟治殿
金參圓　同　靜岡縣　水野德藏殿
金參圓　同　福岡縣　神吉常太郎殿
金參圓　同　愛知縣　林　鎌治郎殿
金參圓　同　北海道　鳥海宗太殿

金參圓　平田翁講演集　岐阜縣　古田佐重殿
金參圓　同　岡山縣　三原英二殿
金參圓　同　山口縣　西村泰胤殿
金參圓　同　東京市　樋脇盛苗殿
金參圓　同　岡山縣　近藤豐治殿
金參圓　同　靜岡縣　遠藤助英殿
金參圓　同　山形縣　杉山廣元殿
金參圓　同　岡山縣　西山正實殿
金參圓　同　大分縣　橋爪益荒殿
金參圓　同　鹿兒島縣　片山素右衛門殿
金參圓　同　佐賀縣　黑田近殿
金參圓　同　栃木縣　宇賀神義照殿
金參圓　同（二名原田高毘殿紹介）　周防國　佐伯榮清殿
金參圓　同　同　向友治郎殿
金參圓　同　廣島市　坂本岩根殿
金參圓　同（以下四名宮野正憲殿紹介）　山形縣　高橋民藏殿

金參圓　平田翁講演集　同　愛川新田殿
金參圓　同　同　加藤茂松殿
金參圓　同　同　阿部繁治殿
金參圓　同　臺灣　井上力之助殿
金參圓　同　三重縣　山田岩太郎殿
金參圓　同（二名江見清風殿紹介）　同　小林隣殿
金參圓　同　東京市　大井銑太郎殿
金參圓　同　廣島縣　付竹一二殿
金六圓　同　和歌山縣　明渡コトメ殿
金參圓　同　愛知縣　草鹿砥祐吉殿
金參圓　同（湯谷基守殿紹介）　大分縣　澤田秀五郎殿

金七圓　古史傳　靜岡縣　酒井保平殿
金七圓　同　山口縣　靜間正和殿
金七圓　同　岐阜縣　鈴村松治郎殿
金七圓　同　岡山縣　志水阿若殿

大正二年十一月十七日印刷
大正二年十一月二十日發行

定價金貳圓也

編輯兼發行者　室松岩雄
東京市麴町區飯田町五丁目八番地

印刷者　佐伯外美雄
東京市小石川區小日向臺町三丁目四十三番地

印刷所　八洲舍
東京市小石川區小日向臺町三丁目四十三番地

製本者　由美直之助
東京市京橋區入舟町五丁目一番地

發行所　法文館書店
東京市麴町區飯田町五丁目八番地